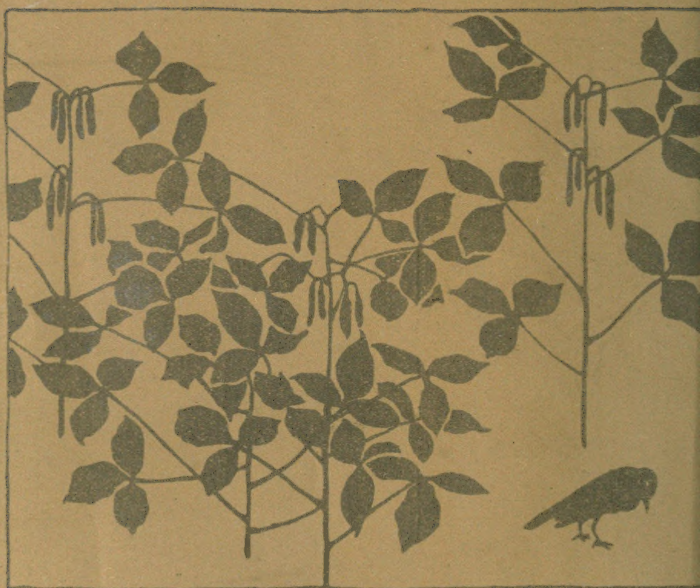


B Hsün-tzu
128 Junshi
H66J388

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY



荀子全

B
128
H66J388



例言

一荀子全部を對譯註解して本書一卷と爲す。

一久保愛の荀子增註本を以て底本と爲し、諸家の註釋書を參看して、訓解その宜しきに從はん事を期したり。

一上欄原文中括弧を加へたるは衍文を認めて譯文中に削除せるもの、字傍に黑點を加へたるは原本の誤字と認めて改譯せるもの、又下欄譯文中に括弧を加へたるは原本の脫落と認めて補ひ譯せるものなり。

荀子 目次

—(目次終)—

荀子解題

荀子三十二篇は周の戰國時代最後の大儒であつた荀況の著作である。最終の堯問篇の末尾にある短文は荀子自身の筆ではないが、其の他は荀子の書いたものを門人等が少し整理したに過ぎないと思ふ。

荀子の事を漢の人或は孫卿といつたので、色色說を爲す人も有るが、荀と孫とは音の轉訛に過ぎないと思ふ。卿は荀子晩年に人より尊ばれて呼ばれた呼び名である、故に正しくは荀卿といふのを、後人は孫卿といつたのであつた。

荀子が世人から卿と呼ばれたことは、其の學德の高きによつたことは勿論であらうが、又年齒も餘ほど高かつた爲めだと思ふ。鹽鐵論毀學篇に據れば秦始皇帝が天下を統一せる後まで生きて居たやうであり、史記本傳の文より考へると齊の襄王（孟子に見ゆる齊の宣王死し、子湣王嗣ぐ、襄王は湣王の子である、孟子に單に王と稱して謚の書いてないのは湣王の事である）の時に本國趙より齊に來

遊し、やがて諸學者中最も先輩として尊ばれたといふことであるので、結局荀子は秦始皇帝が皇帝となりて後間もなく百歳位の高齢で死んだと考へてよいと思ふ、卽ち周の戰國時代最後の老儒といふ所以である。

荀子の師傳は詳かでない。齊では重んぜられたが、それは學者としての事で政治上に關係はしなかつたと見える。齊以外の國をも游歷した樣であるが、孔子も孟子も共に行かなかつた秦の國に入つて、然かも儒者の爲めに大に氣を吐いて居る。後年門人の李斯が始皇帝に仕へて宰相になり、又もう一人の門人韓非も始皇未だ天下を統一せぬ前懇望されて秦に入つた事と何等かの因緣が有る樣に見える。但前記二人の門人は二人ながら法治主義者に宗旨變をして荀子の如く儒者ではなくなつたことも亦一の因緣がそこに有るか。荀子後年楚に往き、有名なる楚の相春申君黃歇に用ゐられて蘭陵といふ地の令卽ち長官となつた、春申君失脚せる時荀子も職を失つたが、久しく居つて居心地がよかつたと見えその儘蘭陵に

家した。多分此處で死んだと思ふ。蘭陵の人尊んで荀卿といひて、名字を云はなかつたといふ。

荀子の學が漢初の經學と深い關係を有つて居ることは注意すべき事實である。漢初に於て今日謂ふところの儀禮を專門と爲せる學派の中大戴と小戴との二派が用ゐて儀禮の說明の資料とせる禮記の中には荀子に取りしものが少くなかつた、禮記は戰國時代より傳はりしものが主で、漢初に作つたものも極めて少しは有つた、右二派の用ゐた禮記は一部分は共通で其の他は各派特別のものを用ゐた、何れの部分にも荀子に取つたものが有る。小戴派で用ゐた禮記が今五經の中に在る禮記である。然れば荀子の學は今の禮記を通して永く後代に影響した譯である。荀子は孔子の博文約禮の主義に遵つて最も禮を重んじ、禮の硏究に於ては造詣甚だ深かつた、その學說が後代の禮學の上に影響せるは當然と思ふ。但荀子の多くの門人中何人が特に禮に深くあつたか、今は判らぬ。前記大小二戴は何れも

孟卿の門人であり、孟卿は蕭奮の門人で、確に荀子の系統の人ではある。經書に列する詩は今存するものは漢初古文の學であつた毛傳の經である、漢初には此の外に今文の詩經が有り、その學派には齊、魯及び韓の三派が有つた、此等今文三派の中魯韓二派及び古文毛傳皆荀卿の說に本づいたものである。又春秋には今文に公羊、穀梁二派、古文に左氏の派が有つたが、穀梁、左氏皆荀卿を經て漢に傳はつたものである。但荀子自身の說が何程加はつて居るかは判らぬ、或は殆ど加はつて居らず、唯〻忠實に傳達したるのみであらうと思はれる。此樣に色色と關係の深淺厚薄は有るが、禮、詩、春秋の學が漢初に復興し得たことに對して荀卿は他の學者の及ばざる關係を有して居る、此の傳授に與つた荀子の師及び荀子の弟子の名も幾分は判つて居る。

荀子の門人中最も異彩を放てる者は前文に擧げた韓非と李斯とである。二人同時に荀子に從遊したらしい。而して他日韓非は本國韓に歸り、李斯は秦に客遊

し逐客の令下りて逐はれんとし、上書して秦王の心を動かし遂に用ゐられ、後秦王天下を統一するや丞相となつた。荀子の學說と二人の主義との關係等は今之を略し、少しく二人の主義に就いて述べん。李斯の著述はないが、その始皇帝に上りて實行せるものは史記に見えて居る、それが韓非の意見と殆ど全く同じである、而してそれは又以前秦に用ゐられた商鞅の意見と一致して居るものがある、その意見は簡單に言へば法治主義、法令至上主義、君主至上主義、愚民而治主義等で、荀子が代表せる儒教の德治主義、道德至上主義、民爲重主義、啓民而治主義等と相反するものである。韓李二人は一時荀子には學んだが、當時の形勢を察して儒教を背いて法家の流に足を投じたのであつた。李斯の詩書を焚くといふ意見も韓非や商鞅が已に唱へたことで、始皇帝が之を採用したのは自己の存在を根柢から危くする天命說を破棄し去り、以て力に據つて立てる絕對專制主義を保護せんが爲めであつた。韓李二人を先王の罪人の樣に見て、その師なるの故を以て荀子を攻擊する

人も有るが、それは酷論である。

荀子の書古來久しく註無し、唐の楊倞始めて之に註す、卽ち今傳ふるものである。邦人のものでは久保愛の荀子增註を推すべし。更に近く支那人の著したものでは王先謙の荀子集解が善い。

荀子は性惡說で名高いが、孟子の所謂性と荀子の所謂性とは其の對象が違ふことを知らねばならぬ。一體支那には古來性といふ文字の意味が一樣ではない、天地之性などといつて天地之生卽ち天地の生ずるところのものといふ意味に用ゐる外、天地の生じたるもの殊に人に就いてその動物的本能を性といふかと思ふと、又その道德的本能をも性といつてある。故に書經に節性といふ語が有ると、詩經に彌性といふ語が有る。孟子は性善を主張したが、明に動物的本能の性たることを認め而して君子は之を性といはずといつて居る、他の語で云ふと、倫理なり敎育なり政治なり、凡そ人の道卽ち君子の道を論ずるには動物的本能を措いて道德的

本能を性として立論することを言明したものである。荀子は之に反して動物的本能を性として論を立てた、故に性惡論となつた。人の性は惡なるが故に禮を以て之を矯めて善に出でしむることが必要である。此の點はよく說明し得るが、如何にして自己に反し自己を矯めんとする禮に遵ふことが出來るかといふ問に對し、荀子は大に答に窮した、色色と試みたが到頭最後に兜を脫いで人に道德的本能有ることを認めざるを得ざるに至り、性惡論の根柢は動いてしまつた。

荀子の書が勸學篇に始まり堯問篇に終はるのは、丁度今存する論語が學而篇に始まつて堯曰篇に終はつて居るのと、形式がよく似て居る。

我邦で荀子の流を汲んだ人は物徂徠であらう。荀子が禮は先王之を製して人の性を矯むと爲した如く、物子は道を聖人の製作せるものと爲した。物子の論を推し窮むれば道德他律說になる、物子の門流に名敎の上から非難さるる人の多かつたのは此の思想與つて罪が有る、儒者の名を冒して墨者の行にも及ばぬは歎ず

べきである。

文學博士　服部宇之吉

君子曰。學不可以已。青取之於藍。而青於藍。冰水爲之。而寒於水。木直中繩。輮以爲輪。其曲中規。雖有槁暴。不復挺者。輮使之然也。故木受繩則直。金就礪則利。君子博學。

荀子卷第一

勸學篇第一

(一)君子曰く、學は以て已む(二)べからず。青は之を藍に取り、而も藍よりも青し。冰は水之を爲し、而も水よりも寒し。木の直きは(三)繩に中りたればなり。(四)輮めて以て輪と爲せば、其曲規に中る。(五)槁暴有りと雖も、(六)復挺ならざる者は、輮之をして然らしめしなり。故に木繩を受くれば則ち直く、金礪に就けば則ち利し。(七)君子博く學びて、日に己に參省せば、(八)則ち智明にして行過無し。故に高山に登らざれば天の高きを知らざるなり。深谿に臨まざれば地の厚きを知らざるなり。先王の遺言を聞かざれば、學問の大なるを知らざるなり。(九)干越夷貉(一〇)の子、生れては聲を同じくすれども、長じては俗を異にするは、教之をして然らしむるなり。(一一)詩に曰

而日參二省乎己一。則智明而行無レ過矣。故不レ登二高山一。不レ知二天之高一也。不レ臨二深谿一。不レ知二地之厚一也。不レ聞二先王之遺言一。不レ知二學問之大一也。干越夷貊之子。生而同レ聲。長而異レ俗。教使二之然一也。詩曰。嗟爾君子。無二恆安息一。靖二共爾位一。好二是正直一。神之聽レ之。介二爾景福一。神莫レ大二於化一レ道。

く、嗟爾(一二)君子、恆に安息すること無く、爾の位を靖共にし、是の正直を好まば、神之を聽き、爾の景福を介けんと。神(一三)は道に化するより大なるは莫く、福は禍無きより長なるは莫し。吾嘗て(一四)終日思へり。須臾(一五)の學ぶ所に如かざるなり。吾嘗て跂ちて望めり、高きに登るの博く見ゆるに如かざるなり。高きに登りて招くに、臂(一六)長きを加ふるに非るなり。而も見る者遠し。風に順ひて呼ぶに、聲疾きを加ふるに非るなり。而も聞く者彰(一七)なり。輿馬(一八)を假る者は足を利するに非るなり。而も千里を致す。舟檝(一九)を假る者は水を能くするに非るなり。而も江河(二〇)を絶る。君子は生異なるに非るなり。善く(二一)物に假るなり。

(一) 有德の人　(二) 止に同じ、中道にして廢すべからず　(三) 墨縄のこと、木匠の曲れるを直くする器　(四) たわめ曲ぐること　(五) 圓を畫くに用ゐるもの、ぶんまはし、コムパス　(六) 枯れ乾くこと　(七) 刀刃の如き金物は砥に當りて研かるれば鋭利となる　(八) 三省に同じ、參はあまたたびなり、幾度となく己が行爲をかへりみ省すること　(九) 吳越に同じ、共に南方の國　(一〇) 夷は東方貊は東北の夷、吳越と夷貊とは一は南方に一は東北にて地大に距たれば生れし時こそその啼聲は同じけれ長ずるに隨ひていよ〳〵その風俗異なるに至るは教育學問の力なり　(一一) 小雅小明篇の一節　(一二) あゝ汝學に志す君子等よ、汝等は常に安佚を貪り休息することなく、靜に汝の位置に安じ

福莫レ長ニ於無レ禍。吾嘗終日而思矣。不レ如ニ須臾之所一レ學也。吾嘗跂而望矣。不レ如ニ登レ高之博見一也。登レ高而招。臂非レ加レ長也。而見者遠。順レ風而呼。聲非レ加レ疾也。而聞者彰。假ニ輿馬一者非レ利レ足也。而致ニ千里一。假ニ舟檝一者非レ能レ水也。而絶ニ江河一。君子生非レ異也。善假ニ於物一也。

てつゝしみ守り正直の道を好み行はゞ神は必ずや汝に聽從し汝等を助けて大なる幸福を授け給ふべしとなり、靖共は靜恭の義、景福は大福に同じ 一三 我身が道に同化すること、即ち道と我と一體となること 一四 或時終日思ひに耽りたるが何の得る所なかりきの意 一五 しばらくの間 一六 踵を擧げ爪立つこと 一七 輿車と馬 一八 足を迅くすること 一九 舟とかぢ檝は楫に同じ 二〇 大河大洋をわたり越す 二一 物は學問をいふ

南方有レ鳥焉。名曰ニ蒙鳩一。以レ羽爲レ巣。而編レ之以レ髮。繫ニ之葦苕一。風至苕折。卵破子死。巣非レ不レ完也。所レ繫者然也。西方有レ木焉。名曰ニ射干一。莖長四寸。生ニ於

南方に鳥有り、名けて蒙鳩(一)と曰ふ。羽を以て巣と爲し、之を編むに髮を以てし、之を葦苕(二)に繫く。風至りて苕折るれば、卵破れ子死す。巣完からざるに非るなり。繫くる所の者然るなり。西方に木有り、名けて射干と曰ふ。莖の長さ四寸、高山の上に生じて、百仭(三)の淵に臨む。木莖能く長きに非るなり。立つ所の者然るなり。蓬(四)麻中に生ずれば扶けずして直く、(白沙涅(五)に在れば之と倶に黑し。)蘭槐(六)の根是を芷と爲す。其の之(七)を滫(八)に漸せるは君子近けず。庶人(九)服せず。其質美ならざるに非るなり。漸す所の者然るなり。故に君子は居るには必ず郷(一〇)を擇び、遊ぶに

高山之上。而臨百仞之淵。木莖非能長也。所立者然也。蓬生麻中。不扶而直。蘭槐之根是爲芷。其漸之滫。君子不近。庶人不服。其質非不美也。所漸者然也。故君子居必擇郷。遊必就士。所以防邪僻而近中正也。

は必ず士に就く。(一一)邪僻を防ぎて中正に近づく所以なり。(一二)

(一) 鷦鷯をいふ、和名サヽギ一にミソサヾイ　(二) 葦の穂、苕は葦の穂を抽けるもの　(三) 仞は八尺をいふ　(四) 他の力を以て之を支ふること　(五) 黑き土、どぶどろの類、この白沙の一句は説苑によりて補ふ　(六) 蘭は香草、槐は香木その根を芷といふ　(七) 滫のこと立小便なり、或はいふ米のしろみづと又通ず　(八) ひたす、水につくること　(九) 佩に通ず身におぶること　(一〇) 郷を擇ぶの類にてその身の居き所なり　(一一) その士の仁なる者を友とする謂　(一二) 邪曲にして偏僻に陷らんことを恐れ、中庸を得平正に近かんとする所以なり

物類之起。必有所始。榮辱之來。必象其德。肉腐出蟲。魚枯生蠹。怠慢忘身。禍災乃作。彊自取柱。柔自取束。邪穢在身。怨

物類の起る、必ず始る所あり。榮辱の來る、必ず其德に象る。肉腐れば蟲を出し、魚枯るれば蠹を生じ、怠慢して身を忘るれば、禍災乃ち作る。彊は自ら柱を取り、柔は自ら束を取る。邪穢身に在るは、怨の構ふる所なり。薪を施くこと一の若くなれども、火は燥に就くなり。地を平にすること一の若くなれども、水は濕に就くなり。草木は疇生し、禽獸は羣す。物は各ゝ其類に従ふなり。是

之所ㇾ構。施ㇾ薪若ㇾ一。火就ㇾ燥也。平ㇾ地若ㇾ一。水就ㇾ濕也。草木疇生。禽獸羣焉。物各從ニ其類一也。是故質的張而弓矢至焉。林木茂而斧斤至焉。樹成ㇾ蔭而衆鳥息焉。醯酸而蚋聚焉。故言有ㇾ召ㇾ禍也。行有ㇾ招ㇾ辱也。君子愼ニ其所ㇾ立乎。

積土成ㇾ山風雨興焉。積水成ㇾ淵蛟龍生

故に質的(一一)張りて弓矢至り、林木茂りて斧斤(一二)至る。樹蔭を成して衆鳥息ひ、醯酸(一三)くして蚋聚(一四)る。故に言は禍を召くこと有り、行は辱を招くこと有り。君子は其の立(一五)つ所を愼むなり。

(一) 物には各々類ありてその起り來るには必ず起るべき理由ありて生ずるものなり (二) 榮辱恥辱の吾身に下るも必ず吾德行の類を取るありてこゝに到るなり (三) 干魚の古くなりて腐るるなり (四) しみむしの類書物を蝕むものをいふ (五) おこたりあなどりて事をゆるがせにすること (六) 強く堅き木はその堅きによりて自然折り斷たれ(柱は折の誤、其他諸說紛々)柔くしなやかなる木は自然曲げ撓められて束ねらるゝ禍にあふ (七) 人にして邪曲汚穢のその身にあれば自然他より怨を招くに至るものなり (八) 下に一帶にしきひろげること (九) からくにかわけるところより燃えて行く (一〇) 儔と同じ類なり同類によりて相生ずること (一一) 的が張り設けらるれば弓矢を取りて之を射んとするものその場に來るの意、質は射侯、的は正鵠 射侯はまとの全體 正鵠はその中のはし也 (一二) 斤も亦をのまさかりの類 (一三) 酢の類こんず (一四) ぶよを指すこと常なれどこゝは俗にいふさかむしの類なるべし (一五) 禮を指す

積土(一)山を成せば風雨興り、積水淵(二)を成せば蛟龍(三)生じ、積善德を成せば神明(四)自得し、聖心備る。故に跬步(五)を積まざれば、以て千里に至ることなく、小流を積まざれ

焉。積善成レ徳而神明自得。聖心備焉。故不レ積二蹞歩一。無三以至二千里一。不レ積二小流一。無三以成二江河一。騏驥一躍。不レ能二十歩一。駑馬十駕。功在レ不レ舍。鍥而舍レ之。朽木不レ折。鍥而不レ舍。金石可レ鏤。螾無二爪牙之利。筋骨之彊一。上食二埃土一。下飲二黄泉一。用レ心一也。蟹六跪而二螯。非二蛇蟺之穴一。無レ所二

ば、以て江海を成すこと無し。騏驥(六)も一躍して、十歩なること能はず、駑馬(七)も十(八)駕すれば功(九)は舍かざるに在り、鍥みて之を舍けば、朽木も折れず、鍥みて舍かざ(一〇)れば、金石も鏤む(一一)べし。

(一) わづかの土もつもり〳〵て高山を形成するに至れば樹木も高く聳ゆるに至り従て風を生じ雨を呼ぶに至る (二) 水の深きところ (三) 龍の一種みづちの類 (四) 自ら神明に通じ我身に神聖の心おのづと備はりて神と一體となるに至るとなり (五) 半歩片足をあぐること (六) 一日能く千里を行く駿馬 (七) 歩ののろき馬 (八) 駕は馬に車をつくることのろき馬にても怠らず走ること十日せば騏驥の千里を走るに及ぶことあるべし (九) すべて事功を舉げんとせば始めたる以上怠らず休まず捨て置かざるがよし (一〇) 木を刻み斷ちてそのまゝに捨て置けば朽ちる材になりても折るゝことなし (一一) 彫り刻むこと

螾(一)は爪牙の利筋骨の彊(二)無きも、上は埃土を食み下は黄泉(三)に飲むは、心を用ゐること一(四)なればなり。蟹は六跪にして二螯あれども、蛇蟺の穴に非れば寄託する所無き者は、心を用ゐること躁しければなり。是故に冥冥の志無き者は、昭昭の明無く、惛惛の事無き者は、赫赫の功無し。衢道を行く者は至らず。兩君に

寄託者。用心躁也。是故無冥冥之志者。無昭昭之明。無惛惛之事者。無赫赫之功。行衢道者不至。事兩君者不容。目不兩視而明。耳不兩聽而聰。螣蛇無足而飛。梧鼠五技而窮。詩曰。鳲鳩在桑。其子七兮。淑人君子。其儀一兮。其儀一兮。心如結兮。故君子結於一也。

事ふる者は容れられず。(一一)目は兩視せざれども明に、(一二)耳は兩聽せざれども聰し。(一三)螣蛇は足無くして飛び、(一四)梧鼠は五技(一五)にして窮す。詩に(一六)曰く、鳲鳩(一七)桑に在り、其子七、淑人君子は其儀一なり、其儀一なれば心結ぶが如しと。故に君子は一に結ぶなり。

(一) 蚯蚓に同じ、みゝず (二) 銳利なること、するどし (三) 地下の水を指す (四) 專一、もつぱら (五) 跪は足 螯ははさみ (六) 虵は蛇に同じ、鱓はうなぎの類 (七) 身を寄せ其處にあづくること (八) おちつかぬこと (九) かゝれば專一にして精誠の志無きものはあきらかなる名を得がたく、又專心精誠を以て事に當らざるものは萬人の仰ぐかゞやかしき事功を立て難し (一〇) 岐道に同じ、二またに分れたるなり、いづれへか行かんとしてそのいづれへも行かれざること (一一) 用ゐられず (一二) 目は左右にありて兩つながら用ゐれば誠に明なれど一方のみにても物を見る力は明に耳も同樣にて兩つを用ゐざるも明に聞くを得 (一三) 龍の類、能く雲霧を起してその中に遊ぶといふ (一四) むさゝびの類、多枝の獸なり、而も螣蛇の專一にして飛行自在なるに如かず故に窮す (一五) 五技とは一能く飛べども屋に上る能はず、二能く緣づれども木を窮むる能はず、三能く游げども谷を渡る能はず、四能く穴を穿てども身を掩ふ能はず、五能く走れども人に先つこと能はず (一六) 詩經の曹風鳲鳩の篇 (一七) きじばと也 桑の木に七つの巣を編み七羽の子を養ふに、朝のうちは上の巣に在る雛より次第に下に及ぼし、暮には下の巣の雛より次第に上に及ぼして養ひて常に違はず、美人君子も亦此の如くその威儀を執ること常に一定す已に一定せるが故にその心を用ゐるや堅固にして結べるが如く解けず崩れず

昔者瓠巴鼓瑟。而流魚出聽。伯牙鼓琴而六馬仰秣。故聲無小而不聞。行無隱而不形。玉在山而草木潤。淵生珠而崖不枯。爲善積邪、安有不聞者乎。學惡乎始。惡乎終。曰。其數則始乎誦經。終乎讀禮。其義則始乎爲士。終乎爲聖人。眞積力久則入。學至乎

昔者(一)瓠巴(二)瑟を鼓して、(三)流魚出で聽き、(四)伯牙琴を鼓して(五)六馬仰ぎて秣ひき。故に聲は小くして聞えざるは無く、(六)行は隱れて形はれざるは無し。(七)玉山に在りて草木潤ひ、(八)淵珠を生じて(九)崖枯れず。(一〇)善を爲して積まんか、安んぞ聞えざる者有らんや。

(一) 古の善く瑟を鼓せる人　(二) 琴の類、絃の數は時代に依りて一定せず　(三) 水中に游げる魚　(四) 古の琴を善く彈ぜる人　(五) 天子の車に駕する馬、六を用ゐるは天地四方に事あるを示すといふ、但しこゝは單に馬といふ意に用ゐたり數に拘泥すべからず、心無き馬もその調の妙なるに首を仰向けて傾聽するかの如くにしてまぐさ食へり　(六) 行は隱れて目に見えぬが如くなりとも形ありて見ゆるが如くにあらはれざるなし　(七) 璞玉なり、あらたま　(八) 眞珠の類　(九) 涸に同じかれかわく　(一〇) 人若し善を爲して之を積み重ねんか璞玉の山にあり、珠の淵にあるが如くに自ら外にあらはれていかでその名の世に聞えざることあらんや

學惡んか始り惡んか終る。曰く、(一)其數は則ち(二)經を誦むに始り、(三)禮を讀むに終る。(四)其義は則ち士と爲るに始り、聖人と爲るに終る。眞に力を積むこと久しければ則ち入る。學は沒するに至りて後止むなり。故に數を學ぶは終有り、其義の若きは則ち須臾も(五)舍つべからざるなり。(六)之を爲すは人なり、之を舍つるは禽獸なり。故に(七)書は政事の紀なり。(八)詩は(九)中聲の止る所なり。(一〇)禮は法の大分、(一一)羣類の綱紀

沒而後止也。故學數有終。若其義則不可須臾舍也。爲之人也。舍之禽獸也。故書者政事之紀也。詩者中聲之所止也。禮者法之大分。羣類之綱紀也。故學至乎禮而止矣。夫是之謂道德之極。禮之敬文也。樂之中和也。詩書之博也。春秋之微也。在天地之間者畢矣。

なり。故に學は禮に至りて止む。夫れ是をこれ道德の極(一二)と謂ふ。禮の敬文なる(一三)、樂の中和なる(一四)、詩書の博き(一五)、春秋の微なる(一六)、天地の間に在る者畢る。

(一)術なり、方法　(二)詩書の類なり　(三)禮記の類　(四)學問をなす本旨、主意　(五)學問なるものは極限なし生命の存する間は研究して身の沒するに至りて始めて止むべきものなり　(六)その始より終まで休まず怠らず只管聖人たらんことを求むるは君子人にして之を廢して舍つるは禽獸に近し　(七)書經のこと、虞、夏、商、周四代に亘りてその政事を錄せるもの　(八)詩經のこと　(九)中和を得たる聲調の存するところ止は存の意　(一〇)禮は典禮法則の大體の分限を示せるもの　(一一)衆類の大綱小綱となるものなり　(一二)極致　(一三)禮には周旋揖讓の敬意を示す方面と車服宮室の等級を示す形式とを具へたり　(一四)人をして中正和樂を得て悅ばしむ　(一五)詩書には各國の風俗より鳥獸草木虫魚の名、或は政治風敎の得失をも博く載せたり　(一六)春秋は周末春秋時代二百四十餘年の間に亘れる史書にしてこれには褒貶の微意を寓せり

君子之學也。入乎耳。著乎心。布乎四體。形乎動靜。端

君子の學たるや、耳に入り、心に著き(一)、四體に布き(二)、動靜に形る(三)。端にして(四)言ひ、蝡(五)にして動く、一に以て法則と爲すべし。小人の學たるや、耳に入りて、口

而言。蝡而動。一可三以爲二法則一。小人之學也。入二乎耳一。出二乎口一。口耳之間。財四寸耳。曷足三以美二七尺之軀一哉。古之學者爲レ己。今之學者爲レ人。君子之學也以美二其身一。小人之學也以爲二禽犢一。故不レ問而告。謂二之傲一。問レ一而告レ二。謂二之囋一。傲非也。囋非也。君子如レ嚮矣。

に出づ。口耳の間財(六)に四寸のみ。曷(七)んぞ以て七尺の軀を美するに足らんや。古(八)の學者は己が爲にし、今の學者は人の爲にす。君子の學は以て其身を美くす。小(九)人の學は以て禽犢と爲す。故に問はずして告ぐる、之を傲(一〇)と謂ふ。一を問ひて二を告ぐる、之を囋(一一)と謂ふ。傲も非なり、囋も非なり。君子(一二)は嚮の如し。

(一)しかと著きてはなれぬこと (二)左右の手足に布き及す (三)坐作進退の間にあらはる (四)端は喘也、微言をいふすこしく言ふこと (五)虫のはひゆくごとく微動すること (六)財は纔と通ず、わづかに (七)いかでこれを以てその身をよくするを得べき (八)古の學者は己が身を修め德を積む爲めにすれど、今の學者は之に反し人に傲らんが爲めにす彼は君子此は小人なり (九)今の小人の學問は人に進物にする禽や小牛の如きものにて人の爲にはなれど己の爲にならず (一〇)喧噪をいふさわがしきこと (一一)口かずの多きことをおしやべりや (一二)君子の人の問に對ふるや響の物に應ずるが如し、鳴らす人ありて始めて音を發す鳴らす人なければ響かず

學莫レ便三乎近二其人一。禮樂法而不レ說。詩書故而不レ切。春

學は其人(一)に近くより便なるに莫し。禮樂(二)は法にして說かず、詩書(三)は故にして切ならず、春秋(四)は約にして速ならず、其人(五)に方ひ(六)て之して君子の說を習へば則ち尊

秋約而不ㇾ速。方ニ其人一之習ニ君子之說一。則尊。以偏ニ周於世一矣。故曰、學莫ㇾ便ニ乎近ニ其人一。學之經。莫ㇾ速ニ乎好ニ其人一。隆ㇾ禮次ㇾ之。上不ㇾ能ㇾ好ニ其人一。下不ㇾ能ㇾ隆ㇾ禮。安特將學ニ雜識一。志順ニ詩書一而已耳。則末世窮年。不ㇾ免ㇾ爲ニ陋儒一而已。將下原ニ先王一本中仁義上。則禮正其經緯蹊徑也。若ㇾ挈ニ裘領一。

く、以て世に偏周す(七)。故に曰く、學は其人に近くより便なるは莫しと。學の經は(八)其人を好むより(九)速なるは莫し。禮を隆ぶこと之に次ぐ。(一〇)上は其人を好むこと能はず。下は禮を隆ぶこと能はず。安に(一一)特に(一二)將た雜識を學びて詩書に順ふのみなれば、則ち末世窮年(一四)(一五)、陋儒たるを(一六)免れざるのみ。將に先王に原き仁義に本かんとすれば、則ち禮は正に其經緯蹊徑なり(一七)。裘領を挈ぐるが若し。(一八)五指を詘めて之を頓けば、順ふ者勝げて數ふべからず。禮憲に道らずして(一九)、詩書を以て之を爲すは、之を譬ふるに猶指を以て河を測り、戈を以て黍を舂き、錐を以て壺を飧するがごとし(二〇)、以て之を得べからず。故に禮を隆べば、未だ明ならずと雖も法士なり(二一)。禮を隆ばざれば、察辯と雖も(二二)散儒なり(二三)。

(一) 賢き師 (二) 大體の法則を示して細說せず (三) 詩と書とはたゞ先王のふるき事實を擧げたるものにて今の世に切實ならず (四) その文は約にして微意を寓する故にその義速にさとり知ること難し (五) 倣に同じならふ (六) 而に通ず (七) 偏も周もあまねしその名限なく世に聞ゆること (八) 道なり、方法 (九) 前にある好み近く謂なり (一〇) 若し賢人良師なくば禮を尊び重んずるを次となす (一一) 語助、焉に通ずこゝに (一二) 直に同じ、たゞに

詘ニ五指ー而頓レ之。順者不レ可ニ勝數ー也。不レ道ニ禮憲ー。以ニ詩書ー爲レ之。譬レ之。猶ニ以レ指測レ河也。以レ戈舂レ黍也。以レ錐飧レ壺也。不レ可ニ以得ーレ之矣。故隆レ禮。雖レ未レ明法士也。不レ隆レ禮。雖ニ察辯ー散儒也。

（一三）雜駁に記せる諸家の… （一四）末は終なり、世を終ふるまで （一五）終年に同じ （一六）見識の淺陋なる學者 （一七）經はたて、南北の道、緯はよこ東西の道、もと大道なり、蹊徑は山中の細みち （一八）かはごろものえりをつまみて持上ぐるが如し、五本の指を屈めて引くに衣の各部はそれに引かれて如何様にもなる也 （一九）禮法に由り順はずして、詩書のみに由りて爲さんとするはの意 （二〇）ほこにて黍を搗けば精に白げられざるのみならず却て之を碎く錐を以てつぼの中の食物を取りて食はんとしても目的を達せず （二一）法度を守り禮義を失はざるの士 （二二）察は明なる義辯舌明にさわやかなること （二三）役に立たぬ儒者散は無用の材をいふ

問ニ楛者ー勿レ告也。告ニ楛者ー勿レ問也。說ニ楛者ー勿レ聽也。有ニ爭氣ー者。勿ニ與辯ー也。故必由ニ其道ー至。然後接レ之。非ニ其道ー則避レ之。故禮恭而後可ニ與言ニ

問ふこと楛なる者には告ぐること勿れ、告ぐること楛なる者には問ふこと勿れ。說くこと楛なる者には聽くこと勿れ。爭氣ある者には與に辯ずること勿れ。故に必ず其道に由りて至り、然る後之に接す。其道に非れば則ち之を避く。故に禮恭しくして後與に道の方を言ふべし。辭順ひて後與に道の理を言ふべし。色從ひて後與に道の致を言ふべし。故に未だ與に言ふべからずして言ふ、之を傲と謂ふ。與に言ふべくして言はざる、之を隱と謂ふ。氣色を觀ずして言ふ、之を

道之方。辭順而後可三與言二道之理。色從而後可三與言二道之致。故未レ可レ與言而言。謂二之傲一。可二與言一而不レ言、謂二之隱一。不レ觀二氣色一而言、謂二之瞽一。故君子不レ傲不レ隱不レ瞽。謹二愼其身一。詩曰。匪交匪レ紓。天子所レ予。此之謂也。

瞽と謂ふ(九)。故に君子は傲ならず隱ならず瞽ならず、其身を謹愼す。詩に曰く(一〇)、匪(一一)の交は紓ならず、天子の予ふる所と。此れの謂なり。

(一) 器物のゆがみて形惡しきもの、そのごとく問ふことの禮にかなはずそゝかしき義 (二) 爭論する氣あるものとはともに事を論辯するなかれ (三) 禮法に由り順ひて來るならば之に對して告げもし又聽きもし論辨もすべし (四) 對者が禮容恭しくして來りて後始めてこれと道の大綱を論ずべし (五) 對者の辭令が和順なるを見て後始めてこれと道の條理を語すべし (六) 顏色の物やはらかなるを見て後始めてこれと道の極致を論ずべし (七) 前に解せり (八) かくしだてすること (九) 盲なりめしひめくら (一〇) 小雅采菽の篇 (一一) 匪は彼なり、彼の他と交るや敢て舒緩ならず只管禮法に背かざらんとす、故に天子の賜與を受けたり

百發一失。不レ足レ謂二善射一。千里蹞步不レ至。不レ足レ謂二善御一。倫類不レ通。仁義不レ一。不レ足レ謂二善學一。學也

百發して一失するは、善く射るものと謂ふに足らず。千里も蹞步にして至らざれば、善く御するものと謂ふに足らず、倫類(一)通ぜず、仁義一ならざれば、善く學ぶものと謂ふに足らず。學は固より學びて之を一にするなり(二)。一たび出で一たび入る(三)は塗巷の人なり。其善なる者少くして、不善なる者多きは、桀紂(四)盜跖(五)なり。之

者。固學一レ之也。一出焉一入焉。塗巷之人也。其善者少。不善者多。桀紂盜跖也。全レ之盡レ之。然後學者也。君子知三夫不全不粹之不レ足二以爲レ美也。故誦數以貫レ之。思索以通レ之。爲二其人一以處レ之。除二其害者一。以持二養之一。使二目非レ是無レ欲レ見也。使二耳非レ是無レ欲レ聞也。使二口非レ是無レ

を全くし之を盡し、然る後學者なり。(六)君子は夫の不全不粹の以て美と爲すに足らざるを知るなり。故に誦數して(七)以て之を貫し、思索して(八)以て之を通じ、其人を(九)爲びて以て之と處り、其害なる者を除き、以て之を持養し、(一〇)目をして是に非れは見るを欲すること無からしめ、耳をして是に非れば聞くを欲すること無からしめ、口をして是に非れば言ふを欲すること無からしめ、心をして是に非れば慮るを欲すること無からしむ。其の之を致好するに至るに及びて、(一二)目は之を五色よ(一三)りも好み、耳は之を五聲(一四)よりも好み、口は之を五味(一五)よりも好み、心之を天下を有(一六)つよりも利とす。是故に權利も傾くること能はず、(一七)羣衆も移すこと能はず、(一八)天下も蕩すこと能はず。(一九)生是れに由り、(二〇)死是れに由る、夫れ是れを之れ德操と謂ふ。(二一)德操ありて然る後能く定る。(二二)能く定りて然る後能く應ず。(二三)能く定り能く應ず。夫れ是れを之れ成人と謂ふ。(二四)天は其明を見し、(二五)地は其光を見し、(二六)君子は其全を貴ぶなり。(二七)

欲言也。使心非是無欲慮也。及至其致好之也、目好之五色、耳好之五聲、口好之五味、心利之有天下。是故權利不能傾也。羣衆不能移也。天下不能蕩也。生乎由是。死乎由是。夫是之謂德操。德操然後能定。能定然後能應。能定能應。夫是之謂成人。天見其明、地見其光、君子貴其全也。

(一) 等倫比類、同じ樣なるともがら禮法を旣に得たる等倫同類より推して未だ得ざるものに及して相通ずることなく、仁義我身と致を一にするに非ればよく道を學び得たりとはいふべからず (二) 一は道を指す、道を專一に守り道と我と一體となるをいふ (三) 或は學びて善となり或は去りて不善となるは往來やちまたをさまよふ小人達の徒なり塗はみち巷はちまた (四) 夏の桀王と殷の紂王とにて共に無道にしてその國を亡せるひと (五) 柳下惠といふ賢人の弟にて有名の大盜跖はその名 (六) 君子は前にいへる如く善の全からずまざりなきことの美となすに足らざるを知る (七) 數は說に通ず、禮樂詩書の類をよみとき以て之をならひ一貫すること (八) 意のあるところを考へもとめてこれに通曉す (九) 賢人を擇びて之と共に事をなす、爲は擇なりえらぶ (一〇) 支持養成す (一一) 是は學を指す以下皆同じ (一二) きはめこのむ、致は極なり (一三) 紅、黃、靑、白、黑 (一四) 五音ともいふ、宮、商、角徵、羽これなり (一五) 甘、辛、鹹、酸、苦 (一六) 天下の富 (一七) 權勢利達 (一八) 多數人の力 (一九) 天下の富を以てするも其の心を動かすこと能はず (二〇) 生きてある時もこの學に由り、死に就くにもこの學に由る (二一) 德の操行あるもの德を常に操り守りて失はぬもの (二二) 心の內に定りて動かぬこと (二三) 外物に應接して自在にうけこたへすること (二四) 學問德行の完全に成就せる人 (二五) 天は日月を高く懸けてその明をあらはす (二六) 地は水火金玉の光をあらはし (二七) 君子は學德の完全圓滿なるを貴ぶ

修身篇第二

見善、脩然必以自存也。見不善、愀然必以自省也。善在身、介然必以自好也。不善在身、菑然必以自惡也。故非我而當者吾師也。是我而當者吾友也。諂諛我者吾賊也。故君子隆師而親友、以致惡其賊。好善無厭。受諫而能誡。雖欲無進、得乎哉。小人反是。致亂而

善を見れば、脩然として必ず以て自ら存するなり。不善を見れば、愀然として必ず以て自ら省みるなり。善身に在れば、介然として必ず以て自ら好むなり。不善身に在れば、菑然として必ず以て自ら惡むなり。故に我を非として當ふ者は吾師なり。我を是として當ふ者は吾友なり。我に諂諛する者は吾賊なり。故に君子は師を隆び友を親み、以て致めて其賊を惡む。善を好みて厭くこと無く、諫を受けて能く誡む。進むこと無からんと欲すと雖も得んや。小人は是れに反す。致めて亂りて人の己を非るを惡む。致めて不肖にして人の己を賢とせんことを欲するなり。心は虎狼の如く、行は禽獸の如く、而して又人の己を賊するを怨むなり。諂諛する者は親み、諫諍する者は疏じ、脩正を笑と爲し、至忠を賊と爲す。滅亡すること無からんと欲すと雖も得んや。詩に曰く、潝潝訿訿、亦孔だ之れ哀し。謀の臧きには則ち具に是れ違ひ、謀の臧からざるには、則ち具に是れ依ると。是れの謂なり。

惡二人之非一己也。致不肖而欲二人之賢一己也。心如二虎狼一。行如二禽獸一而又惡二人之賊一己也。諂諛者親。諫諍者疏。脩正爲レ笑。至忠爲レ賊。雖レ欲レ無二滅亡一得乎。哉。詩曰。潝潝訿訿。亦孔之哀。謀之其臧。則具是違。謀之不レ臧。則具是依。此之謂也。

(一)整へいましむる貌 (二)我身に存養して在らしむること (三)憂懼の貌 (四)その不善の我身に在りはせずやと自らかへり察すること (五)堅固なるさま (六)災害の身に在るさま、菑は災なり、一說緇と通ず汚泥などの身をけがすさま亦通ず (七)我を非として譏り我に向つて之を擧げて吳れるものは吾師なり (八)へつらふ (九)我を害ひきずつくる賊 (一〇)仰ぎ尊ぶ (一一)厭はあきたるとせず (一二)己の行の極めて禮法に背き德行に合はざるに (一三)いさむる者はこれをうとんじ遠ざく諍も亦諫なり (一四)德を修め行を正しくする人を以て却て笑ふべしとなす (一五)至て忠誠なる臣を却て賊人となす (一六)小雅小旻の篇にあり (一七)小人等朝廷に在り相和ぎて類を以て相結び以て君子を讒詈して之を退くこれまた甚だ衰むべきものあり、彼等は謀のよきものは一致してこれをたたき壞し謀の惡しきものは一致してこれに依り只私利を營むを事とする也潝々は相和ぐさま、訿々は相そしるさま孔は甚に同じ臧は善に同じ

扁善之度。以治レ氣養レ生。則後二彭祖一。以脩レ身自名。則配二堯禹一。宜二於時通一。利二以處レ窮。禮信是也。凡

(一)扁善の度、以て氣を治め生を養へば、則ち彭祖に後れ、以て身を脩め自ら名づくれば、則ち堯禹に配す。(二)時通に宜しく、以て(三)窮に處るに利なるは、禮信に是なり。凡そ血氣志意知慮を用るに、(四)(五)禮に由れば則ち(六)治通し、禮に由らざれば則ち(七)勃亂提慢す。食飲衣服、(八)居處動靜、禮に由れば則ち(九)和節し、禮に由らざれば則ち(一〇)觸

用血氣志意知慮、由禮則治通、不由禮則勃亂提僈。食飲衣服、居處動靜、由禮則和節。不由禮則觸陷生疾。容貌態度、進退趨行、由禮則雅。不由禮則夷固僻違。庸衆而野。故人無禮則不生。事無禮則不成。國家無禮則不寧。詩曰、禮儀卒度。笑語卒獲。此之謂也。

陷疾を生ず。容貌態度、進退趨行(一一)、禮に由れば則ち雅に、禮に由らざれば則ち夷固(一二)僻違(一三)、庸衆(一四)にして野なり。故に人禮無ければ則ち生ぜず(一五)。事禮無ければ則ち成らず。國家禮無ければ則ち寧からず(一六)。詩(一七)に曰く、禮儀(一八)卒く度あり、笑語卒く獲と。此の謂なり。

(一) 扁は辨なり、善を辨別するには如何なる方法に依るべきといふに、禮に依るべし、禮に依りてその心氣を治め生命を養へばその壽命は古の彭祖にもまさり、又禮を以て身を修めその名を揚ぐれば則ち盛名は聖王堯禹にも配比して不朽なるべし、彭祖は堯の臣、名は鏗・彭城に封ぜられ虞夏を經て商に至るまで壽七百歳を保てりといふ (二) 時は處と通ず、己が意のまゝになる順境に處すること (三) 窮厄の逆境に處りてもよろしきこと (四) 壯鋭の血に滿てる氣力 (五) 智慧思慮 (六) 能く治りて滯ることなし (七) もとりみだれゆるみてしまりなくなること、勃は悖に通ず提は緩なり、僈は漫なりともにゆるむこと (八) 行住坐臥に同じ (九) 中和を得て程よきこと (一〇) 災に觸れ禍に陷り延いて疾を生ず (一一) 歩行のこと、趨は小走りに歩むこと (一二) 倨傲固陋、我ひとりおごり、融通のきかぬこと (一三) 偏僻、違、かたよりて理にもとる (一四) 凡庸の衆人と選ぶことなくして粗野なり (一五) 此世に生存して立つことを得ず (一六) 安らかに治まらず (一七) 小雅楚茨の篇 (一八) その禮儀ことごとく法度に合し笑ふも語るも亦法度に合しことごとく宜しきを得たり

以レ善先レ人者。謂二之教一。以レ善和レ人者。謂二之順一。以二不善一先レ人者。謂二之諂一。以二不善一和レ人者。謂二之諛一。是レ是非レ非。謂二之智一。非レ是是レ非。謂二之愚一。傷レ良曰レ讒。害レ良曰レ賊。是謂レ是。非謂レ非。曰レ直。竊レ貨曰レ盜。匿レ行曰レ詐。易レ言曰レ誕。趣舍無レ定。謂二之無常一。保レ利弃レ義謂二之至賊一。多聞曰レ博。少聞曰レ淺。

善を以て人に先つ者之を教(一)と謂ひ、善を以て人に和する者之を順(二)と謂ふ。不善を以て人に先つ者之を諂と謂ひ、不善を以て人に和する者之を諛と謂ふ。是を是とし非を非とする之を智と謂ひ、是を非とし非を是とする之を愚と謂ふ。良(三)を傷(四)くるを讒と曰ひ、良を害するを賊と曰ひ、是を是と謂ひ非を非と謂ふを直と謂ひ、貨を竊むを盜と曰ひ、行(四)を匿すを詐と曰ひ、言を易ふるを誕(五)と曰ひ、趣舍(六)定り無き之を無常と謂ひ、利を保ち義を弃(七)つる之を至賊(八)と謂ひ、多聞を博と曰ひ、少聞を淺と曰ひ、多見を閑(九)と曰ひ、少見を陋(一〇)と曰ひ、進み難きを偍(一一)と曰ひ、忘れ易きを漏と曰ひ、少くして(一二)理るを治と曰ひ、多くして(一三)亂るゝを耗(一四)と曰ふ。

(一)教導、をしへみちびくと (二)和順、柔順すなはなること (三)良き人 (四)中傷す間にありてそしりきずつく (四)行ふところをおほひかくす (五)妄誕、いつはり (六)出處進退に同じ、趣はおもむく舍は居るなり (七)棄なり、すてかへりみぬこと (八)至は極に同じ、賊の甚しきもの (九)習なり、能くその事に習ひ熟する意 (一〇)固陋、せまくいやしきこと (一一)提に通ず緩なりゆるく手ぬるきこと (一二)少なけれども要を得條理ありて亂雑ならず (一三)多くあれども亂雑にして統一を失ふ (一四)虛竭の識有れどもむなしきが如くやがてつくること

多見曰レ閑。少見曰レ陋。難レ進曰レ偍。易レ忘曰レ漏。少而理曰レ治。多而亂曰レ秏。

治氣養心之術。血氣剛彊。則柔レ之以二調和一。智慮漸深。則一レ之以二易良一。勇膽猛戾。則輔レ之以二道順一。齊給便利。則節レ之以二動止一。狹隘褊小。則廓レ之以二廣大一。卑濕重遲貪利。則抗レ之以二高志一。庸衆駑散。則刦レ之以二師友一。怠慢僄弃。則炤レ之以二禍災一。愚款

治氣養心の術、血氣剛彊なれば、則ち之を柔ぐるに調和を以てし、智慮漸深なれば、則ち之を一にするに易良を以てし、勇膽猛戾なれば、則ち之を輔くるに道順を以てし、齊給便利なれば、則ち之を節するに動止を以てし、狹隘褊小なれば、則ち之を廓くするに廣大を以てし、卑濕重遲貪利なれば、則ち之を抗ぐるに高志を以てし、庸衆駑散なれば、則ち之を刦ふに師友を以てし、怠慢僄弃なれば、則ち之を炤すに禍災を以てし、愚款端慤なれば、則ち之を合するに禮樂を以てし、之を通ずるに思索を以てす。凡そ治氣養心の術、禮に由るより徑なるは莫く、師を得るより要なるは莫く、好を一にするより神なるは莫し。夫れ是れを之れ治氣養心の術と謂ふ。

(一) 氣を修め心を養ふの道は如何　(二) こはくつよし　(三) ひたりて深きこと、漸は浸なり　(四) 平易順良　(五) 勇氣膽力ありてたけくはげしきものは氣暴に流れ易き故これを善導して和順ならしむべし　(六) 動作の緩速にしてすばやきものは物ごしやはらかなるふるまひにより調節す、齊は疾給は敏便利も亦はやき義　(七) せまく小し

端慤。則合レ之以二禮樂一。通レ之以二思索一。凡治氣養心之術。莫レ徑レ由レ禮。莫レ要レ得レ師。莫レ神レ一レ好。夫是之謂二治氣養心之術一也。

志意脩則驕二富貴一矣。道義重則輕二王公一矣。內省則外物輕矣。傳曰。君子役レ物。小人役二於物一。此之謂也。

身勞而心安爲レ之。利少而義多爲レ之。事二

㊇ 廓然とうち開けたるやうにすること ㊈ 卑下しへりくだること 一〇 寛緩の義、手のろきこと 一一 慾深く利に奔ること 一二 卑屈に陷れるを擧げ起す 一三 高大なる意 一四 貖はのろきこと散は役立たぬこと 一五 その缺點を奪ひ去る 一六 その身を輕んじすてばちになること僄は輕なり 一七 照に同じ 一八 愚にして誠あること馬鹿正直、款は誠なり 一九 正しく誠あること、馬鹿がたきこと 二〇 之を和合せしめ融通せしむるに禮樂と思索とを以てす 二一 徑は捷速なり、すみやか又ちかし 二二 肝要 二三 好を專にするより神速なるはなし、事なれば他に移らず成る所速なり

(一)志意脩れば則ち富貴に驕る。(二)道義重ければ則ち王公を輕んず。(三)內省すれば則ち(四)外物輕し。(五)傳に曰く、君子は物を役し、(六)小人は物に役せらると、此の謂なり。

一 心已に修まれば富貴の爲に動かされず、その前に立つとも屈せず 二 道義の重きを知りて已に之を體す、王公の人爵何かあらん 三 心內に省みて志意の修り道義の身に體するあれば外物の益々輕きを知る 四 外物とは富貴利達の如き一切身外のもの 五 古來より傳聞する所の言 六 外物

身勞して心安ければ之を爲す。利少くして義多ければ之を爲す。(一)亂君に事へて通ずるは、窮君に事へて順なるに如かず。故に(二)良農は水旱の爲に耕さずんばあらず。(三)良賈は折閱の爲に市らずんばあらず。士君子は貧窮の爲に道を怠らず。

亂二君一而通。不レ如下事二窮君一而順上焉。故良農不下爲二水旱一不上レ耕。良賈不下爲二折閲一不上レ市。士君子不下爲二貧窮一怠中乎道上。

(一) 無道なる大國の君に事へて一時の榮華に誇るより、窮迫せる小國の君に事へて終生能く用ひらるゝに及ばず通は顯榮の地位を得るをいふ、順は我言の能く君に聽用せらるゝをいふ (二) 良農は洪水や旱魃の爲に田地を荒され收穫なかりしとて耕作を止むることはせず (三) 良き商人は如何に損をしたりとて、又品物がはけぬとて爲に商賣を止むることをなさず、折は損なり、閲は急に賣れずして日數の積ること、棚ざらしになること、市は賣なり

體恭敬而心忠信。術禮義而情愛人。横二行天下一。雖レ困二四夷一。人莫レ不レ貴。勞苦之事則爭レ先。饒樂之事則能讓。端愨誠信。拘守而詳。横二行天下一。雖レ困二四夷一。人莫レ不レ任。體倨固而心

體は恭敬にして心は忠信、術は禮義にして情は愛人ならば、天下を横行し四夷を困むと雖も、人貴ばざる莫し。勞苦の事は則ち先を爭ひ、饒樂の事は則ち能く讓り、端愨誠信拘守して詳にせば、天下を横行し四夷を困むと雖も、人任ぜざる莫し。體は倨固にして心は執詐、術は愼墨にして情は雜汙なれば、天下を横行し四方に達すと雖も、人賤まざる莫し。勞苦の事は則ち偸儒轉脫し、饒樂の事は則ち佞兌にして曲ならず、辟違にして愨ならず、程役にして錄ならざれば、天下を横行し四方に達すと雖も、人弃てざる莫し。行きて項を俯するは擊戾に非るなり、偶視して先づ俯するは恐懼に非るなり、然

執詐。術愼墨而情雜汙。橫ニ行天下ニ。雖レ達ニ四方ニ。人莫レ不レ賤。勞苦之事。則偸儒轉脫。饒樂之事。則佞兌而不レ曲。辟違而不レ愨。程役而不レ錄。橫ニ行天下ニ。雖レ達ニ四方ニ。人莫レ不レ弃。行而供冀。非ニ漬淖ニ也。行而俯レ項。非ニ擊戾ニ也。偶視而先俯。非ニ恐懼ニ也。然夫士欲ニ獨脩ニ其身ニ。不レ以得ニ罪於比俗之人ニ也。

るども夫の士は獨り其の身を脩め、以て罪を比俗の人に得ざらんと欲するなり。(二二)

(一) 道を行ふ所 (二) 人は仁に通ず博愛にして仁德あること (三) 周くめぐる意、いづこに行くとて (四) 四方の異の國にまで至ること (五) 饒は多なり樂多きこと (六) 固く守りて失はず事につまびらかに明かならば (七) 委任なりうちまかす (八) 倨傲にして固陋 (九) 偏執にして詐多きこと (一〇) 愼子と墨子となり、愼子は齊の宣王の時の處士、其術黃老に本き形名に歸す、申不害韓非子に先ち其意相似たり、賢を尙ばず能を使はざるの道を明にし書十一篇を著す、墨子は宋の人、その術多く儉嗇を務む書三十一篇を著す、二子は儒家とは相容れず (一一) 雜穢にしてけがらはしく禮儀の言に非ず (一二) 事を避け閑をぬすみて懦弱なること、偸はぬすむ儒は懦に通ず (一三) 他人にうつしおしのけ我身は脫けてせぬこと (一四) 佞辯を用ひて悅ばしむること兌は悅なり (一五) 互に之を取り曲げて人に與へぬこと (一六) 辟は僻に通ずかたよりひがみて道理にそむく (一七) 功程と勞役、定れる仕事も骨折もきちんとしまらずなげやりにすること、錄は檢束なり、しまる (一八) 道を行くに拱手して鳥の羽翼を收めたる如きさますは何も衣のひたりうるはふを恐れてするに非ず、供は拱に通ず兩手をこまぬくこと漬は水につかりひたること、淖はうるはふこと (一九) 物にうちあたるかとて曲ぐること (二〇) 相對して視合ふこと (二一) 里俗の人此は五家をいふ

夫驥一日而千里。駑馬十

夫れ驥は一日にして千里、駑馬も十駕すれば、則ち亦之に及ぶ。(一)將に以て無窮を

駑。則亦及レ之矣。將下以窮二無窮一逐中無極上與。其折レ骨絕レ筋。終身不レ可二以相及一也。將レ有レ所レ止レ之。則千里雖レ遠。亦或遲或速。或先或後。胡爲乎其不レ可二以相及一也。不レ識步レ道者。將下以窮二無窮一逐中無極上與。意亦有レ所レ止レ之與。夫堅白同異有厚無厚之察。非レ不レ察也。然而君子不レ辨。止レ

窮め無極を逐はんとすれば、其れ骨を折り筋を絕ち、終身以て相及ぶべからざるなり。(一一)將に之に止る所有らんとすれば、則ち千里遠しと雖も、亦或は遲く或は速に、或は先に或は後に、胡爲れぞ其れ以て相及ぶべからざらん。(一三)識らず道を步む者は、將に以て無窮を窮め、無極を逐はんとするか。意亦之に止まる所有らんとするか。夫れ堅白(一四)同異(一五)有厚無厚(一六)の察は、(一七)察ならざるに非るなり。(一八)然り而して君子(一九)辨ぜざるは、之に止ればなり。(一〇)倚魁の行は、難からざるに非るなり。然り而して君子行はざるは、之に止ればなり。故に、(一一)學に遲つと曰ふは、(一二)彼止りて我を待ち、我行きて之に就けば、則ち亦或は遲く或は速に、或は先に或は後に、胡爲れぞ其れ以て同じく至るべからざらん。故に(一三)蹞步休まざれば跛鼈も千里、(一五)累土輟まざれば丘山も崇成す。(一六)其源を厭ぎ其瀆を開けば、江河も竭すべし。一進一退一左一右すれば、六驥(一七)も致さず。(一八)彼の人の才性の相懸るや、豈跛鼈と六驥との若くならんや。然り而して跛鼈は之を致し、六驥は致さざるは、是れ他の故無し。

之也。倘魁之行。非不難也。然而君子不行。止之也。故學曰遲。彼止而待我。我行而就之。則亦或遲或速。或先或後。胡爲乎其不可以同至也。故蹞步不休。跛鼈千里。累土不輟。丘山崇成。厭其源開其瀆。江河可竭。一進一退。一左一右。六驥不致。彼人之才性之相縣

或は之を爲し或は之を爲さざるのみ。道邇しと雖も行かざれば至らず。事小なりと雖も爲さざれば成らず。(一九)其の人と爲り暇日多き者は、其の人に出づることも遠からず。

㈠ 人若し道を行くに窮りなき處までも窮め、はてなき處までも行かんとすれば、その骨を折り筋を絶つに至るまで窮めつゞけ行きつゞけても無窮の地無極の處に及ぶこと能はず ㈡ 今若し之に反して凡そ止るべき處を定めて之に到らんとするにはよしや千里遠きの路ありとも只遲と速との差、先か後かの異なるのみにていかでその止るべき處に到る能はざるべき胡爲はいかでどうしての意 ㈢ 識らず世の道を行く人は己の力をはからずして前者に就かんとするか、將又自己の力をはかりて後者に就かんとするか、後者を選ぶの賢なるには及ばざるべし ㈣ 公孫龍の唱ふる所の説、その説の要をいへば今此に石あり、目にて視ればたゞその白きを見るのみにてその堅きを知らず、而も之を白石といふ、手にて觸るればたゞその堅きを見るのみにてその白きを知らず、而もこれを堅石といふこれ白と堅とは全く別物にて終に合一すべからざるなりと、或はいふ堅石石に非ず、白馬馬に非ずとの類と堅は石に在り而も石に非ず、白は馬に在り而も馬に非ずの類と ㈤ 惠施の唱ふる所にして異なる者をして同じからしめ同じき者をして異ならしむるの説、例へば人の耳目鼻口百體も草木の枝葉果實も皆物なり、物といふ點に於ては皆同じけれど形よりして論ずれば皆同じからず、これ物皆異なるなりと、蓋し詭辯なり ㈥ 亦惠施の説、曰く物の極めて薄きは厚さ無しといふ、厚薄を論ずるを得ざるなり、今こゝに厚さ一寸の物あり、これは人厚さ有りといふ、而もこの厚さ有りといふ者は之を分てば厚薄を論ずるを得ざる無數の薄きものとなるべし、これ厚さ無きもの

也。豈若三跛鼈之與二六驥一足哉。然而跛鼈致レ之。六驥不レ致。是無二他故一焉。或爲レ之。或不レ爲レ之耳。道雖レ邇。不レ行不レ至。事雖レ小。不レ爲不レ成。其爲人也多二暇日一者。其出レ人不レ遠矣。

好レ法而行。士也。篤レ志而體。君子也。齊明而不レ竭。聖人也。人無レ法則倀倀然。有レ法而無レ志二其義一。

なり、即ち知る厚さ有るものは厚さ無きものの委積せるものにして厚さ無きものは厚さ有るものの分離せるものなるを、故に厚さ無きものは厚さ有るもの、厚さ有るものは厚さ無きものなりと　(七) 觀察みかた　(八) 明察なり　(九) 君子の之が正邪當否を辨明せんともせざるは前にいへる止る所有る故なり　(一〇) 奇怪の行は行ひ難きにあらざれど君子の之を行はざるは又止る所ある故なり、倚は奇に通ず、魁は傀に通ず、傀は怪なり　(一一) 學問に於ては君子先づ止るべき所に止りて後れて來るものを待つと　(一二) 彼君子先づ止るべき所に止りて我を待ち、我後より行きて之に就き從はんか遲速先後の差はあらんも、いかで同じく止るべきところに至られざらんや　(一三) 前に解せり　(一四) ちんばのすつぽん　(一五) 僅少の土なりとて之を積み重ねて止まざればやがては丘や山を高く築き成すべし　(一六) その源を塞ぎ止めたる上にその水を落すあなを開かば、いつかは江河の大をも干しつくすことを得べし、厭は塞なり、瀆は水の流れ出すあな、江河は單にいへば、揚子江と黃河とを指す　(一七) 六頭の驥馬を以てすとも千里の遠きに到ること能はず　(一八) 縣絕なりかけへだたる　(一九) 其人と爲り閑日月多しといふものは光陰を惜むべきを知らざる徒なれば、學德成就して遠く人の上に出づること能はず

法を好みて行ふは、士なり。志(一)を篤くして體するは、君子なり。(二)齊明にして竭きざるは聖人なり。人法無ければ則ち倀(三)倀然たり。法有りて其義を志(四)ること無ければ、則ち渠渠然(五)たり。法に依りて又其類を深くし、然る後溫溫然(六)たり。禮は身を正す所以なり。師は禮を正す所以なり。禮無くんば何を以て身を正さん。師無く

則渠渠然。依ニ乎法ニ而又深ニ其類ー。然後温温然。禮者所ニ以正レ身也。師者所ニ以正ト禮也。無レ禮何以正レ身。無レ師吾安知ニ禮之爲レ是也。禮然而然、則是情安レ禮也。師云而云。則是知若レ師也。情安レ禮。知若レ師。則是聖人也。故非レ禮。是無レ法也。非レ師。是無レ師也。不レ是ニ師法ー。而好ニ自用ー。譬レ

んば吾安んぞ(七)禮の是たるを知らん。(八)禮然くにして然ければ、則ち是れ情禮に安んずるなり。(九)師云くにして云ければ、則ち是れ(一〇)知師の若くたるなり。情は禮に安んじ、知は師の若くなれば、則ち是聖人なり。故に禮を非とするは、是れ(一一)法を無するなり。師を非とするは、是れ師を無するなり。(一二)師法を是とせずして、自ら用ふることを好むは、之を譬ふるに是れ猶盲を以て色を辨じ、聾を以て聲を辨ずるがごとく、(一三)亂妄を舍きて爲すなきなり。故に學は禮に法るなり。夫れ(一四)師は身を以て正儀と爲して、自ら安んずるを貴ぶ者なり。(一五)詩に曰く、(一六)識らず知らず帝の則に順ふと、此れの謂なり。

(一) その志を厚く堅くして禮法にしたがひそれを體現するものは君子なり (二) 他に對して偏頗の念なく知見明かにして窮りなき人は聖人なり (三) 適く所なき貌いづれに從ひ何を行ふべきかを知らざるをいふ (四) たゞ文字にのみ拘りてその本義を識ることなければくつろぎおちつかず渠渠然は寛泰ならぬ貌 (五) 深くその統類を知ること即ちその本を以て其末を知り、その左を以てその右を知るの類なり (六) 溫潤なる貌、その人柄にうるほひあり溫ありて禮法の備はれるが自づと外にあらはるゝこと (七) 禮のよしといふことを知るを得べきや (八) 禮はかくのごとく重んずべきものなりとしてかくのごとく行ふとせばの意 (九) 師はかくのごとく重んずべきものなりとしてか

之是猶ニ以レ盲辨レ色。以レ聾辨レ聲也。舍ニ亂妄一無レ爲也。故學也者法レ禮也。夫師以レ身爲ニ正儀一。而貴ニ自安一者也。詩曰。不レ識不レ知。順ニ帝之則一。此之謂也。

くのごとく重んぜば（一〇）その智は師のごときものといひて可なり（一一）ないがしろにすること、無と同然なりとする意（一二）師匠や禮法をよしとせずして自ら勝手にふるまふことを好む（一三）亂妄の人を除きては一人として肯てかゝる亂妄なることをせず、舍は除に同じ、亂妄は師をなみし、禮をなみするといふ（一四）夫れ師たるものは身自ら禮を行ひて正しき儀範となり弟子たるもの、これにならふやうにして之に安んずるを貴ぶ（一五）詩經大雅皇矣の篇（一六）人人は識らず知らずの中に天帝の法則にしたがふ、これ師法の暗に天道と合せるをいふ

端愨順弟。則可レ謂ニ善少者一矣。加好レ學遜敏焉。則（有鈞無上）可三以爲ニ君子者一矣。偸儒憚レ事。無レ廉恥一而嗜ニ乎飲食一。則可レ謂ニ悪少者一矣。加惕悍而不順。險賊而不弟焉。

（一）端愨順弟なれば、則ち（二）善少者と謂ふべし。加ふるに學を好み（三）遜敏なれば、則ち以て（四）君子者と爲すべし。（五）偸儒にして（六）事を憚り、（七）廉恥無くして飲食を嗜むは、則ち悪少者と謂ふべし。加ふるに（八）惕悍にして（九）不順、（一〇）險賊にして（一一）不弟ならば、則ち（一二）不詳少者と謂ふべし。（一三）刑戮に陥ると雖も可なり。

（一）親に順ひ孝行に兄に事へて友愛を失はぬこと、弟は悌に同じ（二）善良なる少年よき若者（三）謙遜にして敏捷なり（四）君子人に同じ（五）前に解せり（六）事を爲すことをいやがる（七）正義の觀念弱くして恥を知ること（八）放蕩兇悍なり物事なげやりにして心ざまあしくたけきこと、惕は蕩に同じ（九）父母に柔順に仕へぬこと（一〇）陰險殘賊なり、何となく心ゆるせずむごらしきと（一一）友愛の情なきと（一二）不吉、よろしからぬと惡なり、詳は祥に通ず（一三）刑罰誅戮、罪によりて處刑せらる、と

則可レ謂ニ不詳少者一矣。雖レ陷ニ刑戮一可也。

老レ老而壯者歸焉。不レ窮レ窮而通者積焉。行ニ乎冥冥一。施ニ乎無報一。而賢不肖一焉。人有ニ此三行一。雖レ有ニ大過一。天其不レ遂乎。君子之求レ利也略。其遠レ害也早。其避レ辱也懼。其行ニ道理一也勇。

君子貧窮而志廣。富貴而體恭。安燕而血氣不レ惰。勞

(一)老を老として壯者歸し、(二)窮を窮とせずして通者積み、(三)冥冥に行ひ(四)無報に施して、(五)賢不肖一なり。人此三行あれば、(六)大禍ありと雖も天其れ遂げしめざらんか。君子の利を求むるや(七)略に、其の害を遠くるや早く、其の(八)辱を避くるや懼れ、其の道理を行ふや勇なり。

㊀ 老人をば老人として之を尊び敬はば壯者もその徳に感じて之に歸服すべく ㊁ 鰥寡孤獨の貧窮者をばそれとしてあはれみいたはらば富裕者もその徳を慕ひて之に積集すべし ㊂ 人目につかぬやうのくらき所をいふ、その行ひ務めて人の知らんことを求めぬをいふ ㊃ 人に物を施して報を求めぬこと ㊄ かくせば賢人も不肖者も一樣にその徳を慕うて之に歸する也 ㊅ よしや大なる禍にかゝることありとも天これを佑けて禍を遂げしめざるべし ㊆ 疎略なり、うとく大まかなること、小人の如くに急ならざるをいふ ㊇ 恥辱となることを避け近づかぬことはおそるゝごとくにす

君子は貧窮なれども志廣く、富貴なれども體恭しく、(一)安燕なれども血氣惰らず。(二)勞勸すれども容貌(三)枯ならず、怒れども(四)過奪せず、喜べども(五)過予せず。君子

勸而容貌不レ枯。怒不二過奪一。喜之二過予一。君子貧窮而志廣。隆レ仁也。富貴而體恭。殺レ勢也。安燕而血氣不レ惰。柬レ理也。勞勸而容貌不レ枯。好レ交也。怒不二過奪一。喜不二過予一。法勝レ私也。書曰。無レ有レ作レ好。遵二王之道一。無レ有レ作レ惡。遵二王之路一。此言下君子之能以二公義一勝中私欲上也。

は貧窮なれども志廣き(六)は、仁を隆べばなり。富貴なれども體恭しきは、勢(七)を殺げばなり。安燕なれども血氣惰らざるは、理(八)に柬ねらるればなり。勞勸すれども容貌枯ならざるは、文(九)を好めばなり。怒れども過奪せず、喜べども過予せざるは法(一〇)の私に勝てばなり。書(一一)に曰く、好(一二)を作すあること無く、王の道に遵ふ、惡を作すあること無く、王の道に遵ふと。此れ君子の能く公義(一三)を以て私欲に勝つを言ふなり。

(一) 安佚にして閒暇無事なると (二) 勞れて物に倦むこと、勸は倦に同じ (三) かりそめならず、侵しがたきところあるなり (四) みだりに物を奪ふこと (五) みだりに物を與ふること (六) 君子は仁愛の心厚し故に思ふ所のもの廣し (七) 勢威ありとも之を抑損するやうにして殺を減すによる (八) 義理の道に檢束せらるゝによる (九) 身をかざり整ふることを好むによる (一〇) 法則を守り禮法に順ひて私欲に勝つによる (一一) 書經洪範の篇 (一二) 己れ一個の私心によりて好をなすをなせず、聖人の定められたる道にしたがふべし、これ一個の私心にて惡みなすとなく聖王の定められたる道にしたがふべし (一三) 公正の義理、禮法をいふ

君子。行不貴苟難。說不貴苟察。名不貴苟傳。唯其當之爲貴。負石而赴河。是行之難爲者也。而申徒狄能之。然而君子不貴者。非禮義之中也。山淵平天地比。齊秦襲。(入乎耳出乎口)。鉤有須。卵有毛。

巻第二

不苟篇第三

君子は行は苟くも難きを貴ばず、說は苟くも察なるを貴ばず、名は苟くも傳るを貴ばず、唯其の當るを之れ貴しと爲す。石を負ひて河に赴くは、是れ行の爲し難き者なり、申徒狄之を能くす。然り而して君子貴ばざる者は、禮義の中に非ればなり。山淵平に天地比しく、齊秦襲ひ、鉤に須有り、卵に毛有り、是れ說の持し難き者なり。惠施鄧析之を能くす。然り而して君子貴ばざる者は、禮義の中に非ればなり。盜跖口に吟ぜられ、名聲日月の若く、舜禹と倶に傳りて息まず、然り而して君子貴ばざる者は、禮義の中に非ればなり。故に曰く、君子は行は苟くも難きを貴ばず、說は苟くも察なるを貴ばず、名は苟くも傳るを貴ばず、唯其の當るを之れ貴しと爲す。詩に曰く、物其れ有り、維れ其れ時なりと。此の謂な

是說之難持者也。而惠施鄧析能之。然而君子不貴者。非禮義之中也。盜跖吟口。名聲若日月。與舜禹俱傳而不息。然而君子不貴者。非禮義之中也。故曰。君子。行不貴苟難。說不貴苟察。名不貴苟傳。唯其當之然貴。詩曰。物其有矣。維其時矣。此之謂也。

り。

(一) 君子はその行は假初にも爲し難きを爲すを貴ばずたゞ禮法に合するを貴ぶ、その說は假初にも精察なるを貴ばずたゞ禮法に合するを貴ぶ、その名は後世に傳はらんことをのみ貴ばずたゞ禮法に合することをのみ貴ぶ (二) 申徒は司徒なり、蓋じ語音の轉訛せるなり、司徒は官名、狄は名、司徒の狄といへる者道の行はれざるを憫み憤慨して石を負ひて自ら河に沈みて死せり (三) 禮義の中正を得たるものにあらざるが故なり (四) 山の高きも淵の深きも宇宙の大といふ處より大觀すればともに平なりといふべし、高低を以て論ずべきにあらず (五) 天の高く上にあるも地の低くして下にあるも亦相鄰しきがごとし (六) 齊の東に在り秦の西に在る其の相距ること遠きも大觀すれば相接合してつゞけるがごとし、鬚は合なり接なり (七) 鉤は魚を釣るつりばり、須は鬚なり、或說に魚の鬚を指すとあり、蓋し魚のひれの鉤にかかりて釣上げらるれば鉤にもひれが出來たりといふも不可なしとの意か、古來正解を得ず姑く疑を存す (八) 卵よりは雛孵り雛には毛羽ありかゝれば卵に毛羽ありともいひ得べし (九) 以上の如き說は皆異端曲說にして說としては常に持し難きものなり (十) 惠施は前篇に解せり、鄧析は鄭の大夫刑名家著す所鄧析子一卷あり (十一) 人口にうたはるゝなり (十二) 小雅魚麗の篇 (十三) 物は酒肴の類酒と肴と充分にあり好き時を得て後始めて食ひ樂むべし

君子易知而難狎。易懼而

(二)君子は和し易けれども狎れ難く、懼れ易けれども脅し難し。患を畏るれども義

難脅。畏患而不避義死。欲利而不爲所非。交親而不比。言辯而不辭。蕩蕩乎其有以殊於世也。

君子能亦好。不能亦好。小人能亦醜。不能亦醜。君子能則寬容易直。以開道人。不能則恭敬繜絀。以畏事人。小人能則倨傲僻違。以驕溢人。不能則妬嫉怨誹。

死を避けず、利を欲すれども非とする所を爲さず、交親めども比せず、(三)言辯なれども辭せず、(四)蕩蕩乎として(五)其れ以て世に殊なるあるなり。

(一) 君子は人の言に和して容易に逆ふことをせざれども狎れ近き難きところあり、又小心にしてつゝしみ懼るゝものなれども自ら守るところありて脅して強ひて從はしめ難し (二) 義の爲めに死ぬと (三) 阿黨なり徒黨を結ぶこと (四) 立言する場合には充分に辯じて事理を明にするをはすれども言辭を飾り要ちざることに言及せず (五) その心廣く寬かなり、これその世俗のものと異なる所ある所以

君子は能あるも亦好く、(二)不能なるも亦好し。小人は能あるも亦醜く、不能なるも亦醜し。君子は能あれば則ち(三)寬容易直、以て人を(四)開道し、不能なれば則ち恭敬(五)繜絀、以て人に畏事す。小人は能あれば則ち倨傲僻違、以て人に(六)驕溢し、不能なれば則ち(七)嫉妬怨誹、以て人を(八)傾覆す。故に曰く、君子能あれば則ち人爲に學ぶを榮とし、不能なれば則ち人之に告ぐるを樂む。小人能あれば則ち人爲に學ぶを賤み、不能なれば則ち人之に告ぐるを羞づ、是れ君子小人の分なり。

(一) 藝能多きこと (二) 藝能なきこと (三) 容態振ゆつたりとしておとなしやかにすなほなり (四) 開發誘導すること道は導に同じ (五) 自らおさへしりぞけて謙ること、繜は撙に同じく絀は黜に同じ (六) 溢は滿なり、たかぶり度に過ぐること (七) ねたみにくみうらみそしる (八) かたむけくつがへす

以傾覆人。故曰。君子能則人榮學焉。不能則人樂告之。小人能則人賤學焉。不能則人羞告之。是君子小人之分也。

君子寛而不僈。廉而不劌。辯而不爭。察而不激。寡立而不勝。堅彊而不暴。柔從而不流。恭敬謹愼而容。夫是之謂至文。詩曰。溫溫恭人。維德之基。此之謂也。

君子は寛なれども(一)僈ならず、(二)廉なれども(三)劌せず、辯ずれども爭はず、(四)察すれども激ならず、(五)直立すれども勝たず、(六)堅彊なれども暴ならず、(七)柔從なれども流せず、恭敬謹愼なれども(八)容る。夫れ是れを之れ(九)至文と謂ふ。(一〇)詩に曰く、(一一)溫溫たる恭人、維れ德の基と。此の謂なり。

(一) 僈に同じ、怠惰なり (二) 稜かどなり、直くしてかど〳〵しきなり (三) 利くして傷くること、人を傷けそこなふこと (四) 明察、精察にはあれども過激に渉らぬこと (五) 邪曲を忌み直を以て立ち人に屈せざれども強ひて勝つことを求めず (六) 深く強くして柔弱を忌めども兇暴に渉らず (七) 柔和從順なれども容易に人に致されずいひなり次第になることなし (八) 能く人を容れて孤獨に陷らず (九) 文德の至つて具備せるをいふ (一〇) 大雅抑の篇 (一一) 寛容柔順なる恭謙の人の行はこれやがて至德に至るべき基礎なり、溫溫は寛柔の貌

君子崇人之德。揚人之美。非諂諛也。正義直指。擧人之過惡。非毀

君子は人の德を崇び人の美を揚ぐるも、(一)諂諛に非るなり。(二)正義直指して人の過(四)惡を擧ぐるも、(五)毀疵に非るなり。(六)己の光美を言ひて、禹舜に擬し、天地に參す、るも、夸誕に非るなり。(七)時と屈伸し柔從なること(八)蒲葦の若きも、(九)懾怯に非るな

疵一也。言二己之光美一。擬二於禹舜一。參二於天地一。非二夸誕一也。與レ時屈伸。柔從若二蒲葦一。非二懾怯一也。剛彊猛毅靡レ所レ不レ信。非二驕暴一也。以レ義變應。知當二曲直一故也。詩曰。左レ之左レ之。君子宜レ之。右レ之右レ之。君子有レ之。此言二君子之能以レ義屈伸變應一也。君子小人之反也。君子大心則天而道。

り。剛彊猛毅、信びざる所靡き(一〇)も、驕暴に非るなり。義を以て變應し(一一)、知曲直に當る(一二)故なり。詩に曰く(一三)、之を左し之を左す(一四)。君子之を宜くす。之を右し之を右す。君子之を有すと。此れ君子の能く義を以て屈伸變應するを言ふなり。

(一) 尊崇す、たつとぶ (二) 賞揚す、ほめあぐ (三) 正しく論議し卒直に指摘す、議は譏に通ず (四) 過失悪徳 (五) 疵は訾に通ず、ともにそしること (六) 己のかゞやける美しき徳行を公言して古の聖王たる夏禹虞舜に比しなぞらへ、天地の間にまじはりて天地と徳をひとしくすといふも誇大妄誕に陥りたるにはあらず (七) 時勢と順應して或は退き或は進み或は隱れ顯るゝこと (八) がまとなし、共に編みて敷物となし之を卷きもし敷きもすべきもの (九) おぢおそれ、ひるむこと (一〇) 伸びざる所なし、靡は莫に同じ (一一) 義理を以て變に應じ適當に事を處すること (一二) その智曲直に當りて自在に通ず (一三) 小雅裳裳者華の篇 (一四) 君子の事を處するに左より之をしてもその宜しきに合ひ右より之をしても亦宜しきに合ふの意、之を有すとは之を宜くする有るの意

君子と小人とは之れ反するなり。君子は大心なれば則ち天を（敬ひて）道あり、小心なれば則ち義を畏れて(一)節あり。知なれば則ち明通にして(二)類し、愚なれば則ち端(三)愨にして(四)法あり。由らるれば(五)則ち恭にして止り(六)、閉ぢらるれば(七)則ち敬にして

小心則畏レ義而節。知則明通而類。愚則端慤而法。見レ由則恭而止。見レ閉則敬而齊。喜則和而理。憂則靜而理。通則文而明。窮則約而詳。小人則不レ然。大心則慢而暴。小心則淫而傾。知則攫盗而漸。愚則毒賊而亂。見レ由則兌而倨。見レ閉則怨而險。喜則輕而翾。憂則挫而

齊ひ、喜べば則ち和して(八)理に、憂ふれば則ち靜(九)にして理なり。通(一〇)ずれば則ち文にして明に、窮すれば則ち約にして詳なり。小人は則ち然らず。大心(一一)なれば則ち慢にして暴なり。小心なれば則ち淫にして傾き、知なれば則ち攫盗にして漸(一二)に、愚(一三)なれば則ち毒賊にして亂れ、由(一四)ゐらるれば則ち兌にして倨り、閉(一五)ぢらるれば則ち怨みて險に、喜べば則ち輕(一六)にして翾に、憂ふれば則ち挫けて慴れ、通(一七)ずれば則ち驕りて偏り、窮すれば則ち弃てて儑る。傳に曰く、君(一八)子は兩ながら進み、小人は兩ながら廢すと。此の謂なり。

(一) 義理に背き外れんことを畏れて節操を守る、(二) 事理に明に通暁して統類を知る (三) 變通自在ならぬをいふ (四) 法度を守る (五) 用に同じ (六) 止る所を知りて放縱ならず (七) 仕進の道閉塞がりて用ひられざれば則ち身を斂みて行をとゝのへ、天をも怨みず人をも咎めず (八) 和順にして條理に從る (九) 靜平にして亦條理に從る (一〇) 時を得れば則ち益々德行外にあらはれて世に明に、時を得ざれば則ち德行を内韜にしてその道を詳にす (一一) 心の大なる小人は傲慢にして亂暴なり、之に反し心の小なるは邪淫にして人にへつらひ亦へ、智・るは他人の物をつかみ盗みて追々に惡しき方に進む (一三) 智なきは他人を害しそこなひて亂に陷る、賊は害ふこと (一四) 君に用ひらるれば傲慢に振舞ひてやがて倨傲になる、兌は銳に通ず、微捷なり (一五) 仕途を塞がれて、用ひられず

而懾。通則驕而偏、窮則弃而儑。傳曰、君子兩進、小人兩廢。此之謂也。

君子治治、非治亂也。曷謂耶。曰、禮義之謂治、非禮義之謂亂也。故君子者治禮義者也、非治非禮義者也。然則國亂將弗治與。曰、國亂而治之者、非案亂而治之之謂也。去亂而被之以

れば君を怨みて陰險となる　一六　輕佻に振舞ひて浮れて飛び廻る、翾は小鳥などの身輕に飛び上るさま　一七　順境に立てば驕慢となりて偏頗になり、逆境になれば自暴自棄となりてなげやりになる、弃は棄に同じ、儑は怠ること　一八　君子といふものは進むにも退くにも共に猶豫なく決行して善にすゝみ、小人は進退共に善を廢しすつるものなりとの意

(一)君子は治を治む、亂を治むるに非るなり。曷の謂ぞや。曰く、禮義之を治と謂ひ禮義に非る之を亂と謂ふ。故に君子は禮義を治むる者なり。禮義に非るを治むる者に非るなり。然らば則ち國亂るれば將治めざらんか。曰く、國亂れて之を治むる者は(二)亂を案へて之を治むるの謂に非るなり。亂を去りて、之に被らしむるに治を以てするなり。(三)人汙にして之を脩むる者は、汙を案へて之を脩むるの謂に非るなり。汙を去りて之に易ふるに脩きを以てするなり。故に亂を去りて亂を治むるに非るなり。汙を去りて汙を脩むるに非るなり。(四)治の名たる、猶君子治を爲して亂を爲さず、脩を爲して汙を爲さずと曰ふがごとし。

(一)　君子は治まるものを治むるものにて、亂れたるものを治むるものにあらずとはこれ何の意なるか　(二)　武力を

治。人汙而脩ㇾ之者。非ㇾ案ㇾ汙而脩ㇾ之之謂ㇾ也。去ㇾ汙而易ㇾ之以ㇾ脩。故去ㇾ亂而非ㇾ治ㇾ亂也。去ㇾ汙而非ㇾ脩ㇾ汙也。治之爲ㇾ名。猶ㇾ曰ㇾ君子爲ㇾ治而不ㇾ爲ㇾ亂、爲ㇾ脩而不ㇾ爲ㇾ汙矣。

以て亂れたるを抑へ鎭め然る後之を治むるをいふ意にはあらず、德政と禮義とによりて亂れぬやうにして人民一般を治安にてつゝむをいふなり、案は抑ふるなり (三) 人の穢れたる行ありてこれを潔むるといふは何もその穢れたる所を抑へ隱して潔きやうにする譯にてはなし、その穢れたる行を棄て、その代りに潔き行あらしむるをいふ脩は潔なり (四) 治といふ名は猶君子は治まる者即ち禮義を治め爲して、亂れたる者即ち禮義に背くことをせぬやうにし、潔き行を爲して穢れたる行をせずといふやうなることとなり

君子絜ニ其辯ー而同ㇾ焉者合矣。善ニ其言ー而類ㇾ焉者應矣。故馬鳴而馬應ㇾ之。非ㇾ知也。其勢然也。故新浴者振ニ其衣ー。新沐者彈ニ其冠ー。人之情也。其誰能以ニ己之潐潐ー。受ニ

(一)君子は其辯を絜くして焉に同じき者は合す。(二)其言を善くして焉に類する者は應ず。(三)故に馬鳴いて馬之に應ずるは、知に非るなり。其勢然るなり。(四)故に新に浴する者は其衣を振ひ、新に沐する者は其冠を彈くは、人の情なり。其れ誰か能く己の潐潐を以て人の掝掝を受くる者あらんや。

(一) 君子は他がその辨論を潔く整へて來るなればその論己の固執する所と相合致すればこれと共にす、絜は潔と通ず又整なり (二) 又他がその言辭を善く正しくして來るなればその言己の考ふる所と類似すればこれと相應ず (三) 故に此方にある馬が嘶けば彼方に居る馬も亦鳴いて應ずるは智慧ありて然するにあらず勢につられて自ずと然するなり (四) 新に湯浴より上りたるものはまづその衣を振ひて塵埃を拂ひて之を身に着け、新に髮洗ひたるものはま

人之掝掝一者哉。
君子養レ心。莫レ善二於誠一。致レ誠則無二他事一矣。唯仁之爲レ守。唯義之爲レ行。誠心守レ仁則形。形則神。神則能化矣。誠心行レ義則理。理則明。明則能變矣。變化代興。謂二之天德一。天不レ言而人推レ高焉。地不レ言而人推レ厚焉。四時不レ言而百姓期

づ其の冠を彈きて埃塵を拂ひて之を冠るは穢を厭ふ人の常理なりされば人誰か己の明察なるを以てして他よりの昏愚を甘んじ受くべきや卽ち明察の賢者たるものはいかで不善人の穢れなどを受くべきやとの意、焳焳は明察なる貌
掝は穢なり昏き貌

君子心を養ふには誠(一)より善きは莫し。(二)誠を致すは則ち他事無し、唯仁を之れ守と爲し、唯義を之れ行ふことを爲す。(三)誠心仁を守れば則ち形る。形るれば則ち神に、神なれば則ち化す、誠心義を行へば則ち理あり。(四)理あれば則ち明に、(五)明なれば則ち能く變ず。(六)變化代興之を天德と謂ふ。(七)天は言はざれども人高きを推し、地は言はざれども百姓期す。夫れ此れ常有り、以て其誠を至めたる者なり。(八)君子は至德にして、嘿然たれども喩り、(九)未だ施さざれども親み、(一〇)怒らざれども威る。(一一)夫れ此れ命に順ひ、(一二)以て其獨を愼める者なればなり。(一三)善の道たる者は、誠ならざれは則ち獨ならず、(一四)獨ならざれば則ち形れず、(一五)形れざれば則ち心に作り、(一六)色に見れ、言に出づと雖も、民猶若として未だ從はざるなり、從ふと雖も必ず疑ふ。

焉。夫此有ㇾ常。以至二其誠一者也。君子至德。嘿然而喩。未ㇾ施而親。不ㇾ怒而威。夫此順ㇾ命。以愼二其獨一者也。善之爲ㇾ道者。不ㇾ誠則不ㇾ獨。不ㇾ獨則不ㇾ形。不ㇾ形則雖下作二於心一。見二於色一。出中於言上。民猶若未ㇾ從也。雖ㇾ從必疑。

天地爲ㇾ大矣。不ㇾ誠則不ㇾ能ㇾ化二萬物一。聖人

（一）誠は姦詐の心なきなり、已に姦詐なければ常に安し故に誠なるより尊きはなし（二）誠を極め致せば誠ならざる外物もこれを害ふこと能はず故に誠を致すには別に他の方法あるにあらず（三）誠心仁愛の徳を守りて失はざれば則ち必ず自ら外にあらはるゝものなり、かくせば他の之を尊ぶこと神の如し已に神の如くに尊ばるれば自ら他を感化するに至るべし（四）事に條理あり（五）已に明にして人見て敢て欺かず、故に能く他をして悪を改め變じて善に遷らしむべし（六）化に始りて變に終り變と化とが代る〴〵興るは猶四季の變遷代謝するが如し、これを天の德といふなり（七）天は口なく物言はざれども人はその高くして萬物を覆ひて育つるの德を推し尊び、地は物言はざれども人はその厚くして萬物を載せて處を得しむる至德を推し尊び四時は物言はざれども序を違へずして春生夏育、秋收冬藏するを知りて百姓はこれを期してあてにす（八）その誠を極むるに由りて此の如きを致すなり至に極なり（九）默然に同じ、物言はずだまつて居ること、君子は至德ありて默して何事をも言はざれども人自ら其心をさとる（一〇）まだ我よりして何の恩を施さゞれども彼より慕ひ來りて我に親む（一一）威に打たれておそればゞかるなり（一二）天命（一三）人の見ざる所、聞かざる所をおそれつゝしむに依る（一四）至誠にあらざれば則ち其獨を愼むこと能はず（一五）已に其獨を愼むこと能はず故に其德も亦外にあらはるゝこと能はず（一六）その德已に外にあらはれざれば政令を出さんとの心內におこり、外顏色にあらはれ言に出づることありとも人民は猶依然としてまだこれに從はんともせざるなり、一歩を讓りてよしや強ひられて從ふことありとも表面のみにてその心は必ず疑うて信ぜざるなり

天地は大たるも、誠ならざれば則ち萬物を化すること能はず。（一）聖人は知たるも、誠ならざれば則ち萬民を化すること能はず。（二）父子は親たるも、誠ならざれば則ち

爲知矣。不誠則不能化萬民。父子爲親矣。不誠則疏。君上爲尊矣。不誠則卑。夫誠者君子之所守也。而政事之本也。唯所居以其類至。操之則得之。舍之則失之。操而得之則輕。輕則獨行。獨行而不舍則濟矣。濟而材盡。長遷而不反其初。則化矣。

君子位尊而

(三)疏し。(四)君上は尊たるも、誠ならざれば則ち卑し。夫れ誠は君子の守る所なり、而して政事の本なり。唯(五)居る所其類を以て至る、(六)之を操れば則ち之を得、之を舍つれば則ち之を失ふ、(七)操りて之を得れば則ち輕く、輕ければ則ち(八)獨行はる、獨行はれて舍めざれば則ち(九)濟る。濟りて(一〇)材盡き、長く(一一)遷りて其初に反らざれば則ち化す。

(一) あらゆるものを化育す (二) あらゆる民を進化せしむ (三) 疏遠なりうと〳〵し (四) 君主たるものは德高く尊嚴なるものなれども誠ならざれば萬民の尊仰する所とならず故に位卑くいやしきものとなるなり (五) 君子の居る所なり、君子はその守る所誠にあればその居る所の如何に拘はらず、その類集り至るなり (六) 之は誠を指す常に誠を操り守れば則ち己誠と一體となるやうに我物となし得るなり (七) 誠を操り守りて之を得れば猶輕き物の擧げ易きが如し (八) 前の愼獨の獨なり (九) 成就なり (一〇) 材は才に同じ、才性自ら修り盡すをいふ (一一) 長く誠に遷り止りてその初の性惡に反らざればこれ自ら化したるものなり

君子は位尊けれども、志は恭しく、心は小なれども道は大なり。(一)聽視する所の者は近けれども、聞見する所の者は遠し。是れ何ぞや、是れ(二)操術然るなり。故

志恭。心小而道大。所二聽視一者近。而所二聞見一者遠。是何邪。是操術然也。故千人萬人之情。一人之情是也。天地始者。今日是也。百王之道。後王是也。君子審二後王之道一。而論二於百王之前一。若二端拜而議一。推二禮義之統一。分二是非之分一。摠二天下之要一。治二海內之衆一。若レ使二一人一。故操

に(三)千人萬人の情は一人の情是れなり。(四)天地の始は今日是れなり。(五)百王の道は後王是れなり。君子後王の道を審にして、百王の前を論ずること、(六)端拜して議するが若し。(七)禮義の統を推し、(八)是非の分を分ち、(九)天下の要を摠べ、海內の衆を治むること、一人を使ふが若し。故に操ること(一〇)彌約にして事彌〻大なり。(一一)五寸の矩は天下の方を盡すなり。(一二)故に君子は堂を下らずして、海內の情擧此に積る者は、則ち操術然るなり。

㈠ 耳に聽き目に視る所は至て卑近なれども、近きを以て遠きを知り、今を推して古を知るといふ樣に遠きところまで聞き見るが如し ㈡ 常に操り持する所の術 ㈢ 千萬人の情は種々雜多なるべきも、畢竟するに千萬人といへども、是れ一人の情と同じくして異るを見ず ㈣ 天地草創の始と後の今日とは畢竟是れ同じきなり ㈤ 往古百王の政道は後の今の王道と是れ同じ即ちいづれも今を推し小を推して、古を知り大を知るべし ㈥ 端は玄端にして朝服なり拜は拱に通じ手をこまぬくなり、玄端の禮服を着け、朝廷に出仕して手を拱きて從容として政治を議するが如くさして勞することなし ㈦ 禮義の統類系統を推し究む ㈧ 是非の分別を分ち立つ ㈨ 天下大小の事の要所要所をすべ括る ㈩ 簡約、手みじか (一一) 五寸ほどの矩にて天下大小の四角のものをはかり盡すが如し、矩は方形のものを作る尺度曲尺なりさしがね (一二) 故に君子たるものは、堂を下らず家に在りても海內の事情はみな悉くその左右に積り集るが如くに知り盡す

彌約。而事彌大。五寸之矩。盡二天下之方一也。故君子不レ下レ堂。而海内之情擧積レ此者。則操術然也。

有二通士者一。有二公士者一。有二直士者一。有二愨士者一。有二小人者一。上則能尊レ君。下則能愛レ民。物至而應。事起而辨。若レ是則可レ謂二通士一矣。不二下比以闇一レ上。不二上同以疾一レ下。分二爭於中一。不二以レ私害一レ之。若レ是則可レ謂二公士一矣。身之所レ長。上雖レ不レ知。不二以

(一)通士といふ者有り、(二)公士といふ者有り、(三)直士といふ者有り、(四)愨士といふ者有り、(五)小人といふ者有り、上は則ち能く君を尊び、下は則ち能く民を愛し、(六)物至りて應じ、(七)事起りて辨ず。是の若くんば則ち通士と謂ふべし。(八)下比して以て上を闇さず、(九)上同して以て下を疾ましめず、(一〇)中に分爭して、私を以て之を害せず。是の若くんば則ち公士と謂ふべし。身の長ずる所、上知らずと雖も、(一一)以て君に悖らず、身の短なる所、上知らずと雖も、(一二)以て賞を取らず、(一三)長短飾らず、(一四)情を以て自ら竭す是の若くんば則ち直士と謂ふべし。(一五)庸言は必ず之を信じ、(一六)庸行は必ず之を愼み、(一七)流俗に法ふを畏るれども、而も敢て其の獨する所を以て甚しくせず。是の若くんば則ち愨士と謂ふべし。(一八)言には常信無く、(一九)行には常貞無く、唯利の在る所傾かざる所無し。是の若くんば則ち小人と謂ふべし。

悖ㇾ君。身之所ㇾ短。上雖ㇾ不ㇾ知。不ㇾ以取ㇾ賞。長短不ㇾ飾。以ㇾ情自竭。若ㇾ是。則可ㇾ謂ニ直士一矣。庸言必信ㇾ之。庸行必愼ㇾ之。畏ㇾ法ニ流俗一。而不ㇾ敢以ニ其所ㇾ獨甚一。若ㇾ是則可ㇾ謂ニ愨士一矣。言無ニ常信一。行無ニ常貞一。唯利所ㇾ在。無ㇾ所ㇾ不ㇾ傾。若ㇾ是則可ㇾ謂ニ小人一矣。

(一) 以下本文に明なり、事理に通じ道理に明るき士 (二) 公平無私の士 (三) 正直の士 (四) 端愨の士たゞしくしてまことなる士 (五) 利慾にのみ傾く者 (六) 物至るあれば何物にても則ち直に能く之に應じて處理す (七) 事起るあれば何物にても則ち直に能く之を辨理しをさめ、些しも澁滯する處なし (八) 下のものと親み黨を結びなどして君上の明を掩ひくらますことをせず (九) 君上の命に雷同して下民を苦しめ患へしめず (一〇) 君上と下民との中間に立ちて兩者の理否を分ち爭ひ己一個の私心を以て兩者をそこなはず (一一) 身の短所を知られずとも若を怨みて之にもとり背きて違ふことをせず (一二) 身の長所を知られず重用せられずとも之を飾りて上を欺き賞祿を取ることをせず (一三) 其長をほこらず飾らず其短を掩はず飾らず (一四) 實情を以て仕へ自力の限をつくす (一五) 庸は常なり、常に口にする所の言は必ず之を實行してまことにす (一六) 常に行ふ所は必ず愼みて苟くも背かざる樣にす (一七) 一般の時俗のよからぬものに倣はんことを畏るれども、さりとて強ひて獨自一個の言行などをなして甚しく他人と異なるやうにせず (一八) その口にする所の言には常に之を實行して僞にすることなし (一九) その行ふ所に於ては常に愼みて道に背かぬやうにするといふことなし

公生ㇾ明。偏生ㇾ闇。端愨生ㇾ通。詐僞生ㇾ塞。誠信生ㇾ神。夸誕生ㇾ惑。此六生

公(一)は明を生じ、偏(二)は闇を生じ、端愨(三)は通を生じ、詐欺(四)は塞を生じ、誠信(五)は神を生じ、夸誕(六)は惑を生ず。此の六生の者は君子之を愼む、禹桀(七)分るゝ所以なり。

(一) 公正は聰明を生ず、公正なれば畏るゝ所なく惑ふ所なし、觀察正鵠を得て失はず、聰明なる所以 (二) 偏頗は

者。君子愼レ之。而禹桀所二以分一也。

欲惡取舍之權。見二其可レ欲也。則必前後慮二其可レ惡也者。見二其可レ利也則必前後慮二其可レ害也者。而兼二權之一。熟二計之。然後定二其欲惡取舍一。如レ是則常不二失陷一矣。凡人之患偏傷レ之也。見二其可レ欲也。則不レ慮二

闇昧を生ず、已に公正を失して偏頗に陷れば奸慝愛憎によりて判斷す、正鵠を失ひて闇昧となる所以也 (三) 通達なり、求めて得ざるなし、欲して遂げざるなきなり (四) 窮塞なり、窮地に陷りて手も足も出ぬやうになるなり (五) 神明なり、神明に通ずるをいふ (六) 浮夸妄誕なり、事實を誇大にしていつはり多きはやがて如何にして之を掩はんかとて惑を生ず (七) 夏の禹王と桀王、一は聖王一は暴王

(一)欲惡取舍の權、(二)其の欲すべきを見ては、則ち必ず前後其の惡むべき者を慮り、其の利すべきを見ては、則ち必ず前後其の害すべき者を慮り、之を兼權し(四)之を熟計し、(三)然る後其の欲惡取舍を定む。是の如くなれば則ち常に失陷せず、(五)凡そ人の患は偏之を傷くるなり。(六)其の欲すべきを見ては、(七)則ち其の惡むべき者を慮らず、其の利すべき所を見ては則ち其の害すべき所を顧みず。是を以て動けば則ち必ず陷り、(八)爲せば則ち必ず辱めらる。(九)是れ偏傷の患なり。(一〇)

(一) その欲する所、にくむ所、取る所捨つる所を權衡する方法をいはん、權は彼此をはかりみるなり (二) 其の欲すべきものを見たる時は必ずその反面たる惡むべきものを前後より考慮すべし (三) その利として取るべきものを見たる時は必ずその反面たる害ありて舍つべきものを前後より考慮すべし (四) 欲惡の二所、取舍の二所の輕重をはかりにかけ更につらつらと深く計り見る (五) 欲惡取舍の權を失ひあやまつこと (六) 偏僻か偏頗とかいふ一

其可ㇾ惡也者一。見二其可一ㇾ利也。則不ㇾ顧二其可一ㇾ害也者一。是以動則必陷。爲則必辱。是偏傷之患也。

方にかたよれるところより之を傷くるに因るなり　(七) 一旦その欲すべき事物を見る時は之を欲するの餘り只管に之を得んとつとめ、その反面の惡むべきものあるを一向に思慮せず　(八) 身を動して何事か着手して見んとすれば必ず偏失に陷る　(九) 事を爲せば必ず辱を取る　(一〇) これ卽ち偏僻偏頗なるより生ずる患なり

人之所ㇾ惡者。吾亦惡ㇾ之。夫富貴者。則類傲ㇾ之。夫貧賤者。則求ㇾ柔ㇾ之。是非二仁人之情一也。是姦人將三以盜二名於晻世一者也。險莫ㇾ大ㇾ焉。故曰。盜ㇾ名不ㇾ如ㇾ盜ㇾ貨。田仲史鰌不ㇾ如ㇾ盜也。

(一)人の惡む所の所は吾も亦之を惡む、夫の富貴なる者は則ち(二)類ね之に傲り、夫の貧賤なる所は則ち之を(三)柔せんことを求む。是れ仁人の情に非るなり。是れ姦人將に(四)以て名を晻世に盜まんとする者なり。(五)險焉より大なるは莫し。故に曰く、(六)名を盜むは貨を盜むに如かず、(七)田仲(八)史鰌は盜に如かざるなり。

(一) 人の惡む所は吾も亦之を惡み、之に反して人の好む所は吾も亦之を好むは、これ仁人の常情なり　(二) 率に同じおほむね、大概　(三) 是非を論ぜず之を手なづけて從はしめんことを求む　(四) 晻は暗に同じ、昏闇の世、亂れたる世に虛名を盜まんとす　(五) 險惡なること　(六) 人の常情に反し虛名を盜まんよりは寧ろ財貨を盜むの優れるに如かず　(七) 齊の人、於陵に住し、號して於陵仲子といふ、兄の祿を以て不義として食まず、富貴を辭するなど奇矯なる行あり、後の非十二子篇に見ゆ、孟子に出づ　(八) 字は子魚、衞の大夫、靈公に事ふ、孔子も直なる哉史魚と稱せられたるがその行事に極端なる所あり、亦非十二子篇に見ゆ

憍泄者。人之殃也。恭儉者。偋ニ五兵一也。雖レ有ニ戈矛之刺一。不レ如ニ恭儉之利一也。故與ニ人善言一。煖ニ於布帛一。傷レ人之言。深ニ於矛戟一。故薄薄之地。不レ得レ履レ之。非ニ地不一レ安也。危足無レ所レ履者。凡在レ言也。巨塗則讓。小塗則殆。雖レ欲レ不レ謹。若ニ云不一レ使。

榮辱篇第四

(一)憍泄なる者は人の殃なり、恭儉なる者は五兵(二)を偋(三)くるなり。(四)戈矛の刺ありと雖も、恭儉の利に如かざるなり。故に人に(五)善言を與ふるは布帛より煖に、(六)人を傷くるの言は矛戟より深し。故に(七)薄薄の地も之を履むを得ざるは、地安からざるに非るなり。危足して履む所無き所は、凡て言に在るなり。(八)巨塗は則ち讓り、小塗は則ち殆し。(九)謹まざらんと欲すと雖も、云に使しめざるが若し。

(一) 驕媟に同じ、たかぶりてなれおごること、驕媟なればやがて災殃を速くに足る (二) 矛、戟、弓、劍、戈の五種の武器 (三) 却くること、おひのくること (四) 戈や矛の如きはこれは鋭利にして能く物を刺し貫く力あれども、恭儉を行ひて人を服せしむる鋭さには及ばず (五) 已に恭儉の利なるとを知りて恭儉ならんとするには先づ言を愼む必要あり、故に他人に善言を與ふる時はその人を利すること布やきぬ地の暖き衣服にまさりて暖に感ぜしむ (六) 人を中傷する如き惡しき言を以て人を害せば、矛戟の鋭利なる刄もて傷けたるよりも深き苦痛を感ずべし (七) 廣大なる土地ありても、我身の氣隸は遠慮なしに履み歩くことのならぬは、その土地の平にして行き安からぬ故にあらず、しかも足をそばだてゝふみ所なき如くにせざるを得ずといふは是れ我身の惡口にて人を中傷せしことなどあ

快快而亡者。怒也。察察而殘者。忮也。博而窮者。訾也。清之而兪濁者。口也。豢之而兪瘠者。交也。辯而不說者。爭也。直立而不見知者。勝也。廉而不見貴者。劌也。勇而不見憚者。貪也。信而不見敬者。好

るより起れり（八）大きくて廣き路に在りては雜沓する際には互に他に讓りていづれも路を開くやうにするものなり、之に反して細く狹き路に在りては一人行くとても危く足ふみ外すばかりなり（九）故に路を行く際には大小の差はあれつゝしまざらんとしても、他の何物かゞつゝしまざらしめねば止まぬ如くに强制するやうにされてつゝしむに至るものなり

（一）快快として亡ぶる者は怒ればなり。（二）察察として殘する者は忮へばなり。（三）博にして窮する者は訾れればなり。（四）之を清くして兪〻濁る者は口なり。（五）之を豢うて兪〻瘠する者は交なり。（六）辨じて說かざる者は爭へばなり。（七）直立して知られざる者は勝なればなり。（八）廉にして貴ばれざる者は劌なればなり。（九）勇にして憚られざる者は、貪なればなり。（一〇）信にして敬せられざる者は刿行を好めばなり。此れ小人の務むる所にして、君子の爲さざる所なり。

（一）意を思ふまゝに快くせんとして、爲に亡ぶるに至る者は怒を起して爲せるによる（二）事態を明に察知する程の明ありながら却てそこなひ傷るやうになるはそこなひ害する心の内にあればなり（三）言辭博く辯舌巧にありながら却て行きつまりて困ることあるは、他をそしり惡しきさまにいふを好むによる（四）身の淸からんことを求めて、却て濊し濁るに至るは、言のその實に過ぎて口をつゝしまぬより[illegible]る、兪は愈に同じ（五）我身を肥さんと

剸行一也。此小人之所レ務。而君子之所レ不レ爲也。鬭者忘二其身一者也。忘二其親一者也。忘二其君一者也。行二其少頃之怒一。而喪二終身之軀一。然且爲レ之。是忘二其身一也。室家立殘。親戚不レ免二乎刑戮一。然且爲レ之。是忘二

して養ひながら却て瘠せ衰ふるやうのことあるは、交る所を擇ばず、患難を受くるによる （六） 辯舌巧なるも、人之を解せざることあるは人と爭ひて之を折かんとすることをつとむるを以て說いて明なること能はざるものなるによる、說は釋なり （七） 己れ直を以て立ちながらしかも世に知られざることあるは人に勝たんことを好むを以てなり、勝たんことを好めば人に讓らず、讓らざれば怨を買ふ爲に知られざるに至るなり （八） 嚴正にてありながら人に貴ばれざるは己れの餘りに嚴正なるより中道を失ひて人を傷くるなり （九） 勇氣にてながら少しも人に憚り恐れられざるは貪慾の心ありて他に求むること多く、爲に人より侮を受くるによる （一〇） 誠信にてありながら人に敬はれざるは自ら信ずること深きよりして獨斷專斷をなすによる剸は專に同じ

(一)鬭ふ者は其身を忘るゝ者なり、其親を忘るゝ者なり、其君を忘るゝ者なり、其の少(二)頃の怒を行ひて、(三)終身の軀を喪ふ、然れども且之を爲す、是れ其身を忘るゝなり。(四)室家立ろに殘せられ、親戚(五)刑戮を免れず、然も且之を爲す、是れ其親を忘るゝなり。君上の悪む所なり、刑法の大に禁ずる所なり、然も且之を爲す。是れ其君を忘るゝなり。下は其身を忘れ、内は其親を忘れ、上は其君を忘るゝ。是れ刑法の(六)舍さざる所なり。聖王の(七)畜はざる所なり。(八)乳彘は虎に觸れず、乳狗は遠く遊ばざるは、其親を忘れざればなり。小人は下は其身を忘れ、内は其親を忘れ、上は其

其親一也。君上之所レ惡也。刑法之所二大禁一也。然且爲レ之。是忘二其君一也。下忘二其身一。内忘二其親一。上忘二其君一。是刑法之所レ不レ赦也。聖王之所レ不レ畜也。乳彘不レ觸レ虎。乳狗不二遠遊一。不レ忘二其親一也。小人下忘二其身一。内忘二其親一。上忘二其君一。則是人也。而曾狗彘之不レ若也。凡鬭者必自以爲レ

君を忘る。則ち是れ人なるも而も曾て狗彘にも若かざるなり。凡そ鬭は必ず自ら以て是と爲して、人を以て非と爲すなり。己は誠に是にして、人は誠に非ならば、則ち是れ己は君子にして、人は小人なり。君子を以て(九)小人と相賊害するなり。下は以て其身を忘れ、内は以て其親を忘れ、上は以て其君を忘る。豈過甚(一〇)ならずや、是人や、所謂狐父(一一)の戈を以て牛矢を鐲すものなり。將に以て智と爲さんとするか、則ち愚焉より大なるは莫し。將に以て利と爲さんか、則ち害焉より大なるは莫し。將に以て榮と爲さんか、辱焉より大なるは莫し。將に以て安と爲さんか、危焉より大なるは莫し。人の鬭ふ(一二)あるは何ぞや、我之を狂惑(一三)の疾病に屬せんと欲するか、則ち不可なり。聖王(一四)又之を誅せん。我之を鳥鼠の禽獸に屬せんと欲するか、則ち不可なり。其形體(一五)又人にして、好惡多に同じ。人の鬭ふ(一六)あるは何ぞや我甚だ之を醜む。

(一) 好みて人と爭ふもの　(二) ほんの寸時の怒り　(三) 永き一生を經べき大切なるからだ　(四) 最愛すべき我が妻

是而以レ人爲レ非也。已誠是也。人誠非也。則是己君子。而人小人也。以二君子一與二小人一相賊害也。下以忘二其身一。內以忘二其親一。上以忘二其君一。豈不レ過レ甚矣哉。是人也。所レ謂以二狐父之戈一鐲二牛矢一也。將三以爲二智耶。則愚莫レ大焉。將二以爲一レ利耶。則害莫レ大焉。將三以爲二榮耶。則辱莫レ大焉。將三以爲二安耶。則危莫レ大焉。人之有レ鬭何哉。我欲レ屬二之狂惑疾病一耶。則不可。聖王又誅レ之。我欲レ屬二之鳥鼠禽獸一耶。則不可。其形體又人。而好惡多同。人之有レ鬭何哉。我甚醜レ之。

子立所に殘害せられて殺さる (五) 刑罰にて殺戮せらるゝことと (六) 罪をゆるす見のがす (七) 養ひ育てざる也 (八) まだ母乳をのむ豚の子は怖しき虎の傍にはさはらんともせず (九) 君子ともなるべき身を以て卑しき小人と鬪ひて互に相そこなひきずつくるものなり (一〇) 實に過の甚しきものにあらずや (一一) 當時の俗諺なるべし、貴を以て賤に用ゐるに譬へし語、狐父の戈は黃帝と涿鹿の野に戰へる蚩尤の作りし銳利の戈、牛矢は牛の屎糞は剌に同じすぐれたる利器を以て穢き牛の糞を突き刺す意 (一二) 鬪の不可なることは已に前條に述べたるがしかも人のたたかふもの多く存するは何故なるか (一三) 狂ひ惑ふやうなる病氣、瘋狂病者となして取合はずに除者となすべきか否なさうもならず (一四) 聖王はさうは思はれずして法を用ゐて誅戮の刑に當てらるべし (一五) その形體容貌は則ち人にしてそのすききらひはまさに賢人と相同じ (一六) その禍此の如くなるに尙たゝかふものあるは何故なるか我甚だにくみて止まずとなり

有二狗彘之勇者一。有二賈盜之勇者一。有二小人之勇者一。有二士

(一)狗彘(くてい)の勇なる者あり、賈盜(こたう)(二)の勇なる者あり、小人の勇なる者あり、士君子の勇なる者あり、飲食を爭ひ、廉恥(れんち)無く、是非(ぜひ)を知らず、死傷を避(さ)けず、(三)衆彊(しうきやう)を畏(おそ)れず。(四)恈恈然(ぼうくぜん)(五)として唯飲食をこれ見る、是れ狗彘の勇なり。事利の爲に、貨財を爭ひ、

君子之勇者一。爭二飲食一。無二廉恥一。不レ知二是非一。不レ辟二死傷一。不レ畏二衆彊一。恈恈然唯利飲食之見。是狗彘之勇也。爲二事利一。爭二貨財一。無二辭讓一。果敢而振。猛貪而戻。恈恈然唯利之見。是賈盜之勇也。輕レ死而暴。是小人之勇也。義之所レ在。不レ傾二於權一。不レ顧二其利一。擧レ國而與レ之。不レ爲二改視一。重レ死持レ義而不レ撓。是士君子之勇也。

(六)辭讓無く、果敢にして(八)振ひ、(九)猛貪にして戻り、(一〇)(一一)恈恈然として(一二)唯利を之れ見る。是れ賈盜の勇なり、死を輕じて暴なるは、是れ小人の勇なり。義の在る所、(一三)權に傾かず、其利を顧みず、(一四)國を擧げて之に與ふるも(一五)改視を爲さず、(一六)死を重んじ義を持して撓まず、是れ士君子の勇なり。

(一) 犬や豚の如く其食を求むるには他を恐れざる程勇なるものあり (二) 商人や盜賊の如くに其利を求むるに拘れば他を顧みざる程勇なるものあり (三) 避に同じ、さけよくること (四) 多人數にて强きもの (五) 愛欲の貌、いかにも物欲しげに (六) 他に對してことわりをいひたりゆづつたりすると (七) 果決敢爲なり、思ひ切つてやりとほす (八) 奮に同じ氣負ひてやること (九) 甚しく慾張ること (一〇) 人情にもとりそむく (一一) 本文の上恐らくは脫文あるべし (一二) 自己の事や利益の爲とあらば、死をも厭はぬまでにして兇暴に陥ること (一三) 權勢ある者のなりとてかたうどとならず (一四) 一國全體 (一五) 心を改めてその方へ目をくばり心を寄することと (一六) 義を堅く守りて折けず

鯈鉢者。浮陽之魚也。胠二於

(一)鯈鉢は(二)浮陽の魚なり。(三)沙に胠きて水を思へども則ち逮ぶ無し。(四)患に挂りて謹ま

沙一而思レ水。則無レ逮矣。挂ニ於患一而欲レ謹。則無レ益矣。

んと欲すれども則ち益無し。

(一) 魚の名、一に鯈魬ともいふ、和名やなぎはえ (二) 好んで水上に浮び陽に就く魚なり、一説陽は揚に通じて常に浮き揚りて水面に近く居る魚なりと、亦通ず (三) 浮き揚り過ぎて沙の上にまで飛出してしまひ、口を開きて頻に水を得んともがきしも、その時は及びがたし、胠は呿に同じ、口を大く張り開ける貌 (四) 人も亦此魚と同じく一旦患難にかゝりたる後に事をつゝしまんとしても、もはや及ばず

自知者不レ怨レ人。知レ命者不レ怨レ天。怨レ人者窮。怨レ天者無レ志。失ニ之己一反ニ之人一。豈不ニ亦迂一哉。

自ら知る者は(一)人を怨みず、命を知る者は(二)天を怨みず、人を怨むる者は窮し、天を怨むる者は志無し(三)、之を己に失ひ(四)、之を人に反す、豈亦迂ならずや。

(一) 眞に能く自己の性行才能の長短を知る者は、わが身の不遇なりとも不如意なりとも自ら怨みて徒に他を怨むことをせず (二) 眞に能く天命を知る者は窮通は人に在りと觀念して少しも天を怨むことをせず (三) 始より志無かりし人の如くにて終るべし (四) 自己の至らぬによりて我と我自ら幸福や富貴の類を失ふやうにしながら、却てこれを他の所爲にして之を怨む如きはなんと迂濶も亦甚しきものにてはなきか

榮辱之大分。安危利害之常體。先レ義而後レ利者榮。先レ利而後レ義者

榮辱の大分(一)と安危利害の常體(二)をいはん、義を先にして(三)利を後にする者は榮し(四)、利を先にして義を後にする者は辱す。榮者(五)は常に通じ、辱者は常に窮す、通者(六)は常に人を制し、窮者は常に人に制せらる。是れ榮辱の大分なり。材愨(七)なる者は

辱。榮者常通。辱者常窮。通者常制人。窮者常制於人。是榮辱之大分也。材慤者常安利。蕩悍者常危害。安利者常樂易。危害者常憂險。樂易者常壽長。憂險者常夭折。是安危利害之常體也。

常に安利にして、蕩悍(八)なる者は常に危害なり、安利なる者は常に樂易(九)し、危害なる者は常に憂險(一〇)なり。樂易なる者は常に壽長(一一)にして、憂險なる者は常に夭折(一二)す、是れ安危利害の常體なり。

(一) 大凡の分別、大體の區別 (二) 常の體別一般の區別 (三) 義を守ることを第一にして、利に走ることを第二とする者はその身榮を得 (四) 利を第一にして義を後にする所は辱を取る (五) 榮ゆるものは何事も思ふやうになり幸福を得、辱を取るものは何事も思ふに任せず不幸を招く (六) 何事も思ふやうに行くものは常に人を制し使ふ身となり、之に反して何事も思ふやうに行かぬものは常に制せらるゝものなり (七) 材性まごゝろあつきものは常に安全にして利益を得 (八) 放蕩にしてたけだけしきものは、常にその危害を招き易し (九) 歡樂平易なり、たのしくやすらかなり (一〇) うれひありてあぶなげなり (一一) いのち長し (一二) わかじに、はやじに

夫天生烝民。有所以取之。志意致脩。德行致厚。智慮致明。是天子

夫れ天(一)烝民を生ずる、之を取る所以有り、志意(二)は脩(三)を致め、德行は厚(四)を致め、智慮は明(五)を致む、是れ天子の天下を取る所以なり。政令法(六)あり、擧措時(七)あり、聽斷(八)公に、上は則ち能く天子の命に順ひ、下は則ち能く百姓(九)を保んず。是れ諸侯の

之所以取天下也。政令法。擧措時。聽斷公。上則能順天子之命。下則能保百姓。是諸侯之所以取國家也。志行脩。臨官治。上則能順上。下則能保職。是士大夫之所以取田邑也。脩法規度量刑辟圖籍。不知其義。謹守其數。愼不敢損益也。父子相傳。以持王公。是故

國家を取る所以なり。志行脩り、臨官治り、上は則ち能く上に順ひ、下は則ち能く職を保つ、是れ士大夫の田邑を取る所以なり。法規度量刑辟圖籍を脩め、其義を知らず、謹みて其數を守り、愼みて敢て損益せず、父子相傳へて以て王公を持す。是故に三代亡ぶと雖も治法猶存す。是れ官人百吏の祿秩を取る所以なり。孝悌原愨、軥錄疾力、以て其事業を敦比して敢て怠傲せざるは、是れ庶人の煖衣飽食を取り、長生久視して以て刑戮に免るゝ所以なり。邪說を飾り、姦言を文り倚事を爲し、陶誕突盜、惕悍憍暴、以て亂世の間に偷生反側するは、是れ姦人の危辱死刑を取る所以なり。其の之を慮ること深からず、其の之を擇ぶこと謹まざる、其の取舍を定むること楛僈なる、是れ其の危き所以なり。

(一) 天の衆民を生みてこの世に降すや、君臣上下それぞれ取る所の職と業とあり、之によりて生を全うし行く (二) 修め養ふこと (三) 極なりきはめつくす (四) 深く厚きこと (五) 聰明なり さとくあきらかなること (六) 政治法令は法度にかなひてきまりあり (七) 動止なり、力役を興すも民の時を奪はず、時の宜しきに應ずること (八) 訟訴を聽き罪を裁判すること公平なり (九) 諸民をして其堵に安んぜしむ (一〇) 諸侯の有する國土なり (一一) 官

三代雖亡。治法猶存。是官人百吏之所以取禄秩也。孝悌原愨。軥録疾力。以敦比其事業。而不敢怠傲。是庶人之所以取煖衣飽食。長生久視。以免於刑戮也。飾邪説。文姦言。爲倚事。陶誕突盜。惕悍憍暴。以偸生反側於亂世之間。是姦人之所以取危辱死刑也。其慮之不深。其擇之不謹。其定取舍楛僈。是其所以危也。

衙に臨み、官吏となりては事務治りてよく寧ること（一二）その職務とする所を大切に保ち行ふ（一三）正しくは大夫士なり、階級の名、周の制、天子、諸侯、卿、大夫、士、民の順なり庶民の上に位するもの（一四）領邑知行（一五）法律、規則の書（一六）度は丈尺をはかるもの、ものさし、量は斗石をはかるます（一七）辟は罪なり、刑罪を治むる律書（一八）圖は天下の山川城池の土地の形勢を寫せる地圖、籍は天下戸口の數を記せる戸籍帳（一九）その義理、方針は知らずともつゝしみその數を守りて失はず、つゝしみて自己の私意を以ておしきつて増減することなく、父より子、子より孫と相傳へてその職をおろそかにせず、以て天子諸侯の政治をかたく維持す（二〇）天下國家を治むる法則（二一）諸司百官に同じ、多くの官吏（二二）俸祿、手當なり（二三）原は愿なり、愿朴誠愨、素直にして誠ありてつゝしむこと（二四）軥は拘に同じ、拘録は勉強の意（二五）速力なり、速くつとめて努作するなり（二六）厚く親む（二七）怠惰なり（二八）長生して久しく世に在りて種々のことを視ること（二九）姦悪不正の言辭を飾りて正しく見せかくること（三〇）倚は奇なり、奇怪なることを爲す（三一）多言にして虚誕なり、口かず多く大げさのことをいふこと（三二）突は凌突なり、人をしのぎてすなほならず、物を奪ひ貪る（三三）惕は蕩に通ず蕩悍なり、前に解せり（三四）驕傲にして粗暴なり（三五）生をぬすみて徒に爲すこともなくして生き、あちらこちらに轉輾し安所せず（三六）そのいづれを取りいづれを捨つべきかを定む（三七）楛は惡なり、僈は慢なり、惡しくしてだらしなきこと

材性知能。君子小人一也。好榮惡辱、好利惡害。是君子人之所同也。若其所以求之之道則異矣。小人也者。疾爲誕而欲人之信己也。疾爲詐而欲人之親己也。禽獸之行。而欲人之善己也。慮之難知也。行之難安也。持之難立也。成則必不得其所好。必遇其所惡

(一)材性知能は君子小人一なり。榮を好み辱を惡み、利を好み害を惡むは、是れ君子小人の同じき所なり。(二)若し其の之を求むる所以の道は則ち異なり。小人は、(三)疾めて(四)誕を爲して人の己を信ぜんことを欲するなり。疾めて詐を爲して人の己を親まんを欲するなり。禽獸の行して人の己を美くせんことを欲するなり。之を慮ること知り難きなり。之を行ふこと安んじ難きなり。之を持つこと立ち難きなり。(五)成るも則ち必ず其の好む所を得ず、必ず其の(六)惡む所に遇ふ。故に君子は、信にして(七)亦人の己を信ぜんことを欲するなり。(八)忠にして亦人の己を親まんことを欲するなり。(九)脩正治辨(一〇)にして、亦人の己を善くせんことを欲するなり。(一一)之を慮りて知り易きなり、之を行ひて安んじ易きなり。之を持ちて立ち易きなり。成れば則ち必ず其の好む所を得て、必ず其の惡む所に遇はず、是故に(一二)窮すれば則ち隱れず、通ずれば則ち大いに明に、身死して名彌白なり。小人は(一三)頸を延べ踵を擧げて(一四)願ひて曰はざる莫し、(一五)知慮材性は固に以て人に賢ること有らんと。(一六)夫れ其の己と以て

焉。故君子者。信矣而亦欲二人之信一レ己也。忠矣而亦欲二人之親一レ己也。脩正治辨矣。而亦欲二人之善一レ己也。慮レ之易レ知也。行レ之易レ安也。持レ之易レ立也。成則必得二其所一レ好。必不レ遇二其所一レ惡焉。是故窮則不レ隱。通則大明。身死而名彌白。小人莫レ不二延レ頸舉レ踵而願一曰。知慮材性。固有二

異なることなく、則ち君子は注錯の當りて、小人は注錯の過てるを知らざるなり。故に小人の知能を熟察するに、(一七)以て其の以て君子の爲す所を爲すべきに餘あるを知るに足るなり。之を譬ふるに、越人は越に安んじ、楚人は楚に安んじ、(一八)君子は雅に安んず、是れ知能材性の然るに非るなり。是れ注錯習俗(一九)の節(二〇)異なればなり。

(一)才狀性質、知識能力は君子と小人と相同じ　(二)然れども君子と小人とが榮利を求むる方法に至りては則ち相同じからず　(三)力なり、つとめて　(四)虚誕　(五)常に誕詐を用ゐて只管榮利を得んとするにあれば、慮り考ふるとも知ること難く、行ふも安じ難く敗れ易く、扶持せんとするも立ち難くして倒れ易し　(六)よしや誕詐によりて欲する所を達し得るとも、その結果は好む所の榮利の福を得る能はずして、却てその惡む所の辱害の禍に遇ふに終るべし　(七)言にまことあること　(八)信にまことあること　(九)身に就ていふ我身を修め正す　(一〇)事に就ていふ事を治め成すと　(一一)已に中心の信によりてするにより慮り考ふるに當りては迷はず惑はず知り易し、行へば必ず敗れず、扶持すれば必ず立つ　(一二)よしや身窮して不遇なりとも世に隱れて名の聞えぬやうのことなし、若し世に遇へば大に明にその名世に傳り、死後には更にその名赫々として傳はるべし　(一三)首を長くしかゝとを舉げ足を爪立つるやうにして大に待ち望むさま　(一四)慕ふなり　(一五)君子の知慮材性はもとよりたしかに人にまさりたる所あるべしと　(一六)夫れ知慮材能は君子と己と些しも異なることなくして、君子はその措置の當を得小人は得ざるの爲なるを知らざるなり　(一七)小人は君子の爲す所を爲さんとするに十分なることを知るに足るなり　(一八)君子は正しくして美德ある所に安んず　(一九)習ふ所の風俗、ならはし　(二〇)節制、はどあひ

以賢ㇾ人矣。夫不ㇾ知下其與ㇾ已無二以異一也。則君子注錯之當。而小人注錯之過上也。故熟二察小人之知能一。足三以知二其有ㇾ餘可三以爲二君子之所ㇾ爲也。譬ㇾ之。越人安ㇾ越。楚人安ㇾ楚。君子安ㇾ雅。是非二知能材性然一也。是注錯習俗之節異也。

仁義德行。常安之術也。然而未二必不ㇾ危也。汙僈突盜。常危之術也。然而未二必不ㇾ安也。故君子道二其常一。而小人道二其怪一。

凡人有ㇾ所二一同一。飢而欲ㇾ食。寒而欲ㇾ煖。勞而欲ㇾ息。好ㇾ利而惡ㇾ害。是人

(一)仁義德行は常安の術なり。(二)然り而して未だ必ずしも危からずんばあらざるなり、(三)汙僈突盜は常危の術なり。(四)然り而して未だ必ずしも安んぜずんばあらざるなり。故に(五)君子は其常を道ひ、小人は其怪を道ふ。

(一)仁義を守り德行を修むるはこれ常に身を安泰に置く手段なり (二)然れどもこれとて萬全にはあらずして、時に身を危くすることなきにあらず (三)その心ざまきたなく行我儘にて人を凌ぎ利を貪るはこれ常に身を危亡に陷らしむる手段なり (四)然れども時には身を安くすることなきにあらず (五)されば君子たるものは常安の術を行ひて身を常安に置くべきをいふ、然れども小人なるものは常危の術によりて自らその非常なる例外の安を取りたりとて、これを通例なるかの如くに語るものなり、これ君子のやがて終に安全にして小人の危亡を取る所以也

凡そ人一(一)同なる所有り、飢ゑて食を欲し、寒えて(二)煖を欲し、(三)勞して息を欲し、利を好みて害を惡むは、是れ人の生れて有する所なり。(四)是れ待つ無くして然る者なり。(五)是れ禹桀の同じき所なり。目は白黑美惡を辨じ、耳は音聲淸濁を辨じ、口は

之所㆓生而有㆒也。是無㆑待而然者也。是禹桀之所㆑同也。目辨㆓白黑美惡㆒。耳辨㆓音聲淸濁㆒。口辨㆓鹹酸甘苦㆒。鼻辨㆓芬芳腥臊㆒。骨體膚理辨㆓寒暑疾養㆒。是又人之所㆓(常)生而有㆒也。是無㆑待而然者也。是禹桀之所㆑同也。可㆔以爲㆓堯禹㆒。可㆔以爲㆓桀跖㆒。可㆔以爲㆓工匠㆒。可㆔以爲㆓農賈㆒。在㆓(勢)注

鹹酸甘苦(六)を辨じ、鼻は芬芳(七)腥臊(八)を辨じ、骨體膚理(九)は寒暑疾養(一〇)を辨ずるは、是又人の生れて有する所なり。是れ待つこと無くして然る者なり。是れ禹桀の同じき所なり。以て堯禹と爲るべく(一一)、以て桀跖と爲るべく、以て工匠と爲るべく、以て農賈と爲るべく、注錯(一二)習俗の積む所に在るのみ。是れ又人の生れて有する所なり。是れ待つこと無くして然る者なり。是れ禹桀の同じうする所なり、堯禹と爲れば則ち常に安榮(一三)に、桀跖と爲れば則ち常に危辱に、堯禹と爲れば則ち常に愉佚(一四)に、工匠農賈と爲れば則ち常に煩勞(一五)す。然り而して人力めて此を爲して(一六)、彼を爲すこと(一七)寡きは何ぞや、曰く陋(一八)なればなり。堯禹は生れながら(一九)にして具ふる者に非るなり。夫れ變故(二〇)に起り、修(二一)に成る、修の爲たる(二二)、盡すを待ちて後備ふる者なり。

(一) 同一に同じ　(二) 煖に同じ、但し煖は熱火によりて煖を取るなり、暖は陽によりて暖を取るなり　(三) 疲勞すれば休息を欲す　(四) 生れながらにして有るところ、即ち本然の性なるをいふ　(五) 他人のこれを教ふるを待たずして然るものなり　(六) しはからきとすきとあまきとにがきと　(七) 並にかんばしきよき香　(八) なまぐさき臭とあぶらくさき臭並に惡臭に屬す　(九) 骨骼、身體や皮膚、はだのきめ　(一〇) 疾痛と佚樂となり、いたさとかゆさ

錯習俗之所ヒ積耳。是又人之所ニ生而有ー也。是無ν待而然者也。是禹桀之所ν同也。爲ニ堯禹ー則常安榮。爲ニ桀跖ー則常危辱。爲ニ堯禹ー則常愉佚。爲ニ工匠農賈ー則常煩勞。然而人力爲ν此。而寡ν爲ν彼。何也。曰。陋也。堯禹者非ニ生而具者ー也。夫起ニ於變故ー。成ν乎ν修。修之爲。待ν盡而後備者也。

人之生固小人。無ν師無ν法。則惟利之見耳。人之生固小人。又以遇ニ亂世ー。得ニ亂俗ー。是以ν小重ν小也。以ν亂得ν亂也。君子非ニ得ν

(一)人の生固より小人なり。師無く法無ければ則ち惟利をこれ見るのみ。人の生固より小人なり。又以て亂世に遇ひ、(二)亂俗を得。是れ(三)小を以て小を重ぬるなり。(四)亂を以て亂を得るなり。君子勢を得て以て之に臨むに非れば、則ち閒内を得るに由無し。今是れ人の口腹、(五)安ぞ禮義を知らん。安ぞ辭讓を知らん、安ぞ廉恥隅積を(六)知らん、亦哅哅(七)として嚼み、鄉鄉として飽くのみ。(八)人師無く法無ければ、則ち其

一一 人は本然の性同じきが故に、以て堯帝とも禹王ともなることを得べく、又桀王とも盜跖ともなるべく、工人大工とも農夫商賈ともなるべし 一二 これ他なしその人の心身を置くところと慣習との善惡の自然に致すに過ぎず 一三 安樂榮辱也 一四 愉快にして安佚なること、佚は逸に同じ樂なり 一五 事わづらはしくて身つかるゝこと 一六 桀跖、工匠、農賈を指す 一七 堯禹を指す 一八 固陋なり、かたくなにしていやしきこと 一九 堯禹の德行なるものは生れながらにして之を具備するものにはあらず 二〇 變事紛雜等の非常の事をいふ 二一 修飾なり、修養なり 二二 修とは如何なることかといふに、物欲邪惡を盡く除去するを待ちて後始めて堯禹の德行の具備せるなり

勢以臨之。則無由得開內。焉。今是人之口腹。安知禮義。安知辭讓。安知廉恥隅積。亦呥呥而噍。鄉鄉而飽已矣。人無師無法。則其心正其口腹也。今使人生而未嘗睹芻豢稻粱也。惟菽藿糟糠之爲睹。則以至足爲在此也。俄而粲然有秉芻豢稻粱而至者。則瞲然

心正に其口腹なり。今人をして生れて未だ嘗て芻豢稻粱を睹ず、惟菽藿糟糠をのみ之れ睹ることを爲さしめば、則ち至足を以て此に在りと爲すなり。俄にして粲然として芻豢稻粱を秉りて至る者あれば、則ち瞲然として之を視て曰く、此れ何ぞ怪しきやと。彼之を臭ぎて鼻に慊く無く、之を嘗めて口に甘く、之を食うて體に安ければ、則ち此を弃てて彼を取らざること莫し。今夫の先王の道、仁義の統を以て、以て相羣居し、以て相持養し、以て相藩飾し、以て相安固せんか。夫の桀跖の道と、是れ其の相縣することを爲すなり。幾直に夫の芻豢の糟糠に縣するのみならんや。然り而して人力めて此を爲して、彼を爲すこと寡きは何ぞや、曰く陋なればなり。陋とは天下の公患なり、人の大殃大害なり。故に曰く、仁者は好んで人に告示す、之に告げ之に示し、之を靡し之を儇し、之を鈆し之を重ぬ。則ち夫の塞者俄にして且通じ、陋者俄にして且僩し、愚者俄にして且知るなり。是れ若し行はざれば則ち湯武上に在るも曷ぞ益せん。桀紂上に在るも曷ぞ損せん。

視レ之曰。此何怪也。彼臭レ之而無レ嗛二於鼻一。嘗レ之而甘二於口一。食レ之而安二於體一。則莫レ不二弃レ此而取一レ彼矣。今以二夫先王之道。仁義之統一。以相羣居。以相持養。以相藩飾。以相安固邪。以二夫桀跖之道一。是其爲二相縣一也。幾直夫芻豢之縣二糟糠一爾哉。然而人力爲レ此。而寡レ爲レ彼。何也。曰。

湯武存すれば則ち天下従つて治り、桀紂存すれば天下従つて亂る。(三三)是の如き者は豈人の情固(もと)より與(もつ)(三四)て此(かく)の如くなるべくして、與(もつ)て彼の如くなるべきに非ずや。

(一) 生は性なり、人の性たるやもと〳〵小人の如くに惡なり (二) 亂れたる世に出て遇ひて自然に亂れたる習俗を得るなり (三) これ小人を以て益々小人の惡を重ぬるといふものなり (四) 亂暴を以て益々亂暴を得るものといふべきなり (五) 君子が勢力を得てその地位に坐し、以て下々の小人亂暴人に臨み、師となり法となり之を導くに非ざれば、この小人亂暴の心を開き善道に入るゝに由なし、内は入なり (六) 隅は一隅、その分をいふ、積は積習、その行の積み重りて習となれるもの (七) 呥々として食物を嚙み、鄉々として忙しく飲食して飽くことを知るのみに過ぎず、呥々は物をかむ貌、噍はかむこと、鄉鄉は飲食に趨く貌 (八) 人師なく法なく學ばざれば則ちその心正に口腹の欲の如し (九) 芻は牛羊の類、草を食ふ家畜なり、豢は犬豚の類、穀を食ふ家畜 (一〇) 米なり、粱は米の美なるもの (一一) 菽は豆、藿は豆の皮 (一二) 米より生ずるかすぬか (一三) 此上もなく滿足とす、以上は今人をして生れて未だ嘗て牛羊犬豕の美肉、稻米の良米の旨きを見たることなくして、唯豆や豆の皮や糟糠の如きまづきもののみを見しめば、これを以てこの上もなく滿足してうまき食物はこれのみと思ふなり (一四) 清潔なる貌 (一五) 驚き視る貌 (一六) 嗅に通ず鼻にてかぐこと (一七) 慊に通ずるこゝろよきこと (一八) 棄に同じ、すつ (一九) 大綱なり (二〇) 相保養すること (二一) 相藩蔽文飾するなり、おほひかざること (二二) 懸に同じ、相懸隔するなり、へだゝる (二三) 豈なり、なんと (二四) 單になり (二五) 共通の患 (二六) 大なるわざはひたり大なる害たり (二七) 靡は順従なり、したがはしむ (二八) 儇は疾なり、すみやかにせしむ (二九) 沿に同じ、循なり、因りしたが

陋也。陋也者。天下之公患也。人之大殃大害也。故曰。仁者。好告示人。告之示之。靡之儇之。鉛之重之。則夫塞者俄且通也。陋者俄且僩也。愚者俄且知也。是若不行。則湯武在上曷益。桀紂在上曷損。湯武存則天下從而治。桀紂存則天下從而亂。如是者。豈非人之情。固可與如此。可與如彼也哉。

はしむ　(二〇)　ふさがりて通ぜざるもの　(二一)　嫻に通ず、ならふなり、禮義を知り威儀に習ふたと　(二二)　殷の湯王、周の武王　(二三)　是の如き例によりて之を觀るに、豈人の情といふものは上に在る者の告示の如何によりて、或は以て此の湯王武王の下の民の如く善良となるべく、又は彼の桀王紂王の下の民の如く姦邪なる民となるべきにてはあらぬか　(二四)　以に同じ

人之情。食欲有芻豢。衣欲有文繡。行欲有輿馬。又欲夫餘財蓄積之富也。然而窮年累世不知足。是人之情也。今人之生也。方多蓄雞狗猪彘。又畜牛羊然

人の情、食は芻豢有らんことを欲し、衣は(一)文繡有らんことを欲し、行くには(二)輿馬有らんことを欲し、又夫の(三)餘財(四)蓄積の富あらんことを欲するなり。然り而して年を窮め世を累ぬるも足ることを知らざるは、是れ人の情なり。(五)今人の生たるや、方に多く雞狗猪彘を畜ひ、又牛羊を畜ふ。(六)然り而して食は敢て酒肉有らず、(七)刀布を餘し、困窮を有す。(八)然り而して衣は敢て絲帛有らず。(九)約者(一〇)筐篋の藏有り、然り而して行くには敢て輿馬有らず、是れ何ぞや。欲せざるに非ざるなり。(一一)幾慮を長くし後を顧みて、以て之に繼ぐ無きを恐るゝ故ならずや。是に於て又(一二)用を節し、

而食不三敢有二酒肉一。餘二刀布一。有二囷窌一。然而衣不三敢有二絲帛一。約者有二筐篋之藏一。然而行不三敢有二輿馬一。是何也。非レ不レ欲也。幾不下長レ慮顧レ後。而恐レ無二以繼一レ之故也。於レ是又節レ用御レ欲。收斂蓄藏以繼レ之也。是於二己長レ慮顧レ後。幾不二甚善一矣哉。今夫偸生淺知之屬。曾此而不レ知也。糧

欲を御し、收斂蓄藏(一三)して以て之に繼ぐなり。是れ己が慮を長くし後を顧みるに於て幾甚だ善からずや、今夫の偸生淺知の屬、(一四)曾ち此を知らざるなり。(一五)糧食(一六)太だ侈り、其後を顧みず、(一七)俄にして則ち屈し、安に窮す。是れ其凍餓を免れずして瓢嚢を操りて、(一九)溝壑中の瘠と爲る所以の者なり。況や夫の先王の道、仁義の統、詩書禮樂の分(二〇)をや。(二一)彼固より天下の大慮なり、将に天下生民の屬の爲に、慮を長くし後を顧みて萬世(二二)を保せんとするなり。其汸長し、(二三)其澤厚し。(二四)其功盛にして姚遠(二五)なり。熟修爲(二六)の君子に非れば、之を能く知ること莫きなり。故に曰く、短綆(二七)は以て深井の泉を吸むべからず。(二八)知幾からざる者は與に聖人の言に及ぶべからずと。夫れ詩書禮樂の分、固より庸人(二九)の知る所に非るなり。故に曰く、之を一(三〇)たびして再びすべきなり、(三一)之を有して久しうすべきなり。(三二)之を廣くして通ずべきなり、之を慮(三三)りて安ずべきなり。(三四)反て之を鈆察して愈好すべきなり。以て情(三五)を治むれば則ち利し、以て名を爲せば則ち榮し、以て羣(三六)すれば則ち和し、以て獨(三七)す

食太侈。不レ顧二其後一。俄則屈。安窮矣。是其所下以不レ免二於凍餓一。操二瓢嚢一爲中溝壑中瘠上者也。況夫先王之道。仁義之統。詩書禮樂之分乎。彼固天下之大慮也。將下爲二天下生民之屬一。長レ慮顧レ後。而保中萬世上也。其汗長矣。其澤厚矣。其功盛姚遠矣。非二孰修爲之君子一莫二之能知一也。

れば則ち足る。樂意なる者は、其れ是れか。夫れ貴きこと天子たり、富天下を有つは、是れ人情の同じく欲する所なり。然らば則ち人の欲に從へば則ち勢容るゝこと能はず、物贍すこと能はず。故に先王案に之が爲に禮義を制して以て之を分ち貴賤の等、長幼の差、知愚能不能の分を知る有らしめ、皆人をして其事を載ひて各ゝ其宜しきを得しめ、然る後穀祿の多少厚薄をして之れ稱はしむ、是れ夫れ羣居和一の道なり。故に仁人上に在れば、則ち農は力を以て田に盡し、賈は察を以て財に盡し、百工は巧を以て械器に盡す。士大夫以上公侯に至るまで、仁厚知能を以て官職に盡さざる莫し。夫れ是れを之れ至平と謂ふ。故に或は天下を祿して自ら以て多しと爲さず、或は監門御旅、抱關擊柝にして、自ら以て寡しと爲さず。故に曰く、斬にして齊しく、枉げて順ひ、不同にして一なりと。夫れ是れを之れ人倫と謂ふ。詩に曰く、小共大共を受けて、下國の駿蒙と爲ると。此れの謂なり。

故曰。短綆不レ可三以汲二深井之泉一。知不レ幾者。不レ可三與及二聖人之言一。夫詩書禮樂之分。固非二庸人之所一レ知也。故曰。一レ之而可レ再也。有レ之而可レ久也。廣レ之而可レ通也。慮レ之而可レ安也。反二鉛察之一。而愈可レ好也。以治レ情則利。以爲レ名則榮。以羣則和。以獨則足。樂意者其是耶。夫貴

(一) 文は紋様なり、模様、繡は刺繡にてぬひなり (二) 前に出づ、車と馬となり (三) 一定の費用を除き去りて猶のこれるかね (四) たくはへしめるもの (五) 今人の生活を爲すに、方に多く雞、犬、豚やゐのこを飼ひ、又牛や羊をも飼へり (六) 然れども平生の食事に於ては敢て之を屠りて、自らこの肉を食ひ酒を飲むやうのことをせず (七) 金錢を餘して米藏を有す、刀布皆錢なり、刀は其利に取り、布は其の廣きに取る、囷は廩なり、圓きを囷といひ方なるを廩といふ、窌は窖なり、あなぐら (八) 然れども平生の衣服に於ては生糸や絹にて織れるものを用ひず (九) 儉約なるもの (一〇) 篋も篋も共にかたみ、はこをいふ、布帛を藏するもの (一一) 豈遠く慮り、後の事を顧みて以ていつまでも繼續すること能はざるに至らんことを恐るゝ故にあらずや (一二) 費用を節約し、私欲を制御す (一三) をさめたくはふ、斂も亦收なり (一四) 生を偸みて智慧淺きともがら (一五) 前の長慮顧後を指す (一六) 屈は竭なり、食物に於てはおごりに過ぐ、太は甚なり、事の過ぎたるにいふ (一七) 餓にして食物竭きて困窮するなり屈は竭なり、安は語助にて意なし (一八) 瓢は飲物を容るゝ器、囊は食物を容るゝ器、共に乞食の持つもの、操は手に取り持つなり (一九) みぞや谷間の中の瘠となる、瘠は尸にて死屍に肉の猶附けるもの、卽ち痩せさらぼひて溝の中に死せるものをいふ (二〇) 制なり、きまり (二一) 前にいへる先王の道、仁義の說 詩書禮樂の分はもとより先王以下の聖賢が天下後世の爲に大に慮りて後制せられしものなり (二二) 千萬世の後々までも安らかにと保證す (二三) 汙は流の古字、流風なり、おかげを蒙むること長し (二四) 恩澤なり、めぐみ (二五) 遙遠なり、はるかにとほし (二六) 道に従ひ德行の成熟して身を修め爲せる所の君子にあらずば能く知るを得ざるなり (二七) 短きなはにては深き井の水を汲むを得ず、綆は索なり (二八) 智慧多からざるものは他の多き者と聖人の言とを知り及ぶを得ず幾は多なり (二九) 凡庸の人、つねなみのもの (三〇) 一たび此道を行へば再び又之を行ふべし、一を知りたる上は更に二を知るべし (三一) 之を我身にたもちたる上は終身失はぬやうにして永く久しくたもつべきなり (三二) 此道を廣

爲二天子一。富有二天下一。是人情之所二同欲一也。然則從二人之欲一。則勢不レ能レ容。物不レ能レ贍也。故先王案爲レ之制二禮義一。以分レ之。使レ有下貴賤之等。長幼之差。知中知愚能不能之分上。皆使下人載二其事一。而各得中其宜上。然後使二愨祿多少厚薄之稱一。是夫羣居和一之道也。故仁人在レ上。則農以レ

くよくせば何れ〱方面に向ひても通じて行はるべし 〔三三〕之をよくおもひはかりて危懼することなく安ずべし 〔三四〕かくしたる上反復して之にしたがひ明かに察していよ〱好みてあかぬやうにすべし 〔三五〕人の七情、喜、怒、哀、懼、愛、惡、欲なり、之を以て七情をよく治むれば益する所あり 〔三六〕多數羣居すれば則ち和合す 〔三七〕以て獨居すれば自ら充足して不足なし 〔三八〕然り而して人々の欲する所に從ふときは、物とても人々の欲を容れ滿すこと能はず 〔三九〕天下の物を以てするも、とても一々不足なく滿たしやること能はず 〔四〇〕上下を分別す 〔四一〕貴賤、長幼の差等、智愚、能不能の分別あらしめ、天下の人をして皆それ〲の職事を行ひて、それ〲宜しきを得しめ、然る後その貴賤、長幼の差等、智愚、能不能の分別の如何によりて、食祿俸給に多少厚薄をつけてその相當なるやうにせしむ 〔四二〕これ即ち多數の羣居せる人々をして和睦合一せしむる道なり 〔四三〕仁者上にありて和一の道行はる 〔四四〕明察なり、目のきくこと 〔四五〕技巧なり 〔四六〕器械、道具なり、禮樂に用ゐるを器といひ、兵戰に用ゐるを械といふ 〔四七〕諸侯の最上の爵位、伯、子、男之につぐ 〔四八〕貴きこと天子なれば天下の大を以て祿となす 〔四九〕門を守るもの、門衞の長 〔五〇〕逆旅なり、御は迓なり、逆なり、旅宿なり、こゝはその番人 〔五一〕門卒なり、門番 〔五二〕柝は拍子木、拍子木をうちて夜警をなすもの、夜廻り、火の番 〔五三〕無理に斷りて不揃ひなるをひとしくす 〔五四〕まがりて直ならざるものを直にして正しくす 〔五五〕消遙を殊にして同じからざるものをして歸する所は同一にす 〔五六〕商頌長發の篇 〔五七〕小は小國の諸侯、大は大國の諸侯共は珙と通ず、珙は璧玉なり、諸侯の執りて贄と爲すもの、贄は進物にして、臣たるものゝ君に見えんとする時持ち行くもの、下國は天子より見て下に在る國にて、諸侯の國をいふ、駿厖は馬の英俊なるもの、所謂駿足 天子に比す、此詩の意は、小國の諸侯も大國の諸侯も各々湯王に謁せんとして、珙を贄として至れば、湯王は之を受けて其等下々の國の子となりて、之を飾る治めらるとなり

力盡レ田。賈以レ察盡レ財。百工以レ巧盡二械器一。士大夫以上至二於公侯一。莫レ不下以二仁厚知能一盡中官職上。夫是之謂二至平一。故或祿二天下一。而不二自以爲レ多。或監門御旅。抱關擊柝。而不二自以爲レ寡。故曰。斬而齊。枉而順。不同而一。夫是之謂二人倫一。詩曰。受二小共大共一。爲二下國駿蒙一。此之謂也。

相古之人無有也。學者不道也。古者有姑布子卿。今之世梁有唐擧。相人之形狀顏色。而知其吉凶妖祥。世俗稱之。古之人無有也。學者不道也。故相形不如論心。論心不如擇術。形不勝心。心不勝

卷第三

非相篇第五

(一)相は古の人有ること無きなり、(二)學者道はざるなり。(三)古者姑布子卿有り、今の世梁(四)に唐擧(五)有り、人の形狀顏色を相して、其吉凶妖祥(六)を知る。世俗之を稱す。古の人有る無きなり、學者道はざるなり。故に形(七)を相するは心を論ずるに如かず、心を論ずるは術を擇ぶ(八)に如かず。形は心に勝たず、心は術に勝たず、術正しくして(九)心順なれば、則ち形相(一〇)惡しと雖も心術善くして、君子たるに害無きなり。形相善しと雖も心術惡しければ、小人たるに害無きなり。君子之を吉と謂ひ、小人之を凶と謂ふ。故に長短小大。善惡の形相は吉凶に非るなり。古の人有ること無きなり學者道はざるなり。蓋し帝堯は長、帝舜は短、文王は長、周公は短、仲尼は長、(一一)(一二)子弓短なり。(一三)昔者衞の靈公に臣有り、(一四)公孫呂と曰ふ、身の長七尺、面の長さ三尺

術。術正而心順。則形相雖レ惡而心術善。無レ害レ爲二君子一也。形相雖レ善。而心術惡。無レ害レ爲二小人一也。君子之謂レ吉。小人之謂レ凶。故長短小大。善惡形相。非二吉凶一也。古之人無レ有也。學者不レ道也。蓋帝堯長。帝舜短。文王長。周公短。仲尼長。子弓短。昔者衞靈公有レ臣。曰二公孫呂一。身

眉の廣さ三寸、鼻目耳具りて(一五)名天下を動す。楚の孫叔敖(一六)は期思(一七)の鄙人(一八)なり、突禿(一九)長左(二〇)、軒較(二一)の下にて楚を(二二)以て霸とす。葉公子高(二三)は、微小短瘠(二四)、行くに將に其衣に勝へざらんとするが若し。然れども白公の亂(二五)あるや、令尹子西(二六)、司馬子期(二七)皆死す。葉公子高入りて楚に據り、白公を誅し楚國を定むること、手を反す(二八)が如きのみ。仁義功名、後世に善せらる(二九)。故に士は長を揣らず(三〇)、大を楔らず(三一)、輕重(三二)を權らず、亦將た心を志る(三三)のみ。長短小大美惡の形相は豈論ぜんや(三四)。且徐の偃王(三五)の狀は、目馬を瞻るべし。仲尼の狀は面倛(三六)を蒙るが如し。周公の狀は身斷菑(三七)の如し、皐陶の狀は色削瓜(三八)の如し。閎夭(三九)の狀は面に見膚無し。傅說(四〇)の狀は身植鰭の如し。伊尹の狀は面に須麋(四一)無し、禹は跳(四二)、湯は偏(四三)、堯舜は參牟子(四四)なり。從者(四五)將志意を論じ、文學を比類せんか、直將長短を差び美惡を辨じて相欺傲せんか。古者桀紂(四六)、長巨姣美、天下の傑なり(四七)。筋力越勁(四八)百人の敵なり。然り而して身死し國亡び、天下(四九)の大僇と爲る(五〇)。後世惡を言へば則ち必ず稽ふ。是れ(五一)容貌の患に非るなり。聞見(五二)の衆

長七尺。面長三尺。眉廣三寸。鼻目耳具而名動二天下一。楚之孫叔敖期思之鄙人也。突禿長左。軒較之下。而以レ楚覇。葉公子高。微小短瘠。行若レ將レ不レ勝二其衣一。然白公之亂也。令尹子西。司馬子期皆死焉。葉公子高入據レ楚。誅二白公一。定二楚國一。如レ反レ手耳。仁義功名善二於後世一。

からず。論議の卑きのみ。今世俗の(五三)亂君、(五四)鄕曲の儇子、美麗(五五)姚冶、(五六)奇衣婦飾、(五七)血氣態度、女子に(五八)擬せざる莫し、(五九)婦人は得て以て夫と爲さんことを願はざる莫く、處女は得て以て士と爲さんことを願はざる莫し。(六一)其親家を棄てて之に奔らんと欲する者、(六〇)比肩竝起す。然り而して(六二)中君以て臣と爲すを羞ぢ、中父以て子と爲すを(六三)羞ぢ、中兄以て弟と爲すを羞ぢ、中人以て友と爲すを羞づ。俄にして則ち(六四)有司に束ねられ、(六五)大市に戮せらる。(六六)天に呼びて啼哭し、(六七)其今を苦傷して、(六八)其始を後悔せざること莫し、是れ容貌の患に非るなり。聞見の衆からず、論議の卑きのみ。然らば則ち(六九)從者將孰れを可とするや。

① 人相を視てその人の貴賤、吉凶、禍福の如何などを判斷するが如きことは、古の聖賢君子に於て無かりしところなり ② 又道を學ぶものゝ口に爲かざりしところなり ③ 姑布は姓、子卿は名、孔子の世に在りし時之を相したること韓詩外傳に見えたり ④ 魏の國なり。魏はもと安邑に都したりしが後秦を恐れて大梁に都を遷せるよりいふ ⑤ 名高き相人、事は史記の蔡澤傳及び戰國策に見えたり ⑥ 不吉と吉祥あやしみとめでたきこと ⑦ 形狀の善惡美醜を視てその人の吉凶妖祥を判斷するにその心の正しきか正しからざるかを視て、その吉凶妖祥を判斷するに及ばず ⑧ 道術、心術、その道術の正しきか否かを擇びて判斷するに及ばず ⑨ 心ざま從順にしてす

故士不レ揣レ長。不レ揳レ大。不レ權二輕重一。亦將志二乎心一耳。長短小大美惡形相。豈論也哉。且徐偃王之狀。目可レ瞻レ馬。仲尼之狀。面如レ蒙レ倛。周公之狀。身如二斷菑一。皐陶之狀。色如二削瓜一。閎天之狀。面無二見膚一。傅說之狀。身如二植鰭一。伊尹之狀。面無二須麋一。禹跳湯偏。堯舜參牟子。從者將

なはなり 【一〇】形狀相貌醜しとも心術正しければの意 【一一】名は旦周の文王の子、武王の弟、成王の位に卽くや年幼なるにより傅となりて天下の政を總き賢を以て稱せらる 【一二】孔子の弟子、冉雍なり子弓はその字、又仲弓とも字す、德行を以て聞ゆ、魯の人 【一三】むかし、者は語助、意なし 【一四】前に解せり 【一五】鼻も目も耳も皆一通りはそなはれども三尺の額の間のこととて互に離れて頗る異樣なれども、その名は遍く天下を動し皆其賢なるを知れり 【一六】名は饒、叔敖は字、楚の莊王其賢を聞きて王車を以て之を迎へしめて相となせり 【一七】楚の邑の名 【一八】邊鄙の人ゐなかびと 【一九】禿山の突出したるが如く頭の禿げて髮のうすきをいふ 【二〇】左の脚の長きこと 【二一】軒も較も車の一部の名所、軒は曲轅、車のながえ、較は車の兩傍の上より軾の方へ出て居るもの軒較の下といへば、車に乘れるまゝといふ義にて、文德を修め甲兵を勞し遠く征伐せずしての意 【二二】莊王に仕へて十二年にして覇王たらしめたり 【二三】楚の大夫、姓は沈、名は諸、梁子高はその字、食邑葉に在り故に葉公といふ、楚僭して王と稱し、その大夫は公と稱せり 【二四】身體の細く小く、長低く瘠せて、その步行するや、その衣服の重きに堪へきれぬやうなり 【二五】楚の太子、建の子、平王の孫なり、白は食邑を以て稱す、その公と稱せるは上の葉公の公の如く僭せるなり、亂を作して都に上り、子西、子期を殺せり、事は左傳哀公十六年の條に見えたり 【二六】令尹は楚の官名、宰相に當れり、子西は平王の庶長子、名は申 【二七】司馬も官名、軍事を掌れり、子期も亦平王の子、名は結 【二八】手のひらを裏反すが如く、事の容易なるをいふ 【二九】賞譽なり、よみせらる 【三〇】身の長を何尺何寸なりとはかるに及ばす、揣は度なり、はかる 【三一】長大なるをはかるに及ばず 【三二】體重の如何をはかりにかけてはかるに及ばず 【三三】その心ざまの正しきか否かを識れば充分なり 【三四】豈論ずるの要あらんやその必要なし 【三五】徐は國の名、僭して王と稱す、偃王は周の穆王の時の人、その壯貌そりくりかへつて居たれば俯首して物を見る能はずわづかに馬の如き大きなるものは見るを得れど小き物は見られざりき 【三六】

論二志意一。比二類文學一邪。直將差二長短一。辨二美惡一。而相欺傲邪。古者桀紂長巨姣美。天下之傑也。筋力越勁。百人之敵也。然而身死國亡。爲二天下大僇一。後世言レ惡。則必稽焉。是非二容貌之患一也。聞見之不レ衆。論議之卑爾。今世俗之亂君。鄉曲之儇子。莫レ不三美麗姚冶。奇衣婦飾。

倛は假面なり、めん、めんを被れる如くなり　三七　菑は椔と同じ、椔は木の立枯れせるもの・木の立枯れしたる物を折取れるが如し　三八　その顏色皮を剝げる瓜の如く青綠色を呈せり　三九　周の文王の臣、鬚髯多かりければその顏面に現はれたる膚なきばかり一面の鬚しむやなり　四〇　殷の高宗の相、その狀は魚の背に鰭の立ちたる如く脊の肉突起せり、即ちせむしの狀なり、植は立なり　四一　須は鬚なり、糜は眉なり、鬚なく、眉毛もなきなり　四二　禹王は舜の命によりて水を治めしが、勞苦十年の間、その家を顧みず、手には爪なくなり、脛には毛を生ぜず、半身不隨となり、歩むにはびつこ曳けり、跳は跛ひくこと　四三　湯王は偏枯とて亦半身不隨なりき　四四　參は相まじはるなり、牟子は眸子なり　瞳子、ひとみのこと、參眸子は重瞳とて、ひとみの兩重れるなり　四五　荀卿に從つて學ぶもの、諸子といふに同じ、諸子はた志意の正否を論じ學術の正否を比較類別してその人の吉凶妖祥を知らんとするか、或は又狀貌の長短を擇び、美醜を分ちてその人の吉凶妖祥を知りて以て世人を欺き惑らんとするか、恐らくは前者に屬せん　四六　身幹長大にして容貌好美、姣は好なり、かはよし　四七　萬人にすぐれたるをいふ　四八　その腕力をいへば衆人にたちまさりて強し、紂王の赤手にて猛獸をうちころせしと史記本紀に見えたり　四九　天下の大罪人なり、僇は戮に同じ、罪なり　五〇　後世惡人のことを言ふときは必ず桀紂を引例して之を證す、稽は考なり　五一　是れ容貌を以て身を害へるに非ず、美醜は患とするに足らず　五二　その見聞する所の廣からざるも論議する所の高からぬによる　五三　世間一般の亂慮の君　五四　村里の輕薄にして小悧悧の才子、儇は疾なり、慧なり　五五　妖冶なり、姚は美好の貌、冶も亦妖なり、美しくて顏好きをいふ　五六　珍奇の衣服や、婦人の如く裝飾すること　五七　氣風、ものごし　五八　まねること　五九　後の處女に對していふ、既婚の婦人　六〇　少年にして未だ妻を娶らざるものをいふ、こゝは意中の人といふほどの意　六一　我が兩親や家を振り棄てて此等の男の方へ出奔せんとするもの、こゝかしこに肩を並ぶるほどに出づ　六二　中等の君、普通の君、以下中

血氣態度。擬二於女子一。婦人莫レ不レ願二得以爲レ夫。處女莫レ不レ願二得以爲レ士。弃二其親家一而欲レ弃レ之者。比肩竝起。然而中君羞二以爲レ臣。中父羞二以爲レ子。中兄羞二以爲レ弟。中人羞二以爲レ友。俄則束二乎有司一。而戮二乎大市一。莫レ不下呼レ天啼哭。苦二傷其今一。而後中悔其始上。是非二容貌之患一也。聞見之不レ衆。論議之卑爾。然則從者將孰可也。

皆同じ 〔六三〕 おもはゆく思ふ、きまりわるく思ふ 〔六四〕 刑法を犯して其筋の役人に縄打たれて 〔六五〕 諸人の聚集する市場にて刑戮に遭うて首刎ねらる 〔六六〕 天を仰いで大聲あげて泣き叫ぶ、哭は泣なり 〔六七〕 現在首刎ねられたる今の不幸をつら〳〵思ひいたむ 〔六八〕 其最初[illegible]色容貌のみにて道ならぬことして夫とせる不心得の行を悔ゆ 〔六九〕 諸子はた狀貌と志意といづれが可なりとするか、恐らくは狀貌を取らずして志意を取るなるべし

人有二三不祥一。幼而不レ肯レ事レ長。賤而不レ肯レ事レ貴。不肖而不レ肯レ事レ賢。是人之三不祥也。人有二三必窮一。爲レ上則不レ能レ愛レ下。爲レ下則好非二其上一。是人之一必窮也。鄕則不レ

(一)人に三不祥有り、幼にして長に事ふるを肯ぜず、(二)賤にして貴に事ふるを肯ぜず不肖にして賢に事ふるを肯ぜず、是れ人の三不祥なり。(三)人に三必窮有り、上と爲りては則ち下を愛すること能はず、下と爲りては則ち好みて其上を(四)非る、是れ人の一必窮なり、(五)鄕へば則ち若はず、(六)偝けば則ち之を謏る、是れ人の二必窮なり、(七)知行淺薄にして(八)曲直以て縣すること有り、然り而して仁人を推すこと能はず(九)知士を明すこと能はず、是れ人の(一〇)三必窮なり。人此三數行有る者は、以て上と爲れば則ち必ず危く、下と爲れば則ち必ず滅ぶ、(一一)詩に曰く、(一二)雨雪瀌瀌たるも、晛を

者。偕則謾之。是人之二必窮也。知行淺薄。曲直有以縣矣。然而仁人不能推。知士不能明。是人之三必窮也。人有此三數行者。以爲上則必危。爲下則必滅。詩曰。雨雲瀌瀌。見晛聿消。莫肯下遺。式居婁驕。此之謂也。

見ては聿に消え、肯て下遺すること莫し、式居婁驕ると。此の謂なり。

㊀ 人に三つのよからぬさがあり、不祥は不吉なり ㊁ 身分ひくくありながら身分高きものに事ふることをうけがはぬを ㊂ 人には三つの必ず窮迫に陷るべきことあり ㊃ 惡しざまにいふ ㊄ 鄕なり、向ふなり、面とむかふこと、若は順ふなり、己れこれに及ばずと知りても他にしたがふことをせず ㊅ 偕は背なり、陰になること、陰になればその人をそしりて惡しざまにいふ ㊆ 智慮德行 ㊇ 能否に同じ、我は能なし他は能あること、遂に相絶してかけはなるゝこと ㊈ その智士なることを世に明すこと出來ず ㊉ 三不祥三必窮等の數行なり ⑪ 小雅角弓の篇 ⑫ 雨や雪が瀌々然として盛に降ることありとも、太陽の光線を受くるやうになれば、やがて消え去り乾き盡して絶えてのこすことなきが如く、人に於ても亦同樣にて、小人達は一時に黨を成し非を遂げんとすれど、一たび賢君に遇へば斥け去られて胡如にその姿を留めぬやうになるものなり、されど、其等の小人は平生は惡事の榮ゆるものの如くにおもひてしばしば驕りはこぶものなりの意、晛は日氣、太陽の光をいふ、聿には助詞、下遺はのこる、式居は平居、平生なり

人之所以爲人者。何已也。曰。以其有辨也。飢而欲食。寒而欲煖。勞

人の人たる所以の者は何を已てなるや。曰く、其の辨あるを以てなり。飢ゑて食を欲し、寒くして煖を欲し、勞して息を欲し、利を好みて害を惡む。是れ人の生れて有する所なり。是れ待つ無くして然る者なり。是れ禹桀の同じき所なり。然ら

而欲レ息。好レ利而惡レ害。是人之所二生而有一也。是無レ待而然者也。是禹桀之所レ同也。然則人之所二以爲レ人者。非三特以二二足而無レ毛也。以二其有レ辨也。今夫猩猩形笑。亦二足而無レ毛也。然而君子啜二其羹一。食二其胾一。故人之所二以爲レ人者、非三特以二其二足而無レ毛也。以二其有レ辨也。夫

ば則ち人の人たる所以の者は、特(三)に二足にして毛無きを以てのみに非るなり。其の辨有るを以てなり。今夫れ(四)猩猩は(五)形笑し、亦二足にして毛無きなり。然り而して君子其羹(六)を啜り其胾(七)を食ふ、故に人の人たる所以の者は、特に其の二足にして毛無きを以てのみに非るなり。其辨有るを以てなり。夫れ禽獸は父子有るも父子(八)の親無く、(九)牝牡有るも男女(一〇)の別無し。故に人の道は辨有ら(一一)ざること莫し。辨は分より大なるは莫く、分は禮より大なるは莫く、(一二)禮は聖王より大なるは莫し。聖王百有り、(一三)吾孰にか法らん。故に曰く、(一四)文久しくして息み、(一五)節族久しくして絶え、(一六)法數を守るの有司、禮を極めて褫く。故に曰く、(一七)聖王の跡を觀んと欲すれば、則ち其粲然たる者に於てする、後王是れなり。彼の後王なる者は、天下の君なり。後王を舍てて上古を道ふは、之を譬ふるに、是れ猶ほ己の君を舍てて、人の君に事ふるが如きなり。故に曰く、千歲を觀んと欲すれば、則ち今日を審にし、億萬を知らんと欲すれば、則ち一二を審にし、(一八)上世を知らんと欲すれば、則ち周道を審に

禽獸。有二父子一而無二父子之親一。有二牝牡一。而無二男女之別一。故人道莫レ不レ有レ辨。辨莫レ大二於分一。分莫レ大二於禮一。禮莫レ大二於聖王一。聖王有レ百。吾孰法焉。故曰。文久而息。節族久而絕。守二法數一之有司。極レ禮而褫。故曰。欲レ觀二聖王之跡一。則於二其粲然者一矣。後王是也。彼後王者天下之君也。

し、周道を知らんと欲すれば、則ち其人を審にす。君子に貴ぶ所なり。(一九)故に曰く、近きを以て遠きを知り、一を以て萬を知り、(二〇)微を以て明を知ると。此の謂なり。

(一) 已は以と同じ (二) 辨別なり、分別、わかち、君臣、父子、夫婦、長幼等の別なり (三) 獸に他の四足獸などと異りて足が二本にて、毛などの全身にむくむくと生えて居らぬのみにてはなきなり、君子、父子、夫婦等の辨別あるによるなり (四) 猩の屬、最も人に類せり、顏面には毛殆どなし、但し全身毛を蒙れり、こゝは毛無しといふは顏につきていへるなるべし (五) 正しくは言笑に作るべし、物言ひ又笑ふなり (六) あつもの、すひもの (七) 切れる肉、きりみ (八) 親子の間のしたしみ、愛情 (九) めすとをす (一〇) 男と女との間のへだて (一一) 分別、上下親疏のわかち (一二) 禮は古の聖王の制する所なれば、禮のことをいへば古の聖王その人よりすぐれたるはなし (一三) 人問うて曰く、禮は聖王より大なるはなしといへど、古來聖王と稱せられしもの至て多し、吾誰にか法るべきや (一四) 禮文も久しく時を經る間には自ら滅び失するものなり (一五) 節族は節奏なり節は止、奏は進なり、禮法も久しく時を經る間には進むあり止るありて又自ら絕え滅ぶるものなり (一六) その向の役人の世々禮の法數を守るものありとも、極めて久しき間には自ら解け去つて跡なきに至るものなり、法は禮法なり、數は數多ければいふ、褫は解なり、とく (一七) 古の聖王の制せられたる禮の跡をよくよく觀察せんとせば、則ち典籍に見えたる明白なるものに徵すべし、後の今世の明王の禮法こそ是れ古聖王の跡なれ、粲然は明白の貌 (一八) 上代の政道を知らんとすれば、則ちまづ手近き現代の周の政道を詳に觀察して知るべし、周の政道を詳にせんとすれば、則ち已の君たる現王の政道を觀察すべし、これ現王・現代の政道は上代より因襲沿革し來れるものなればなり、これ實に君子に貴ぶところなり (一九) 荀子の言なり (二〇) 少しくおぼろげなることを知り得て然る後明に詳に知る

舍二後王一而道二上古一。譬レ之是猶下舍二己之君一而事中人之君上也。故曰。欲レ觀二千歲一。則審二今日一。欲レ知二億萬一。則審二一二一。欲レ知二上世一。則審二周道一。欲レ知二周道一。則審二其人所レ貴君子一。故曰。以レ近知レ遠。以レ一知レ萬。以レ微知レ明。此之謂也。

夫妄人曰。古今異レ情。以二其治亂(者)異一レ道。而衆人惑焉。彼衆人者。愚而無レ說。陋而無レ度者也。其所レ見焉猶可レ欺也。而況於二千世之傳一也。妄人者。門庭之間。猶可二誣欺一焉。而況於二千世之上一乎。聖人何以不レ欺。曰。聖人者。

(一)夫の妄人曰く、古今情を異にするは、其治亂道を異にするを以てなりと。而も衆人は惑ふ。彼の衆人なる者は愚にして(二)說無く、(三)陋にして度無き者なり。(四)其の見る所も猶ほ欺くべし。(五)而も況や千世の傳に於てをや。妄人なる者は、門庭の間も猶ほ誣欺すべし。而るに況や千世の上に於てをや。聖人は何を以て欺かれざるぞ。曰く、聖人なる者は、己を以て度る者なればなり。故に(六)人を以て人を度り、(七)情を以て情を度り、(八)類を以て(九)類を度り、說を以て功を度り、(一〇)道を以て盡を觀る。古今は一度なり。(一一)類は悖らず、(一二)久しと雖も理を同じくす。故に(一三)邪曲に鄕ひて迷はず、(一四)雜物を觀て惑はざるは、此を以て之を度ればなり。(一五)五帝の外傳人無し。(一六)賢人無きに非るなり、久しきの故なり。(一七)五帝の中傳政無し。善政無きに非るなり、久しき

以己度者也。故以人度人。以情度情。以類度類。以說度功。以道觀盡。古今一度也。類不悖。雖久同理。故鄕于邪曲而不迷。觀乎雜物而不惑。以此度之。五帝之外無傳人。非無賢人也。久故也。五帝之中無傳政。非無善政也。久故也。禹湯有傳政。而不若周之察也。非

の故なり。禹湯傳政有れども、周の察なるに若かざるなり。(一八)善政無きに非るなり。久しきの故なり。傳政久しければ則ち論略なり。(一九)近ければ則ち論詳なり。略なれば則ち大を擧げ、(二〇)詳なれば則ち小を擧ぐ。(二一)愚者其略を聞いて其詳を知らず、其詳を聞いて其大を知らざるなり。是を以て文久しくして(二二)滅び、節族久しくして絶ゆるなり。

(一) 世間の無法なる學者は曰く、古と今とは何事も事情異れり、決して今を推して古を斷ずべからず、その時その時によりて治ると亂るゝとはその因由を異にす、政道の異なればなりといふ (二) 愚昧にして何等辨說する所なし (三) 固陋にして何等測度しはかり知る所なし (四) 己れが現在目に見て居る所にてさへ猶且つ欺かれ、ごまかさるゝものなり (五) 然るを況や千萬世の古き時代より傳へ聞けるやうの明らぬ事に於ては欺かるべき筈なり (六) 今の人の爲す所、行ふ所を見て古の人の爲す所行ふ所をおしはかる (七) 今の人情を以て古の人情をおしはかる (八) 君臣、父子、貴賤、尊卑、さては好惡愛憎等の種類は、それぞれ、似する所あるによりて自然にはかり知らる (九) 己れが辨說する所の道を以て、古先聖王の功業をはかり知る (一〇) 己れが含ずる所の道を以て聖道の極致を觀察すべし (一一) 同種類は同種類によりて相通ずる所あるものなればもとより背くことなく、矢張同一なることを失はず (一二) されば年所を經ること久しくなりても其理に於ては何の異るところなし (一三) よこしまにして曲れる正しからぬ道に向ひても何の迷ふことなし (一四) 種々さまざまのものごたごたと相並びて眼を眩ひかくすやうなことありても、何のまどふ所なきは人、情、類、說、道といふものを以て、それぞれはかり知ればなり (一五) 五帝

無善政也。久故也。傳政久則論略。近則論詳。略則擧大。詳則擧小。愚者聞其略。而不知其詳。聞其詳。而不知其大也。是以文久而滅。節族久而絶。

は前に解あり、外は以外にてそれより外には今に傳はれる人あるを聞かずとの意なり 〔一六〕 賢王なかりしにはあらず、あまり年を經ること長く久しかりければなり 〔一七〕 五帝の間今に傳はれる善政なし 〔一八〕 周代の王の政道の明察なるに及ばず、察はあきらかなり 〔一九〕 傳はれる所のあまり年經ること久しくなれは、自然久しきだけ簡略になり、近くして新しければ、自然新しきだけ詳細なり、論字は愈の衍なるべしとの說あり、可なるに近し 〔二〇〕 大體、大樣、あらすぢ 〔二一〕 細小、こまか 〔二二〕 禮文といふものは年久しくなれば滅びがちになり、その時に從ひて進退すること久しくなればやがて絶ゆるものなり、節族は節族に同じ、前出

凡言不合先王。不順禮義。謂之姦言。雖辯君子不聽。法先王。順禮義。黨學者。然而不好言。不樂言。則必非誠士也。故君子之於言也。

凡そ言(一)先王に合はず、禮義に順はざる、之を(二)姦言と謂ふ、(三)辯なりと雖も君子聽かず、先王に法り、禮義に順ひ、(四)學者に黨す。然り而して言を好まず、言を樂まざれば、則ち必ず(五)誠の士に非るなり。故に君子の言に於ける、志之を好み、行之に安じ、(六)之を言ふを樂む。故に君子は必ず辯なり。(七)凡そ人其の善しとする所を言ふことを好まざる莫し。君子を甚しと爲す。故に(八)人に贈るに言を以てするは、(九)金石珠玉より重し。(一〇)人に觀すに言を以てするは、(一一)黼黻文章より美なり、人に聽

志好之。行安之。樂言之。故君子必辯。凡人莫不好言其所善。而君子爲甚。故贈人以言。重於金石珠玉。觀人以言。美於黼黻文章。聽人以言。樂於鐘鼓琴瑟。故君子之於言無厭。鄙夫反是。好其實。不恤其文。是以終身不免埤汙傭俗。故易曰。括嚢。無咎無譽。腐儒之謂也。

かしむるに言を以てするは、鐘鼓琴瑟(一二)より樂し。故に君子の言に於ける厭く(一三)ことを無く、鄙夫(一四)は是に反す。其實(一五)を好みて其文(一六)を恤へず。是を以て終身埤汙(一七)傭俗(一八)を免れず。故に易(一九)に曰く、括嚢咎無きも譽無しと。腐儒(二〇)の謂なり。

一 その辯說するところの言先王のそれと相合はずしてそむく　二 惡しき言、姦は邪なり、正の反　三 前にいへる公孫龍、惠施、鄧析の言說の類にしていかに博辯なりとも君子は耳をかたむけず　四 學者にしたしみくみす　五 誠に正しく善なる士　六 之はすべて善を指す　七 すべて人は己が善しと思へることを口に出すことを好まぬものなし　八 人に贈るに、善言を以てし、その人をして善に赴き德に進ましむ　九 金銀や奇石の類　一〇 人に示すに善言を以てし、その人をして、その言につきて覺る所あらしむ　一一 皆色彩の美なるもの、白と黑との成せる色を黼といひ、黑と青との成せるを黻といひ、青と赤と成せるを文といひ、赤と白との成せるを章といふ　一二 皆樂器の名、かねやつゞみやこと、瑟も亦ことの一種　一三 あき倦むことなし　一四 いやしき人君子に對していふ　一五 實質　一六 文飾、言を以て飾り立つること、それをうれふることを知らず、墨子の類の如きをいふ　一七 埤は卑に同じ、低き處、汙は水たまりにて亦地の低き處、埤汙とは下等の地にして、やがて人の下等なるに譬ふ　一八 傭は庸に通ず、凡庸平俗　一九 易卦六四爻の言、嚢の口をくゝりしばりてあるは、卽ち口をつぐみて談說せざるものは、禍を買ふことなければ、他より咎を受くることなけれど、又他より善く譽めらるゝこともなきものなり　二〇 役に立たぬ儒者、腐は猶は朽ち腐れたる物の役に立たぬが如きなり

凡說之難。以ニ至高ー遇ニ至卑ー。以ニ至治ー接ニ至亂ー。未レ可ニ直至ー也。遠擧則病レ繆。近世則病レ傭。善者於ニ是間ー也。亦必遠擧而不レ繆。近世而不レ傭。與レ時遷徙。與レ世偃仰。緩急嬴絀。府然若ニ渠堰檃括之於ニレ己也。曲得レ所レ謂焉。然而不ニ折傷ー。故君子之度レ己。則以レ繩。接レ人。則用レ枻度レ己以レ繩。

(一)凡そ說の難き、至高を以て至卑に遇ひ、(二)至治を以て至亂に接す。(三)未だ直に至るべからざるなり。(四)遠擧すれば則ち繆を病へ、(五)近世は則ち傭を病ふ。(六)善者是間に於てするなり。亦必ず遠擧して繆せず、近世にして傭ならず。時と遷徙し、(七)世と偃仰(八)す。(九)緩急嬴絀、(一〇)府然として渠堰檃括(一一)(一二)の己に(一三)於けるが若きなり。曲に謂ふ所を得て然して折傷(一四)せざるなり。故に君子の己を度るには、(一五)則ち繩を以てし、(一六)人に接するには、則ち枻を以てす。(一七)己を度るに繩を以てす、故に以て天下の法則と爲すに足る。人に接するに枻を以てす。(一八)故に能く寛容す。因て以て天下の大事を成すことを求む。故に君子は賢にして能く罷を容れ、(一九)知にして能く愚を容れ、(二〇)博にして能く淺(二一)を容れ、(二二)粹にして能く雜を容る、(二三)夫れ是をこれ兼術と謂ふ、(二四)詩に曰く、(二五)徐方既に同じ、(二六)天子の功と。此れの謂なり。

(一) すべて辯說のむつかしきは甚しきものにて、先王の至て高き道を以て、後世の至て卑き道を行へる庸君に遇ひて　(二) 先王の至て治まれる道を以て後世の至て亂れたる道を行へる君にも會ひて說く　(三) これ甚だむつかしきものなれば直に說込まるゝものにはあらず　(四) 遠く上世の事を擧げて言へば、聽く方にては、之を繆

故足≡以爲ニ天下法則一矣。接レ人用レ枻。故能寬容。因求≡以成ニ天下之大事一矣。故君子賢而能容レ罷。知而能容レ愚。博而能容レ淺。粹而能容レ雜。夫是之謂ニ兼術一。詩曰。徐方既同。天子之功。此之謂也。

談說之術。齊莊以莅レ之。端誠以處レ之。堅彊以持レ之。分別以喩レ之。譬

妄なるものとして信せざるかといふうれひあり（五）近世の事を擧げて言へば、之を凡庸なるものとして、馬鹿にさるゝといふうれひあり（六）されば辯說を辭く巧にする者は、これらの中間にありて適當にするなり（七）うつる（八）俯仰に同じ、進退するなり（九）或はゆるやかに、或は急に、或は伸び或は屈ること、贏は餘なり伸ぶること、絀は屈に通ず（一〇）附に同じ、物にしつくり就き合すること（一一）水をせきとめるもの、せき（一二）水を曲げたり伸したりするもの（一三）自分の心次第にするが如し（一四）辯說するところ委曲なるを得て思ふところすつかりつくすを得ること（一四）その道をくじききずつくることなし（一五）君子は己をはかり正す（一六）大工の用ゐるすみなは、木の曲れるを正すもの（一七）楫なり、かぢ、舟の方向を定め進ましむるもの、その如くに己が人に接するに當りては、その人の性狀に因りて、うまく對するをいふ（一八）故によく寬大にて忍容す（一九）弱々しくて事を成すに任へぬもの（二〇）博識、ひろく物を知れるもの（二一）知識の淺きもの（二二）專一なり、或一事に極めて深きもの（二三）雜駁なり、さまざまにてまとまりのつかぬもの（二四）他をさまざまに兼ね容るゝ術（二五）大雅の常武の篇にあり（二六）徐は國名、方は方面、徐國の方面は既に同じく一統に歸せり、これ天子の功績の然らしむる所なり

談說の術は、齊莊（一）以て之に莅み、端誠（二）にて之に處し、堅彊（三）以て之を持し、分別（四）以て之を喩し、譬稱（五）以て之を明にし、欣驩芬薌（六）（七）以て之を送り、之を寶とし之を珍とし、之を貴び之を神とす。是の如くなれば則ち說常に受けざること（八）無く、說かずと雖も、人人貴ばざること莫し。夫れ是を之れ能く其の貴ぶ所を貴ぶと爲す（九）

稱以明レ之。欣驩芬薌以送レ之。寶レ之珍レ之。貴レ之神レ之。如レ是。則說常無レ不レ受。雖レ不レ說。人人莫レ不レ貴。夫是之謂レ爲三能貴二其所一レ貴。傳曰。唯君子爲三能貴二其所一レ貴。此之謂也。

と謂ふ。傳に曰く、唯君子は能く其の貴ぶ所を貴ぶことを爲すと、此れの謂なり。(一〇)

(一)つゝしみおごそかなる態度にて談說にのぞむなり　(二)正しくまことなること　(三)かたくしつかとして屈することなきなり　(四)彼此の差異を區別すること　(五)たとへを擧げていふこと　(六)よろこぶ　(七)共に香氣あること、芳潔にしてゆかしきの意　(八)その談說を寶物の如く又は珍品の如くにす　(九)他を感受せしめざるなし　(一〇)古傳なり、誰の言とも知れざるものをいふ

君子必辯。凡人莫レ不レ好レ言二其所一レ善。而君子爲レ甚焉。是以小人辯言レ險。君子辯言レ仁也。言而非二仁之中一也、則其言。不レ若二其默一也。其辯不レ若二其吶一也。言而仁之中也。

君子は必ず辯なり。凡そ人其の善しとする所を言ふことを好まざるはなし。君子を甚しと爲す。是を以て小人辯なれば險を言ひ、(二)君子辯なれば仁を言ふなり。(三)言つて仁の中に非るなり、則ち其の言ふは、其の默するに若かざるなり。其辯は其(四)吶に若かざるなり。(五)言つて仁の中なり、則ち言ふを好む者は上なり。言ふを好まざる者は下なり。故に仁言は大なり。(六)上に起るは下を導く所以なり、(七)政令是なり。下に起るは上に忠なる所以なり。(八)謀救是なり。故に君子の仁を行ふや厭くこと無し、(一〇)志之を好み、行之に安じ、之を言ふを樂む。故に言ふ君子は必ず辯(九)と。

則好言者上矣。不好言者下也。故仁言大矣。起於上所以導於下。政令是也。起於下所以忠於上。謀救是也。故君子之行仁也無厭。志好之。行安之。樂言之。故言君子必辯。小辯不如見端。見端不如見本分。小辯而察。見端而明。本分而理。聖人士君子之分具矣。有

小辯は端を見すに如かず、(一三)端を見すは本分を見すに如かず。小辯にして察に、(一四)端を見して明に、(一五)本分にして理あり、(一六)聖人士君子の分具る。小人の辯なる者有り、士君子の辯なる者有り、聖人の辯なる者有り。先慮せず、(一七)早謀せず、(一八)之を發して(一九)當り、(二〇)文を成して類し、(二一)居錯遷徙、(二二)應變窮らず、是れ聖人の辯なる者なり。之を先慮し、之を早謀し、(二四)斯須の言にして聽くに足り、(二五)文にして實を致し、(二六)博にして正に黨す、是れ士君子の辯なる者なり。其言を聽けば則ち辭辯にして(二七)統無く、其身を用ゐれば(二八)則ち多詐にして功無し、(二九)上は以て明王に順ふに足らず、下は以て百姓を和齊するに足らず。然り而して口舌の(三〇)均、噡唯則節あり、(三一)以て奇偉偃卻の屬と爲すに足る。夫れ是を之れ姦人(三三)の雄と謂ふ。聖王起れば先づ誅する(三二)所以なり。然して後(三四)盗賊之に次ぐ。盗賊は變ずることを得れども、此は變ずることを得ざるなり。

㊀ 陰險なり　㊁ 忠愛の道、仁愛の道　㊂ その辯說するも先王の中正を得たる忠愛、仁愛の道に非るならば、則ちこれを言ふことも害ありて益なく、默して言はざるがましなり　㊃ 訥と同じ、どもること　㊄ その辯說するところ仁愛の中正に合するならば、則ち辯說を好むものは上等の人なり、好まざるものは下等の人なり　㊅ 仁

小人之辯者一。有二士君子之辯者一。有二聖人之辯者一。不二先慮一。不二早謀一。發レ之而當。成レ文而類。居錯遷徙。應變不レ窮。是聖人之辯者也。先二慮之一。早二謀之一。斯須之言而足レ聽。文而致レ實。博而黨レ正。是士君子之辯者也。聽二其言一。則辭辯而無レ統。用二其身一。則多詐而無レ功。上不レ足三以順二明

愛の道を説ける言 (七) 政治、法令 (八) 嘉謀匡救なり、よき謀によりて仁愛に反するものをたゞしすくふこと (九) あき倦むことなし (一〇) その心これに向ふや、心よりこれを好ましくし、これを行ふや心より安んじてこれより外に道なき如くにし、又之を口にして辯説することを樂となす (一一) 小事を辯説するには、委曲を盡してこれを辯説するより、そのはじめのいとぐちを見し示すの利あるに如かず、端は端首なり、端緒なり (一二) その端緒を見し示すには、その事の本分を見し示して、聽者をして事の本分たる根本の義理を知らしむるの利あるに如かず (一三) 小辯にして後始めてあきらかならしむるを得 (一四) その端緒を見し示して後、始めて明らかならしむるを得 (一五) 本分の義理を知りて後始めて道理に通ずるを得しむ (一六) 是に於て始めて、聖人と士君子との分別が完全にそなはるといふ次第なり (一七) 事に先つて先づおもんばかり考ふることをせず (一八) 事の發せざる中に早くより謀り置くことをせず (一九) 一たび辯説を發すれば眞に能く道理に當る (二〇) 又文理を成して其類を失ひもとることなし、文は文理、その條理をいふ (二一) 錯は置なり、安居なり、舊處に安じ居りてかはらぬこと (二二) 遷徙共にうつる、舊所より新處にうつるなり、その辯説のうつりかはるをいふ (二三) 機に臨み變に應じ、自由自在にしてきはまる所なし (二四) 須臾に同じ、かりそめに一寸した言説をなしても已に耳を傾けて聽くに足るなり (二五) その辯説文理ありて至て實情を盡す (二六) 博通にして正直に類せり (二七) 辭令に富み辯才あれども何等系統なし (二八) その身を用ゐる事を爲すには詐多くして實功なし (二九) 上明王に仕ふるも、已その德化に順ひ行くこと能はず、下百姓に臨みても、これをやはらげとゝのへて能く治むるに足らず (三〇) 口舌を用ゐる言語の自ら韻律に合して、調子のすら〳〵として耳に快なること (三一) 喈は言語、唯は唯諾の唯にて俗にいふハイに當る、その言語を用ゐるに當りて常にハイ〳〵といふやうにして他に逆ふことなきをいふ、則節は法則節奏に合するをいふ (三二) 奇怪非常の戯奇術妖術をなす也、偃却は偃仰に同じ、或は俯し或は仰ぎなどして看客の前に技を賣ること、奇偉偃

王。下不レ足三以和二齊百姓一。然而口舌之均。噡唯則節。足三以爲二奇偉偃却之屬一。夫是之謂二姦人之雄一。聖王起所三以先誅一也。然後盜賊次レ之。盜賊得レ變。此不レ得レ變也。

却の屬とは手品師などのともがらの類　(一三)　心ざま正しからずしてすぐれたるもの　(一四)　盜賊といふものは之を教化することによりて、その惡心を改め變へしむることを得れど、この姦人は改め變へしむることを得ず

非十二子篇第六

假二今之世一。飾二邪說一。文二姦言一。以梟二亂天下一。欺二惑愚衆一。矞宇嵬瑣。使二天下混然不一レ知二是非治亂之所一レ存者。有レ人矣。縱二情性一。安二恣睢一。禽獸之行。不レ足二以合レ文通一レ治。然而

(一)今の世に假りて、邪說を飾り、姦言を文り、(二)以て天下を梟亂し、(三)愚衆を疑惑し、(四)(五)矞宇嵬瑣(六)天下をして(七)混然として是非治亂の存する所を知らざらしむる者人有り。(八)情性を縱にし、(九)恣睢に安じ、禽獸の行、以て文に合し治に通ずるに足らず。然り而して其の(一〇)之を持する故有り、(一一)其の之を言ふ理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る。是れ(一二)它囂、(一三)魏牟なり。(一四)情性を忍び、(一五)綦谿利跂、(一六)(一七)苟も人に分異するを以て高しと爲し、(一八)以て大衆を合し大分を明にするに足らず。然り而して其の之を持する故有り、其の之を言ふや理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る、是れ(一九)陳仲史鰌なり。

其持之有故。其言之成理。足以欺惑愚衆。是宅嚚魏牟也。忍情性。綦谿利跂。苟以分異人爲高。不足以合大衆明大分。然而其持之有故。其言之成理。足以欺惑愚衆。是陳仲史鰌也。不知壹天下建國家之權稱。上功用。大儉約。而優差等。曾不足以容辨異縣君臣。

天下を壹にし、國家の權稱を建つることを知らず、功用を上び、儉約を大び、差等を優にし、曾て以て辨異を容れ、君臣を縣するに足らず。然り而して其の之を持する故有り、其の之を言ふ理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る、是れ墨翟、宋鈃なり。法を尙びて法無く、脩を下しとして作を好み、上は則ち聽を上に取り、下は則ち從を俗に取る。終日言うて文典を成せども、之を紃察するに及びては、則ち倜然として歸宿する所無し。以て國を經し分を定むべからず。然り而して其の之を持する故有り、其の之を言ふ理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る、是れ愼到、田駢なり。先王に法らず、禮義を是とせずして、好みて怪說を治め、琦辭を玩び、甚察にして惠ならず、辯にして用無く、事多くして功寡し、以て治の綱紀と爲すべからず、然り而して其の之を持する故有り、其の之を言ふ理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る、是れ惠施、鄧析なり、略〻先王に法りて其統を知らず、猶然として材劇く志大に、聞見雜博、往舊を案じて說を造

然而其持レ之有レ故。其言レ之成レ理。足三以欺二惑愚衆一。是墨翟宋鈃也。尙レ法而無レ法。下レ脩而好レ作。上則取二聽於上一。下則取二從於俗一。終日言成二文典一。及レ紃二察之一。則倜然無レ所二歸宿一。不レ可三以經國定下分。然而其持レ之有レ故。其言レ之成レ理。足三以欺二惑愚衆一。是愼到田駢也。不レ法二先王一。不レ是二

し、之を五行と謂ふ。甚だ僻違にして類無く、幽隱にして說無く、閉約にして解無く、案に其辭を飾りて之を祗敬して曰く、此眞に先君子の言なりと、子思之を唱へ、孟軻之に和す。世俗の溝猶瞀儒、嚾嚾然として其の非なる所を知らず、遂に受けて之を傳へ、以て仲尼子游玆を爲して後世に厚くすと爲す。是れ則ち子思孟軻の罪なり。若し夫れ方略を總べ、言行を齊しくし、統類を壹にし、天下の英傑を羣はせ、之に告ぐるに太古を以てし、之に敎ふるに至順を以てし、奧窔の間、簟席の上、斂然として聖王の文章具り、佛然として平世の俗起る。則ち六說の者入ること能はざるなり。十二子の者親づくこと能はざるなり、置錐の地無くして、王公も之と名を爭ふこと能はず、一大夫の位に在れば、則ち一君も獨り畜ふこと能はず、一國も獨り容るゝこと能はず、成名諸侯に況び、以て臣と爲ることを願はざるは莫し。是聖人の勢を得ざる者なり、仲尼子弓是なり。天下を一にし萬物を財し、生民を養長し、天下を兼利すれば、通達の屬服從せざること莫し。

禮義。而好治怪說。玩琦辭。甚察而不惠。辯而無用。多事而寡功。不可以爲治綱紀。然而其持之有故。其言之成理。足以欺惑愚衆。是惠施鄧析也。略法先王。而不知其統。猶然而材劇志大。聞見雜博。案往舊造說。謂之五行。甚僻違而無類。幽隱而無說。閉約而無解。

六說の者立ろに息み、十二子の者遷化す。(七七)則ち聖人の勢を得る者にして、舜禹是なり。今夫の仁人なるものは、(七八)將何を務むるや。上は則ち舜禹の制に法り、下は則ち仲尼子弓の義に法り、以て務めて十二子の說を息む。(七九)是の如くなれば則ち天下の害除き、(八〇)仁人の事畢り、聖王の跡著る。(八一)

(一) 只今の如き戰國昏亂の世に至りて。假は至なり (二) 文飾する、かざりたつること (三) 潒は澆に同じ、澆は水の溷をなす如くにぐる〳〵と囘るさま、そのやうに天下の人心をさま〴〵にかきみだすこと (四) おろかなる人衆をしてうたがひ深からしめ、まどはしむること (五) 矞は譎に通ずいつはること、宇は大なり、事實を誇大にすること (六) 嵬は狂險の行を爲すこと、瑣は細姦の行を爲すこと、常軌を逸したるよこしまにして煩瑣なること (七) 天下の人をして何が何やら分別する所なく、事の是非や世の治亂の在る所を知らざらしむるもの、實に多し (八) 己の情性の欲するまゝにす (九) ほしいまゝにして至らざるなき我儘に我を置きて、少しも禮儀を知らず、禽獸と何等異る所なき行しては、古の聖王の制せられたる禮文に合ひ、治道に通ずるに足らず (一〇) その人の之を持し執る根據あり (一一) その之を口にする所條理あり (一二) 何時の代の人とも知られず (一三) 魏の公子名は牟道家の說を唱へたる一人なるべし、公子牟といふ四篇の作あり (一四) 己が情性の欲する所を矯めて忍び抑ふ (一五) 極めて狹し、綦は極、谿は狹 (一六) 利は離なり、世俗と遠かりて獨自ら潔くする貌 (一七) 苟くも世の一般人と分別あるやうに異るやうにするを以て高尚なる行なりとす (一八) 既に分異を求むるが故に世の凡衆と合ふに足らず、又君臣父子の大義を明にするに足らず、大分は君臣父子等の上下尊卑を分つ大義卽ち禮なり (一九) 上の不苟篇に解せり (二〇) 天下をとゝのへ一にし、國家の基準を立つることを知らず、稱ははかり、權はおもり、輕重を知る所

案飾二其辭一。而祗二敬之一曰。此眞先君子之言也。子思唱レ之。孟軻和レ之。世俗之溝猶瞀儒。嚾嚾然不レ知二其所一レ非也。遂受而傳レ之。以爲三仲尼子游爲レ玆厚二於後世一。是則子思孟軻之罪也。若夫總二方略一。齊二言行一。壹二統類一。而羣二天下之英傑一。而告レ之以二太古一。敎レ之以二至順一。奧窔之間。

以のもの、因て基準の意に用ゐる　二一　功力なり、功利なり、上は尙、たつとぶ　二二　たつとぶなり　二三　君臣上下等の差等分別といふものをみだりにし輕ずること　二四　嘗て以て上下の等差、辨別の殊異をその中に容れ君臣の間を懸隔するに足らず　二五　前に解せり　二六　宋の人、孟子、尹文子、愼到等と同時、孟子に辨を經に作る、墨翟の流を汲めり　二七　その著す所の書、法をたつとべども而もその行ふに至りては自ら法をなみす　二八　古聖王の道を修め立つるを卑しきこととして、己の意を以て作爲することを好み、自ら相矛盾する所あり　二九　上君主には巧に取り入りて、その言聽き用ゐられ、　三〇　下世俗には深く悅ばれて、その言、反對せられず　三一　その言美しき文章を成し、典則を成す　三二　反復その言にしたがひ、これを觀察しみるに。紃は循なり　三三　言と行と相離れて、そのおちつき止る所を見ず、倜然は疏遠のさま、はなれ遠かるさま、宿は止なり　三四　その國を治め、上下の分別を立つること能はず　三五　已に前に解せり　三六　齊の人、その學黃老に本づき終は刑名法術に歸せり著す所十五篇あり　三七　古の聖王の正道に依らず　三八　禮義を以てよしとせず　三九　奇異、奇怪のことばを弄す、琦は奇に同じ　四〇　甚だ明察にしてあきらかなれども惠ふに足らず、惠は順なり　四一　治道の上に於て綱紀と爲すこと能はず、綱は太づな、紀は小づな、共に之を張る所以のもの　四二　共に前に解せり　四三　體統なり、紀綱をいふ、道の大綱なり　四四　才智多くして志途大也　四五　その耳に聞き目に見るところ、徒に雜然としてひろきをいふ　四六　往昔前古の事のみ考へて以て自ら其說をつくる　四七　五常なり、仁、義、禮、智、信をいふ、或はいふ、中庸に所謂天下の五達道、君子、父子、夫婦、昆弟、朋友の道、孟子の所謂親、義、別、序、信の五倫を指すと　四八　當世の要務にもとりたがひ法るべき所なきをいふ、僻違は乖僻違戾なり、蓋し、荀子は常に後王に法りて當世を治むべきをいふに、然るに孟軻、子思は必ず堯舜文武の道を以て、然る後に治を爲し、時に隨ひ說を設け當世の弊を救ふを知らず、故にいふ　四九　その說くところ奧深くおぼろげにして說けども盡すこ

簟席之上。斂然聖王之文章具焉。佛然平世之俗起焉。則六說者不レ能レ入也。十二子者不レ能レ親也。無二置錐之地一。而王公不レ能二與レ之爭一レ名。在二一大夫之位一。則一君不レ能二獨畜一。一國不レ能二獨容一。成名況二乎諸侯一。莫レ不レ願二以爲一レ臣。是聖人之不レ得レ勢者也。仲尼子弓是也。一二天下一

となく、ふさがりつゝまりて解けども詳ならず、解說すること能はざるをいふ　五〇　其辭說をかざりたて自らうやまひていふ、案は語助、こゝに也、祗はつゝしむなり　五一　孔子を指す　五二　孔子の孫、名は伋、字は子思、中庸はその著なりといふ　五三　鄒の人、字は子輿、學を子思の門人に受け、孔子を祖述す、孟子七篇の著あり　五四　溝は怐と音通愚なり、猶は語助、意なし、怐猶はおろかなること　五五　理に通せざる儒者、瞀は暗、目の見えぬなり　五六　かしましく物言ふさま　五七　孔夫子やその弟子の子游達は此等の辭說を唱へて、後世の人々に德を厚く垂れたりと爲せり、子游とあるは實は子弓の誤なり　子弓は姓冉名は雍　五八　こゝに一人の聖人ありて能く治平のはかりごとをとりすべ、その言と行とを一致せしめ、大小の法則を一に定め、天下の英傑を會合して、これに告ぐるに太古の正道を以てし、これに敎ふるに至て順當なる法則を以てすれば　五九　一家の内なり、奧は室の西南隅、窔は東南隅なり　六〇　斂物の上、簟は竹席たかむしろ、席はしきもの　六一　打こぞつて、相あつまつて　六二　聖王の立派なる法制文物完全にそなはりて　六三　勃然なり、にはかに盛になるなり　六四　太平の世　六五　六種の邪說　六六　六說を爲せる十二子　六七　聖人に近づくこと能はず　六八　錐を立つるほどの地、極めて狹き地をも領することなきも、王公の大を以てしても、これとその名聲を競ふこと能はず　六九　若し諸侯に仕へて大夫たる地位に在る時には、政治とゝのひ、國治るにより、諸侯爭ひて之を延かんとする故に一人の君にてこれを臣とすること能はず、畜は臣として俸祿を與ふること　七〇　天下の廣大を以てするも己れひとりが、かかる人を容れ置くこと能はず　七一　その世に知られたる美名は諸侯に比する程なり、かゝればその君たるもの一人として、これを臣とせんことを願はぬものなし　七二　これ卽ち聖人にして、下位にありてその當然の勢位を得ざるものなり　七三　萬物をして各々その生を遂げしむると、財は裁なり、成なり　七四　人民をやしなひそだつ　七五　天下の人々をあはせ利す、兼は合なり　七六　舟や車の通ずるところ、人力の及ぶところ、心より我に心をなびけしたがはぬものなし

財ニ萬物ー。養ニ長生民ー。兼ニ利天下ー。通達之屬。莫レ不ニ服從ー。六說者立息。十二子者遷化。則聖人之得レ勢者。舜禹是也。今夫仁人也。將何務哉。上則法ニ舜禹之制ー。下則法ニ仲尼子弓之義ー。以務息ニ十二子之說ー。如レ是則天下之害除。仁人之事畢。聖王之跡著矣。

（七七）舊說を棄てゝこれに遷り美化すること　（七八）さて當世の仁に志す人は、何事をつとむべきや　（七九）上は則ち舜帝や、禹王の制せられたる制度にのつとりならひ、下は則ち孔子、子弓の唱へられし義理にのつとる　（八〇）それによりて及ぶだけ十二子の說を根絕せしむるにあり　（八一）かくの如くなれば則ち天下に亘れる弊害は自ら除き去られ、仁人たるものの事業完くなり聖王たるものの事跡は世にかくれなかるべし

信レ信信也。疑レ疑亦信也。貴レ賢仁也。賤ニ不肖ー亦仁也。言而當知也。默而當亦知也。故知レ默。猶レ知レ言也。故多言而類。聖人也。少言而法。君子也。多少無レ

信を信ずるは信なり、（一）疑を疑ふも亦信なり。（二）賢を貴ぶは仁なり、（三）不肖を賤んずるも亦仁なり、（四）言つて當るは知なり、（五）默して當るも亦知なり。（六）故に默を知るは猶言を知るがごときなり。（七）故に多言にして類するは聖人なり、（八）少言にして法あるは君子なり。（九）多きにも少きにも法無くして流するは、湎然として辯なりと雖も小人なり、（一〇）故に力を勞して民の務に當らず、之を姦事と謂ふ。（一一）知を勞して先王に律らず、之を姦心と謂ふ。（一二）辯說譬喩、（一三）齊給便利にして、（一四）（一五）禮義に順はず、之を姦說と（一六）謂ふ。此三姦なる者は聖王の禁する所なり。知にして險に、（一七）賊にして神に、（一八）詐を（一九）

法而流。湎然。雖レ辯小人也。故勞レ力而不レ當二民務一。謂二之姦事一。勞レ知而不レ律二先王一。謂二之姦心一。辯說譬諭。齊給便利。而不レ順二禮義一。謂二之姦說一。此三姦者。聖王之所レ禁也。知而險。賊而神。爲レ詐而巧。言無用而辯。辯不惠而察。治之大殃也。行辟而堅。飾レ非而好。玩レ姦而澤。言辯而

爲して巧に、(二〇)言無用にして辯に、(二一)辯不惠にして察なるは、治の大殃なり。(二二)行辟にして堅に、(二三)非を飾りて好く、(二四)姦を弄びて澤に、(二五)言辯にして逆なるは、(二六)古の大禁なり。(二七)知にして法無く、(二八)勇にして憚ること無く、(二九)察辯にして操僻に、(三〇)淫大にして之を用ゐ、(三一)姦を好みて衆と與にし、(三二)足を利して迷ひ、(三三)石を負うて墜つ、(三四)是れ天下の弃つる所なり。(三五)

(一) 信ずべきことを信ずるは信なることなり (二) 之に反し疑ふべきことを疑ふも亦實に信なることなり (三) 賢人をたつとぶことは仁にかなへり (四) 之に反し愚なる人をいやしとして疎ずるも仁にかなへり (五) これを口に出し言にあらはして道理に當り合するは智あるものなり (六) 之に反し口に出さず居ても、道理に當れるは亦智ありといふべし (七) 故に默することの智なるを知る、默するは猶言ふべきを知りて言ふが如し (八) 言辭多くして如何に論議すともみだりがはしくならず禮義に類し法あるものは聖人なり (九) 言辭少く如何に論議することも法ありてみだること無きも君子なり (一〇) その言辭は多きにせよ少きにせよ、少しも法則なくして水の流れて去る如く後に殘らず、世を益することなし、されば如何に賢く辯說するとありとも、小人なり。湎然は多辯の貌 (一一) 力を勞し事を爲しても人民の務めんとする所にあたらず、かくの如きを事に姦なるものといふ、姦はよこしまなるよからぬこと (一二) いかに智を勞し考を出すことありとも、先王の正しき道にのつとることをせず、これを心の姦惡なるものといふ (一三) 譬喩なり、たとへを取りていふ (一四) 齊給は疾急なりはやきこと (一五) 敏捷なり、す

逆、古之大禁也。知而無法。勇而無憚。察辯而操僻。淫大而用之。好姦而與衆。利足而迷。負石而墜。是天下之所弃也。

兼服天下之心。高上尊貴。不以驕人。聰明聖智。不以窮人。齊給速通。不爭先人。剛毅勇敢。不以傷人。不知

はやきを 一六 姦悪なる辯說 一七 才智あれども陰險也 一八 他をそこなひ傷くることは測り知られざることを鬼神の如し 一九 いつはり欺くこと巧也 二〇 その言說は能辯といふべきも事に益なきを 二一 その辯は道理に順はざるも事を明察す惠は順なり 二二 政治上大なるわざはひをなす 二三 その行ひたるやひがみ、たまりて我を張り 二四 己の非をかざりつくらふを巧に 二五 姦なる事をしなれて之をうまく潤色しつやをつけ。弃は甑びなれるなり、澤は潤澤つや 二六 言說は辯すぐれたれども義理にそむきもとる 二七 古の聖人などのかたく禁じたるところなり 二八 才智あれどもその異見を騁せて法則に合せず 二九 勇氣あれども死を輕んずるに過ぎて憚り畏るゝを知らず 三〇 明察にして事理を洞見するほどの辯舌あれどもその操る所はひがみて正しからず 三一 前述の事を過度に誇大して用ゐること、淫は度に過ぐること、大は大げさなり 三二 衆人と共にして人をして同じくこれに習はしむるなり 三三 足の達者なるを利用して進み過ぎて路に迷ひ、禍を蹈むこと 三四 譬喩の語、石を背負うて水に墜ち、我と我命を絕つ 三五 唾棄する意

天下を兼服するの心、高上尊貴なれども、以て人に驕らず。聰明聖智なれども、以て人を窮せず。齊給速通なれども、人に爭ひ先ぜず。剛毅勇敢なれども、以て人を傷けず、知らざれば則ち問ひ、能くせざれば則ち學び、能くすと雖も必ず讓る。然る後德と爲す。君に遇へば則ち臣下の義を脩め、鄕に遇へば則ち長幼の義を脩め、長に遇へば則ち子弟の義を脩め、友に遇へば則ち禮節辭讓の義を脩め、

則問。不ㇾ能則學。雖ㇾ能必讓。然後爲ㇾ德。遇ㇾ君則脩二臣下義一。遇ㇾ鄉則脩二長幼之義一。遇ㇾ長則脩二子弟之義一。遇ㇾ友則脩二禮節辭讓之義一。遇二賤而少者一。則脩二告導寬容之義一。無ㇾ不ㇾ愛也。無ㇾ不ㇾ敬也。無二與ㇾ人爭一也。恢然如三天地之苞二萬物一。如ㇾ是則賢者貴ㇾ之。不肖者親ㇾ之。如ㇾ是而不ㇾ服

(九)賤にして少なる者に遇へば、則ち告導(一〇)寬容の義を脩む、愛せ(一一)ざる無きなり、敬せ(一二)ざる無きなり、人と爭ふこと無きなり。恢(一三)然として天地の萬物を苞むが如し。是の如くなれば則ち賢者は之を貴び、不肖者は之を親む。是の如くにして服せざる者は、則ち訞(一四)怪狡猾の人と謂ふべし。則ち子弟(一五)の中と雖も、刑之に及びて宜し。詩に云ふ、上(一七)帝時ならざるに辟す、殷舊を用ゐざればなり、老成人無しと雖も、尚(一六)典刑有り、曾て是れ聽くこと莫く、大命以て傾くと。此の謂なり。

一 天下の人々をひとしく併せしたがはしむる心とは如何なるか、兼は併なり 二 己の身分の甚だよきをいふ 三 その耳目のさとくあきらかにすぐれたる智ありとも、これに誇りて他を苦しめ困らするをなし 四 事を爲すに迷急にして敏速に通達すると 五 己が先に試みて人に鼻明かすことをせず 六 剛毅勇力を振廻して人を害することをせず 七 然る後始めて聖賢の徳あるものとす 八 郷黨の中に在りて郷人に接するには 九 身分低くして年若きもの 一〇 忠告して善導し、過失あるも大目に見てとがめだてせぬと 一一 その幼者は之を皆愛す 一二 長者は皆之を敬す 一三 その心境の廣く大きやかなると天地間のあらゆるものを包容するが如し、恢然は廣大なるさま 一四 妖怪なり、尋常並ならぬもの 一五 かゝる妖怪狡猾の人が我家の子弟の中にありともまた刑罰を容赦なく加へて宜し 一六 大雅蕩の篇、周の厲王暴虐無道なるを召穆公の傷みて作れる詩 一七 此に引用せるは殷の紂王の無道故に天下を失へることをいへるもの、紂王の時天下の亂れたるは、天帝の紂王を惡み給へるが故に、

者。則可ㇾ謂ニ訞怪狡猾之人一矣。雖ニ則子弟之中一。刑及ㇾ之而宜。詩云。匪ニ上帝不一レ時。殷不ㇾ用ㇾ舊。雖ㇾ無ニ老成人一。尚有ニ典刑一。曾是莫ㇾ聽。大命以傾。此之謂也。

かゝる亂世を下したまへるにあらず、これ殷の紂王が先王の舊法を用ゐざるより起れり、當時伊尹、伊陟、臣扈等の如き老成の良臣なかりしとはいへ、尚先王の成典、故法存したり、されば此等の典刑に從ひてすれば好かりしに君も臣も曾て此等のものに從ふことなかりしにより、殷の天下を有つといふ命數は傾き盡きたるなり

古之所ㇾ謂士仕者。敦厚者也。合ㇾ羣者也。樂ニ富貴一者也。樂ニ分施一者也。遠ニ罪過一者也。務ニ事理一者也。羞ニ獨富一者也。今之所ㇾ謂士仕者。汙漫者也。賊亂者也。恣睢者也。貪利者也。觸抵

古の所謂士仕(一)なる者は、敦厚(二)なる者なり、羣(三)を合する者なり、富貴(四)を樂む者なり、分施(五)を樂む者なり、罪過に遠かる者なり、事理(六)に務むる者なり、獨富(七)を羞づる者なり。今の所謂士仕なる者は、汙漫(八)なる者なり、賊亂(九)なる者なり、恣睢(一〇)なる者なり、貪利なる者なり、觸抵(一一)なる者なり、禮義無くして唯權勢を之れ嗜む者なり。古の所謂處士(一二)なる者は、德盛(一三)なる者なり、能靜(一四)なる者なり、脩正(一五)する者なり、知命(一六)する者なり、時を著(一七)する者なり。今の所謂處士(一八)なる者は、能無くして能を云ふ者なり、知無くして知を云ふ者なり、利心(一九)足ること無くして欲無しと佯る者なり。行僞險穢(二〇)にして彊ひて高言謹愨(二一)する者なり。不俗(二二)を以て俗と爲し、離縱跂(二三)

者也。無禮義而唯權勢之嗜者也。古之所謂處士者。德盛者也。能靜者也。脩正者也。知命者也。著時者也。今之所謂處士者。無能而云能者也。無知而云知者也。利心無足而佯無欲者也。行僞險穢。而彊高言謹愨者也。以不俗爲俗。離縱而跂訾者也。

訾なる者なり。

(一) 官仕する士宮づかへする士 (二) 性情てあつくして輕薄ならず (三) 衆人と相和合す (四) 足るを知り分に安んじてその道を樂むなり (五) 利を分ち、恩を施す (六) 事をして條理有らしむるを務む (七) 己一人のみが富貴となるをきまり惡く思ふ (八) けがれに染みて我まゝなること (九) 物をそこなひ、條理をみだる (一〇) 前に解せり (一一) 行をつゝしまずして國法に觸れあたるもの (一二) 君に仕へずして野に處るの士 (一三) その德盛 (一四) 才能を具へ居りて時に安んじ靜に己を守ると (一五) 行修りて心正しきと (一六) 天命の在る處を知りて之に安ずると (一七) その時に於ける是なりとする所を明にあらはすこと (一八) その才能なきに才能ありといふ (一九) 利を好みて貪る心ありてしかも表面いつはりて無慾なりといふ (二〇) 陰險にして醜穢なり (二一) 高尚なる言を弄し、つゝしみまことあること (二二) 俗見に合はざるを以て、自ら上き俗なりとす (二三) 俗人とはなれそむきてわがまゝなること (二四) 足をつまだて獨り自ら高しとして他をそしること

士君子之所不能爲。君子能爲可貴。不能使人必貴己。能爲可信。不能使人必

(一)士君子の能く爲さざる所をいはん、(二)君子は能く貴ばるべき所を爲せども、人をして必ず己を貴ばしむること能はず。能く信ぜらるべきことを爲せども、人をして必ず己を信ぜしむること能はず。能く用ひらるべきことを爲せども、人をして必ず己を用ひしむること能はず。故に君子は(三)脩らざるを恥ぢ、汙とせら

信己。能爲可用。不能使人必用己。故君子恥不脩。不恥見汙。恥不信。不恥不見信。恥不能。不恥不見用。是以不誘於譽。不恐於誹。率道而行。端然正己。不爲物傾側。夫是之謂誠君子。詩云。溫溫恭人。維德之基。此之謂也。

士君子之容。其冠進。其衣逢。其容良。儼

る〻を恥ぢず。信ならざるを恥ぢ、信ぜられざるを恥ぢず。能あらざるを恥ぢ、用ひられざるを恥ぢず。是を以て譽(五)に誘はれず、誹(六)に恐れず、道に(七)率ひて行き、(八)端然として己を正しくし、物に(九)傾側せられず、夫れ是を誠の君子と謂ふ。詩に(一〇)云ふ、(一一)溫溫たる恭人、維れ德の基と。此の謂なり。

㊀ 士君子には能く爲す所と能く爲さゞる所とありこゝにそれを述ぶべし ㊁ 士君子は能く人に貴ばるべきことをなせど他をして必ずしも己れを貴ばしむること能はず、蓋し、君子の爲す所は、皆己一身に在ればなり、但し他人をして左樣にせしむることは此方よりは如何ともしがたければ能はざるなり ㊂ 行のよくとゝのはざることを恥ぢて、人にけがさるゝことを恥ぢず ㊃ 己の人に對してまことあらざるを恥づれど人の己を信ぜざるを恥とせず ㊄ 世の空名虚譽にさそはれて、徒に之を求むることをなさず ㊅ 又世俗の誹謗を受くるともそれを恐れて意に介することなし ㊆ 人の踐むべき正しき道にはなれ遠ざからぬやうにしたがひ沿うて行ひ ㊇ きちんとして我身を正しくし ㊈ 外物に誘はれて我身をかたむけ邪道に陷らしむることなし、側もかたむくなり ㊉ 已に不苟篇に解し置けり (一一) 同上

(一)士君子の容は其冠は進く、(二)其衣は逢いに、(三)其容は良なり。(四)儼然、(五)壯然、(六)祺然、(七)蕼然、(八)恢恢然、(九)廣廣然、(一〇)昭昭然、(一一)蕩蕩然、(一二)是れ父兄の容なり、(一三)其冠は進く、其衣

然。壯然。祺然。蕼然。恢恢然。廣廣然。昭昭然。蕩蕩然。是父兄之容也。其冠進。其衣逢。其容慤。儉然。恀然。輔然。端然。訾然。洞然。綴綴然。瞀瞀然。是子弟之容也。吾語ニ汝學者之嵬一。其冠俛。其纓禁緩。其容簡連。塡塡然。狄狄然。莫莫然。瞡瞡然。瞿瞿然。盡盡然。盱盱然。酒食聲

は逢いに、其容は慤み、儉然、恀然、輔然、端然、訾然、洞然、綴綴然、瞀瞀然、是れ子弟の容なり。吾汝に學者の嵬(容)を語らん、其冠は俛し、其纓は禁緩に、其容は簡連に、塡塡然、狄狄然、莫莫然、瞡瞡然、瞿瞿然、盡盡然、盱盱然たり。酒食聲色の中には、則ち瞞瞞然、瞑瞑然たり。禮節の中には、則ち疾疾然、訾訾然たり。勞苦事業の中には、則ち偄然、離離然、偷儒にして罔く、廉恥無くして謑詬を忍ぶ。是れ學者の嵬なり、其冠を第佗にし、其辭を神禫にし、禹行にして舜趨するは、是れ子張氏の賤儒なり、其衣冠を正しくし、其顏色を齊しくし、嗛然として終日言はざるは、是れ子夏氏の賤儒なり。偷儒事を憚り、廉恥無くして飲食を耆み、必ず曰く、君子は固より力を用ゐずと、是れ子游氏の賤儒なり。彼の君子は則ち然らず、佚すれども惰らず、勞すれども慢せず、原を宗び變に應じ、曲に其宜しきを得、是の如くにして然る後に聖人なり。

㈠ 士君子たるものの容子を述ぶべし　㈡ 高く前に正しくあり　㈢ たつぷりとして窮屈ならぬなり　㈣ 溫良

色之中。則瞞瞞然。瞑瞑然。禮節之中。則疾疾然。訾訾然。勞苦事業之中。則儢儢然。離離然。偸儒而罔。無二廉恥一而忍二謑詢一。是學者之嵬也。第二佗其冠一。神二禫其辭一。禹行而舜趨。是子張氏之賤儒也。正二其衣冠一。齊二其顏色一。嗛然而終日不レ言。是子夏氏之賤儒也。偸儒憚レ事。無二

なり、又樂易なり（五）つゝしみていかめしきさま（六）莊に通ず威ありて犯すべからざるさま（七）やすらかにして憂も懼もなきさま（八）蕼は肆に通ず、ゆつたりとしてくつろげるさま（九）（一〇）心の中大く廣やかにして、よく衆を容るゝさま（一一）暗く祕めきたる所なくあからさまなるさま（一二）喜怒はあらはさず平かなるさま（一三）是れ士君子の父兄たるもの、子弟に對する時の容なり（一四）自らへりくだれるさま（一五）やさしくゐとなしきさま、侈は姼に通ず（一六）親みなづくさま（一七）物やはらかにやさしきさま梨は擧に通ず（一八）うやうやしくつゝしみあるさま（一九）もとりはなれぬさま（二〇）敢てまともに視ぬ也（二一）これ士君子の子弟として父兄に對する時の形なり（二二）嵬は傀に通ず、怪しき容貌なり（二三）その冠は前に向ひて低くふす、俛は俯に同じ（二四）その冠のひもは帶の如くにてしかもしまりなきこと、禫は衫に通ず、帶なり（二五）その容貌は傲慢にして他を顧せず（二六）滿足げなるさま（二七）落付かずをどりあがるが如きさま（二八）鄙にして口かず少きさま（二九）自得して、ほこらしげなるさま（三〇）じつと一つところを見入りてうつけたるさま（三一）きよときよとあちこちに目をくばるさま（三二）目を大きく見張れるさま以上皆物を見るに平ならず或は察に過ぐるをいへるなり（三三）口腹の慾を誘ふ酒食や、耳目を悦ばしむる音樂に對しては（三四）目を閉ぢて見ざるやうにせるさま（三五）よく見えぬさま（三六）にくむさま、人の禮節にかなはぬを見てにくにくしくするなり（三七）そしりあしざまにいふさま（三八）何か骨の折れるやうなる仕事（三九）勉強せざるさま（四〇）仕事に判まざるさま（四一）前に解せり、苦勞を避けてなげやりにすること（四二）むくらくして他人の言をおそれはゞからぬこと（四三）の、しりはづかしめらるゝこと（四四）未だ詳ならず（四五）淡薄なり、あつさりせること（四六）前に解せり その行くや禹王の如くその趨るや舜帝の如く、聖王の威儀を學ぶをいふ（四七）孔子の弟子、姓は顓孫、名は師、子張は字、陳の人、その人僻にして文飾に過ぐ、こゝはその學派の流を汲めるいやしき儒者なりの謂（四八）默して言はざるさま謂る

廉恥而耆飲食。必曰。君子固不用力。是子游氏之賤儒也。彼君子則不然。佚而不惰。勞而不慢。宗原應變。曲得其宜。如是然後聖人也。

仲尼之門人。五尺之豎子。言羞稱乎五伯。是何也。曰。然。彼誠可羞稱也。齊桓五伯之盛者也。前事則殺兄而爭國。內行

所あるなり 四九 孔子の弟子、姓は卜、名は商、子夏は字、衞の人、その學禮を尙ぶ、自ら形式に流れたるべし、こゝはそれをそしるなり 五〇 嗜に同じ、このむ 五一 君子はもとより力を用ゐて事を作さず 五二 孔子の弟子、姓は言、名は偃、子游は字、吳の人、その人小事に拘泥せず、質を尙べり、故に自ら不檢束に流れたるべし 五三 之に反し、彼の君子と稱せらるゝ人はすなはちこれと異なり 五四 安佚にすといへどもおこたりなまけず 五五 骨折りつとむるとなれども、氣をゆるして、なげやりにするとなし 五六 根本たる禮義をたつとび、以て時勢の變に應じて事を處し 五七 何事にも礙る方なし

仲尼篇第七

仲尼の門人、五尺の(一)豎子も、言五(二)伯を稱するを羞づるは、是れ何ぞや。曰く、然り、彼誠に稱するを羞づべきなり。(三)齊桓は五伯の盛なる者なり、(四)前事は則ち兄(五)を殺して國を爭ひ、(六)內行は則ち姑姊妹の嫁せざる者七人。(七)閨門の內般樂奢汰、齊(八)の分を以て之を奉じて足らず。(九)外事は則ち邾(一〇)を詐り。莒(一一)を襲ひ、國(一二)を幷すこと三十五、其行事や是の若く其れ險汙(一三)淫汰(一四)なり。彼固より曷ぞ(一五)大君子の門に稱するに足らんや。是の若くにして亡びず、乃ち霸たるは何ぞや。曰く、於乎(一六)夫の齊の桓

則姑姊妹之不レ嫁者七人。閨門之内般樂奢汰。以二齊之分一奉レ之而不レ足。外事則詐レ邾。襲レ莒。并レ國三十五。其行事也。若レ是其險汙淫汰也。彼固曷足レ稱二乎大君子之門一哉。若レ是而不レ亡。乃覇何也。曰。於乎夫齊桓公。有二天下之大節一焉。夫孰能亡レ之。倓然見二管仲之能。足二以

公は天下の大節有り、夫れ孰か能く之を亡さん。倓然として(一七)管仲の能、以て國を託するに足るを見る、是れ天下の大知なり。(一八)安に其怒を忘れ、(一九)(二〇)其讎を忘れ、(二一)遂に立てて以て仲父と爲す。(二二)是れ天下の大決なり。(二三)立てて以て仲父と爲して、貴戚之(二四)を敢て妬むこと莫きなり。之に高國の位を與へて、(二五)本朝の臣之を敢て惡むこと莫(二六)きなり。之に書社三百を與へて、(二七)富人之を敢て距むこと莫きなり。(二八)貴賤長少秩秩(二九)焉として桓公に從ひて之を貴敬せざること莫し。是れ天下の大節なり。(三〇)諸侯一節是の如くなること有らば、則ち之を能く亡すこと莫きなり。桓公此數節の者を兼ねて盡く之を有す。夫れ又何ぞ亡すべけんや。其霸たるや宜なる哉。(三一)幸に非るなり、數なり、仲尼の門人、五尺の豎子も、言五伯を稱するを羞づるは、是れ何ぞや。曰く、然り、彼政敎に本づくに非るなり、(三二)隆高を致すに非るなり、(三三)文理を綦(三四)むるに非るなり、人の心を服するに非るなり。(三五)方略に鄕ひ、勞佚を審にし、(三六)畜(三七)積脩鬪して、(三八)能く其敵を顚倒する者なり。(三九)詐心以て勝てり、彼讓を以て爭を飾(四〇)

託ㇾ國也。是天下之大知也。安忘ㇾ其怒一。(出)忘ニ其讎一。遂立以爲ニ仲父一。是天下之大決也。立以爲ニ仲父一。而貴戚莫ニ之敢妬一也。與ニ之高國之位一。而本朝之臣。莫ニ之敢惡一也。與ニ之書社三百一而富人莫ニ之敢距一也。貴賤長少。莫ㇾ不下秩秩焉從ニ桓公一。而貴ㇾ敬之上。是天下之大節也。諸侯有ニ

し、仁(四一)に依りて利を蹈む者なり。小人の傑(四二)なり。彼固より曷ぞ大君子の門に稱するに足らんや。彼の(四三)王者は則ち然らず。賢(四四)を致して能く以て不肖を救ひ、彊(四五)を致して、能く以て弱を寛にす。戰へば必ず能く之を殆く(四六)するも、之と鬭ふことを羞づ。委然(四七)として文(四八)を成して以て之を天下に示す。而して暴國(四九)安に自ら化す。災繆(五〇)なる者有り、然して後に之を誅す。故に聖王の誅するや綦めて(五一)省し、文王(五二)は四を誅し、武王(五三)は二を誅し、周公(五四)業を卒ふ。成王に至りて則ち安に以て誅する無し、故に道豈行はれざらんや。文王(五五)は百里の地より載めて天下一なり。桀紂(五六)は之を舍つ、天下を有つの勢に厚くして、匹夫を以て老ゆるを得ず。故に善く之を用(五七)るれば、則ち百里の國以て獨立するに足り、善く之を用ひざれば、則ち楚(五八)は六千里にして讎人の役と爲らん。故に人主道(五九)を得ることを務めずして、其勢を廣有するは、是れ其の危き所以なり。

(一) 十二三歲の兒童、古は二歲半を以て一尺とせり、故に五尺といへば十二三歲に當る、豎子は兒童のこと (二)

一節如ㇾ是。則莫二之能亡一也。桓公兼二此數節者一而盡有ㇾ之。夫又何可ㇾ亡也。其霸也宜哉。非ㇾ幸也。數也。仲尼之門人。五尺之豎子。言羞ㇾ稱二乎五伯一。是何也。曰。然。彼非ㇾ本二政教一也。非ㇾ致二隆高一也。非ㇾ綦二文理一也。非ㇾ服二人之心一也。鄕二方略一。審二勞佚一。畜積脩鬭。而能顚二倒其敵一者也。詐心

五霸のこと、前に出てたり、五霸の事を口に出すことを羞ぢたり　(三)　齊の桓公は五霸の中にても、最も勢力の盛なりし君なり　(四)　その君の位に卽かざりし前に於ける行事をいへば　(五)　兄名は糾襄公の弟なり、始め襄公立ちて無道なり、二弟公子糾、及小白、恐れて他國に奔る、後公孫無智、襄公を弑して公子等を迎ふ糾と小白と二人立つことを爭ふ、小白、兄糾を殺して立つ、これ桓公なり、故にいふ　(六)　私行上に就いていへば、その父方のをば達の中にて嫁して人妻とならざるもの七人もありたり、蓋し、之を納れて幸せしをいふなり　(七)　そのねまの内に女色を漁してたのしみを恣しおごりを極む、般も樂なり、汰は侈る　(八)　齊の國の租税の半分を々の費用に充て、尙足らず　(九)　表向きの國外に對する行中　(一〇)　國の名、その事實今詳ならず　(一一)　又國の名、管仲と謀りて伐たんとせしことあり　(一二)　その國の名未だ詳ならず　(一三)　陰險にして汚穢、前にあり　(一四)　淫亂にして奢侈を極むること　(一五)　立派なる君子、孔子を指す、大は尊稱　(一六)　あゝかの五霸の隨一たる齊の桓公はその行事は上述の如く陰險汚穢にてはありしも、一面に於ては天下の人の稱する大なる節義を有したり、已に大なる節義を有したり、かゝれば夫れ何人か能く之を亡すを得べき、於乎は嗚呼に同じ歎美の聲なり　(一七)　佚は安なり、安然として疑はざるさま、管仲の才能の國家を依託して政に當らしむるに足るを知りて、之に安んじ國政を委して毫も疑ふところなし　(一八)　天下中に於ての大智者、能く人を見るの明智あるをいふ　(一九)　助語、こゝになり　(二〇)　管仲は桓公の兄公子糾に仕へて、桓公の齊に入つて王位に卽かんとせる時、之を射てその帶鉤に中てたれば桓公には讎むべき敵なり、故に怨を含むべきなり　(二一)　已れの敵たるを忘る　(二二)　伯父、仲父の仲父なり、おぢ　(二三)　大決斷なり　(二四)　身分高き外戚のもの　(二五)　高子、國子、をいふ、世々齊の上卿たり、今その位を以て之に與ふるなり／　(二六)　從來より齊に仕へ居る臣、卽ち舊臣の如きもの　(二七)　周禮に二十五軒の村を里といひ、里には各々社あり社は我が產土神若しくは氏神の如し、里の戸口を記せるものを社に納む、これを書社といふ、こゝにいふ書社三百と

以勝矣。彼以ㇾ讓飾ㇾ爭。依二乎仁一而蹈ㇾ利者也。小人之傑也。彼固曷足ㇾ稱二乎大君子之門一哉。彼王者則不ㇾ然。致ㇾ賢而能以救二不肖一。致ㇾ彊而能以寬ㇾ弱。戰必能殆ㇾ之。而羞二與ㇾ之鬪一。委然成ㇾ文。以示二之天下一。而暴國安自化矣。有二災繆者一。然後誅ㇾ之。故聖王之誅也。綦省矣。文王誅ㇾ

は猶その三百の里村といふが如し、その位の土地なり (二八) 齊の臣にして世々大祿を食めるほどのもの、管仲を敵て拒み隔るものなし (二九) 順序あるさま、順序次第を正してなり (三〇) 諸侯たるほどのものにして若し天下に著るゝほどの節義一つにてもかくの如きものあらば、能く之を亡すものあるべからず (三一) 管仲の覇たる所以は、決して僥倖にして之を得たるに非ず、蓋し自然に定められたる命數之を然らしめたるなり (三二) 政治や教育や以て治國の根本として下に臨みたるにあらず (三三) 禮義だかきものを極めつくせしにはあらず、隆高は禮を指す (三四) 法制の文章條理の完美なる様にときはめたるにはあらず、綦は極なり (三五) 事を爲すに方術策略等を主として、これにしたがふこと、鄕は向なり、向ひしたがふ (三六) 勞苦と安佚とをつまびらかに知りて (三七) 金銭米穀の類をたくはへつむこと (三八) 戰鬪の備を修め治めて、その敵國をくつがへしたふす (三九) 仁義や王道の正心を以てせず、詐欺の心もて敵國に勝てり (四〇) 外面の詐の謙讓を以て內心の爭奪せんとする欲望を飾る (四一) 外面には仁義に依り違はぬやうにして事實不義の利益を取らんとするなり (四二) かゝれば彼は小人中のすぐれものといふべし (四三) 彼の王者卽ち王道を行ふ所は則ち桓公の如き覇者と大に異なれり (四四) 己の賢明を致しきはめて能く不肖なる人民を塗炭の苦より救ひ上ぐ (四五) 己の强大を致しきはめたりとて他の弱小の國に嚴に臨まず (四六) その國を滅くし亡すことは易々たれども、暴力を以て之を服するを羞ぢ、仁義を以て服せんとす (四七) 委曲のさま、つまびらかに (四八) 文理なり、上に出てたり (四九) 仁義を蔑する無道の國君と雖も自然に之に感化せられて之に服するに至るなり (五〇) 民に災し理にもとる如き不逞のものにして、始めて之を誅す、誅とは罪あるものを討伐し殺戮するをいふ (五一) 極めて少し (五二) 文王は僅に無道の四ケ國を誅せられしに過ぎず、卽ち竹書紀年に、殷の紂王十七年、西伯翟を伐つ、三十二年密を伐つ、三十四年崇を伐つ、三十六年昆夷を伐つとあるこれなり、西伯は文王を指す、前に出てたり (五三) 又竹書紀年に、紂王の四十四年西伯黎を伐ち、五十三年周始めて殷を伐つとある

四。武王誅二。周公卒業。至於成王。則安以無誅矣。故道豈不行矣哉。文王載百里之地。而天下一。桀紂舍之。厚於有天下之勢。而不得以匹夫老。故善用之。則百里之國。足以獨立矣。不善用之。則楚六千里。而爲讐人役。故人主不務得道而廣有其勢。是其所以危也。

これなり、この條の西伯は武王を指す　〔五四〕文王の造りて未だ遂げず、武王の遂げて未だ成らざる所を周公旦に至りて少主（成王）を抱きて天下一統の王業を成し卒れり　〔五五〕文王は僅に方百里といふ小國より起りて、王道を始めて行ひ、能く天下一統の業を成す　〔五六〕王道をすてゝ顧みず、暴虐を振舞へり　〔五七〕天下の大を恣にし之を自由にすることを得る程の厚き勢力を有しながら一匹夫たる庶民の如く命永く天命を樂みて老死するを得ず、終にその身を誅せられ、その國は亡ぶるに至れり　〔五八〕百里に何十倍する方六千里もある大國を以てして、王道を行はざれば、やがては讐敵の秦に亡ぼされて、その身はその國の役夫となりて辱を受くるに了るべし、荀子時に楚の春申君によりて楚に仕ふ、而して楚の懷王は秦に赴き還るを得ず、終に幽死せり、その子頃襄王秦の爲に制せられ罪を問ふ能はず甘んじて之に役使せらるゝに至らんといひたるなり　〔五九〕人主たるもの王道を身に得て行ふことを務めずして徒に覇道を行うて土地を廣くして勢威のみを有するは、やがて危亡を取る所以なり

持寵處位。終身不厭之術。主尊貴之。則恭敬而僔。主信愛之。則謹愼而嗛。主專任之。則拘守

（一）寵を持し位に處り、終身厭はれざるの術、主之を尊貴すれば則ち恭敬にして僔し、主之を信愛すれば則ち謹愼にして嗛し、（四）主之を專任すれば則ち拘守して詳に、（五）主之を安近すれば、則ち愼比して邪ならず、（六）主之を疏遠すれば則ち全一にして倍かず、（七）主之を損絀すれば則ち恐懼して怨みず、（九）貴にして夸ることを爲さ

而詳。主安近之。則慎比而不邪。主疏遠之。則全一而不倍。主損絀之。則恐懼而不怨。貴而不爲夸。信而不處謙。任重而不敢專。財利至。則言善而不及也。必將盡辭讓之義。然後受。福事至則和而理。禍事至則靜而理。富則施廣。貧則用節。可貴可賤也。可富可貧也。

ず、(一〇)信ぜられて謙に處らず、(一一)任重くして敢て專にせず、(一二)財利至れば則ち善及ばざるが而しと言ひ、必ず將た辭讓の義を盡して然る後受く。福事至れば則ち(一三)和して理に、禍事至れば則ち(一四)靜にして理に、富めば則ち(一五)施廣く、貧なれば則ち(一六)用節に、(一七)貴にすべく賤にすべきなり、富にすべく貧にすべきなり、殺すべくして姦を爲さしむべからざるなり。是れ寵を持し位に處り、終身厭はれざるの術なり。貧窮徒(一八)處の勢に在りと雖も、亦象を是に取る。夫れ是をこれ吉人と謂ふ。詩に曰く、(二一)媚す茲の一人、侯の順德に應るを、永く言に孝を思ひ、(一九)昭なる哉服を(二〇)嗣ぐと、此の謂なり。

(一) 人臣たるものが永く君主の寵愛を保ち、榮位に處りて、一生厭はれ疏ぜられぬやうにすべき術を述べん (二) 僔に同じ遜なり、己を卑下すること (三) 謙と同じ、へりくだる、前に出づ (四) 君主が己に專ら國政を委任せられたる時は、謹みてその職事をかたく守りて詳に且明に處理すべし (五) 君主が、安心して己を疑はずに信近すれば己は君主の命に順ひしたしみて邪なることをせず、愼は順なり比は親なり (六) うとんじて近けぬと (七) 心を純一にもつぱらにしてそむかぬやうにす、全は純なり (八) 己を抑損しおさへしりぞくると、絀は黜に同じ (九) 如何に顯貴の地位に登るとも奢侈をなさず、夸は奢侈なり (一〇) 如何に信望を君主に得るやうになりても、他よ

可ㇾ殺而不ㇾ可ㇾ使ㇾ爲ㇾ姦也。是持ㇾ寵處ㇾ位。終身不ㇾ厭之術也。雖ㇾ在二貧窮徒處之勢一。亦取二象於是一矣。夫是之謂二吉人一。詩曰。媚玆一人。應二侯順德一。永言孝思。昭哉嗣ㇾ服。此之謂也。

求下善處二大重一。理二任大事一。擅二寵於萬乘之國一。必無二後患一之術上。莫ㇾ若ㇾ好ㇾ同ㇾ之。援ㇾ賢博ㇾ施。除ㇾ怨而無ㇾ

り嫌疑を買ふやうな地位に居りて、勝手に威福を弄し居るやうに疑はしめぬをいふ、嫌は嫌なりうたがひ（一一）理政を委任せられて己が意の知く振舞ふことを得ても敢て專にすることをせず（一二）財貨や利益の手に入るやうの事あれば、己れは善寡き故此等の財貨利益を受くべきものならずといひて、必ず辭して他に讓るといふ體裁を詭した上にて受くべきなれば始めて受くべきなり、而は如に同じ（一三）和は和易なり、遜喜してやす〳〵と受け入れて道理にはづるゝことのなきやうにするなり（一四）鄙は憂懼する意なり、憂ふるあまりに道理をはづる、やうのことせぬなり（一五）貧しきものにはどこすに惜しげなく廣くすること（一六）用途を節約すること（一七）斯くの知くにして以て己を或は貴くすべく或は賤しくすべく或は富すべく或は貧しくすべく自在になし得べきなり（一八）困窮する境遇に居りても、その志を立つるに當りては、亦法を此に取る（一九）善人（二〇）大雅下武の篇（二一）媚は愛なり、玆は此なり、一人は君を謂ふ、應は當るなり、侯は維なり、服は事なり、愛すべきかな周の武王、能く此の柔順なる德に當りて離れず、背かず、永く孝道を思ひ、能くその父祖の功を成せり、明なる哉武王の父祖の事業を嗣ぎ行へることと、蓋し紂を伐ち天下を定めたることを謂へるなり

善く大重に處り、（一）大事に理任し、（二）寵を萬乘の國に擅にして、（三）必ず後患無きの術を求む。之を同するを好むに若くは莫し。（四）賢を援き施を博くし、（五）怨を除きて之を妨害する無し。（六）能之に任ずるに耐ふれば、（七）則ち愼みて此道を行ひ、（八）能任ずるに耐へずして且つ寵を失はんことを恐るれば、則ち早く之と同するに若くは莫し。賢

妨二害之一。能耐レ任レ之。則愼行二此道一。能不レ耐レ任。且恐レ失レ寵。則莫レ若二早同レ之。推レ賢讓レ能。而安隨二其後一。如レ是。有レ寵則必榮。失レ寵則必無レ罪。是事レ君者之寶。而必無二後患一之術也。故知者之擧レ事也。滿則慮レ嗛。平則慮レ險。安則慮レ危。曲二重其豫一。猶恐レ及二其禍一。是以百擧而不レ陷也。孔子

を推し能に讓りて、(九)安に其後に隨ひて是の如くなれば、寵有れば則ち必ず榮え、寵を失へば則ち必ず罪無し。是れ君に事ふる者の寶にして、必ず後患無きの術なり。(一〇)故に知者の事を擧ぐるや、(一一)滿つれば則ち嗛を慮り、(一二)平なれば則ち險を慮り、(一三)安ければ則ち危を慮り、(一四)其豫を曲重し、猶其禍に及ばんことを恐る。是を以て(一五)百擧して陷らざるなり。孔子曰く、(一六)巧にして度を好めば必ず節に、(一七)勇にして同を好めば必ず勝ち、(一八)知にして謙を好めば必ず賢と。此の謂なり。愚者は是に反す。(一九)重に處りて權を擅にすれば、則ち好みて事を專にして賢能を妬み、(二〇)有功を抑へて(二一)有罪を擠れ、(二二)志驕盈にして舊怨を輕んず。(二三)悋嗇にして施道を上に行はざるを(二四)以て重しと爲す。(二五)權を下に招きて以て人を妨害す、危きこと無からんと欲すと雖も得んや。是を以て位尊ければ則ち必ず危く、(二六)位重ければ則ち必ず廢せられ、(二七)寵を擅にすれば則ち必ず辱めらる。(二八)立ちて待つべきなり。(二九)炊きて僨すべきなり。是れ何ぞや。則ち之を(三〇)墮す者は衆くして、之を(三一)持つ者は寡ければなり。

曰。巧而好度必節。勇而好同必勝。知而好謙必賢。此之謂也。愚者反是。處重擅權。則好專事而嫉賢能。抑有功而擠有罪。志驕盈而輕舊怨。以吝嗇而不行施道乎上。爲重招權於下以妨害人。雖欲無危得乎哉。是以位尊則必危。任重則必廢。擅寵則必辱。可立而

（一）重大なる位　（二）一國の安危を荷ふほどの大事處理を委任せらる　（三）もと天子の國をいふ、諸侯には千乘の國といふ、萬乘とは其國より兵車一萬乘を出すをいふ、尤も周末となりては諸侯或は僭して自ら王と稱せり、故にこゝも大諸侯の國を斥す、即ち大諸侯の寵を一身に擅有すること　（四）衆人と合同することを好みて敢て異を立てざるなり　（五）賢人を上にひき立て、衆人に恩德をひろく施すと　（六）舊怨を念はず舊怨を除き去りて他人の成功を妨げそこなはず　（七）己の才能あるに任ずるに堪ふれば、則ち念を入れて其道を行ふ　（八）若し然らずして、己その任に當らずして且若寵を失はんといふ恐あらば、早く衆人と同じてたがはざるやうにすべし　（九）こゝに即ち賢者や能者の後に追隨して求むるところなくすれば　（一〇）智者の事を舉げ行ふを見るに、皆後患難を備ふるを見る、即ち　（一一）その滿盛の時に當りては則ち、其後不足の時あるべきを慮り　（一二）平與にして無事なるに當りてはやがて險難の時あるべきを慮り　（一三）安全なる時に當ってはやがて危亡の時あるべきを慮り　（一四）委曲を極めて其準備豫防に重くつとめ、猶且禍に遭はんかと恐る　（一五）かゝれば百たび事を舉げ行ひても禍に陷らざるなり　（一六）巧者といふものは巧に任せてやりすぎて禍を取るものなれば、巧者が法度を好み能く守れば、必ず其節を得て禍に遭ふことなし　（一七）勇者といふものは、勇に任せて他を凌ぎ、禍を取るものなれば、勇者が衆人と合同することを好めば、必ず敗を取ることなし　（一八）智者は智に任せて自ら用ゐ、他人に誇衒するものなるが、好みて謙退して他言を聽けば智ますます進みていよいよ賢に、禍に遭ふことなし　（一九）重大なる位に處りて權勢を獨占すれば、則ち己好みて大小の事を專斷し、却て賢者能者をねたみにくむ　（二〇）勳功あるものは之を賞揚すべきに却てその頭を抑へてしまひ、犯罪あるものはいよいよ之を深く重刑におとしこみて立つこと能はざらしむ　（二一）その志はたかぶり盈ちて眼中人なく、已に舊き怨あるものをますます輕んじあなどる　（二二）吝嗇に同じ　（二三）慈み施す道　（二四）重く尊きこととす　（二五）その威福を重くせんと欲して、おどしつすかしつして權力を一身にひきつ

也。可二炊而僓一也。是何也。則墮レ之者衆。而持レ之者寡矣。

天下之行術。以事レ君則必通。以爲レ仁則必聖。立レ隆而勿レ貳也。然後恭敬以先レ之。忠信以統レ之。愼謹以行レ之。端慤以守レ之。頓窮則疾力以申二重之一。君雖レ不レ知。無二怨疾之心一。功雖二甚大一。無二伐德之色一。省レ求多レ

け、以て賢能の事を成さんとするを妨害す（二六）責任が重き場合には、之を果すこと能はざれば必ず廢棄せらる（二七）君寵を獨占し居れば則ち必ず却て辱を取るに至る（二八）立ちたるまゝその地位を去らぬうちに後患忽ち至る（二九）息を以て吹きて物をたふすが如く容易なり（三〇）地位を去らしめて失敗せしめんとする者（三一）地位を支持する者、失敗せざらしめんとする者

（一）天下の行術をいはん、（二）以て君に事ふれば則ち必ず通じ、（三）以て仁を爲せば則ち必ず聖ならんとせば、（四）隆を立てて貳すること勿きなり。（五）然して後恭敬以て之に先んじ、忠信以て之を統べ、愼謹以て之を行ひ、端慤以て之を守り、（六）頓窮すれば則ち疾力以て之を申重す。（七）君知らずと雖も、怨疾の心無く、（八）功甚大と雖も、伐德の色無く、（九）求を省くし功を多くし、愛敬して勸ます。（一〇）是の如くなれば則ち常に順ならざること無し。（一一）以て君に事ふれば則ち必ず通じ、以て仁を爲せば則ち必ず聖なり、夫れ是を之れ天下の行術と謂ふ。

（一）爲す所必ず天下に行はるゝの術をいふべし（二）是を以て君に事ふれば則ち必ず官位通達す（三）以て仁を爲せば則ち必ず聖知の名あらしめんとせば（四）禮義を立てゝ之を守り專一にしてたがはざるやうにすべし　隆は禮なり（五）然して後先づ恭敬を以て之を蹈け（六）困頓窮厄の時に當りては則ちつとめ〳〵て再三再四のべかさね

功。愛敬不ㇾ勌。如ㇾ是。則常無ㇾ不ㇾ順矣。以事ㇾ君則必通。以爲ㇾ仁則必聖。夫是之謂二天下之行術一。

て之をなせ、疾力は勤力なり　(七)君が己を知られずとも、毫もうらみにくむの心なく　(八)己が事功至て大なりとも功德をほこり慢ずる色なく　(九)己が求め願ふところはすくなく、立つるところの功勞は多く　(一〇)備に同じ　(一一)順當に行かぬといふことなし

少事ㇾ長賤事ㇾ貴。不肖事ㇾ賢。是天下之通義也。有ㇾ人也勢不ㇾ在二人上一。而不ㇾ爲二人下一。是姦人之心也。志羞ㇾ免二乎姦心一。行不ㇾ免二乎姦道一。而求ㇾ有二君子聖人之名一。辟ㇾ之是猶下伏而咶ㇾ天

少は長に事へ、賤は貴に事へ、不肖は賢に事ふるは、是れ天下の通義(一)なり、人有(二)り、勢人の上に在らず、而も人の下たるを羞づるは、是れ姦人の心なり。志姦心を免れず、行姦道を免れずして、而も君子聖人の名有らんことを求むるは、之を(三)辟ふるに是れ猶伏(四)して天を咶り、(五)經を救うて其足を引くがごときなり。說必ず行はれず、愈(六)務めて愈遠し。故に君子は時屈(七)すれば則ち屈し、時伸(八)ぶれば則ち伸ぶるなり。

(一)天下一般に共通する常道なり　(二)こゝに人あり、その勢は何人が見るとも人の上に在りてまさるはどならず然るに人の下風に立つことをきまりわるく思ふは、これ心ざまの惡しき小人の心なり　(三)譬に同じ、物にたとへていふ　(四)地にひれふしてゐて天を舐めんとして、却て舐められず　(五)首を縊れるもの、命をすくはんとしてそ

救レ經而引中其足上也。説必不レ行矣。兪務而兪遠。故君子時屈則屈。時伸則伸也。

の足を引張れば却てその死を早くすべし、いづれも皆不可能の事なり ㊅ つとむればつとむるほど道に遠かりて行はれず ㊆ 時未だ至らずして志を行ふこと能はざる時は退きて屈し ㊇ 時至りて大に志を行ふことを得る時は進んで之を伸ぶ、則ち勢下に在れば、甘じて人の下となり、勢上に在れば則ち人の上となるなり

大儒之效。武王崩。成王幼。周公屛二成王一。而及二武王一。以屬二天下一。惡二天下之倍レ周也。履二天下之籍一。聽二天下之斷一。偃然如レ固二有之一。而天下不レ稱レ貪焉。殺二管叔一。虛二殷國一。而天下不レ稱レ戾焉。兼二制天下一。立二七十一國一。

卷第四

儒效篇第八

大儒の效、武王崩じて成王幼なり。周公成王を屛けて、武王に及りて以て天下を屬ぐ。天下の周に倍くを惡めばなり。天子の籍を履みて天下の斷を聽く。偃然として之を固有するが如し。而して天下貪と稱せず。管叔を殺し、殷國を虛にして、天下戾を稱せず。天下を兼制し七十一國を立つ。姬姓獨五十三人に居る、而も天下偏と稱せず。成王を敎誨開導し、道を諭らしめて、能く迹を文武に揜ぐや、周公周を歸し、籍を成王に反して、天下周に事ふるを輟めず、然り而して周公北面して之に朝す。天子は少を以て當るべからざるなり。假攝を以て爲すべからざるなり、能あれば則ち天下之に歸し、不能なれば則ち天下之を去る。是を以て周公成王を屛けて、成王に及りて以て天下を屬ぐは、天下の周を離るゝを惡めばなり。成王

姬姓獨居二五十三人一。而天下不レ稱レ偏焉。教誨開三導成王一。使レ諭二於道一。而能揜二迹於文武一。周公歸レ周。反二籍於成王一。而天下不レ輟レ事レ周。然而周公北面而朝レ之。天子也者不レ可二以少一レ當也。不レ可下以二假攝一爲上レ也。能則天下歸レ之。不能則天下去レ之。是以周公屛二成王一。及二武王一。以屬

(二一)冠して成人となるや、周公周を歸し籍を反す。(二二)主を滅にせざる義を明にするなり。周公に天下無し。鄕には天下を有ち、今天下無し。擅れるに非るなり。(二三)成王鄕に天下無し。今天下を有つ。奪へるに非るなり。(二四)變勢次序の節然ればなり。(二五)故に枝を以て主に代れども、越に非るなり。(二六)弟を以て兄を誅すれども、暴に非るなり。君臣位を易ふれども、(二七)不順に非るなり。(二八)天下の和に因りて文武の業を遂げ、枝主の義を明にす。(二九)抑も亦變化す。天下厭然として(三〇)猶一のごときなり。聖人に非れば之を能く爲すことなし。夫れ是を之れ大儒の效と謂ふ。

(一) 大儒の效驗を說く (二) 周の武王崩じ、その子成王立ちしも尙幼少なり (三) 是を以て武王の弟にて成王の叔父周公旦は成王を扶け武王に代りて、一時天下の政を引つぎ行へり、及は弟を以て兄に代るなり、屬は續なり (四) かくせるは幼主の威令行はれざることありては、天下の諸侯なり人民なりが周王にそむくこともやと恐れたればなり (五) 天子の位を履み、假王の位に上る (六) 天下の政事を裁斷す (七) 安然として心おちゐてもとより此の如き位や斷を有しゐたるが如し (八) 周公の兄、一旦亡されし紂王の子武庚、新に武王に封ぜられて諸侯となり、國を殷といふ管叔弟蔡叔の二人國を監す、周公政を攝するに及び、二人武庚と亂を作す、周公之を征し、武庚と、管叔とを殺し、蔡叔を放ち、殷の頑民を洛邑に遷し、其國都たりし朝歌を虛墟となせり、虛は墟なり (九) 暴戾なり

下一。惡二天下之離一レ周也。成王冠成人。周公歸レ周反レ籍焉。明二不レ滅レ主之義一也。周公無二天下一矣。鄉有二天下一。今無二天下一。非レ擅也。成王鄉無二天下一。今有二天下一。非レ奪也。變勢次序節然也。故以レ枝代レ主。而非レ越也。以レ弟誅レ兄。而非レ暴也。君臣易レ位。而非二不順一也。因二天下之和一。遂二文武之業一。明二枝主之義一。抑亦變化矣。天下厭然猶レ一也。非二聖人一莫二之能爲一。夫是之謂二大儒之效一。

手あらし 〔一〇〕一統し 〔一一〕周王の姉 〔一二〕偏頗 〔一三〕誨も亦教 〔一四〕業をひらき善に導くなり 〔一五〕文王武王の成せし迹をうけつぐ、揜は襲なり 〔一六〕周の國政を成王に奉還すること、或はいふ、此周は周公封ぜられし畿内の國にして周公自らその國に歸れるなりと亦通ず 〔一七〕天下の諸侯人民成王に事ふるを止めず 〔一八〕北面は臣下の位、君の南面するに對していふ、朝は朝覲なり 〔一九〕天子といふものは幼少の身を以て重大なる國政に當るべからず、殊に此時は亂世の後にして民心未だ全く定らず、故に幼主を以て當るべからず 〔二〇〕攝も亦假なり、さりとて一時權宜的に假に王位に即きて國政を治むることも亦不可なり、諸侯人民或は假王に心服せざるやも知れざればなり 〔二一〕加冠なり、古制歳十五にして冠す 〔二二〕主君を廢にせざるの道を明にす 〔二三〕擅は擅讓なり、位を我より他にゆづるなり 〔二四〕權變の一時の勢なりしと、順序を逐ひて爾すべき時期が然らしめたるよりかくせるなり 〔二五〕枝は枝子、支族なり分家なり、主は宗主なり、本家なり武王の弟たる枝を以て一時宗主の成王に代りたれど僭濫とか僭上とかいふべきにあらざるなり 〔二六〕前にいへる兄管叔を誅せること 〔二七〕逆なり、順當ならざること 〔二八〕天下の和合 〔二九〕これも亦一時の變化にて時然らざるを得ざりし變態なり 〔三〇〕柔順なる貌すなほにおとなしく服從せるは猶萬人が一人なりしが如し

秦昭王問二孫卿一曰。儒無レ益二於人之國一。孫

(一)秦の昭王孫卿(二)に問うて曰く、儒は人の國に益無きかと。孫卿子曰く、儒者は先王に法り禮義を隆び(三)臣子を謹ましめて其上を貴ぶことを致す者なり。人主之を

卿子曰。儒者法先王。隆禮義。謹乎臣子。而致貴其上者也。人主用之。則勢在本朝而宜。不用。則退編百姓而愨。必爲順下矣。雖窮困凍餧。必不以邪道爲貪。無置錐之地。而明於持社稷之大義。嗚呼而莫之能應。然而通乎財萬物養百姓之經紀。勢在人上。則王公

用ゐれば、則ち勢(四)本朝に在りて宜し。用ゐざれば則ち退いて(五)百姓に編して愨に、必ず順下(六)を爲す。窮困凍餧(七)すと雖も、必ず邪道を以て貪を爲さず。置錐(八)の地無くして社稷(九)を持するの大義に明に、嗚呼(一〇)して之に能く應ずること莫く、然り而して萬物を財し、百姓を養ふの經紀に通ず。勢(一一)人の上に在れば則ち王公の材なり。人の下に在れば則ち社稷の臣、國君の寶なり。窮閻漏屋(一二)(一三)に隱ると雖も、人之を貴ばざること莫し。道誠に存すればなり。仲尼(一四)將に司寇と爲らんとす。沈猶氏(一五)は敢て朝に其羊に飲ましめず。公愼氏(一六)は其妻を出し、愼潰氏(一七)は境を踰えて徙り、魯の(一八)牛馬を粥ぐ者は豫賈せず、必ず蚤(一九)に正して以て之を待てばなり。闕黨(二〇)に居れば、闕黨(二一)の子弟分たざること罔く、親(二二)有る者多くを取る。孝悌以て之を化すればなり。儒者本朝に在れば則ち政を美にし、下位に在れば則ち俗を美にす。儒の人の下たること是の如し。王曰く、然(二三)らば則ち其の人の上たること何如と。孫卿曰く、其の人の上たるや廣大なり。志意(二四)内に定り、禮節(二五)朝に脩り、法則(二六)度(二七)量(二八)官に正

之材也。在二人下一則社稷之臣。國君之寶也。雖レ隱二於窮閻漏屋一。人莫レ不レ貴レ之。道誠存也。仲尼將レ爲二司寇一。沈猶氏不三敢朝飲二其羊一。公愼氏出二其妻一。愼潰氏踰レ境而徙。魯之粥二牛馬一者不二豫賈一。必蚤正以待レ之也。居二於闕黨一。闕黨之子弟罔レ不レ分。有レ親者取レ多。孝悌以化レ之也。儒

しく、(二九)忠信愛利下に形る。一の不義を行ひ、一の無罪を殺して、天下を得るは爲さざるなり。(三〇)此君義人に信ぜられ、四海に通ずれば、(三一)則ち天下之に應ずること讙しきが如し。是れ何ぞや。(三二)則ち貴名白にして天下治るなり。故に(三三)近き者は歌謳して之を樂み、遠き者は(三四)竭蹶して之に趨く。四海の內一家の若し。(三五)通達の屬從服せざること莫し。夫れ是を之れ人の師と謂ふ。(三六)詩に曰く、(三七)西より東より南より北より、思うて服せざる無しと。此の謂なり。(三八)夫れ其の人の下と爲るや彼の如く、(三九)其の人の上と爲るや此の如し。(四〇)何ぞ其れ人の國に益無しと謂はんやと。昭王曰く、善しと。

(一) 昭王は始皇帝の祖父、范雎を用ゐ、富國强兵の策を講ぜり (二) 荀卿なり、漢の宣帝の名詢といへるより、劉向諱みて孫卿といへるなり (三) 臣子たるものをしてつゝしみて敢て非を爲さざらしむ (四) その朝位朝廷の上に在ればそいの政治向の事は皆宜しきにかなひ (五) 位に在らず退いて野に在り庶民の間に相伍してつゝしむ編は編人なり (六) 柔順にしてへりくだり悖亂の事を爲さず (七) こまりくるしみこゞえうゑることありても (八) 少許の地 (九) 國家を維持すること、社は土地の神、稷は五穀の神、天子諸侯の封土を有つもの、先づ祠を建て此二神を祀るよりて國家の義にいふ (一〇) 歎を發して已唱へても他の能く之に應ずるものなしと雖も亦少しも介意自棄す

者在二本朝一則美レ政。在二下位一則美レ俗。儒之爲二人下一如レ是矣。王曰。然則其爲二人上一何如。孫卿曰。其爲二人上一也廣大矣。志意定二乎内一。禮節脩二乎朝一。法則度量正二乎官一。忠信愛利形二乎下一。行二一不義一。殺二一無罪一。而得二天下一。不レ爲也。此君義信二乎人一矣。通二於四海一。則天下應レ之如レ讙。是

ることなく、しかも萬物を裁制し百姓を養育するの道に通達す。財は裁なり、なす。經紀は綱紀に同じ、大道なり 一二 人君たる地位をいふ 一三 窮屈にしていやしげなる處、貧者の居る處、閭は里門なり 一三 雨の漏るほどの陋屋なり 一四 孔子其生國魯に仕へて將に司寇とならんとす。司寇は官名、處刑、獄訟を掌る、魯語に孔子魯の司寇と爲り、用事を攝行すとあり、蓋し此時の事なるべし 一五 魯人にて羊を賣ることを業とせるものに沈猶氏といふがあり、毎朝何か特別の飲料を飲ましめて目方を增すやうにして市場にて市民を詐き賣り居たるが孔子の政を執るに至るや憚りて敢てかゝる不正をせぬやうになれり 一六 公愼氏といふがあり、其妻某氏淫奔の名隠れなかりし爲夫制御すること能はざりしに、孔子司寇と爲らんとすると聞き、直に其妻を出し離縁せり 一七 愼潰氏といふがあり、奢侈度に踰えたりしが、罪を獲んことを畏れて國境を踰えて他に出奔せり 一八 魯の人民の牛馬をひさぐものは豫め懸値をいひて、客の都合によりて値を減くやうの取引をなせるが、それをせざるやうになれり、賈は價なり 一九 孔子のすみやかに先づ其身を正して以て他の之に倣はんことを待ちたればなり 二〇 地名、孔子の住居せられし地 二一 闕黨の年少子弟時に一團となりて魚鳥の類を捕へて之を分つに當りては均分せざるなし 二二 但し親あるものは分前を多く取る 二三 儒者の人の下と爲りて宜しきことは承れり、然らば、其の人の上となりて宜しきは如何 二四 己が心内に於て守るべきを守りて失はず一定して動かざるなり 二五 朝廷に在りて正しく修り 二六 政治に施す上に於ける諸種の法則 二七 尺度と貫目、ものさしとますめ 二八 官廳に於て正しく守られ 二九 その職に忠に、言行下に信ありて民を愛し民を和せんとする心は下民の上にあらはれ見ゆるなり 三〇 かゝる君としての義を守ること偏く下民に信ぜられ、天下に知れわたらば 三一 天下の民之に一齊に響應すること、恰もかまびすしくて聞いて居られぬほどなり、讙は喧なり 三二 貴ぶべき儒名明かに知れわたり、隨て天下治るなり 三三 近き處のものはその德をはめうたひて樂み 三四 まろびたふる、こと、遠き處のものはまろびた

何也。則貴名白。而天下治也。故近者歌謳而樂レ之。遠者竭蹶而趨レ之。四海之內若二一家一。通達之屬。莫レ不二從服一。夫是之謂二人師一。詩曰。自レ西自レ東。自レ南自レ北。無レ思不レ服。此之謂也。夫其爲二人下一也如レ彼。其爲二人上一也如レ此。何謂三其無レ益二於人之國一也。昭王曰。善。

ふるゝも物ともせず、小走りに走りて及ばざるが如くにして急ぎて來るなり　(三五)　舟車の能く至る所、人力の能く通ずる所はいづれもしたがひ服せぬといふことなし　(三六)　詩經の大雅文王有聲の篇にあり　(三七)　西からも東からも南からも北からも、思うて從ひ服せぬものはなし　(三八)　夫れ儒者は人の下となりても彼の如く宜しく　(三九)　人の上となりても此の如く宜し　(四〇)　して見れば儒者は何ぞ人の國に無益無用なりと謂はるべき

先王之道。仁之隆也。比レ中而行レ之。曷謂レ中。曰。禮義是也。道者。非二天之道一。非二地之道一。人之所二以道一也。君子之所レ道也。君子之所レ謂賢者。非下能偏能二人之所レ能之謂上

(一)先王の道は仁の隆きなり。(二)中に比ひて之を行ふ。(三)曷をか中と謂ふ。曰く、禮義是なり。(四)道とは天の道に非るなり。地の道に非るなり。人の道とする所以なり。君子の道とする所なり。(五)君子の所謂賢者とは、能く偏く人の能くする所を能くするの謂に非るなり。(六)君子の所謂知者とは、能く偏く人の知る所を知るの謂に非るなり。(七)君子の所謂辨者とは、能く偏く人の辨ずる所を辨ずるの謂に非るなり。(八)君子の所謂察者とは、能く偏く人の察する所を察するの謂に非るなり。(九)止まる所有り。(一〇)高下を相、(一一)墝肥を視、(一二)五種を序するは、君子農人に如かず。(一三)財貨を通じ、

也。君子之所レ謂知者。非下能偏知二人之所一レ知之謂上也。君子之所レ謂辨者。非下能偏辨二人之所一レ辨之謂上也。君子之所レ謂察者。非下能偏察二人之所一レ察之謂上也。有レ所レ止矣。相二高下一。視二墝肥一。序二五種一。君子不レ如二農人一。通二財貨一。相二美惡一。辨二貴賤一。君子不レ如二賈人一。設二規矩一。陳二繩墨一。便二備用一。君子

美惡（一四）を相、貴賤（一五）を辨ずるは、君子賈人に如かず。規矩（一六）を設け、繩墨（一七）を陳ね、備用（一八）を便ずるは、君子工人に如かず。是非然不然（一九）の情を恤みず、以て相薦撙（二〇）し、以て相恥怍（二一）するは、君子惠施鄧析（二二）に若かざるなり。若し夫れ德（二三）を諯りて次を定め、能（二四）を量りて官を授け、賢不肖（二五）をして皆其位を得、能不能をして皆其官を得、萬物は其宜しきを得、事變（二六）は其應を得、愼墨（二七）も其談を進むることを得ず、惠施鄧析（二八）も敢て其察を竄さず、言は必ず理に當り、事（二九）は必ず務に當らしむるは、是れ然る後君子の長ずる所なり。凡そ事行（三〇）理（三一）に益有る者は之を立て、理に益無き者は之を廢つ。夫れ是を中事（三二）と謂ふ。凡そ知說（三三）理に益有る者は之を爲し、理に益無き者は之を舍つ。夫れ是を之れ中說（三四）と謂ふ。事行（三五）中を失する之を姦事（三六）と謂ひ、知說中を失する之を姦道と謂ふ。姦事姦道は治世（三七）の棄つる所にして、亂世（三八）の從服する所なり。若し夫れ充虛（三九）の相施易するや、堅白同異（四〇）の分隔するなり。是れ聰耳（四一）の聽く能はざる所なり。明目（四二）の見る能はざる所なり。辯士（四三）の言ふ能はざる所なり。聖人（四四）の知

不ㇾ如二工人一。不ㇾ恤二是非然不然之情一。以相薦撙。以相恥怍。君子不ㇾ若二傳施鄧析一也。若夫譎ㇾ德而定ㇾ次。量ㇾ能而授ㇾ官。使下賢不肖皆得二其位一。能不能皆得二其官一。萬物得二其宜一。事變得二其應一。愼墨不ㇾ得ㇾ進二其談一。惠施鄧析不三敢竄二其察一。言必當ㇾ理。事必當二務一。是然後君子之所ㇾ長也。

有りと雖も、未だ僂指する能はざるなり。(四五)知らざるも君子たるに害無く、(四六)之を知るも小人たるに損無し。(四七)工匠知らざるも(四八)巧を爲すに害無く、(四九)君子知らざるも(五〇)治を爲すに害無し。(五一)王公之を好めば則ち法を亂り、(五二)百姓之を好めば則ち事を亂り、(五三)狂惑戇陋の人(五四)乃ち始めて(五五)其羣徒を率ゐ、其談說を辨じ、(五六)其辟稱を明にし、(五七)身を老い子を長ずるまで惡むことを知らざるなり。夫れ是をこれ上愚と謂ふ。(五八)嘗て好く雞狗を相するものの以て名と爲すべきに如かざるなり。(五九)詩に曰く、(六〇)鬼と爲り蜮と爲らば、則ち得べからず。(六一)靦たる面目有り、人を視ること極罔けん。此好歌を作りて、以て反側を極むと。此の謂なり。

(一) 先王の道は卽ち仁道の至て高き道なり、儒學を指して謂ふ (二) 中道にしたがひて之を行ひ、敢て詭異の說を爲さず、高くもなく、卑しくもなく、賢不肖をして皆及ぶべからしむ (三) さてその中とは何をいふか (四) 道といふは天の道にてもなく、地の道にてもなく、人の道なり、さてその人の道といふも種々なるが特に君子の道とする所のものなり (五) 君子の所謂賢者といふは、能くあまねく人の能くする所を能くするをいふにではなし (六) 智者 (七) 彼此をよく辨別する者 (八) 事物道理を明に觀察するもの (九) 體役にとゞまる (一〇) 地の高くして燥ける所と卑くして濕れる所とを見立て (一一) 地味の瘠せたると肥えたるとを見分け (一二) 黍稷菽麥稻の五穀の類

凡事行。有レ益二於理一者立レ之。無レ益二於理一者廢レ之。夫是之謂二中事一。凡知說有レ益二於理一者爲レ之。無レ益二於理一者舍レ之。夫是之謂二中說一。事行失レ中。謂二之姦事一。知說失レ中。謂二之姦道一。姦事姦道。治世之所レ棄。而亂世之所二從服一也。若夫充虛之相施易也。堅白同異之分隔也。是聽耳之

物を土地の宜しきに適するやうに春夏の順序によりて種まき植う【一三】財貨を有無によりて四方に弘く通じ【一四】その上等と下等とをよく見立て【一五】その値の高下を見分く【一六】圓を畫くコンパスと方形を作るさしがねとを設け【一七】直線を引くすみなはをつらね【一八】器用を具備するに便す、器物を充分にするに都合よくす【一九】いづれか是、いづれか非、いづれか然り、いづれが然らずといふ實情をかへりみることをせず【二〇】以て相互に他を下に敷き抑へるやうにし、之を凌駕すること【二一】相互に恥ぢしめあふこと【二二】惠施鄧析二人皆前に解せり【二三】その德の大小をはかりて、それによりて位次を定め【二四】才能の大小をはかりて、それによりて官を授け【二五】賢人不肖者、それ〴〵に皆適當の位を得【二六】隨時に起り來る諸種の事件は、それに順應する樣に適宜に處理す【二七】愼到と墨翟との二人、前に解せり【二八】敢て其明察なる辯說もかくす所なくあらはれ君子皆識るなり【二九】爲す所の事は必ず時の急務にあたる【三〇】行事なり【三一】理は治なり、政治、政治に益あるものは之を爲し、益なきものは之を止む【三二】禮義の中正にかなへる事【三三】言說の政治に益するものは之を爲し、益なきものは之をすつ【三四】上の中事の中と同じ、禮儀の中正にかなへる言說【三五】中事中說の中と同じ【三六】かたましき事、姦は姦惡なり【三七】をさまれる世に在りては棄てられ【三八】みだれたる世に在りてはしたがはれるなり【三九】充は實なり、施は移と通ず、みつるものが空しきものになり、空しきものがみつるものになりうつりかはること【四〇】修身篇に解せり、堅白同異の言を以て相分別隔異するなり、堅白同異のことは前に詳說せり【四一】耳さとくよく物を聽き分くるものとても聽き分くること能はず【四二】目の明によく見分くる人とても見分くること能はず【四三】辯のよきものとてもよくいひあらはすこと能はず【四四】聖人の如き睿智ありといへども未だ速に指陳して說くこと能はず、僂は疾速なり、指は指陳なり【四五】君子はかゝることを知らずとも君子たるに害になることなく【四六】これを知るも小人は小人たるを損することなく矢張小人なり【四七】手に細工物を造る職人【四八】精

所レ不レ能レ聽也。明目之所レ不レ能レ見也。辯士之所レ不レ能レ言也。雖レ有二聖人之知一、未レ能二僂レ指也一。不レ知無レ害レ爲二君子一。知レ之無レ損レ爲二小人一。工匠不レ知、無レ害レ爲レ巧。君子不レ知、無レ害レ爲レ治。王公好レ之則亂レ法。百姓好レ之則亂レ事。而狂惑戇陋之人乃始率二其羣徒一、辨二其談說一、明二其辟稱一。老レ身長レ子。不レ知レ惡也。夫是之謂二上愚一。曾不レ如下好二相雞狗一之可中以爲上レ名也。詩曰、爲レ鬼爲レ蜮則不レ可レ得。有二靦面目一。視レ人罔レ極。作二此好歌一。以極二反側一。此之謂也。

我欲二賤而貴、愚而智、貧而富一。可乎。曰、其唯學乎。彼學者、行レ之(曰)士

巧なる細工　四九　卿大夫を指す　五〇　政治を爲すに害になることなし　五一　但し王公之を好めば國法を亂して秩序を壞る　五二　庶民之を好めばそれぞれの作業、仕事をみだり己が身や家を失ふやうになる　五三　一事に夢中になり、或はまどひて何をすべきかを知らぬもの也　五四　愚にして固陋なるもの　五五　その多くの門徒を引連れて、自己の正しからぬ言說を辨じ立つ　五六　譬喩を引きてとなへいふこと、辟は譬に通ず　五七　その身老いその子が人となるまで終身永くくく之をにくむことを知らず　五八　愚の最も甚しきもの、至愚　五九　よく雞や狗の良否を見わくる術を得たるものあり、呂氏春秋、周禮犬人等に見えたり　六〇　小雅何人斯篇の一節　六一　汝鬼となり、短狐とならば則ち我誠に汝を見得べからず、されど汝は靦然として明に面目ありて卽ち人なり、人々相視ること極る時あるなし、故に終に必ず汝と相見るべし我汝を思ふが故に此好き歌を作りて以て反覆極りなき心を極めて責むとなり、蜮は大毒蟲、水邊に棲み沙を含み、水に映る人影を見て之を射る、人然し之に射らるれば瘡を生ずといふ、一に含射、又射影の名あり、靦は面目明なる貌、反側は反覆極なき心をいふ

我は賤しくして貴く、愚にして智に、貧しくして富まんことを欲す、(一)可ならんか。曰く、(二)其れ唯學か、彼の學なる者は(三)之を行ふは士なり。(四)敦慕するは君子なり。(五)之を知るは聖人なり。(六)上は聖人と爲り、下は士君子と爲る、孰か我を禁ぜんや。(七)鄕

也。孰慕焉君子也。知之聖人也。上爲聖人。下爲士君子。孰禁我哉。鄉也混然塗之人也。俄而並乎堯禹。豈不賤而貴矣哉。鄉也效門室之辨。混然曾不能決也。俄而原仁義。分是非。圖迴天下於掌上。而辨白黑。豈不愚而知矣哉。鄉也胥靡也人。俄而治天下之大器。

には混然(八)たる塗の人なり、俄(一〇)にして堯禹と並ぶ。豈賤しくして貴からずや。鄉には門室(一一)の辨を效(九)にするも、混然として曾て決すること能はざるなり。俄にして仁義(一二)に原き是非を分ち、天下を掌上に廻すことを圖ること白黑を辨ずるが而し。豈愚にして知ならずや。鄉には胥靡(一三)の人なり。俄にして天下(一四)を治むるの大器擧(一五)此に在り。豈貧しくして富むならずや。今此に人有り、屑然(一六)として千溢(一七)の寶を藏す。行貸(一八)して食すと雖も、人は之を富と謂はん。彼の寶は、之を衣んとするも衣るべからざるなり。之を食はんとするも食ふべからざるなり。之を賣らんとするも僂(一九)に售るべからざるなり。然り而して人之を富と謂ふは何ぞや。豈大富の器(二〇)誠に此に在ればならずや。是の杅杅(二一)たるものも亦富人のみ。豈貧にして富むならずや。故に君子は爵(二二)無くして貴く、祿(二三)無くして富み、言(二四)はずして信じ、怒らず(二五)して威る。窮處(二六)して榮え、獨居して樂む、豈至尊至富至重至嚴の情擧(二七)此に積むならずや。故に曰く、貴名(二八)は比周(二九)を以て爭ふべからざるなり。夸誕(三〇)を以て有すべからざるな

學在レ此。豈不ニ貧而富一矣哉。今有ニ人於此一。屑然藏ニ千溢之寶一。雖ニ行貸而食一。人謂ニ之富一矣。彼寶也者。衣レ之不レ可レ衣也。食レ之不レ可レ食也。賣レ之不レ可ニ僂售一也。然而人謂ニ之富一。何也。豈不ニ大富之器誠在ニ此也。是杅杅亦富人已。豈不ニ貧而富一矣哉。故君子無レ爵而貴。無レ祿而富。不レ言

り。勢重(三一)を以て脅すべからざるなり。必(三二)ず將に此を誠にして然る後に就らんとするなり。之(三三)を爭へば則ち失ひ、之を讓れば則ち至る。遵(三四)道すれば則ち積り、夸誕(三五)なれば則ち虚し。故に君子は務めて其內(三六)を脩めて之を外に讓る。務めて德を身に積みて之に處するに遵道を以てす。是の如くなれば則ち貴名之に起ること日月の如く、天下(三八)之に應ずること雷霆の如し。故に曰く、君子(三九)は隱にして顯に、微(三七)にして明に、辭讓して勝つと。詩(四〇)に曰く、鶴(四一)九皐に鳴き、聲天に聞ゆと。此の謂なり。鄙夫(四二)は是に反す、比周(四三)して譽愈〻少く、鄙爭(四四)して名愈〻辱められ、煩(四五)勞して以て安利を求めて、其身愈〻危し。詩(四六)に曰く、民(四七)の良無き、一方を相怨む。爵(四八)を受けて讓らず、己(四九)斯に亡するに至ると、此の謂なり。故に能(五〇)く小にして事大なるは、之を辟ふるに是れ猶力の少にして任重きがごときなり。粹折(五一)を舍きて適くこと無きなり。身不肖にして賢を誣ふるは、是れ猶傴身(五二)にして高きに升るを好むがごときなり。其頂を指す者愈〻衆し。故に明主(五三)は德を譎りて位を序す。

而信。不怒而威。窮處而榮。獨居而樂。豈不至尊至富至重至嚴之情。擧積此哉。故曰。貴名不可以比周爭也。不可以夸誕有也。不可以勢重脅也。必將誠此然後就也。爭之則失。讓之則至。遵道則積。夸誕則虛。故君子務脩其內。而讓之於外。務積德於身。而處之以

不亂を爲す所以なり。(五四)忠臣は誠に能にして然る後敢て職を受く、不窮を爲す所以なり。(五五)分上に亂れず、(五六)能下に窮せざるは治辨の極なり。(五七)詩に曰く、(五八)平平として左右も、(五九)亦是に率從すと。是れ上下の交〻相亂れざるを言ふなり。

(一) 如何にせば可なるべき (二) 左樣にするはそれ唯、學問を修むるにあるのみならんか (三) これをよく[illegible]めて實行するものは士といふべし (四) 日夕敦く之を慕ふて止まざるは君子といふべし (五) この學問に通じ諸事皆通ずるは、聖人といふべし (六) よくすれば上は聖人ともなり、及ばぬまでも下は士となり君子となるべし、かくする我を誰ありてか禁むるものあらん (七) 鄕なり、以前 (八) 知る所なき貌 (九) 到る處、途上に出逢ふほどのつまらぬ人、たゞの人 (一〇) 學を修め道を行へるが爲に俄に聖王たる堯帝禹王と肩を並べて稱せらるゝに至る (一一) 門と室との區別を明白にしながら尙ぼんやりとしてまだ曾て決め定むること能はず (一二) 仁義の本を知りもとづき何れが是何れが非といふことを分別し、天下の事を易々と己が掌の上にめぐらすことをはかること、猶白と黑との判りやすきものを分別するが如し、而は如なり (一三) 刑徒の人、罪人をいふ、胥は相、靡は繫なり、縄を以て相つなげるものの意 (一四) 天下を治むるほどの大器量の人物となる (一五) 皆なり (一六) こまごましきものの衆き貌、ごたごた。又尊重の貌 (一七) 千鎰の富なり、鎰は重さ廿四兩の稱 (一八) 行く行く物を乞ひあるく、乞食しあるく (一九) 手早くうりさばく (二〇) 豈大なる富を得べき、寶物が眞實その家にあるか爲にあらずや (二一) かゝる千鎰の寶は所有せずとも杍々として廣大なる無形の學問を有する聖人士君子の類も亦一種の富人といふべきなり (二二) 爵位きなも學德あるが故に人に尊ばれて貴し (二三) 俸祿は受けずとも無形の大富を有すれば富めるものな

遵道。則積是。則貴名起之。如日月。天下應之。如雷霆。故曰。君子隱而顯。微而明。辭讓而勝。詩曰。鶴鳴于九皐。聲聞于天。此之謂也。鄙夫反是。比周而譽愈少。鄙爭而名愈辱。煩勞以求安利。其身愈危。詩曰。民之無良。相怨一方。受爵不讓。至于己斯亡。此之謂也。故能小

り 二四 聲を大きくして言はずとも、人自ら之に信服す 二五 決して怒を示さざれどその威嚴に打たれて之をおそる 二六 困窮の地に處りても榮えて困らず 二七 此身の裡に積みたくはへられたる故にあらずや 二八 貴重なる名譽 二九 朋黨を結びて私を營むこと、徒黨を組みて他と爭ひて得るものにあらず 三〇 はこりたかぶり大言すること 三一 勢力とか地位の重きとかにより他をおびやかして得らるゝものにあらず 三二 必ずや將來此學問を誠に修めて然る後に貴名を成就すべきなり 三三 比周して之を爭へば則ち却て此名譽を失ひ、爭はずして他に讓るやうにすれば則ち名譽は自ら至るものなり 三四 道にしたがひ〱てたがふことなくば自然に高くつもる 三五 はこりたかぶり大言するのみにて修め習ふことをせざれば則ち空虛となるものなり 三六 其内即ち心を修め其外の他に對しては之をゆづりて自ら謙抑す 三七 日月の天にかゝりて明に人の之を仰ぐごとし 三八 天下萬人之に應ずる聲雷のとゞろくが如し 三九 君子はその身隱れて居りても、その名はあらはれて世にかく〱なく、微賤なりとも、名は明にして隱れなく、謙讓して他と爭ふことをせずして反て勝つ 四〇 小雅鶴鳴の篇 四一 鶴が深き澤の中にて鳴くも、その聲は高き天上までも聞ゆと、身隱れても名は顯るゝに喩ふ、九皐は深遠なる澤をいふ 四二 いやしき小人は上にいへる君子に反す 四三 與黨いよ〱少し、譽は與と通ず、徒黨なり、愈は愈に通ず 四四 きたなく他と爭ひて名を得んとしても名は反ていよ〱きたなくはづかしめられ 四五 煩はしきことをなし苦勞して以て安樂利福を求めんとして反てその身いよ〱危し 四六 小雅角弓の篇、此詩句を引きて以て己を責めずして人を怨むの非をいふ 四七 人民の善良の心なきものは、互に一方を相怨む 四八 君より爵祿を受くることありとも誇りて讓ることをせず 四九 爲に人には怨まれにくまれ、終には自ら危くし或は亡ぶるに至る 五〇 己が才能小くして當る所の事の大なるは、譬へて見るに恰も力の少きに任務の重きが如し 五一 碎け折るゝことを除きては他に行く所なし、即ち必ず成る事なくして向ふべき所なし、粹は碎と通ず、舍は捨なり 五二 身體の節方

而事大。辟レ之。是猶ニ力之少而任重一也。舍ニ粹折ニ無レ適也。身不肖而誣レ賢。是猶ニ傴身而好レ升レ高也。指ニ其頂ニ者愈衆。故明主譎レ德而序レ位。所三以不ニ爲亂一也。忠臣誠能。然後敢受レ職。所三以爲ニ不窮一也。分不レ亂ニ於上一。能不レ窮ニ於下一。治辨之極也。詩曰。平平左右。亦是率從。是言三上下之交不ニ相亂一也。

に伏しかゞみたる人卽ちせむしにてありながら強ひて高きにのぼれば頭の方低くなりかゞまりたる恰好は甚だ見苦し、然るをそれを好みてせばその頂を指して笑ふものいよ〳〵衆かるべきなり 五三 賢明なる君主は人々の德をはかり考へて然るべき地位に次第に從つて置く 五四 これ、臣下たるものをして各々その序に當りて相安じ、世の亂れざるやうにする所以なり 五五 又忠臣たるものは誠にそれ〴〵才能を懷き居りてその才能によりて命ぜられたる職を有難く受けて一意之を奉承す 五六 その職位にいづれも通ずる所以なり 五七 上にありてはそれ〴〵の地位により分限よく守られて亂れず、才能あるものはそれ〴〵よく通ずるは治道の極致なり、辨も亦治なり 五八 小雅采菽の篇 五九 賢明なる君は左右の臣下をよく平々と治むるにより、左右の臣下も亦この賢明なる君によくしたがひその職分をつくしてたがふことなし

以ニ容俗一爲レ善。以ニ貨財一爲レ寶。以ニ養生一爲ニ已至道一。是民德也。行レ法至堅。不下以ニ秋欲一亂上所レ聞。如レ是。則可レ謂ニ勁士一矣。

(一)容俗を以て善と爲し、貨財を以て寶と爲し、(二)養生を以て已が至道と爲す、(三)是れ民の德なり、(四)法を行ふこと至堅、(五)私欲を以て聞く所を亂さず、是の如くなれば則ち(六)勁士と謂ふべし。法を行ふこと至堅、好んで其の聞く所を(七)脩正し、以て其情性を(八)撟飾す。(九)其言は多く當れり、而も未だ諭らざるなり。其行は多く當れり、而も未(一〇)だ安んぜざるなり。其知慮は多く當れり、而も未だ周密ならざるなり。(一一)上は則ち(一二)

行法至堅。好脩正其所聞。以撟飾其情性。其言多當矣。而未諭也。其行多當矣。而未安也。其知慮多當矣。而未周密也。上則能大其所隆。下則能開道不己若者。如是。則可謂篤厚君子矣。脩百王之法。若辨白黑。應當時之變。若數一二。行禮要節而安之。若生四枝。

能く其の隆ぶ所を大び、下は則ち能く己に若かざる者を開道す。此の如くなれば則ち篤厚の君子と謂ふべし。(一三) 百王の法を脩むること、白黑を辨ずるが如く、(一四) 當時の變に應ずること、一二を數ふるが若く、(一五) 禮を行ひ節を要して之を安ずること、(一六) 四枝を生ずるが若く、(一七) 時を要し功を立つるの巧なる、四時を詔ぐるが若く、(一八) 平正和民の善き、億萬の衆にして博きも一人の若し。是の如くなれば則ち聖人と謂ふべし。(一九) 井井兮として其れ理有るなり。(二〇) 嚴嚴兮として其れ能く己を敬するなり。(二一) 分分兮として其れ終始有るなり。(二二) 猒猒兮として其れ能く長久なり、(二三) 樂樂兮として其れ道を執りて殆らざるなり。(二四) 炤炤兮として其れ知を用ゐること明なり。(二五) 脩脩兮として其れ統類を用て之に行ふなり。(二六) 綏綏兮として其れ文章有るなり。(二七) 熙熙兮として其れ人の臧きを樂むなり。(二八) 隱隱兮として其れ人の當らざるを恐るゝなり。是の如くなれば則ち聖人と謂ふべし。(二九) 此れ其道一に出づればなり。(三〇) 曷をか一と謂ふ。曰く、(三一) 神を執りて固なり。(三二) 曷をか神と謂ふ。曰く (三三) 盡く善にして挾洽なる、

要レ時立レ功之巧。若レ紹ニ四時一。平正和民之善。億萬之衆而博。若ニ一人一。如レ是。則可レ謂ニ聖人一矣。井井兮其有レ理也。嚴嚴兮其能敬レ己也。分分兮其有ニ終始一也。厭厭兮其能長久也。樂樂兮其執レ道不レ殆也。炤炤兮其用レ知之明也。脩脩兮其用ニ統類一之行也。綏綏兮其有ニ文章一也。

之を神と謂ふ。(三四)萬物以て之を傾くるに足る莫き、之を固と謂ふ。(三五)神固なる之を聖人と謂ふ。(三六)聖人は道の管なり。(三七)天下の道是に管す。(三八)百王の道是に一なり、(三九)故に詩書禮樂の(道)是に歸す。(四〇)詩は是れ其志を言ふなり。(四一)書は是れ其事を言ふなり。(四二)禮は是れ其行を言ふなり。(四三)樂は是れ其和を言ふなり。(四四)春秋は是れ其微を言ふなり。(四五)故に風の逐せざるを爲す所以の者は、是を取りて以て之を節するなり。(四六)小雅の小雅たる所以の者は、是を取りて之を文るなり。(四七)大雅の大雅たる所以の者は、是を取りて之を光にするなり。(四八)頌の至たる所以の者は、是を取りて之を通ずるなり。(四九)天下の道是に畢く。(五〇)是に鄕ふ者は臧く、是に倍く者は亡ぶ。是に鄕つて如し臧からず、是に倍いて如く亡びざる者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗て有らざるなり。

㊀ 世俗の相率ゐてする樣のことを容認するを以て善しとす ㊁ 己が身體を大切にすることを以て無上道となす ㊂ これ禮を解せざる庶民の常行なり ㊃ 身法度を行ふこと至て堅固に ㊄ 一己の私欲を以て耳に聞ける聖經の學問を亂さず、蔽はるゝやうのことなし ㊅ つよく正しき士 ㊆ 其の從來聞ける所のことを修め正し ㊇

熙熙兮其樂二人之臧一也。隱隱兮其恐二人之不レ當也。如レ是。則可レ謂二聖人一矣。此其道出二乎一一。曷謂レ一。曰。執レ神而固。曷謂レ神。曰。盡善挾洽之謂レ神。萬物莫レ足二以傾一レ之。之謂レ固。神固之謂二聖人一。聖人也者。道之管也。天下之道管レ是矣。百王之道一レ是矣。故詩書禮樂之歸レ是矣。詩

其情性を矯め正し修め飾る（九）其の言ふ所は多く道理に協りて雖はなけれど而も未だ本義に至りてはきとり辯さず（一〇）またその天性によりて安んじて衍ふまでには至らず（一一）未だ周到緻密なる微すに至らず（一二）仰いでは則ち能く尊ぶ所の人卽ち君とか師とかと尊びてこれによく仕へ（一三）俯しては則ち能く己に及ばざる所を掲き導く、道は導なり（一四）古先百王の制したる法則を學修して治道に明なることと一見判り易き白と黑とを辨別するが如し（一五）當時現下の急變に應じて處理することは一二の數をかぞふるが如く易し（一六）禮を行ひ節をむかへ合ふやうにして之に安ずること、身の手足の四支を生ずるが如く自然也、要は邀に通ず、むかふ（一七）時機をむかへて失はぬやうにし、事を立つるの巧妙なる、恰も四季の相つぎて代りその間に萬物を造成するが如し（一八）政治を公平にし、萬民を和睦せしむることのよきは億萬人の多くしてひろきあるも猶一人を治むるが如くに易し、平正の正は政に通ず（一九）聖人の行をいへば、その經畫たるや端正にして條理有り兮は助語（二〇）威儀嚴然として重々しき所ありて、能く己を敬ひ、他をして非議を加へしめず（二一）爲す所の事は堅固にして始あり、終あり（二二）樂しげに道を固く執り守りて寸時も怠ることをせず（二三）あきたるを知りて不足とせず故に飢れず能く長久なり殆は怠なり（二四）其智慮を運らすに至りては炤々として明に迷はず、違はず炤々は明に見ゆる貌（二五）事は整齊に綱紀に則りて行ひそむかぬこととなし（二六）その言動は安泰にして自ら文章をなして觀るに足る、文章はあや、もやうなり（二七）おだやかに樂げに他人の善を爲すを見て樂みとす、熙々は和樂の貌、或は善なり、よし（二八）憂はしげに他人の行事の道理に當らざるを恐るゝなり、隱とは憂戚の貌（二九）その此の如きを致すは其の執る所の道一より出づるに依る（三〇）然らばその一とは何を指して謂ふか（三一）神を執持すること堅固なるなり（三二）然らばその神とは何を指して謂ふか（三三）その行事德性盡く皆善にしてあまねく他に及ぶ、これ神といふものなり、挾は浹と通ず、あまねし、洽も同じ（三四）他の如何なる物といへども、かく善くなれる倖を傾けくつがへすに足る

言二是其志一也。書言二是其事一也。禮言二是其行一也。樂言二是其和一也。春秋言二是其微一也。故風之所二以爲ヒ不ㇾ逐者。取ㇾ是。以節ㇾ之也。小雅之所三以爲二小雅一者。取ㇾ是而文ㇾ之也。大雅之所三以爲二大雅一者。取ㇾ是而光ㇾ之也。頌之所二以爲ヒ至者。取ㇾ是而通ㇾ之也。天下之道畢ㇾ是矣。鄕ㇾ是者臧。倍ㇾ是者亡。鄕ㇾ是如不ㇾ臧。倍ㇾ是如不ㇾ亡者。自ㇾ古及ㇾ今未二嘗有一也。

ものなし 三五 神にして且固なる、これを聖人とは謂ふなり 三六 聖人といふものはあらゆる道を總管せるものなり 三七 天下のあらゆる道は是聖人に總管せられたりといふべし、是の字は聖人を謂ふ、以下十六の是字皆同じ 三八 古先百王の制せる道多しと雖も皆是聖人によりて一にせられたり 三九 故に詩經、書經、禮記、樂經等に說かれたる道も皆是聖人の道に歸著す 四〇 さて詩經は聖人の志をいひあらはせるものなり 四一 書經は聖人の政事を說けるもの 四二 禮記は聖人の行事を言へるもの 四三 樂經は聖人の和樂をいへるもの 四四 春秋は聖人の微妙なる主旨をいへるものなり、蓋し春秋は褒貶の意を一家の間にも寓せり 四五 詩經は聖人の編纂に係る、その風、雅、頌の名に就いて觀るに、國風の荒暴君の淫奔の人に隨ひて之に流れしたがはざるは、是聖人の道を取りて節制せるが爲なり、逐は流蕩なり 四六 雅の中の小雅の小雅として正しき所以のものは、是聖人の道を取りて正しく之を飾れるが爲なり 四七 又大雅の大雅として更に正しき所あるは是聖人の道を取りて更に之を大にせるが爲なり 四八 又頌の盛德の極致として稱せらるゝ所以は是聖人の道を取りて之を通じたるが爲なり 四九 天下の道多きもまづ是聖人の道にて盡きたりといふべし 五〇 されば是聖人の道に向ひしたがふものは善く福あるべけれど、之に反して背きてしたがはざるものは亡ぶ

客有ㇾ道。曰。孔子曰。周公其盛乎。身貴而愈恭。家富而

(一)客道へること有り。曰く、孔子曰く、(二)周公は其れ盛なる乎、(三)身貴くして愈〻恭しく、家富みて愈〻倹に、(四)敵に勝ちて愈〻戒むと。(五)之に應へて曰く、(六)是れ殆ど周

愈儉。勝ㇾ敵而愈戒。應ㇾ之曰。是殆非ニ周公之行一。非ニ孔子之言一。武王崩成王幼。周公屏ニ成王一。而及ニ武王一。履ニ天下之籍一。負ㇾ扆而坐。諸侯趨ニ走堂下一。當ニ是時一也。夫又誰爲ㇾ恭矣哉。兼ニ制天下一。立ニ七十一國一。姬姓獨居ニ五十三人一焉。周之子孫。苟不ニ狂惑一者。莫ㇾ不ㇾ爲ニ天下之顯諸侯一。孰

公の行に非ず、孔子の言に非ず。武王崩じて成王幼なり、周公成王を屏けて武王に及り、天下の籍を履み、扆を負ひて坐し、諸侯堂下に趨走す。是時に當りて夫れ又誰か恭を爲さんや、天下を兼制し、七十一國を立つ。姬姓獨り五十三人に居る、周の子孫苟くも狂惑ならざる者、天下の顯諸侯と爲らざるは莫し。孰ぞ周公を儉と謂はんや。武王の紂を誅するや、行くの日兵忌を以てす。東面して太歲を迎へ、氾に至りて汎し、懷に至りて壞れ、共頭に至りて山隧つ。霍叔懼れて曰く、出づること三日にして五災至る、乃ち不可なること無からんやと。周公曰く、比干を刳き箕子を囚へ、飛廉惡來政を知る、夫れ又惡ぞ不可なること有らんと。遂に馬を選びて進み、朝に戚に食し、暮に百泉に宿し、旦に牧の野に厭し、之に鼓して紂の卒鄉を易ふ。遂に殷人に乘じて進みて紂を誅す。蓋し殺す者は周人に非ず、殷人に因るなり。故に首虜の獲無く、蹈難の賞無し。反て三革を定め五兵を偃し、天下を合して聲樂を立つ。是に於て武象起つて韶護廢

謂二周公儉一哉。武王之誅レ紂也。行之日以二兵忌一。東面而迎二太歲一。至レ氾•而汎。至レ懷而壞。至二共頭一而山隧。霍叔懼曰。出三日而五災至。無二乃不可一乎。周公曰。刳二比干一而囚二箕子一。飛廉惡來知レ政。夫又惡有二不可一焉。遂選レ馬而進。朝食二於戚一。暮宿二於百泉一。厭二旦於牧之野一。鼓レ之而紂

す。四海の内心を變へ慮を易へ以て之に化順せざる莫し。故に外闔(三九)閉ぢず、天下(四〇)に跨(三八)りて蘄無し。是時(四一)に當つてや夫れ又誰か戒を爲さんや。

(一) 或容ありて我荀子に言へることなり (二) 周公は其德誠に盛なるか (三) その身貴き位にありて敢て驕らずますく恭しく禮あり (四) 敵に勝てば之を輕んじ大にほこりて怠るものなれど、少しも怠らず反てよく警戒すと (五) 我此間に應へていへらく (六) 子は孔子曰くといへど、これ殆んど周公の行とは覺えず又孔子の言とも覺えず (七) 退なり (八) 攝なり、代なり (九) 天子の位をふみ、戶牖の間に立つる屛風樣のものを負ひてその節に坐し、天下の政を聽く、負ふは天子南面して諸侯に對するなり (一〇) 小走りに歩みて禮を施す、敬を致す所以なり (一一) 假兼併して經制すあはせをさむ (一二) 諸侯を立つること七十一 (一三) 周と同姓のもの (一四) 周室の子孫にして、假初にても狂疾者とか暗昧者とかにあらざる者は、皆天下に仰がれ諸侯とならざるもの一人もなし (一五) かゝれば周公を以て何ぞ儉德ある人と謂ふを得んや、隨分の贅澤者といふも可なるべし (一六) 武王の兵を發せしの日は、兵家忌む所の凶日を以てす (一七) 東の方殷の紂王の國の太歲の宿れる方向に向ひ兵を進む太歲は歲星なり、歲星のある方角は禍多しと傳ふ、迎は逆にて之にさからふなり、必ずや凶を受くべきなり (一八) 氾水のほとりに至れるに、河水の汎濫せるに遇ひ (一九) 懷といへる地に至れるに道路の破壞せるに遇ひ (二〇) 共頭といへる山に至りしに山石崩摧して墜つるに會せり (二一) 前に出づ武王の弟 (二二) 兵を出してより三日ばかりなるに五種の災難迫りに至れり、これ今回の擧の不可なる前兆にてはなきや (二三) 紂王殷の賢臣比干を殺してその胸を割き　己が叔父なる箕子を幽囚し、嬖臣飛廉、惡來等政をつかさどれり (二四) かゝればよし如何なる災禍來るとも此擧の不可なる事あるべきや (二五) 選馬は銳兵を謂ふ、兵をよりすぐる (二六) 地名 (二七) 地名、殷都朝歌に近き地 (二八) 野の南、殷都の

卒易ㇾ鄕。遂乘二殷人一而進誅ㇾ紂。蓋殺者非二周人一。因二殷人一也。故無二首虜之獲一。無二蹈難之賞一。反而定二三革一偃二五兵一。合二天下一立二聲樂一。於ㇾ是武象起。而韶濩廢矣。四海之內。莫ㇾ不三變ㇾ心易ㇾ慮。以化二順之一。故外闔不ㇾ閉。跨二天下一而無ㇾ蘄。當二是時一也。夫又誰爲ㇾ戒矣哉。

南にあり　(二九) 厭迫す　(三〇) 一たび鼓うつて進軍するや、紂王の兵卒は方向をかへて戈を倒にし、紂王に敵對せり、鄕は嚮に通ず　(三一) 遂に殷人の戈を倒にせるに乘じ、いよいよ進みて紂王を誅せり　(三二) 殷人の戈を倒にせる勢に因りて之を亡せり、これ殷人その君紂王を誅せるなり　(三三) 故に周人は敵の首を斬るとか捕虜を獲るとかいふ功を立て刀槍の危難を踏み冒して賞を受けしものなし　(三四) 革を以て作れる甲、胄、盾の武器を手よりすてやめ、刀、劍、矛、戟、矢の五兵器をふせすてゝ　(三五) 天下の諸侯を會合し一統に歸せしめ、新に太平和樂の音樂を制せり　(三六) 周の武王殷に克ちて後制立せる樂章の名　(三七) 殷の樂章の名、殷の時には舜の樂と兼用せり、後武王之を廢せり　(三八) 天下萬民あまねく殷の紂の虐政に苦みしもの新王の下に從來の心を變へ慮を易へて、生れかはりしやうになりて周武の德政に同化歸順せざるはなし　(三九) 故に戶々、外は門扉を閉ぢ鎖さず、盜賊の患無ければなり　(四〇) 天下に跨り越えて人々求むる所なく、自ら足れりとす、これ周公の力に依れり　(四一) 太平此の如し、かゝる時、夫れ又誰ありてか戒め備ふることを要と爲るものあらんや

造父者。天下之善御者也。無二輿馬一則無ㇾ所ㇾ見二其能一。羿者天下之善射者也。無二弓矢一則無ㇾ所ㇾ見二

(一)造父は天下の善く御する者なり。(二)輿馬無ければ則ち其能を見す所無し。(三)羿は天下の善く射る者なり。弓矢無ければ則ち其巧を見す所無し。(四)大儒は善く天下を調一する者なり。(五)百里の地無ければ則ち其功を見す所無し。(六)輿固く馬選ぶ。而も以て遠を致して一日に千里なること能はざるは、則ち造父に非るなり。(七)弓調ひ矢

其巧。大儒者善調一天下一者也。無百里之地、則無所見其功。輿固馬選矣。而不能以至遠一日而千里、則非造父也。弓調矢直矣。而不能以射遠中微、則非羿也。用百里之地而不能以調一天下制彊暴、則非大儒也。彼大儒者。雖隱於窮閻漏屋無置錐之地而王

直し。而も以て遠を射て微に中つること能はざるは、則ち羿に非るなり。百里の地を用て以て天下を調一し、彊暴を制すること能はざるは、則ち大儒に非るなり。彼の大儒なる者は、窮閻漏屋に隱れ、置錐の地無しと雖も、王公も之と名を爭ふこと能はず。一大夫の位に在れば、則ち一君も獨り畜ふこと能はず、一國も獨り容るゝこと能はず、成名諸侯に況ぶ。得て以て臣と爲すことを願はざる莫し、百里の地を用て、千里の國能く之と勝を爭ふこと莫し。暴國を笞捶し、天下を齊一にして、能く傾くること莫きなり。是れ大儒の徵なり。其言類有り、其行禮有り、其の事を擧ぐる悔無し。其の險を持し變に應ずる曲當す。時と遷徙し世と偃仰す。千擧萬變その道一なり。是れ大儒の稽なり。其の窮するや、俗儒之を笑ひ、其の通ずるや英傑之に化し、嵬瑣之を逃れ、邪說之を畏れ、衆人之を愧づ。通ずれば則ち天下を一にし、窮すれば則ち獨り貴名を立つ、天も死すこと能はず、地も埋むること能はず、桀跖の世も汚すこと能はず、大　に非んば、之を能く

公不レ能ニ與レ之爭レ名。在ニ一大夫之位一。則一君不レ能ニ獨畜一。一國不レ能ニ獨容一。成名況ニ乎諸侯一。莫レ不レ願ニ得以爲レ臣。用ニ百里之地一。而千里之國莫ニ能與レ之爭レ勝。笞ニ捶暴國一。齊ニ一天下一。而莫ニ能傾一也。是大儒之徵也。其言有レ類。其行有レ禮。其擧レ事無レ悔。其持險應レ變曲當。與レ時遷徙。與レ世

立つること莫し。仲尼・子弓[三五]是なり。故に[三六][三七]俗人なる者有り、俗儒なる者有り、雅儒[三八]なる者有り、大儒なる者有り。學問せず、正義無く、富利[三九]を以て隆と爲すは、是れ俗人なる者なり。逢衣淺帶[四〇]、其冠を解果[四一]にし、略[四二]先王に法りて世を亂すに足る、術繆[四三]り學雜に、後王[四四]に法りて制度を壹にするを知らず、禮義を隆びて詩[四五]書を殺むるを知らず。其衣冠行僞、已に世俗に同じ[四六]、然り而して惡む[四七]ことを知らず。其言議談說、已に墨子に異なると無し[四八]、然り而して明に分別すると能はず、先[四九]王を呼びて以て愚者を欺き、衣食を求む。委積[五〇]を得て以て其口を揜ふに足れば、則ち揚揚如たり[五一]、其長子に隨ひ、其便辟[五二]に事へ、其上客[五三]に擧り、億然[五四]として終身の虜の若くにして、敢て他志有らず、是れ俗儒なる者なり。後王に法りて制度を一にし、禮義を隆びて詩書を殺め、其言行[五五]已に大法有り。然り而して明[五六]は法教[五七]の及ばざる所、聞見の未だ至らざる所を[五八]齊ふこと能はず、則ち知類[五九]すること能はざればなり。[六〇]之を知るを之を知ると曰ひ、知らざるを知らずと曰ふ。[六一]内は自ら以

偃仰。千擧萬變。其道一也。是大儒之稽也。其窮也。俗儒笑レ之。其通也。英傑化レ之。嵬瑣逃レ之。邪説畏レ之。衆人愧レ之。通則一ニ天下一。窮則獨立ニ貴名一。天不レ能レ死。地不レ能レ埋。桀跖之世不レ能レ汙。非ニ大儒一莫ニ之能立。仲尼子弓是也。故有ニ俗人者一。有ニ俗儒者一。有ニ雅儒者一。有ニ大儒者一。不ニ學

て誣ひず、外は(六二)自ら以て欺かず。是を以て賢を尊び法を畏れ(六三)、敢て怠傲せず(六四)、是れ雅儒なる者なり。先王に法り禮義を統べ制度を一にし、淺(六五)を以て博を持し、古(六六)を以て今を持し、一を以て萬を持し、苟(六七)くも仁義に之れ類し、鳥獸(六八)の中に在りと雖も、白黒を別つが若し、倚(六九)物怪變未だ嘗て聞かざる所なり、未だ嘗て見ざる所なり。卒(七〇)然として一方に起れば、則ち統類を擧げて之に應じ、儗怍(七一)する所無し。法(七二)を張りて之を度れば、則ち晻然(七三)として符節(七四)を合するが若し。是れ大儒なる者なり、故に人主俗人を用ふれば則ち萬乘の國亡び(七五)、俗儒を用ふれば則ち萬乘の國存し(七六)、雅儒を用ふれば則ち千乘(七七)の國安く、大儒を用ふれば、則ち百里の地久し(七八)、而(七九)して、後三年にして天下一と爲り諸侯臣と爲り、萬乘の國に用ふれば(八〇)、則ち擧錯して定り、一朝にして伯たらん。

(一) 周の穆王の御者、造父は天下無比の善く馬を御せし人なり　(二) されど箱馬車も馬も無ければ、いかに造父とても其長技を發揮すること能はず　(三) 有窮の君の名、夏王太康を逐ひて遂に王位を簒せり　(四) 大儒は善く天下を調和し之を統一するものなり　(五) されど如何に大儒とて百里の地も無くては施すに由なし、百里の地は諸侯の

問一。無二正義一。以二富利一爲レ隆。是俗人者也。逢衣淺帶、解二果其冠一。略法二先王一。而足レ亂レ世。術繆學雜。(擧)不レ知下法二後王一而壹中制度上。不レ知下隆二禮義一而殺中詩書上、其衣冠行僞。已同二於世俗一矣。然而不レ知レ惡者。其言議談說。已無レ異二於墨子一矣、然而明不レ能二分別一。呼二先王一以欺二愚者一。而求二衣食一

國を指す ㊅ 輿は堅固なり馬は選良なり、然るに遠き處まで物を致し、一日に千里を走る能はざるは、造父とは謂ふを得ず、善御者とはいはれず ㊆ 弓はよくしらべられとゝのひ矢は眞直にて曲なし、然るに微細なるものに中つることを能はざるは、羿とは謂ふを得ず、善く射る者とはいはれず ㊇ 力強くして亂暴の國を抑制すること ㊈ 前に解せり、貧民の住む陋巷にある雨の漏る破屋 (一〇) 前に解せり、極狹き地 (一一) 王公の富貴を以てするも之と盛名を競ふこと能はず (一二) 一たび仕へて大夫の地位に立てば政治大に行屆くにより、四隣の諸侯は競ひて之を其上に延かんとする故に、固り一人の君のみが其下に大夫として畜ひ置くこと能はず (一三) 一國にてのみかゝる大夫を容れ止むること能はず (一四) その美名は諸侯に及ぶほどなり (一五) かゝれば世の君たるもの一人として此大夫を得て臣とせんことを願はざるものなし (一六) 百里の小國を以てして、能く之に十倍する千里の國に拮抗するに足れば、大國と雖も、能く勝を爭ふこと能はず (一七) むちにてうつ、その罪を懲しうつなり (一八) 亂暴の大國と雖も能く之を傾け覆し亡すこと能はず (一九) これ大儒の大儒たる效驗なり (二〇) 類は等類なり、綱紀なり、その言は法度ありて狂妄の言を爲さず (二一) 其行は禮法ありて正しく (二二) 其の事を擧げ行ふや必ず成る、成らざるも悔ゆること無し (二三) その危を維持し、變に應ずるに當りては、つぶさに宜しきに合はざるなし (二四) 時勢と共にうつりかはり、世態に隨ひて俯仰し宜しきに處す (二五) 千たび事を擧ぐるも、萬たび變に應ずるも、之に處するの道は一、皆治道に歸す、禹湯文武、その事跡は同じからざるも、其の治たるや一なり (二六) これ大儒の大儒として成れる所以なり、稽は成なり (二七) その困厄するや、俗見の世の俗儒は之を笑ふ (二八) 然れどもその通達するや、英傑の士慕うて之に同化せんとし、英は千人に倍するもの、傑は萬人に倍するもの (二九) 狂惑の人は畏れて之を逃れ去る (三〇) 邪說を唱ふるものは畏れ憚る (三一) 天下を統一す (三二) 野に在れば則ちひとり貴重なる名譽世に盛に立ち、天も徒には殺さず、地もその名を徒に埋沒せしめず (三三) 夏の桀王の如きものの上に

焉。得ニ委積一足三以揜ニ其國一。則揚揚如也。隨ニ其長子一。事ニ其便辟一。擧ニ其上客一。億然若ニ終身之虜一。而不三敢有ニ他志一。是俗儒者也。法ニ後王一一ニ制度一。隆ニ禮義一而殺ニ詩書一。其言行已有ニ大法一矣。然而明不レ能齊下法教之所レ不レ及。聞見之所レ未レ至。則知不レ能レ類也。知之曰レ知レ之。不レ知曰レ不レ知。內

在り盗跖の如き大盗下に横行する如き衰世にても、かゝる人を汚し辱むること能はず 〔三五〕 孔子の弟子冉雍の字 〔三六〕 世の四等の人品をあぐ 〔三七〕 俗人は儒者に對していふ、儒ならざるもの也 〔三八〕 正儒なり、俗儒に對していふ 〔三九〕 己が一家を富まし、一身を利するを以て高き行となす 〔四〇〕 大衣薄帶なり、大なる衣服を着け、薄き帶を結び 〔四一〕 其冠を高々とかぶる、解果は蠏蜾に通ず又蠏螺、高地なり、依て高き義に用ゐたり 〔四二〕 その外貌はいかにも美なり、其道は先王の遺法にのつとりならへども、大體を知らず、故に世を亂すに足るなり 〔四三〕 學術はあやまりたがひて徒に雜駁に陷る 〔四四〕 後世即ち當時の王の政治に法りて制度を一定にして治むべきを知らず 〔四五〕 詩書の正しき政教を治むるを知らず 〔四六〕 世の俗人とかはらず 〔四七〕 にくみて嫌ふことを知らず 〔四八〕 然り而して儒者と墨者とは如何に異なるかといふ別を立つることを知らず 〔四九〕 先王の名を口にして以て世の愚者を欺き、以て己が生活の資を求む 〔五〇〕 積みたくはふるほどの糧米の類を得て纔にその口を過すに足れば、揚々として自得の色あり 〔五一〕 君の世子に 〔五二〕 その世子の左右に親近せらるゝ氣に入りのものに事ふ 〔五三〕 その食客中の上客と交る、擧は與に通ず、交るなり 〔五四〕 安然として一生捕虜として飼殺しのやうになりて、敢然の大志なし 〔五五〕 その言と行とに於ては已に大體の法則にかなへるものあり 〔五六〕 然るにその見る所の明 〔五七〕 法令敎化也 〔五八〕 濟に通ず、すくふ 〔五九〕 その智の未だ知らざる所あるには、比類を取りて之を類推して通ずること能はず 〔六〇〕 知れる事は知れりといひ、知らざる事は知らずといふ 〔六一〕 內自己に對しては自ら以て我心を誣ひ欺くことなく 〔六二〕 外他に對しては自ら以て他人を欺かず 〔六三〕 禮法を指す 〔六四〕 自ら怠らず他に傲らず 〔六五〕 淺は狹博は廣なり、狹き處に居りて廣き世の道を持ちつなぎ 〔六六〕 今の道を以て古先王の道を持ちつなぐ、後王の道を以て先王の道を持ちつなぐなり 〔六七〕 假初にも仁義の道に類し則るやうにす 〔六八〕 善類は鳥獸の如き間に在りても猶直に辨別するを得、況んや人の仁義を行ふものと行はざるものとに於てをや 〔六九〕 珍奇の物や怪異變事の類

不ニ自以誣一。外不ニ自以欺一。以レ是尊レ賢畏レ法。而不ニ敢怠傲一。是雅儒者也。法ニ先王一。統ニ禮義一。一ニ制度一。以レ淺持レ博。以古持レ今。以レ一持レ萬。苟仁義之類也。雖レ在ニ鳥獸之中一。若レ別ニ白黑一。倚物怪變。所レ未ニ嘗聞一也。所レ未ニ嘗見一也。卒然起ニ一方一。則擧ニ統類一而應レ之。無レ所ニ儗怍一。張法而度レ之。則晻然若レ合ニ符節一。是大儒者也。故人主用ニ俗人一。則萬乘之國亡。用ニ俗儒一。則萬乘之國存。用ニ雅儒一。則千乘之國安。用ニ大儒一。則百里之地久。而後三年。天下爲レ一。諸侯爲レ臣。用ニ萬乘之國一。則擧錯而定。一朝而伯。

は皆未だ吾曾て耳にも聞かず目にも見ざりし所の物事なり (七〇) 然るに、俄に一方に現れ起れば、人は卽座には之を如何にすべきかを知らざるものなるが、大儒といふ者は、事物の紀綱を能く知るが故に、ことごとく擧げて之に應ず (七一) 疑滯に同じ (七二) 旣に些しも疑滯する所なし、故に其法を開張して以て之をはかれば (七三) 暗然に同じ、期せずして暗合するさま (七四) 割符のぴつたりと相合するが如し、符節は全竹を以て之を作り、二つに割きて契約者双方其一を執り、後日之を合して以て證とするなり (七五) 俗人は學問なく、正義なく、富利を貪ふ故に萬乘の國も亡ぶるに至る、萬乘の國は前に解せり (七六) 僅に存す、たゞ亡びずといふに止る (七七) 萬乘の國の大國を指すに對して中國を指す (七八) 小國を指す、前に解せり、小國は他の強大の國の中に介在すれば、患難多く、誠に存立を保ち難きも、大儒を用ゐて始めて以て長久なるべし (七九) 長久の業旣に成り、又二三年德化を修めば、則ち天下を一統し、諸侯をして臣服せしむるを得べし、蓋し殷の湯王、周の文王の如き皆是なり (八〇) 若し夫れ萬乘の大國に用ゐらるれば、手を擧げ足を措く程の間に、忽に諸侯の霸となるべし

不レ聞不レ若レ聞レ之。聞レ之不レ若レ見レ之。見レ之不レ若レ知レ之。知レ之

(一)聞かざるは之を聞くに若かず、(二)之を聞くは之を見るに若かず。(三)之を見るは之を知るに若かず。之を知るは、之を行ふに若かず。(四)學は之を行ふに至りて止むなり。(五)之

不レ若レ行レ之。學至ニ於行一レ之而止矣。行レ之明也。明之謂ニ聖人一。聖人也者。本ニ仁義一。當ニ是非一。齊ニ言行一。不レ失ニ毫釐一。無ニ他道一焉。已ニ乎行一之矣。故聞レ之而不レ見。雖レ博必謬。見レ之而不レ知。雖レ識必妄。知之而不レ行。雖レ敦必困。不レ聞不レ見。則雖レ當非レ仁也。其道百擧而百陷也。故人無レ師無レ法而

を行へば明なり。明なる之を聖人と謂ふ。聖人は仁義に本き、是非を當し、言行を齊しくし、毫釐を失はざるは、他道無し、之を行ふに已む。故に之を聞きて見ざれば、博しと雖も必ず謬る。之を見て知らざれば、識ると雖も必ず妄なり。之を知りて行はざれば、敦むと雖も必ず困む。聞かず見ざれば、則ち當ると雖も、仁に非るなり。其道百擧して百陷するなり。故に人師無く法無くして知なれば、則ち必ず盜を爲し、勇なれば則ち必ず賊を爲し、能なれば則ち必ず亂を爲し、察なれば則ち必ず怪を爲し、辯なれば則ち必ず誕を爲す。人師有り法有りて知なれば、則ち速に通じ、勇なれば則ち速に威に、能なれば則ち速に成り、察なれば則ち速に盡し、辯なれば則ち速に論ず。故に師法有る者は人の大寶なり。師法無き者は人の大殃なり。人師法無ければ則ち性を隆くす。師法有れば則ち積を隆くす。師法は積に得る所にして性に受くる所に非ず、以て獨立して治むるに足らず。性は吾が爲すこと能はざる所なり。然り而して化すべきなり。積は吾が有する所に非るなり。然り而し

知。則必爲レ盜。勇則必爲レ賊。能則必爲レ亂。察則必爲レ怪。辯則必爲レ誕。人有レ師有レ法而知。則速通。勇則速威。能則速成。察則速盡。辯則速論。故有二師法一者。人之大寶也。無二師法一者。人之大殃也。人無二師法一則隆レ性矣。有二師法一則隆レ積矣。而師法者。所レ得二乎積一。非レ所レ受二乎性一。不レ足二

て爲すべきなり。(三二)注錯(三三)習俗は性を化する所以なり。(三四)一を幷せて貳せざるは積を成す所以なり。(三五)習俗志を移し、安久質を移す、(三六)一を幷せて貳せざれば、則ち神明に通じ天地に參す。(三七)故に土を積む之を山と謂ひ、(三八)水を積む之を海と謂ひ、(三九)旦暮積む之を歲と謂ひ、(四〇)至高之を天と謂ひ、(四一)至下之を地と謂ひ、(四二)宇中六指之を極と謂ひ、(四三)塗の人百姓善を積みて全盡する之を聖人と謂ふ。(四四)彼之を求めて後得、(四五)之を爲して後成り、(四六)之を積みて後高く、(四七)之を盡して後聖なり。後に聖人は人の積む所なり、(四八)人は耨耕(四九)を積みて農夫と爲り、斲削(五〇)を積みて工匠と爲り、販貨(五一)を積みて商賈と爲り、禮義を積みて君子と爲る。(五二)工匠の子は事を繼がざるなし、都國(五三)の民は其服に安習す。(五四)楚に居りて楚に、越に居りて越に、夏(五五)に居りて夏なり、是れ天性に非るなり。積靡(五六)然らしむるなり、故に人注錯を謹み習俗を愼むことを知り、大に積靡(五七)すれば、則ち君子と爲る。(五八)情性を縱にして問學に足らざれば、則ち小人と爲る。君子と爲れば則ち常に安榮なり、小人と爲れば、則ち常に危辱なり。凡

以獨立而治。性也者。吾所不能爲也。然而可化也。積也者。非吾所有也。然而可爲乎。注錯習俗所以化性也。幷一而不貳。所以成積也。習俗移志。安久移質。幷一而不貳。則通於神明。參於天地矣。故積土謂之山。積水謂之海。旦暮積謂之歲。至高謂之天。至下謂之

そ人安榮を欲して危辱を惡まざること莫し。故に唯(五九)君子は能く其の好む所を得ることを爲し、(六〇)小人は則ち日に其の惡む所を徼む。詩に曰く(六一)、維れ(六二)此良人をば、求めず迪めず。(六三)維れ彼忍心をば、是れ顧み是れ復す。民の貪亂なる(六四)、寧じて荼毒を爲すと。此の謂なり。人を論ぜん。(六五)志は曲私(六六)を免れずして、人の己を以て公(六七)と爲さんことを冀ふ、行は汙漫(六八)を免れずして、人の己を以て脩(六九)と爲さんことを冀ふ。其愚陋溝瞀(七〇)にして、人の己を以て知(七一)と爲さんことを冀ふ、是れ衆人なり。(七二)
(七三)志は私を忍びて然る後能く公に、(七四)行は情性を忍びて然る後能く脩に、知にして問ふことを好みて然る後に能く才あり、公脩にして才なるは、(七五)小儒と謂ふべし。(七六)志は公に安じ、行は脩に安じ、(七七)知は統類に通ず。(七八)是の如くなれば則ち大儒と謂ふべし。大儒(七九)は天子の三公なり。小儒は諸侯の大夫士なり。(八〇)衆人は工農商賈なり。
禮(八一)は人主の羣臣の寸尺尋丈檢式と爲す所以なり。人倫盡く。(八二)

㊀ 未だ聞かず知らずにあるを　㊁ 之を聞きて知るは之を實地に見て知るに若かず　㊂ 之を目にのみ見て知る

地。宇中六指謂二之極一。塗之人百姓。積レ善而全盡。謂二之聖人一。彼求レ之而後得。爲レ之而後成。積レ之而後高。盡レ之而後聖。故聖人也者。人之所レ積也。人積二耨耕一而爲二農夫一。積二斲削一而爲二工匠一。積二反貨一而爲二商賈一。積二禮義一而爲二君子一。工匠之子。莫レ不レ繼レ事。而都國之民。安二習其服一。居レ

は、眞にそのものを知り窮めたるに若かず （四）學問は聞き、見、知るによりて深きを致すものなれど、之を實に躬行するに至りて始めて止まるものなり （五）かくせば事々物々によく通明するものなり （六）是々非々ぴつたりと合し當りではなれぬなり （七）一毫一釐の微もまちがはず （八）他の方法 （九）たゞその學ぶ所を行ふにあるのみなり （一〇）聞くこと博しと雖も必ずあやまりあり （一一）能く記憶し識り分くとも、必ずその主意に暗し （一二）苟も實地に躬行せざれば、知る所多く厚く、修めたりと雖も、必ず困み躓く （一三）聞くこともせず、見ることもせず偶々當ることありとも、仁人君子の通則なるものにあらず （一四）偶々當るやうの道は百たび擧げ行ひても百たび陷りて一も見ること能はじ、必ずや失敗に終るべきなり道は上にいへる當ると雖もを承けて、百いまる如き道をいふ （一五）人若し師に就いて學ぶことなく、又法度を守ることなくして、智慧あるのみなれば、則ち必ず盜を爲す （一六）男氣あるのみなれば、勇氣に任せ則ち必ず他人を賊ひ害することを爲す （一七）才能のみあるなれば、則ち才能に任せて亂階を爲し （一八）明察のみあれば、則ち明察に任せて詭怪に陷り （一九）辯力のみありては則ち必ず妄誕の言を爲す （二〇）之に反し師有り、法を守りて智慧充分なれば則ち速に通明となり （二一）威を示して他を恐れしむるに充分となり （二二）明察なれば則ち能く速に物の理を窮めつくし （二三）辯力あれば則ち速に論斷す （二四）大なるわざはひ （二五）性を厚くす、即ち其本性の欲する所を恣にすること （二六）積習を厚くして化していよ／＼善を爲すをいふ （二七）師法といふ者は我身外の積習より得るものにして、決して我身内の天性より受くるものにあらず （二八）されば天性といふものは獨立して治むるに足らじ、必ずや善き積習によりて美化するあるのみ （二九）天性といふものは、吾身の力にて能くをさめつくること能はず （三〇）されど他のものによりて化することを得べきなり （三一）積習といふものは、吾身が生れながらにして有するものに非ず （三二）されど學問等によりてをさめつくることを得べきなり （三三）猶措置といふが如し、坐作進退のこと （三四）一は師法を指す、或は異端を指す放僻邪侈

楚而楚。居ㇾ越
而越。居ㇾ夏而
夏。是非二天性一
也。積靡使ㇾ然
也。故人知下謹二
注錯一愼中習俗上。
大積靡。則爲二
君子一矣。縱二情
性一而不ㇾ足二問
學一。則爲二小人一
矣。爲二君子一。則
常安榮矣。爲二
小人一。則常危
辱矣。凡人莫ㇾ
不下欲二安榮一而
惡中危辱上。故唯
君子爲三能得二
其所一ㇾ好。小人
則日徼二其所一ㇾ
惡。詩曰維此

の類なり、師と法とを一に併せて邪道に陷らざるやうにするは、善き積習を成す方法なり 〔三五〕 習以て俗となれば則ち其志を移し、之に安ずること久しければ則ち本質を移すに至る、志は性の作用を謂ひ、質は性の本體を指す 〔三六〕 師と法とを合一せしめて二とせぬやうに守れば、その德は神と同じく、その大なること天と地とにまじはり三才に配するものといふべし 〔三七〕 土の高く積めるは山と謂ひ 〔三八〕 水の深く廣く積めるは海と謂ひ 〔三九〕 朝と夕と積み重なれるは歲と謂ひ 〔四〇〕 至て高きを天と謂ひ 〔四一〕 至て低きを地と謂ひ 〔四二〕 宇宙の間天地四方を極と謂ひ 〔四三〕 道塗の常なみの人にして善を積み〳〵して完全に至りつくせるを聖人とは謂ふなり 〔四四〕 彼の聖人は怠らず善を求めてやがて始めて得 〔四五〕 又怠らず善を爲してやがて始めて成就し 〔四六〕 怠らず善を積み〳〵して後德高くなり 〔四七〕 怠らず善を盡し〳〵してやがて聖人となれるなり 〔四八〕 塗の人、常人なり 〔四九〕 草ぎりたがへすこと 〔五〇〕 材木をたちきりけづること 〔五一〕 販貨なり、商品なり 〔五二〕 工匠たるものゝ子は父祖の業とする所の事を繼がざるものなし 〔五三〕 都會の民はその土地土地の職事に安じ習ふものなり 〔五四〕 楚の國の人は楚に居るによりて楚國に安じ習れ 〔五五〕 中夏なり、夏は大なる義支那人自ら誇りて謂ふ、中夏に居れば中夏に安じ慣れてしまふなり 〔五六〕 靡は順なり、その積習に自然に慣れしたがふこと 〔五七〕 善き習慣を積み切磨を加ふること、靡は磨なり、切磋するなり 〔五八〕 己が情性の往くまゝにして學問して道を求むること足らざれば 〔五九〕 故にたゞ君子は能くその好む所の安かに榮ゆることを得んとし 〔六〇〕 小人は日に〳〵その惡む所の危く辱めらるゝことを我からもとめ招くものなり 〔六一〕 大雅桑柔の篇 〔六二〕 周の厲王は無道の君なれば、かゝる忠良なる人をば、求むることもせじ又進め用ゐることもせじ 〔六三〕 彼の如き殘忍なる心を有せる惡人をば、反てかへりみ思ひて、またこれを復す 〔六四〕 故に民は上に倣ひて貪慾になり亂暴になり、平然として毒害となるやうの不良の行を爲すこと、荼は毒草なり 〔六五〕 人品の善惡等を論ぜん 〔六六〕 邪曲にして私慾あること 〔六七〕 公平 〔六八〕 汚穢にして放漫なるこ

良人。弗ㇾ求弗ㇾ迪。維彼忍心。是顧是復。民之貪亂。寧爲ニ荼毒ー。此之謂也。人論。志不ㇾ免ニ於曲私ー。而冀ニ人之以ㇾ己爲ㇾ公也。行不ㇾ免ニ於汙漫ー。而冀ニ人之以ㇾ己爲ㇾ脩也。其愚陋溝瞀。而冀ニ人之以ㇾ己爲ㇾ知也。是衆人也。志忍ㇾ私然後能公。行忍ニ情性ー然後能脩。知而好ㇾ問。然後能才。公脩而才。可ㇾ謂ニ小儒ー矣。志安ㇾ公。行安ㇾ脩。知通ニ統類ー。如ㇾ是。則可ㇾ謂ニ大儒ー矣。大儒者。天子三公也。小儒者諸侯大夫士也。衆人者工農商賈也。禮者。人主之所ニ以爲ニ羣臣寸尺尋丈檢式ー也。人倫盡矣。

とけがれてみだらなり　六九 潔なり、いさぎよし　七〇 愚にして無知なること　七一 智なり　七二 衆庶なり、尋常一様の小人　七三 志は曲私を忍びて爲さず、然る後能く公平となる　七四 行は悪しき情性を矯めて正しくし然る後能く修潔となる　七五 志は公平に行は修潔にして加ふるに才藝あるは皆その及ばざるを矯めしに過ぎざれば小儒といふべし　七六 志は公平を旨として之に安じて動かず　七七 行は修潔を主として之に安じて動かず　七八 智は事物の紀綱に通達せり　七九 大儒は王者の佐たる三公たるに足る、三公は太師、太傅、太保を謂ふ　八〇 大夫と士とは諸侯の家老たる卿の下の身分なり、各上中下の三階級に分る　八一 禮は人君たるものが羣臣達の人品の如何を測定する物差なり、法度となす所のものなり、寸、尺、八尺、丈は尺度の單位の名、檢式は法度なり、法則なり　八二 倫は論に通じ、人品を論ずることこれに盡きたりと也

君子言有ニ壇宇ー。行有ニ防表ー。道有ニ一隆ー。言ニ政治之求ー。不ㇾ下ニ於安存ー。言ニ

君子は言に(一)壇宇有り、行に(二)防表有り、道に(三)一隆有り、(四)政治の求を言へば、安存に下らず、(五)志意の求を言へば、士に下らず、(六)道徳の求を言へば後王に二はず、(七)道三代に過ぐるを蕩と謂ふ。(八)法後王に二ふ、之を不雅と謂ふ。(九)之を高くし、之を

志意之求。不レ下二於士一。言二道德之求一。不レ二二後王一。道過二三代一。謂二之蕩一。法二二後王一。謂二之不レ雅。高レ之。下レ之。小レ之巨レ之。不レ外レ是矣。是君子之所三以騁二志意於壇宇宮庭一也。故諸侯問レ政。不レ及二安存一則不レ告也。匹夫問レ學。不レ及レ爲レ士。則不レ敎也。百家之說。不レ及二後王一則不レ聽也。夫是之謂下君子言有二壇宇一。行有中防表上。

下くし、之を小にし之を巨にする、是に外ならず。(一〇)是れ君子の志意を壇宇宮庭に騁する所以なり。故に諸侯政を問ふも、安存に及ばざれば則ち告げざるなり。匹夫學を問ふも、(一一)士たるに及ばざれば、則ち敎へざるなり。(一二)百家の說、後王に及ばざれば、則ち聽かざるなり。夫れ是を之れ、君子は言に壇宇有り、行に防表有りと謂ふ。

(一) 言說するに一定の法あり、法に非れば言說せず、壇は土を積み重ねて築けるもの、宇は屋のきなり、壇宇は或一定の範圍をいふ (二) 行動するに一定の標準あり、標準を越えては行動せず、防は堤、表は標なり (三) 守る所の道に於ては專一にしてたつとび旨とする所あり (四) 人ありて政治のことを以て來りて求むるものあれば君子は國家を安じ存するより以上の事を以て之に語るなり (五) 人ありて其志意を修むることを以て來り求むるものあれば士たる以上の事を以て之に語るなり (六) 人ありて道德敎化のことを以て來りて求むるものあれば現代の王の施行する所に違ひて遠き太古の事を以て語らざるなり、二はたがふなり (七) 道德をいふも、夏殷周の三代以前のことをいふは茫漠として信を措き難き所なり、之を浩蕩といふ (八) 政治も現王の施行する所に違ひて遠き古の事をいふは之を不正といふ、いづれも取らず (九) その行或は高く或は卑く或は小く或は大に多少の差ありと雖も畢竟此壇宇防表の標準、範圍を出でず (一〇) 是れ君子の一定の標準範圍內にその志意を馳せて論說する所以なり、宮は室、家なり、庭は門塀の內、宮廷は猶壇宇といふが如し (一一) 士たるの道 (一二) 諸子百家の雜多の學說も現代の王の事に言及せざれば君子は聽かざるなり

請ニ問爲一レ政。曰。賢能不レ待レ次而擧。罷不能不レ待レ須而廢。元惡不レ待レ敎而誅。中庸民不レ待レ政而化。分未レ定也。則有ニ昭繆一也。雖ニ王公士大夫之子孫也一。不レ能レ屬ニ於禮義一。則歸ニ之庶人一。雖ニ庶人之子孫一。積ニ文學一。正ニ

卷第五

王制篇第九

(一)政を爲すを請問ふ。曰く、(二)賢能は次を待たずして擧げ、(三)罷不能は須を待たずして廢し、(四)元惡は敎を待たずして誅し、(五)中庸の民は政を待たずして化す。(六)分未だ定らざれば、則ち昭繆有るなり。王公士大夫の子孫なりと雖も、(七)禮義に屬む能はざれば、(八)則ち之を庶人に歸す。庶人の子孫なりと雖も、(九)文學を積み身行を正しうし、能く禮義に屬めば、則ち之を(一〇)卿相士大夫に歸す。故に(一一)姦言、姦說、姦事、姦能、(一二)遁逃、反側の民は(一三)職して之を敎へ、(一四)須して之を待つ。(一五)之を勉むるに慶賞を以てし、之を懲すに刑罰を以てし、職に安ずれば則ち(一六)畜ひ、職に安ぜざれば則ち(一七)弃つ。(一八)五疾上收して之を養ひ、(一九)材して之を事ふ。(二〇)官施して之を衣食し、(二一)兼覆して遺すこと無し。(二二)才行時に反する者は、死して赦すこと無し。夫れ是を之れ(二三)天德と謂

身行。能屬二於禮義一。則歸二之卿相士大夫一。故姦言。姦說。姦事。姦能。遁逃反側之民。職而敎レ之。須而待レ之。勉レ之以二慶賞一。懲レ之以二刑罰一。安レ職則畜。不レ安レ職則弃。五疾上收而養レ之。材而事レ之。官施而衣二食之一。兼覆無レ遺。才行反レ時者死無レ赦。夫是之謂二天德一。王者之政也。

ふ。王者の政なり。

(一) 政を爲す法を承りたし (二) 予荀子答へて曰く、賢者能者は官職の次第順序の如何を問はずして之を擧げ用ゐる、例へば傅說を版築より起して相と爲せる類 (三) つかれ病める如きやくざの者や不能の者は須臾の間をも待たずして廢す (四) 大惡人は警戒を待たずして處刑すべし (五) 中等の人民は政法の成るを待たずして敎化すべし、蓋し中等の人民に與は善を爲し易く敎ふれば則ち化す (六) 繆は穆に通ず、廟位に父を昭とし子を穆とす、太祖以下の二世、四世、六世等偶數に當るものを昭とし三世、五世、七世等の奇數に當るものを穆とす、政に爲すに當りて分未だ定らざる時に當りては、則ち之が分別を爲し、賢者は上に居らしめ不肖者は下に居らしむること昭穆の分別あるが如くなるべし、但し此一句先儒已に疑ひて錯簡なりとなせり、今楊倞の古注に從ひて解す (七) 禮義に勵み勸む (八) 降して庶人の列に就かしむ (九) 學問を積み修む (一〇) 天子諸侯の家老なり、宰相なり、或は大夫士にも就かしむ (一一) 姦惡なる言を立て姦惡なる說を述べ、姦惡なる事を行ひ姦惡なる才能あり (一二) 或は定住することなくしてこゝよりかしこへ逃げて一所に安ぜざる民 (一三) 各々それ〴〵の應じたる職業を與へて之を敎へ導き (一四) 須假して寬大になし假すに時日を以てしてその善に還るを待つ (一五) かゝる民をつとめ勵すに賞賜を以てし (一六) 養ひ收む (一七) 僻遠の地に追ひすつ (一八) おし、つんぼ、ちんば、手なし、足なし、一寸法師の類は憫むべき不具者なれば上に收容して手當を加へ (一九) その材藝によりて之を用ゐる (二〇) 之が爲に相當の所職を設けて之が特技によりて之に當らしめよりて自ら衣食せしむ (二一) 彼此を一樣にあはれみめぐみて漏るゝことなからしむ (二二) されど才藝行爲時のおきてに反するものあれば、容赦なく刑に處し殺戮して敢てゆるさず (二三) 天の地上の萬物をおほひめぐみて愛せざるなきが如き德

聽政之大分。以善至者。待之以禮。以不善至者。待之以刑。兩者分別。則賢不肖不雜。是非不亂。賢不肖不雜。則英傑至。是非不亂。則國家治。若是名聲日聞。天下願。令行禁止。王者之事畢矣。

(一)政を聽くの大分をいはん。善を以て至る者は、之を待つに禮を以てし、不善を以て至る者は、之を待つに刑を以てす。(二)兩者分別すれば、則ち賢不肖雜らず、(三)是非亂れず。賢不肖雜らざれば、則ち英傑至り、是非亂れざれば、則ち國家治る。是の若くなれば名聲日に聞え、(四)天下願ふ。(五)令行はれ禁止み、(六)王者の事畢る。

(一)政治を執る方法の大體の分別を述べん　(二)此二つのものしかと區別してあやまらざれば則ち賢人と小人と朝廷の上に雜居して共に居ることなし　(三)是を是とし非を非として意見一途に出でて亂れず　(四)天下の民皆その下に民とならんことを願ふなり、即ち其朝に立ち其市場に商品を藏し其地に耕さんことを願ふの類なり　(五)政令一たび出づれば悉く守られ行はれ、制禁一たび出づれば互にぴたりと止みて敢て犯すものなし　(六)王者たるものの政事之に全く畢る之にて盡くるなり

凡聽。威嚴猛厲。而不好假道人。則下畏恐而不親。周閉而不竭。若

凡そ(一)聽くことをいはん、(二)威嚴猛厲にして人を(三)假道するを好まざれば、則ち下畏恐して親まず。(四)周閉して竭さず。是の若くなれば則ち大事は(五)弛むに殆く、(六)小事は遂つるに殆し。(七)和解調通にして人を假道するを好み、之を(八)凝止する所無ければ、則

是則大事殆ニ乎弛。小事殆ニ乎遂。和解調通。好ㇾ假ニ道人ー。而無ㇾ所ㇾ凝ニ止之ー。則姦言並至。嘗試之說鋒起。若ㇾ是則聽大事煩。是又傷ㇾ之也。故法而不ㇾ議。則法之所ㇾ不ㇾ至者必廢。職而不ㇾ通。則職之所ㇾ不ㇾ及者必隊。故法而議職而通。無ニ隱謀ー。無ニ遺善ー。而百事無ㇾ過。非ニ君子ー莫ㇾ能。故

ち姦言竝び至り、嘗試の說(九)鋒起す。(一〇)是の若くなれば、則ち聽大く事煩しく、(一一)是又之を傷くるなり。(一二)故に法して(一三)議せざれば、則ち法の至らざる所の者必ず廢す。(一四)職して通ぜざれば、則ち職の及ばざる所の者必ず隊つ。(一五)故に法して議し、職して通じ、隱(一六)謀無く遺善無くして百事過無きは、君子に非れば能くすること莫し。故に公平なる者は(一七)職の衡なり、中和なる者は(一八)聽の繩なり、(一九)其の法有る者は法を以て行ひ、(二〇)法無き者は類を以て擧ぐるは(二一)聽の盡なり。(二二)偏黨にして經無きは聽の辟なり。(二三)故に良法(二四)有りて亂るゝ者は之れ有り、君子有りて亂るゝ者は、古より今に及ぶまで未だ嘗て聞かざるなり。(二五)傳に曰く、治は(二六)君子に生じ、亂は小人に生ずと。此の謂なり。

㈠ 政治を聽く方法を述べん ㈡ 威を示しきびしくありて又猛くきつきをいふ ㈢ 寬大にして人民を導き敎ふ ㈣ その情をかくしつゝみて外にあらはしつくすことをせず ㈤ 一國の大事はゆるみ廢るに近し ㈥ 小事は墜ちくづるゝに近し、遂は墜に通ず ㈦ 寬かに物やはらかにして上下の間とゝのほり通ずるなり ㈧ いつもきまりてさゝへ止むることをせざる也凝は定なり ㈨ こゝろみに說きいふ說、嘗試はこゝろみなり、例へば商鞅の秦の孝王に說くに帝王覇の三道を以て之をこゝろみ從はざるによりて乃ち强國の道を以て之に說ける類 ㈩ はこさきの齊しく起る如くに一時に起る、又一說に蜂に通ず、蜂の巢より蜂の一時に出づる如く多きに喩ふと又通ず

公平者。職之衡也。中和者。聽之繩也。其有法者以法行。無法者以類擧。聽之盡也。偏黨而無經。聽之辟也。故有良法而亂者。有之矣。有君子而亂者。自古及今。未嘗聞也。傳曰。治生乎君子。亂生乎小人。此之謂也。

(一一) 聽斷すべき大小の事多くして、繁く面倒となる (一二) 政治をきずつく (一三) 法度ありと雖も講論すること能はざれば利害得失の如何を極め知ること能はざれば法度の未だ及ばざる所に遇ひ、結局廢棄するやうになりゆく (一四) 擧用して其職に當たらしむと雖も、其類推に通じ明らむること能はざれば、やがては職の未だ及ばざるもの出で來て結局失墜して得るなきに至る (一五) 法度ありて能く講論し置きて遺漏なきを期し、職務上に於ても能く其類推を通明して遺漏なきを期し置き (一六) かくして知らぬやうの事もなく、とりおとしのとし置くやうの善事もなく公平無私になす (一七) 政を聽きさばく上の權衡(はかり)ともいふべし、以て輕重を知る (一八) 中正にして和易 (一九) 墨繩なり、以て曲直を知る (二〇) 法度なきものは類推してそれによりて事が行ふ (二一) 聽斷の偏頗 (二二) 私ありてかたよりくみして常に一定の公平の法度を守らざるは (二三) 僻に通ず、不公平なり (二四) よしや良法ありとてもその國亂るゝことなきにはあらず、これ聽斷する君子なきに由る (二五) 古より言ひ傳ふる詞なり (二六) 國家よく治るは君子あるによりてなり、亂るゝは小人あるによりてなり

分均則不偏。勢齊則不一。衆齊則不使。有天有地。而上下有差。明王始立。而處國有制。夫兩貴之不能相

(一)分均しければ則ち偏からず、(二)勢齊しければ則ち一ならず、衆齊しければ則ち使はれず。(三)天有り地有り、上下差有り、明王始めて立ちて、國を處すること制有り。(四)夫れ兩貴の相事ふること能はざる、兩賤の相使ふこと能はざる、是れ天の(六)數なり。勢位齊しくして欲惡同じく、(七)(八)物澹ること能はざれば則ち必ず爭ふ。爭へば則ち亂る。亂るれば則ち窮す。(九)先王其の亂るゝを惡む。故に(一〇)禮義を制して以て

事。兩賤之不能相使。是天數也。勢位齊而欲惡同。物不能澹則必爭。爭則亂。亂則窮矣。先王惡其亂也。故制禮義以分之。使有貧富貴賤之等。足以相兼臨者。是養天下之本也。書曰。維齊非齊。此之謂也。

馬駭輿。則君子不安輿。庶人駭政。則君子不安位。馬

之を分ち、貧富貴賤の等(一一)有りて、以て相兼臨(一二)するに足らしむる者は、是れ天下(一三)を養ふの本なり。書(一四)に曰く、維れ齊しき(一五)は齊しきに非ずと。此れの謂なり。

(一) 分は分別なり、分均しとは貴相賤敵るの類なり、偏は偏なりあまねし、物にはすべて分別あるべきにその分別がひとしなみとなりて差別なくなれば、あまねく各の物を満足せしめ難し (二) 勢位もひとしくて其間に差等なければ則ち相制すべからず何事も一にまとまらず、多数のものはそれぞれ差等あるものなるにそれに差等なくすればそれぞれ不平不滿生じ勢使ふこと能はざるなり (三) この世に於ては天ありて覆ひ地ありて載せ、上下の差別あり (四) 制も差等なり、國を處理しをさめゆくに必ず貴賤上下といふ差等あり (五) 双方とも貴きものは互に匹敵する故兩立し難く一方が他の一方に事ふること能はず、又双方とも賤しきものはこれ亦同様に一方が他の一方を使ふこと能はず (六) 天の道なり、自然に定まれる道 (七) その欲する所とそのにくむ所 (八) 物はその充足せんことを欲して得ざれば必ずや爭ふに至る (九) 物きはまり竭くるなり (一〇) 禮義を制し定めてよりて以てこれを種々様々に分別をつく (一一) 等差なり (一二) 兼は并なりすべあはせてこれに臨みをさむること、即ち其富貴なるものが、貧賤なるものとすべあはせてこれにのぞみをさむるなり (一三) 天下の人民を養ふ根本 (一四) 書經呂刑篇 (一五) 物はすべて分別差等あるべきが常にてこれをひとしくせんとてもひとしくならず、ひとしくなれるやうにしもそれは一時的の事にて實はやがてひとしくならざるに至るものなれば差等有りて後始めて治を爲すべきをいへるものなり

(一)馬輿に駭けば則ち君子輿に安ぜず。(二)庶人政に駭けば則ち君子位に安ぜず。馬輿に駭けば則ち之を靜むるに若くは莫し。庶人政に駭けば則ち之を惠む(三)に若くは

駭レ輿則莫レ若レ靜レ之。庶人駭レ政。則莫レ若レ惠レ之。選ニ賢良一。擧ニ篤敬一。興ニ孝悌一。收ニ孤寡一。補ニ貧窮一。如レ是。則庶人安レ政矣。庶人安レ政。然後君子安レ位。傳曰。君者舟也。庶人者水也。水則載レ舟。水則覆レ舟。此之謂也。故君人者。欲レ安則莫レ若下平レ政愛上レ民矣。欲レ榮。則莫レ若下隆レ禮敬上レ士矣。欲レ立ニ功名一。

莫し。賢良を選み、篤敬を擧げ、(四)孝悌を興し、(五)孤寡を收め、(六)貧窮を補ふ。是の如くなれば則ち庶人政に安ず。庶人政に安じ、然る後君子位に安ず。(七)傳に曰く、君は舟なり、庶人は水なり。水は則ち舟を載せ、水は則ち舟を覆すと。此れの謂なり。故に人に君たる者は、(八)安を欲せば、則ち政を平にし民を愛するに若くは莫し。(九)榮を欲せば、則ち禮を隆び士を敬するに若くは莫し。功名を立てんと欲せば、則ち賢を尙び能を使ふに若くは莫し。是れ人に君たる者の(一〇)大節なり。三節の者當れば、(一一)則ち其餘は當らざること莫し。三節の者當らざれば、則ち其餘は(一二)曲當すと雖も、猶將に益なからんとす。孔子曰く、(一三)大節是なり小節是なるは上君なり。大節は是なるも小節は(一四)一は出で一は入るは中君なり。大節非なるは、小節是なりと雖も、吾其餘を觀る無しと。(一五)

(一) 車につけたる馬が何かにおどろきて急にかけ出すか躍り上るかすれば、その車に乘りたる君子は、車上に落付きて居られず (二) 人民が上の政治に不安の念を懷くやうのことがあれば君とか宰相とかいふものは其地位に安じて居られず (三) 恩惠を施す (四) 篤行にして禮を重ずるものを擧げ用ふ (五) 孝行悌順の道をさかんにす (六)

則莫レ若ニ尙レ賢使ヒ能矣。是君人者之大節也。三節者當。則其餘莫レ不レ當矣。三節者不レ當。則其餘雖ニ曲當一。猶將レ無レ益也。孔子曰。大節是也。小節是也。上君也。大節是也。小節一出焉一入焉中君也。大節非也。小節雖ニ是也一。吾無レ觀ニ其餘一矣。

幼くして父なきもの老いて夫なきものを上て収め養ふ (七) 古語なり (八) 太平を致して安樂ならんことを欲せば則ち政を公平にして民を大切にするに如くことなし (九) 榮譽を得んと欲せば禮義をたつとび士を敬ひ大切にするに如くはなし (一〇) 大に守るべき道 (一一) 能く得て之を失はざるものなり (一二) 委曲皆當るなり、つぶさによく當りて失はざるなり (一三) 大節もよく小節もよきは最上の立派なる君の事、節は上の節に同じ (一四) 一得一失なり、或所はよきも或所はよろしからぬなり (一五) 吾その餘のことは觀るに足らずと爲す、此の如きは下等の君といふべし

成侯嗣公。聚斂計數之君也。未レ及レ取レ民也。子產取レ民者也。未レ及ニ爲レ政者一也。管仲爲レ政者也。未レ及ニ脩レ禮者一也。故脩レ禮者王。爲レ政者彊。取レ

(一)成侯嗣公は(二)聚斂計數の君なり。(四)未だ民を取るに及ばざるなり。(五)子產は民を取る者なり。未だ政を爲す者に及ばざるなり。管仲は政を爲す者なり。未だ禮を脩むる者に及ばざるなり。故に(六)禮を脩むる者は王たり。(七)政を爲す者は彊く、(八)民を取る者は安く、聚斂する者は亡ぶ。故に王者は民を富まし、覇者は士を富まし、(九)僅に存するの國は大夫を富まし、亡國は(一〇)筐篋を富まし、(一一)府庫を實す。筐篋已に富み、府庫已に實ちて、百姓貧し。夫れ是を之れ(一二)上溢して下漏ると謂ふ。入りては以て

民者安。聚斂者亡。故王者富民。霸者富士。僅存之國富大夫。亡國富筐篋。實府庫。筐篋已富。府庫已實。而百姓貧。夫是之謂上溢而下漏。入不可以守。出不可以戰。則傾覆滅亡。可立而待也。故我聚之以亡。敵得之以彊。聚斂者召寇。肥敵亡國。危身之道也。故明君不蹈也。

守るべからず。出でては以て戰ふべからざれば、則ち傾覆(一三)滅亡立ちて待つべきなり。故に(一四)我之を聚めて以て亡び、敵之を得て以て彊し。聚斂(一五)なる者は寇を召す、敵を肥し、國を亡し、身を危くするの道なり。故に(一六)明君は蹈まざるなり。

(一) 皆衞君なり、史記に衞の聲公卒し、子成侯立ち成侯卒し子平侯立ち平侯卒し子嗣君立つとあり、嗣公は嗣君をいふなり、嗣君の事に就きては衞の嗣君税を重くして以て粟を取求めんと欲す、民安ぜずと呂氏春秋に見えたり (二) 租税を重く取り立つること (三) 數は術なり權謀術數をいふ (四) 未だ民心を得るに及ばざるなり (五) 鄭の人、相となり仁惠を施したるが猶世の母親の能く子を養ふも之を教ふる能はざるが如き及ばざる點あり (六) 禮義を修め教化を施す所は廣く王となる (七) 能く政を治むる所は強く、能く覇者となる (八) 民心を得る者は其國を失はず能くこれを保つを得 (九) 上にある民を取る者なり (一〇) 共にはこなり我國の竹のつゞらの類 (一一) 共にくら (一二) 上の方は富みてみちこぼるゝ程なれど下の方は貧しくて漏れやがて空虛となる卽ち上の方はこぼるゝ程なるも漏ちにして全體が空虛となる喩なり (一三) 其勢傾き國くつがへりて滅亡するを立ちながら待つべし忽なるをいふ (一四) 故に我は民より重税を取立てゝ多く聚めて亡び敵はこれを得て爲に其勢を強くするなり (一五) 聚斂といふことは我と求めて我に害をなす寇敵を招くやうのものにて却て敵に利を與へ肥すやうのものなり (一六) 賢明の君主はかゝる危き道に由らぬなり

王奪二之人一。覇奪二之與一。彊奪二之地一。奪二之人一者臣二諸侯一。奪二之與一者友二諸侯一。奪二之地一者敵二諸侯一。臣二諸侯一者王。友二諸侯一者覇。敵二諸侯一者危。

用レ彊者。人之城守。人之出戰。而我以レ力勝レ之也。則傷二人之民一必甚矣。傷二人之民一甚。則人之民。惡レ我必甚矣。人之民惡レ我甚。則日欲二與レ

王（一）は之が人を奪ひ、覇（二）は之が與を奪ひ、彊（三）は之が地を奪ふ。（四）之が人を奪ふ者は諸侯を臣とし、之が與を奪ふ者は諸侯を友とし、之が地を奪ふ者は諸侯を敵とす。諸侯を臣とする者は王たり。諸侯を友とする者は覇たり。諸侯を敵とする者は危し。

（一）王者はよく天下の人心を奪ひて我に收め　（二）覇者は天下の與國即ち仲間の國の民心を奪ひて我に依らしめ　（三）彊者は他の土地を奪ひて我を畏れしむ　（四）天下の人心を得る者は諸侯を臣とし、天下の與國を得る者は諸侯を友とし、天下の土地を奪ふ者は諸侯を敵とするに至る

彊を用ふる者は人の城守し、人の出戰する、而も我力を以て之に勝てば、則ち人の民を傷くること必ず甚し。人の民を傷くること甚しければ、則ち人の民我を惡むこと必ず甚し。人の民我を惡むこと甚しければ、則ち日に我と鬭はんと欲す。人の城守し、人の出戰する、而も我力を以て之に勝てば、則ち吾民を傷くること必ず甚し。吾民を傷くること甚しければ、則ち吾民の我を惡むこと必ず甚し。吾民の我を惡むこと甚しければ、則ち日に我爲に鬭ふことを欲せず。人の

我鬭。人之城守。人之出戰。而我以力勝之。則傷吾民。必甚矣。傷吾民甚。則吾民之惡我必甚矣。吾民之惡我甚。則日不欲爲我鬭。人之民日欲與我鬭。吾民日不欲爲我鬭。是彊者之所以反弱也。

民日に我と鬭はんと欲し、吾民日に我が爲に鬭はんことを欲せざるは、是れ彊者の反て弱き所以なり。

(一)強き兵力を用ひて他國に勝たんとする者は眞に此道を知る者に非ず、此の如き者は他國の人の城を守り又は他國の人の出でゝ戰はんとする時我兵力を以て之に勝つ時は其他國の人民を死傷せしむること必ずや甚しきものあらん

地來而民去。累多而功少。雖守者益。所以守者損。是以大者之所以反削也。諸侯莫不懷交接怨而不忘其敵。伺彊大之間。承彊大

(一)地來りて民去り、累多くして功少し。(二)守る者益すと雖も、守る所以の者は損す。是れ(三)大者の反て削らるゝ所以なり。(四)諸侯交接を懷つて怨みざる莫し。(五)其敵を忘れず、(六)彊大の間を伺うて、彊大の敝を(七)承くる、此れ彊大の殆き時なり。(八)彊大を知る者は彊を務めざるなり。(九)慮るに王命を以る、(一〇)其力を全うし、(一一)其德を凝む。力全ければ則ち諸侯弱くすること能はざるなり。德凝れば則ち諸侯削ること能はざるなり。(一二)天下王霸の主無ければ則ち常に勝つ。是れ彊道を知る者なり。

之敝一。(也知彊大之敝)此彊大之殆時也。知二彊大一者不レ務レ彊也。慮以二王命一全二其力一。凝二其德一。力全則諸侯不レ能レ弱也。德凝則諸侯不レ能レ削也。天下無二王霸主一。則常勝矣。是知二彊道一者也。

(一) 他國の土地を多く奪ひ來りて大を增せど民の心は反て我を去りて憂累は增し、反て功果少し (二) 守る所の土地は益すとも守るべき人民は反て減少す (三) 大國となるべきものが、反てなり得ずに削られて小國となる所以なり (四) 己が國を強大にせんとして既に力を以て勝つことをつとむ、故に諸侯皆我と交をやぶり我を怨みざるはなし。壞は壞に通ず (五) 我を敵としていつか報復せんとす (六) 強大なる我國の間隙の生ぜんことを窺ひ待つ心を常に忘れず (七) 疲弊なり (八) 眞に強大に致す道を知るものは兵力を養ひなどして強大にせんとは務めず (九) 常に計るところを用ゐこれに隨ひて敢て擅に他國を侵伐せず (一〇) 其力を傷けず之を全うし置きその位を定めて容易に輕擧妄動せず (一一) 天下に王者霸者たるものあれば別なれど然らざれば常に他に勝つべし、王霸の主の主字は衍なるべしとの說あり從ふべし

彼霸者不レ然。辟二田野一。實二倉廩一。便二備用一。案謹二募選一。閲二材伎之士一。然後漸二慶賞一以先レ之。嚴二刑罰一以糾レ之。存レ亡繼レ

彼の霸者は然らず。田野を辟き、(一)倉廩を實し、(二)備用を便にし、(三)案に募選を謹み、(四)材伎の士を閲し、(五)然る後慶賞を漸にして(六)以て之を先にし、刑罰を嚴にして以て之を糾し、亡を存し絶を繼ぎ、(七)弱を衞り暴を禁じ、(八)兼幷の心無ければ、(九)則ち諸侯之を親む。友敵の道を脩め、(一〇)敬を以て諸侯に接すれば、則ち諸侯之を說ぶなり。(一一)之を親む所以の者は、幷せざるを以てなり。(一二)之を幷すると見るれば、則ち諸侯之

絶。備レ弱禁レ暴。而無二兼幷之心一。則諸侯親レ之矣。脩二友敵之道一。以レ敬接二諸侯一。則諸侯說レ之矣。所二以親ヒ之者。以レ不レ幷也。幷レ之見。則諸侯疏レ之矣。所二以說ヒ之者。以二友敵一也。臣レ之見。則諸侯離矣。故明二其不幷之行一。信二其友敵之道一。天下無二王霸主一。則常勝矣。是知二霸道一者也。

を疏んず。之を說ぶ所以の者は、友敵するを以てなり。之を臣とすること見るれば、則ち諸侯離る。故に其の不幷の行を明にし、其の友敵の道を信にす。(一三)(一四)天下王霸の主無ければ、則ち常に勝つ。是れ霸道を知る者なり。

(一) 開墾する (二) 倉廩の中に財貨米穀の類を貯藏し置くなり (三) 軍國に必要なる武備の器械兵具の類を有事の際役立つ樣に便にし置くなり (四) 案は發語、こゝに官吏を募り選むことを嚴にし謹み (五) 材能あり伎藝ある士を擇び (六) その伎材に隨ひて賞賜するところを次第に進め大にす (七) 一國の亡べるものは之を存續せしめ絶えたるものは新に血統あるものをして之を繼承せしめ (八) 弱小の國は之を保護し強暴なるは之を禁遏し (九) 兼併に同じ (一〇) 朋友匹敵の交道、朋友と對等の交なり (一一) 悅ぶに同じ (一二) 他國を兼併せざるを以てなり (一三) 信實にす、疑はしめざるなり (一四) 前段と同じ、主字衍とする說從ふべし

閔王毀二於五國一。桓公劫二於魯莊一。無二他故一焉。非二其道一。而慮レ之以レ王也。

(一)閔王五國に毀られ、(二)桓公魯莊に劫されしは(三)他故無し。(四)其道に非ずして之を慮るに王を以てすればなり。(五)仁天下に眇し、義天下に眇し、威天下に眇す。仁天下に眇す、故に天下親まざる莫きなり。義天下に眇す、故に天下貴

彼王者不ㇾ然。仁眇二天下一。義眇二天下一。威眇二天下一。仁眇二天下一。故天下莫ㇾ不ㇾ親也。義眇二天下一。故天下莫ㇾ不ㇾ貴也。威眇二天下一。故天下莫二敢敵一也。以二不敵之威一。輔二服人之道一。故不ㇾ戰而勝。不ㇾ攻而得。甲兵不ㇾ勞。而天下服。是知二王道一者也。知二此三具一者。欲ㇾ王而王。欲ㇾ霸而霸。欲ㇾ彊而彊矣。

ばざる莫きなり。威天下に眇す、故に天下敢て敵する莫きなり。(六)不敵の威を以て(七)服人の道を輔く。故に戰はずして勝ち、攻めずして得、(八)甲兵勞せずして天下服す。是れ王道を知る者なり。(九)此三具を知る者は、王たらんと欲して王たり。霸たらんと欲して霸たり。彊たらんと欲して彊たり。

㊀ 齊の閔王の四十年、樂毅燕趙楚魏秦を以て齊を破る、閔王莒に出奔せるを指す、毀は破に同じ ㊁ 魯の莊公の臣曹沫其君莊公の齊の桓公の爲に破られて屢割地講和の已むなきに至るや、後莊公桓公と柯に會盟す、曹沫匕首を持し桓公を脅し、桓公をして魯の先に割ける地を還すべし、然らずば直に匕首を加ふるあるのみと桓公恐れて地を還せり ㊂ 他の理由 ㊃ 其道を行はずして王たらんと考へて王者の禮に眞似て之を過せるが爲なり ㊄ その仁は天下に及ぶものなきなり、卽ち天下皆その仁に懷くなり ㊅ 何人も敵すること能はざるほどの威光 ㊆ 萬人をして歸服せしむる道仁義の正道なり ㊇ 甲はよろひ、兵は兵器、甲兵は士卒をいふ ㊈ 此三具卽ち王者、霸者、彊者となる道を心得る者は王とならんとすれば王となるべく霸者とならんとすれば霸者となるべし強者とならんとすれば強者となるを得るなり

王者之人。飾動以二禮義一。聽

(一)王者の人、(二)飾動は禮義を以てし、(三)聽斷は類を以てし、(四)明は毫末を振げ、(五)擧措應

斷以ㇾ類。明振ニ毫末。擧措應變而不ㇾ窮。夫是之謂ㇾ有ㇾ原。是王者之人也。

王者之制。道不ㇾ過ニ三代。法不ㇾ貳ニ後王。道過ニ三代。謂ニ之蕩。法貳ニ後王。謂ニ之不雅。衣服有ㇾ制。宮室有ㇾ度。人徒有ㇾ數。喪祭械用皆有ニ等宜。聲則凡非ニ雅聲。者擧廢。色則凡非ニ舊文一者擧息。械用則

變して窮らず、夫れ是を之れ原(六)有りと謂ふ。是れ王者の人なり。

(一)王者の輔佐たる人　(二)その修飾擧動する所は必ず禮義を以てするなり、修飾とはその坐作に禮を加ふるをいふ　(三)政刑を聽斷するに當りては法ある所は法を以て之を行ひ法無き所は類を以て之を行ふ　(四)其の明なることをいへば毫末の細微なるものも必ず擧げ見誤らざるなり　(五)その一擧手一投足の進止は機に臨み變に應じて窮らざるなり　(六)本なり、政を爲すの本

(一)王者の制、(二)道は三代より過ぎず、(三)法は後王に貳はず。道三代に過ぐる、之を蕩と(四)謂ふ。法後王に貳ふ、之を(五)不雅と謂ふ。衣服制有り、(六)宮室度有り、(七)人徒數有り、(八)喪祭械用皆等宜有り、(九)聲は則ち凡そ(一〇)雅聲に非る者は(一一)擧廢し、(一二)色は則ち凡そ舊文に非る者は擧息め、械用は則ち凡そ(一三)舊器に非る者は擧毀つ。夫れ是れを之れ(一四)復古と謂ふ。是れ王者の制なり。

(一)王所の制度を說く　(二)王道を論ずるも夏殷周三代より過ぎず、その以前に及ばず遍ぐれば則ち久遠にして信を措き難し　(三)法制は後王卽ち當代の王を以て標準となし之に違ひそむかす　(四)浩蕩として又尋ぬべきなきなり　(五)不正なり、雅は正なり　(六)家屋なり　(七)士卒と胥徒人夫なり　(八)器用なり、器具なり、それ等のものは皆等級あるなり　(九)音樂　(一〇)正しき音樂　(一一)皆に同じ　(一二)色彩は則ち凡そ舊くより用ゐ來れる色卽ち五色以外のものは皆止め用ゐず　(一三)舊くより用ゐ來れる法式に合せる正しき器具　(一四)三代の古にかへす

凡非二舊器一者擧毀。夫是之謂二復古一。是王者之制矣。

王者之論。無二德不レ貴。無二能不レ官。無二功不レ賞。無二罪不レ罰。朝無二幸位一。民無二幸生一。尚レ賢使レ能。而等位不レ遺。折レ暴禁レ悍。而刑罰不レ過。百姓曉然。皆知下夫爲二善於家一。而取二賞於朝一也。爲二不善於幽一。而蒙中刑於顯上也。夫是之謂二定論一。是王者之論也。

(一)王者の論、(二)徳として貴ばざる無く、(三)能として官せざる無く、(四)功として賞せざる無く、罪として罰せざる無し。(五)朝に幸位無く、(六)民に幸生無く、賢を尙び能を使うて(七)等位遺さず。(八)暴を折き悍を禁じて刑罰過たず。百姓(九)曉然として、皆夫の善を家に爲して賞を朝に取り、不善を幽に爲して、刑を顯に蒙るを知るなり。夫れ是れを之れ定論(一〇)と謂ふ。是れ王者の論なり。

(一) 王者の賞罰を論ず (二) 德ある所は貴び重んぜらる (三) 材能ある所は用ゐて官を與へざるなし (四) 功績ある所は賞を授けざるなし (五) 朝廷の上には僥倖によりて官位を得んとするものなし (六) 人民は僥倖によりて生產を得んとするものなく (七) 各々その材能に應じてそれ〳〵等級の位に居らしめ、卽ち人と位と相當のやうにして遺漏なきやうにす (八) 兇暴なるものをくじき悍惡なるものを制してその刑罰輕重の度を失はず (九) げにもとさとる貌、人民たるものは善事を私の家にてなすも公の朝廷より賞賜を受け人の見ざる所に於て不善を爲すも刑罰を公衆の見る前にて受くることを曉り知るなり (一〇) 不易の論動かすべからざる論

王者之等賦。政事財萬物。所以養萬民也。田野什一。關市幾而不征。山林澤梁以時禁發而不稅。相地而衰政。理道之遠近而致貢。通流財物粟米。無有滯留。使相歸移也。四海之內若一家。故近者不隱其能。遠者不疾其勞。無幽間隱僻之國。莫不趨使而安樂之。

（一）王者の（法）賦を等しくし、（二）事を政し萬物を財すは萬民を養ふ所以なり。（三）田野は什が一、（四）關市は幾して征せず。（五）山林澤梁時を以て禁發して稅せず。（六）地を相て政を衰し、（七）道の遠近を理めて貢を致し、（八）財物粟米を通流して（九）滯留有ること無く、（一〇）相歸移せしむるなり。四海の内一家の若し。政に近き者は其能を隱さず、遠き者は其（一一）勞を疾まず、（一二）幽間隱僻の國と無く、趨使して之を安樂せざる莫し。夫れ是れを之れ（一三）人の師と謂ふ。是れ王者の法なり。

（一）王者の政法　（二）賦稅を等しくし、民のなすべき事を正しく定め、萬物をして各々其處を得て生成せしむ　（三）田地の稅としては其收穫の十分の一を課するを法とす　（四）關所や市場に於ては姦慝なるものを察し咎めはすれど稅金は取らず、幾は呵察なり　（五）山林澤梁に在りては時に非れば入つて木材鳥獸虫魚の類を穫るを禁じ、時に及べば之をひらきその禁を解きて自由に之を穫しむ、梁は石にて流を絕ちて魚を捕るもの　（六）土地の肥瘠を視て租稅に輕重の差を立つること、政は征、衰は差なり、等差をつくるなり　（七）道の遠近によりて條理を立てその貢納すべきものを異にせしむ　（八）有無相通じ遍く流布せしむ　（九）一所にのみとゞこほり多く留まらしむ　（一〇）歸は饋なり移轉なり、これより彼に送りうつす　（一一）之を勞としてつらがりいとはず　（一二）幽は深、間は隔なり、深く隔たれる國も遠くかたよれる國と雖も王者の爲に趨り赴き甘んじて、之が驅使に任じて政教に安樂せざるなし　（一三）人民たるものの師長

夫是之謂二人師一。是王者之法也。

北海則有二走馬吠犬一焉。然而中國得而畜二使之一。南海則有二羽翮齒革曾青丹干一焉。然而中國得而財レ之。東海則有二紫紶魚鹽一焉。然而中國得而衣二食之一。西海則有二皮革文旄一焉。然而中國得而用レ之。故澤人足二乎木一。山人足二乎魚一。農夫不二斲削一。不二陶冶一。而足二

(一)北海には則ち(二)走馬吠犬有り、然り而して中國得て之を(三)畜使す。南海には則ち(四)羽翮齒革曾青丹干有り。然り而して中國得て之を財とす。東海には則ち(五)(六)紫紶魚鹽有り。然り而して中國得て之を衣食す。西海には則ち(七)皮革文旄有り。然り而して中國得て之を用ふ。故に(八)澤人は木に足り、(九)山人は魚に足り、(一〇)農夫は斲削せず、陶冶せずして械用に足り、(一一)工賈は耕田せずして菽粟に足る。故に虎豹は猛たるも、然も君子は剝ぎて之を用ふ。故に(一二)天の覆ふ所地の載する所、其美を盡し其用を致さざる莫し。(一三)上は以て賢良を飾り、下は以て百姓を養ひて之を安樂す。夫れ是れを之れ(一四)大神と謂ふ。(一五)詩に曰く、(一六)天高山を作る。大王之を荒にす。彼作る、文王之を康んずと。此れの謂なり。

(一) 荒陬絶遠の地必ずしも海水を言はず、北の國はての意 (二) 馬及犬をいふ (三) やしなひ使ふ (四) 翮は大鳥の羽毛、齒は象牙、革は犀や野牛の屬の皮、曾青は銅の精にして以て顏料となすべく文化して黄金とすべきもの、

械用。工賈不ニ耕田。而足ニ菽粟。故虎豹爲レ猛矣。然君子剝而用レ之。故天之所レ覆。地之所レ載。莫レ不下盡ニ其美一致中其用上。上以飾ニ賢良。下以養ニ百姓。而安ニ樂之。夫是之謂ニ大神。詩曰。天作ニ高山。大王荒レ之。彼作矣。文王康レ之。此之謂也。

丹干は丹砂といふ說もあれど丹玕にてあかき琅玕なりとの說あり　（五）紫は紫に染むる草なれど轉じてその色にて染めたる布帛をいふ　（六）紂未だ詳ならず、或は絺の誤となす　（七）熊羆狐狸等の獸皮、染めて種々の模樣や彩色せる旄牛の尾なり　（八）海邊に住むものが不足なるべき木材にも足らぬといふことなし　（九）山中に住むものが不足なるべき魚貝に事かかず　（一〇）農夫も自ら木を切り削りて器具を作り、又は陶器を作り刃物を鍛冶せずとも器械や道具に事かかず　（一一）多くの工匠や商人の如きもの自ら田地を耕さずとも豆や他の穀類に事かゝず　（一二）天下地上にあるあらゆる萬物は皆其美をつくし彼より來りて人の用とならざるものなし　（一三）されば君子たるものは其等のものを用ひて上は以て賢良なる臣下の車服の飾となし、下は以て人民を養ひて衣食に事缺かしめず安樂ならしむ　（一四）天地と其德を合す、故に大神といふ、偉大なる神　（一五）周頌天作の篇文王の大德を頌せるもの　（一六）荒は大なり、康は安なり、天は岐山といふ高山を作り給ひ時に雲を興し雨を下して其地を養ひ給へり、文王の祖父たる大王は豳より遷りて此處に留まり德を修め周の國を創め大にせり、彼の大王國を創めて作られ文王又能く人民を安んじ給へり

以レ類行レ雜。以レ一行レ萬。始則終。終則始。若ニ環之無レ端也。舍レ是天下以衰矣。

（一）類を以て雜を行ひ、（二）一を以て萬を行ひ、（三）始れば則ち終り、終れば則ち始る。環（たまき）の端（はし）無きが若きなり。（四）是を舍（お）けば天下以て衰ふ。

（一）統類卽ち大綱たる道を以て天地間萬事萬物の雜多なる理法に應用して之を行ひ　（二）既にその一を得れば則ち萬物治むべし、これを民に就ていへば一人に行へば則ち萬人治むべく、皆其福樂を得るを謂ふ　（三）始は上の類と

一とを謂ふ、終は雜と萬とを謂ふ、此道を以て治を爲せば終始窮らず休息することなし、例へば萬事萬物日月の行と四時の代謝と倶に始終循環して休まざるが如し ㊃ 此道を捨てゝかへりみずば天下亂れ衰ふべし

天地者。生之始也。禮義者。治之始也。君子者。禮義之始也。爲之貫之。積重之致好之者。君子之始也。故天地生君子。君子理天地。君子者。天地之參也。萬物之摠也。民之父母也。無君子則天地不理。禮義無統。上無君師。下無父子。夫是之

(一)天地は生の始なり。禮義は治の始なり。(二)君子は禮義の始なり。(三)之を爲び之を貫ひ、(四)之を積重し之を致好する者は君子の始なり。故に天地君子を生み、君子天地を理む、(五)君子は天地の參なり、(六)萬物の摠なり。民の父母なり。君子無ければ則ち天地理らず。(七)禮義統無く、(八)上君師無く、下父子無し、夫れ是れを之れ至亂と謂ふ。(九)君臣父子兄弟夫婦、始れば則ち終り、終れば則ち始る。(一〇)天地と理を同じくし、萬世と久を同じくす。夫れ是を之れ大本と謂ふ。(一一)故に喪祭朝聘師旅、一ならしむるなり。(一二)貴賤殺生與奪、一ならしむるなり。(一三)(一四)君は君たり、臣は臣たり、父は父たり、子は子たり、兄は兄たり、弟は弟たり、一ならしむるなり。(一五)農は農たり、士は士たり、工は工たり、商は商たり、一たらしむるなり。

㊀ 天地はあらゆる生物の本なり、天地ありて始めて生物あるをいふ、始は本なり ㊁ 治道なり、政治 ㊂ 君子は禮義の本なり、君子ありて始めて禮義定まる ㊃ 君子となるには習學を以て本と爲す、學習し、學習したる

謂二至亂一。君臣父子兄弟夫婦。始則終。終則始。與二天地一同レ理。與二萬世一同レ久。夫是之謂二大本一。故喪祭朝聘師旅一也。貴賤殺生與奪。一也。君君。臣臣。父父。子子。兄兄。弟弟。一也。農農。士士。工工。商商。一也。

ものを積み重ねて多くし極めて之を好み惰まざるは君子たる本なり　(五)　理は治なり、をさむ　(六)　參は參興なり之に相あづかり共に化育を致す　(七)　摠はすべ治むるなり、統領たるなり　、萬物をすべ治め一つに兼ふなり　(八)　禮義に統一なく、みだるべし　(九)　至て亂れたる世　(一〇)　一世始れば則ち終り、終れば則ち始る、上下尊卑は人の大本なるも君子ありて然る後長久なるべし　(一一)　天地とその治ることを同じくし、萬世と其久しきを同じくす即ちいつも泰平にいつまでもつゞくことをいふ　(一二)　大本とて禮義の行はるゝ至治の道といふなり　(一三)　君子の禮義の治を明にせるなり、君子は禮義を制し人民を齊一ならしめ各其道に當りて放縱ならしめざるやうにす、故に人生の大禮たる喪禮、祭禮や朝覲の禮、聘問の禮、軍旅の禮等を制定し人民をして齊一ならしむ　(一四)　或は之を貴くし或は賤しくし或は殺し或は生かし或は之に與へ或は奪ひなどする法制を設けて民をして善に勸め惡に懲りしめ以て齊一ならしむ　(一五)　君たるものは君たる道を失はず、臣たるものは臣たる道を失はず、父も子も兄も弟も各その道を失はず盡すべきことを盡して以て恩義に背かぬやうにし齊一ならしむ

水火有レ氣而無レ生。草木有レ生而無レ知。禽獸有レ知而無レ義。人有レ氣有レ生有レ知。亦且有レ義。故最爲二

(一)水火(すゐくわ)は氣有つて生無く、草木は生有つて知無く、禽獸(きんじう)は知有つて義無し。人は氣有り生有り知有り亦且義有り、故に最も天下の貴(き)たるなり。力は牛に若(し)かず、走ることは馬に若(し)かず、牛馬用と爲るは何ぞや。曰く、(二)人は能く羣(ぐん)す。彼は羣すること能はざるなり。人何を以て能く羣する。曰く(三)分(ぶん)あればなり。分は何を以て能く行

天下貴也。力不若牛。走不若馬。而牛馬爲用。何也。曰。人能羣。彼不能羣也。人何以能羣。曰分。分何以能行。曰。以義。故義以分則和。和則一。一則多力。多力則彊。彊則勝物。故宮室可得而居也。故序四時。裁萬物。兼利天下。無他故焉。得之分義也。故人生不能無羣。羣

はるゝ。曰く義を以てなり。(五)故に義以て分てば則ち和す。(六)和すれば則ち一、一なれば則ち多力なり。多力なれば則ち彊し。(七)彊ければ則ち物に勝つ。故に宮室得て居るべきなり。(八)故に四時を序し、萬物を裁し、(九)天下を兼利するは他故無し。(一〇)之が分義を得ればなり。(一一)故に人生れて羣無きこと能はず、(一二)羣して分無ければ則ち爭ふ。爭へば則ち亂る。(一三)亂るれば則ち離る。離るれば則ち弱し、弱ければ則ち物に勝つこと能はず。故に宮室得て居るべからざるなり。

(一) 水火は氣有れども生命あつて長成することなく、草木には生命あつて長成することあれど知識なく、禽獸には知識はあれども禮義無し (二) 人類は能く羣集して共に事を成す (三) 分別なり君臣上下の分別、分別なければ則ち爭ふ、爭へば則ち羣することを能はず (四) 禮義を以て分別を立てたればなり (五) 故に禮義を以て君臣上下の分別を立つれば各々相干犯することなければ自然相和するなり (六) 和すれば則ち一體となる (七) 強ければ則ち禽獸も害すること能はず、安居し得らるゝ所以なり、物は禽獸をいふ (八) 四季の順序に從ひ萬物を養成す、裁は成なり (九) 天下の人をあはせ利する所以のものは他の理由あるに非ず (一〇) 君臣上下の分別と禮義と有るにより能く天下を治むるなり (一一) かゝれば人は生れたる以上羣集せずには居られず (一二) 羣集したる以上上下の分別無ければ則ち互に爭ふに至る (一三) 亂るれば則ち互に相離れて一致を缺く

而無レ分則爭。爭則亂。亂則離。離則弱。弱則不レ能レ勝レ物。故宮室不レ可二得而居一也。

不レ可二少頃舍一。禮義之謂也。能以事レ親謂二之孝一。能以事レ兄。謂二之悌一。能以事レ上。謂二之順一。能以使レ下。謂二之君一。君者善羣也。羣道當。則萬物皆得二其宜一。六畜皆得二其長一。羣生皆得二其命一。故養長時。則六畜育。殺生時。則草木殖。政令時。則百姓一。賢良服。

少頃(一)も舍つべからざるものは禮義の謂なり。(二)能く以て親に事ふる、之を孝と謂ふ。能く以て兄に事ふる、之を悌と謂ふ、能く以て上に事ふる、之を順と謂ふ。(三)能く以て下を使ふ、之を君と謂ふ。(四)君とは能く羣する者なり。(五)羣道當れば則ち萬物皆其宜しきを得、(六)六畜皆其長を得、(七)羣生皆其命を得。(八)故に養長時なれば、(九)則ち六畜育し、(一〇)殺生時なれば則ち草木殖し、(一一)政令時なれば則ち百姓一に賢良服す。聖王の制なり。(一二)草木榮華滋碩の時は、則ち斧斤山林に入らざるは、其生を夭せず、(一三)其長を絶たざるなり。黿(一四)鼉(一五)魚(一六)鼈(一七)鰍(一八)鱣(一九)孕別の時は、罔罟(二〇)毒藥(二一)澤に入らざるは、其生を夭せず、其長を絶たざるなり。春は耕し、夏は耘り、秋は收め、冬は藏め、四者時を失はず。故に五穀絶えずして百姓(二二)餘食有るなり。汙池(二三)淵沼川澤(二四)其時禁を謹む、故に魚鼈優多にして、百姓(二五)餘用有るなり。斬伐養長其時を失はず、故に山林童(二六)ならずして、百姓餘材有るなり。聖王の用なり。(二七)

聖王之制也。草木榮華滋碩之時。則斧斤不入山林。不夭其生。不絕其長也。黿鼉魚鼈鰌鱣孕別之時。罔罟毒藥不入澤。不夭其生。不絕其長也。春耕夏耘。秋收冬藏。四者不失時。故五穀不絕。而百姓有餘食也。汙池淵沼川澤。謹其時禁。故魚鼈優多。而百姓有餘用也。斬伐養長不失其時。故山林不童。而百姓有餘材也。聖王之用也。

(一) 寸時の間も之を捨て離るべからざるものは禮義なり (二) 禮義を以て子の能く親に事ふるはこれを孝行といふべし (三) 能く禮義を以て下民を使ふものを君といふ (四) 君とは能く人民をして羣集せしめ各自分別を守りて禮義を失はず、相一致せしむるものなり (五) 君が能く人民をして羣集せしめ、それらの人々が相一致して各其事に當るやうにせしむる事を得れば、萬物は皆その宜しきを得各その生を遂ぐべし (六) 馬牛羊雞犬豕 (七) 生長するを得べし (八) おはくの生民は其生命を安かに樂しむべし (九) 養育生長せしむるに時を得て失はざれば、卽ち幼き時孕める時子を生む時などに殺さざるをいふ (一〇) 殺すは斬伐をいふ、草木を斬伐するに時を得るとは、芽ぐみ草木の花開き發育生長する時に山林に入らず、草木の實熟し葉落ち發育生長の休止せる時に山林に入つて斬伐するをいふ (一一) 政令常ありて時の宜しきを得れば人民は相一致し賢良はかゝる君の爲に任使せらるゝなり (一二) 草木の芽ぐみ花開きいよ〳〵大きくなる時 (一三) 草木の生命を止めて早死せしめずその生長を絕ちきらず (一四) 黿の大なるもの (一五) 形とかげに似て黒き鱗甲あり、丈餘に及ぶものもありと、今いふ鰐の類なるべし (一六) すつぽん (一七) どぜう (一八) うなぎの類 (一九) 孕ははらむ、別は子の生育してその母と相別るる時をいふ (二〇) 罔は網に同じ、罟もあみ (二一) 魚を醉はし殺す毒物を沼澤へ投ぜしめざるなり (二二) 十分の食物 (二三) 汙は水の停りて流れざる處、水たまり (二四) 前にいへる孕める時、子の母と別るゝ小さき時に捕らしめずといふ禁令を嚴重にす、謹は嚴なり (二五) 十分に用ひるに足るなり (二六) 山に草木無くなるをいふ、草木の禿げて無くなるをいふ (二七) 財用なり

上察於天。下錯於地。塞備天地之間。加施萬物之上。微而明。短而長。狹而廣。神明博大。以至約。故曰。一與一。是爲人者。謂之聖人。

序官。宰爵。知賓客祭祀饗食犠牲之牢數。司徒。知百宗城郭立器之數。司馬知師旅甲兵乘白之數。脩憲命。審詩商。禁淫聲。以時順

(一)上は天に察し、下は地に錯し、(二)天地の間に塞備し、萬物の上に加施し、(三)微にして明に、短にして長く、狹くして廣く、(四)神明博大にして以て(五)至約なり。故に曰く、(六)一と一と、是をもて人と爲る者、之を聖人と謂ふ。

(一) 聖人の德たる、上は天の時卽ち寒暑風雨等を察し、之に順つて萬物を長養せしめ、下は地の理卽ち肥瘠高下等を互用して萬物を育成せしむ (二) 聖王の用たる天地の間にふさがり備り、萬物の上に加はり施して、天地萬物各其所を得しむるをいふ (三) 一見微に認め難きやうなれど其及ぶ所は明にして大なり (四) 至て明なること (五) 至て簡約なり、上に言へる微にして、短く、狹きをいふ (六) 其言動たる、何の時、何の處にありても禮義に純一なれば一貫したるもの是れ聖人なり、一とはその言や動を指す

序官、宰爵は賓客祭祀饗食犠牲の牢數を知る。司徒は百宗城郭立器の數を知る。司馬は師旅甲兵乘白の數を知る。憲命を脩め、詩商を審にし、淫聲を禁じ、時を以て順脩し、夷俗邪音をして敢て雅を亂さざらしむるは大師の事なり。堤梁を脩め、溝澮を通じ、水潦を行り、水藏を安んじ、時を以て決塞し、歳凶敗水旱すと雖も、民をして耘艾する所有らしむるは、司空の事なり、高下を相、肥墝を

脩。使夷俗邪音不敢亂雅。大師之事也。脩隄梁。通溝澮。行水潦。安水藏。以時決塞。歲雖凶敗水旱。使民有所耘艾。司空之事也。相高下。視肥墝。序五種。省農功。謹畜藏。以時順脩。使農夫樸力而寡能。治田之事也。脩火憲。養山林藪澤草木魚鼈百索。以時禁發。使國

視、五種を序し、農功を省、畜藏を謹み、時を以て順脩し、農夫をして樸力して寡能ならしむるは、治田の事なり。火憲を脩め、山林藪澤草木魚鼈百索を養ひ、時を以て禁發し、國家をして用ふるに足りて、財物屈きざらしむるは、虞師の事なり。州里に順うて、廛宅を定め、六畜を養ひ、樹藝を閒はし、敎化を勸め、孝悌を趨し、時を以て順脩し、百姓をして命に順ひ、安樂して鄕に處らしむるは鄕師の事なり。百工を論じ、時事を審にし、功苦を辨じ、完利を尙び、備用を便にし、雕琢に文采して、敢て專ら家に造らざらしむるは工師の事なり。陰陽を相し、祲兆を占し、龜を鑽し卦を陳し、禳擇五卜を主りて、其吉凶妖祥を知るは、傴巫跛擊の事なり。採淸を脩め、道路を易め、盜賊を謹み、質律を平にし時を以て順修し、賓旅をして安んじて貨財通ぜしむるは治市の事なり。急を折き悍を禁じ、淫を防ぎ邪を除き、之を戮するに五刑を以てし、暴悍をして以て變じ、姦邪をして作らざらしむるは司寇の事なり。政敎に本き法則を正し、兼聽し

家足レ用。而財物不レ屈。虞師之事也。順二州里一。定二廛宅一。養二六畜一。間二樹藝一。勸二教化一。趨二孝悌一。以レ時順脩。使二百姓順レ命。安樂處レ郷。郷師之事也。論二百工一。審二時事一。辨二功苦一。尚二完利一。便二備用一。使四雕琢文采。不三敢專造二於家一。工師之事也。相二陰陽一。占二祲兆一。鑽レ龜陳レ卦。主二攘擇五卜一。知二其吉凶妖

(七〇)て時に之を稽へ、(七一)其功勞を度り、其慶賞を論じ、時を以て順脩し、百吏をして免(七二)盡して衆庶をして偸(七三)せざらしむるは冢宰(七四)の事なり。禮樂を論じ、身行を正し、敎化を廣め、風俗を美にし、兼覆(七五)して之を調一するは辟公(七六)の事なり。道德を全うし隆高(七七)を致め、文理(七八)を綦め、天下(七九)を一にし、毫末(八〇)を振ひ、天下をして順比(八一)して從服せざること莫からしむるは天王(八二)の事なり。故に政事亂るゝは、則ち冢宰の罪なり。國家(八三)俗を失するは、則ち辟公の過なり。天下一ならず、諸侯倍反(八四)するは、則ち天王其人に非るなり。(八五)

(一) 王者の序官を説く、序官とは官爵を序する謂なり (二) 宰爵の官 (三) 饗宴 (四) いけにへ (五) 牛羊豕の多算 (六) 主なり、つかさどる (七) 百族なり、多くの氏族 (八) 兵役行はる、器用、弓矢劍戟等の具を指す (九) 周制に二千五百人を師となし、五百人を旅と爲す、師旅とは軍團、軍隊をいふ (一〇) よろひと武器、すべて武具を總括していふ (一一) 甲乘と軍馬なり、乘はくるま (一二) 憲命は憲令卽官の法令 (一三) 詩は四方の歌謠、詩經收むる所の如きもの、商は五帝の遺聲、商人の謳れるもの、詩商とは猶歌謠音樂と謂ふが如し (一四) 鄭衞の音の如きみだらなる音樂 (一五) その時を失はずして之に順ひ之を修め正す (一六) 蠻民 (一七) 樂官の長 (一八) 堤防陂梁の類を修繕し (一九) みぞの流をよくし、溝は廣さ深さ各四尺のもの、澮は廣さ二尋、深さ二仭のもの (二〇) たまり水を他へ流しやる (二一) 水藏は堤なり、ふせき、安とは適當に設け置くなり (二二) ひでりの時は之を決しひらき、水を田田に灌ぐ、潦ある時は之をふさぎ其時を失はぬやうにす (二三) 凶作 (二四) 洪水と旱天 (二五) 耕しく

祥一。傴巫跛擊。之事也。脩二採淸一。易二道路一。謹二盜賊一。平二室律一。以レ時順脩。使二賓旅安。而貨財通一。治市之事也。抃急禁悍。防レ淫除レ邪。戮レ之以二五刑一。使暴悍以變。姦邪不レ作。司寇之事也。本二政敎一。正二法則一。兼聽而時稽之。度二其功勞一。論二其慶賞一。以時順脩。使二百吏免盡。而衆庶不レ偸。冢宰

さぎり、刈りて收穫すること (二六) 土地の高低乾濕を見立つること (二七) 肥沃なるか磽确なるかをよくみること (二八) 黍、稷、豆、麻、麥の五穀、序とは順序に順ひて種まき植付くること (二九) 農夫の仕事の勤惰を觀て之を勸むるなり (三〇) 五穀等の蓄藏をつゝしみ之を嚴重にして濫費せしめず (三一) 農夫をして實樸にして稼穡につとめしめ、稼穡以外の技能に心を移さしめぬやうにす (三二) 治田の官に任ずるもの (三三) 山澤を焚く法令を修め正す、其時に非ずして山澤を焚かしめざるをいふ、月令に二月山澤を焚くなかれと見ゆ (三四)．さま〴〵のもとむるもの百物、あらゆるもの (三五) 時を定めて或は山林藪澤に入りて草木魚鼈の類を獲んとするものを禁じ、或は之をひらきて獲ることを許す (三六) 竭なり、つく (三七) 山澤を掌る官 (三八) 州里の人をして和順ならしむ (三九) 廛は市內百姓の居、宅は邑內百姓の居、廛宅の分界を定め相侵し奪ふことなからしむ (四〇) 馬牛羊雞犬豕の六畜を養ふことを勸め (四一) 樹も藝もうゑつけなり、問は閑に通ず習なりならはしむ (四二) 之を勸めて敎化に從はしめ (四三) 之を促して孝悌の情に敦からしむ (四四) 諸種の工匠の巧拙を論じて其手當を定む (四五) 春夏秋冬の四時に應じてすべき仕事を審にし、その時宜にそむかぬやうにす (四六) 功は器の精好にして堅固なるもの、苦は濫惡にして脆弱なるもの (四七) 器の完固にして便利なるもの (四八) 備用は器用に同じ、前に出づ (四九) 彫刻してみがき立て或は樣々の模樣や色彩を施したるものは敢て私に家にありて造らしめざるは、工師の官たるものの職掌なり (五〇) 陰陽二氣の消長變化を視 (五一) 祲は陰陽相侵すの氣、兆は萌兆、雲氣を望みて歲の吉凶を知るをいふ、占はうかがひてうらなふなり (五二) 鑽はきるなり龜の甲を火にて灼きて生ずる龜裂によりて吉凶をトするをいふ (五三) 筮竹を算へて卦を割出しそれによりて占ふこと (五四) 禳は不祥をはらひ除くこと、擇は吉凶をえらび取ること (五五) 五卜は五種の占の兆にて、雨、霽、蒙、驛、克をいふ、雨は其兆水なり、霽は開霽にて其兆火なり、蒙は蒙昧にして、其兆木なり、驛は絡驛して連屬せざる義にて其兆金、克は交錯して相克つ義にて其兆土 (五六) 不吉と吉となり (五七) 擊は覡ゲキに通ず男巫なり、巫はみこ、古は廢疾の人を以て卜筮祝の事を主らしむ、故に傴巫跛擊といふ、傴はせむし、跛はちんばなり (五八) 採淸とは其穢を採り去り、之をして淸潔ならしむること、皆道の汚穢を除くをいふ、或はいふ、採は埰字の衍と埰は冢墓、淸は圊、古き墓や、かはやの類は穢に陷り易し、故に之を修

之事也。論二禮樂一。正二身行一。廣二教化一。美二風俗一。兼覆而調二一之一。辟公之事也。全二道德一。致二隆高一。綦二文理一。一二天下一。振二毫末一。使二天下莫レ不二順比從服一。天王之事也。故政事亂。則冢宰之罪也。國家失レ俗。則辟公之過也。天下不レ一。諸侯倍反。則天王非二其人一也。

具具而王。具具而霸。具具而存。具具而亡。用二萬乘之國一者威彊之

め清くするなりと義更に通ずるに似たり（五九）治めて之を平にするなり（六〇）數禁することゝ（六一）質劑の法、市價を公平にする法なり、平は均なり、平均にす（六二）賓旅は行商人及び旅客なり、賓旅をして安心して貨財を有無相通ぜしむ（六三）治市の官、市政を掌る官（六四）亂暴なるものをくじき悍暴なるものをとゞめ（六五）淫亂なることを防ぎ、邪曲なるをのぞき去る（六六）罰するなり（六七）墨、いれずみ、劓、はなきる、刖、足きる、宮、男根を截る、大辟、死罪なり（六八）罪人の處刑、獄訟斷聽等を掌る官（六九）大小の斷政を并せ聽き（七〇）稽は計なり、考なり、每歲の終に百官の治績を計り考へ、又三歲の終には大に計り考ふ（七一）其功勞の大小をはかりて、賞賜の大小を論定す（七二）兇は勉に通ずつとむ、兼は進に通ずすゝむ（七三）偸は偸薄なり、輕薄（七四）冢老なり、一國の宰相（七五）兼覆は并せおほふなり人民をすべておほひ愛撫して之を調へ一樣にす（七六）辟は君、辟公は侯伯に同じ、諸侯なり（七七）隆もたかき義、隆高は禮義をいふ、致は極むるなり（七八）文理、條理を極むるをいふ、その行ふところに就ていふ、共に仲尼篇に見えたり（七九）天下を齊一にす（八〇）毫末の極めて微小なるものを振ひ盛ならしめ（八一）柔順にして親比す（八二）卽ち王者なり（八三）國家良風美俗を失ひて墮落するをいふ（八四）倍はそむくなり、倍反は王者に倍きて離叛しむるなり（八五）王者たるもの王者たる資格なきものといふべし

（一）具具りて王たり。具具りて霸たり。具具りて存し、（二）具具りて亡ぶ。萬乘の國を（三）用むる者は、（四）威彊の立つ所以なり。名聲の美なる所以なり。敵人の屈する所以なり。（五）國の安危臧否する所以なり。（六）制與此に在りて人に亡し。王霸安存危殆滅亡の（七）

所二以立一也。名聲之所二以美一也。敵人之所二以屈一也。國之所二以安危臧否一也。制與在レ此。亡二乎人一。王覇安存危殆滅亡制。與在レ我。亡二乎人一。夫威彊未レ足三以殆二鄰敵一也。名聲未レ足三以懸二天下一也。則是國未レ能二獨立一也。豈渠得レ免下夫累二乎天下一。脅中於暴國上而黨爲三吾所レ不レ欲二於是一者。日

制、與我に在りて人に亡し。夫れ威彊(八)は未だ以て鄰敵を殆くするに足らざるなり。名聲(九)は未だ以て天下を懸するに足らざるなり。則ち是國未だ獨立すること能はざるなり。豈渠(一〇)ぞ夫の天下に累められ、暴國に脅さるゝことを免るゝを得んや。而も黨して吾が是に欲せざる所を爲す者は、日に桀と事を同しくし行を同じくするも、堯爲るに害無し。是功名の就す所に非るなり、存亡安危の墮つ所に非るなり。功名の就る所、存亡安危の墮つ所は、必ず將に愉殷赤心の所に於てせんとす。誠に其の國を以て王者の所を爲せば、亦王たり。其國を以て、危殆滅亡の所を爲せば、亦危殆滅亡す。(一一)殷なるの日、(一二)案に中を以て立ち、偏する所有る無く、縱橫の事を爲し、偃然(一四)として兵を案へて動くこと無く、以て夫の暴國の相卒つを觀る。(一三)案に(一五)政敎を平にし、節奏(一六)を審にし、百姓を砥礪(一七)す。(一八)是を爲すの日にして、(一九)兵天下の勁を剸にす。案に仁義を脩め、隆高(二〇)を伉げ、法則を正し、賢良を選み、百姓を養ふ、是を爲すの日にして、名聲(二一)天下の美を剸にす。(二二)權は之を重くし、兵は之を勁くし、

與レ桀同レ事同レ行。無レ害レ爲レ堯。是非二功名之所一レ就也。非二存亡安危之所一レ墮也。功名之所レ就。存亡安危之所レ墮。必將レ於二愉殷赤心之所一。誠以二其國一爲二王者之所一。亦王。以二其國一爲二危殆滅亡之所一。亦危殆滅亡。殷之日。案以レ中立。無レ有レ所レ偏。而爲二縱橫之事一。偃然案レ兵無レ動。以觀二夫暴國之相卒一也。案平二政敎一。審二節奏一。砥二礪百姓一。爲レ是之日。而兵剸二天下勁一矣。案脩二仁義一。伉二隆高一。正二法則一。選二賢良一。養二百姓一。爲レ是日。而名聲剸二天下之美一矣。權者重レ之。兵者勁レ之。名聲者美レ之。夫堯舜者一二天下一也。不レ能レ加二毫末於是一矣。

名聲は之を美にす。（二三）夫れ堯舜は天下を一にするも、毫末を是に加ふること能はず。

（一）上の具は器具の具なり、天下に王たるの器具、下の具は具備するの具なり、國を治めんとするもの即ち王者は宜しく國を治むるに足る道具を擇ぶべし、亡國の器具は使ふべからず、具とは政治を指す　（二）亡國の道具そなはれば其國亡ぶ　（三）用は爲なり、治むるなり　（四）勢威強大といふ名の立つ所以　（五）國家の安くもなり危くもなり、或はよくもなり、わるくもなる所以なり。或はよし、否は然らざるなり　（六）鄰制は審此即ち我れ在りて他人には毫も關係なし　（七）殆もあやふき義　（八）我の威權なるのみにては、それだけにて鄰國の敵を危くするに足らず　（九）我の名聲のみにては、以て天下を公平にはかり、治むるに足らざるなり、縣は懸衡なり、はかりにかくること、以て公平に治むる等　（一〇）已に獨立すること能はずとせば、なんとどうして天下の他の諸侯に苦められ他の暴國に威を以て脅さるゝことを免れ得んや　（一一）國家の危殆の時　（一二）案は語助、とゝれと訓む、中立して何れの一方にも偏ることなし　（一三）能く國家を經營し　（一四）安然として安んじて兵をおさへて妄に動くことをなさず　（一五）以て仁義を重ぜざる暴國の力を以て相搏ち戰ふを觀、その次第に疲弊するを待つ　（一六）政治と教育とを平にして不公平なきやうにし　（一七）とぎみがく、刀刃を治むるにいふ語、こゝは訓練して行くをいふ　（一八）以上のことをなす時はの意　（一九）剸は專なり、その兵力に於ては天下の諸侯の中に一番大なる名を專有するに至るべし　（二〇）隆も高き義隆高とは禮を指していふ、伉はあげたつとぶなり　（二一）その名聲に於ては天下の諸侯の中に於てすぐれて美なりといふ名を專有するに至るべし　（二二）權勢は則ち重きを致し、兵力は則ち強きを致し名聲は則ち美しきを致す　（二三）夫の堯舜の如き聖王の天下を一に定めたるも、少しもこれ以上には出づる能はず

權謀傾覆之人退。則賢良知聖之士案自進矣。刑政平。百姓和。國俗節。則兵勁城固。敵國案自屈矣。務二本事一。積二財物一。而勿レ忘二棲遲薛越一也。是使下羣臣百姓皆以二制度一行上。則財物積。國家案自富矣。三者體レ此。而天下服。暴國之君。案自不レ能レ用二其兵一矣。何則。彼無二與至一也。

權謀傾覆(一)の人退けば、則ち賢良知聖(二)の士案に自ら進む(三)。刑政平に、百姓和し、國俗節(四)すれば、則ち兵勁く城固く、敵國案に自ら屈す。本事(五)を務め、財物を積みて棲遲(六)薛越(七)を忘る(八)ゝこと勿きなり。是に羣臣百姓をして皆制度を以て行はしむれば、則ち財物積み、國家案に自ら富む。三者(九)此を體して天下服し、暴國の君、案に自ら其兵を用ふること能はず。何となれば則ち彼(一〇)與に至ること無ければなり。彼其の與に至る所の者は、必ず其民(一一)なり。其民の我を親むこと、(一二)歡父母の若く、我を好むこと、芳芝蘭(一三)の若し。其上(一四)を反顧すれば、則ち灼黥(一五)せらるゝが若く、仇讎の若し。彼の人の性情や、桀跖と雖も、豈肯て其の惡む所の爲に、其好む所を賊する者有らんや(一六)。

(一) 權謀術數の正しからざる謀を用ひ、或は國家を傾けくつがへす如き小人 (二) 智聖なり (三) 自ら進みて朝にあるなり (四) 節制ありて、放縱亂離に陷らざるなり (五) 農事なり (六) 貨財を費し散ずること (七) 屑越に通ず、屑越は狼戻なり、積み貯ふることをせず、みだりに費すこと (八) 忘れてその事に心を用ひざるは不可なり (九) 上にいへる三のことを身に體して必ず實行すれば (一〇) 彼とは上にいへる暴國の君を指す、以下の彼も亦同じ、暴國の君なりとも、其君とともに來り改むるものなければなり (一一) 異國の民 (一二) その我をよろこび慕ふ

彼其所二與至一者。必其民也。其民之親レ我。歡若二父母一。好レ我。芳若二芝蘭一。反二顧其上一。則若二灼黥一。若二仇讎一。彼人之情性也。雖二桀跖一豈有下肯爲二其所レ惡。賊二其所レ好者上哉。(彼以奪矣。)

こと子の父母に於けるが如し　(一三)かんばしき香草の芝蘭をこのむが如く　(一四)これに反してこれを暴國の君の上にかへりみれば　(一五)灼はやくなり、黥はいれずみなり刑罰の火あぶりやいれずみをせらるゝ如く畏れ怖れらる　(一六)人の性情といふものは、あまりかはらぬものにて夏の桀王にても盗跖の如き人にても即ち大暴君にても大惡人にても、いかでその惡む所あればとて、その好む所までそこなひやぶることあるべきや、所惡とは上の暴國の君を指し、所好とは上の三者を行ふ仁愛の君を指す

故古之人。有下以二一國一取二天下一者上。非二往行一レ之也。脩二政其所一レ莫レ不レ願。如レ是而可二以誅レ暴禁一レ悍矣。故周公南征而北國怨。曰。何獨不レ來也。東征而西國怨。

故に古の人、一國を以て天下を取りし者有り。(一)往きて之を行ふに非るなり。(二)政を其の願はざる莫き所に脩む。是の如くにして以て暴を誅し悍を禁ずべし。故に(三)周公南征して北國怨む。曰く、何ぞ獨り來らざるやと。東征して西國怨む。曰く、何ぞ獨り我を後にするやと。(四)孰か能く是と鬬ふ者有らんや。(五)安に其國を以て是を爲す者は王たり。殷なるの日、安に以て兵を靜め民を息はし、百姓を慈愛し、(六)田野を辟き、倉廩を實し、(七)備用を便し、安に(八)募選を謹み、(九)材伎の士を閲し、然る後(一〇)賞慶を漸して以て之を先め、刑罰を嚴にして以て之を防ぎ、(一一)士の事を知る者を擇びて

曰。何獨後我也。孰能有與是鬬者與。安以其國。爲是者王。殷之日。安以靜兵息民。慈愛百姓。辟田野。實倉廩。便備用。安謹募選。閱材伎之士。然後漸賞慶以先之。嚴刑罰以防之。擇士之知事者。使相率貫也。是以厭然畜積脩飾。而物用之足也。

兵革器械者。彼將日日暴露毀折之中原。我今將脩飾之拊循之

(一二)相率貫せしむるなり。是を以て(一三)厭然(えんぜん)として畜積(ちくせき)し脩飾し、物用之れ足るなり。

(一)その天下を取りしには、東に西に天下を往來して、征伐を行ひて取りたるには非ず (二)政を修むるに民の願ふ所に從へるなり、卽ち民の欲する所を施し、民の惡む所を去れるが如き是れなり (三)周公云々に就ては事實に於て周公に非ずとなすものあり、尙書は湯王の事となす、孟子も然り、されど詩經には周公東征四國是皇など見えたれば、周公の事として可なるに似たり、周公南の亂國を征伐すれば、その反對の北國のものは、何故南の方を先にして獨り我方に來られざるかと怨む (四)たれか能くかゝる仁君とたゝかふものあるべき (五)其國を治むる君は是の如き道を以てすれば天下に王たるべし (六)田野の未だ開墾せられざるものをひらき、耕作して五穀の類を收めて倉廩を充實せしむ倉廩は五穀を藏するくら (七)器械なり、前に出づ (八)官吏を募集し選採することを謹み (九)材幹ありて使用するに足る士をしらべみる (一〇)賞賜を次第によくしてこれを獎勵し (一一)兵、農の事相率ゐて習ひ慣れしむ (一二)相率ゐて習ひ慣れしむ (一三)厭然として物皆足り、倉廩に畜積し、兵器の類は皆修め完全になり、すべての物資は餘りて十分なり

(一)兵革器械は、彼れ將(はた)日日之を(二)中原に暴露毀折(ばくろきせつ)す。(三)我は今將(はた)府庫に之を脩飾し、之を拊循(ふじゅん)し、之を掩蓋(えんがい)す。貨財粟米(ぞくべい)は、彼れ將(はた)日日之を(四)中野に棲遲薛越(せいちせつえつ)し、我は今將(はた)之を倉廩(さうりん)に畜積幷聚す。(六)材伎股肱健勇爪牙の士は、彼れ將日日之を(七)仇敵に挫頓(ざとん)

掩蓋之於府庫。貨財粟米者。彼將日日棲遲薛越之中野。我今將畜積幷聚之於倉廩。材伎股肱健勇爪牙之士。彼將日日挫頓竭之於仇敵。我今將來致之幷閱之砥礪之於朝廷。如是則彼日積弊。我日積完。彼日積貧。我日積富。彼日積勞。我日積佚。君臣上下之間者。彼將厲厲焉日日相離疾也。我今將頓頓焉。日日相親愛也。以是待其弊。安以其國爲是者霸。

し竭し、我は今將朝廷に之を來致し(八)、之を幷閱し(九)、之を砥礪す(一〇)。是の如くなれば、則ち彼は日に弊を積み(一一)、我は日に完を積み、彼は日に貧を積み、我は日に富を積み、彼は日に勞を積み、我は日に佚を積む(一二)。君臣上下の間は、彼れ將厲厲焉(一三)として日日相離疾(一四)するなり。我は今將頓頓焉(一五)として日日に相親愛するなり。是を以て其弊を待つ。安に其の國を以て是を爲す者は霸たり。

(一) 武器、甲冑、諸道具の類 (二) 野原に何のおほふものもなく天日や雨ざらしにさらし、或はこわし折る (三) 之に反し我はこれを兵器庫の内に手入れをなし、大切になし、之を物にておほひかぶす、掩は揜なり、蓋は覆に通ず覆ふるなり (四) 野の中 (五) 之をくらの中に蓄へ積み、あはせあつめ居れり (六) 材能伎藝あり股ともなり肱ともなり、健闘し武勇あり、爪牙となりて能くふせぎ守る士 (七) 仇敵の爲に摧かれ折られて失せつくし (八) 招き致す (九) あはせしらぶ (一〇) とぎみがく (一一) 彼敵は日に〳〵つかれやぶるゝかはりに我は日毎に完全なものをつみかさねゆく弊は罷弊なり (一二) 逸に同じ、逸樂なり (一三) 政を犯し亂をなす貌 (一四) はなれにくむ (一五) 頓首して從服しよくしたがふさま

立身則從二傭俗一。事行則遵二傭故一。進二退貴賤一。則擧二傭士一。之下所三以接二下之人百姓一者上。則庸二寬惠一。如レ是者則安存。立身則輕楛。事行則蠲疑。進二退貴賤一。則擧二佞悅一。之下所三以接二下之人百姓一者上。則好取侵奪。如レ是者危殆。立身則憍暴。事行則傾覆。進二退貴賤一。則擧二幽險詐故一。之下所三

(一)立身は則ち傭俗に從ひ、(二)事行は則ち傭故に遵ひ、(三)貴賤を進退するは則ち傭士を擧げ、(四)下の人百姓に接する所以の者に之ては則ち寬惠を庸ふ。是の如き者は安存す。立身は則ち(五)輕楛に、事行は則ち(六)蠲疑に、貴賤を進退するは則ち(七)佞悅を擧げ、下の人百姓に接する所以の者に之ては、則ち(八)好取侵奪す。是の如き者は(九)危殆なり。立身は則ち(一〇)憍暴に、事行は則ち(一一)傾覆に、貴賤を進退するは、則ち(一二)(一三)幽險詐故を擧げ、下の人百姓に接する所以の者に之ては、則ち好みて其の(一四)死力を用ひて、其の功勞を(一五)慢にす。好んで其(一六)藉斂を用ひて、而も其本務を忘る、是の如き者は滅亡す。(一七)此の五等の者は善く擇ばざるべからざるなり。(一八)王霸安存、危殆滅亡の具なり。善く擇ぶ者は人を制し、善く擇ばざる者は、人之を制す。善く之を擇ぶ者は王たり。善く之を擇ばざる者は亡ぶ。夫れ王者と亡者と、人を制すると人之を制すると、是れ其の相懸ることを爲すや亦遠し。(一九)

(一) 傭は庸に通ず、身を立つるには則ち中庸の習俗にならひ (二) そのなす所は中庸の事にそむかぬやうにし (三)

以接下之人百姓者、則好用其死力矣。而慢其功勞。好用其藉斂矣、而忘其本務、如是者滅亡。此五等者。不可不善擇也。王霸安存。危殆滅亡之具也。善擇者制人。不善擇者。人制之。善擇之者王。不善擇之者亡。夫王者之與亡者。制人也。與人制之也。是其爲相懸也亦遠矣。

官吏の任免をなすには、則ち中庸の士を擧げ用ひ（四）下人民に接する方法としては寛大仁惠の政を用ふ、之は於なり（五）かろ〲しくもろくしつかとせざること、楛は盬と通ず堅からざるなり（六）獨疑は當に嫌疑に作るべし、嫌は疑なり、嫌疑はうたがはしきなり（七）便佞にしてすばしこきなり（八）多分に租稅を取り、不法に民物を侵しうばふ（九）殆も危なりあやふし（一〇）憍は驕に通ず、おごりたかぶり亂暴なること（一一）他をかたむけくつがへす（一二）氣の知れぬ陰險なるもの（一三）いつはり多く知才なきもの、故は巧なり（一四）必死の力（一五）おろそかにしなげやりにす（一六）稅斂に同じ、稅を重くとりたつるなり（一七）上に擧げたる士たり、國たり、國家を安存し國家を危くし、國家を滅す等の五等を指す（一八）上の五等の目なり（一九）懸は隔なり、へだたること

萬物同宇而異體。無宜而有用。爲人數也。人倫並處。同求而異道。同欲而異知。生也皆有可也。知愚同。所可異也。知愚分。勢同而知異。行私而無禍。縱欲而不窮。則民心奮而不可說也。如是。則知者

卷第六

富國篇第十

(一)萬物宇を同じくして體を異にす、(二)宜無くして用有り、(三)人の數たるや人倫並び處る。(四)求を同じくして道を異にし、欲を同じくして知を異にす。(五)生や皆可とすること有り、(六)知愚同じ。(七)可とする所異にして知愚分る。(八)勢同じうして知異に、(九)私を行うて禍無く、欲を縱にして窮せざれば、(一〇)則ち民心奮つて(一一)說すべからざるなり。是の如くなれば、則ち知者も未だ治むるを得ざるなり。知者も未だ治むるを得ざれば、則ち功名未だ成らざるなり。(一二)功名未だ成らざれば、則ち羣衆未だ懸せざるなり。(一三)羣衆未だ懸せざれば、則ち君臣未だ立たざるなり。(一四)君以て臣を制すること無く、上以て下を制すること無ければ、天下の害縱欲に生ず。(一五)欲惡物を同じくす。欲多くして物寡し。寡ければ則ち必ず爭ふ。(一六)故に百技の成す所は、(一七)一人を養ふ所

未得治也。知者未得治。則功名未成也。功名未成。則羣衆未縣也。羣衆未縣。則君臣未立也。無君以制臣。無上以制下。天下害生縱欲。欲惡同物。欲多而物寡。寡則必爭矣。故百技所成。所以養一人也。而能不能兼技。人不能兼官。離居不相待則窮。羣而無分則爭。

以なり、能(一八)も技を兼ぬること能はず、人(一九)も官を兼ぬること能はず、離居して相待(二〇)たざれば則ち窮し、羣(二一)して分無ければ則ち爭ふ。窮は患なり、爭は禍なり、患を救ひ禍を除かんとせば、則ち分を明にし羣せしむるに若くは莫し。

(一) 萬物同じく宇内に生ずるもその形體は異なれり　(二) その萬物は一定の形體あるも義理なく、しかもそれぐ用に供すべし　(三) その法數に在りては則ち類を以て群居す、數は類なり　(四) その欲求する所は略同じきも、その手段方法は異なれり　(五) これを求めんとするに智識を異にせり　(六) 生は性なり、人の性たる皆欲求してこれを遂げんとする所あるは智愚の別なし可は欲求してその意を遂げんとすること　(七) 欲求する所の異なるによりて智者と愚者との別生ずるなり　(八) 勢は位なり、勢位同じくして、その欲求を遂げんとする智識は異り　(九) 私慾を行ひても愚に罹ることなし　(一〇) 極なり、極る所なきなり　(一一) 民の心益置ひ起りて爭ひ、競ひて說論すべからざるなり　(一二) 縣は懸隔なり、功名ある者上に居り、功名なき者下に居り然る後羣衆の間に懸隔を生ずれど、若し未だ功名あらずんば羣衆の間比較的平等にして懸隔なきなり　(一三) 旣に羣衆の間未だ懸隔なければ、君臣の位は立たざるなり　(一四) 君臣上下相制することなければ則ち天下の大害各その欲求を縱にする所より生ず　(一五) 飲食男女の道の如きは所謂人の大欲、死亡貧苦の如きは所謂人の大に惡む所、智者となく愚者となく皆此情を同じくす、これ同物なり君上のこれを制するなく、各其欲を恣にすれば物足らず、故に必ずこれを爭ふべし　(一六) 技は工なり、百工は諸の生產をなすものなり　(一七) 天子なり、百工の成す所の衆くの物にて一人の天子を養ふ、物衆くして寡ずる所の者は寡し、故に能く治るなり　(一八) 如何なる能者と雖も其技功を兼ぬること能はず、分有せ

窮者患也。爭者禍也。救レ患除レ禍。則莫レ若ニ明レ分使一レ羣矣。彊脅レ弱也。知懼レ愚也。(民)下違レ上。少陵レ長。不ニ以レ德爲一レ政。如レ是。則老弱有ニ失養之憂一。而壯者有ニ分爭之禍一矣。事業所レ惡也。功利所レ好也。職業無レ分。如レ是。則人有ニ樹事之患一。而有ニ爭功之禍一矣。男女之合。夫婦之分。婚姻聘

しむべきなり (一九) 一人にて多くの官職を兼ぬること能はず (二〇) 是を以て己れ一人羣を離れ居りて人と相待ちて互に功を通じ事を易へざれば、やがて困窮するに至る (二一) 相羣り居るも、互に其分を守りて事を成すにあらざればやがて爭ふに至るべし

彊は弱を脅し、(一)知は愚を懼し、下は上に違ひ、(二)少は長を陵ぎ、(三)德を以て政を爲さず、是の如くなれば則ち(四)老弱失養の憂有りて、壯者分爭の禍有り。(五)事業は惡む所なり、(六)功利は好む所なり、(七)職業分無し、(八)是の如くなれば、則ち人樹事の患有りて爭功の禍有り、(九)男女の合、夫婦の(一〇)分、(一一)(一二)婚姻聘內、(一三)送逆禮無し、是の如くなれば則ち人に(一四)失合の憂有りて(一五)爭色の禍有り、故に知者之が分を爲すなり。

(一) 智者は愚者をおどしつけおそれしむるなり (二) 少年がその長上をしのぎ侮る (三) 教化して分義を知らしむるをいふ (四) 老弱は自ら存する能はず、故に失養を患ふ、壯者力を以て相勝つ、故に分爭あるなり (五) 勞役の事 (六) 功名利益 (七) 官職及四民の業 (八) 若し分なければ人人已の事業を樹立せんことのみ患ひて、他人と功利を爭ふこととなり禍を生ず (九) 男女の配合 (一〇) 別なり (一一) 婚は嫁の父、姻は壻の父、婚姻は皆此二人の父の命に依る (一二) 聘問と納幣なり、聘問は女の名を問ふ禮、納幣は結納なり (一三) 送は女を送る禮、逆は迎にて壻の嫁を迎ふる禮 (一四) その配合を失ふこと (一五) 女色を爭ひ奪ふ禍

内。送逆無禮。如是則人有失合之憂。而有爭色之禍矣。故知者爲之分也。

足國之道。節用裕民。而善藏其餘。節用以禮。裕民以政。彼裕民。故多餘。裕民則民富。民富則田肥以易。田肥以易。則出實百倍。上以法取焉。而下以禮節用之。餘若丘山。不時焚燒。無所藏之。夫君子奚患乎無餘。故知節用裕民。則必有仁義聖良之名。

(一)國を足すの道は、用を節し(二)民を裕にして善く其餘を藏するにあり。用を節するに(三)禮を以てし、民を裕にするに政を以てす。(四)(五)彼れ民を裕にす、故に餘多し。民を裕にすれば則ち民富む。民富めば則ち田肥えて以て易し。(六)田肥えて以て易ければ、則ち出實百倍す。(七)上法を以て取り、(八)下禮を以て之を節用すれば、餘は丘山の若く、時に焚燒せざれば之を藏する所無し。(九)夫れ君子奚ぞ餘無きを患へん。(一〇)故に用を節し民を裕にするを知れば、則ち必ず仁義聖良の名有りて、(一一)且富厚丘山の積有り。(一二)此れ他故無し、用を節し民を裕にするに生ずる也。用を節し民を裕にするを知らざれば、則ち民貧し。民貧しければ則ち田瘠せて以て穢し。(一三)田瘠せて穢ければ、則ち出實半ばならず。上好取侵奪すと雖も、(一四)猶將に獲ること寡からんとす。或は以て禮をもて之を節用すること無ければ、則ち必ず貪利糾譑の名有りて、(一五)且空虛窮乏の實有り。此れ他の故なし、用を節し民を裕にするを知らざればなり。(一六)康

而且有二富厚丘山之積一矣。此無二他故一焉。生二於節レ用裕一レ民也。不レ知二節レ用裕一レ民。則民貧。民貧。則田瘠以穢。田瘠以穢。則出實不レ半。上雖レ好二取侵奪一。猶將レ寡レ獲也。而或以無二禮節一用レ之。則必有二貪利糾譑之名一。而且有二空虛窮乏之實一矣。此無二他故一焉。不レ知二節レ用裕一レ民也。康誥曰。弘覆二乎天一。若レ德裕二乃身一。此之謂也。

誥に曰く、(一七)弘覆天のごとくにして、德に若ふは乃の身を裕にするなりと。此れの謂なり。

(一) 國を富まし足らはしむる道 (二) 財用を節約し、生民を富裕ならしめ、善くその餘れるを藏せしめて餘ありと雖も、徒費せしめざらしむ (三) 之を用ゐるも度を過さざらしむ (四) 民より稅賦を取るも、自ら道あり、仁を以てす (五) 彼は夫の誤ならんとの說あり (六) 耕作平易なり (七) 產出する所の穀實多し (八) 上、法を以て十の一を賦し、下は適度を守りて妄に費さず (九) 丘山の如く多くなりて、到底これを時々燒き失はずば、藏め備ふる所なし (一〇) 此語墨子の不足を憂ふ云々といへる說を駁せんが爲に言及せるなり (一一) 仁義にしてまことに聖まことに良の美名を得 (一二) 富裕なること丘山の如き蓄積の實あり (一三) 民貧しければ則力足らず、耕耘時を失ひ爲に田瘠せて雜草所得顏に生ず (一四) 上のもの好んで多く賦稅を徵收し、民物を侵し奪はんとすとも、猶その得る所は極めて寡からんとす (一五) 利益をむさぼり、賦斂刻急にしてはげしきこと (一六) 書經中の篇名 (一七) 人君たるもの弘大にして萬物をおほひそだつる天の德と同じく、之に從へば人民はその恩澤に浴し、終に富裕に至れば人君はその身を富裕にする結果となるなり、乃は汝に同じ、人君を指す

禮者。貴賤有レ等。長幼有レ差。

(一)禮なる者は貴賤等有り、長幼差有り、貧富輕重、(二)皆稱有る者なり。故に天子

貧富輕重。皆有稱者也。故天子袾褂衣冕。諸侯玄褂衣冕。大夫裨冕。士皮弁服。德必稱位。位必稱祿。祿必稱用。由士以上。則必以禮樂節之。衆庶百姓。則必以法數制之。量地而立國。計利而畜民。度人力而授事。使民必勝事。事必出利。利足以生民。皆使衣食百用。

は袾(三)褂衣にて冕(四)し、諸侯は玄(五)褂衣にて冕し、大夫は裨(六)にて冕し、士は皮弁(七)にて服す。德(八)は必ず位に稱ひ(九)、位は必ず祿に稱ひ、祿(一〇)は必ず用に稱ふ。士より以上は則ち(一一)必ず禮樂を以て之を節(一二)し、衆庶百姓は則ち必ず法數(一三)を以て之を制す。地を量りて國を立て、利(一四)を計つて民を畜ひ(一五)、人力を度つて事を授け、民をして必ず事に勝(一六)へ、事必ず利を出し、利以て民を生ずるに足つて、皆衣食百用(一七)をして出入相揜(一八)はしめしむ。必ず(一九)時に餘を藏す、之を稱數と謂ふ。故に(二〇)天子より庶人に通ずるまで、事(二一)大小多少と無く、是に由つて之を推す。故に曰く、朝に(二二)幸位無く、民に幸生無しと。此れの謂なり。

(一) 禮儀といふものは、高きと卑きと差等あり、年上と年下と差別あり、貧乏と富貴とに輕重の別あり (二) 皆その宜しきにかなひてあるものなり (三) 袾は朱に同じ、褂は衮なり、朱色の衮衣なり、衮衣は龍を畫きたる衣冠なり、但し大夫以上の着用するもの (五) 玄は黑なり (六) 裨衣、裨は卑なり、その卑きものを着くるに取る (七) 白鹿の皮を以てつくれる冠、服は衣服なり (八) 德を論じて位を序す、位に稱ふ所以なり (九) 位によりて祿を定む、故に必ず祿に稱ふ (一〇) 用は勳なり、祿は勳功によりて定る、故に之に稱ふなり (一一) 節はとりしまるなり

出入相揜。必時臧餘。謂之稱數。故自天子通於庶人。事無大小多少。由是推之。故曰。朝無幸位。民無幸生。此之謂也。輕田野之稅。平關市之征。省商賈之數。罕興力役。無奪農時。如是則國富矣。夫是之謂以政裕民。人之生。不能無羣。羣而無分則爭。爭則

(一三)數は條目なり、法數は法律の條目　(一四)人君土地を量りて國を立て、以て諸侯を置く　(一四)一鄕の地の出す所を計りて、よりて民を養ふ　(一五)民の力をはかつて、これに職事を授く、猶一夫に田百畝を授くるの類　(一六)授けられたる職事に能く堪ふるなり　(一七)雜用なり生を養ひ死を送るの類　(一八)財を出すと、利を入るゝと相おはひて大差なからしむ、所謂入るを量りて出づるを制するを謂ふなり　(一九)用に足りて餘あり、則ち時を以て之を藏めしむ、これを宜に稱ひたる法數といふ　(二〇)天子より庶人に至るまで通じて　(二一)その爲す所の事の大小と多少とに論なく、皆稱數を以て之を推す　(二二)朝廷に在りては僥倖によりて位を得たるものなし、民間にありては僥倖によりて生產を得るものなし、幸位はその德なくして祿を得るもの、幸生は遊惰にして食ふものなり

(一)田野の税を輕くし、(二)關市の征を平にし、(三)商賈の數を省き、(四)力役を興すことを罕にし、農時を奪ふこと無し。是の如くなれば則ち國富む。夫れ是をこれ政を以て民を(五)裕にすと謂ふ。

(一)田地の租稅　(二)關所や市場の稅を公平にす　(三)大小の商人の數を省減して農民の數を增す　(四)妄に土木を興し人民を役使することを稀にす　(五)農夫の大切なる時期卽ち春種を播きて夏耘り秋收むるの時なり

人の生、(一)羣無きこと能はず、(二)羣して分無ければ則ち爭ふ。(三)爭へば則ち亂る。(四)亂るれば則ち窮す。故に分無き者は人の大害なり。分有る者は天下の本利なり。人君

亂。亂則窮矣。故無レ分者。人之大害也。有レ分者。天下之本利也。而人君者。所三以管二分之樞要一也。故美レ之者。是美二天下之本一也。安レ之者。是安二天下之本一也。貴レ之者。是貴二天下之本一也。古者先王。分割而等二異之一也。故使二或美或惡。或厚或薄。或佚或樂。或劬或勞一。非三特以爲二淫泰夸麗之聲一。將下以明二仁之文一。通中仁之順上也

なる者は(五)分を管する所以の樞要なり。故に之を美する者は、是れ天下の本を美するなり。之を安んずる者は、是れ天下の本を(六)安んずるなり。之を貴ぶ者は是れ天下の本を貴ぶなり。古者先王(七)分割して之を等異するなり。故に或は(八)美に或は(九)惡に、(一〇)或は厚く或は薄く、或は(一一)佚し或は樂み、或は(一二)劬し或は勞せしむるは、特に以て(一三)淫(一四)泰夸麗の聲を爲すに非ず、將に仁の(一五)文を明にし、仁の順に通ぜんとするなり。

(一) 羣集して相居ることなき能はず　(二) 羣集するのみにてその間に上下貴賤等の差別なければ則ち爭ふ　(三) 爭へば則ち世亂る　(四) 世亂るれば則ち人々相窮困するに至る　(五) 上下貴賤等の分別をつかさどる樞要の人なり、樞は戸のはぞなり、要は扇のかなめなり、共に之を開閉する所以のもの　(六) 之は人君を指す、美すとは人君の宮室、衣服、飲食を美にすること　(七) 先王上下貴賤の分別を立て人民の等差をなす階級をつけたり　(八) 褒寵なり　(九) 刑戮なり　(一〇) 穀祿の多少なり　(一一) 官位ある貴者は佚樂し　(一二) 官位なき百姓は苦勞す　(一三) 度に過ぎおごるの甚しきなり　(一四) 誇大華麗なり、特に淫泰夸麗の名聞を得んとして爲すに非ず　(一五) 上下章あるを文といひ、敢て凌越せざるを順といふ、仁者政事の文章及び其順序の此の如きをいふ

故爲ニ之彫琢刻鏤。黼黻文章ー。使レ足三以辨ニ貴賤ー而已。不レ求ニ其觀ー。爲ニ之鐘鼓管磬。琴瑟竽笙ー。使レ足下以辨ニ吉凶ー合レ歡定レ和而已。不レ求ニ其餘ー。爲ニ之宮室臺榭ー。使レ足下以避ニ燥濕ー養レ德辨中輕重上而已。不レ求ニ其外ー。詩曰。彫琢其章。金玉其相。亹亹我王。綱ニ紀四方ー。此之謂也。若夫重レ色而

故に之が彫琢刻鏤(一)、黼黻文章(二)を爲すは、以て貴賤を辨ずるに足らしむるのみ。其觀(三)を求めず、之が鐘鼓管磬(四)、琴瑟竽笙(五)を爲すは、以て吉凶(六)を辨じ、歡を合し和を定むるに足らしむるのみ。其餘(七)を求めず、之が宮室臺榭(八)を爲すは、以て燥濕(九)を避け、德を養ひ(一〇)輕重(一一)を辨ずるに足らしむるのみ、其外を求めず(一二)。詩に曰く、(一三)彫琢なる其章、金玉なる其相、亹亹たる我王、四方を綱紀すと。此れの謂なり。

(一) 彫は玉にほること、琢はこれをみがくこと、木を刻み金屬にえりきざみなどし (二) 黼は白と黑との色、黻は黑と青、文は青と赤、章は赤と白となり、それらの裝飾や彩色を施すは、以て貴賤上下を辨別せしめんとする爲のみ (三) 外觀の美を求めんとしてなせるに非ず (四) 管は竹にて造れる樂器笛の類、磬は石にて造れる樂器、懸けて鳴らすもの (五) 竽も笙も樂器の名、竽は笙に似て管多し (六) 吉禮と凶禮とを辨別し、歡樂を共にし、和氣を同じくす (七) その餘の單に耳を悦ばしむる如き鄭衞の音樂の如きは、求めざるなり (八) 臺は屋根なき物見だい、榭は屋根のある物見だい (九) 乾燥と陰濕とをいふ (一〇) 若上の德 (一一) 尊卑 (一二) その外の高き軒、彫り刻める牆の如きは求めず (一三) 詩經大雅棫樸の篇、其文章たるや、彫りみがかれて美しく、其質たるや金玉の如く堅く美しく、相は質なり、勤勉なる我王は、これらの章と質とを以て天下を統べ治むと

(一)若し夫れ色を重ねて之を衣、(二)味を重ねて之を食ひ、(三)財物を重ねて之を制し、(四)天下

衣レ之。重レ味而食レ之。重二財物一而制レ之。合二天下一而君レ之。非三特以爲二淫泰一也。固以爲下王二天下一。治二萬變一。財二萬物一。養二萬民一。兼二制天下一者。(爲)莫レ若中仁人之善上也夫。故其知慮足二以治一レ之。其仁厚足二以安一レ之。其德音足二以化一レ之。得レ之則治。失レ之則亂。百姓誠賴二其知一也。故相率而爲レ之勞苦。

を合して之に君たるは、特に以て淫泰を爲すに非るなり。固より以て天下に王として、(五)萬變を治め、萬物を(六)財し、萬民を養ひ、天下を(七)兼制する者は、(八)仁人の善に若くこと莫しと爲せばなり。故に其知慮は以て(九)之を治むるに足り、其仁厚は以て之を安ずるに足り、(一〇)其德音は以て之を化するに足り、之を得れば則ち治り、(一一)之を失へば則ち亂る。(一二)百姓誠に其知を賴むなり、故に相率ゐて之が爲に勞苦し、以て務めて(一三)之を佚し、以て其知を養ふなり。誠に(一四)其厚を美するなり。故に之が爲に(一五)死を出し亡を斷じて以て之を(一六)覆救し、以て其厚を養ふなり。誠に其德を美するなり、故に之が彫琢刻鏤黼黻文章を爲して、以て之を(一七)藩飾し、以て其德を養ふ也。故に(一八)仁人上に在れば、百姓之を貴ぶこと帝の如く、之を親むこと父母の如し。之が爲に死を出し、亡を斷じて(一九)愉む者は、(二〇)他故無し。其の是とする所誠に美に、其の得る所誠に大に、其の利する所誠に多ければなり。(二一)詩に曰く、(二二)我が任我が輦、我が車我が牛、我が行既に集る。蓋し云に歸せん哉と。此れの謂なり。

以務佚之。以養其知也。誠美其厚也。故為之出死斷亡。以覆救之。以養其厚也。誠美其德也。故為之彫琢刻鏤黼黻文章。以藩飾之。以養其德。故仁人在上。百姓貴之如帝。親之如父母。為之出死斷亡而愉者。無他故焉。其所是焉誠美。其所得焉誠大。其所利焉誠多。詩曰。我任我輦。我車我牛。我行既集。蓋云歸哉。此之謂也。

(一)若し夫れ先王が種々の美しき色にて染めなせる衣服を着、重は多なり (二)種々多様の珍味を食ひ (三)多様の財物を制作し (四)天下を併合して之に君臨するは (五)種々なる事變 (六)裁と通ず制するなり (七)兼れをさむ (八)己の行は仁人の善行にして天下之に及ぶものなしと爲すに依る (九)此等のものを治むるに充分なり (一〇)そのよき德の評判 (一一)此の如き人を得ば則ち天下治り、得ざれば則ち亂るゝ也 (一二)百姓なるものは誠に先王の智慮の能く天下を治むるに足るを知りて之に依頼す (一三)君たるものをして逸樂せしむ (一四)先王の仁厚を美とす (一五)身を差出して死を厭はず、或は死を前に斷じ死を決するなり (一六)おはひすくふ (一七)藩は藩籬かきねなり、周圍にかきねを作るが如く形式を設けて特にかざること (一八)仁人君となりて上に在る時は人民は之を貴ぶこと上帝の如く思ふ (一九)歡ぶなり、樂むなり (二〇)他の理由あるに非ず、百姓のよしとする所の仁、知、德、誠に美しく、その得る所のもの誠に大に、その利なる所のもの誠に多きによる (二一)詩經小雅黍苗の篇、これを引いて以て百姓の勤勞を憚らず以て上に奉ずるを明にせるなり (二二)周の宣王の南に幸せられたる時、人民は喜びて王の爲に運送の命に從へり、我王宣王の荷物を任ひ負ふもあり、我王の輦を輓くもあり、我車を輓くありて我王の牛をして車を輓かしむるものもあり、我王の行裝は既に全く成れり、往いて此若に歸せんかなと。任は負任なり、蓋云は助語

故曰。君子以德。小人以力。

(一)故に曰く、(二)君子は德を以てすれば、小人は力を以てすと。(三)力なる者は德の役なり。

力者德之役也。百姓之力。待レ之而後功。百姓之羣。待レ之而後和。百姓之財。待レ之而後聚。百姓之勢。待レ之而所安。百姓之壽。待レ之而後長。父子不レ得不レ親。兄弟不レ得不レ順。男女不レ得不レ歡。少者以長。老者以養。故曰。天地生レ之。聖人成レ之。此之謂也。

百姓の力は之を待つて後功あり。(四)百姓の羣は之を待つて後に和し、(五)百姓の財は之を待つて後に聚り、百姓の勢(六)は之を待つて後に安く、百姓の壽之を待つて後に長し。(七)父子も得ざれば親まず、兄弟も得ざれば順ならず、(八)男女も得ざれば歡せず(九)少者は以て長く、老者は以て養はる。(一〇)故に曰く、天地之を生み、聖人之を成すと。此れの謂なり。

(一)古語なり (二)君子者は德を以て下を撫し、百姓は力を以て上に事ふ (三)力は德の爲に使役せらる (四)百姓は力ありと雖も、君上に使はれて後始めて功を成す (五)百姓の多數は君上の德化によりて、始めて和ぎ睦む (六)形勢、情態なり (七)父子は至て親しき筈のものなれど、君上の德化を得ざれば親まず (八)兄弟の仲相好からず (九)夫婦の仲相好からず (一〇)亦古語なり

今之世而不レ然。厚ニ刀布之斂一。以奪ニ之財一。重ニ田野之稅一。以奪ニ之食一。苛ニ

(一)今の世は而ち然らず。(二)刀布の斂を厚くして以て之が財を奪ひ、田野の稅を重くし(三)て以て之が食を奪ひ、(四)關市の征を苛くして以て其事を難らしむ。然るのみならず、(五)(六)有掎挈伺詐、(七)權謀(八)傾覆以て相顚倒し、以て之を靡弊す。(九)百姓曉然(一〇)として皆其

關市之征。以難二其事一。不二然而已一矣。有二掎挈伺詐。權謀傾覆。以相顚倒。以靡二弊之一。百姓曉然。皆知三其汙漫暴亂。而將二大危亡一也。是以臣或弑二其君一。下或殺二其上一。粥二其城一。倍二其節一而不レ死二其事一者。無二他故一焉。人主自取レ之。詩曰。無二言不レ讎。無二德不レ報。此之謂也。兼二足天下一之

汙漫暴亂にして、將に大に危亡せんとするを知るなり。是を以て臣或は其君を弑し、下或は其上を殺し、(一一)其城を粥ぎ、(一二)其節に倍き、(一三)其事に死せざる者は、他故無し、人主自ら之を取るなり。(一四)詩に曰く、(一五)言として讎せざることなく、德として報ぜざることなしと。此れの謂なり。

(一)今の世に於ける人に君たるものはすなはち然らず、則に同じ (二)刀布の稅斂、刀布は錢のこと、稅として貨錢を取立つるなり (三)之は民を指す以下皆然り (四)征は稅なり、關市の征のことは上に出でたり、苛は苛重なり、出入賣買皆稅有るなり、貨財をして通流するを得ざらしむ、故に其事を難るといふなり (五)又なり (六)掎は後より引くこと、挈は前にありて提ること (七)其罪をうかがひ其辭を詐る (八)いつはりの權略の謀や他を傾け覆す計を以て之を反覆す (九)靡は糜なり、散ずるなり、弊は蔽なり、散じ蔽す (一〇)さとるさま (一一)其の君のけがれみだらなること (一二)城を以て人に降り、以て己の利を計るをいふ、粥は鬻に通ず (一三)其臣たる節にそむく、これいづれも皆上たるもの、恩德なきにより、下亦之を傾覆するをいふ (一四)大雅、抑の篇 (一五)讎はむくゆるなり、凡そ如何なる言にてもむくいられざるものとてはなく、又如何なる德にてもむくいられざるものはなし

(一)天下を兼足するの道は、分を明にするに在り。(二)地を掩ひ(三)畝を表し、(四)艸を刺して穀

道。在レ明レ分。掩レ地表レ畝。刺レ屮殖レ穀。多レ糞肥レ田。是農夫衆庶之事也。守レ時力レ民。進レ事長レ功。和二齊百姓一。使三民不二偸一。是將率之事也。高者不レ旱。下者不レ水。寒暑和節。而五穀以レ時熟。是天下之事也。若夫兼而覆レ之。兼而愛レ之。兼而制レ之。歳雖二凶敗水旱一。使三百姓無二凍餒之患一則是

を殖し、糞(五)を多くして田を肥すは、是れ農夫衆庶の事なり。(六)時を守り民を力めしめ、事(七)を進め功を長ぜしめ、百姓(八)を和齊し、民をして偸(九)せざらしむるは、是れ將(一〇)率の事なり。高き者は旱せず、(一一)下き者は水せず、(一二)寒暑和節して、(一三)五穀時を以て熟するは、是れ天下の事なり。(一四)若し夫れ兼せて之を覆ひ、兼せて之を愛し、兼せて之を制し、(一五)歳凶敗水旱すと雖も、(一六)百姓をして凍餒の患無からしむるは、(一七)則ち是れ聖君賢相の事なり。

(一) 天下をあはせ治めて充足せしむる道は、貴賤上下の分別を明にするにあり、兼は并すなり (二) 田を耕し、土をして相掩はしむるをいふ (三) 其境となる處を明にし、各々畔あらしむること (四) 屮は草なり、雜草を根絶し穀物の禾をふやすやうにす (五) 肥料なり (六) 農の時をはづさぬやうによく守り、即ち春は種を播き、夏はくさぎり、秋は收むること (七) 農の事業を進め盛ならしめ、其の功利を長じ益さしむ (八) 百姓をしてやはらぎとゝのへ (九) ぬすむなり、閑をぬすむ (一〇) 農事を掌る官なり (一一) 土地の高きに在るものはひでりの災に遭ふことなし (一二) 土地の低にあるものは洪水の害に遭ふことなし (一三) 中和を得て程よきこと (一四) 豐儉の歳はもと天地に關す人力の如何ともすること能はざる所なり (一五) 若し夫れ百姓を併せて之を發育し、又併せて之を愛撫し、又併せて之を制治し (一六) 五穀の類凶年にして飢饉となる (一七) こゞえううるなり

聖君賢相之事也。

墨子之言。昭昭然爲二天下一憂二不足一。夫不足。非二天下之公患一也。特墨子私憂過計也。今是土之生二五穀一也。人善治レ之。則畝數盆。一歲而再獲レ之。然後瓜桃棗李。一本數以二盆鼓一。然後葷菜百疏。以レ澤量。然後六畜禽獸。一而剸レ車。黿

(一)墨子の言、昭昭然として天下の爲に不足を憂ふ。夫れ不足は天下の公患(二)に非るなり、特に墨子の私憂過計(三)なり。今是れ土の五穀を生ずるや、人善く之を治むれば、則ち畝ごとに數盆(四)、一歲にして再び之を獲(五)、然して後瓜桃棗李(六)、一本(七)にして數ふるに盆鼓を以てす。然して後葷菜(八)百疏(九)、澤を以て量る。然して後六畜禽獸、一(一〇)にして車を剸にす。黿鼉(一一)魚鼈鰌鱣(一二)、時(一三)を以て別れ、一(一四)にして羣を成す。然して後飛鳥鳧雁(一五)、煙海(一六)の若く、然して後昆蟲(一七)萬物、其間に生ず。以て相食養すべき者、勝げて數ふべからざるなり。

㊀墨翟の害說たる、誠にこまかしく天下の爲に物の足らざることを憂ふ ㊁公共の患、通有の患 ㊂墨子一個の憂にして又心配し過ぎたる考へ過ぎの計なり ㊃盆は量の名、當時穀類等を量るに用ひたるが如し ㊄穫と通ず、收穫なり ㊅なつめとすもも ㊆一株にて盆や鼓にて量る程穫らるゝなり、鼓も亦物を量るもの ㊇辛き菜や普通の菜や、種々の蔬菜 ㊈澤に滿つる程あるなり ㊉一獸にして一車に滿つる程あるなり、剸は

鼉魚鼈鰌鱣。以ㇾ時別。一而成ㇾ羣。然後飛鳥鳧鴈。若二煙海一。然後昆蟲萬物。生二其間一。可二以相食養一者。不ㇾ可二勝數一也。

事に同じ (一一)上に見ゆ (一二)鰌はどぢやう、鱣はうなぎに似たる魚 (一三)別とは生育して其母と別るゝ意 (一四)同一類を以て羣を成す (一五)かもとがん (一六)遠く之を望めば煙の海上を覆ふが如きをいふ (一七)昆蟲はあをむし昆は明なり、陽氣に逢ひて出て陰氣となり藏る故にいふ

夫天地之生二萬物一也。固有ㇾ餘。足三以食二人一矣。麻葛繭絲鳥獸之羽毛齒革也。固有ㇾ餘。足三以衣二人一矣。夫有餘不足。非二天下之公患一也。特墨子之私憂過計也。天下之公患。亂傷ㇾ之

夫れ天地の萬物を生ずるや、固より餘有り。以て人に食ましむるに足る。(一)麻葛繭絲鳥獸の羽毛齒革や、(二)固より餘有り。以て人に衣するに足る。(三)夫れ有餘不足は、天下の公患に非るなり。特に墨子の私憂過計なり。(四)天下の公患は、亂之を傷るなり。(五)胡ぞ嘗試に相與に之を亂る者は誰ぞと求めざる。(六)我以へらく、(七)墨子の非樂は、則ち天下をして亂れしむ。(八)墨子の節用は、則ち天下をして貧ならしむ。(九)將に之を隳らんとするに非るなり。說免れず。(一〇)墨子大は天下を有ち、小は一國を有たば、將蹙然として麤を衣、惡を食ひ、(一一)憂戚して樂を非とせん。是の若くなれば則ち瘠す。(一二)瘠すれば則ち欲に足らず、(一三)欲に足らざれば則ち賞行はれず。(一四)墨子大は

也。胡不三嘗試相與求二亂レ之者誰一也。我以墨子之非樂也。則使二天下亂一。墨子之節用也。則使二天下貧一。非レ將レ蹙レ之也。說不レ免焉。墨子大有二天下一。小有二一國一。將蹙然衣レ麤食レ惡。憂戚而非レ樂。若レ是則瘠。瘠則不レ足レ欲。不レ足レ欲則賞不レ行。墨子大有二天下一。小有二一國一。將少二人徒一省二官

天下を有ち、小は一國を有たば、將人徒を少くし、官職を省き、上勞苦を功とし、百姓と事業を均しくし功勞を齊しくせん。是の若くなれば則ち威あらず。威あらざれば則ち罰行はれず。賞行はれざれば、則ち賢者得て進むべからざるなり。罰行はれざれば、則ち不肖者得て退くべからざるなり。賢者得て進むべからず、不肖者得て退くべからざれば、則ち能不能得て官すべからざるなり。是の若くなれば則ち萬物宜しきを失ひ、事變應を失ひ、上は天時を失ひ、下は地利を失ひ、中は人和を失ひ、天下敖然として燒くるが若く、焦るゝが若くならん。墨子之が爲に褐を衣索を帶び、菽を啜り水を飲むと雖も、惡んぞ能く之を足さんや。既に以て其本を伐り其原を竭して天下を焦す。

㊀ あさやくづや、まゆより取る生糸 ㊁ 象牙の類々諸種の獸皮の類 ㊂ 夫れ萬物の用ひて餘ありとか用ふるに足らずとかいふは、天下公共の患には非ず ㊃ 凡そ天下公共の患といふものは、物の秩序を亂すといふことより破壞し行くにあり ㊄ 何ぞ誠に共々に起ちて之を亂るものは何人なるかと搜求めざるや ㊅ 以爲なり、思ふやう ㊆ 墨子の所論たる音樂排斥論なる者は、則ち却て天下をして却て亂れしむるものなり ㊇ 墨子の所說た

職一。上功二勞苦一。與二百姓一均二事業一。齊二功勞一。若レ是則不レ威。不レ威則(賞)罰不レ行。賞不レ行。則賢者不レ可二得而進一也。罰不レ行。則不肖者不レ可二得而退一也。賢者不レ可二得而進一也。不肖者不レ可二得而退一也。則能不能不レ可二得而官一也。若レ是。則萬物失レ宜。事變失レ應。上失二天時一。下失二地利一。中失二人和一。天下敖然若レ燒。若レ焦。墨子雖二爲レ之衣レ褐帶レ索。嚽レ菽飲レ水。惡能足レ之乎。既以伐二其本一。竭二其原一而焦二天下一矣。

る用を節して、衣食住等すべてたゞ事足るを以て能事畢れりとせる論は、則ち天下をして却て貧に陥らしむるものなり、墨子には非樂篇、節用篇あり 九 墨子は強ち將に天下の秩序をやぶらんとして、此等の說を立てたるには非るべきも　其所說は自然秩序をやぶらんとする結果に陥るを免れず 一〇 墨子若し大にして天下の君となりて天下を保有し　小にしては諸侯となりて、一國を保有せば、其治下の人民は皆墨子の主義に化して、樂を非とし用を節せんが爲め、いたみうれへて粗食惡食し 一一 うれへいたみて必ず音樂を排斥せん 一二 何等樂みをなすに及ばず一身を奉養することうすきなり 一三 欲望の滿足を十分に得られず 一四 欲望既に滿足せず、賞何ぞ行はれん、賞は富厚なるほど人をして勸み勉めしむ、功勞ある者にして十分の賞を與へざれば、これ賞道廢するなり 一五 卑き官人 一六 君上たるものが勞苦を以て我輩のやうにするなり 一七 君上と百姓と均しく事に從ひて功勞を共にするなり 一八 凡て賞罰は賢者を進め、不肖を退かしむる所以なり、然るに其の如くなるを得ざるなり 一九 能者と不能者と相雜り居て之を適當に官使するを得ざるなり 二〇 萬物は其養を得ざるが故にひがじし發育するを得ざるなり 二一 樣々の事變に臨みても、その變に應ずるを得ず 二二 勃然は熱然なり、いりやかれたるが如く、寡少となるなり 二三 書生の衣る着物、粗服なり 二四 繩の帶なり、極めて粗末なるに習ふ 二五 豆をすゝり食ふなり 二六 既に其の衣食のもとたり源たる萬物を伐りつくし、天下の物をこがしやくやうにすると同じ

故先王聖人。爲ㇾ之不ㇾ然。知下爲二人主上一者。不美不飾之不ㇾ足三以一ㇾ民也。不富不厚之不ㇾ足三以管ㇾ下也。不威不彊之不ㇾ足三以禁ㇾ暴勝ㇾ悍也。故必將撞二大鐘一。擊二鳴鼓一。吹二笙竽一。彈二琴瑟一。以塞二其耳一。必將錭琢刻鏤。黼黻文章。以塞二其目一。必將芻豢稻粱。五味芬芳。以塞二其口一。然後衆二

(一)故に先王聖人之を爲むるは然らず。人の主上たる者は、(二)不美不飾の以て民を一にするに足らざるなり、(三)不富不厚の以て下を管するに足らざるなり、(四)不威不彊の以て暴を禁じ悍に勝つに足らざるを知るなり。(五)故に必ず將大鐘を撞き、鳴鼓を擊ち、笙竽を吹き、琴瑟を彈じて以て其耳を塞し、必ず將錭琢刻鏤、(六)黼黻文章もて以て其目を塞し、必ず將芻豢(七)(八)稻粱(九)、五味芬芳(一〇)もて以て其口を塞す。然して後人徒を衆くし、官職を備へ、(一一)慶賞を漸にし、刑罰を嚴にして、以て其心を戒め、(一二)天下生民(一三)の屬をして、皆己の願欲する所の擧は、(一四)是に在ることを知らしむるなり。故に其賞行はる。皆己の畏恐する所の擧(一五)は是に在ることを知らしむるなり。故に其罰威あり。(一六)賞行はれ罰威あれば、則ち賢者得て進むべきなり。不肖者得て退くべきなり、能不能得て官すべきなり。

(一) 故に先王や聖人が天下を治むるには、墨子の說くやうにはせず (二) 美しからず、飾らざる褐の如き衣、索の如き帶にては人民を統一するに足らず (三) 又十分ならず厚からざる賞にては、下百姓をつかさどり治むるに足らざるなり (四) 又威光もなく強大ならざる力を以てしては亂暴を禁じ悍惡なる者に打勝つに足らざるを知るなり

人徒。備官職。漸慶賞。嚴刑罰。以戒其心。使天下生民之屬。皆知己之所願欲之擧在于是也。故其賞行。皆知己之所畏恐之擧。在于是也。故其罰威。賞行罰威。則賢者可得而進也。不肖者可得而退也。能不能可得而官也。

(五) 故に必ず或は大なる鐘をつき、太鼓を鳴し、笙竽の樂器を吹奏し、又は琴瑟を彈きなどして以て己の耳を充たし樂ましめ (六) 或は又彫琢刻鏤を施せるものや黼、黻等の樣々の色彩を施し、文理あるものを以て己が目を樂まし、黼は白と黒となり黻は黒と青となり、文は青と赤となり、章は赤と白となり (七) 芻は草食する家畜、牛羊馬の類、豢は穀食の家畜、雞犬豕の類 (八) 粱は米の美なるもの (九) 甘、酸、苦、辛、鹹 (一〇) かんばしくよき香のもの (一一) 賞賜を大に厚くするなり、漸は進なり (一二) 君主の心を大に戒めひきしむるなり (一三) 人民のともがら (一四) 慶賞をいふ、凡そ自己の願ひ望む所のものは悉く慶賞の中に在りて存する事を知らしむ (一五) 刑罰をいふ (一六) おそろしきをいふ

若是。則萬物得宜。事變得應。上得天時。下得地利。中得人和。則財貨渾如渾泉源。汸汸如河海。暴暴如丘

是の若くなれば則ち萬物宜しきを得、事變應を得、上は天時を得、下は地利を得、中は人和を得、則ち財貨渾渾として泉源の如く、(一)汸汸として河海の如く、(二)暴暴として(三)丘山の如く、(四)時に焚燒せざれば、之を藏する所無し。夫れ天下何ぞ不足を患へん。故に(五)儒術誠に行はるれば、則ち天下大に(六)して富み、(七)佚して功有り。(八)鐘を撞き、鼓を擊ちて和す。(九)詩に曰く、(一〇)鐘鼓喤喤、磬筦將將、福を降すと(一一)穰穰、福を降すと

山。不時焚燒。無所藏之。夫天下何患乎不足也。故儒術誠行。則天下大而富。佚有功。撞鐘擊鼓而和。詩曰。鐘鼓喤喤。磬筦將將。降福穰穰。降福簡簡。威儀反反。既醉既飽。福祿來反。此之謂也。故墨術誠行。則天下尚儉而彌貧。非鬭而日爭。勞苦頓萃。而愈無功。愀然

簡簡、威儀反反(一二)、既に醉ひ既に飽き(一三)、福祿來反すと(一四)。此れの謂なり。故に墨術誠に行(一五)はるれば、則ち天下儉を尚びて彌〻貧に(一六)、鬭を非として日に爭ひ、勞苦頓萃して(一七)愈〻功無く、愀然として(一八)憂戚し、樂を非として日に和せず。詩に(一九)曰く、天方に(二〇)薦瘥し、喪亂弘多に(二一)、民言嘉無きも(二二)、憯て(二三)懲嗟すること莫しと。此れの謂なり。

(一) 水の流るゝ貌、水の渾然として流れて絕えざること、泉や源の如く (二) 汸は滂と通ず、水多き貌 (三) 物の暴露するほどに多くある貌、多く委積せること丘の如く山の如く (四) 時時これを燒きてもせざれば其多きに苦みて、藏せんとするもその所なきに至るべし、さればいかんぞ財物の少く足りずなどいふ患あらんや (五) 儒者の政治の方術 (六) 大は泰に通ず安泰にして富み足る (七) 安佚にして居りて而も功を成すこと多し (八) 鐘をつき太鼓を鳴し音樂をなして和ぎ樂む (九) 周頌執競の篇 (一〇) 鐘鼓の音は喤喤として和し、磬や管は將將として和す、筦は樂器の名管なり、笛 (一一) 多き貌 (一二) 反反は順習の貌、よくととのひならへるなり (一三) 既に酒に醉ひ既に食に飽き (一四) 來りかへる、反復して來るなり (一五) 墨子の政治の方術 (一六) 墨子に非攻篇あり、非攻は卽ち非鬭なり既に上天の時を失ひ、下、地の利を失ふ則ち物出づること必寡し、儉を尚ぶと雖も、民いよく貧しく物足ること能はず、鬭を以て非となすと雖も、日々爭ひ競ふなり (一七) つかれて頭を垂れやつるること (一八) 顏色の常に變りうれはしげなる貌 (一九) 小雅節南山の篇 (二〇) 上天は方にしきりに周の幽王の大師尹氏の暴政をうれふ、薦は荐なり、瘥は病なり (二一) 亂を下し給ふことはなはだ多し、弘は甚なり (二二) 人民の尹氏を評する聲、

憂戚。非レ樂而日不レ和。詩曰。天方薦瘥。喪亂弘多。民言無レ嘉。憯莫ニ懲嗟一。此之謂也。

一もこれを嘉しとして褒むるものなきも（二三）憯は曾てなり、かつてこりて止むることもなげきて非を改むることもなし

垂レ事養レ民。拊ニ循之一。呴ニ嘔之一。冬日則爲ニ之饘粥一。夏日則與ニ之瓜麩一。以偷ニ取少頃之譽一焉。是偷道也。可三以少頃得ニ姦民之譽一。然而非ニ長久之道一也。事必不レ就。功必不レ立。是姦治者也。僡然要レ時務レ民。進レ事長レ

事を垂れ(一)民を養ひ、之を拊循し(二)之を呴嘔し(三)、冬日は則ち之が饘粥(四)を爲り、夏日は則ち之に瓜麩(五)を與へ、以て少頃の譽を偷取す(六)。是れ偷道(七)なり。以て少頃姦民の譽を得べし。然して長久の道に非るなり。事必ず就らず(八)、功必ず立たず。是れ姦治(九)なる者なり。僡然(一〇)として時を要し(一一)民を務めしめ、事を進め(一二)功を長じ(一三)、非譽(一四)を輕じて失民に恬じ(一五)、事進みて百姓之を疾む。是又不可、偷偏(一六)なる者なり。徒に毀壞(一七)隳落して必ず反て功無し。故に(一八)事を垂れ譽を養ふも不可なり、功を遂ぐる(一九)を以て民を忘るゝも亦不可なり。皆姦道(二〇)なり。故に古人(二一)之を爲すは然らず。民をして夏は宛暍(二二)せず、冬は凍寒(二三)せず、急なる(二四)も力を傷けず、緩なる(二五)も時に後れざらしむ。事成り功立てば、上下倶に富みて、百姓皆其上を愛す。人之(二六)に歸すること流水の如く、

功。輕非譽而恬失民。事進矣而百姓疾之。是又不可。偸偏者也。徒壞墮落。必反無功。故垂事養譽不可。以遂功而忘民亦不可。皆姦道也。故古人爲之不然。使民夏不宛暍。冬不凍寒。急不傷力。緩不後時。事成功立。上下俱富。而百姓皆愛其上。人歸之如流水。親之

之に親むこと歡父母の如く、之が爲に死を出し亡を斷じて愉(ぬす)まざる者は、他故無し。(二七)(二八)
忠信調和均辨(ちうしんてうわきんべん)の至なり。(二九)

(一) 上たるもの操る所の事を以て下に垂れ施し以て民を養ふ (二) 撫循して慰め悅ばしめ (三) 嬰兒の語聲、赤子の如きやさしき聲にて接するなり (四) 饘は濃きかゆ、粥は淡きかゆ (五) 麥がゆの類 (六) しばらくの名譽をぬすみ取る (七) 名譽をぬすみ取る、いやしき道 (八) その事業は必らず成就せず、その事功は必らず立たず (九) 不正の治 (一〇) 人力を盡す貌 (一一) 要は趨なり、うながす急に成せ早く爲せともとむるなり (一二) 事業を進捗さするなり (一三) 上の功利を益々多くするなり (一四) 恬は安なり、上たるもの下の毀譽を顧みずして民心を失ふも安然として居るなり (一五) 事業は進捗するも百姓は怨む (一六) 事功をぬすみ、偏に百姓をして勞せしむるなり (一七) 徒に功利を求むと雖も、たゞこれをこぼちやぶりおとすに過ぎず (一八) 故に上の操る所を下に垂れ施し以て民を養ひ譽を求むる政もよろしからず (一九) 事功を遂げんとして、民の苦勞を忘れんとするもよろしからず (二〇) 不正の政治の道 (二一) 古の明君 (二二) 宛は蘊に通ず暑氣なり、暍は暑氣あたりすること (二三) こゞゆること (二四) 人民を役使するに急にしても民力を傷害し疲れしむることなく (二五) 春夏秋それぞれ大切なる時期を取はづして後れざらしむ (二六) 之に歸服することは流るる水の低きに就くが如く (二七) 之に親み懷しくおもひ歡愛すること父母の如く (二八) 死力を出し、死を覺悟して敢て生を偸まざるなり、愉は偸と通ず、「愉」の上に「不」を補ひ譯す (二九) 君の爲す所忠信にかなひ、調和を得、公平にして周偏の至極を得ればなり、均は平均なり辨は偏なり

歡如二父母一。爲レ之出レ死斷レ亡而愉者。無二他故一焉。忠信調和。均辨之至也。

故君レ國長レ民者。欲レ趨レ時遂レ功。則和調累解。速二乎急疾一。忠信均辨。説二乎賞慶一矣。必先脩二正其在レ我者一。然後徐責二其在レ人者一。威二乎刑罰一。三德者誠二乎上一。則下應レ之如二影響一。雖レ欲レ無二明達一得乎哉。書曰。乃大明服。惟民其勅懋。和若有レ疾。此之謂也。

故に國に君とし民に長たる者は、(一)時に趨き功を遂げんと欲するに、則ち和調累解なれば、(二)(三)急疾よりも速なり。忠信均辨なれば、(四)慶賞よりも説ぶ。必ず先づ其の(五)我に在る者を脩正して、然して後徐に其の人に在る者を責むれば、刑罰よりも威る。(六)三德の者上に誠なれば、則ち下之に應ずること(七)影響の如し。(八)明達する無からんと欲すと雖も得んや。(九)書に曰く、(一〇)乃大に明なれば服す、惟民其れ(一一)勅懋し、(一二)和すること疾きこと有りと。此れの謂なり。

(一) その時を失はぬやうにす　(二) 政治を和げ調て人民の災難などを解き去ること、累は嬰累、わざはひ、解は解釋ときのぞく　(三) かくすれば人民の上に仕ふるや急病に駈付くるものよりも速なり　(四) 賞賜前に出づ　(五) 上先づ己を正しくし責めて後人を責むれば則ち人民は刑罰よりも畏るゝものなり、威は畏なり　(六) 上にいへる和調累解忠信均辨、己を正して後人を責むるを指す、この三德の者を上は誠意を以て之を行ふ　(七) 影響なり、影の形に應ずるが如く、響の聲に應ずるが如くなり　(八) 君德を得たりといふ名の四方に達し聞ゆること無からんとするも能はずして自らその名を得るに至るべし　(九) 書經康誥篇　(一〇) 汝人君たるものよ　(一一) 勅は飭なりつとむること　懋は勉なり亦つとむるなり　(一二) 調ひ和ぐこと急疾なる場合あり

故不ㇾ教而誅。則刑繁而邪不ㇾ勝。教而不ㇾ誅。則姦民不ㇾ懲。誅而不ㇾ賞。則勤厲之民不ㇾ勸。誅賞而不ㇾ類。則下疑俗儉。而百姓不ㇾ一。故先王明二禮義一以一ㇾ之。致二忠信一以愛ㇾ之。尙ㇾ賢使ㇾ能以次ㇾ之。爵服慶賞以申二重之一。時二其事一。輕二其任一。以調二齊之一。潢然兼二覆之一。養二長之一。如ㇾ保二赤子一。若ㇾ

故に教へずして誅すれば、則ち刑繁くして邪に勝たず。(一)教へて誅せざれば、則ち姦民懲りず。(二)誅して賞せざれば、則ち勤厲の民勸まず。(三)誅賞して類せざれば、(四)則ち下疑ひ俗儉にして百姓一ならず。(五)故に先王禮義を明にして以て之を一にし、(六)忠信を致して以て之を愛し、(七)賢を尙び能を使うて以て之を次し、(八)爵服慶賞以て之を申重し、(九)其事を時にし、(一〇)其任を輕くして以て、(一一)之を調齊し、(一二)潢然として之を兼覆し、(一三)之を養長すること赤子を保するが如し。(一四)是の若きが故に、姦邪作らず、盜賊起らず。(一五)善に化する者勸勉す。(一六)是れ何ぞや、則ち其道易く、(一七)其塞固く、(一八)其政令一に、(一九)其防表明なればなり。(二〇)故に曰く、上一なれば則ち下一なり。(二一)上二なれば則ち下二なり。(二二)之を辟ふるに、(二三)艸木枝葉の必ず本に類するが若しと。(二四)此れの謂なり。(二五)

(一) 刑罰を課すること徒に繁多になり、民はその免れざるを知りて、反て刑罰に觸るゝやうになりて正しきものが邪に勝たれぬやうの觀を呈すべし (二) 姦惡の民はこれを上き事にしていよ〳〵惡事を逞しくし會々刑罰に觸るゝことあるも懲るゝことなし (三) つとめ勸む、厲は勵に通ず (四) 誅罰するにも賞賜するにも其類を以てせず、卽ち

是故。姦邪不レ作。盜賊不レ起。而化レ善者勸勉矣。是何邪。則其道易。其塞固。其政令一。其防表明。故曰。上一則下一矣。上二則下二矣。辟レ之。若二屮木枝葉必類一レ本。此之謂也。

賞あるも其功に當らず罰あれども其罪に當らざる類なり （五） 下民疑深くなり、民俗險阻となる儉は險に通ず、僥倖にして罪を免れんとし、苟且にして賞を得んとするの類なり （六） 百姓の向ふ所一定せず （七） 風俗を矯め致して之を變擾し （八） その賢者能者の大小によりて次序を定め官爵に高下をつくるなり （九） 爵位と時服なり （一〇） 申も亦重なり、かさぬ （一一） 前にいへる春夏秋それ〴〵大切なる農の時を失はず、違へざるやうに農事を勧めしむ （一二） 民の負擔たる租税を輕くし或は力役を緩くするなり （一三） と〻のへひとしくす （一四） 渙然に同じ、水の大に至る貌廣大也 （一五） 兼は併なり、あはせて之を養ひ育つ （一六） 赤子を保育す （一七） 次第に惡を改めて善に化する者ます〳〵はげみつとむ （一八） 其政道平易にして行ふべし （一九） 其民心を充塞せしめ民心を得ること堅固なり （二〇） 其政令一定して變らず （二一） 堤防表標となる禮法なり （二二） 古語に同じ （二三） 上の政令一途に出づれば下皆向ふ所を知りて迷はず （二四） 譬なり （二五） 草木に同じ屮は草の古字

不レ利而利レ之。不レ如二利而後利レ之之利一也。不レ愛而用レ之。不レ如二愛而後用レ之之功一也。

（一）利せずして之を利するは、利して後之を利するの利あるに如かざるなり。（二）愛せずして之を用ふるは、愛して後之を用ふるの功あるに如かざるなり。（三）利して後之を利するは、利して利せざるの利あるに如かざるなり。愛して後之を用ふるは、愛して之を用ひざるの功あるに如かざるなり。（四）利して利せず愛して用ひざる者は、

利而後利ㇾ之。不ㇾ如二利而不ㇾ利者之利一也。愛而後用ㇾ之。不ㇾ如二愛而不ㇾ用者之功一也。利而不ㇾ利也。愛而不ㇾ用也者。取二天下一矣。利而後利ㇾ之。愛而後用ㇾ之者。保二社稷一也。不ㇾ利而利ㇾ之。不ㇾ愛而用ㇾ之者。危二國家一也。

天下を取るなり。(五)利して後之を利し、愛して後之を用ふる者は、社稷を保つなり。利せずして之を利し、愛せずして之を用ふる者は、國家を危くするなり。

(一) 先づ人民を利することをせずして君たるものが己のみを利するは、人民を利して後に己を利する方の利の大なるに及ばず (二) 人民を先づ愛撫することをせずして之を役使するは愛撫せる後に之を役使する方の功果の大なるに及ばず (三) 人民を利して後己を利するは一旦人民を利して後己を利する方の一層利あるに及ばず (四) 人民を利するをなして己を利することをせず人民を愛撫するのみにして之を役使することをせざるものは能く天下を取るなり (五) 人民を先づ利して後、己を利し人民を先づ愛撫して後之を役使する者は能く國家を保つなり

觀二國之治亂臧否一。至二於疆易一。而端已見矣。其候徼支繚。其竟關之政盡察。是亂國已。入二其境一。其田疇穢。都

國の治亂臧否(一)を觀るは、疆易(二)に至りて端已に見はる。其候徼(三)は支繚(四)、其竟關(五)の政は盡く察なり。(六)是れ亂國のみ。其境に入れば、其田疇(七)穢れ、都邑露(八)するは、是れ貪主のみ。其朝廷を觀れば、(九)則ち其貴き者賢ならず。其官職を觀れば、其の治むる者能ならず。其便嬖(一〇)を觀れば、則ち其信ぜらるゝ者愨(一一)ならず。是れ闇主のみ。凡そ主相臣下百吏の俗、(一二)(一三)其の貨財取與計數(一四)(一五)に於けるや、順熟盡察(一六)し、其の禮

邑鄙。是貪主已。觀其朝廷。則其貴者不賢。觀其官職。則其治者不能。觀其便嬖。則其信者不愨。是闇主已。凡主相臣下百吏之俗。其於貨財取與計數也。順熱盡察。其禮義節奏也。芒軔優楛。是辱國已。其耕者樂田。其戰士安難。其百吏好法。其朝廷隆禮。其卿相調

義節奏(一七)や、芒軔(一八)優楛(一九)なるは、是れ辱國(二〇)のみ。其耕す者は田を樂み、其戰士は難に(二一)安んじ、其百吏(二二)は法を好み、其朝廷は禮を(二三)隆び、其卿相(二四)は調議す。是れ治國のみ。其朝廷を觀れば、則ち其貴き者は賢く(二五)、其官職を觀れば、則ち其治むる者は能なり。其便嬖(二六)を觀れば、則ち其信ぜらるゝ者は愨なり。是れ明主(二七)のみ。凡そ主相臣下百吏の俗、其の貨財取與計數に於けるや、寬(二八)饒簡易(二九)、其禮義節奏に於けるや、陵(三〇)謹盡察なるは、是れ榮國のみ。賢(三一)齊しければ則ち其親しき者先づ貴く、能齊しければ則ち其故き(三二)者先づ官す。其臣下百吏、汙(三三)なる者は皆化して脩く、悍なる者は皆化して愿に(三四)、躁なる者は皆化して愨なり。是れ明主の功のみ。

(一) 善と惡、政治の善惡なり (二) 易は埸と同じ、境なり、疆易は國の境なり、其國の境內に入りて觀れば其國の治亂政治の善惡の一端已に知らる (三) 斥候と巡邏、徼は巡なり、みまはりもの (四) それ〳〵手分をして巡警する (五) 竟は境と同じ、閈は閈門なり、其國境の閈門の政治は極めて苛繁にて察せざるなきなり (六) 亂國はとかく盜賊姦人多し、故に苛繁の政を用ふ故に亂國たるを知るなり (七) 田と畠とが荒れ居るなり (八) 城郭の垣根の如き圍の無くなりてあらはなるをいふ、これ主財を貪り民貧なるに因る (九) 高貴の位を占むる宰相大臣を指す (一〇) 左右に近侍して寵幸を受くる者 (一一) 其君に親信せらるる者は誠愨ならず、主闇し故に姦人多く朝廷に列

議。是治國已。觀其朝廷。則其貴者賢。觀其官職。則其治者能。觀其便嬖。則其信者愨。是明主已。凡主相臣下百吏之俗。其於貨財取與計數也。寬饒簡易。其於禮義節奏也。陵謹盡察。是榮國已。賢齊則其親者先貴。能齊則其故者先官。其臣下百吏。汙者皆化而脩。悍者皆化而愿。躁者皆化而愨。是明主之功已。

するなり 〔一二〕君主と宰相 〔一三〕一般の有司 〔一四〕取は賦歛、租税の類、與は賜與、拜領するもの 〔一五〕計算なり、會計をいふ 〔一六〕すら〳〵と精熟し極めて明察なるなり 〔一七〕前に出づ、坐作進退の節にかなへるをいふ 〔一八〕芒は荒、軔は柔なり、荒みて習熟せず怠惰なるなり 〔一九〕漫盬なり、事をおろそかにして堅固ならざるなり 〔二〇〕他國より辱を取る國 〔二一〕其耕作する者は田圃の間に勞作することを樂み 〔二二〕安じて國難に赴き逃避することなし 〔二三〕諸有司は法度を好み守りて違反することなく 〔二四〕禮法を尚び重じ 〔二五〕其公卿宰相は互に調和して政治を議す 〔二六〕宰相大臣の貴き位置にある者は賢才なり 〔二七〕賢明の君主といふべし 〔二八〕貨財に汲汲たらず、ゆるやかなり 〔二九〕おほまかに手みじかなること 〔三〇〕陵は稜に通ず、禮義正しく角だてるをいふ、謹は嚴なりつゝしみて敢ておろそかにせざるなり 〔三一〕其賢明なる點に於て相ひとしく高下なき時は、其親しきを先にし之に任ず 〔三二〕故はふるき關係のものなり 〔三三〕其行の汚れたる者は自ら皆善に化せられて潔くなるなり 〔三四〕暴急なり、粗暴にして氣短なるもの

觀國之彊弱貧富有徵驗。上不隆禮則兵弱。上不愛民則兵弱。已

國の彊弱貧富を観るに、(一)徴驗有り。(二)上禮を隆ばざれば則ち兵弱し。上民を愛せざれば則ち兵弱し。(三)已諾信ならざれば、則ち兵弱し。(四)慶賞漸ならざれば、則ち兵弱し。(五)將率不能なれば則ち兵弱し。(六)上攻を好み功を取れば、則ち國貧し。上(七)利

諸不信則兵弱。慶賞不漸則兵弱。將率不能則兵弱。上好攻取功則國貧。上好利則國貧。士大夫衆則國貧。工商衆則國貧。無制數度量則國貧。下貧則上貧。下富則上富。故田野縣鄙者財之本也。垣窌倉廩者財之末也。百姓時和。事業得叙者。貨之源也。等賦府

を好めば則ち國貧し。(八)士大夫衆ければ則ち國貧し。(九)工商衆ければ則ち國貧し。(一〇)制數度量無ければ則ち國貧し。下貧なれば則ち上貧しく、下富めば則ち上富む。故に田野縣鄙(一一)は財の本(一二)なり。垣窌(一三)倉廩(一四)は財の末なり。百姓(一五)時れ和し、事業叙を得る者は、貨の源なり。等(一六)賦府(一七)庫は貨(一八)の流なり。故に明主は必ず謹(一九)みて其和を養ひ、其流(二〇)を節し、其源(二一)を開いて時に斟酌す。潢然として天下をして必ず餘有りて上をして不足を憂へざらしむ。是の如くなれば則ち上下倶に富む。交(二二)ゝ之を藏する所無し。是れ國計(二三)を知るの極なり。故に禹(二四)十年水し、湯七年旱して、天下菜色の者無し。十年の後、年穀(二五)復熟して陳積(二六)餘有り。是れ他故無し。本末源流を知るの謂なり。故に田野(二七)荒れて倉廩實ち、百姓虚(二八)しくして府庫滿つ。夫れ是れを之れ國蹷(二九)と謂ふ。其本を伐り其源を竭して之を其末に幷(三〇)す。然り而して主相(三一)惡むことを知らざれば、則ち其傾覆滅亡する、立ちて待つべきなり。國(三二)を以て之を持するも、以て其身を容るゝに足らざるなり。夫れ是を之れ至貪と謂ふ。是れ愚主の極なり。將に以て

庫者。貨之流也。故明主必謹養二其和一。節二其流一。開二其源一。而時斟酌焉。潢然使下天下必有レ餘。而上不上レ憂二不足一。如レ是。則上下俱富。交無レ所レ藏レ之。是知二國計一之極也。故禹十年水。湯七年旱。而天下無二菜色者一。十年之後。年穀復熟。而陳積有レ餘。是無二他故一焉。知二本末源流一之謂也。

富を求めんとして其國を喪(うしな)ひ、將に以て利を求めんとして其身を危(あやふ)くす。古萬(三三)國有りて今十數有るは、是れ他故無し。其の之を失ふ所以は一なり。(三四)人に君たる者は、亦以て覺(さと)るべし。

(一) 象徴先驗なり、しるし (二) 君上たるもの禮義を尚ばざれば自ら暴亂に流るるを以て兵士命を順奉せず故に弱し (三) 一旦約して諾せることを實行せざれば則ち疑心を挾むにより兵弱し (四) 漸は大なり、前に出づ (五) 將帥なり (六) 君上たるもの、とかく他國を攻伐するを好み己の功名を取るに汲々たれば則ち國費を糜する事多く國貧し (七) 利を好み民より苛斂誅求すれば則ち國貧し (八) 士大夫多ければ俸祿を要すること隨て大、則ち國貧し (九) 工匠商賈多ければ農桑に從ふ者少く隨て國貧し (一〇) 物を制限し數を定め、又ものさし、ますなど無くして限量を爲さずば則ち物をへらすこと多く國貧し (一一) 都邑なり、縣は二千五百家の邑、鄙は五百家の邑 (一二) 即ち穀物を出す所なれば國家の財源となる所なり (一三) 垣は牆を築きて四方をめぐらし、以て其内に穀物を藏する所窌はあなぐら地を堀りて其内に穀物を藏する所 (一四) 倉は穀を藏するくら、廩は米を藏するくら (一五) 百姓相和ぎ農事順序を違へず、春夏秋の耕稼收獲其次序を得るなり、これ上の者農の時を奪はざるに因る (一六) 民の貧富に應じて差等をつけて稅賦を取立つるなり (一七) 府は金錢や布帛を藏するくら、庫は米穀を藏するくら (一八) 貨財を得るの支流なり (一九) 謹みて百姓時に和するやうにつとめ (二〇) 貨の支流たる收稅を節減して薄くし (二一) 貨財の本源たる田野縣鄙を開發して時に或は豐作凶作により收稅に手加減を加ふること (二二) 上も下も互に穀物を藏する所なきに至る (二三) 治國の大計を知るの至れるものといふべし (二四) 夏の禹王の時に十年の間大洪水に苦

故田野荒而倉廩實。百姓虛而府庫滿。夫是之謂二國蹷一。伐二其本一。竭二其源一。而幷二之其末一。然而主相不ㇾ知ㇾ惡也。則其傾覆滅亡。可二立而待一也。以ㇾ國持ㇾ之。而不ㇾ足三以容二其身一。夫是之謂二至貪一。是愚主之極也。將二以求ㇾ富。而喪二其國一。將二以求ㇾ利。而危二其身一。古有二萬國一。今有二十數一焉。是無二他故一焉。其所二以失ㇾ之一也。君ㇾ人者。亦可二以覺一矣。

百里之國。足二以獨立一矣。凡攻ㇾ人者。非二以爲ㇾ名。則案以爲ㇾ利也。不ㇾ然則忿ㇾ之也。仁人之用ㇾ國。將下

みしことあり、殷の禹王の時は七年の間大ひでりの事ありしも其政治宜しきを得たれば天下の民の餓ゑて顏色菜の如く青くなれるもの無し 〔二五〕穀物なり一年に一回穫るもの、故に年といふ 〔二六〕陳は舊なり、ひねの穀物倉の中に積み蓄へられてあるなり 〔二七〕田野はあれて百姓は凶年に苦むに反し、君の米穀倉は充實して富む 〔二八〕空虛何等貯ふる所なきなり 〔二九〕國の傾き倒るゝもの 〔三〇〕其本たる田野縣鄙を伐り荒し、其源たる百姓時れ和し事業叙を得べきをつくし枯らし以て其末に幷せて重税によりて上の倉廩に幷せ充す 〔三一〕君主も宰相も共に之を惡み止むることを知らざれば、其國家はかたむき衰へくつがへり亡ぶること、立ちながらにして待つべきなり 〔三二〕一國を以て之を扶持すれば至て堅固なるべきに而も其一身を容るにも足らず、身を置く所もなきに至るなり 〔三三〕昔は萬を以て數ふべき程國は多くありしに拘らず、今日存するものは僅に十數ケ國に過ぎざるはこれ他の理由あるに非ず 〔三四〕其の國を失へる所以のものは只貪の一字に在るのみ

（一）百里の國、以て獨立（どくりつ）するに足る。（二）凡そ人を攻むる者は、以て名の爲にするに非ればば、則ち案（こゝ）に以て利の爲にするなり。（三）然らざれば則ち之を忿（いか）るなり。仁人の國を（四）用（をさ）むる、將に志意を脩め身行を正しくし、（五）隆高を伉（あ）げ忠信を致し（六）文理を期（き）めんとす。（七）布衣紃（じゆん）屨（く）の士、（八）是を誠にすれば、則ち（九）窮（きゆう）閻（えん）漏（ろう）屋（をく）に在りと雖も、王公も之と名

脩二志意一。正二身行一。伉二隆高一。致二忠信一。期中文理上。布衣紃屨之士。誠レ是。則雖レ在二窮閻漏屋一。而王公不レ能二與レ之爭一レ名。以レ國載レ之。則天下莫二之能隱匿一也。若レ是。則爲レ名者不レ攻也。將下辟二田野一。實二倉廩一。便二備用一。上下一レ心。三軍同レ力。與レ之遠擧極戰。則不可。境內之聚也。保レ固視レ可。午二其軍一

を爭ふこと能はず。(一〇)國を以て之を載(おこな)へば、則ち天下も之を能く隱匿(いんとく)する莫きなり。是(かく)(一一)の若くなれば、則ち名の爲にする者攻めざるなり。將に田野を辟(ひら)き(一二)倉廩を實し、備用(一三)を便にし、上下心を一にし、三軍(一四)力を同じくせんとす。之と遠擧極戰(えんきよきよくせん)(一五)すれば、則ち不可なり。境內(一六)の聚や、固を保ち可を視、其軍(一七)を午(むか)へ、其將を取ること麷(ほう)を撥(ひら)くが若し。彼(一八)之を得るも、以て傷を藥して敗を補ふに足らず。彼其(一九)爪牙(さうが)を愛し其仇敵を畏る。是の若くなれば、則ち利(二〇)の爲にする者攻めざるなり。將に小大彊(二一)弱の義を脩め、以て之を持愼(二二)せんとすれば、禮節將た甚だ文(かざ)り(二三)、珪璧(けいへき)(二四)將た甚だ碩(おほい)に、貨賂(くわろ)(二五)將た甚だ厚く、(二六)之を說く所以の者は必ず將た雅文辯慧(がぶんべんけい)の君子なり。(二七)彼苟しくも人意有らば、夫れ誰か能く之を忿(いか)らん。是の能くなれば則ち之を忿(いか)る(二八)者も攻めざるなり。名の(二九)爲にする者も否(ひ)、利の(三〇)爲にする者も否、忿の爲にする者も否なれば、則ち國盤石(ばんじやく)(三一)よりも安く、旗翼(きよく)(三二)よりも壽なり。人皆亂(三三)れ、我獨り治(をさま)(三四)り、人皆危く、我獨り安く、人皆之を失喪(しつさう)(三五)し、我獨り按(こう)(三六)に起(た)ちて之を制す。故に仁人

取二其將一。若レ撥レ翹。彼得レ之。不レ足二以藥レ傷補一レ敗。彼愛二其爪牙一。畏二其仇敵一。若レ是。則爲レ利者不レ攻也。將下脩二小大强弱之義一。以持中愼之上。禮節將甚文。珪璧將甚碩。貨賂將甚厚。所二以說一レ之者。必將雅文辯慧之君子也。彼苟有二人意一焉。夫誰能忿レ之。若レ是。則忿レ之者不レ攻也。爲レ名者否。

の國を用むる、特に將に其(三七)有を持せんとするのみに非るなり。又將に人を兼ねんとす。(三八)詩に曰く、(三九)淑人君子、(四〇)其儀忒はず、其儀忒はざれば、是四國を正すと。此れの謂なり。

(一) 方僅に百里の小國なり、小國と雖も大國の間に介在して獨立するに足る者あり、これ道無ければ則ち大なりと雖も必ず滅亡に至り、道有れば則ち小と雖も以て獨立するに足ればなり (二) 人の國を攻伐するは若し亂臣暴君を征すといふ如き名義の下に之を爲すに非れば則ち必ず他國より貨財土地を得るといふ利益の爲にするなり (三) 然らざれば則ち忿怒の結果に出づ、此等三事のいづれかに定れり (四) 用は治むるなり (五) 伉は擧なり、たかく擧きもの王制篇に見ゆ (六) 文章條理を極め、一貫せるすぢみちあるをいふ (七) 木綿の衣を著、麻糸にて編みたる粗末なるくつを穿つ、紃はあむ義則ち貧窶の士なり (八) 誠に此數事を行ふなり (九) せまきいぶせき巷々雨露の漏る如きあばら屋に住みて居るとも、王公の高貴顯官と雖もこれと其名聲を爭ふこと能はず (一〇) 開君此數事を行へば其美名をかくすこと能はず (一一) 是の如くなれば名を得んが爲に他の國を攻むる者もその名義なければ攻むる能はず、若し又有道の者を伐てばたゞ惡名を得るのみ故に攻めざるなり (一二) 開拓するなり (一三) 前に出でたり (一四) 天子の六軍なるに對し大諸侯の率ゐる軍なり、一軍は一萬二千五百人、その三倍の勢力ある兵、まづ大軍といふべし (一五) 遠く敵地に軍勢を出し置きて苦戰す (一六) 其國境内に侵入し來りて屯營すれば則ち我は堅固なる所を守り保ちて、其の進むべきを觀て、敵の間隙を觀て進むをいふ (一七) 午は迕なり、其軍勢をむかへて之と接戰し、その大將を生擒すること、麥のもやしを手にてかきまはすが如し、擢は至て脆弱なり、故に之を擂くとは

爲レ利者否。爲レ忿者否。則國安二于盤石一。壽二於旗翼一。人皆亂。我獨治。人皆危。我獨安。人皆失二喪之一。我獨按起而制レ之。故仁人之用レ國。非下特將レ持二其有一而已上也。又將レ兼レ人。詩曰。淑人君子。其儀不レ忒。其儀不レ忒。正二是四國一。此之謂也。

持レ國之難易。事二彊暴之國一難。使二彊暴之

事の易きに喩へたるなり　【一八】彼よしや得る所有りて我軍を破る如きことありとも、以て其負傷せる所を醫し、其敗亡せる所を補足するに足らず　【一九】彼は己の爪となり牙となりて守る所の士を愛し、我と仇敵となることを畏る　【二〇】利の爲に人の國を攻むる者も我を攻めざるに至るなり　【二一】小國は大國に事へ、弱國は強國に事ふるの禮義　【二二】愼は順なり、其義を守持し以て大國に順ふなり　【二三】修め飾るなり　【二四】玉の名聘問通好に用ひるもの珪は角ある玉、璧は平き圓形の玉、碩は大なり　【二五】金品の贈物　【二六】大國や強國に遊説せしむる者は則ち文雅の君子或は能辨英敏の君子なり　【二七】彼大國強國の君たるもの假にも人たる心だにあらば誰かいかなるものあるべきぞ　【二八】怒りて好んで人の國を攻むる者も敢て攻めざるなり　【二九】名を得んが爲に人の國を攻めんとする者も攻め來ることをせず　【三〇】何等か利益を得んが爲に、人の國を攻むる者も攻め來ることをせず、否はしかせざる義　【三一】薄くして大なる石、堅固なるに譬ふ　【三二】旗は箕に通ず、箕は翼と共に星の二十八宿の中の名、其星の壽なるより命長きに譬ふ　【三三】人の國なり　【三四】我國なり　【三五】國土、人民、物資等をうしなふ　【三六】語助こゝに意義なし、我獨り治り安く、失墜せざれば起上りて之を制す　【三七】己の有する國を保持せんとするのみに非ず、又人の國をも幷せて所有せんとす　【三八】詩經の曹風鳲鳩の篇　【三九】善人や君子といふ者は、其執る所の禮儀は禮法に違はず　【四〇】已に其禮法に忒はぬ故に此四方の國々を正す

國を持するの難易(なんい)をいはん、彊暴の國に事(つか)ふるは難く、彊暴の國をして我に事へしむるは易し。之に事ふるに貨寶(くわはう)(一)を以てすれば、則ち貨寶單(つ)きて(二)交結ばず。約信(やくしん)(三)

國事レ我易。事レ之以二貨寶一。則貨寶單而交不レ結。約信盟誓。則約定而畔無レ日。割二國之錙銖一。以賂レ之。則割定而欲無レ厭。事レ之彌煩。其侵レ人愈甚。必至二於資單國擧一。然後已。雖下左レ堯而右上レ舜。未レ有下能以二此道一得レ免焉者上也。辟レ之。是猶レ使下處女嬰二寶珠一。佩二寶玉一。負二戴黃金一。而遇中中山

盟誓すれば、則ち約定つて畔くこと日無く、國の錙銖を割きて以て之に賂すれば、則ち割定りて欲厭くこと無し。之に事ふること彌々煩しく、其の人を侵すこと愈々甚し。必ず資單き國擧するに至りて然して、後已む。堯を左にし舜を右にすと雖も、未だ能く此道を以て免るゝを得る者有らざるなり。之を辟ふるに、是れ猶處女をして寶珠を嬰け、寶玉を珮び、黃金を負戴して、中山の盜に遇はしむるがごとし。之が爲に逢蒙視して、要を詘し膕を撓むること、廬屋の妾の若くならんと雖も、由將に以て之に免るゝに足らざらんとす。故に人を一にするの道有るに非るなり。直將に巧繁拜請して之に畏事せんとすれば、則ち以て國を持し身を安ずるに足らず。故に明君は道らざるなり。必ず將禮を脩めて以て朝を齊へ、法を正しくして以て官を齊へ、政を平にして以て民を齊へ、然して後節奏朝に齊ひ、百事官に齊ひ、衆庶下に齊ふ。是の如くなれば、則ち近者は競親し、遠方は願を致す。上下心を一にし、三軍力を同じくし、名聲以て之を燊炙するに足り、

之盜。雖三爲レ之逢蒙視。詘レ要撓レ膕。若二盧屋妾一。由將レ不レ足二以免一レ之。故非レ有二一レ人之道一也。直將三巧繁拜請而畏二事之一。則不レ足二以持レ國安一レ身。故明君不レ道也。必將脩レ禮以齊レ朝。正レ法以齊レ官。平レ政以齊レ民。然後節奏齊二於朝一。百事齊二於官一。衆庶齊二於下一。如レ是。則近者競親。遠方致レ願。

威彊以て之を捶笞するに足る。(二二)拱揖指麾して、(二三)彊暴の國趨使せざるは莫し。(二四)之を譬ふるに、是れ猶烏獲(二五)が焦僥(二六)と搏つ(二七)がごとし。故に曰く、彊暴の國に事ふるは難く、彊暴の國をして我に事へしむるは易しと。此れの謂なり。

(一) 強大にして亂暴なる國に事ふるはむつかしくあれど之をして我に事へしむるは却て易きものなり (二) 殫なり なくなること、限ある貨寶を以てすればやがて盡きてなくなり、交は永く結ぶことなし (三) 約束 (四) 約信盟誓已に定りて彼強國は一日經つか經たざるかにすぐ之にそむく (五) 極めて輕少の量の名、轉じてこゝは僅少の土地を指す、弱小の國が強大の國に僅少の地を割讓して賂として與へ暫時は安心と息吐く間もなく、又彼強大の國より賂を要求せらるゝやうになり、その欲はいつまで經ちてあきたるとなし (六) 弱小の國が強大の國に事ふること、いよ〳〵懇懃になればなるほど彼は人の國たる我を侵伐すること甚しくなる (七) 資源竭きて一國を擧げて之に賂ふまでになり、彼何物も得られざるやうになり、始めて欲求を止む (八) 堯舜の如き聖人を左右の顧問に備へて事毎に問ひ諮るやうにして厭くなき厭求より免れんとしても不可能の事なり (九) 恰も弱き處女をして高價なる寶珠を頭にかけ、寶玉を腰に下げ、黃金を背に負ひ頭に戴かしめて我は此の如き高價なる珠玉澤山の黃金を持てりといふことを見せて途にてゆくりなく中山の大盜に遇はしむるやうのものなり (一〇) 處女はその爲に恐怖の餘り目を細目にしてちらと見たるのみにて思はず腰をかゞめ、すねを折りまげていかにも畏懼に堪へざる如くにし、賤しき家の婢女の如く哀を求むと雖も猶大盜よりむりどりに奪ひ取らるゝことを免れず、逢蒙は古の善弓射の者、凡て弓射る時は必ず片方の眼をつむるやうにして的を視るものなりそのやうに敢て正視せざるをいへるなり (一一) 其國の人民の心を齊一にし、力を同じくして大國を拒ぐ能はざるをいふ (一二) 只なり (一三) 巧に事繁く度々頭を下

上下一レ心。三軍同レ力。名聲足三以暴二炙之一。威彊足三以捶二笞之一。拱揖指麾。而彊暴之國。莫レ不二趨使一。譬レ之。是猶下烏獲與二焦僥一搏上也。故曰。事二彊暴之國一難。成二彊暴之國事一レ我易。此之謂也。

げて哀を請ふ　一四　朝廷をとゝのへよく治め　一五　法度を正しく嚴にし　一六　政治を公平にし以て人民をとゝのへ上下皆禮有らしむ　一七　百事皆法度あり　一八　上の政公平なる故に庶民齊一になるなり　一九　近くに在る國はきそひて親むやうになり　二〇　遠方の國は來り附かんとの願を致すやうになり　二一　そのよき評判は日のかん〳〵とてらし火の物をあぶるが如く、あまねく外に及ぶに足り　二二　他國をむちうち懲すに足る　二三　手をこまぬきたるまゝにて之を指揮す、俗にいふあごにて人を使ふ意　二四　我が命のまゝに東西にはしり用を足すなり　二五　秦の大力者能く千鈞の重さある鼎を扛げたりといふ　二六　身長の矮きもの、一寸法師　二七　組打するなり

國者。天下之(制)利用也。人主者。天下之利勢也。得レ道以持レ之。則大安也。大榮也。積美之源也。不二得レ道以持一レ之。則大危也。大累也。有レ之不レ如レ無レ之。及二其綦一也。索レ爲二匹夫一。不レ可レ得也。齊滑宋獻

巻第七

王霸篇第十一

(一)國は天下の利用なり。(二)人主は天下の利勢なり。(三)道を得て以て之を持すれば、則ち大安なり。大榮なり。積美の源なり。道を得て以て之を持せざれば、則ち大危なり。(四)大累なり。(五)之を有つは之なきに如かず。其の(六)綦るに及びては、匹夫たることを索むるも、得べからざるなり。(七)齊滑宋獻是れなり。故に人主は天下の利勢なり。(八)之を安ずる者は、必ず將た道なり。然り而して自ら安んずること能はざるなり。故に國を用むる者は、(九)義立ちて王たり。(一〇)信立ちて霸たり。(一一)權謀立ちて亡ぶ。三者は明主の謹んで擇ぶ所なり。(一二)仁人の務めて(一三)白にする所なり。

(一) 國といふ者は之を用ふれば天下の最便利なる器用なり (二) 人主といふ者は天下の最も便利なる勢ゐを有する者なり (三) そのよろしき道を得て之を失はざるやうに保持せばこれより安きはなく、これより光榮なるはなくあら

是也。故人主天下之利勢也。然而不レ能二自安一也。安レ之者。必將道也。故用レ國者。義立而王。信立而霸。權謀立而亡。三者明主之所二謹擇一也。仁人之所二務白一也。

挈レ國以呼二禮義一。而無三以害二レ之。行二一不義一。殺二一無罪一。而得二天下一。仁者不レ爲也。擽然扶二持心國一。且若レ是其固也。所二與爲レ之者。之人。則舉義

ゆる美の集れる本源なり　(四) 甚しきわざはひ　(五) なまじひに國を有せんよりは寧ろなきに若かず　(六) 窮極なり、大危大累を極め、もはや如何ともすべからざるに及びては、一匹夫たらんことを希ふとももはや及ぶべからず　(七) 湣は閔と同じ、齊の閔王と宋の君偃となり閔王が淖齒の爲に殺されしとは前に出でたり、宋王偃は、齊の湣王の爲に滅さる獻とこゝにいへるは國滅びし後其臣等私に諡していへるなり　(八) 若しこの利勢に安じて保有するものは必ずや道を守るにあるなり　(九) 故に國を治むる者は仁義の道立ち立派に行はれて始めて王となり　(一〇) 信義の道立ち始めて諸侯の霸者となる　(一一) 權謀術數のいつはり多きはかりごとや不正の手段を以て立つ者は亡ぶ　(一二) よろしくつゝしみてえらびわくべき所　(一三) 明白なり

(一)國を挈げて以て禮義を呼び、(二)以て之を害すること無し。一の不義を行ひ、一の無罪を殺して、天下を得るは、仁者は爲さざるなり。(三)擽然として心國を扶持すること、(四)且是の若く其れ固きなり。與に之を爲す所の者は、則ち舉義士なり。國家の(五)刑法に布陳することを爲す所以の者は、則ち(六)舉義法なり。主の(七)極然として羣臣を帥ゐる、之に(八)首嚮する所の者は、則ち舉義志なり。是の如くなれば則ち下上を仰ぐに義を以てす。是れ(九)基定るなり。

士也。所ニ以爲レ布ニ陳於國家刑法一者。則擧義法也。主之所下極然帥ニ羣臣一而首中鄕之上者。則擧義志也。如レ是。則下仰レ上以レ義矣。是基定也。

(一) 挈は提擧なり、一國の人民を提げ擧つて禮義を呼召せしめ、その務むる所皆禮義に出づるなり (二) 他事を以て禮義を害することなし (三) 㮚は落なり、石の地上に横れる貌、其の心を持し國を持するや不義を行はず無罪を殺さず、落然として石の固きが如きなり (四) 擧は皆なり、ともに政を爲す所の人は則ち皆仁義の士を用ふ (五) しきつらぬ (六) 仁義に本ける法律 (七) 極然は亟然なり、すみやかなるさま (八) 歸向なりむかふ (九) 國の基

基定而國定。國定而天下定。仲尼無ニ置錐之地一。誠ニ義乎志意一。加ニ義乎身行一。著ニ之言語一。濟之日。不レ隱ニ乎天下一。名垂ニ乎後世一。今亦以ニ天下之顯諸侯一。誠ニ義乎志意一。加ニ義乎法則度

基定つて國定り、國定つて天下定る。(一)仲尼置錐の地無けれども、(二)義を志意に誠にし、義を身行に加へ、之を言語に著す。(三)濟るの日、天下に隱れずして名後世に垂る。今亦天下の(四)顯諸侯を以て、義を志意に誠にし、義を法則度量に加へ、之を著すに政事を以てし、(五)案に之を(六)申重するに、貴賤殺生を以てし、(七)襲然として終始猶一のごとからしむるなり。是の如くなれば、則ち夫の名聲の天地の間に(八)剖發するや、(九)豈日月雷霆の如く然らざらんや。故に曰く、(一〇)國を以て義を齊せば、一日にして白なりと。湯武是なり。(一一)湯は毫を以てし、武王は鄗を以てす。皆(一二)百里の地なり。天下一と爲り、諸侯臣と爲り、(一三)通達の屬從服せざること莫きは、他故無し。義を濟

量。著レ之以二政事一。案申二重之一。以二貴賤殺生一。使二襲然終始猶一一也。如レ是。則夫名聲之部二發於天地之間一也。豈不下如二日月雷霆一然上矣哉。故曰。以レ國齊レ義。一日而白。湯武是也。湯以レ亳。武王以レ鎬。皆百里之地也。天下爲レ一。諸侯爲レ臣。通達之屬。莫レ不二從服一。無二他故一焉。以レ濟レ義矣。是

すを以てなり。是れ所謂、義立ちて王たるなり。(一四)德未だ至らずと雖も、義未だ濟らずと雖も、然り而して天下の理略奏る。(一五)刑賞已諾天下に信ぜらる。臣下(一六)曉然として皆(一七)其の要すべきを知るなり。(一八)政令已に陳すれば、利敗を觀ると雖も、其民を欺かず。(一九)約結已に定れば、利敗を觀ると雖も、(二〇)其與を欺かす。是の如くなれば則ち兵勁く城固く、敵國之を畏る。

(一) 孔子は錐を立つる程の土地をも有せざりしが (二) 誠に能く仁義に合ふやうにし、これを行の上にもよくあらはし論説の上に一層あらはせり、則ち志意、身行、論説一に皆仁義に出でざるはなし (三) 其の功成るの時天下其名を知らざるなく、後世其名を知らざるなし (四) 天下に隠れなく名を知られたる諸侯 (五) 案は語助こゝになり (六) 申重は共にかさぬるなり之を重ねて或は貴くし或は賤しくし、或は生かし或は殺し、皆賞罰の上に用ふ (七) 襲然は相つぐさま、相つぎて終始かはらざること一の如からしむるなり (八) 開發なり、あまねくあらはるゝこと (九) 豈日月の天にかゝり萬人之を仰ぎ雷霆の鳴りとゞろき萬人之を耳にする如くならざらんや (一〇) 國を以て仁義を成すやうに治むれば一朝にして名聲明白となる (一一) 殷の湯王は亳よりして起り、周の武王は鄗より起れり、鄗は鎬に同じ、いづれもその國都なり (一二) 地小なるをいふ (一三) 舟車等の通達せる所のともがら (一四) 德と義とは未だ至極に至らず、未だ盡く成らずと雖も天下の政理はゞ我身にあつまる、即ち天下を治むるに足るなり (一五) 刑賞の已に諾せるものは必ず實行する時は天下に信用を受く (一六) さとり知る (一七) 皆與に要約して欺かざる

所謂。義立而王也。德雖レ未レ至也。義雖レ未レ濟也。然而天下之理略奏矣。刑賞已諾。信二乎天下一矣。臣下曉然。皆知二其可一レ要也。政令已陳。雖レ覩二利敗一。不レ欺二其民一。約結已定。雖レ覩二利敗一。不レ欺二其與一。如レ是。則兵勁城固。敵國畏レ之。

べきを知るなり　(一八)　政令は已に天下に布陳したる以上、失敗を見るやうのことありとも決して政令を變更しなどして其民を欺かず　(一九)　民と約束し誓を結びなどしたる以上　(二〇)　相親與する國

國一綦明。與レ國信レ之。雖レ在二僻陋之國一。威動二天下一。五伯是也。非レ本二政敎一也。非レ致二隆高一也。非レ綦二文理一也。非レ服二人之心一也。鄉二方略一。審二勞佚一。謹二畜積一。脩二戰備一。齺然上下相信。而天下莫二

國(一)一に綦明に、與國之を信ずれば、僻陋(二)の國に在りと雖も、威天下を動かす。五(三)伯是なり。(四)政敎に本くに非るなり。(五)隆高を致すに非るなり。(六)文理を綦るに非るなり。人の心を服するに非るなり。(七)方略に鄉ひ、(八)勞佚を審にし、(九)畜積を謹み、戰備を修め、(一〇)齺然として上下相信じて、天下之に敢て當ること莫きなり。(一一)故に齊桓、晉文、楚莊、吳闔閭、越句踐は是れ皆僻陋の國なり。威天下を動し、(一二)彊中國を殆くするは、他故無し。(一三)略信なればなり、是れ所謂信立ちて霸たるなり。(一四)國を擧げ以て功利を呼ばしめて、其義を張り、其信を齊すことを務めず、唯利を之れ求む。(一五)內は則ち其民を詐ることを憚らずして小利を求め、外は則ち(一六)其與を詐る

之敵當也。故齊桓晉文。楚莊。呉闔閭。越句踐。是皆僻陋之國也。威動天下。彊殆中國。無他故焉。略信也。是所謂信立而覇也。挈國以呼功利。不務張其義。齊其信。唯利之求。内則不憚詐其民。而求小利焉。外則不憚詐其與。而求大利焉。内不脩正其所以有。然常欲

ことを憚らずして大利を求む。(一七)内其の以に有する所を脩正せず、然も常に人の有を欲す。是の如くなれば、(一八)則ち臣下百姓、詐心を以て其上を待たざること莫し。上は其下を詐り、下は其上を詐れば、(一九)則ち上下析るゝなり。是の如くなれば、則ち敵國之を輕じ、與國之を疑ひ、(二〇)權謀日〻に行はれ、國危削を免れず、之を綦めて(二一)亡ぶ。(二二)齊閔、薛公是なり。

(一) 國内統一され基礎明にして國し、綦は基に通ず (二) 僻遠にして卑陋の國 (三) 五覇なり、伯は諸侯の長 (四) 政教ありと雖も未だ盡く其本を修めざるなり (五) 禮義を致しきはむると堯舜禹湯の如くならざるなり (六) 比較雜なる未だ文章條理を極むるに非るなり (七) 向ふ所唯謀略に在り、仁義を用ひるに在らず (八) 道を以て務を待つの術を明にす (九) たくはへつむものをつゝしみ妄にへらし費さず (一〇) 幽のむかひあへる貌、轉じて上下相向ふ貌にいふ (一一) 齊の桓公、晉の文公、楚の莊王 (一二) 其強大なる中國を危くす (一三) 未だ義となす能はずと雖も略信を取りて行ふ、故に能く覇を致す (一四) 國の人をひつさげ、以て功利を呼召し、務むる所唯功利にして仁義を開張し其信實をなすことを務めず (一五) 國内に對しては其民を詐り欺くことを憚らず、些の利を求む (一六) 與國なり (一七) 其の已に有する所の土地貨財を修正整頓せず (一八) 上已に詐り欺くの心を以て下に臨むが故に臣下百姓は自然詐り欺く心を以て其上に對せざるなし (一九) 上下相離れ〲になるなり (二〇) 權謀術數日日に行はるゝやうになり國家は次第に危地に陷り他國に削り奪はるゝに至るを免れず (二一) 其極度に至りて亡ぶ (二二) 薛

人之有如レ是。則臣下百姓莫下不レ以二詐心一待中其上上矣。上詐二其下一、下詐二其上一、則是上下析也。如レ是則敵國輕レ之。與國疑レ之。權謀日行。而國不レ免二危削一。綦レ之而亡。齊閔薛公是也。

公は孟嘗君田文、齊の閔王の相なり、齊の閔王、五國の爲に伐たる皆薛公然らしめたるなり、故に同じく並べていふなり

故用二彊齊一、非三以脩二禮義一也。非三以本二政教一也。非三以一二天下一也。綿綿常以二結引馳一レ外爲レ務。故彊南足二以破一レ楚、西足二以詘一レ秦。北足二以敗一レ燕。中足二以舉一レ宋。及三以燕趙起而攻一レ之。若レ振レ槁

故に(一)彊齊を用つて、(二)以て禮義を脩むるに非るなり。以て政教に本くに非るなり。以て(三)天下を一にするに非るなり。(四)綿綿として常に(五)引を結び外に馳するを以て務と爲す。故に(六)彊きこと南は以て楚を破るに足り、(七)西は以て秦を詘せしむるに足り、(八)北は以て燕を敗るに足り、(九)中は以て宋を擧ぐるに足りしが、以て(一〇)燕趙起ちて之を攻むるに及び、(一一)槁を振ふが若く然り。身死し國亡び、(一二)天下の大戮と爲り、(一三)後世惡を言へば、(一四)則ち必ず稽ふ。是れ他故無し。唯其禮義に由らずして權謀に由ればなり。(一五)三者は明主の謹みて擇ぶ所なり。(一六)仁人の務めて白にする所なり。(一七)善く擇ぶ者は人を制し、善く擇ばざる者は人之を制す。

然。而身死國亡。爲二天下大戮一。後世言レ惡。則必稽焉。是無二他故一焉。唯其不レ由二禮義一。而由二權謀一也。三者。明主之所二謹擇一也。而仁人之所二務白一也。善擇者制レ人。不二善擇一者人制レ之。

國者。天下之大器也。重任也。不レ可レ不二善爲擇レ所而後錯レ之。錯レ險則危。不レ可レ不二善

（一）強大なる齊の國威　（二）敢て禮義を修むるにもあらず、又政治敎育一致するの主義に本きて政をなすにもあらず　（三）天下の民心を統一す　（四）絶えざるさま　（五）將に通ず、將は車の軸に繫ぐるをいふ、車を引くためなり、いつも絶えず說客をして將を結び馬をして車を引かしめ四方を馳せめぐりて諸侯の間に說き込まするを以て務となす　（六）その強かりしことは閔王の二十三年、秦と與に楚を重丘の南に破り楚をして其淮北を割かしめたることあり　（七）西には閔王の二十六年、韓魏と與に秦を攻め、函谷に至りて軍せることあり、詘は屈に通ず　（八）閔王の十年に北燕を敗れることあり　（九）閔王の三十年、宋を伐ち宋王、溫に死せり、擧とは其國を擧げて之を滅すをいふ　（一〇）閔王の四十年、燕趙等の五國、大に閔王の軍を破れることあり　（一一）槁は枯なり、疾風の枯葉を振ひ落すが如く極めて容易なるをいふ　（一二）全く滅亡せしには非ず、纔に莒と卽墨とのみを保つに過ぎざりしなり　（一三）天下の大恥辱なり、天下に對しこの上もなき恥ざらしなり　（一四）後世の惡を擧ぐるもの、必ず閔王の事を稽考して以て之を戒むるの鑑となす　（一五）上にいへる仁義を天下に立てゝ王となる、信義を天下に立てゝ霸となる、權謀を天下に立てて亡ぶるの三なり　（一六）務めて能く分別して之を明白にする所なり　（一七）善く擇ぶ者は王か霸かを取り、以て人を制するに至れど善く擇ばざる者は權謀術數を用ひて遂に亡び人に制せらるゝに至る

（一）國は天下の大器なり、重任なり、善く爲に所を擇びて後之を錯かざるべからず、（二）險に錯けば則ち危し。善く爲に道を擇びて然して後之を道かざるべからず、（三）塗（四）薉なれば則ち塞る。危塞なれば則ち亡ぶ。彼の國を錯くとは、焉を封ずるの謂（五）に非るなり。（六）何の法に之れ道り、誰が子と之れ與にせん。故に王者の法に道り、

爲ㇾ擇ㇾ道然後道ㇾ之。塗薉則塞。危塞則亡。彼國錯者。非二封ㇾ焉之謂一也。何法之道。誰子之與也。故道二王者之法一。與二王者之人一爲ㇾ之。則亦王。道二霸者之法一。與二霸者之人一爲ㇾ之則亦霸。道二亡國之法一。與二亡國之人一爲ㇾ之。則亦亡。三者。明主之所二謹擇一也。而仁人之所二務白一也。

(七)王者の人と之を爲せば則ち亦王たり。霸者の法に道り、(八)霸者の人と之を爲せば則ち亦霸たり。亡國の法に道り、(九)亡國の人と之を爲せば則ち亦亡ぶ。三者は明主の謹みて擇ぶ所なり、仁人の務めて白にする所なり。

(一) 國といふ者は天下にて誠に重大なる器なり、甚だ重き荷物なり (二) 處に同じ、錯は措に同じよく其置き場所を見分けて之を置かざるべからず (三) 穢に同じ (四) 途が穢れ草などにて埋れ居れば塞りて行かれず (五) 彼の國を置くといふことはその封疆を修め城郭を立つるといふ意にはあらず (六) 然らば如何なる方法に由り隨ひて又如何なる人と共に之を爲すべきか、誰子は誰人、何人に同じ、道は由なり (七) 王者を輔佐する人 (八) 霸者たる諸侯の輔佐人 (九) 國を亡す君たる者の輔佐人

故國者。重任也。不二以ㇾ積持一ㇾ之。則不ㇾ立。故國者世所二以新一者也。是憚

故に國は重任なり、(一)積を以て之を持たざれば則ち立たず、故に(二)國は世〻新にする所以なり。是れ(三)憚憚として變ずるに非るなり。(四)玉を改むれば行を改むるなり。故に(五)一朝の日なり。(六)一日の人なり、然り而して(七)厭焉として千歳の國有るは何ぞや。曰

憚レ非レ變也。改レ玉改レ行也。故一朝之日也。一日之人也。然而厭焉有二千歲之國一。何也。曰。援二夫千歲之信法一。以持レ之也。安與二夫千歲之信士一爲レ之也。人無二百歲之壽一。而有二千歲之信士一。何也。曰。以二夫千歲之法一自持者。是乃千歲之信士矣。故與下積二禮義一之君子上爲レ之則王。與二

く、(八)夫の千歲の信法を援いて以て之を持てばなり。(九)安に夫の千歲の信士と之を爲せばなり。人百歲の壽無くして、千歲の信士あるは何ぞや。曰く、夫の千歲の法を以て(一〇)自ら持つ者は、是れ乃ち千歲の信士なり。故に(一一)禮義を積むの君子と之を爲せば則ち王たり。(一二)端誠(一三)信全の士と之を爲せば則ち霸たり。權謀傾覆(一四)の人と之を爲せば則ち亡ぶ。三者は明主の謹みて擇ぶ所なり、仁人の務めて白にする所なり。(一五)善く之を擇ぶ者は人を制し、善く之を擇ばざる者は人之を制す。

(一) 積は久しきを積むなり、何程久しくかゝるとも積はぬといふ著にて之を保持せずば則ち立ち行かず (二) 國は世世繼世の君主代りて自ら新になるなり (三) 坦然たりこゝは平坦にして變化なき貌にいへり (四) 玉は佩玉なり、行は歩なり、腰に佩ぶる玉を改め變ふれば亦隨て其歩を改め變ふるが如し (五) 今日の事は明日と同じからずとの意、その變じ易きを謂ふ (六) 今日の生命を以て未だ明日を保し難し、壽命の短促なるをいふなり (七) 動かざるの貌平然 (八) 千萬年を雖ども易らざる如き法を援き用ひて之を維持するによる (九) 千萬年の後までも信ぜらるゝ如き立派なる士をして政を爲さしむればなり (一〇) 己の一身それに外れぬ樣に保持する者 (一一) 禮義を一身に修め積みたる君子と國を治むれば則ち王者となり (一二) 端正にして誠實 (一三) 信義にして全德あること (一四) 國家を傾けくつがへす如きもの (一五) 善く謹みて之をえらみ分けて或は禮義を積むの君子、端誠信全の士等と之を爲せば

端誠信全之士為之則霸。與權謀傾覆之人為之則亡。三者。明主之所謹擇也。而仁人之所務白也。善擇之者制人。不善擇之者人制之。

則ち王者或は霸者となりて人民を制取するやうに至るべけれども、若し然らずば其國を亡し人に制取せらる、ものとなるに至らんと也

彼持國者。必不可以獨也。然則彊固榮辱在於取相矣。身能相能。如是者王。身不能。知恐懼而求能者。如是者彊。身不能。不知恐懼而求能者。安唯便僻左右親比己者之

(一)彼の國を持する者は、必ず以て獨なるべからず。然らば則ち彊固榮辱は相を取るに在り。身能(三)に相能(二)なり、是の如き者は王たり。(四)身不能にして恐懼して能者を求むるを知る。是の如き者は彊し、身不能にして、恐懼して能者を求むるを知らず、安に唯便僻(五)左右に己に親比(六)する者を之れ用ふ。是の如き者は危削(七)なり。(八)之を綦めて亡ぶ。國(九)は之を巨用すれば則ち大に、之を小用すれば則ち小なり。(一〇)大を綦めて王たり、(一一)小を綦めて亡ぶ。小巨分流する者は存す。之を巨用する者は義(一二)を先にして利を後にす。安に親疏(一三)を恤はず、貴賤を恤はず、唯誠能(一四)を之れ求む。夫れ是を之れ巨用すと謂ふ。之を小用する者は、利を先にして義を後にす。安

用。如ㇾ是者危削、綦ㇾ之而亡。國者。巨ニ用之一則大。小ニ用之一則小。綦ㇾ大而王。綦ㇾ小而亡。小巨分流者存。巨ニ用之一者。先ㇾ義而後ㇾ利。安不ㇾ恤ニ親疏一。不ㇾ恤ニ貴賤一。唯誠能之求。夫是之謂ㇾ巨ニ用之一。小ニ用之一者。先ㇾ利而後ㇾ義。安不ㇾ恤ニ是非一。不ㇾ治ニ曲直一。唯便僻親ニ比己一者之用。夫是之謂ㇾ小ニ用之一。

に是非を恤はず、曲直を治めず、唯便僻己に親比する者を之れ用ふ。夫れ是を之れ之を小用すと謂ふ。之を巨用する者彼が若く、(一五)之を小用する者此の若し。(一六)小巨分流する者、亦一は彼が若くなり、(一七)亦一は此の若し。(一八)故に曰く、粹(一九)にして王たり、(二〇)駁にして霸たり、一無くして亡ぶと。此れの謂なり。

(一)國家を維持する者は必ず己一個人にては不可能なり (二)其國をして強大に堅固ならしめ、又榮譽ありて恥辱なきやうにするは、その宰相を用ふる法の如何にあり (三)材能あるなり (四)己材能なきに國を治むるを恥ぢ、大に恐懼して材能ある者を天下に求むることを知る者は鞏固となる (五)便佞にして嬖幸を受くる者、口前巧にして氣に入られ居る者側近に居る臣なり (六)親み近きてあるなり (七)前に解せり (八)此の如きこと極まれば終に亡ぶるに至る (九)大きく用ふるなり、巨は大の極なり (一〇)その用ふるや極めて大きく用ふる也 (一一)或時は巨用し或時は小用し小巨各半することと水の分流する如く、すれば則ち亡ぶることなくして存立す (一二)禮義 (一三)親しとかうとしとかいふ區別を思はず、貴しとか賤しとかいふ區別を思ふことなし恤は思念なり (一四)誠實にして材能ある士 (一五)大となるなり (一六)王者とか霸者とかの如く小となりて國を亡すに至る (一七)我は誠能の士をこれ求め (一八)或は己に親比する者をこれ用ふ (一九)純粹なり全きなり (二〇)雜駁なりまじれるなり純粹にして之を巨用する者は大を極めて王となり雜駁にして小巨分流する者は霸者となり、此のいづれかの一もなければ亡ぶるに至る

巨用之者若彼。小用之者若此。小巨分流者。亦一若彼也。亦一若此也。故曰、粹而王。駁而霸。無一焉而亡。此之謂也。

國無禮則不正。禮之所以正國也。譬之猶衡之於輕重也。猶繩墨之於曲直也。猶規矩之於方圓也。故錯之而人莫能誣也。詩云。如霜雪之將將。如日月之光明。爲之則存。不爲之則亡。此之謂也。

（一）國禮無ければ則ち正しからず、（二）禮の國を正す所以は、之を譬ふるに猶衡の輕重に於けるがごときなり。（三）猶繩墨の曲直に於けるがごときなり。（四）猶規矩の方圓に於けるがごときなり。故に（五）之を錯きて能く誣ふること莫きなり。（六）詩に云ふ、霜雪の（七）將將たるが如く、日月の光明なるが如し。（八）之を爲せば則ち存し、之を爲さざれば則ち亡ぶと。此れの謂なり。

㊀ 禮義はよく國を正す、故に國禮無ければ則ち正しからず ㊁ 禮義の國を正すは、之を物に譬ふれば、恰もはかりの輕重をあやまらず正すが如きなり ㊂ すみなはの物の曲れると直きとを正すが如きなり ㊃ ぶんまはしとさしがねとの圓き者、角ある者を正すが如し ㊄ 此等の衡や繩墨や、規矩を置きて、之に依る時は、能く欺くこと能はず ㊅ 逸詩なり、詩經に此詩なし ㊆ 將は章に通ず、明なる貌 ㊇ 禮義を治むれば則ち國存立し治めざれば則ち國亡ぶ

國危則無樂

（一）國危ければ則ち樂君無く、國安ければ則ち憂民無し。亂るれば則ち國危く、治

君國安則無憂民。亂則國危。治則國安。今君人者。急逐樂。而緩治國。豈不過甚矣哉。譬之是猶好聲色。而恬無耳目也。豈不哀哉。夫人之情。目欲綦色。耳欲綦聲。口欲綦味。鼻欲綦臭。心欲綦佚。此五綦者。人情之所必不免也。養五綦者有具。無具則五綦者。不可得

れば則ち國安し。今人に君たる者、（二）逐樂を急にして治國を緩にす。豈過の甚しきものならずや。之を譬ふるに、是猶（三）聲色を好みて、耳目無きに恬ずるがごとし。豈哀しからずや。夫れ人の情は、目は色を綦めんと欲し、耳は聲を綦めんと欲し、口は味を綦めんと欲し、鼻は臭を綦めんと欲し、（四）心は佚を綦めんと欲す。此五綦なる者は人情の必ず免れざる所なり。（五）五綦を養ふ者は具有り、具無ければ則ち五綦の者得て致すべからざるなり。（六）萬乘の國は廣大富厚と謂ふべし、加ふるに治（七）辨彊固の道有り。是の若くなれば則ち（八）恬愉にして患難無し。然して後五綦を養ふの具具る。

（一）國危ければ則ち安じ樂む君なし、之に反して國安に治れば則ち苦み憂ふる人民なし　（二）自己一個の快樂を逐ひ求むるにのみ急にして、如何にせば國を治むるを得るかといふ道を求むることはゆるやかにす　（三）音樂や色彩の美しきものを好みて安然として之を聞き分け見分くる耳や目の無きが如し、これにては折角音樂や色彩の美しきを好むも用なきなり、恬は安なり平氣なり　（四）心は安逸を極め樂まんと欲す　（五）此五綦を養はんとするには自ら其道具、方法有り、即ち廣大、高厚、治辨彊固の道を指す　（六）萬乘の國は兵車萬乘を出す天子の國をいふなれど、こゝは大諸侯の國の意に見るべし　（七）萬乘の國は廣大にして富厚なる具と謂ふべし　（八）辨も亦治なり、その國

而致一也。萬乘之國。可レ謂二廣大富厚一矣。加 有二治辨彊固之道一焉。若レ是。則恬愉無二患難一矣。然後養二五綦一之具具也。

を治め強く固くなし行くに自ら道あり　(八) 安じたのしむ、恬は安なり

故百樂者。生二於治國一者也。憂患者。生二於亂國一者也。急二逐樂一而緩二治國一者。非二知レ樂者一也。故明君者。必將先治二其國一。然後百樂得二其中一。闇君者。必將急二逐樂一。而緩二治國一。故憂患不レ可二勝校一也。必至二於身死國亡一。然後止也。

故に百樂とは、(一)治國に生ずる者なり、憂患とは、亂國に生ずる者なり。逐樂を急にして、治國を緩にする者は、樂を知る者に非るなり。故に(二)明君は、必ず將先づ其國を治めて然して後百樂其中に得。闇君なる者は、必ず將逐樂を急にして、治國を緩にす。故に(三)憂患勝げて校るべからざるなり。(四)必ず身は死し國は亡ぶるに至りて、然して後止むなり。豈哀しからずや。將に以て樂を爲さんとして、乃ち憂を得、將に以て安を爲さんとして、乃ち危を得、將に以て福を爲さんとして、乃ち死亡を得。豈哀しからずや。(五)於乎(六)人に君たる者は、亦以て若き言を察すべし。

(一) 多くの快樂といふ者は、よく治れる國にのみ獨り生ずる者なり　(二) 賢明の君主は必ず先づ其國をよく治めて後に、始めて多くの樂を其中に自然に得るものなり　(三) さま〴〵の憂患の多きこと一々擧げて計り數ふること能はざる程なり、校は計なり　(四) 必ず其身死し國亡ぶる後に至りて始めて氣付きて逐樂を急にし治國を後にする非を止む　(五) 嗚呼なり　(六) 人君たるものは以上の如き言を察せざるべからざるなり

豈不レ哀哉。將三以爲二樂一。乃得レ憂焉。將三以爲二安一。乃得レ危焉。將三以爲二福一。乃得二死亡一焉。豈不レ哀哉。於乎君レ人者。亦可三以察二若言一矣。

故治レ國有レ道。人主有レ職。若夫貫日而治詳。一日而曲二列之一。是所レ使二夫百吏官人爲一也。不レ足三以是傷二游玩安燕之樂一。若夫論二一相一。以兼二率之一。使三臣下百吏。莫レ不二宿レ道鄕レ方而務一。是夫人主之職也。若レ是。則一二天下一。名配二

(二)故に國を治むるに道有り。人主職有り、若し夫れ貫日にして治詳なるを、一日にして之を曲列するは、(三)是れ夫の百吏官人をして爲さしむる所なり。是を以て(四)游玩安燕の樂を傷くるに足らず。若し夫れ(五)一相を論じて以て之を兼率し、(六)臣下百吏をして道に宿り方に鄕ひて務めざること莫からしむるは、是れ夫の人主の職なり。是の若くなれば則ち天下を一にし、名堯禹に配す。人主なる者は、(七)守は至約にして詳に、(八)事は至佚にして功あり。(九)衣裳を垂れて簟席の上を下らず。海内の民、得て以て帝王と爲すことを願はざること莫し。夫れ是を之れ至約と謂ふ。樂焉より大なるは莫し。(一〇)人主は人を官するを以て能と爲す者なり。(一一)匹夫は自能を以て能と爲す者なり。(一二)人主は人をして之を爲さしむることを得。(一三)匹夫は則ち之を移す所無し。(一四)百畝一守、事業窮り、之を移す所無きなり。

堯禹。人主者。守至約而詳。事至佚而功。垂二衣裳一不レ下二簟席之上一。而海內之民。莫レ不レ願三得以爲二帝王一。夫是之謂二至約一。樂莫レ大レ焉。人主者。以レ官レ人爲レ能者也。匹夫者。以二自能一爲レ能者也。人主得レ使二人爲一レ之。匹夫則無レ所レ移レ之。百畝一守。事業窮。無レ所レ移レ之也。

（一）國を治むるに自ら其方法有り、人主には人主の職分あり、其方法を知つて、其職分を守るにあり（二）貫日は日を積むなり、人主一人にて日を積み久しきに亘りて條理をして詳備ならしむることを、一日にしてつぶさに列ねて、何等錯誤からしむ（三）是れ多くの官吏をして人君が爲さしむる所なり（四）游山玩水、物見游山し、安じたのしむ快樂を傷けそこなふには足らず（五）一人の宰相を人選することを討論して、選定し、以て百官を兼ね領せしめ（六）臣下百吏の者をして、各其道に止り本分を盡さしめ、又その從ひ進むべき方法に從ひ、迷ひ亂れしめざるは、これ夫の先にいへる人君たるものの職分なり（七）その守るべき所の務は至て簡約なれども一面詳なる所あり（八）其成す所の事は至て安佚にはあれど而も功あり（九）衣と裳とを垂れ手を拱きたるまゝにてたかむしろの上を下りずして天下をよく治む、海內の人民悅服して帝王となすことを願はざるはなし（一〇）人主といふ者は人材を用ひて、之に官を授け天下を治めしむるを以て、己の職能と爲す者なり（一一）匹夫は自己の有する材能を盡すを以て己の職能と爲す者なり（一二）人主は他人をして其材能によりて國を治めしむるを得（一三）匹夫は則ち己の材能を人に移して他人をしてしかせしむること能はず（一四）百畝の田地は一夫の守る所、春耕秋穫の事業はその中にきはまりて人に移す所なし、若し人主たる者小事を治めば、則ち匹夫と何ぞ異ならん

今以二一人一兼二聽天下一。日有レ餘而治不レ足

（一）今一人を以て天下を兼聽し、日餘有つて治足らざる者は、人をして之を爲さしむればなり。（二）大は天下を有ち、小は一國を有つ。必ず自ら之を爲して然して後可な

者。使二人之爲一レ也。大有二天下一。小有二一國一。必自爲レ之。然後可。則勞苦耗悴。莫レ甚レ焉。如レ是則雖二臧獲一。不下肯與二天子一易中勢業上。以レ是縣二天下一。一二四海一。何故必自爲レ之。爲レ之者。役夫之道也。墨子之說也。論レ德使レ能。而官施レ之者。聖王之道也。儒之所二謹守一也。傳曰。農分レ田而耕。賈分レ貨

らば、則ち勞苦耗悴する、焉より甚しきは莫し。是の如くなれば則ち臧獲と雖も肯て天子と勢業を易へず。是を以て(四)天下を縣し四海を一にす。何故に必ず自ら之を爲さん。之を爲す者は役夫の道なり。(五)墨子の說なり。(六)德を論じ能を使ひて(七)官之を施す者は聖王の道なり。儒の謹みて守る所なり。傳に曰く、農は田を分ちて耕し、(八)賈は貨を分ちて販し、(九)百工は事を分ちて勸み、(一〇)士大夫は職を分ちて聽き、(一一)建國諸侯の君は、土を分ちて守り、(一二)三公は方を摠べて議すれば、則ち天子は己を(一三)共しうするのみ。(一四)出でても若く、入りても若ければ、天下平均ならざること莫し。治辨ならざること莫し。(一五)是れ百王の同じき所なり、禮法の大分なり。

(一) 今君一人の身を以て廣大なる天下の事をあはせ聽くに、自ら其日餘有りとなし、而も治むる所の事少くして治むるに足らずといふは、人をして之を爲さしむるに因る (二) 大は天子となりて天下を保ち、小は諸侯となりて一國を保つものが、事每に必ず自ら之を爲さば、よく行くとも則ち心身共に勞苦し、よわりつかれんこと、これより甚しきはなかるべし (三) 奴婢の如きものも、背て天子の貴きものと權勢事業をとり易へず、同じきものといふべし (四) 此一人の事を以て、天下の重を懸け荷ひ四海の大を一に統べんとす、いかんぞ必ず自ら之を能くせんや

而販。百工分事而勸。士大夫分職而聽。建國諸侯之君。分土而守。三公摠方而議。則天子共己而已矣。出若入若。天下莫不平均。莫不治辨。是百王之所同也。而禮法之大分也。

(五) 人より使役さるゝ人夫の如きものの務むべき道なり (六) 此の如きは則ち必ず自ら勞苦せんとする墨子の說く所の說なり (七) 百官を建てて、夫々の職事をあまねく施し行はしむ (八) 商人は貨物を分ちて之をひさぎうる (九) 諸の工匠は夫々の工事を分ちつとめはげむ (一〇) 士大夫達は夫々の職事を分ちて其政治を聽く (一一) 封土を受けて國を建てたる諸侯は、夫々其國土を分ちて之を守る (一二) 三公たる大臣は夫々百官の掌る所の政事をすべ、之を議して以てさばくを謂ふ、摠は領なり、統領するなり (一三) 共は恭なり、己を恭うすとは、何事もせず手を垂れたるまゝ或は拱きたるまゝにて天下治るなり (一四) 内外ともに皆此の如くすれば、天下大小の政治は平均せざることなし (一五) これ百王の同じくせらるゝ所にして、又國家の人に任じ各々其職分に當らしむる所の禮法の大標なり

百里之地。可以取天下。是不虛。其難者。在人主之知之也。取天下者。非負其土

(一)百里の地、以て天下を取るべしと、是れ虛ならず。(二)其の難き者は人主の之を知るに在るなり。天下を取る者は、(三)其土地を負ひて之に從ふの謂に非るなり。(四)道以て人を一にするに足るのみ。彼其人苟くも一なれば、則ち其土地(五)且奚ぞ我を去りて他に適かんや。故に百里の地、其等位爵服は以て(六)天下の賢士を容るゝに足り、其官職

地而從之之謂也。道足以一人而已矣。彼其人苟一。則其土地且奚去我而適他。故百里之地。其等位爵服。足以容天下之賢士矣。其官職事業。足以容天下之能士矣。循其舊法。擇其善者。而明用之。足以順服好利之人矣。賢士一焉。能士官焉。好利之人服焉。三

事業は、以て天下の能士を容るゝに足り、(七)其舊法に循ひ、(八)其善き者を擇びて明に之を用ふれば、以て好利の人を順服するに足る。(九)賢士一に、能士官し、好利の人服す。(一〇)三者具りて天下盡す。是れ其外有ること無し。故に百里の地、以て勢を竭すに足る。(一一)忠信を致し(一二)仁義を著すれば、以て人を竭すに足る。(一三)兩者合して天下取る。諸侯後に同する者は先に危し。(一四)詩に曰く、(一五)西より東より南より北より、思うて服せざることなしと、人を一にするの謂なり。

(一) 方百里の諸侯の地を以て天下を取るべしといふは、これ虛言にあらず (二) 其の困難なるは只人主の其法を知るにあり (三) 他國の其土地を負ひ荷ひ來りて我に從ふの謂にあらず (四) 其政夫以て天下人心を齊一にし天下をして歸服せしむるに足る (五) 且は將に同じ (六) 天下の道德ある賢良の士を包容するに足る (七) 才藝ある士 (八) 其舊くより傳はれる本を務め生を厚くする法の善き者を擇びて之を用ひば則ち民衣食足り、好利の人民をして歸順歸服せしむるに足る (九) 賢良の士は盡く來り仕へ、才藝の士各其官に備る (一〇) 上にいへる三の者皆具備して後、天下を治むるの法之に盡く (一一) 等位、爵服、官職、事業已に備はれば、是れ天下の勢是に盡くといふべし (一二) 忠信を致しきはめ、仁義をあらはし明に示せば天下人民の心をして盡く我に傾倒するに至らしむ (一三) 天下の勢と時となり (一四) 詩經大雅文王有聲の篇 (一五) 舊章に出づ

者具而天下盡。無レ有二是其外一矣。故百里之地。足二以竭一レ勢矣。致二忠信一。著二仁義一。足二以竭一レ人矣。兩者合而天下取。諸侯後同者先危。詩曰。自レ西自レ東。自レ南自レ北。無二思不一レ服。一レ人之謂也。

羿逢門者。善服レ射者也。王良造父者。善服レ馭者也。聰明君子者。善服レ人者也。人服而勢從レ之。人不レ服而勢去レ之。故王者已二於服一レ人矣。故人主。欲レ得二善射射レ遠中一レ微。則莫レ若二羿逢門一矣。欲レ得二善馭及レ速致一レ遠。則莫レ若二王良造父一矣。欲レ

(一)羿と逢門は善く射を服する者なり。(二)王良と造父は善く馭を服する者なり。聰明の君子は善く人を服する者なり。(三)人服して勢之に從ふ。人服せずして勢之を去る。(四)故に王者は人を服するに已む。故に人主、(五)善射して遠きを射微に中つるものを得んと欲せば、則ち羿・逢門に若くは莫し。(六)善馭して速きを及ひ遠きを致むるものを得んと欲せば、則ち王良造父に若くは莫し。天下を調一し(七)秦楚を制するものを得んと欲せば、(八)則ち聰明の君子に若くは莫し。(九)其の知を用ふること甚だ簡にして、(一〇)其の事を爲すこと勞せず、功名大を致め、(一一)甚だ處し易くして、綦めて樂むべきなり。故に明君は以て寶と爲し、愚者は以て難しと爲す。

(一) 古の弓の名手、前に出でたり、逢門も亦弓の名手、逢蒙なり、射を羿に學べり、皆能く射る、故に弓射る者皆之に服す (二) 古の能く馬を御する者、王良は晉の趙簡子の御者、造父は周の穆王の御者、馭は御に同じ (三) 人々服して後、大勢自ら之に從ふ (四) 王者の功といふは人々を服せしむるに及びて始めて已む (五) 人主たるも

得下調二一天下一。制中秦楚上。則莫若二聰明君子一矣。其用レ知甚簡。其爲レ事不レ勞。而功名致レ大。甚易レ處。而綦可レ樂也。故明君以爲レ寶。而愚者以爲レ難。

の、善く弓射て遠に及び、巧に射て微小の者をも射中つる者を得んとせば、則ち斯道の名手たる羿、蠭門の如きものを得るに若くはなし（六）巧に馬をあつかひて速く走らしめ、遠きに達せしむる者を得んとせば、則ち王良、造父の如きものを得るに若くはなし（七）とゝのへて統一するなり（八）強大の國（九）其智慮を用ふること甚だ少し（一〇）其事業を爲すに骨折ることなくして而も功名は大を極む（一一）智慮を用ひ事業を爲すこと甚だ易し、而も極めて樂むべきなり

夫貴爲二天子一。富有二天下一。名爲二聖王一。兼二制人一。人莫三得而制二也。是人情之所二同欲一也。而王者兼而有レ是者也重レ色而衣レ之。重レ味而食レ之。重二財物一而制レ之。合二天下一而君レ

（一）夫れ貴きこと天子たり、富天下を有ち、名聖王と爲る、人を兼制して、人得て制すること莫きなり。（二）是れ人情の同じく欲する所なり。王者は兼ねて是を有する者なり。（三）色を重ねて之を衣、（四）味を重ねて之を食ひ、（五）財物を重ねて之を制し、（六）天下を合して之に君となり。飲食甚だ厚く、（七）聲樂甚だ大に、（八）臺謝甚だ高し、（九）園囿甚だ廣く、諸侯を臣使して（一〇）天下を一にす。是又人情の同じく欲する所なり。天子の禮制（一一）是の如き者なり。制度（一二）以に陳し、（一三）政令以に挾く、官人（一四）要を失すれば則ち死し、公（一五）侯禮を失すれば則ち幽す。四方の國、修離（一六）の徳有れば則ち必ず滅ぶ。名聲（一七）日月の

之。飲食甚厚。聲樂甚大。臺謝甚高。園囿甚廣。臣二使諸侯一。一二天下一。是又人情之所二同欲一也。而天子之禮制如レ是者也。制度以陳。政令以挾。官人失レ要則死。公侯失レ禮則幽。四方之國。有二侈離之德一。則必滅。名聲若二日月一。功績如二天地一。天下之人。應レ之如二影響一。是又人情之所二同欲一也。而王者兼而有レ是者也。

若く、功績天地の如く、天下の人之に應ずること影響の如し。是又人情の同じく欲する所なり。王者は兼ねて是を有する者なり。

(一) 夫れ貴きことは天子と最上の位にあり、其富めることも天下を我物となし、其名は聖王と稱せられ、人をあはせ制するも、人より制せらるゝことなし (二) 此の如き身分となることは、凡そ人情の何人も一樣に欲する所、而も王者と生れしものは實に此貴、富、兼制を悉く有するものなり (三) 重は多なり、多くの美しき色彩にて染成せる衣をかさね着す (四) 多くの味に調理せる物を食ふ (五) 多く財寶物資を意のまゝに集め用ふ (六) 天下を合一してその君となる (七) 聲曲音樂甚だ大じかけ也 (八) 謝は樹と同じ、臺の屋根あるもの、臺は物見するところ、前に出でたり (九) 前に出でたり、園は植物園、囿は植物園に動物園を兼ねたる如きもの (一〇) 臣下の如く使ふなり (一一) 禮法と制度 (一二) 制度已に偏く天下に布きのべられ (一三) 政令已に天下に偏く及ぶ、挾は浹に通ず (一四) 官吏も人民も制度、政令の要旨を失して之に違反すれば則ち死刑に處し (一五) 公侯の大諸侯といへども、禮法を失し違へば則ち之を幽屛す (一六) 奢侈にして道德に乖離せる所業。一說に離は麗に通じ、侈麗となすものあり、又通ず (一七) 名聲は日月のあまねく照すが如く、功績は天地の廣く大なるが如し

故人之情。口

故に人の情、(一)口は味を好みて、臭味焉より美なるは莫し。(二)耳は聲を好みて、聲樂

好味。而臭味莫美焉。耳好聲。而聲樂莫大焉。目好色。而文章致繁。婦女莫衆焉。形體好佚。而安重間靜莫愉焉。心好利。而穀祿莫厚焉。合天下之所同願兼而有之。睪牢天下。而制之若制子孫。人苟不狂惑戇陋者。其誰能睹是而不樂也哉。欲是之主。並肩而存。能

焉より大なるは莫し。目は色を好みて、(三)文章繁を致し、婦女焉より衆きは莫し。(四)形體は佚を好みて、(五)安重(六)間靜焉より愉しきは莫し。(七)心利を好みて穀祿焉より厚きは莫し。天下の同じく願ふ所を合し、兼ねて之を有す。天下を(八)睪牢して、之を制すること子孫を制するが若し。(九)人苟くも狂惑戇陋ならざれば、其れ誰か能く是を睹て樂まざらんや、(一〇)是を欲するの主、並肩して存し、能く是を建つるの士、世に絶えず、(一一)千歲にして合せざるは何ぞや。曰く、人主公ならず、人臣忠ならざればなり。(一二)人主は則ち賢を外にして偏擧し、人臣は則ち職を爭うて賢を妬む。是れ其の合はざる所以の故なり。人主胡ぞ(一四)廣焉として(一五)親疏を(一三)恤ふこと無く、貴賤に倫すること無く、唯誠能を之れ求めざる。是の若くなれば、則ち人臣職業を(一七)輕じ、賢に讓りて安に其後に(一六)隨ふ。是の如くなれば則ち禹舜(一八)還至り、王業還起る。(一九)功天下を一にし、名禹舜に配す。物由樂むべき是の如く、其れ美なる者有らんや。嗚呼人に君たる者、亦以て(二〇)若き言を察すべし。

建レ是之士。不ニ世絶一。千歲而不レ合。何也。曰人主不レ公。人臣不レ忠也。人主則外レ賢而偏擧。人臣則爭レ職而妬レ賢。是其所ニ以不レ合之故也。人主胡不下廣焉無レ恤ニ親疏一。無レ偏ニ貴賤一。唯誠能之求上。若レ是。則人臣輕ニ職業一。讓レ賢而安隨ニ其後一。如レ是則禹舜還至。王業還起。功一ニ天下一。名配ニ禹舜一。物由有ニ可レ樂如レ是。其美焉者一乎。嗚呼君レ人者。亦可ニ以察ニ若言一矣。

（一）人の情たる、口には美味を取ることを好むものにて、而も王者はど香あるよき味のもいを取るものなし、具は臭なり（二）耳には妙なる音樂を聽くことを好むものにて、而も王者はど妙なる音樂を聽くものなし（三）あややもやうの緻密なるを極む（四）身體安逸を好む（五）重の義解すべからず（六）閑靜なり、身にゆとりあるなり愉は樂に同じ（七）心利得を好むものなり、而も王者の穀祿を得ることの多き、これより富厚なるはなし（八）梟牢なり、牢籠するなり、ことごとくこめて有するなり（九）人苟くも狂痴にあらず、戇愚固陋に非る以上、それ誰か能く上の如き王者の富厚益に隨ふを見て、樂とせざるものあらんや（一〇）以上の如き王者の富厚を欲するの人主、肩を並べて幾人も存し、又能くこれを建て人主をして之を縦にせしむるの士、いつの世も絶えず（一一）然るにかくの如き人主と賢士とが、千年の間に一度も相合ふことなきは何故ぞ（一二）賢を疎じかたよりて公平を失ひ、その愛する所を擧ぐ（一三）其材能の適不適を顧みず徒に高き職を得んことを爭ひ、他の賢明なるをねたむ（一四）職に通ず、むなしく物にこだはらぬさま（一五）親しきとかうときとかいふ關係の深淺をおもふことなく（一六）誠實にして材能ある士（一七）人の臣たる者は官職事業を輕じて他と爭ふことなく、賢能の士に讓り、自らはその後に隨ひて其使令を受くるやうにす（一八）夏の禹王や帝舜の如き聖人の君、また此世に再生し先王の立派なる事業また起ることとなる（一九）その功績は天下を一統し、其名聲は禹王帝舜と並稱せらる（二〇）多くの物の中に於ていは、猶樂むべきものありとするも、此の如く美なるものはなかるべし

楊朱哭ニ衢塗一曰。此夫過擧蹞步而レ覺跌ニ千里一者夫。哀ニ哭之一。此亦榮辱安危存亡之衢已。此其爲レ可レ哀。甚ニ於衢塗一。嗚呼哀哉。君レ人者。千歲而不レ覺也。

無ニ國而不レ有ニ治法一。無ニ國而不レ有ニ亂法一。無ニ國而不レ有ニ賢士一。無ニ國而不レ有ニ能士一。無ニ國而不レ有ニ愿民一。

(一)楊朱衢塗に(二)哭して曰く、此れ夫れ過擧(三)蹞步して覺らずんば、千里を跌する者かと。之を哀哭す。(四)此れ亦榮辱安危存亡の衢のみ。(五)此れ其の哀むべきを爲すこと衢塗より甚し。(六)嗚呼哀しい哉。人に君たる者、千歲にして覺らざること。

(一)戰國時代の人、墨子よりは後れ、孟子よりは稍前なり、其の說たる、己を愛するに在り、一毛を拔きて天下を利することをなさず、墨子とは全く反對にて今の所謂利己主義者の大なるものなり　(二)岐路、路のこまたをなして別るゝ處　(三)過擧は俗にいふ大股なり、蹞步は半步なり、大股の一步か半步かを踏み違へて覺らずば、やがて千里の違さまでも其差を生ずるものなり、跌は差なり　(四)かなしみなく　(五)これ亦一國の榮ふるか辱を受くるか、安となるか危となるか、存するか亡ぶかの岐るゝ二またの路なり　(六)その哀むべきことは單に岐路にて一步か半步かを差まるより甚しといふべし

(一)國として治法有らざること無く、國として亂法有らざること無く、國として賢士有らざること無く、國として(二)罷士有らざること無く、國として(三)愿民有らざること無く、國として(四)悍民有らざること無く、國として美俗有らざること無く、國として惡俗有らざること無し。兩者並び行はれて國あり。(五)上偏に在りて國安く、(六)下偏に

無國而不有悍民。無國而不有美俗。無國而不有惡俗。兩者並行而國。在上偏而國安。在下偏而國危。上一而王。下一而亡。故其法治。其佐賢。其民愿。其俗美。而四者齊。夫是之謂上一。如是。則不戰而勝。不攻而得。甲兵不勞。而天下服。故湯以亳。武王以鄗。皆百里

在りて國危く、上一にして（七）王たり、下一にして亡ぶ。故に其法治り、其佐賢に、其民愿に、其俗美にして、（八）四者齊しき、夫れ是を之れ上一と謂ふ。是の如くなれば則ち戰はずして勝ち、攻めずして得、（九）甲兵勞せずして天下服す。故に（一〇）湯は亳を以てし、武王は鄗を以てす。皆百里の地なり。天下一と爲り、諸侯臣と爲り、（一一）通達の屬、服從せざること莫きは、他故無し。四者齊しければなり。（一二）桀紂は即ち天下を有つの勢に序して、匹夫たらんことを索むるも、而も得べからざるなり。是れ他故無し。四者竝び亡ぶればなり。（一三）故に百王の法同じからざるも、歸する所の者は一なり。

（一）凡そ、いづれの國なりとて、國として治を致す政法あらざるはなし、又國として亂を取る政法あらざるはなし （二）罷は病なり、行の取るべき無きなり、役立ずの士 （三）誠實の民 （四）悍惡の民 （五）上に擧げたるうちの良き方に偏して行ふなり、即ち、治法多く、亂法少く、賢士多く罷士少く、愿民多く悍民少く、美俗有る方面を指す （六）下の惡き方に偏り行ふなり、即ち亂法罷士、悍民、惡俗のみ行はるゝ方面を指す （七）上の治法に一にして亂法無きなり、賢士愿民、美俗の一方のみなれば能く王となるべし、下一は之に反するなり、之に反すれば亡ぶ （八）この四の者ひとしく闕くることなきこと （九）甲冑武器兵士何等勞することなくして天下之に服す （一〇）殷の湯

之地也。天下爲一。諸侯爲臣。通達之屬。莫不服從。無他故焉。四者齊也。桀紂即序於有天下之勢、索爲匹夫、而不可得也。是無他故焉、四者並亡也。故百王之法不同。(若是)所歸者一也。

王は亳い都より起り、周の武王は鄗の都より起りて能く王たり　㈡　舟や車の通じ達する僻遠の地にすめるとも がら前に出でたり　㈢　夏の桀王や殷の紂王は即ち天下を保つ王者としての權勢を十分に有したりしに人民はこれに服從せざるに至り、漸く覺りて匹夫となりて生存せんことを求めても、もはや不可能となれり　㈣　故に古來より多くの王者達の立てたる政法、夫々一長一短ありて、必ずしも齊一ならざれど、其歸着する所は結局一なり、即ち四者齊しきにあるのみ

上莫不致愛其下。而制之以禮。上之於下。如保赤子。政令制度。所以接下之人百姓。有不理者如毫末。則雖孤獨鰥寡。必不加焉。故

(一)上愛を其下に致さざること莫し、(二)之を制するに禮を以てす。上の下に於ける、(三)赤子を保するが如く、(四)政令制度、下の人百姓に接する所以のもの、不理なる者毫末の如きこと有れば、則ち孤獨鰥寡と雖も、必ず加へず。故に下の上に親むこと(五)歡父母の如く、(六)殺すべくして順はざらしむべからず。君臣上下、貴賤長幼、庶人に至るまで、(七)是を以て隆正と爲さざること莫し。然して後内自ら省みて、以て分(八)を謹む。(九)是れ百王の同じき所なり。(一〇)禮法の樞要なり。然して後農は田を分ちて耕

下之親レ上。歡如二父母一。可レ殺而不レ可レ使レ不レ順。君臣上下。貴賤長幼。至二于庶人一。莫レ不三以レ是爲二隆正一。然後皆內自省。以謹二於分一。是百王之所(以)レ同也。而禮法之樞要也。然後農分レ田而耕。賈分レ貨而販。百工分レ事而勸。士大夫分レ職而聽。建國諸侯之君。分レ土而守。三公摠レ方而

し、賈は貨を分ちて販し、百工は事を分ちて勸み、士大夫は職を分ちて聽き、(一一)建國諸侯の君は、土を分ちて守り、(一二)三公は方を摠べて議すれば、(一三)則ち天子は己を(一四)(一五)共しくするのみ。若しくは出で若しくは入るも、天下平均ならざること莫し、治辨ならざること莫し、(一六)是れ百王の同じき所にして、禮法の大分なり。

(一)上人君たるもの、仁愛を其下人民に及さゞることなく　(二)而して之を制馭するは禮法を以てす　(三)父母の赤子を大切に保育するが如く　(四)政令や制度等の下の人民百姓に接する所以の者に於て、不合理なるものが、たとひ毛の末程のいさゝかなりともあらば、則ち鰥寡孤獨の四者には必ず加へず、此四者は人々の輕んじ賤しむところ、故に聖王は尤も之を愛せり、孤は少にして父無き者、獨は老いて子無き者、鰥は老いて妻無き者、寡は老いて夫なき者、已に前に解せり　(五)故に下人民の上人君に親み睦ぶや、その歡び慕ふこと父母の如し　(六)君の爲には我身を殺さざるべからずといふ樣にし、又順はざらしむるやうにすべからず　(七)是は上に親むを謂ふ隆正は尊ぶべく正しき政道なり　(八)其上を愛敬し皆其分を謹み敢て踰越せざるなり　(九)これ多くの王者の同じく用ふ所の政道なり　(一〇)戸のとぼそ、扇のかなめの如き大切なるもの　(一一)各其職事を分ちてこれを聽きさばき　(一二)國を新に建てし諸侯としては、其封土を夫々分ちて之を守り　(一三)三公は時代によりてその名異れど、周の時にありては、太師、太保、太傅　(一四)夫々の分掌する方面の事を總管して議す　(一五)己を恭しくするのみ、而止は而已に通ずのみなり　(一六)內外といふに同じ前に出でたり

議。則天子共レ己而止矣。若出若入。天下莫レ不二平均一。莫レ不二治辨一。是百王所レ同。而禮法之大分也。

若夫貫レ日而治平。權レ物而稱レ用。使三衣服有レ制。宮室有レ度。人徒有レ數。喪祭械用。皆有二等宜一。以レ是用挾二於萬物一。尺寸尋丈。莫レ得レ不レ循二乎制數度量一。然後行。則是官人使吏之事也。不レ足レ數二於大君子之前一。故君レ人者。立二隆政本朝一而當

若し夫れ日を貫みて(一)治平し、(二)物を權りて(三)用に稱ひ、衣服をして制有り、(四)宮室をして(五)度有り、人徒をして(六)數有り、喪祭械用をして(七)皆等宜有らしむ、是を以て用萬物に挾し。(八)尺寸尋丈も制數度量に循はざるを得ること莫くして、然して後に行ふは、則ち是れ官(九)人使吏(一〇)の事なり。大君子の前に數ふるに足らず。故に人に君たる者は、隆政(一二)を本朝に立てて當り、(一一)百事(一三)を要せしむる所の者が、誠に仁人なれば、則ち身佚して國治り、功大にして名美に、上は以て王たるべく、下は以て霸たるべし。隆政を本朝に立てて當らず、百事を要せしむる所の者が仁人に非ればし、則ち身勞して國亂れ、(一四)功廢して名辱められ、社稷必ず危し。是れ人君たる者の樞(一五)機なり。

(一) 日を積むなり、日を累ぬること　(二) 前に出でたゞ治辯に同じ　(三) すべての物をはかり定めて、夫々の用に應

所ㇾ使ㇾ要二百事一者。誠仁人也。則身佚而國治。功大而名美。上可二以王一。下可二以覇一。立二隆正本朝一而不ㇾ當。所ㇾ使ㇾ要二百事一者。非二仁人一也。則身勞而國亂。功廢而名辱。社稷必危。此人君者之樞機也。

れかなひあふやうにす (四) 衣服には貴賤高下によりて各々一定の制あり (五) 宮室家居には各々一定の度あらしむ (六) 人夫 (七) 吉事の祭禮凶事の喪禮に用ふる器械道具の類には、皆夫夫等差ありて、身分によりて其宜しきを得しむ (八) 尺とか寸とか六尺とか一丈とかの類は皆一定のきまりあり、尺度、量目に依るやうにす (九) 上の官職に列る人 (一〇) 官人に使役せらるる官吏 (一一) 人君の前に數へ立つるに足らず (一二) 隆政は上の隆正をいふなり、たつとぶべく正しき所の政法を其朝廷に立てゝ、之にはづれそむかぬやう適當にす (一三) あらゆる政事の要をつかさどり、綱紀を掌る者即ち宰相たるものにして誠に仁人なれば (一四) 功績はすたれて其名聲はけがさる (一五) 前に解せり

故能二當一人一而天下取。失二當一人一而社稷危。不ㇾ能二當一人一。而能二當千人百人一者。說無二之有一也。既能二當一人一。

故に當(一)を一人に能くして天下を取り、當(二)を一人に失して社稷危し。當を一人に能くせずして、當を千人百人に能くする者は、說之れ有ること無きなり。既に當を一人に能くすれば、則ち身(三)有何ぞ勞するを而爲さん。衣裳を垂れて天下定る。故に湯は伊尹(四)を用ひ、文王は呂尚(五)を用ひ、武王は召公(六)を用ひ、成王は周公を用ふ、且卑き者は五伯(七)なり。齊の桓公、閨門の內懸樂(八)奢泰(九)、游玩をこれ脩むるも、

則身有何勞而爲。垂二衣裳一而天下定。故湯用二伊尹一。文王用二呂尚一。武王用二召公一。成王用二周公旦一。卑者五伯。齊桓公。閨門之內。懸樂奢泰。游玩之脩。於二天下一不レ見レ謂レ脩。然九二合諸侯一。一二匡天下一。爲二五伯長一。是亦無二他故一焉。知レ一二政於管仲一也。是君レ人者之要守也。

天下に於て脩むと謂はれず、(一〇)然れども諸侯を九合し天下を一匡し、(一一)五伯の長と爲るは、是れ亦他故無し。政を管仲に一にすることを知ればなり。(一二)是れ人に君たる者の要守なり。(一三)

(一) 百事を擧せしむる所の一人の宰相たるもの、能く適任なる者を得れば、以て天下を取るに足り、然らざれば社稷危し (二) 適任なる一人の宰相を得る能はずして、能く千人百人といふ多數の適任者を得し者は、古來の諸賢の論說に此等の事なし (三) 又なり、而は之なり (四) 前に出でたり (五) 太公望 (六) 又前に出でたり、召公奭なり (七) 五霸なり前に出づ (八) 箜篌の類の樂器を懸くること (九) 泰も亦おごるなり (一〇) 天下の政道に於ては之を修め飾れりとはいはれず (一一) 前に出でたり (一二) 政治を管仲に一任することを知りたればなり (一三) 肝要にして守るべき所の大綱なり

知者易レ爲レ之興レ力。而功名綦大。舍是而

知者は之が爲に力を興し易くして、(一)功名綦めて大なり。(二)是を舍てて孰か爲すに足らん。故に古の人大功名有る者は必ず是に道る者なり。(三)其國を喪ひ、其身を危

孰足レ爲也。故古之人。有二大功名一者。必道レ是者也。喪二其國一危二其身一者。必反レ是者也。故孔子曰。知者之知。固以多矣。有以守レ少。能無レ察乎。愚者之知。固以少矣。有以守レ多。能無レ狂矣。此之謂也。

くする者は、必ず是に反する者なり。故に孔子曰く、(四)知者の知は、固より以て多し、有以て少を守る、(五)能く察なること無からんや。(六)愚者の知は固より以て少し、有以て多きを守る、(七)能く狂なること無からんや。(八)此れの謂なり。

(一)賢に任ずることを知る智慮ある君は能く宰相を用ひ得て、その爲に所期の功を興し易く (二)是の宰相を得て賢に任ずといふ事を捨てて、何をか爲すを得ん (三)是の宰相を任ずる一事によるものなり (四)智者の智といふものは、固より甚だ多し (五)賢に任じ己を恭しうするのみなるをいふ (六)明察となること無き能はず (七)賢に任ぜずして其守る所の事多し (八)狂亂なり

治レ國者。分已定。則主相臣下百吏。各謹二其所一レ聞。不レ務レ聽二其所一レ不レ聞。各謹二其所一レ見。不レ務レ視二其所一レ不レ見。所レ聞所レ

國を治むる者、(一)分已に定れば、則ち主相臣下百吏、(二)各〻其の聞く所を謹み、其の(三)聞かざる所を聽くことを務めず。各〻其の見る所を謹み、其の見ざる所を視ることを務めず。聞く所見る所、(四)誠に以て齊し。則ち(五)幽閒隱辟と雖も、(六)百姓敢て分を敬ひ制に安じ以て其上に化せざること莫し。是れ治國の(七)徵なり。(八)主道は、近きを治めて遠きを治めず。(九)明を治めて幽を治めず。(一〇)一を治めて二を治めず、主能く近

見。誠以齊矣。則雖幽間隱辟、百姓莫敢不敬分安制。以化其上。是治國之徵也。主道。治近不治遠。治明不治幽。治一不治二。主能治近。則遠者理。主能治明。則幽者化。主能當一。則百事正。夫兼聽天下。日有餘而治不足者。如此也。是治之極也。

きを治むれば、則ち遠き者理る。(一一)主能く明を治むれば、則ち幽者化す。(一二)主能く一を當つれば、則ち百事正し。夫れ天下を兼聽し、(一三)日餘ありて治足らざる者は、此の如くすればなり。是れ治の極なり。

(一) 夫々の職分 (二) 各自の聞く所の職分の範圍に於て謹みて守り行ひ敢て之を越えざるなり (三) 聞く所以外即ち職分以外 (四) 各々其事に當り、侵し越ゆることなし (五) 幽閑隱僻は極めて邊鄙なる地 (六) 百姓は敢て夫々己の職分を敬ひ守り、制度に安じ隨ひ、以て上人君宰相の政法に同化せざるものなし (七) 徵驗、しるし (八) 人主たるものの道 (九) 目の屆く明なる所を治め、目の屆かぬ所は治めず、餘り細く裏面、暗黒面などをこせ〳〵とほじくらぬなり (一〇) 一事を其當れるやうに治めてすべての事に至るやうには治めず其治むる所は當るやうにするも萬事萬般重箱の隅を揚枝にてせゝるやうにはせず (一一) 治に同じ (一二) 治めずとも自然之に同化す (一三) 日には充分の暇あるも、治むる事の方少くして足らざるなり

既能治近。又務治遠。既能治明。又務見

既に能く近きを治め、又務めて遠きを治む。(一)既に能く明を治め、又務めて幽を見、(二)既に能く一を當て、又務めて百を正す。(三)是れ過ぐる者なり。猶及ばざるがごとき

幽。既能當レ一。又務正百。是過者也。猶レ不レ及也。辟レ之。是猶下立二直木一而求中其影之枉上也。不レ能レ治レ近。又務治レ遠。不レ能レ察レ明。又務見レ幽。不レ能レ當レ一。又務正レ百。是悖者也。辟レ之。是猶下立二枉木一而求中其影之直上也。

なり。(四)之を辟ふるに、是れ猶直木を立て、其影の枉らんことを求むるがごとし。又務め近きを治むること能はず、又務めて遠きを治む。(五)明を察すること能はず、又務めて幽を見、一を當つること能はず、又務めて百を正す。(六)是れ悖る者なり。之を辟ふるに、是れ猶枉木を立て其影の直ならんことを求むるがごときなり。

(一) すでに能く、目の届く所を治め、又なるべく目の届かぬ所を見て治むるやうにす (二) すでに能く一事を當るやうに治め、又なるべく他のすべての事を當るやうに正す (三) これは少しやり過ぎる、度に過ぎるといふものなり、やり過ぎ度を越すといふは不可、猶及ばざるに似たり (四) 之を物に譬へて見るに、猶眞直なる木を立てゝ其影法師の曲るやうにと願ふが如く、とても出來ぬ相談なり (五) 明なる所をも見拔く (六) 道理にもとる

故明主好レ要。而闇主好レ詳。主好レ要。則百事詳。主好レ詳。則百事荒。君

故に(一)明主は要を好み、(二)闇主は詳を好む。主要を好めば明ち(三)百事詳なり。主詳を好めば則ち(四)百事荒む。君は(五)一相を論じ、(六)一法を陳し、一指を明にし、以て之を(七)兼覆し、之を(八)兼炤し、以て(九)其盛を觀る者なり。相なる者は(一〇)百官の長を論列して、(一一)百事

者論一相陳。一法明一指。以兼覆之。兼炤之。以觀其盛者也。相者。論列百官之長。要百事之聽。以飾朝廷臣下百吏之分。度其功勞。論其慶賞。歲終奉其成功。以效於君。當則可。不當則廢。故君人。勞於索之。而休於使之。用國者。得百姓之力者富。得百姓之死

の聽を要し、以て朝廷臣下百吏の分(一二)を飾り、其功勞を度り(一三)、其慶賞を論じ、歲(一四)に終に其成功を奉じて以て君に效すに、當れば(一五)則ち可し、當らざれば則ち廢す。故に人に君たるものは、(一六)之を索むるに勞して之を使ふに休す。

(一) 賢明の人君は簡要なるを好む、例へば一人の宰相に悉く之を委任して問はざるが如きなり (二) 之に反し闇君は、すべて詳細を好む、例へば人に委任しきれず、自ら百事を治むるが如し (三) 百事詳細に治る、これ宰相が委任に負かぬやうにと全力を盡すに因る (四) 荒廢なり、如何につとむるとも一人の力にては到底及ばず、自然萬事荒廢するに至る (五) 一人の宰相を種々の方面より論定し、選擇するなり (六) 陳は陳べ布くなり、指は指歸する所なり、一法一指は綱紀を謂ふ (七) あはせて之を覆育す (八) あはせて之をてらす (九) 盛は成なり、其成功を觀るなり (一〇) 百官の長ずる所を論じ較べて、其材能によりて位次を列べ其列位に置く (一一) 聽は治なり要は案なり、あらゆる政治用の事を觀察して其得失を考ふるなり (一二) 各その職分を修めとゝのふるなり (一三) その大小をはかりつもる (一四) 年の終に其成功の如何をことごとく擧げて君に致す (一五) 其官と職分とが相當りて稱れば、依然その官に在ることを許し、相當らざれば則ち其職を解く (一六) 賢明の宰相を探し索むるには骨折り、而も之を使ふにはこれに萬事委任すること故、休息するなり

(一)國を用むる者、百姓の力を得る者は富み、(二)百姓の死を得る者は彊く、百姓の譽を得る者は榮ゆ。(三)三得の者具れば天下之に歸し、三得の者亡へば天下之を去る。

者彊。得二百姓之譽一者榮。一得者具。而天下歸レ之。三得者亡。而天下去レ之。天下歸レ之。之謂レ王。天下去レ之。之謂亡。湯武者。脩二其道一。行二其義一。興二天下同利一。除二天下同害一。天下歸レ之。故厚二德音一以先レ之。明二禮義一以道レ之。致二忠信一以愛レ之。賞レ賢使レ能以次レ之。爵服賞慶。以申二重之一。時二其

天下之に歸する、之を王と謂ひ、天下之を去る、之を亡と謂ふ。(四)湯武は、其道を脩め、其義を行ひ、(五)天下の同利を興し、天下の同害を除き、天下之に歸す。故に(六)德音を厚くして以て之を先にし、禮義を明にして以て之を道き、忠信を致めて以て之を愛す。(七)賢を賞び能を使うて以て之に次ぎ、爵服賞慶以て之を(八)申重す。(九)其事を明にし、(一〇)其任を輕くし以て之を調齊す。(一一)潢然として之を兼覆し、之を養長し、赤子を保するが如し、(一二)民を生ずるは則ち寬を致め、(一三)民を使ふは則ち理を綦め、政令制度を辨じ、天下の人百姓に接する所以は、(一四)非理なる者毫末の如きこと有らば、則ち孤獨鰥寡と雖も、必ず加へず。

(一) 國を治むる者 (二) 百姓の死を顧みざるに至るやうになる (三) 上にいへる百姓の力を得る者、百姓の死を得る者、百姓の譽を得る者の三なり (四) 殷の湯王や周の武王 (五) 天下人民の同じく利とする所の事を盛に興し、天下人民の同じく害とする所の事を除き去る (六) 恩德を加へたる政令 (七) 賞は尙と通ず、たつとぶ (八) かさねかされて大にはげます (九) 百姓の營むべき春、夏、秋それ〳〵の仕事の時を失ぬやうさせ (一〇) その負ひ任ふべき賦税の類を輕減し (一一) 滉然なり、大水の貌大にの義 (一二) 人民をして其生を遂げしむるには、則ちゆ

事。輕其任。以調齊之。潢然兼覆之。養長之。如保赤子。生民則致寛。使民則綦理。辨政令制度。所以接天下之人百姓。有非理者如毫末。則雖孤獨鰥寡。必不加焉。

るやかにし（一三）民を使役するには、如何にも尤もなりと首肯くやうに合理的にし（一四）道理に合はぬこと、よしや毛の末ほどのわづかの事なりともあらば

是故百姓貴之如帝。親之如父母。爲之出死斷亡而（不）愉者。無他故焉。道德誠明利澤誠厚也。亂世不然。汙漫突盜以先之。權謀傾覆以示之。俳優侏儒。婦女之請謁以悖之。

是故に百姓之を貴ぶこと帝の如く、之を親むこと父母の如く、之が爲に出死斷亡して（一）（二）愉む者は、他故無し。（三）道德誠に明に、利澤誠に厚ければなり。亂世は然らず、（四）汙漫（五）突盜以て之を先にし、權謀傾覆以て之に示し、（六）俳優侏儒、（七）婦女の請謁以て之を（八）悖す。（九）愚をして知に詔げしめ、不肖をして賢に臨ましめ、（一〇）民を生ずるは則ち貧隘を致し、民を使ふは則ち勞苦を綦む。是故に百姓之を賤むこと（一二）尩の如く、之を惡むこと鬼の如し。（一三）（一四）日に間を伺ひて相與に之を投籍し、之を（一五）去逐せんと欲す。卒に（一六）寇難の事有れば、又百姓の己が爲に死せんことを望むも、得べからざるなり。（一七）說以て之を取ること無し。孔子曰く、吾が人に（一八）適く所以を審にするは、人の我に來

之。使ニ愚詔ヒ知。使ニ不肖臨ヒ賢。生レ民則致ニ貧隘一。使レ民則綦ニ勞苦一。是故百姓賤レ之如レ尫。惡レ之如レ鬼。日欲下伺レ間而相與投ニ籍之一。去中逐之上。卒有ニ寇難之事一。又望ニ百姓之爲レ己死一。不レ可レ得也。說無ニ以取ヒ之焉。孔子曰。審ニ吾所ニ以適ヒ人。(適)人之所ニ以來ヒ我也。此之謂也。

る所以なりと、此れの謂なり。

(一) 死力を出し (二) 己が身の亡ぶることを必ずと決心し (三) 道德の政治誠に明に行きわたり、それが爲め百姓の受くる利益や恩澤誠に厚くして洩るゝ所なければなり (四) けがれみだらにて、しだらなきこと (五) 他を凌ぎ自ら取るまじきものまでもぬすむ (六) 役者とか一寸法師とか、衆人の戲れの相手にしたり或は弄びものにしたりするもの (七) 妻妾等の婦人よりの內々にての願ひごとや賴みごと (八) かきみだす (九) 愚者をして智者に使令せしめ (一〇) 上より下を見る義々れば、上に立ちて之を治むる類 (一一) 貧乏にして (一二) 大蛇 (一三) 幽鬼なり、お化の親 (一四) 每日のやうにその間隙をうかがひ見て、皆一同に君を投げ出しふみつけ、君を君と思はず (一五) おひしりぞくるなり (一六) 他より來りて我國をあだとして難を構ふること (一七) 古來之を論說せしものの中に、寇難の際百姓が君の爲に死せんとするやうに敎訓せしといふやうの事はなし (一八) われ他に往きて、人に物を與ふる道を審につゝしむといふは、我が與へしに對し、その人が復來りて我に報いるが爲なり

傷レ國者何也。曰。以ニ小人一尙レ民而威。以ニ非所一取ニ於民一而巧。是傷レ國之

(一)國を傷る者は何ぞや。曰く、(二)小人を以て民に尙たらしめて威あり、(三)非所を以て民に取りて巧なる、是れ國を傷るの大災なり。大國の主にして、(四)好みて小利を見る、是れ國を傷るなり。其の聲色臺樹園囿に於けるや、(五)愈〻厭りて新を好む。是れ

大災也。大國之主也。而好見小利。是傷國。其於聲色臺榭園囿也。愈厭而好新。是傷國。不好循政其所以有。啖啖常欲人之有。是傷國。三邪者在匈中。而又好以權謀傾覆之人。斷事其外。若是則權輕名辱。社稷必危。是傷國者也。

國を傷るなり。其の以に有する所を循政することを好まずして、啖啖として常に人の有を欲す。(六)是れ國を傷るなり。(七)三邪の者匈中に在りて、(八)又好みて權謀傾覆の人を以ひ、(九)事を其外に斷ぜしむ。(一〇)是の若くなれば則ち權輕く名辱められ、社稷必ず危し、是れ國を傷る者なり。

(一) 國をやぶ　そこなふといふは如何なる事ぞ　(二) 小人の徒をして、上位に在らしめて、これに威令を逞しうせしめ　(三) 巧に理由を立て口實を設けて人民より取るべからざる所の租税を取立つるが如きことと　(四) 好みて民より小利をも得んとして貪るの甚しきなり　(五) 已に得て心に滿足すれば忽ち更に新奇のものを好み之を得んとす　(六) 其の已れが已に有する所の國土を修め正しうしていよ〳〵よきものにすることを好まずして、更に慾深く飽くことなく常に他の國土を得んと欲す、啖啖は併呑の貌　(七) 一、小利を見、二、新を好む、三、人の有を欲すこれなり　(八) 胸中　(九) 以は用なり　(一〇) 一國の政事を内に在りて自ら裁斷せず客相違に任するなり

大國之主也。不隆本行。不敬舊法。而好

大國の主にして本行を隆ばず、(一一)舊法を敬せずして詐故を好む。(一二)是の若くなれば、則ち夫の朝廷羣臣亦從つて俗を禮義を隆ばずして傾覆を好むに成す。朝廷羣臣

詐故。若レ是。則夫朝廷羣臣亦從而成下俗不レ隆二禮義一而好中傾覆上也。朝廷羣臣之俗若レ是。則夫衆庶百姓亦從而成下俗於不レ隆二禮義一而好中貪利上矣。君臣上下之俗。莫レ不レ若レ是。則地雖レ廣權必輕。人雖レ衆兵必弱。刑罰雖レ繁。令不二下通一。夫是之謂二危國一。是傷レ國者也。

の俗是の若くなれば、則ち夫の衆庶百姓、亦從つて俗を禮儀を隆ばずして、貪利を好むに成す。(四)君臣上下の俗、是の若くならざること莫ければ、則ち地廣しと雖も權必ず輕く、人衆しと雖も兵必ず弱く、刑罰繁しと雖も令下通ぜず。夫れ是れを之れ危國と謂ふ。是れ國を傷る者なり。

(一) 本行は前に解せり、隆はたつとぶなり　(二) 先王の制せられたる法をつゝしみ守らずしていつはりの事のみ好む　(三) 禮義をたつとばずして他をかたむけくつがへす惡しき風俗を成すやうになるなり　(四) 君と臣上と下との風俗が此の如くならざることなければ則ち其領土は如何に廣くとも其主權は必ず輕く其人民は多くとも其兵力は必ず弱く、其刑罰は繁く多くともその威令は下民にあまねく行きわたらず

儒者爲レ之不レ然。必將曲辨。朝廷必將隆二禮義一。而審二貴賤一。若レ是。則士

儒者(一)之を爲すは然らず。必ず將に曲辨(二)し、朝廷は必ず將に禮義を隆びて貴賤を審(三)にす。是の若くなれば、則ち士大夫節(四)を敬し制に死せざる者莫し。

(一) 儒者の爲す所の政法は則ち然らず　(二) 委曲治辨、つぶさにをさめ治む　(三) 貴と賤との分別をつまびらか、に分つ　(四) 節義をうやまひ己の職分の爲に死力をつくす

大夫莫下不二敬レ節死レ制者上矣。

百官則將齊二其制度。重二其官秩。若レ是則百吏莫レ不二畏レ法而遵レ繩矣。關市幾而不レ征。質律禁止而不レ偏。如レ是。則商賈莫レ不二敦愨而無詐一矣。百工將時斬伐。兆二其期日一而利二其巧任一。如レ是。則百工莫レ不二忠信而不楛一矣。縣鄙將輕二田野

(一)百官は則ち將其制度を齊しくし、其官秩を重くす。是の若くなれば則ち百吏法を(二)畏れて(三)繩に遵はざること莫し。(四)關市は幾して征せず、(五)質律は禁止して(六)偏ならず。是の如くなれば則ち商賈敦愨にして(七)無詐ならざること莫し。百工は將時に(八)斬伐し、其期日を(九)佻くして、(一〇)其巧任を利す。是の如くなれば、則ち百工忠信にして不楛ならざること莫し。(一一)縣鄙は將田野の稅を輕くし、(一二)刀布の斂を省き、(一三)力役を擧ることを罕にし、農時を奪ふこと無し。是の如くなれば、則ち農夫は(一四)朴力にして寡能ならざる莫し。

(一) 百官は則ち之を制馭するに其の制度を齊一にして守る所あらしめ、其官位と秩祿とを厚く重くして貪らざらしむ (二) 法以 (三) 繩墨の繩なり、則ち規則 (四) 關所や市場の如き所にあやしき服裝の者言動をなす者はとりしらぶることあるも稅賦を課せず (五) 質劑なり以て法と爲すべし、故に質律といふ、質劑は市場の相場を平均にするもの一枚の札に兩樣に書き同じやうにして兩方に之を別けて持つもの長き方を質といひ、短き方を劑といふ (六) 偏頗なきやうにす (七) 詐をなすものなし (八) 其時をあやまらぬやうにして樹木を斬る (九) 緩なり、

之税。省二刀布之斂。罕レ擧二力役一。無レ奪二農時一。如レ是。則農夫莫レ不二朴力而寡能一矣。士大夫務レ節死レ制。然而兵勁。百吏畏レ法。循レ繩。然後國常不レ亂。商賈敦愨無詐。則商旅安貨通レ財。而國求給矣。百工忠信而不楛。則器用巧便。而財不レ匱矣。農夫朴力而寡能。則上不レ失二天

之を製造すべき期日をゆるめ急がしめぬなり（一〇）事に巧にして能くその事に任ふる者には之をして利益さするやうにす（一一）もろからざるなり、即ち堅固なり（一二）前に解せり地方の事（一三）刀布は錢の事、錢にて納める税なり（一四）土木等の工事をはじむるやうの事を少くす（一五）質朴にして力作して他の技能をいろ／＼と務むるやうの事なし、即ち己の本業に専心となるなり

士大夫は節を務め制に死して、然して後兵勁し、百吏は法を畏れ、繩に循ひて、然して後に國常に亂れず。商賈は敦愨にして無詐なれば、則ち商旅安く、（一）貨財通じて國求給す。（二）百工忠信にして不楛なれば、則ち器用巧便にして貨匱しからず。（三）農夫朴力にして寡能なれば、則ち上は天時を失はず、（四）下は地利を失はず、（五）中は人和を得て、百事廢せず、是れを之れ政令行はれ、風俗美なりと謂ふ。（六）以て守れば則ち固く、（七）以て征すれば則ち彊く、居れば則ち名有り、（八）動けば則ち功有り、此れ儒の所謂曲辨なり。

（一）商賈旅客皆安心して其業に就き其用を便ず（二）貨財の有無相通じて四方各利便を得て國家の求むる所の物人々戸々皆充分に足るなり（三）種々なる器械道具その巧を極め一層便利となり、隨て之を製作する百工は、その財

時。下不ㇾ失二地利一。中得二人和一。而百事不ㇾ廢。是之謂二政令行。風俗美一。以守則固、以征則彊。居則有ㇾ名。動則有ㇾ功。此儒之所謂曲辨也。

を有つこと次第に豐となる ㊃ 寒暑晴雨その宜しきにかなふ ㊄ 土地の肥瘠乾濕宜しきにかなふ ㊅ 一家一鄕の人々、皆やはらぐ ㊆ かくの如くにして其國家を守れば大に堅固となる故敵國侵略の擧ありとも恐るゝに足らず、これを以て他國を征伐すれば向ふ所敵なく、則ち強し ㊇ かくの如くにして靜に一國の内に在れば則ち其聲は四方に聞ゆべく、何か事を爲せば則ち必ず功果擧るべし

卷第八

君道篇第十二

有亂君無亂國。有治人無治法。羿之法非亡也。而羿不世中。禹之法猶存。而夏不世王。故法不能獨立。類不能自行。得其人則存。失其人則亡。法者治之端也。君子者法之原也。故有君子。則法雖省。

亂君有りて亂國無く、治人有りて治法無し。羿の法亡ぶるに非ざるなり、羿世々中せず、禹の法猶存して、夏世々王たらず、故に法は獨立すること能はず、類は自行すること能はず。其人を得れば則ち存し、其人を失へば則ち亡ぶ。法は治の端なり。君子は法の原なり。故に君子有れば則ち法省くと雖も、以て徧きに足る。君子無ければ、則ち法具ると雖も、先後の施を失ふ。事の變に應ずること能はず、以て亂るに足る。法の義を知らずして、法の數を正す者は、博しと雖も事に臨めば必ず亂る。故に明主は其人を得ることを急にし、闇主は其勢を得ることを急にす、其人を得ることを急にすれば、則ち身佚して國治り、功大にして名美なり。上は以て王たるべく、下は以て霸たるべし。其人を得ることを急にせず

足二以偏一矣。無二君子一則法雖レ具。失二先後之施一矣。不レ能レ應二事之變一足二以亂一矣。不レ知二法之義一而正二法之數一者。雖レ博臨レ事必亂。故明主急レ得二其人一而闇主急レ得二其勢一。急レ得二其人一則身佚而國治。功大而名美。上可二以王一下可二以霸一。不レ急レ得二其人一而急レ得二其勢一則身勞而國亂。功廢而

して、其の勢を得ることを急にすれば、則ち身勞して國亂れ、功(二〇)廢して名辱しめられ、社稷必ず危し。故に人に君たる者は、之(二一)を索むるに勞して、之を使ふに休す。書に曰く、惟(二三)れ文王敬忌して、一人以て擇ぶと。此れの謂なり。

(一) 國に治亂あるは一に其君に依る、故に闇暴なる君ありて國を亂すことあるも法其れ自身亂るゝといふことなし (二) 法も亦同様のものにて能く天下を治め行く人はあるも法其れ自身治る法とてはなきなり (三) 古弓の名手たりし羿の射法は亡びずして今尚存すれども其射法を守る者世々的中するといふことなきなり、後の羿は善く射る者の名 (四) 夏の禹王の制定せる法は亡びずして猶世に存するに拘らず禹王の子孫たるものは世々王となることを得ず即ち桀王に至りて王位を失へり (五) 故に法といふものは法のみにては獨立して自ら保つこと能はず、類は自ら行ふこと能はず、類は例法は則なり (六) 治人なり (七) 端緒、はし、いとぐち (八) 相原 (九) 君子あれば法そのものは省略されて簡なりと雖も偏しこれを天下に布きて治法となすに足る (一〇) 何れを先にすべきか何れを後にすべきか、施行すべき順序をあやまつ (一一) 法有りと雖時に應じて之を適當に變へ用ふること能はず (一二) 以て國を亂るに足る (一三) 法の根本義を知らずして、即ち法文にのみ拘泥して時の宜しきに從つて變通すべきを知らずして法の箇條をのみ正しはづれぬやうにする者 (一四) 法に博く通ず (一五) 法をよく治むる人法をよく執る人 (一六) 法によりて權勢を收めんとす (一七) 其身は安逸にして何の苦もなく其國は治る (一八) よくいけば (一九) よくなくとも (二〇) 功業擧らず (二一) 治人なり、法をよく執る人、其人をさがし索むるは大に力を勞するも已に之を得れば悉く之に委任して大に心を休む (二二) 書經康誥の篇、但し本文とは大に異同あり (二三) 文王は大に敬みつゝしみて心を用ひて國を治むるに足る人をえらび給へり、一人は本文は予一人の意にて文王をいへり

名辱。社稷必危。故君人者。勞於索之。而休於使之。書曰。惟文王敬忌。一人以擇。此之謂也。

合符節、別契券者。所以爲信也。上好權謀、則臣下百吏誕詐之人乘是而後欺。探籌投鉤者。所以爲公也。上好曲私、則臣下百吏乘是而後偏。衡石稱縣者。所以爲平也。上好傾覆、則臣下百吏乘是而後險。斗斛敦槩者。所以爲嘖也。上好

符節を合し契券を別つ者は、信を爲す所以なり。上權謀を好めば、則ち臣下百吏誕詐の人、是に乘じて後に欺く。籌を探り鉤を投ずる者は、公を爲す所以なり。上曲私を好めば、則ち臣下百吏是に乘じて後偏なり。衡石稱縣は平を爲す所以なり。上傾覆を好めば、則ち臣下百吏是に乘じて後險なり。斗斛敦槩は、嘖しきを爲す所以なり。上貪利を好めば、則ち臣下百吏是に乘じて後に豐取刻與、無度を以て民に取る。故に械數は、治の流なり。治の源に非るなり。君子は治の源なり。官人は數を守り、君子は源を養ふ。源清めば則ち流淸く、源濁れば則ち流濁る。故に上禮義を好み、賢を尙び能を使ひ、貪利の心無ければ、則ち下亦將に辭讓を綦め、忠信を致して臣子に謹まんとす。是の如くなれば則ち小民に在りと雖も、符節を合し契券を別つことを待たずして信に、籌を探り鉤を投ずることを待たずして公に、衡石稱縣を待たずして平に、斗斛敦槩を待たずして嘖

貪レ利。則臣下百吏乘レ是而後鄙。豐取刻與。以二無度一取二於民一。故械數者。治之流也。非二治之源一也。君子者。治之源也。官人守レ數。君子養レ源。源清則流清。源濁則流濁。故上好二禮義一。尚レ賢使レ能。無二貪利之心一。則下亦將下綦二辭讓一。致二忠信一。而謹中於臣子上矣。如レ是。則雖レ在二小民一。不レ待下合二

し。故に賞用ひずして民勸み、罰用ひずして民服し、有司勞せずして事治り、政令煩ならずして俗美に、百姓敢て上の法に順ひ上の志に象りて上の事に勸み、之に安樂せざること莫し。故に籍斂費を忘れ、事業勞を忘れ、寇難死を忘れ、城郭は飾る(一九)を待たずして固く、兵刃は陵(二〇)を待たずして勁く、敵國は服を待たずして詘し、四海の民は令を待たずして一なり。夫れ是を之れ至平と謂ふ。詩に曰く、王猷(二一)允に塞がれば、徐方既く來ると。此れの謂なり。

(一) 前にも解せり、長さ六寸程の竹を取り之に烙印を捺し二つに分ち、各自之を持ち後に及びて兩者相合せ見てその合致するによりて證とする者 (二) 共にてがたなり、兩者同樣のものを持ち又相合するを以て證となすもの (三) 約信をなし之に違はぬといふ證となす所以なり (四) 虚誕詐欺をなす人民 (五) 上の如き符節や契劵あるに附込みて或は僞造しなどして上を欺く (六) 籌も鉤も共に鬮なり、くじ、籌は多くのくじの中より或者をさぐりひきて之を定め鉤は其中へ投げ入れて之を判ずといふ (七) 公平を保つ (八) 偏頗 (九) 衡は秤なり、はかり、石は錘おもりにて百二十斤あるもの、秤もはかり縣は稱を保つ紐に一物を懸くる所以のもの、四字皆輕重をはかる爲のもの (一〇) 輕重に誤なく公平なる樣にす (一一) 他を傾けくつがへし亡すやうの事 (一二) 陰險なり (一三) 斗斛は物を量る器、枡なり、斛も槩も物の量目を平す器亦枡の類 (一四) 平正の義なるべし物をならす (一五) 鄙吝なり

符節一別中契券上而信。不レ待二探レ籌投レ鉤而公。不レ待二衡石稱縣一而平。不レ待二斗斛敦槩一而嘖。故賞不レ用而民勸。罰不レ用而民服。有司不レ勞而事治。政令不レ煩而俗美。百姓莫丁敢不丙順二上之法一象二上之志一。而勸二上之事一。而安乙樂之甲矣。故籍斂忘レ費。事業忘レ勞。寇難忘レ死。城郭不レ待レ飾而固。兵刃不レ待レ陵而勁。敵國不レ待レ服而詘。四海之民。不レ待レ令而一。夫是之謂二至平一。詩曰。王猷允塞。徐方既來。此之謂也。

(一六) 他の物を取るに豈に充分に貪り取り、他に物を與ふるには刻薄に吝みて少しく與へ一向その適度を失ひて無法に人民より貪り取る、此二句は上の欺偏險鄙四件に係れり (一七) 械器狀數なり上述の諸法を指す (一八) 極に同じ (一九) 戒飭の意なり (二〇) 磨き鋭くする意 (二一) 詩經大雅常武の篇

請三問爲二人君一。曰。以レ禮分施。均偏而不レ偏。請三問爲二人臣一。曰。以レ禮待レ君。忠順而不レ懈。請三問爲二人父一。曰。寬惠而有レ禮。請三問爲二人子一。曰。敬愛而

人の君たるを請ひ問ふ。曰く、禮を以て分施(一)し、均偏して偏ならざれ。人の臣たるを請ひ問ふ。曰く、禮を以て君に侍(二)し、忠順にして懈らざれ。人の父たるを請ひ問ふ。曰く、寬惠にして禮有れ。人の子たるを請ひ問ふ。曰く、敬愛して恭(三)を致せ。人の兄たるを請ひ問ふ。曰く、慈愛して友を見(四)せ。人の弟たるを請ひ問ふ。曰く、敬詘(五)して苟くもせざれ。人の夫たるを請ひ問ふ。曰く、功を致(六)して流せず、臨(七)を致して辨有れ。人の妻たるを請ひ問ふ。曰く、夫禮有れば則

致レ恭。請三問爲二人兄一。曰、慈愛而見レ友。請三問爲二人弟一。曰。敬詘而不レ苟。請三問爲二人夫一。曰。致レ功而不レ流。致レ臨而有レ辨。請三問爲二人妻一。曰。夫有レ禮則柔從聽侍。夫無レ禮則恐懼而自竦也。此道也。偏立而亂。倶立而治。其足二以稽一矣。請問、兼二能之一奈何。曰。審二之禮一也。古者先王審レ禮。以方二皇周浹於天下一。動無レ不レ當也。故君子恭而不レ難。敬而不レ鞏。貧窮而不レ約。富貴而不レ驕。並遇變應而不レ窮。審二之禮一也。

ち柔從に聽侍し、夫禮無ければ、則ち恐懼して自ら竦れよ。(八)此道や偏立して亂れ、倶立して治る。其れ以て稽ふるに足る。請ひ問ふ、之を兼能すること奈何。(九)曰く、之が禮を審にするなり。古者先王禮を審にして、以て天下に方皇(一〇)周浹し、動きて當らざる無きなり。故に君子は恭にして難れず、(一一)敬にして鞏れず、貧窮にして約せず、富貴にして驕らず、並遇變應して窮せず、(一二)之が禮を審にすればなり。

(一) 施行するに節ありて偏頗ならざるなり　(二) 一本若を待ちに作る　(三) 一本文に作る韓詩外傳には恭を是とせり　(四) 友愛の情をあらはす　(五) 敬にして屈從する意　(六) 事功を成すことを力めて不規律に流れざるなり　(七) 高位より妻を視て別を守る意　(八) 自ら責め恐懼するを謂ふ　(九) 以上の道を併せ能くするなり　(一〇) 遍行して周く行きわたる意　(一一) 懸字に通ず恐懼なり　(一二) 一本並に變態に遇ふに作る

故君子之於レ

故に君子の禮に於ける、敬にして之に安んじ、其事に於けるや、徑にして失はず、

禮。敬而安之。其於事也。徑而不失。其於人也。寡怨寛裕而無阿。其爲身也。謹愼脩飾而不危。其應變也。齊給便捷而不惑。其於天地萬物也。不務說其所以然。而致善用其材。其於百官之事、伎藝之人也。不與之爭能。而致善用其功。其待上也。忠順而不懈。其使下

其の人に於けるや、寡怨寛裕にして阿る無く、其の身を爲むるや、(二)謹愼脩飭して危からず。其の變に應ずるや、(三)齊給便捷にして惑はず。其の天地萬物に於けるや、其の然る所以を說くことを務めずして、善く其材を用ふることを致す。其の百官の事、(四)伎藝の人に於けるや、之と能を爭はずして、善く其功を用むることを致す。其の上に侍するや、忠順にして懈らず。其の下を使ふや、均徧にして偏ならず。其交遊や、(五)義に緣りて類有り。其の鄉里に居るや、(寛)(六)容にして亂れず。是故に、窮すれば則ち必ず名有り。達すれば則ち必ず功有り。仁厚天下を兼覆して閔へず。(七)明達天地に用(八)くして、萬變を理めて疑はず。血氣和平、志意廣大、(九)行義天地の間に塞る。仁智の極なり。夫れ是をこれ聖人と謂ふ。之が禮を審にすればなり。

(一) 眞直に行ふて失あらず (二) 一に修飾を脩勅に作る戒め正す義 (三) 敏捷にして怜悧なる貌 (四) 原理理由を說かずして實質實體を善用するなり (五) 義によりて選擇し一類として聚むるなり (六) 原本は容字のみ今假に寛字を加ふ (七) 韓詩外傳には閔字を窮字に作る (八) 用は周の誤か (九) 行爲主義といふ程の意

也。均偏而不レ偏。其交遊也。緣レ義而有レ類。其居二鄉里一也、容而不レ亂。是故窮則必有レ名。達則必有レ功。仁厚兼二覆天下一而不レ閔。明達用二天地一。理二萬變一而不レ疑。血氣和平。志意廣大。行義塞二於天地之間一。仁智之極也。夫是之謂二聖人一。審二之禮一也。

請レ問レ爲レ國。曰。聞レ修レ身。未二嘗聞一レ爲レ國也。君者儀也。儀正而景正。君者槃也。槃圓而水圓。君者盂也。盂方而水方。君射則臣決。楚莊王好二細腰一。故朝有二餓人一。故曰。聞レ脩レ身。未二嘗聞一レ爲レ國也。

國を爲むるを請ひ問ふ。曰く、身を修むるを聞く、未だ嘗て國を爲むるを聞かざるなり。君は儀(一)なり。儀正しくして景正し。君は槃(二)なり、槃圓にして水圓なり。君は盂なり、盂方にして水方なり。君射れば則ち臣決(三)す。楚(四)の莊王細腰を好む。故に朝に餓人有り。故に曰く、身を脩むるを聞く、未だ嘗て國を爲むるを聞かざるなり、

(一) 儀表なり　(二) 盤の類水を盛る器盂も亦同じ　(三) ゆがけを着けて射んとするをいふ　(四) 戰國策に見ゆ莊王は靈王の誤ならん

君者民之源也。源清則流清。源濁則流

君は民の源なり。源清めば則ち流清む。源濁れば則ち流濁る。故に社稷を有する者にして、民を愛すること能はず、民を利すること能はず、民の己を親愛せんこ

濁。故有二社稷一者。而不レ能レ愛レ民。不レ能レ利レ民。而求三民之親二愛己一。不レ可レ得也。民之不レ親。不レ愛。而求二其爲レ己用。爲レ己死一。不レ可レ得也。人不三爲レ己用一。不三爲レ己死一。而求二兵之勁城之固一。不レ可レ得也。兵不レ勁。城不レ固。而求二敵之不一レ至。不レ可レ得也。敵至。而求下無二危削一。不中滅亡上。不レ可レ得也。危削滅亡之情。擧積レ此矣。而求二安樂一。是狂生者也。狂生者。不レ肯レ時而落。故人主欲二彊固安樂一。則莫レ若レ反二之民一。欲二附レ下一レ民。則莫レ若レ反二之政一。欲二脩レ政美一レ國。則莫レ若レ求二其

とを求むとも得べからざるなり。民を之れ親しまず愛せずして、其の己が爲に用ひられ、己が爲に死せんことを求むとも、得べからざるなり。人己が爲に用ひられず、己が爲に死せずして、兵の勁く城の固からんことを求むるも、得べからざるなり。兵勁からず城固からずして、敵の至らざらんことを求むとも、得べからざるなり。敵至りて、危削無く(一)、滅亡せざらんことを求むとも、得べからざるなり。危削滅亡の情、擧(二)此に積みて、而も安樂を求むるは、是れ狂生といふ者なり。狂生は時を肯たずして(三)落つ。故に人主彊固安樂を欲すれば、則ち之を民に反する(四)に若くは莫し。下を附し民を一にせんと欲すれば、則ち之を政に反するに若くは莫し。政を脩め國を美くせんと欲すれば、則ち其人(五)を求むるに若くは莫し。

(一) 國危く地削らる、意 (二) 實情は皆すべて危亡に近づけるにとの義 (三) 零落し破亡するなり (四) 反顧して人民を親愛する也 (五) 適當の人物を捜し求む

彼或積蓄而得レ之者。不二世絶一。彼其人者。生二乎今之世一。而志二乎古之道一。以二天下之王公。莫レ好レ之也。然而于レ是獨好レ之。以二天下之民。莫レ欲レ之也。然而于レ是獨爲レ之。好レ之者貧。爲レ之者窮。然而于レ是獨猶將爲レ之也。不レ爲二少頃輟一焉。曉然獨明二於先王

彼或は積蓄(一)して之を得る者、世々絶えず。彼其人は今の世に生れて、古の道に志す。天下の王公之を好むこと莫きを以てして、然り而して是に于て獨之を好む。天下の民之を欲すること莫きを以てして、然り而して是に于て獨之を爲す。之を好む者は貧しく、之を爲す者は窮す。然り而して是に于て獨猶將之を爲し、少頃(二)も輟むことを爲さず。曉然(三)として獨先王の之を得る所以、之を失ふ所以を明にす。國の安危臧否(四)を知ること、白黑を別つが若し。是れ其人や、之を大用すれば、則ち天下一となり、諸侯臣と爲る。之を小用すれば、則ち威鄰敵に行はる。縱ひ用ふること能はざるも、其疆域を去ること無からしむれば(五)國は身を終ふるまで故無し。故に人に君たる者は、民を愛して安く、士を好みて榮え、兩者一無くして亡ぶ。詩に曰く、介人(六)は維れ藩、大師は維れ垣と。此れの謂なり。

(一) 德を積み蓄へて自得する人物は累世之有りとなり (二) 道を好む者は窮乏す (三) 明白なる貌 (四) 善惡也

之所二以得一レ之。所三以失二レ之。知二國之安危臧否一。若レ別二白黑一。是其人者也。大用レ之。則天下爲レ一。諸侯爲レ臣。小用レ之。則威行二隣敵一。縱不レ能レ用。使レ無レ去二其疆域一。則國終レ身無レ故。故君レ人者。愛レ民而安。好レ士而榮。兩者無レ一焉而亡。詩曰。介人維藩。大師維垣。此之謂也。

非なり ㊄ 賢人の一生涯は國家無事安樂なりとなり ㊅ 詩經大雅板の篇に見ゆ介人は善人なり大師は三公をいふ一說大衆なりとも謂ふ

道者何也。曰。君道也。君者何也。曰。能羣也。能羣也者何也。曰。善生二養人一者也。善班二治人一者也。善顯二設人一者也。善藩二飾人一者也。善生二養人一者。人親レ之。善班二治人一者。人安レ之。善顯二

道とは何ぞや。曰く、(一)君道なり。君とは何ぞや。曰く、能く羣するなり。能く羣するとは何ぞや。曰く、(二)善く人を生養する者なり。(三)善く人を班治する者なり。(四)善く人を顯設する者なり。(五)善く人を藩飾する者なり。善く人を生養する者は、人之を親む。善く人を班治する者は、人之を安んず。善く人を顯設する者は、人之を樂む。善く人を藩飾する者は、人之を榮とす。(六)四統の者具りて、天下之に歸す。夫れ是れ之れ能く羣すと謂ふ。人を生養すること能はざる者は、人親しまざるなり。人を班治すること能はざる者は、人安んぜざるなり。人を顯設すること能はざる者は、人樂まざるなり。人を藩飾すること能はざる者は、人榮とせざるなり。

設人一者。人樂ㇾ之。善藩二飾人一者。人樂ㇾ之。四統者俱。而天下歸ㇾ之。夫是之謂二能羣一。不ㇾ能ㇾ生二養人一者。人不ㇾ親也。不ㇾ能ㇾ班二治人一者。人不ㇾ安也。不ㇾ能ㇾ顯二設人一者。人不ㇾ樂也。不ㇾ能ㇾ藩二飾人一者。人不ㇾ樂也。四統者亡。而天下去ㇾ之。夫是之謂二匹夫一。故曰。道存則國存。道亡則國亡。省二工賈一。衆二

四統の者亡びて、(七)天下之を去る。夫れ是を之れ匹夫と謂ふ。故に曰く、道存すれば則ち國存し、道亡ぶれば則ち國亡ぶと。工賈を省き、農夫を衆くし、盜賊を禁じ、姦邪を除くは、是れ之を生養する所以なり。天子は三公、諸侯は一相、(八)大夫は官を擅にし、士は職を保ち、法度ありて公ならざること莫し。是れ之を班治する所以なり。德を論じて次を定め、(九)能を量りて官を授け、皆其人をして其事を載ひて、各其の宜しき所を得しむ。上賢は之をして三公たらしめ、次賢は之をして諸侯たらしめ、下賢は之を士大夫たらしむ。是れ之を顯設する所以なり。(一〇)冠弁衣裳、黼黻文章、雕琢刻鏤を脩めて、皆等差(一一)有るは、是れ之を藩飾する所以なり。

(一) 君主の行ふ所のもの　(二) 利を興し害を除き衣食を給足せしむるなり　(三) 各々職を分ちて之を治むるなり　(四) 民の才を量つて之を引き立て適所に配する意　(五) 身分相應に外形を具へしむるなり　(六) 以上の四つの筋道を指す　(七) 民心の背き離るゝ意　(八) 心を官事に專一にする意　(九) 德を撿り能を計つて次序を決定す　(一〇) 以下皆官國篇に見えたり　(一一) 階級差等を設爲す

農夫。禁盜賊。除姦邪。是所以生養之也。天子三公。諸侯一相。大夫擅官。士保職。莫不法度而公。是所以班治之也。論德而定次。量能而授官。皆使其人載其事而各得其所宜。上賢使之爲三公。次賢使之爲諸侯。下賢使之爲士大夫。是所以顯設之也。脩冠弁衣裳黼黻文章。雕琢刻鏤。皆有等差。是所以藩飾之也。

故由天子至於庶人也。莫不騁其能。得其志。安樂其事。是所同也。衣煖而食充。居安而遊樂。事時制明而用足。是又所同也。若夫重色而成文章。重味而成珍備。是所衍也。聖王財衍以明辨異。上以

故に天子より庶人に至るまで、其能を騁せ、其志を得、其事を安樂せざる莫し。是れ同じうする所なり。衣煖にして食充ち、居安くして遊樂し、事時にし(一)制明にして用足る。是又同じき所なり。若し夫れ色(二)を重ねて文章を成し、味を重ねて珍備を成すは、是れ衍(三)する所なり。聖王は衍(四)を財して以て辨異を明にす。上は以て賢良(五)を飾りて貴賤を明にし、下は以て長幼を飾りて親疎を明にす。上は王公の朝に在り、下は百姓の家に在り、天下曉然として、皆其所(六)の以て異を爲すに非ずして、將に以て分を明にし、治を達して萬世を保せんとするを知るなり。故に天子諸侯には、靡費(七)の用無く、士大夫には流淫(八)の行無く、百吏官人には、怠慢の事無く、衆庶百姓には姦怪の俗無く、盜賊の罪無し。其れ能く以て義に稱ひ

飾賢良。而明貴賤。下以飾長幼。而明親疏。上在王公之朝。下在百姓之家。天下曉然。皆知其所非以爲異也。將以明分。達治而保萬世也。故天子諸侯。無靡費之用。士大夫。無流淫之行。百吏官人。無怠慢之事。衆庶百姓。無姦怪之俗。無盜賊之罪。其能以稱義偏矣。故曰。治則衍及百姓。亂則不足及王公。此之謂也。

て偏ければなり。故に曰く、治まれば則ち衍百姓に及び、亂るれば則ち不足王公に及ぶと。此れの謂なり。

㊀ 擧事に時を失はず、制度明白財用充足す　㊁ 美色美味をいふ　㊂ 餘なり資源の意　㊃ 餘あるものを裁制して上下の別を明白にするなり　㊄ 服色の等差相違などを指す　㊅ 各自の立場をいふ　㊆ 奢侈資源の冗費　㊇ 偏頗沈湎の行

至道大形。隆禮至法。則國有常。尚賢使能。則民知方。纂論公察。則民不疑。賞克罰偸。則民不怠。兼聽齊明。

至道の大形、禮を隆び法を至せば、則ち國常有り、賢を尚び能を使へば、則ち民方を知る。纂論公察なれば、則ち民疑はず。克むるものを賞し、偸るものを罰すれば、則ち民怠らず。兼聽齊明なれば、則ち天下之に歸す。然して後に分職を明にし、事業を序し、技を材し能を官し、治理せざること莫ければ、則ち公道達して私門塞り、公義明にして私事息む。是の如くなれば則ち德厚の者進み、佞

則天下歸レ之。然後明ニ分職一。序ニ事業一材レ技官レ能。莫レ不ニ治理一。則公道達而私門塞矣。公義明而私事息矣。如レ是。則德厚者進。而佞説者止。貪利者退。而廉節者起。書曰。先レ時者。殺無レ赦。不レ逮レ時者。殺無レ赦。人習ニ其事一而固。人之百事。如ニ耳目鼻口之不レ可下以相中借官上也。職分而

説の者止み、貪利の者退きて、廉節の者起る。書に曰く、時に先つ者は殺して(六)赦すこと無く、時に逮ばざる者は殺して赦すこと無しと。人其事を習うて固し。(七)人の百事は耳目鼻口の以て官を相借すべからざるが如し。(八)職分れて民慢らず、次定りて序亂れず、兼聽齊明にして百事留らず。(九)是の如くなれば、則ち臣下百吏より庶人に至るまで、己を脩めて後敢て止に安んじ、(一〇)誠に能にして後敢て職を受けざること莫し。百姓俗を易へ、小人心を變じ、姦怪の屬、(一一)反つて愨ならざること莫し。夫れ是を之れ政教の極と謂ふ。故に天子は視ずして見、聽かずして聽に、慮らずして知り、動かずして功有り。塊然として獨坐して、天下之に從ふこと一體の如く、四胑(一二)の心に從ふが如し。夫れ是を之れ大形と謂ふ。(一三)詩に曰く、溫溫たる恭人は、維れ德の基と。此れの謂なり。

(一) 善道を致すの大要を叙す (二) 一定の標準規範ありとなり (三) 多數の意見を集めて論議し公平に察見す (四) 衆言を聽いて萬事に通明なる意 (五) 便佞にして他の歡心を買ふことをつとむる小人 (六) 夏書胤征の篇 (七) 習

民不慢。次定而序不亂。兼聽齊明。而百事不留。如是。則臣下百吏至于庶人。莫不脩己而後敢安止。誠能而後敢受職。百姓易俗。小人變心。姦怪之屬。莫不反愨。夫是之謂政教之極。故天子不視而見。不聽而聽。不慮而知。不動而功。塊然獨坐。而天下從之如一體。如四胑之從心。夫是之謂大形。詩曰。温温恭人。維德之基。此之謂也。

慣となれる意　(八)耳は目の用を爲さず口は鼻の用をなさゞる類　(九)留滯せざるなり　(一〇)自己の地位に安定す　(一一)却つて誠實となる意　(一二)四肢に同じ　(一三)詩經大雅抑の篇

爲人主者。莫不欲彊而惡弱。欲安而惡危。欲榮而惡辱。是禹桀之所同也。要此三欲。辟此三惡。果何道而便。曰在愼取相。道莫徑是矣。故智而不仁不可。仁而

人主たる者は、彊を欲して弱を惡み、安を欲して危を惡み、榮を欲して辱を惡まざること莫し。是れ禹桀(一)の同じき所なり。此三欲を要め、此三惡を辟くるは、果して何の道にして便なるか。曰く、愼(二)みて相を取るに在り、道是より徑きは莫し。故に智にして不仁なるも不可なり、仁にして不智なるも不可なり。既に智且仁なる、是れ人主の寶なり、王霸の佐なり。得ることを急にせざるは不智、得て用ひざるは不仁、其人無くして其功有るを幸(三)ふは、愚焉より大なるは莫し。今人主に六患有り、賢者をして之を爲さしめて、則ち不肖者と之を規(四)す。智者をし

不智不可。既智且仁。是人主之寶也。而王霸之佐也。不レ急レ得不智。得而不レ用不仁。無二其人一而幸レ有二其功一。愚莫レ大レ焉。今人主有二六患一。使二賢者爲レ之。則與二不肖者一規レ之。使二智者慮レ之。則與二愚者一論レ之。使二脩士行レ之。則與二汙邪之人一疑レ之。雖レ欲二成立一得乎哉。譬レ之。是猶下立二直木一而恐中其景之枉上也。惑莫レ大レ焉。語曰。好女之色。惡者之孽也。公正之士。衆人之痤也。循二乎道一之人。汙邪之賊也。今使三汙邪之人論二其怨賊一。而求二其無一レ偏。得乎哉。譬レ之。是猶下立二枉木一而求中其景之直上也。亂莫レ大レ焉。

て之を慮らしめて、則ち愚者と之を論ず。(五)脩士をして之を行はしめて、則ち汙邪の人と之を疑ふ。成立を欲すと雖も得んや。之を譬ふるに、是れ猶(六)直木を立てて、其景の枉らんことを恐るゝがごときなり。惑焉より大なるは莫し。語に曰く、好女の色あるは、(七)惡者の孽なり。公正の士は、衆人の(八)痤なりと。道に循ふの人は、汙邪の賊なり。今汙邪の人をして其怨賊を論ぜしめて、其の(九)偏無らんことを求むるも得んや。之を譬ふるに、是れ猶枉木を立て、其景の直からんことを求むるがごときなり。亂焉より大なるは莫し。

(一)聖王禹も暴王桀も共に之を望めりとなり (二)宰相を任使することを愼しむ意 (三)相を得ること (四)是非善惡を批評し論難規正す (五)高潔貞良の人士 (六)眞直の木は其影の曲るべき理無し (七)醜貌の者をいふ (八)ようやねぶとの如く衆人の妨害となる義 (九)偏頗不公平の結果

故古之人爲之不然。其取人有道。其用人有法。取人之道。參之以禮。用人之法。禁之以等。行義動靜。度之以禮。智慮取舍。稽之以成。日月積久。校之以功。故卑不得以臨尊。輕不得以縣重。愚不得以謀智。是以萬擧不過也。故校之以禮。而觀其能安敬也。與之擧措

故に古の人之を爲すは然らず。其の人を取るに道有り、其の人を用ふるに法有り。人を取るの道は、之を參(一)するに禮を以てし、人を用ふるの法は、之を禁ずる(二)に等を以てす。行義動靜、之を度るに禮を以てし、智慮取舍、之を稽ふるに(三)成を以てす。日月積久、之を校ふるに功を以てす。故に卑以て尊に臨むことを得ず、輕以て重を縣ることを得ず。愚以て智を謀ることを得ず。是を以て(四)萬擧過たざるなり。故に之を校ふるに禮を以てして、其の能く敬に安んずるを觀るなり。之と擧措遷移して、其の能く變に應ずるを觀るなり。之と安燕して、其の能く流慆す(五)ること無きを觀るなり。之に接するに聲色權利忿怒患險を以てして、其の能く(六)守を離るゝこと無きを觀るなり。彼誠にこれ有る者と、誠にこれ無き者とは、白黑の若く然り、(七)誣ふべけんや。故に(八)伯樂は欺くに馬を以てすべからず、君子は欺くに人を以てすべからず。此れ明王の道なり。

(一) 參考す　(二) 限禁して等を踰えざらしむ　(三) 成績を謂ふ　(四) 何事にもといふ程の意　(五) 沈湎淫荒す　(六) 道を守るの志操　(七) 原本詘に作る諸說に從つて誣に改む　(八) 古代によく馬を相せし人

遷移。而觀㆓其能應㆒㆑變也。與㆑之安燕。而觀㆔其能無㆓流慆㆒也。接㆑之以㆓聲色權利忿怒患險㆒。而觀㆓其能無㆒㆑離㆑守也。彼誠有㆑之者。與㆓誠無㆑之者㆒。若㆓白黑㆒。然。可㆑詘邪哉。故伯樂不㆑可㆓欺以㆒㆑馬。而君子不㆑可㆓欺以㆒㆑人。此明王之道也。

人主。欲㆑得㆓善射射㆑遠。中㆑微者㆒。縣㆓貴爵重賞㆒。以招㆓致之㆒。內不㆑可㆔以阿㆓子弟㆒。外不㆑可㆔以隱㆓遠人㆒。能中㆑是者取㆑之。是豈不㆓必得㆑之之道㆒也哉。雖㆓聖人㆒不㆑能㆑易也。欲㆑得㆓善馭及㆑速致㆑遠者。一日而千里㆒。縣㆓貴爵重賞㆒。以招㆓致之㆒。內不㆑可㆔以阿㆓

人主、善射の遠きを射て微に中つる者を得んと欲すれば、(一)貴爵重賞を縣けて以て之を招致す。(二)内は以て子弟に阿るべからず、外は以て遠人を隱すべからず。能く是に中る者は之を取る。是れ豈必ず之を得るの道ならずや。聖人と雖も易ふること能はざるなり。善馭の速きに及び遠きを致むる者、一日にして千里なる者を得んと欲せば、貴爵重賞を縣けて以て之を招致す。内は以て子弟に阿るべからず、外は以て遠人を隱すべからず。能く是を(三)致むる者は之を取る。是れ豈必ず之を得るの道ならずや。聖人と雖も易ふること能はざるなり。國を治め民を馭し、上下を調壹にし、將内は以て城を固くし、外は以て難を拒がんと欲すれば、治には則ち人を制し、(四)人制すること能はざるなり。亂には則ち危辱滅亡立つて待つべきなり。然り而して卿相輔佐を求むるは、則ち獨是の若く其れ公ならざ

子弟。外不レ可三以隱二遠人一。能致レ是者取レ之。是豈不三必得二之之道一也哉。雖二聖人一不レ能易也。欲下治レ國馭レ民。調二壹上下一。將內以固レ城。外以拒上レ難。治則制二人。人不レ能レ制也。亂則危辱滅亡。可二立而待一也。然而求二卿相輔佐一。則獨不レ若レ是其公一也。案唯便嬖親二比己一者之用也。豈不二過甚一矣哉。故有二社稷一者。莫レ不レ欲レ彊。俄則弱矣。莫レ不レ欲レ安。俄則危矣。莫レ不レ欲レ存。俄則亡矣。古有二萬國一。今有二數十一焉。是無二他故一。莫レ不レ失二之是一也。

るなり。案ち唯便嬖(五)己に親比する者を之れ用ふるなり。豈過の甚しきならずや。故に社稷を有つ者は、彊を欲せざること莫きも、俄にして則ち弱く、安を欲せざること莫きも、俄にして則ち危く、存を欲せざること莫きも、俄にして則ち亡ぶ。古萬國有り、今數十(六)有り、是れ他故無し、之を是に(七)失はざること莫きなり。

(一)貴重なる官爵をかけ物にす　(二)子弟より採用し遠人は之を棄つといふ譯にも參らずとなり　(三)千里を致す者　(四)他人は我を制すること能はず　(五)便佞にして自己に親附する者　(六)實際篇にも見ゆ十數に作るを是とす　(七)この點に於て失敗するが故なりとの意

故明主有レ私人以二金石珠玉一。無三私レ人以二官職事業一。是何也。曰。本不レ

故に明主は人に私(一)するに金石珠玉を以てすること有るも、人に私するに官職事業を以てすること無し。是れ何ぞや。曰く、本私(二)する所に利ならざればなり。彼不能にして主之を使ふは、則ち是れ主闇きなり。臣不能にして能を誣ふる

利於所私也。彼不能而主使之。則是主闇也。臣不能而誣能。則是臣詐也。主闇於上。臣詐於下。滅亡無日。倶害之道也。夫文王非無貴戚也。非無子弟也。非無便嬖也。倜然乃舉太公於州人而用之。豈私之也哉。以爲親邪。則周姫姓也。而彼姜姓也。以爲故邪。則未

は、則ち是れ臣詐るなり。主上に闇く、臣下に詐れば、滅亡すること日無し、倶に害するの道なり。夫の文王は貴戚(四)無きに非るなり。子弟無きに非るなり。便嬖(三)無きに非るなり。倜然(五)として乃ち太公を州人より擧げて之を用ふ。豈之に私せんや。以て親(六)と爲さんか、則ち周は姫姓なり、彼は姜姓なり。以て故と爲さんか、則ち未だ嘗て相識らざるなり。以て好麗(七)と爲さんか、則ち夫の人行年七十有二、倜然(八)として齒墜つ。然り而して之を用ふる者は、夫の文王は貴道(九)を立て、貴(一〇)名を白にして、以て天下を惠まんと欲す。以て獨すべからざるなり。是子(一一)に非れば、以て之を擧ぐるに足ること莫し。故に是を擧げて之を用ふ。是に於てか、貴道果して立ち、貴名果して明に、天下を兼制し、七十一國を立て、姫姓(一二)獨五十三人に居る。周の子孫苟くも(一三)狂惑せざる者は、天下の顯諸侯と爲らざること莫し。是の如き者は能く人を愛すればなり。故に天下の大道を擧げ、天下の大功を立て、然して後其の憐む(一四)所愛する所を隱ふ。其下猶以て天下の顯諸侯

背相識一也。以爲二好麗一邪。則夫人行年七十有二。鰥然而齒墜矣。然而用之者。夫文王欲下立二貴道一。欲白二貴名一。以惠中天下上。而不レ可三以獨一也。非二子是子一。莫レ足二以擧ヒ之。故擧二子是一而用レ之。於レ是乎。貴道果立。貴名果明。兼二制天下一。立二七十一國一。姬姓獨居二五十三人一。周之子孫。苟不二狂惑一者。莫レ不レ爲二天下之顯諸侯一。如レ是者。能愛レ人也。故擧二天下之大道一。立二天下之大功一。然後隱二其所レ憐所ヒ愛。其下猶足三以爲二天下之顯諸侯一。故曰。唯明主爲三能愛二其所ヒ愛。闇主則必危二其所ヒ愛。此之謂也。

と爲るに足る。故に曰く、唯明主は能く其の愛する所を愛するを爲す。闇主は則ち必ず其の愛する所を危くすと。此れの謂なり。

(一) ひそかに賜與する意　(二) 私の結果は不利益を來すが爲なり　(三) 私臣共に害を受くる意　(四) 尊貴なる親戚　(五) 超越の貌　(六) 太公は周室の親戚に非ず　(七) 顏色好麗の美丈夫　(八) 齒落つる貌鰥然に同じ　(九) 王道を指しいふ　(一〇) 獨力にては功を爲し難し　(一一) 太公望を指す　(一二) 儒效篇參照　(一三) 氣狂にあらざる限り皆諸侯に封ぜられしとなり　(一四) 愛憐する子孫を庇護すとなり

牆之外。目不レ見也。里之前。耳不レ聞也。而人主之守司。遠者天下。近

牆の外は目見えざるなり。里の前は耳聞えざるなり。人主の守司、遠き者は天下、近き者は境內、略知せざるべからざるなり。天下の變、境內の事、弛易齵差する者有り。人主之を知るに由無ければ、則ち是れ拘脅蔽塞の端なり。耳目の明、是

者境內。不可不略知也。天下之變。境內之事。有弛易齺差者矣。而人主無由知之。則是拘脅蔽塞之端也。耳目之明。如是其狹也。人主之守司。如是其廣也。其不可以不知也。如是其危也。然則人主將何以知之。曰。便嬖左右者。人主之所以窺遠收衆之門戶牖嚮也。不可不早具也。故人主。必將有便嬖左右足信者。然後可。其知慧足使規物。其端誠足使定物。然後可。夫是之謂國具。

の如く其れ狹きなり。人主の守司、是の如く其れ廣きなり。其れ以て知らざるべからざるや、是の如く其れ危きなり。(四)然らば則ち人主將何を以て之を知る。曰く、便嬖左右は、(五)人主の遠きを窺ひ衆を收むる所以の門戶牖嚮なり。(六)早く具へざるべからざるなり。故に人主は、必ず將便嬖左右信ずるに足る者有りて、然して後可なり。其知慧は物を規らしむるに足り、其端誠は物を定めしむるに足りて、(七)然して後に可なり。夫れ是を之れ國具と謂ふ。(八)

(一)里の外に同じ (二)移易してくひちがふ義 (三)困厄にかゝりて塞がり蔽はる (四)移易する所を知らざれば危亡に陷る意なり (五)左右に使令する近臣をいふ (六)牖門たり窓戶たる義 (七)正しき誠實の精神 (八)國器と言ふがごとし

人主不能不

人主は遊觀安燕の時有らざること能はず、則して疾病物故の變有らざるを得ず。

有㆓遊觀安燕之時㆒則不㆑得㆑不㆑有㆓疾病物故之變㆒焉。如㆑是。國者事物之至也。如㆓泉源㆒。一物不㆑應亂之端也。故曰。人主不㆑可㆓以獨㆒也。卿相輔佐。人主之基杖也。不㆑可㆑不㆓早具㆒也。故人主必將有㆓卿相輔佐足㆑任者㆒然後可。其德音足㆔以鎭㆓撫百姓㆒。其知慮足㆔以應㆓待萬變㆒。然後

是の如くんば國は事物の至るなり、泉源の如し、（一）一物應ぜざるは亂の端なり。故に曰く、人主は以て獨なるべからざるなり。卿相輔佐は人主の基杖（二）なり、早く具へざるべからざるなり。故に人主必ず將卿相輔佐の任ずるに足る者有りて、然して後に可なり。（三）其德音は以て百姓を鎭撫するに足り、其知慮は以て萬變に應待するに足りて、然る後に可なり。夫れ是を之れ國具と謂ふ。四鄰諸侯の相與（四）する以て相接せざるべからざるなり。然り而して必ずしも相親まざるなり。故に人主は必ず將遠方に（五）喩志決疑せしむるに足る者有りて然る後に可なり。其辨說は以て煩を解くに足り、其知慮は以て疑を決するに足り、（六）其齊斷は以て難を距むに足り、私を還みず君に反かず。然り而して（七）薄るに應じ患を扞ぎ、以て社稷を持するに足りて、然る後に可なり。夫れ是を之れ國具と謂ふ。故に人主便嬖左右の信ずるに足る者無き、之を闇と謂ひ、卿相輔佐の任ずるに足る者無き、之を獨と謂ひ、四鄰諸侯に使せしむる所の者、其人に非るを、之を孤と謂ふ。孤獨にして（八）晻

可。夫鼎之謂國具。四鄰諸侯之相與。不可以不相接也。然而不必相親也。故人主。必將有足使喩志決疑於遠方者。然後可。其辨說足以解煩。其知慮足以決疑。其齊斷足以距難。不還秩。不反君。然而應薄。扞患。足以持社稷。然後可。夫是之謂國具。故人主無便嬖左右足信者。謂之闇。無卿相輔佐。足任者。謂之獨。所使於四鄰諸侯者非其人。謂之孤。孤獨而晻。謂之危。國雖若存。古之人曰亡矣。詩曰。濟濟多士。文王以寧。此之謂也。

なる、之を危と謂ふ。國存するが若しと雖も、古の人は亡ぶと曰へり。詩に曰く、(九)濟濟たる多士、文王以て寧しと。此れの謂なり。

(一) 物事の相順應せざるをいふ (二) 基は几に作るべし机杖は共に人の倚頼する物たり (三) 儀風音容といふ程の意に使用せり (四) 交際會盟などに就いていふ (五) 君主の旨を遠方にさとし疑問を解決せしむる類 (六) 截斷し剖斷する義 (七) 急迫の患害 (八) 闇に同じ (九) 詩經大雅文王の篇濟々は威儀多き貌

材人。愿愨拘錄。計數纖嗇。而無敢遺喪。是官人史吏之材也。脩飾端正。尊法敬分。而無傾側之心。守職循

(一)材人をいはん。(二)愿愨拘錄、計數纖嗇にして、敢て遺喪すること無き、是れ官人史吏の材なり。脩飾端正、法を尊び分を敬して(三)傾側の心無く、職を守り業に循ひ、敢て損益せざる、傳世すべくして、侵奪せしむべからず。是れ士大夫官師の材なり。禮義を隆ぶの、君を尊ぶが爲なるを知り、士を好むの、名を美にするが爲なるを知り、民を愛するの、國を安んずるが爲なるを知り、常法有るの、俗

業。不敢損益。可傳世也。而不可使侵奪。是士大夫官師之材也。知隆禮義之爲尊君也。知好士之爲美名也。知愛民之爲安國也。知有常法之爲一俗也。知尚賢使能之爲長功也。知務本禁末之爲多材也。知無與下爭小利之爲便於事也。知明制度權物。稱用之

を一にするが爲なるを知り、賢を尙び能を使ふの、功を長ずるが爲なるを知り、本(四)を務め末を禁ずるの、材を多くするが爲なるを知り、下と小利を爭ふこと無きの、事に便なるが爲なるを知り、制度を明かにし物を權り、用を稱ふるの、泥(五)まざるが爲なるを知る、是れ卿相輔佐の材なり。未だ君道に及ばざるなり。能く此三材の者を論官(六)して、其次を失すること無き、是を人主の道と謂ふ。是の若くなれば、則ち身佚(七)して國治り、功大にして名美に、上は以て王たるべく、下は以て覇たるべし。是れ人主の要守なり。人主此三材の者を論ずること能はず、此道に道ることを知らず、安に値將埶を卑くして出勞(八)し、耳目の樂を併せて親(九)自ら日を貫みて治詳し、一日にして之を曲辨し、臣下と小察を爭ひて偏能(一〇)を綦めんことを慮らんか、古より今に及ぶまで、未だ此の如くにして亂れざる者は有らざるなり。是れ所謂、見るべからざるを視、聞くべからざるを聽き、成るべからざるを爲すとは、此れの謂なり。

爲ぢ不レ泥也。是卿相輔佐之材也。未レ及二君道一也。能論二官此三材者一而無レ失二其次一。是謂二人主之道一也。若レ是。則身佚而國治。功大而名美。上可二以王一。下可二以霸一。是人主之要守也。人主不レ能レ論二此三材者一。不レ知レ道二此道一。安値將卑レ埶出勞。併二耳目之樂一而親自貫レ日治詳。一日而曲二辨之一。慮下與二臣下一爭二小察一而綦中偏能上。自レ古及レ今。未レ有二如レ此而不レ亂者一也。是所謂視二乎不レ可レ見。聽二乎不レ可レ聞。爲二乎不レ可レ成。此之謂也。

(一)人の材能によりて適用する方法 (二)正直にして事をつとめ計算などに細密吝嗇なる意 (三)偏頗不公平にして一方に傾き僻つ義 (四)農を本とし工商を末とす (五)拘泥せざる義 (六)人物を論定して相當の官位を授くるなり (七)身は逸樂無事なりとなり (八)力を出して勞役に服するなり (九)以下自己の心力を用ひ盡して臣下と相勞する事の功無きを指し言ふなり (一〇)一部の技能を極め盡して全體を統括する能力なきをいふ

人臣之論。有㆓態臣者㆒。有㆓簒臣者㆒。有㆓功臣者㆒。有㆓聖臣者㆒。內不㆑足㆑使㆑一㆑民。外不㆑足㆑使㆑距㆑難。百姓不㆑親。諸侯不㆑信。然而巧敏佞說、善取㆓寵乎上㆒。是態臣者也。上不㆑忠㆓乎君㆒。下善取㆓譽乎民㆒。不㆑恤㆓公道通義㆒。朋黨

卷第九

臣道篇第十三

人臣の論をいはん。(一)態臣といふ者有り、(二)簒臣といふ者有り、功臣といふ者有り、聖臣といふ者有り。(三)內は民を一にせしむるに足らず、外は難を距がしむるに足らず。百姓は親まず、諸侯は信ぜず、然り而して巧敏佞說、善く寵を上に取る、是れ態臣といふ者なり。上は君に忠ならず、下は善く譽を民に取り、公道通義を恤へず、(四)朋黨比周、(五)主を環し私を圖るを以て務と爲す、是れ簒臣といふ者なり。內は民を一にせしむるに足り、外は難を距がしむるに足り、民は之を親み、士は之を信ず。上は君に忠に、下は百姓を愛して倦まず、是れ功臣といふ者なり。上は則ち能く君を尊び、下は則ち能く民を愛す、政令教化、下に(六)形すること影の如く、(七)卒に應じ變に遇ふ、(八)齊給なること響の如し。(九)類を推し接譽し、以て待つこと

比周。以環主圖私爲務。是篡臣者也。內足使一民。外足使距難。民親之、士信之。上忠乎君、下愛百姓而不倦。是功臣者也。上則能尊君、下則能愛民。政令教化。形下如影。應卒遇變。齊給如響。推類接譽。以待無方。曲成制象。是聖臣者也。故用聖臣者王。用功臣者彊。用篡臣者危。用態臣者亡。態臣用則必死。篡臣用則必危。功臣用則必榮。聖臣用則必尊。

方無く、制象を曲成す(一〇)。是れ聖臣といふ者なり。故に聖臣を用ふる者は王たり、功臣を用ふる者は彊く、篡臣を用ふる者は危く、態臣を用ふる者は亡ぶ。態臣用ひらるれば則ち必ず死し、篡臣用ひらるれば則ち必ず危く、功臣用ひらるれば則ち必ず榮え、聖臣用ひらるれば則ち必ず尊し。

（一）容態を以て寵を求むる家臣 （二）君主の政權を奪ふもの （三）國民を統一する意 （四）黨同して阿附し密着する意 （五）響に同じ意なり （六）顯現の義 （七）よく卒然の出來事に應ず （八）敏捷に同じ （九）譽は與に作るべし類を比する意 （一〇）制度法象を委曲に成就す

故齊之蘇秦。楚之州侯。秦之張儀。可謂態臣者也。韓之張去疾。趙

故に齊の蘇秦(一一)、楚の州侯(一二)、秦の張儀(一三)は、態臣と謂ふべし。韓の張去疾、趙の奉陽(一四)、齊の孟嘗(一五)は、篡臣と謂ふべし。齊の管仲(一六)、晉の咎犯(一七)、楚の孫叔敖(一八)は功臣と謂ふべし。殷の伊尹(一九)、周の大公は聖臣と謂ふべし。是れ人臣の論なり。吉凶賢不

之奉陽。齊之孟嘗。可レ謂ニ篡臣一也。齊之管仲。晉之咎犯。楚之孫叔敖。可レ謂ニ功臣一矣。殷之伊尹。周之大公。可レ謂ニ聖臣一矣。是人臣之論也。吉凶賢不肖之極也。必謹志レ之而愼自爲ニ擇取一焉。足ニ以稽一矣。

肖の極なり。必ず謹みて之を志して(一〇)、愼みて自ら擇取することを爲さば、以て稽ふるに足らん(一一)。

(一)蘇秦は齊に死せり故に曰ふ　(二)襄王の佞臣なり戰國策に見ゆ　(三)張良の祖なり　(四)趙の肅侯の弟にして蘇秦を悅びざりし人　(五)孟嘗君田文は後年に獨立して諸侯の一となりし形迹あるによりて書けり　(六)管子參見　(七)舅犯なり左傳國語等參看　(八)旣に非相篇に出でたり　(九)伊尹及び大公の事屢々諸書に出でたり　(一〇)記憶するなり　(一一)臣下を使用する方法に考驗あらんとなり

從レ命而利レ君。謂ニ之順一。從レ命而不レ利レ君。謂ニ之諂一。逆レ命而利レ君。謂ニ之忠一。逆レ命而不レ利レ君。謂ニ之篡一。不レ恤ニ君之榮辱一。不レ恤ニ國之臧否一。偸合苟容。

命に從つて君を利する、之を順と謂ふ。命に從つて君を利せざる、之を諂と謂ふ。命に逆ひて君を利する、之を忠と謂ふ。命に逆ひて君を利せざる、之を篡と謂ふ。君の榮辱を恤へず、國の臧否を恤へず、偸合苟容(一)、以て祿を持し(二)交を養ふのみなる、之を國賊と謂ふ。君過謀過事(三)有れば、將に國家を危くし社稷を殞さんとするの懼あり。大臣父兄能く言を君に進むる有り、用ふれば則ち可し、用ひられざれば則ち去る、之を諫と謂ふ。能く言を君に進むること有り、用ふれば則ち

以持禄養交而已耳。謂之國賊。君有過謀過事。將危國家殞社稷之具也。大臣父兄有能進言於君。用則可。不用則去。謂之諫。有能進言於君。用則可。不用則死。謂之爭。有能比知同力。率羣臣百吏而相與彊君。撟君。君雖不安不能不聽。遂以解國之大患。除國之大害。成於尊君安國。謂之輔。有能抗君之命。竊君之重。反君之事。以安國之

可し、用ひられざれば則ち死す、之を爭と謂ふ。能く知を比し(四)力を同じくし、羣臣百吏を率ゐて、相與に君を彊ひ(五)、君を撟め、君安んぜずと雖も、聽かざること能はず。遂に以て國の大患を解き、國の大害を除き、君を尊び國を安んずることを成すこと有り。之を輔と謂ふ。能く君の命に抗し、君の重き(六)を竊み、君の事を反し、以て國の危きを安んじ、君の辱を除き、功伐(七)以て國の大利を成すに足ること有り、之を拂(八)と謂ふ。故に諫爭輔拂の人は、社稷(九)の臣なり。國君の寶なり、明君の尊厚する所なり。闇主は之に(一〇)惑うて以て己が賊と爲すなり。故に明君の賞する所は、闇君の罰する所なり。闇君の賞する所は、明君の殺す所なり。

(一) 目前の意を迎へて媚附し容れられんことを求むるなり (二) 陰私に交游を多くするなり (三) 過てる謀計事業 (四) 智力を合致す (五) 強要する意 (六) 權威勢力を假用す (七) 功績の意 (八) 弼也、一に「咈」と讀み君の意に違ひもとりながら忠を盡す者とす (九) 國家の盛衰を以て自己の責任と考ふる人物 (一〇) 斯の如き人物をも疑惑して信頼せざる意。一本之を君に作り惑君となせり

危。除君之辱。功伐足以成國之大利。謂之拂。故諫爭輔拂之之。社稷人臣也。國君之寶也。明君之所尊厚也。而闇主惑之。以爲己賊也。故明君之所賞。闇君之所罰也。闇君之所賞。明君之所殺也。

伊尹箕子。可謂諫矣。比干子胥。可謂爭矣。平原君之於趙也。可謂輔矣。信陵君之於魏也。可謂拂矣。傳曰。從道不從君。此之謂也。故正義之臣設。則朝廷不頗。諫爭輔拂之人信。則君過不遠。爪牙之士施。則仇讎

（一）伊尹、箕子は諫と謂ふべし。（二）比干、子胥は爭と謂ふべし。（三）平原君の趙に於けるや輔と謂ふべし。（四）信陵君の魏に於けるや、拂と謂ふべし。傳に曰く、道に從ひて君に從はずと。此れの謂なり。故に正義の臣設ひらるれば、則ち朝廷頗ならず。（五）諫爭輔拂の人信ぶれば、則ち君過遠ならず。爪牙の士施ひらるれば、則ち仇讎作らず。邊境の臣處すれば、（六）則ち彊垂喪はず。故に明主は同を好みて、（七）闇主は獨を好む。明主は賢を尚び能を使ひて其盛を饗け、（八）闇主は賢を妬み能を畏れて其功を滅し、其忠を罰し、其賊を賞す。夫れ是を之れ至闇と謂ふ、桀紂の滅びし所以なり。

（一）伊尹は太甲を諫め箕子は紂を諫む　（二）比干は紂に爭ひ子胥は吳王夫差に爭ふ　（三）史記平原君傳參照　（四）同上史記參見　（五）偏頗不公平　（六）適宜に處置する意、垂は陲なり　（七）衆人と謀を同じうす　（八）群臣の功業によりて大を成す義

不レ作。邊境之臣處。則疆垂不レ喪。故明主好レ同。而闇主好レ獨。明主尚レ賢使レ能。而饗ニ其盛一。闇主妬レ賢畏レ能。而滅ニ其功一。罰ニ其忠一。賞ニ其賊一。夫是之謂ニ至闇一。桀紂所ニ以滅一也。

事ニ聖君一者。有ニ聽從一無ニ諫爭一。事ニ中君一者。有ニ諫爭一無ニ諂諛一。事ニ暴君一者。有ニ補削一無ニ撟拂一。迫ニ脅於亂時一。窮ニ居於暴國一。而無レ所レ避レ之。則崇ニ其美一。揚ニ其善一。違ニ其惡一。隱ニ其敗一。言ニ其所レ長。不レ稱ニ其所レ短。以爲ニ成俗一。詩曰。國有ニ大命一。不レ可ニ以告レ人。防ニ其躬身一。此之謂也。

聖君に事ふる者は、聽從有つて諫爭無し。中君に事ふる者は、諫爭有つて諂諛無し。暴君に事ふる者は、補削有つて(一)撟拂無し。亂時に迫脅せられ、(二)暴國に窮居して、之を避くる所無ければ、則ち其美を崇び、其善を揚げ、其惡に違ひ、其敗を隱し、其の長ずる所を言ひ、其の短なる所を稱せず、以て成俗と爲す。(三)詩に曰く、(四)國に大命有り、以て人に告ぐべからず。其躬身を防がんと。此れの謂なり。

(一) 彌縫すれども性を屈しさからひ違ふ迄に至らずとなり撟拂すれば殺さるゝが故なり (二) 迫害せらる (三) 習慣によりて舊來よりの風俗のごとくなる意 (四) 逸詩なり、大命は大變革の義

恭敬而遜。聽從而敏。不三敢有ニ以私決擇一

恭敬にして遜り、聽從して敏に、敢て以て私に(一)決擇すること有らざるなり。敢て以て私に取與すること有らざるなり。上に順ふを以て志と爲す。是れ聖君

也。不㆔敢有㆓以私取與㆒也。以㆑順㆑上爲㆑志。是事㆓聖君㆒之義也。忠信而不㆑諛。諫爭而不㆑諂。撟然剛折。端㆑志而無㆓傾側之心㆒。是案曰㆑是。非案曰㆑非。是事㆓中君㆒之義也。調而不㆑流。柔而不㆑屈。寬容而不㆑亂。曉然以至㆑道。而無㆑不㆓調和㆒也。而能化易。時關㆓內之㆒。是事㆓暴君㆒之義也。若㆑馭㆓樸

に事ふるの義なり(二)。忠信にして諛はず、諫爭して諂はず、撟然(三)として剛折(四)に、志を端しくして傾側(五)の心無く、是を案に是と曰ひ、非を案に非と曰ふ。是れ中君に事ふるの義なり。調(六)ひて流せず、柔にして屈せず、寬容にして亂れず、曉然として以て道に至りて調和せざる無し。而して能く化易し、時に之を關內(七)す。是れ暴君に事ふるの義なり。樸馬(八)を馭するが若く、赤子を養ふが若く、餒人(九)に食ましむるが若し。故に其懼るゝに因つて其過を改め、其憂ふるに因つて其故を辨じ、其喜ぶに因つて其道に入れ、其怒るに因つて其怨を除き、曲(一〇)に謂ふ所を得(一一)。書に曰く、命に從ひて拂らず、微諫して倦まず、上と爲れば則ち明かに、下と爲れば則ち遜ると、此れの謂なり。

(一) 自ら勝手に決斷選擇せず　(二) 心得といふ程の義　(三) 矯々乎たる貌　(四) 剛直にして他を面折す　(五) 偏頗不正の意　(六) 調和して流湎せず　(七) 一說關納の誤なるべしとぞ或は曰く君の心を至道に關通するなりと　(八) 未だ馴さざる馬　(九) 飢えつかれたる人　(一〇) 上述の化易關內の事を指し言ふ　(一一) 書經伊訓に見ゆ現行の伊訓とは小異あり

馬一。若レ養二赤子一。若レ食二餧人一。故因二其懼一也。而改二其過一。因二其憂一也。而辨二其故一。因二其喜一也。而入二其道一。因二其怒一也。而除二其怨一。曲得レ所レ謂焉。書曰。從レ命而不レ拂。微諫而不レ倦。爲レ上則明。爲レ下則遜。此之謂也。

事レ人而不順者。不疾者也。疾而不順者。不敬者也。敬而不順者。不忠者也。忠而不順者。無功者也。有レ功而不順者。無德者也。故無德之爲レ道也。傷レ疾墮レ功滅レ苦。故君子不レ爲也。

人に事へて不順なる者は、不疾なる者なり(一)。疾にして不順なる者は、不敬なる者なり。敬にして不順なる者は、不忠なる者なり。忠にして不順なる者は、無功なる者なり。功有りて不順なる者は、悪德なる者なり。故に無德の道たるや、疾を傷け功を墮し苦を滅す(二)。故に君子は爲さざるなり。

(一) 怠慢にして敏疾ならず　(二) 不順なれば疾ならず疾ならざれば功を敗り勤苦すと雖も自ら之を滅没すとなり

有二大忠者一。有二次忠者一。有二下忠者一。有二國賊者一。以レ德復レ君而化レ之。大忠

大忠なる者有り、次忠なる者有り、下忠なる者有り、國賊なる者有り。德を以て君に復して(一)之を化するは大忠なり。德を以て君を調へて之を補ふ(二)は次忠なり。是を以て非を諫めて(三)之を怒らすは、下忠なり。君の榮辱を恤へず、國の臧否を恤

也。以レ德調レ君而補レ之次忠也。以レ是諫レ非而怒レ之。下忠也。不レ恤二君之榮辱一。不レ恤二國之臧否一。偷合苟容。以(之)持レ祿養レ交而已耳。國賊也。若三周公之於二成王一也。可レ謂二大忠一矣。若三管仲之於二桓公一。可レ謂二次忠一矣。若三子胥之於二夫差一。可レ謂二下忠一矣。若三曹觸龍之於レ紂者。可レ謂二國賊一矣。

へず、偷合苟容(四)、以て祿を持し交を養ふのみなるは國賊なり。周公の成王に於けるが若きは、大忠と謂ふべし。管仲の桓公に於けるが若きは、次忠と謂ふべし。子胥の夫差に於けるが若きは、下忠と謂ふべし。曹觸龍(五)の紂に於けるが若き者は國賊と謂ふべし。

(一)報復する意　(二)君を匡救するなり　(三)君を怒らするはなり　(四)下文皆節に出づ　(五)說苑には桀の臣とあれど紂を正しとすべし紂の左師たりき

仁者必敬レ人。凡人非レ賢。則案不肖也。人賢而不レ敬。則是禽獸也。人不肖而不レ敬。則是狎レ虎也。

仁者は必ず人を敬す。凡て人賢に非ざれば、則ち案に不肖なり、人賢にして敬せざるは、則ち是れ禽獸なり。人不肖にして敬せざるは、則ち是れ虎を狎するなり。(一)禽獸は則ち亂れ、虎を狎せば則ち危く、災其身に及ぶ。詩に曰く、敢て暴虎(二)せず、敢て馮河せず、人其一を知りて其佗を知ること莫し。戰戰兢兢として、

禽獸則亂。狎レ虎則危。災及ニ其身一。詩曰。不ニ敢暴虎一。不ニ敢馮河一。人知ニ其一一。莫レ知ニ其佗一。戰戰兢兢。如レ臨ニ深淵一。如レ履ニ薄氷一。此之謂也。故仁者必敬レ人。敬レ人有レ道。賢者則貴而敬レ之。不肖者則畏而敬レ之。賢者則親而敬レ之。不肖者則疎而敬レ之。其敬レ之。其敬一也。其情二也。若夫忠

深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如しと。此れの謂なり。故に仁者は必ず人を敬す。人を敬するに道有り。賢者は則ち貴びて之を敬し、不肖者は則ち畏れて之を敬す。賢者は則ち親みて之を敬し、不肖者は則ち疎んじて之を敬す。其敬は一なり。其情(三)は二なり。若し夫れ忠信端愨にして害傷せざれば、則ち接す(四)として然らざること無し。是れ仁人の質なり。忠信以て質と爲し、端愨以て統と爲し、禮義以て文と爲し、倫類(五)以て理と爲し、喘(六)にして言ひ、臑にして動き、一以て法則と爲すべし。詩(七)に曰く、僭はず賊はざれば、則たらざること鮮しと。此れの謂なり。恭敬は禮なり、調和(八)は樂なり。謹愼は利なり、鬬怒は害なり。故に君子は禮樂に安んじ、謹愼を利して、鬬怒無し。是を以て百擧過たざるなり。小人は是に反す。

(一) 輕侮する意必ず害せらるゝを指す　(二) 詩經小雅小旻の篇なり參照すべし　(三) 意味といふに同じ　(四) 如何なるものに接するも皆信實なり　(五) 統類の意　(六) 微言の義臑は微動をいふ　(七) 詩經大雅抑の篇　(八) 鬬爭ひ競はず

信端愨。而不二害傷一。則無二接而不一レ然。是仁人之質也。忠信以爲レ質。端愨以爲レ統。禮義以爲レ文。倫類以爲レ理。喘而言。臑而動。而一可三以爲二法則一。詩曰。不レ僭不レ賊。鮮レ不レ爲レ則。此之謂也。恭敬禮也。調和樂也。謹慎利也。鬪怒害也。故君子安二禮樂一。利二謹慎一。而無二鬪怒一。是以百擧不レ過也。小人反レ是。

通二忠之順一。權二險之平一。禍亂之從聲。三者非二明主一莫二之能知一也。爭然後善。戾然後功。出レ死無レ私。致レ忠而公。夫是之謂レ通二忠之順一。信陵君似レ之矣。奪然後義。殺然後仁。上下易レ位。然後貞。功參二天地一。澤被二生

(一)忠の順に通じ、險の平を權り、禍亂に之れ從聲す。三者は明主に非ざれば、之を能く知ること莫きなり。爭うて然して後善く、戾つて然して後功あり、死を出して私無く、忠を致して公なる、夫れ是を之れ忠の順(二)に通ずと謂ふ。信陵君之に似たり。奪うて然して後義に、殺して然して後仁に、(三)上下位を易へて然して後貞に、功天地に參し、澤生民に被る。夫れ是を之れ險の平を權ると謂ふ。湯武是なり。(四)過ちて情を同じうし、(五)和して經無く、是非を恤へず、曲直を論ぜず、偸合苟容、(六)狂生を迷亂す。夫れ是を之れ禍亂に之れ從聲す(七)と謂ふ。飛廉、惡來是なり。傳に曰く、(八)斬りて齊しく、枉げて順に、不同にして壹と。詩に曰く、(九)小球大球を受け、下國の綴旒と爲ると。此れの謂なり。

民。夫是之謂權險之平。湯武是也。過而同情。和而無經。不恤是非。不論曲直。偷合苟容。迷亂狂生。夫是之謂禍亂之從聲。飛廉惡來是也。傳曰。斬而齊。枉而順。不同而壹。詩曰。受小球大球。爲下國綴旒。此之謂也。

(一)以下下文に之を說けり　(二)魏の信陵君が命を矯めて秦を破りし類　(三)湯武が桀紂に代りし類　(四)君主に過失ある時にも贊成す　(五)君意に雷同して一定の主義なし　(六)桀紂の如き狂虐の惡主　(七)聲に從ふなり　(八)經に反して道に合する湯武の類　(九)詩經商頌長發の篇なり參照すべし

衡聽顯幽重明退姦進良之術。朋黨比周之譽。君子不聽。殘賊加累之譖。君子不用。隱忌雍蔽之人。君子不近。貨財禽犢之請。君子

致士篇第十四

衡に聽き幽を顯し、明を重ね、姦を退け、良を進むるの術をいはん。朋黨比(一)周の譽は、君子聽かず。(二)殘賊加累の譖は、君子用ひず。(三)隱忌雍蔽の人は、君子近けず。(四)貨財禽犢の請は、君子許さず。凡そ流言、流說、流事、流謀、流譽、流愬の、(五)官せずして衡に至る者は、君子之を愼む。聞聽して之を(六)明譽し、其當を定めて當り、然して後其刑賞を(七)士めて之を還與す。是の如くなれば、則ち姦言、姦說、姦事、姦謀、姦譽、姦愬、之を試むること莫きなり。忠言、忠說、忠事、忠

不許。凡流言流說流事流謀流譽流愬。不官而衡至者。君子愼之。聞聽而明譽之。定其當而當。然後士其刑賞。而還與之。如是。則姦言姦說姦事姦謀姦譽姦愬。莫之試也。忠言忠說忠事忠謀忠譽忠愬。莫不明通方起以尙盡矣。夫是之謂衡聽顯幽。重明退姦進良之術。

謀、忠譽、忠愬、明通方起して以て盡すことを尙はざるは莫し。夫れ是をこれ聽を衡にし、幽を顯し、明を重ね、姦を退け、良を進むるの術と謂ふ。

(一)公平正大に聽きて隱れたるを現はす　(二)人を傷害し迷惑を掛くる讒言　(三)人の德を忌み嫉み人を蔽ひ塞ぐ　(四)賄賂を以て求むる所ある者をいふ　(五)その路に由らずして横流し來る意　(六)明察の誤なるべし　(七)王引之は士を出に作るべしとなせり

川淵深而魚鼈歸之。山林茂而禽獸歸之。刑政平。而百姓歸之。禮義備。而君子歸之。故禮及身而行脩。義及國而政明。能以禮挾。而

川淵深くして、魚鼈之に歸し、山林茂りて、禽獸之に歸し、刑政平にして、百姓之に歸し、禮義備りて、君子之に歸す。故に禮身に及びて行脩り、義國に及びて政明かに、能く禮を以て挾くして(一)貴名白かに(二)、天下願ひ、令行はれ、禁止み、王者の事畢る。詩に曰く、(三)此中國を惠み、以て四方を綏んずと。此れの謂なり。川淵は魚龍の居なり。山林は鳥獸の居なり。國家は士民の居なり。川淵枯るれば、則ち魚龍之を去り、山林險なれば則ち鳥獸之を去り、國家政を失へば、則ち

貴名曰。天下願。令行禁止。王者之事畢矣。詩曰。惠此中國。以綏四方。此之謂也。川淵者。魚龍之居也。山林者。鳥獸之居也。國家者。士民之居也。川淵枯。則魚龍去之。山林險。則鳥獸去之。國家失政。則士民去之。

士民之を去る。

(一)決に運用せるなり　(二)尊貴の名譽が天下に明白となる意　(三)詩經大雅民勞の篇　(四)涸渇の意

無土則人不安居。無人則土不守。無道法則人不至。無君子則道不舉。故土之與人也。道之與法也者。國家之本作也。君子也者。道法之摠要也。不可少頃曠也。得之則治。

土無ければ則ち人居を安んぜず。人無ければ則ち土守られず。道法無ければ則ち人至らず。君子無ければ則ち道(一)擧らず。故に土と人と、道と法とは、國家の本作(二)なり。君子なる者は道法の摠要(三)なり。少頃も曠しくすべからざるなり。之を得れば則ち治り、之を失へば則ち亂る。之を得れば則ち安く、之を失へば則ち危し。之を得れば則ち存し、之を失へば則ち亡ぶ。故に良法有つて亂るゝ者は、これ有り。君子有つて亂るゝ者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗て聞かざるなり。傳に曰く、治は君子に生じ、亂は小人に生ずと。此れの謂なり。

(一)政道の成績を佳良ならしむる能はず　(二)本務といふが如し　(三)根本なり。一本摠を總に作る

失レ之則亂。得レ之則安。失レ之則危。得レ之則存。失レ之則亡。故有二良法一而亂者有レ之矣。有二君子一而亂者。自レ古及レ今未二嘗聞一也。傳曰。治生二乎君子一。亂生二乎小人一。此之謂也。

衆を得れば天を動し、(一)美意は年を延べ、誠信は神の如く、(二)夸誕は魂を逐ふ。

(一) 和樂して憂思無し　(二) 矜夸妄誕なれば精を喪失す

得レ衆動レ天。美意延レ年。誠信如レ神。夸誕逐レ魂。

人主之患。不レ在二乎不ヒ言レ用レ賢而在二乎誠必ヒ用レ賢。夫言レ用レ賢者口也。却レ賢者行也。口行相反。而欲二賢者之至一。不肖者之退一也。不二亦難一乎。夫耀レ蟬者。務在下明二其火一振中其樹上而已。火不レ明雖レ振二其樹一。無レ益也。今人主有三能明二其德一。則天下歸レ之。若二蟬之歸一レ明火一也。

人主の患は賢を用ふと言はざるに在らずして、誠に賢を用ひざるに在り。(一)夫れ賢を用ふと言ふ者は口なり。賢を却くる者は行なり。(二)口行相反して、賢者の至り、不肖者の退かんことを欲するとも、亦難からずや。(三)夫れ、蟬を耀す者は務めて其火を明かにして、其樹を振ふに在るのみ。火明かならざれば、其樹を振ふと雖も益無きなり。今人主能く其德を明かにすること有らば、則ち天下之を歸すること、蟬の明火に歸するが若くならん。

(一) 原文「必」は「不」の誤　(二) 言行の不一致　(三) 夜炬火もて蟬を照して之を集め食用に供するなり

臨レ事接レ民。而以レ義變應。寬裕而多容。恭敬以先レ之。政之始也。然後中和察斷以輔レ之政之隆也。然後進二退誅三賞之一。政之終也。故一年與レ之始。三年與レ之終。用二其終一爲レ始。則政令不レ行。而上下怨疾。亂所二以自作一也。書曰。義刑義殺。勿二庸以卽一。汝惟曰レ未レ有二順事一。言レ先レ教也。

事に臨み民に接して、義を以て變應し、寬裕にして多く容れ、恭敬以て之に先つは、政の始なり。然して後(一)中和察斷、以て之を輔くるは、政の隆なり。然して後に之を進退誅賞するは、政の終なり。故に一年之を與て始り、(二)三年之を與て終る。其終を用て始と爲れば、則ち政令行はれず、上下怨疾す。亂自ら作る所以なり。書に曰く、(三)義刑義殺も、庸て以卽すること勿れ。汝惟未だ(四)順事有らずと曰へと。教を先にするを言ふなり。

(一)政の至高なる所は中和察斷に在りとなり　(二)最初の年は寬裕、三年に至り進退すとなり　(三)書經康誥に見ゆ庸以卽は以て直にとらふといふ程の意なり　(四)敎化未だ行はれずと稱すべしとなり

程者物之準也。禮者節之準也。程以立レ

(一)程は物の準なり。禮は節の準なり。程以て數を立て、禮以て倫を定め、德以て位を敍し、能以て官を授く。凡そ節奏は(二)陵を欲し、生民は寬を欲す。節奏陵に

數。禮以定レ倫。德以叙レ位。能以授レ官。凡節奏欲レ陵。而生民欲レ寬。節奏陵而文。生民寬而安。上文下安。功名之極也。不レ可ニ以加一矣。君者國之隆也。父者家之隆也。隆一而治。二而亂。自レ古及レ今。未レ有ニ二隆爭レ重而能長久一。

して文あり。生民寬にして安し。上文に下安きは、功名の極なり。以て加ふべからざるなり。君は國の隆(三)なり。父は家の隆なり。隆一にして治り、二(四)にして亂る。古より今に及ぶまで、未だ二隆の重んぜられんことを爭ひて、能く長久なる者は有らざるなり。

(一)度數の總名をいふ、準は標準なり　(二)嚴密の義　(三)極致の意尊長をいふ　(四)尊長二人ある場合

師術有レ四。博習不レ與焉。尊嚴而憚。可ニ以爲レ師。耆艾而信。可ニ以爲レ師。誦說而不レ陵不レ犯。可ニ以爲レ師。知レ微而論。可ニ以爲レ師。故師術有レ四。而博習不レ與焉。

師術に四有り、博習は與らず。(一)尊嚴にして憚らる、以て師と爲るべし。耆艾(二)にして信ぜらる、以て師と爲るべし。誦說して(三)陵がず、犯さず、以て師と爲るべし。微を知りて論(四)あり、以て師と爲るべし。故に師術四有り　博習は與らず。

(一)博く學習せるのみをいふ　(二)年六十を耆とし五十を艾とす　(三)師說を守り異を立てず　(四)論理ある意

水深則回。樹落則糞レ本。弟子通利則思レ師。詩曰。無二言不一レ讎。無二德不一レ報。此之謂也。

賞不レ欲レ僭。刑不レ欲レ濫。賞僭則利及二小人一。刑濫則害及二君子一。若不幸而過。寧僭無レ濫。與二其害一レ善。不レ若レ利レ淫。

水深ければ則ち回り、(一)樹落つれば則ち本に糞し、弟子(三)通利なれば、則ち師を思ふ。詩に曰く、言として讎いられざること無く、德として報いられざること無しと。此れの謂なり。

(一) 急瀬とならずして旋流す　(二) 葉落ちて其の根に肥料となる　(三) 深ければ深き程師恩を知る意

賞は、(一)僭を欲せず、刑は濫を欲せず、賞僭すれば、則ち利小人に及び、刑濫すれば、則ち害君子に及ぶ。若し不幸にして過たば、(二)寧ろ僭するも濫すること無かれ、其の善を害せんよりは、淫を利するに若かず。

(一) 濫りて多きに過ぐるなり　(二) 書經に其の不辜を殺さんよりは寧ろ不經に失せよとある意に同じ

臨武君與孫卿子議兵於趙孝成王前。王曰。請問兵要。臨武君對曰。上得天時。下得地利。觀敵之變動。後之發先之至。此用兵之要術也。孫卿子曰。不然。臣所聞古之道。凡用兵攻戰之本。在乎一民

巻第十

議兵篇第十五

(一)臨武君、孫卿子と兵を趙の孝成王の前に議す。王曰く、兵の要を請ひ問ふ。臨武君對へて曰く、上は天時を得、下は地利を得、敵の變動を觀て、(二)之に後れて發し、之に先んじて至る。此れ兵を用ふるの要術なりと。孫卿子曰く、然らず、臣聞く所の古の道にありては、凡そ用兵攻戰の本は、(三)民を一にするに在り。弓矢調はざれば、則ち羿(四)も以て微に中つること能はず、六馬和せざれば、則ち造父(五)も以て遠きを致むること能はず、士民親附せざれば則ち湯武も以て必勝すること能はざるなり。故に善く民を附する者は、是れ乃ち善く兵を用ふる者なり。故に兵の要は善く民を附するに在るのみと。臨武君曰く、然らず、兵の貴ぶ所の者は、勢(六)利なり。行ふ所の者は變詐なり。善く兵を用ふる者は、(七)感忽悠闇其の從つて出づ

弓矢不レ調。則羿不レ能ニ以中ヒ微。六馬不レ和。則造父不レ能ニ以致ヒ遠。士民不ニ親附一。則湯武不レ能ニ以必勝一也。故善附レ民者。是乃善用レ兵者也。故兵要在ニ乎善附ヒ民而已。臨武君曰。不レ然。兵之所レ貴者。勢利也。所レ行者。變詐也。善用レ兵者。感忽悠闇。莫レ知ニ其所一レ從出一。孫呉用レ之。無レ敵ニ於天下一。豈必待レ附レ民哉。

る所を知ること莫し。（八）孫呉之を用ひて天下に敵無し。豈必ず民を附するを待たんや。

㊀ 楚の將なり ㊁ 敵發動して後に發動し敵の至る前に至る ㊂ 民心を和調合一せしむる意 ㊃ 古代の善射者 ㊄ 古代の善御者 ㊅ 勢に乘じて利を爭ふ ㊆ 敏捷にして深遠なる義 ㊇ 古代の善識者孫武呉起

孫卿子曰。不レ然。臣之所レ道。仁人之兵。王者之志也。君之所レ貴。權謀勢利也。所レ行攻奪變詐者。諸侯之事也。

孫卿子曰く、然らず、臣の道ふ所は、仁人の兵、（一）王者の志なり。君の貴ぶ所は、權謀勢利なり。行ふ所の攻奪變詐なる者は、諸侯の事なり。仁人の兵は詐るべからざるなり。彼の詐るべき者は、怠慢なる者なり。（二）路亶なる者なり。君臣上下の間、（三）滑然として離德有る者なり。故に桀を以て桀を詐るは、猶（四）巧拙幸有り。桀を以て堯を詐るは、之を譬ふるに、卵を以て石に投じ、指を以て沸けるを撓す

仁人之兵。不可詐也。彼可詐者。怠慢者也。路亶者也。君臣上下之閒。滑然有離徳者也。故以桀詐桀。猶巧拙有幸焉。以桀詐堯。譬之若以卵投石。以指撓沸。若赴水火。入焉焦沒耳。故仁人上下。百將一心。三軍同力。臣之於君也。下之於上也。若子之事父。弟之事兄。

が若し。水火に赴くが若し。焉に入れば焦沒せん(五)のみ。故に仁人上下、百將心を一にし、三軍力を同じうす。臣の君に於けるや、下の上に於けるなり。子の父に事へ、弟の兄に事ふるが若き、手臂の頭目を扞ぎて胸腹を覆ふが若きなり。詐りて之を襲ふは、先づ驚かして後之を擊つと一なり。且仁人の十里(六)の國を用むるは、則ち將に百里の聽有らんとす。百里の國を用むるは、則ち將に千里の聽有らんとす。千里の國を用むるは、則ち將に四海の聽有らんとす。必ず將聰明警戒、(七)和傳して一の而し。故に仁人の兵、聚れば則ち卒(八)を成し、散ずれば則ち列を成し、延(九)なるは則ち莫耶の長刃の若く、之に嬰る者斷つ。兌(一〇)なるは則ち莫耶の利鋒の若く、之に當る者潰ゆ。圓居(一一)して方正なるは則ち盤石の如く然り。之に觸るゝ者は、角摧(一二)す。案(一三)に鹿埵隴種東籠して退かんのみ。

(一) 帝王の志意　(二) 上下相疏沮してつかれ弱れるなり　(三) 滑は渙の誤、とけ離る、同徳に乖きはなるゝをいふ　(四) 巧にも拙にも僥倖を以て害を蒙らず　(五) 焦爛するか沈沒するかの意　(六) 十里の國を治むるにも百里の外まで警戒すとなり　(七) 相傳へ告げ來りて我と一となるが如し　(八) 卒伍なり　(九) 延長をいふ　(一〇) 銳に同じ莫耶は

若下手臂之扞ニ頭目一而覆中胷腹上也。詐而襲ㇾ之。與ニ先驚而後擊ㇾ之一也。且仁人之用ニ十里之國一。則將ㇾ有ニ百里之聽一。用ニ百里之國一。則將ㇾ有ニ千里之聽一。用ニ千里之國一。則將ㇾ有ニ四海之聽一。必將聰明警戒。和傳而一。故仁人之兵。聚則成ㇾ卒。散則成ㇾ列。延則若ニ莫耶之長刃一。嬰ㇾ之者斷。兌則若ニ莫耶之利鋒一。當ㇾ之者潰。圜居而方正則若ニ盤石一然。觸ㇾ之者(角)摧。案角鹿埵隴種東籠而退耳。

（一）古代の利劒　（二）對陣して動かざる時なり一本方正を方止に作る　（三）角の砕けとれる意　（四）首を垂れ龍鍾と涙を流し涙にて衣を沾すとなり、皆敗走の光景を叙す、角字は衍といふ

且夫暴國之君。將誰與至哉。彼其所ニ與至一者。必其民也。而其民之親ㇾ我。歡若ニ父母一。其好ㇾ我。芬若ニ椒蘭一。彼反ニ顧其上一。則若ニ灼黥一。若ニ仇讎一。人之情雖ニ桀跖一。豈又下肯爲ニ

且夫れ暴國の君は、將誰と與に至るや。彼其の與に至る所の者は、必ず其民なり。其民の我を親むや、歡ぶこと父母の若く、其の我を好むや芬たること椒蘭の若し。彼其上を反顧すれば、則ち灼黥せらるゝが若く、仇讎の若し。人の情桀跖と雖も、豈肯て、其の惡む所の爲に、其の好む所を賊ふこと又らんや。是れ猶ほ人の子孫をして、自ら其父母を賊はしむるがごときなり。彼必ず將に之を來告せんとす。夫れ又何ぞ詐るべけんや。故に仁人國を用むれば日に明かなり。諸侯先づ順ふ者は安く、後に順ふ者は危く、之に敵することを慮る者

其所レ惡。賊二其所レ好者上哉。是猶レ使三人之子孫自賊二其父母一也。彼必將レ來二告之一。夫又何可レ詐也。故仁人用レ國日明。諸侯先順者安。後順者危。慮レ敵レ之者削。反レ之者亡。詩曰。武王載レ發。有虔秉レ鉞。如二火烈烈一則莫二我敢遏一。此之謂也。孝成王臨武君曰。善。

は削られ、之に反する者は亡ぶ。詩に曰く、(七)武王發を載せ、有虔みて鉞を秉る。火の烈烈たるが如く、則ち我を敢て遏むること莫しと。此れの謂なりと。孝成王臨武君曰く、善しと。

(一)暴國の君を指す　(二)香氣盛なる義　(三)燒き入盟するをいふ　(四)暴君桀の如き、大盜跖の如き不人情の者　(五)來りて我に告訴す　(六)明察の意　(七)詩經殷頌なり、發は旆と讀むべし、大旆なり

請下問王者之兵。設二何道何行一而可上。孫卿子曰。凡在二大王一。將率末事也。臣請遂道二王者諸侯彊弱存亡之效一。

王者の兵は何の道何の行を設ひて可なるかを請ひ問ふ。孫卿子曰く、凡そ大王に在りては、將率は末事なり。臣請ふ、遂に王者諸侯彊弱存亡の效、安危の勢を道はん。君賢なる者は、其國治り、君不能なる者は、其國亂る。禮を隆び義を貴ぶ者は、其國治り、禮を簡にし義を賤む者は、其國亂る。治る者は彊く、亂るゝ者は弱し。是れ彊弱の本なり。上(三)卬ぐに足れば、則ち下用ふべきな

安危之勢。君賢者其國治。君不能者其國亂。隆禮貴義者其國治。簡禮賤義者其國亂。治者彊。亂者弱。是彊弱之本也。上足卬。則下可用也。上不足卬。則下不可用也。下可用則彊。下不可用則弱。是彊弱之常也。隆禮效功。上也。重祿貴節。次也。上功賤節。下也。是彊

り。上卬ぐに足らざれば、則ち下用ふべからざるなり。下用ふべければ、則ち彊く、下用ふべからざれば、則ち弱し。是れ彊弱の常なり。禮を隆び功を效すは上なり。祿を重んじ節を貴ぶは次なり。(三)功を上び節を賤むは下なり。是れ彊弱の凡なり。(四)士を好む者は彊く、士を好まざる者は弱し。民を愛する者は彊く、民を愛せざる者は弱し。政令信なる者は彊く、政令信ならざる者は弱し。民齊し(五)き者は彊く、齊しからざる者は弱し。賞重き者は彊く、賞輕き者は弱し。刑威なる者は彊く、刑侮なる者は弱し。械用兵革、(六)攻完便利なる者は彊く、械用兵革、窳楛(七)便利ならざる者は弱し。兵を用ふるを重んずる者は彊く、兵を用ふるを輕んずる者は弱し。權一に出づる者は彊く、(八)權二に出づる者は弱し。是れ彊弱の常なり。

(一) 君王として親から兵を率ゐるは末なりとなり　(二) 仰の古字　(三) 秦が六國を削弱せし頃の國風の類　(四) 大概といふ程の義大凡に同じ　(五) 力を合すなり　(六) 攻は功に作るべし、修理具足せる意　(七) 窳ありて脆弱なる意　(八) 權は政令を指す政令二途に出づる義なり

弱之凡也。好レ士者彊。不レ好レ士者弱。愛レ民者彊。不レ愛レ民者弱。政令信者彊。政令不レ信者弱。民齊者彊。不レ齊者弱。賞重者彊。賞輕者弱。刑威者彊。刑侮者弱。械用兵革攻完便利者彊。械用兵革窳楛不二便利一者弱。重レ用レ兵者彊。輕レ用レ兵者弱。權出レ一者彊。權出レ二者弱。是彊弱之常也。

齊人隆二技擊一。其技也。得二一首一者。賜二贖錙金一。無二本賞一矣。是事小敵毳。則偸可レ用也。事大敵堅。則渙焉離耳。若二飛鳥一然。傾側反覆無レ日。是亡國之兵也。兵莫レ弱レ是矣。是其去レ賃二市傭一而戰レ之幾矣。魏氏之武

齊人技擊を隆ぶ。其技や一首を得る者は、贖錙金を賜うて本賞無し。是れ事小に敵毳ければ、則ち偸に用ふべきなり。事大に敵堅ければ、則ち渙焉として離れんのみ。飛鳥の若く然り。傾側反覆日無けん。是れ亡國の兵なり。兵是より弱きは莫し。是れ其の市傭に賃して之を戰はしむるを去ること幾ぞ。魏氏の武卒は、度を以て之を取る。三屬の甲を衣、十二石の弩を操り、服矢五十箇を負ひ、戈を其上に置き、軸を冠し劍を帶び、三日の糧を贏し、日中にして百里を趨る。試に中れば則ち其戸を復し、其田宅を利す。是れ數年にして衰ふるも、未だ奪ふべからざるなり。改造すれば則ち周くし易からざるなり。是故に地大なりと雖も、其税は必ず寡し。是れ危國の兵なり。

卒。以レ度取レ之。衣二三屬之甲一。操二十二石之弩一。負二服矢五十箇一。置二戈其上一。冠レ軸帶レ劍。贏二三日之糧一。日中而趨二百里一。中レ試則復二其戸一。利二其田宅一。是數年而衰。而未レ可レ奪也。改造則不レ易レ周也。是故地雖レ大其税必寡。是危國之兵也。

(一) 勇力を以て敵を斬獲するを謂ふ　(二) 無功者より罪を贖ふために出せる金を有功者に賜予するのみ特定の賞無し　(三) 臨時に用ふべし　(四) 市中の日雇人夫を雇うて戰に臨ましむるに似たりとなり　(五) 標準を設定す　(六) 上身と髀裨と脛繳と合せて三なり　(七) 箙中の矢　(八) 冑に同じ　(九) 一日に滿たざるうち　(一〇) 試驗に合格すれば徭租を免ずるなり　(一一) 兵卒衰弱すとも急に以上の特典を奪ふべからずとなり　(一二) 改めて此の兵を作らんとするも十分なり難し

秦人其生レ民也狹隘。其使レ民也酷烈。劫レ之以レ勢。隱レ之以レ阸。忸レ之以二慶賞一。鰌レ之以二刑罰一。使下天下之民。所三以要二利於上一者。非レ鬭無レ由也。阸

秦人其の民を生ずるや狹隘、其の民を使ふや酷烈、之を劫すに勢を以てし、之を隱すに阸を以てし、之を忸すに慶賞を以てし、之に鰌るに刑罰を以てし、天下の民をして利を上に要する所以の者は、鬭に非れば由ること無からしむるなり。阸にして之を用ひ、得て後之を功とす。功賞相長とし、五甲首にして五家を隷せしむ。是れ最も衆彊長久たり。多地にして以て正す。故に四世勝有るは、卒に非るなり。數なり。故に齊の技擊は、以て魏氏の武卒に遇ふべからず。魏氏の武

而用レ之、得而後功レ之。功賞相長也。五甲首而隷二五家一。是最爲二衆彊長久一。多地以正。故四世有レ勝。非レ幸也。數也。故齊之技擊不レ可三以遇二魏氏之武卒一。魏氏之武卒。不レ可三以遇二秦之銳士一。秦之銳士不レ可三以當二桓文之節制一。桓文之節制。不レ可三以敵二湯武之仁義一。有二遇レ之者一。若下以二焦熬一投中石焉。兼二是數國者一。皆干賞蹈利之兵也。傭徒鬻賣之道也。未レ有二貴レ上安レ制綦レ節之理一也。諸侯有下能微二妙之一以節。則作而兼二殆之一耳。

卒は、以て秦の銳士に遇ふべからず。秦の銳士は、以て桓文の節制(五)に當るべからず。桓文の節制は、以て湯武の仁義に敵すべからず。之に遇ふ者有らば、焦熬(六)を以て石に投ずるが若し。是數國の者を兼(七)するに、皆干賞蹈利(八)の兵なり。傭徒鬻賣の道なり。未だ上を貴び制に安んじ、節を綦むるの理有らざるなり。諸侯能く之を微妙(九)にするに節を以てすること有らば、則ち作つて之を兼殆せんのみ。

(一) 耕地狹少生活窮乏の義　(二) 利益を上に求めんには戰功による外なしと思はしむるなり　(三) 五甲首を得たる者をして五家を支配せしむ　(四) 秦孝公惠王武王昭王を謂ふ數は術なり　(五) 齊桓晉文の節制訓練せる兵士　(六) 焦げやけたる輕少の物　(七) 兼ねあはせて觀察すること　(八) 賞を求め利を蹈み求む　(九) 精妙至極の節と爲すときは以上の數國を危殆に陷らし得べしとなり

故招近募選。

故に招近募選(一)、勢詐を隆び、功利を尙ぶは、是れ(二)之を漸むるなり。禮義敎化は

隆₂勢詐₁。尚₂功利₁。是漸レ之也。禮義敎化。是齊レ之也。故以レ詐遇レ詐。猶有₂巧拙₁焉。以レ詐遇レ齊。辟レ之猶下以₂錐刀₁墮中太山上也。非₂天下之愚人₁。莫₂敢試₁。故王者之兵不レ試。湯武之誅₂桀紂₁也。拱挹指麾。而彊暴之國。莫レ不₂趨使₁。誅₂桀紂₁。若レ誅₂獨夫₁。故泰誓曰。獨夫紂。此之謂也。故兵大齊則制₂天下₁。小齊則治₂鄰敵₁。

是れ之を齊ふるなり(三)。故に詐を以て詐に遇ふ、猶巧拙有り。詐を以て齊ふるに遇ふは、之を辟ふるに、猶ほ錐刀(四)を以て太山を墮つがごときなり。天下の愚人に非ざれば、敢て試むることなし。故に王者の兵は試みられず。湯武の桀紂を誅するや、拱挹指麾(五)して、彊暴の國趨使せざること莫し。桀紂を誅すること獨夫を誅するが若し。故に泰誓(六)に曰く、獨夫紂と。此れの謂なり。故に兵大に齊へば、則ち天下を制し、小しく齊へば則ち鄰敵(七)を治む。

(一)近は延の誤募兵の意　(二)詐欺に進ましむ　(三)人心を齊一にする意　(四)微小の錐もて巨大の山をこぼつが如し　(五)手を拱きながら指揮するなり　(六)書經の篇名　(七)治は殆に作るべきに似たり

若夫招近募選。隆₂勢詐₁。尚₂功利₁之兵。則

若し夫れ招近募選、勢詐を隆び、功利を尚ぶの兵は、則ち勝不勝常無し。(二)代ゝ翕ひ、代ゝ張り、代ゝ存し代ゝ亡び、雌雄を相爲すのみ。夫れ是をこれ盜

勝不勝無常。代翕代張。代存代亡。相爲雌雄耳矣。夫是之謂盜兵。君子不由也。故齊之田單。楚之莊蹻。秦之衞鞅。燕之繆蟣。是皆世俗之所謂善用兵者。是其巧拙彊弱。則未有以相若也。若其道一也。未及和齊也。掎契司詐。權謀傾覆。未免盜兵也。齊桓晉文楚莊吳闔閭越句踐。是皆和齊之兵也。可謂入其域矣。然而未有本統也。故可以霸。而不可以王。是彊弱之效也。孝成王臨武君曰。善。

兵と謂ふ。君子は由らざるなり。故に齊の田單(二)、楚の莊蹻(三)、秦の衞鞅(四)、燕の繆蟣、是れ皆世俗の謂ふ所善く兵を用ふる者なり。是れ其巧拙彊弱は、則ち未だ以て相若ること有らざるなり。其道の若きは一なり。未だ和齊(六)に及ばざるなり。掎(七)契、司詐、權謀、傾覆、未だ盜兵を免れざるなり。齊の桓(八)、晉の文、楚の莊、吳の闔閭、越の句踐は、是皆和齊の兵なり。其域に入ると謂ふべし。然り而して未だ本統(九)有らざるなり。故に以て霸たるべくして、以て王たるべからざるなり。是れ彊弱の效なりと。孝成王、臨武君曰く、善しと。

(一) 勢の弛張一ならざるをいふ　(二) 火牛もて燕兵を破りし人　(三) 楚の威王の爲に西蜀を定めし人　(四) 卽ち商鞅なり　(五) 未詳　(六) 人心を統一して人和をはかる意　(七) 手足を支持する義、司詐は僞詐に同じ詐欺なり　(八) 所謂五霸なり　(九) 湯武の如く眞正なる素地無しとなり

請問爲將。孫卿子曰。知莫大乎棄疑。行莫大乎無過。事莫大乎無悔。至無悔而止矣。成不可必也。故制號政令欲嚴以威。慶賞刑罰。欲必以信。處舍收藏。欲周以固。徙擧進退。欲安以重。欲疾以速。窺敵觀變。欲潛以深。故伍以參。遇敵決戰。必道吾所明。無道吾所疑。

將たるを請ひ問ふ。孫卿子曰く、知は疑(一)を棄つるより大なるは莫し。行は過無きより大なるは莫し。事は悔無きより大なるは莫し。悔無きに至りて止む。成(二)は必すべからざるなり。故に制號(三)政令は、嚴にして以て威あらんことを欲す。慶賞刑罰は、必にして以て信ならんことを欲す。(四)處舍收藏は周にして以て固ならんことを欲し、(五)徙擧進退は、安にして以て重ならんことを欲し、疾にして以て速ならんことを欲す。敵を窺ひ變を觀るは、潛にして以て深からんことを欲し、(六)伍にして以て參ならんことを欲す。敵に遇ひ戰を決する、必ず吾が明にする所に道り、吾が疑ふ所に道ること無れ。夫れ是を之れ六術と謂ふ。將たらんと欲して廢(七)を惡むこと無れ。勝を急ぎて敗を忘るゝこと無れ。內を威して外を輕んずること無れ。其利を見て其害を顧みざること無れ。凡そ事を慮るは熟(八)せんことを欲す。財を用ふるは、泰ならんことを欲す。夫れ是を之れ五權と謂ふ。

(一)人を用ひて疑はざる意か (二)成功は必すべからずとなり (三)命令なり (四)居住し收藏する處 (五)遷移

夫是之謂六術。無欲將而惡廢。無急勝而忘敗。無威內而輕外。無見其利。而不顧其害。凡慮事欲熟。而用財欲泰。夫是之謂五權。

所以不受命於主有三。可殺而不可使處不完。可殺而不可使擊不勝。可殺而不可使欺百姓。夫是之謂三至。凡受命於主而行三軍。三軍既定。百官得序。羣物皆正。則主不能喜。敵不能怒。夫是之

し進退する場合　(六)錯雑せる方法を用ふとなり　(七)將帥の權勢を貪りて厭せられんことを恐るゝなり　(八)精しく審に考慮する意

命を主に受けざる所以三あり。殺すべくして不完(一)に處らしむべからず。殺すべくして不勝(二)を撃たしむべからず。殺すべくして百姓を欺かしむべからず。夫れ是を之れ三至と謂ふ。凡そ命を主に受けて三軍を行る。三軍既に定り、百官序を得、羣物皆正しければ、則ち主(三)も喜ぶこと能はず、敵も怒ること能はず。夫れ是を之れ至臣と謂ふ。慮必ず事に先ち、之に申ぬるに敬を以す(四)、終を愼むこと始の如く、終始一の如し、夫れ是を之れ大吉と謂ふ。凡そ百事の成るや、必ず之を敬するに在り、其の敗るゝや、必ず之を慢るに在り。故に敬怠に勝てば則ち吉に、怠敬に勝てば則ち滅び、計欲に勝てば則ち從ひ、欲計に勝てば則ち凶なり。戰ふは守るが如く、行く(五)は戰ふが如し。功有れば幸(六)の如く、謀を敬して壙

謂二至臣一。慮必先レ事。而申レ之以レ敬。愼レ終如レ始。終始如レ一。夫是之謂二大吉一。凡百事之成也。必在レ敬之。其敗也。必在レ慢レ之。故敬勝レ怠則吉。怠勝レ敬則滅。計勝レ欲則從。欲勝レ計則凶。戰如レ守。行如レ戰。有レ功如レ幸。敬レ謀無レ壙。敬レ事無レ壙。敬レ吏無レ壙。敬レ衆無レ壙。敬レ敵無レ壙。夫是之謂二五無壙一。愼行二此六術五權三至一。而處レ之以二恭敬無壙一。夫是之謂二天下之將一。則通二於神明一矣。臨武君曰。善。

しくする無れ、事を敬して壙しくする無れ。吏を敬して壙しくする無れ。衆を敬して壙しくする無れ。(七)敵を敬して壙しくする無れ。夫れ是を之れ五無壙と謂ふ。愼みて此六術、五權、三至を行ひて、之に處するに、恭敬無壙を以てす。夫れ是を之れ天下の將と謂ふ。則ち(八)神明に通ずと。臨武君曰く、善しと。

(一) 不完全の地なり (二) 勝つこと能はざる敵軍に向ふなり (三) 法則を嚴守すればなり又詐謀なければ敵も怒らずとなり (四) 常に敬愼して備有るなり (五) 進軍をいふ (六) 僥倖に勝ちたるが如く考ふるなり (七) 曠に通ず (八) 天下之に及ぶもの無き將帥

請二問王者之軍制一。孫卿子曰。將死レ鼓。馭死レ轡。百吏死レ職。士大夫死二

王者の軍制を請ひ問ふ、孫卿子曰く、(一)將は鼓に死し、馭は轡に死し、百吏は職に死し、士大夫は(二)行列に死す。鼓聲を聞きて進み、金聲を聞きて退く。命に順ふを上と爲し、有功之に次ぐ。(三)令進めずして進むは、猶ほ令退かずして退くがごと

行列一。聞二鼓聲一而進。聞二金聲一而退。順レ命爲レ上。有功次レ之。令不レ進而進。猶二令不レ退而退一也。其罪惟均。不レ殺二老弱一。不レ獵二禾稼一。服者不レ禽。格者不レ赦。犇命者不レ獲。凡誅。非レ誅二其百姓一也。誅下其亂二百姓一者上也。百姓有レ捍二其賊一。則是亦賊也。以レ故順レ刃者生。蘇レ刃者死。犇命者貢。微子開

し。其罪惟れ均し。老弱を殺さず、禾稼を獵(四)まず、服(五)する者は禽にせず。格す(六)る者は赦さず。犇名(七)する者は獲せず。凡そ誅は、其百姓を誅するに非るなり。其百姓を亂る者を誅するなり。百姓其賊を捍(八)すること有れば、則ち是も亦賊なり。故を以て(九)刃に順ふ者は生き、刃に蘇ふ者は死し、犇命する者は貢す(一〇)。微子(一一)開は宋に封ぜられ、曹觸龍(一二)は軍に斷ぜらる。殷の服民、之を養生する所以の者、周人に異なること無し。故に、近き者は謳謳(一三)して之を樂み、遠き者は竭蹶(一四)して之に趨く。幽閒辟陋の國と無く、趨使して之を安樂せざること莫く、四海の内一家の若く、通達の屬、從服せざること莫し。夫れ是を之れ人師と謂ふ。詩に曰く、西(一五)より、東より、南より北より、思うて服せざること無しと、此れ之の謂なり。

(一)鼓と存亡を同じうするなり　(二)軍陣伍列の間　(三)進めと言はざるに進む類　(四)獵に同じ蹈むなり　(五)敵はずして退く者は之を擒せず　(六)抵抗する者　(七)奔り來りて降る者は俘囚とせず　(八)賊をかばうて防禦す　(九)刃を見て逃げ去る　(一〇)上將に献納す　(一一)紂王の庶兄　(一二)前篇に見えたり　(一三)謳歌に同じ　(一四)力の限りいそぎ走る意　(一五)詩經大雅文王有聲の篇

封二於宋一。曹觸龍斷於軍一。殷之服民所三以養二生之一者也。無レ異二周人一。故近者謌謳而樂レ之。遠者竭蹶而趨レ之。無二幽間辟陋之國一。莫レ不三趨使而安二樂之一。四海之內若二一家一。通達之屬莫レ不二從服一。夫是之謂二人師一。詩曰。自レ西自レ東。自レ南自レ北。無二思不一レ服。此之謂也。

王者有レ誅而無レ戰。城守不レ攻。兵格不レ擊。上下相喜則慶レ之。不レ屠レ城。不レ潛レ軍。不レ留レ衆。師不レ越レ時。故亂者樂二其政一。不レ安二其上一。欲二其至一也。臨武君曰。善。

陳囂問二孫卿子一曰。先生議レ兵常以二仁義一爲レ本。仁者愛レ人。義者循レ理。

王者は誅(一)有りて戰無く、城の守るは攻めず、兵の格(二)するは擊たず、上下相喜び(三)て則うして之を慶す。城を屠らず、軍を潛(四)めず、衆を留めず、師時を越えず、故に亂者其政を樂み、其上に安んぜずして、其の至(五)らんことを欲するなりと。臨武君曰く、善しと。

(一) 無道は之を誅するも相戰つて相凌ぐこと無し (二) 抵抗する者も少時の後は德に化して降參すべければなり (三) 敵人の上下相愉悅するに至りて我も亦之を慶賀す (四) 潛に敵を襲ふ類 (五) 聖王の師の至らんことを渇望するとなり

陳囂(一)、孫卿子に問うて曰く、先生兵を議する、常に仁義を以て本と爲す。仁者は人を愛し、義者は理に循ふ。然らば則ち又何ぞ兵を以て爲さん。凡そ兵有るを爲す所の者は、爭奪の爲ならんと。孫卿子曰く、女が知る所に非ざるなり。彼仁者

然則又何以レ兵爲。凡所レ爲レ有レ兵者。爲二爭奪一也。孫卿子曰。非二女所一レ知也。彼仁者愛レ人。愛レ人故惡二人之害一レ之也。義者循レ理。循レ理故惡二人之亂一レ之也。彼兵者。所三以禁レ暴除二害也。非レ爭奪一也。故仁人之兵。所レ存者神。所レ過者化。若二時雨之降一。莫レ不二說喜一。是以堯伐二驩兜一。舜伐二有苗一。禹伐二共工一。湯伐二有夏一。文王伐レ崇。武王伐レ紂。此四帝兩王。皆以二仁義之兵一行二於天下一也。故近者親二其善一。遠方慕二其德一。兵不レ血レ刃。遠邇來服。德盛二於此一。施二及四極一。詩曰。淑人君子。其儀不レ忒。此之謂也。

は人を愛す。人を愛するが故に、人の之を害するを惡むなり。義者は理に循ふ。理に循ふが故に、人の之を亂るを惡むなり。彼兵なる者は、暴を禁じ害を除く所以なり。爭奪に非ざるなり。故に仁人の兵は、(二)存する所の者は神のごとく、過ぐる所の者は化す。時雨の降るが若く、(三)說喜せざること莫し。是を以て(四)堯は驩兜を伐ち、舜は有苗を伐ち、禹は共工を伐ち、湯は有夏を伐ち、文王は崇を伐ち、武王は紂を伐つ。此四帝兩王は、皆仁義の兵を以て天下に行へるなり。故に近き者は其善を親み、遠方は其德を慕ひ、兵刃に血らずして、(五)遠邇來服す。德此に盛にして四極に施及す。詩に曰く、(六)淑人君子、其儀忒はず。(七)(其儀忒はず、是の國を正しくす)と。此れの謂なり。

(一) 荀卿の弟子　(二) 之を存止すれば畏るゝこと神明の如し　(三) 悅喜に同じ　(四) 以下皆書經左傳等に見えたり
(五) 遠近に同じ　(六) 詩經曹風鳲鳩の篇に見ゆ　(七) 此句原本誤脫詩經によりて補ふ

李斯問二孫卿子一曰。秦四世有レ勝。兵彊二海內一。威行二諸侯一。非下以二仁義一爲上之也。以レ便從レ事而已。孫卿子曰。非二女所一レ知也。女所レ謂便者不便之便也。吾所謂仁義者大便之便也。彼仁義者所二以修一レ政者也。政修則民親二其上一。樂二其君一。而輕二爲レ之死一。故曰。凡在二於軍一。將率末事也。秦

李斯(一)、孫卿子に問うて曰く、秦は四世勝有り、兵海內に彊く、威諸侯に行はる。仁義を以て之を爲すに非るなり。便(二)(三)を以て事に從ふのみと。孫卿子曰く、女が知る所に非ざるなり。女が謂ふ所の便なる者は、不便の便なり。吾が所謂仁義なる春は、大便の便なり、彼の仁義なる者は、政を修むる所以の者なり。政修れば則ち民其上を親み、其君を樂みて、之が爲に死することを輕んず。故に曰く、凡そ軍(四)に在つては、將率は末事なりと。秦は四世勝有り、諰諰然として常に天下の一合して己を軋(五)せんことを恐るゝなり。此れ謂ふ所末世の兵のみ、未だ本統有らざるなり。故に湯(六)の桀を放つや、其の之を鳴條(七)に逐ふの時に非ざるなり。武王の紂を誅するや、甲子(八)の朝を以て後、之に勝つに非ざるなり。前行素脩(九)ればなり。此れ謂ふ所仁義の兵なり。今女之を本に求めずして之を末に索む。此れ世の亂る所以なりと。

(一) 後の秦の相なり荀子の弟子たり (二) 前に出づ (三) 便宜の意 (四) 君字に改むべきに似たり篇首參照 (五)

四世有レ勝。諰諰然常恐ニ天下之一合而軋ヒ己也。此所レ謂末世之兵。未レ有ニ本統一也。故湯之放レ桀也。非下其逐ニ之鳴條一之時上也。武王之誅レ紂也。非下以ニ甲子之朝一而後勝ヒ之也。皆前行素脩也。此所レ謂仁義之兵也。今女不レ求ニ之於本一。而索ニ之於末一。此世之所ニ以亂一也。

恐懼する貌　(六)蹤みつけ蹶倒せんとするをいふ　(七)湯が桀王を放ちし地名　(八)桀王の亡びし日なり　(九)平素に於ける行爲德化

禮者治辨之極也。彊國之本也。威行之道也。功名之摠也。王公由レ之。所ニ以得ニ天下一也。不レ由。所ニ以隕ニ社稷一也。故堅甲利兵。不レ足ニ以爲ヒ勝。高城深池。不レ足ニ以爲ヒ固。嚴

禮は治辨の(一)極なり、彊國の本なり。威行の(二)道なり。功名の(三)摠なり。王公之に由る。天下を得る所以なり。由らざるは、社稷を隕す所以なり。故に堅甲利兵も、以て勝を爲すに足らざるなり。高城深地も以て固と爲すに足らざるなり。嚴令繁刑も、以て威と爲すに足らざるなり。其道に由れば則ち行はれ、其道に由らざれば則ち廢る、楚人は鮫革犀兕以て甲と爲す。(四)鞈たること金石の如し。宛の(五)鉅鐵釶、慘として蠭蠆の如し。(六)輕利僄遫、卒として飄風の如し。然り而して兵垂沙に(七)殆く、唐蔑死し、(八)莊蹻起り、楚分れて三四と爲る。是豈堅甲利兵無からんや、其

令繁刑。不ㇾ足ニ以爲ㇾ威。由ニ其道一則行。不ㇾ由ニ其道一則廢。楚人鮫革犀兕以爲ㇾ甲。鞈如ニ金石一。宛鉅鐵鉇慘如ニ蠭蠆一。輕利僄遬。卒如ニ飄風一。然而兵殆ニ於垂沙一。唐蔑死。莊蹻起。楚分而爲ニ三四一。是豈無ニ堅甲利兵一也哉。其所ニ以統ㇾ之者。非ニ其道一故也。汝潁以爲ㇾ險。江漢以爲ㇾ池。限ㇾ之以ニ鄧林一。緣ㇾ之以ニ方城一。然而秦師至而鄢郢擧。若ㇾ振ㇾ槁然。是豈無ニ固塞隘阻一也哉。其所ニ以統ㇾ之者非ニ其道一故也。

紂剄ニ比干一。囚ニ箕子一。爲ニ炮烙刑一。殺戮無時。

の之を統ぶる所以の者、其道に非ざるが故なり。汝潁(九)以て險と爲し、江漢以て池と爲し、之に限るに鄧林(一〇)を以てし、之を緣すに方城(一一)を以てす。然り而して秦師至りて鄢郢(一二)擧げらる。槁(一三)を振ふが若く然り。其れ豈固塞隘阻(一四)無からんや、其の之を統ぶる所以の者、其道に非ざるが故なり。

(一)辨も亦治なり　(二)威の世に行はるゝ意　(三)歸着する所なり。一本鄕に作る　(四)金石などの響く聲にいふ　(五)宛地産の大剛鐵の矛　(六)敏捷鋭利慓速勇健の義　(七)地名なり戰は楚懷王の二十八年に在り　(八)楚に亂を爲せし人名　(九)二水の名　(一〇)鄧の地方を限る山林の名　(一一)楚の北境の山名　(一二)楚の國都地方　(一三)枯葉なり風の枯葉を吹くが如く容易なる意　(一四)堅固なる邊城や險阻要害の地

紂は比干(一)を剄き、箕子を囚し、炮烙の刑を爲す。殺戮時無く、臣下凜然として其(三)命を必すること莫し。然り而して周師至りて令下に行はれず、其民を用ふること

臣下凜然。莫レ必二其命一。然而周師至而令不レ行二乎下一。不レ能レ用二其民一。是豈令不レ嚴。刑不レ繁也哉。其所二以統一レ之者非二其道一故也。古之兵。戈矛弓矢而已矣。然而敵國不レ待試而詘。城郭不レ辨。溝池不レ抇。固塞不レ樹。機變不レ張。然而國晏然不レ畏レ外。而(明)內者。無二它故一焉。明レ道而分二

能はず。是れ豈令嚴ならず、刑繁ならざらんや。其の之を統ぶる所以の者、其道に非ざるが故なり。古の兵は戈矛弓矢のみ。然り而して敵國(四)試を待たずして詘し、城郭辨ぜず、溝池抇らず、固塞樹てず、(五)機變張らず、然り而して國晏然として外を畏れずして固き者は、它故無し。道を明かにして之を分鈞し、時使して誠に之を愛すればなり。下の上に和するや(六)影響の如し、令を由ひざる者有りて、然る後之を誅するに刑を以てす。故に一人を刑して天下服し、罪人其上を尤めず、其の己に在るを知ればなり、是故に刑罰省かれて威流はるゝは、他故無し。其道に由るが故なり。古者帝堯の天下を治むるや、蓋し(七)一人を殺し、二人を刑して天下治れり。傳に曰く、威厲しくして試みず、刑措いて用ひずと。此れの謂なり。

(一) 紂は比干の胸を剖きたり　(二) 烈火中に銅柱を建て油を塗りて罪人をして之に登らしむる刑なり　(三) 生命を全くすることを期し難し　(四)、試用する意　(五) 機械を變動し準備するなり　(六) 影の形に生じ響の音につゝが如し、響は響に通ず　(七) 鯀を殛し共工驩兜を流ししを指すか

鈞之。時使而誠愛之。下之和上也如影響。有不由令者。然後誅之以刑。故刑一人而天下服。罪人不尤其上。知罪之在己也。是故刑罰省而威流無他故焉。由其道故也。古者帝堯之治天下也。蓋殺一人。刑二人。而天下治。傳曰。威厲而不試。刑措而不用。此之謂也。

凡人之動也爲賞慶爲之。則見害傷焉止矣。故賞慶刑罰勢詐。不足以盡人之力。致人之死。爲人主上者也。其所以接下之百姓者。無禮義忠信。焉慮率用賞慶刑罰勢詐。除阨其下。獲其功用而已矣。大寇至。則

凡そ人の動くや、賞慶の爲に之を爲せば、則ち害傷を見て止む。故に賞慶刑罰勢詐は、以て人の力を盡し、人の死を致すに足らず。人の主上たる者にして、其の下の百姓(一)に接する所以の者、禮義忠信無く、賞慶刑罰勢詐を率用して、其下を除阨(二)せんことを慮り、其功用を獲んとするのみならば、大寇至りて、則うして(三)之をして危城を持せしめんに、則ち必ず畔かん。敵に遇ひて戰に處らしめんに、則ち必ず北げん。勞苦煩辱せしめんに、則ち必ず犇らん。霍焉(四)として離れんのみ。下反つて其上を制せん。故に賞慶刑罰勢詐の道たるや、傭徒鬻賣の道なり。以て大衆を合し、國家を美するに足らず。故に古の人は羞ぢて道はざるなり。故に德音を厚くして以て之に先んじ、禮義を明かにして之を道き、忠信を致して以て之を愛し、賢を尙び能を使うて以て之を次し(六)、爵服慶賞以て之を申ね、其

使三之持二危城一。則必畔。遇レ敵處レ戰。則必北。勞苦煩辱。則必犇。霍焉離耳。下反制二其上一。故賞慶刑罰勢詐之爲レ道也。傭徒鬻賣之道也。不レ足下以合二大衆一美中國家上。故古之人羞而不レ道也。故厚二德音一以先レ之。明二禮義一以道レ之。致二忠信一以愛レ之。尙レ賢使レ能以次レ之。爵服慶賞以申レ之。時二其事一輕二其任一。以調二齊之一。長二養之一。如レ保二赤子一。政令以定。風俗以一。有二離俗不一レ順二其上一。則百姓莫レ不二敦惡一。莫レ不二毒孼一。若レ祓二不祥一。然後刑於レ是起矣。是大刑之所レ加也。辱孰大レ焉。將二以爲一レ利耶。則大刑加レ焉。身苟不二狂惑戇陋一誰睹レ是而不レ改也哉。

事を時にし、其任を輕くし、以て之を調齊し、之を長養すること、赤子を保するが如く、政令以に定り、風俗以に一にして、(七)離俗其上に順はざる有れば、則ち百姓(八)敦惡せざること莫く、(九)毒孼せざること莫く、不祥を祓ふが若し。然して後刑是に於てか起る。是れ大刑の加はる所なり。辱孰れか焉より大ならん。將に以て利と爲らんとするか、則ち大刑焉に加はる。身苟くも(一〇)狂惑戇陋ならざれば、誰か是を睹て改めざらんや。

(一) 百姓の上に人字を脱せるに似たり (二) 險阨の誤なるべし (三) 一本則ち至るに作る (四) 離散の貌上下の分の亂るゝ意 (五) 日傭人夫や賣買の商人 (六) 順序列次を定む (七) 一般世俗の風と殊なる意 (八) 敦は懟なり大惡を謂ふ、大惡としてにくむ義 (九) 惡人として視るなり (一〇) 氣違か大馬鹿の者ならずんば死刑を利とせざるべく卽ち必ず改むべしとなり

然後百姓曉然皆知循上之法。像上之志。而安樂之。於是有能化善脩身正行積禮義尊道德。百姓莫不貴敬。莫不親譽。然後賞於是起矣。是高爵豐祿之所加也。榮孰大焉。將以爲害耶。則高爵豐祿以持養之。生民之屬孰不願也。雕雕焉縣貴爵重賞於其前。縣

然して後百姓曉然として皆上の法に循ひ、上の志に像うて、之を安樂するを知る、是に於て能く善に化し、身を脩め行を正しくし、禮義を積み道德を尊ぶこと有れば、百姓貴敬せざること莫く、親譽せざること莫し。然して後賞是に於てか起る。是れ高爵豐祿の加はる所なり。榮孰れか焉より大ならん。將に以て害と爲さんか、則ち高爵豐祿以て之を持養す(一)。生民の屬孰か願はざらん。雕雕焉(二)として貴爵重賞を其前に縣け、明刑大辱を其後に縣く。化する無からんと欲すと雖も能せんや。故に民の之に歸すること流水の如く、存する所の者神に、爲す所の者化す。順ひて暴悍勇力の屬は、之が爲に化して愿(三)に、旁辟曲私(四)の屬は、之が爲に化して公に、矜糾收繚(五)の屬は、之が爲に化して調ふ、夫れ是を之れ大化至一と謂ふ。詩に曰く、王(六)の猷允に塞れば、徐方既く來ると、此れの謂なり。

(一) 扶持長養の意 (二) 昭々として明白なる貌 (三) 誠實の意 (四) 偏頗不公平の徒 (五) 自ら賢なりと過信して心性のねぢけたる者 (六) 詩經大雅常武の篇なり

明刑大辱於其後。雖欲無化能乎哉。故民歸之如流水。所存者神。所爲者化。而順暴悍勇力之屬。爲之化而愿。旁辟曲私之屬。爲之化而公。矜糾收繚之屬。爲之化而調。夫是之謂大化至一。詩曰。王猷允塞。徐方既來。此之謂也。

凡兼人者有三術。有以德兼人者。有以力兼人者。有以富兼人者。彼貴我名聲。美我德行。欲爲我民。故辟門除塗。以迎吾入。因其民。襲其處。而百姓皆安。立法施令。莫不順比。是故得地而權彌重。兼人而兵俞彊。是以德兼人

凡そ人を兼ぬる者三術有り。(二)徳を以て人を兼ぬる者有り、力を以て人を兼ぬる者有り、富を以て人を兼ぬる者有り。彼我が名聲を貴び、我が徳行を美しとし、我が民爲らんと欲す。故に門を辟き塗を除きて以て吾が入るを迎ふ。(三)其民に因り其處に襲りて、百姓皆安んず。法を立て令を施せば、(四)順比せざること莫し。是故に、地を得て權彌〻重く、人を兼ねて兵兪〻彊し。是れ徳を以て人を兼ぬる者なり。我が名聲を貴ぶに非るなり。我が徳行を美しとするに非るなり。彼我が威を畏れ、我が勢に劫さる。故に民離心有りと雖も、敢て畔慮有らず。(五)是の若くなれば、則ち戎甲兪〻衆く、(六)奉養必ず費ゆ。是故に地を得て權彌〻輕く、人を兼ねて兵兪〻弱し。是れ力を以て人を兼ぬる者なり。我が名聲を貴ぶに非るなり。我が徳行を美しとするに非るなり。貧を用て富を求め、飢を用て飽を求め、腹を

者也。非レ貴ニ我名聲一也。非レ美ニ我德行一也。彼畏ニ我威一。劫ニ我勢一。故民雖レ有ニ離心一。不ニ敢有一畔慮一。若レ是。則戎甲俞衆。奉養必費。是故得レ地而權彌輕。兼レ人而兵俞弱。是以力兼レ人者也。非レ貴ニ我名聲一也。非レ美ニ我德行一也。用レ貧求レ富。用レ飢求レ飽。虛レ腹張レ口。來歸ニ我食一。若レ是。則必發ニ夫掌窌之粟一以食レ之。委ニ之財貨一以富レ之。立ニ良有司一以接レ之。己朞三年。然後民可レ信也。是故得レ地而權彌輕。兼レ人而國俞貧。是以富兼レ人者也故曰。以レ德兼レ人者王。以レ力兼レ人者弱。以レ富兼レ人者貧。古今一也。

虛しくし口を張り、來りて我が食に歸す。是の若くなれば、則ち必ず夫の掌(七)の粟を發きて以て之に食ましめ、之に財貨を委して以て之を富ましめ、良(八)有司を立てて以て之に接す。己に朞(九)すること三年にして、然る後民信ずべきなり。是故に地を得て權彌輕く、人を兼ねて國兪貧し。是れ富を以て人を兼ぬる者なり。故に曰く、德を以て人を兼ぬる者は王たり、力を以て人を兼ぬる者は弱く、富を以て人を兼ぬる者は貧し。古今一なり。

(一)他人の心を得て信望を博する意 (二)道路を掃除して相迎ふるなり (三)舊住の民をそのまゝにわが民とする意 (四)順從して附き來る (五)叛きたる心 (六)兵戰の事多し財力盡きざるを得ざるなり (七)倉廩を司るの官名なり (八)温良の役人を設けて慰撫せしむ (九)歸する意、三年にして去らざるは我を信ずる深きが爲なり

兼幷易レ能也。

兼幷(一)は能くし易きなり。唯堅凝(二)を難しとす。齊能く宋を幷せて凝むること能はざ

唯堅凝之難焉。齊能幷レ宋。而不レ能レ凝也。故魏奪レ之。燕能幷レ齊。而不レ能レ凝也。故田單奪レ之。韓之上地方數百里。完全富具而趨レ趙。趙不レ能レ凝也。故秦奪レ之。故能幷レ之。而不レ能レ凝。則必奪。不レ能幷レ之。又不レ能凝二其有。則必亡。能凝レ之。則必能幷レ之矣。得レ之則凝。兼幷無レ彊。古者

るなり。故に魏之を奪ふ。燕能く齊を幷せて凝むること能はざるなり。故に田單之を奪ふ。韓の上地(三)は、方數百里、完全富具(四)にして趙に趨けども、趙凝むることと能はざるなり。故に秦之を奪ふ。故に能く之を幷せて凝むること能はざれば、則ち必ず奪はる。之を幷すること能はず、又其有を凝むること能はざれば、則ち必ず亡ぶ。能く之を凝むれば、則ち必ず能く之を幷す。之を得て則して凝むれば、兼幷彊(五)無し。古者は湯は薄(六)を以てし、武王は滈(七)を以てす、皆百里の地なり。天下一と爲り、諸侯臣と爲る。他故無し。能く之を凝むればなり。故に士を凝むるに禮を以てし、民を凝むるに政を以てす。禮脩りて士服し、政平にして民安んず。士服し民安んず、夫れ是を之れ大凝と謂ふ。以て守れば則ち固く、以て征すれば則ち彊く、令行はれ禁止み(八)、王者の事畢る。

(一) 他人の地まで奄有する義　(二) 固定して親附せしむる意　(三) 上黨の地方なり　(四) 一本富足に作る　(五) 疆の誤ならん極限無しとなり　(六) 亳に同じ湯王の起りし地名　(七) 鎬に同じ　(八) 禁止命令のよく行はるゝを謂ふ

湯以薄。武王以滈。皆百里之地也。天下爲一諸侯爲臣。無他故焉。能凝之也。故凝士以禮。凝民以政。禮脩而士服。政平而民安。士服民安。夫是之謂大凝。以守則固。以征則彊。令行禁止。王者之事畢矣。

刑范正。金錫美。工冶巧火齊得。剖刑而莫耶已。然而不剝脱不砥礪。則不可以斷繩。剝脱之砥礪之。則劙盤盂刎牛馬忽然耳。彼國者。亦彊國之剖刑已。然而不教誨。不調一。則入不可以守。出不可

卷第十一

彊國篇第十六

(一)刑范正しければ、(二)金錫美に、(三)工冶巧に火齊得れば、(四)刑を剖けば莫耶なり。然り而して(五)剝脱せず砥礪せざれば、則ち以て繩をも斷つべからず、之を剝脱し之を砥礪すれば、則ち(六)盤盂を劙し牛馬を刎ぬるも、忽然たるのみ。彼の國なる者は、亦(七)彊國の剖刑のみ。然り而して敎誨せず調一せざれば、則ち入りては以て守るべからず、出でては以て戰ふべからず。之を敎誨し之を調一すれば、則ち兵は勁く城は固く、敵國敢て(八)撄れざるなり。彼の國なる者は、亦砥礪あり、禮義節奏是なり。故に(九)人の命は天に在り、國の命は禮に在り。人君なる者は、禮を隆び賢を尊びて王たり、法を重んじ民を愛して覇たり。利を好み詐多くして危く、權謀傾覆幽險(一〇)にして亡ぶ。

以戰。教誨之、調一之。則兵勁城固。敵國不敢嬰也。彼國者亦有砥礪。禮義節奏是也。故人之命在天。國之命在禮。人君者。隆禮尊賢而王。重法愛民而霸。好利多詐而危。權謀傾覆幽險而亡。

(一)鑄型をいふ　(二)劍の地金　(三)工師なり火齊は火加減の意　(四)型を開いて取出せば古名劍の如き劍を得となり　(五)附着せるかすなど取り去る意　(六)金屬製のたらひをも切斷す　(七)强國となるべき一定の鑄型法則　(八)觸れさはる意　(九)生命ともすべき所の義　(一〇)陰險をいふ

威有三。有道德之威者。有暴察之威者。有狂妄之威者。此三威者。不可不孰察也。禮樂則脩。分義則明。擧錯則時。愛利則形。如是。百姓貴之如帝。高之如天。親之如父母。畏之如神明。故

威に三有り、道德の威といふ者有り、暴察の威といふ者有り、狂妄の威といふ者有り。此の三威は、熟察せざるべからざるなり。禮樂は則ち脩り、(一)分義は則ち明かに、擧錯は則ち時にし、愛利は則ち(二)形あり。是の如くなれば百姓之を貴ぶこ(三)と帝の如く、之を高しとすること天の如く、之を親しむこと父母の如く、之を畏るゝこと神明の如し。故に賞用ひずして民勸み、罰用ひずして威行はる。夫是之を道德の威と謂ふ。禮樂は則ち脩らず、分義は則ち明かならず、擧錯は則ち時ならず、愛利は則ち形あらず。然り而して其の暴を禁ずるや察に、其の不服を誅するや審に、其の刑罰は重くして信、其の誅殺は猛にして必、(四)黭然として之を

賞不レ用而民勸。罰不レ用而威行。夫是之謂二道德之威一。禮樂則不レ脩。分義則不レ明。擧錯則不レ時。愛利則不レ形。然而其禁レ暴也察。其誅二不服一也審。其刑罰重而信。其誅殺猛而必。黭然而雷二擊之一。如レ牆二厭之一。如レ是。百姓劫則致レ畏。嬴則敖レ上。執拘則最。得レ間則散。敵中則奪。非三

雷擊するが而く、之を牆厭(五)するが如し。是の如くなれば、百姓劫さるれば則ち畏を致し、嬴(六)すれば則ち上に敖り、執拘(七)すれば則ち最り、間を得れば則ち散じ、敵中(八)なれば則ち奪はる。之を劫かすに形勢を以てするに非ず、之を振(九)はすに誅殺を以てするに非ずんば、則ち以て其下を有すること無し。夫れ是之を暴察の威と謂ふ。人を愛するの心無く、人を利するの事無くして、日に人を亂るの道を爲し、百姓讙敖(一〇)すれば、則ち從ひて之を執縛し、之を刑灼(一二)し、人心を和せず。是の如くなれば、下は比周賁潰(一一)して、以て上を離れ、傾覆滅亡、立ちどころに待つべきなり。夫れ是之を狂妄の威と謂ふ。此の三威の者は、熟察せざるべからざるなり。道德の威は、安彊を成し、暴察の威は、危弱を成し、狂妄の威は、滅亡を成す。

(一) 名分義理をいふ　(二) 刑なり法制をいふ　(三) 上帝の如しとなり　(四) 卒然として至る貌　(五) 垣根の急に壞れて人を壓するが如きをいふ　(六) 上の寬大に狎れて志氣驕り盈つるなり　(七) 束縛の寬間は手ぬるき意　(八) 敵に中道の者あれば我が國忽ち奪はるゝなり　(九) 震惴せしむる意　(一〇) 騷ぎ喧きなり　(一二) 黥灼に作るを正とす

劫之以形勢。非振之以誅殺。則無以有其下。夫是之謂暴察之威。無愛人之心。無利人之事。而日爲亂人之道。百姓讙敖。則從而執縛之。刑灼之。不和人心。如是。下比周賁潰以離上矣。傾覆滅亡。可立而待也。夫是之謂狂暴之威。此三威者。不可不熟察也。道德之威。成乎安彊。暴察之威。成乎危弱。狂妄之威。成乎滅亡。

(三) 相連引して奔り潰ゆとなり

公孫子曰。子發將西伐蔡。克蔡獲蔡侯。歸致命曰。蔡侯奉其社稷。而歸之楚。舍屬二三子。而理其地。既楚發其賞。子發辭曰。發誡布令而敵退。是主威也。徒擧相攻而敵退。

公孫子(一)曰く、子發(二)將として西のかた蔡を伐ち、蔡に克つて蔡侯を獲たり。歸つて命を致して曰く、蔡侯其の社稷を奉じて之に楚に歸す。舍(三)は二三子に屬して其の地を理むと。既にして楚は其賞を發するに、子發辭して曰く、誡を發し令を布いて敵退くは、是れ主の威なり。徒擧(四)相攻めて敵退くは、是將の威なり。合戰に力を用ひて敵退くは、是衆の威なり。臣舍は、宜しく衆威を以て賞を受くべからずと。之(五)を譏つて曰く、子發の命を致すや恭、其の賞を辭するや固(六)なり。夫れ賢を尙び能を使ひ、有功を賞し、有罪を罰するは獨り一人の之を爲すに非ざるなり。彼は先王の道なり、人を一にするの本なり、善を善とし惡を惡とする

是將威也。合戰用力而敵退。是衆威也。臣舍不宜以衆威受賞。讒之曰。子發之致命也恭。其辭賞也固。夫尙賢使能。賞有功罰有罪。非獨一人爲之也。彼先王之道也。一人之本也。善善惡惡之應也。治必由之。古今一也。古者明王之擧大事立大功也。大事已博。大功已立。則君享其成。羣臣享其功。士大夫益爵。官人益秩。庶人益祿。是以爲

の應なり(七)、治必ず之に由ること、古今一なり。古は明王の大事を擧げ大功を立つるや(八)、大事已に博く、大功已に立てば、則ち君は其成を享け、羣臣は其功を享け、士大夫は爵を益し、官人は秩を益し、庶人は祿を益す。是を以て善を爲す者は勸み、不善を爲す者は沮み、上下心を一にし、三軍力を同じうす。是を以て百事成つて、功名大なり。今子發は獨り然らず、先王の道に反し、楚國の法を亂り、功を興すの臣を墮ちて、賞を受くるの屬を恥ぢしむ。族黨(一〇)に僇無けれども、其の後世(九)を抑卑せり。案ち獨り以て私廉と爲すも、豈過つこと甚しからずや。故に曰く、子發の命を致すや恭なり(一一)、其の賞を辭するや固なりと。

(一) 齊の相たりし人 (二) 楚の令尹たりし人、西は而の誤 (三) 子發の名なり繆は謬の意 (四) 軍の進退動作をいふ (五) 以下荀卿の批評なり (六) 頑固片意地の意 (七) 應報の意 (八) 大事既に擧るに作るべきか (九) 功名を立てんと欲する者の志をこぼつ (一〇) 一族親戚に利祿を受けたる者無く子孫は卑賤に終るべき運命となれる意 (一一) 一己一身の廉直謙恭を得ずるなり

善者勸。爲二不善一者沮。上下一レ心。三軍同レ力。是以百事成。而功名大也。今子發獨不レ然。反二先王之道一。亂二楚國之法一。墮二興レ功之臣一。恥二受レ賞之屬一。無レ僇二乎族黨一。而抑二卑其後世一。案獨以爲二私廉一。豈不二過甚一矣哉。故曰子發之致レ命也恭。其辭レ賞也固。

荀卿子說二齊相一曰。處二勝人之勢一。行二勝人之道一。天下莫レ忿。湯武是也。處二勝人之勢一。不レ以二勝人之道一。厚下於有二天下一之勢上。索レ爲二匹夫一不レ可レ得也。桀紂是也。然則得二勝人之勢一者。其不レ如二勝人之道一遠矣。夫主相

荀卿子齊の相に說いて曰く、(一)勝人の勢に處り、勝人の道を行うて、天下忿るものの莫きは、(二)湯武是なり。勝人の勢に處り、勝人の道を以てせず、天下を有するの勢に厚くして、(三)匹夫爲らんことを索むるも得べからざるものは、(四)桀・紂是なり。然らば則ち勝人の勢を得る者は、其の勝人の道に如かざること遠し。(五)夫の主相といふ者は、人に勝つに勢を以てするなり。是を是と爲し、非を非と爲し、能を能と爲し、不能を不能と爲し、己の私欲を(六)併けて、必ず以て夫の公道通義の以て相兼ね容るべき者に道る、是れ勝人の道なり。今相國は、上は則ち主を專にするを得、下は則ち國を專にするを得。相國の勝人の勢に於るや、(七)亶に之有り。然らば則ち胡ぞ此の勝人の勢を(八)敺つて、勝人の道に赴かざるぞ。仁厚通明の

者勝レ人以レ勢也。是爲レ是非爲レ非。能爲レ能。不能爲二不能一。併二己之私欲一。必以道下夫公道通義之可二以相兼容一者上。是勝人之道也。今相國上則得レ專レ主。下則得レ專レ國。相國之於二勝人之勢一。亶有之矣。然則胡不下敺二此勝人之勢一赴中勝人之道上。求二仁厚通明之君子一。而託レ王焉。與レ之參二國政一。正二是非一。如レ是。則國孰敢不レ爲レ義矣。君臣上下。貴賤長少。至二于庶人一。莫レ不レ爲レ義。則天下孰不レ欲レ合レ義矣。賢士願二相國之朝一。能士願二相國之官一。好利之

君子を求めて、王を託し、之と國政に參し、是非を正さんに、是の如くんば、則ち國孰か敢て義(九)を爲さゞらんや。君臣上下、貴賤長少より庶人に至るまで、義を爲さゞる莫くば、則ち天下孰か義に合するを欲せざらんや。賢士は相國の朝を願ひ、能士は相國の官を願ひ、好利の民は、齊を以て歸(一〇)と爲すことを願はざる莫くんば、是天下を一とするなり。相國是を舍てて爲さず、安ち直に是の世俗の以て爲す所を爲す。則ち女主(一一)は之が宮を亂り、詐臣は之が朝を亂り、貪吏は之が官を亂り、衆庶百姓は、皆貪利爭奪を以て俗と爲す。曷ぞ是の若くにして以て國を持すべけんや。

(一) 下文順次に說明せり (二) 殷湯王周武王 (三) 十分なる義 (四) 夏桀王殷紂王 (五) 相位の主に居る者 (六) 僻なり退屏の意 (七) 亶字の義にとる者あれども今は一說に從ふ (八) 驅策する意 (九) 王の事をこの賢士に託す (一〇) 齊を以て自己の鄕里の如く考ふるに至るとなり (一一) 君主の妻妾など所謂後宮なり

民莫レ不レ願下以レ齊爲上レ歸。是一二天下一也。相國舍レ是而不レ爲。安直爲三是世俗之所二以爲一。則女主亂二之宮一。詐臣亂二之朝一。貪吏亂二之官一。衆庶百姓。皆以二貪利爭奪一爲レ俗。曷若レ是而可二以持一レ國乎。

今巨楚縣二吾前一。大燕鰌二吾後一。勁魏鉤二吾右一。西壤之不レ絕若レ繩。楚人則乃有二襄賁開陽一。以臨二吾左一。是一國作レ謀。三國必起而乘レ我。如レ是。則齊必斷爲二四三一。國若二假城一耳。必爲二天下大笑一。曷若。兩者孰足レ爲レ之。夫桀紂聖王之後子孫

今は巨楚(一)吾が前に縣り、大燕は吾が後に鰌り、勁魏は吾が右を鉤り、(二)(三)西壤の絕えざること繩の若し。楚人は則乃ち襄賁(四)・開陽有りて、以て吾が左に臨む。是一國謀を作せば、三國必ず絕つて我に乘ぜん。是の如くんば則ち齊は必ず斷たれて(五)四三と爲らん。國は假城(六)の若きのみ、必ず天下の爲に大笑せられん。曷若。(七)兩者は孰か之を爲すに足るぞ。夫れ桀紂は聖王の後子孫なり、天下を有つ者の世(八)なり。(九)勢籍の存する所、天下の宗室なり。土地の大、封内千里、人の衆きや、數ふるに億萬を以てす。俄にして天下倜然(一〇)として、舉桀紂を去つて湯武に犇り、反(一一)然として、舉桀紂を惡んで湯武を貴ぶは是何ぞや。夫れ桀紂は何を失つて、湯武は何をか得るぞ。曰く是他故無し。桀紂なる者は、善く人の惡む所を爲し、湯武なる者は善く人の好む所を爲すのみ。人の惡む所とは何ぞや。曰く、汙漫爭奪(一二)

也。有二天下一者之世也。勢籍之所レ存。天下之宗室也。土地之大。封内千里。人之衆。數以二億萬一。俄而天下倜然。擧去二桀紂一而犇二湯武一。反然擧惡二桀紂一而貴二湯武一。是何也。夫桀紂何失。而湯武何得也。曰。是無二他故一焉。桀紂者。善爲二人所一レ惡也。而湯武者。善爲二人所一レ好也。人之所レ惡何也。曰汙漫爭奪貪利是也。人之所レ好者何也。曰。禮義辭讓忠信是也。今君レ人者。辟稱比方。則欲三自並二乎湯武一。若三其所二以統一レ之。則無三以異二於桀紂一。而求レ有二湯武之功名一。可乎。

貪利是なり。人の好む所とは何ぞや。曰く禮義辭讓忠信是なり。今人に君たる者、辟稱比方(一三)には、則ち自ら湯武に並ばんことを欲し、其の之を統ぶる(一四)所以の若きは、則ち以て桀紂に異なること無くして、湯武の功名有らんことを求むとも、可ならんや。

(一)楚は齊の南に在りて燕は齊の北に在り　(二)一本鉤に作る　(三)西境の土地　(四)楚の二邑の名　(五)諸說あれども唯三四に分裂せられんとの意なるべし　(六)他人より借用せるもの　(七)勝人の道と勝人の勢と　(八)世つぎの子孫　(九)勢力地位の義　(一〇)超然に同じ　(一一)翻然に同じ　(一二)穢汚にして淸潔ならざるをいふ　(一三)比較する場合をいふ　(一四)天下を統制する意

故凡得レ勝者。必與レ人也。凡得レ人者。必與レ

故に凡そ勝を得る者は、必ず人と與にし、凡そ人を得る者は、必ず道と與にす。道とは何ぞや、曰く禮讓忠信是なり。故に四五萬よりして往は彊勝なり。衆

道也。道也者何也。曰。禮讓忠信是也。故自二四五萬一而往者彊勝。非二衆之力一也。隆在レ信矣。自二數百里一而往者安固。非二大之力一也。隆在レ脩レ政矣。今已有二數萬之衆一者也。陶誕比周以爭レ與。已有二數百里之國一者也。汙漫突盜以爭レ地。然則是弃二己之所一以安彊。而爭三己之所二以

の力に非ざるなり。(二)隆ぶこと信に在り。數百里よりして往は安固なり。大の力に非るなり。隆きこと政を脩むるに在り。今已に數萬の衆を有する者は、(三)陶誕比周して以て與を爭ひ、已に數百里の國を有する者は、(四)汙漫突盜して以て地を爭ふ。然らば則ち是己の安彊なる所以を弃てて、己の危弱なる所以を爭ふなり。己の足らざる所以を損して、以て己の餘有る所以を重ぬるなり。是の若きは其れ(五)悖繆なり。而して湯武の功名有らんことを求むとも、可ならんや。之を辟ふるに、(六)是猶伏して天を舐め、(七)經を救ふに其足を引くがごとし、說必ず行はれず。愈〻務めて愈〻遠し。人臣爲る者は、己が行の行はれざるを恤へず、苟も利を得るのみなるは、(八)是渠衝の穴に入りて利を求むるなり。是仁人の羞ぢて爲さざる所なり。故に人は生より貴きは莫く、安より樂しきは莫し。生を養ひ安を樂しむ所以の者は、禮義より大なるは莫し。人生を貴び安を樂しむことを知つて、而も禮義を弃つるは、之を辟ふるに、是猶ほ壽を欲して頸を刎るがごときなり。愚焉より大

危弱也。損己之所以不足。以重己之所以有餘。若是其悖繆也。而求有湯武之功名可乎。辟之是猶伏而咶天。救經而引其足也。說必不行矣。愈務而愈遠。為人臣者。不恤己行之不行。苟得利而已矣。是渠衝入穴而求利也。是仁人之所羞而不為也。故人莫貴乎生。莫樂乎安。所以養生安樂者。莫大乎禮義。人知貴生樂安。而弃禮義。辟之是猶欲壽而歾頸也。愚莫大焉。故君人者。愛民而安。好士而榮。兩者無一焉而亡。詩曰。介人維藩。大師維垣。此之謂也。

なるは莫し。故に人に君たる者は、民を愛すれば安く、士を好めば榮ゆ。兩者一無ければ亡ぶ。詩に曰く、介人は維れ藩、大師は維れ垣と。(一〇)此れの謂なり。

(一) 以上の義 (二) 倍を崇ぶこと盛なれば四五萬人以上にても强勝を得べしとなり (三) 諸說あり要するに粉飾匿隱して相連合し同盟の國を引かんとする義 (四) 汚辱して相凌ぎ犯す (五) 減損の義 (六) もとり誤る意 (七) 縊死の者を救はんとして其の足を引く (八) 城を守る器を渠とし城を攻むる車を衝とす渠衝ありとも之を穴中に納るれば其功無しとなり (九) 安樂は樂安に作るべし (一〇) 詩經大雅板の篇なり介は大なり大師は大德の人なり

力術止義術行。曷謂也。曰。秦之謂也。威彊乎湯武。廣大乎舜禹。然

(一)力術は止み、義術は行はるとは、曷の謂ぞや。曰く、秦の謂なり。威は湯武より彊く、廣は舜禹より大なり。然り而して憂患勝げて校るべからざるなり。(二)諰諰然として、常に天下の一合して己を(三)軋せんことを恐る。此れ所謂力術止むな

而憂患不レ可二勝校一也。諰諰然。常恐三天下之一合而軋二己一也。此所レ謂力術止也。曷謂三乎威彊二乎湯武一。湯武也者。乃能使三説レ己者使二耳。今楚父死焉。國擧焉。負二三王之廟一。而辟二於陳蔡之間一。視レ可伺レ間。安欲下剡二其脛一而以蹈中秦之腹上。然而秦使レ左案左。使レ右案右。是乃使二讎人役一也。此所レ謂威彊二乎湯武一也。

り。曷をか威湯武より彊しと謂ふぞ。湯武は、乃ち能く己(四)を說ぶ者をして使せしむるのみ。今楚父(五)死して、國擧し、三王の廟を負うて、陳蔡の間に辟く。可を視(六)間を伺ひ、安ち其脛を剡して、以て秦の腹を蹈まんと欲す。然り而して秦左せしむれば案ち左し、右せしむれば案ち右す。是乃ち讎人をも役せしむるなり。

此れ所謂威の湯武より彊なるものなり。

(一) 彊兵の術なり下は仁義の兵なり　(二) 憂懼の貌　(三) 壓迫する意　(四) 自己を喜悦する者を使役するのみ　(五) 楚の懷王は秦の虜となりて死しぬ其子頃襄王秦を逃げて陳城を保つ　(六) 伐つべく報ずべきの隙間を伺うて報服を欲すとなり

曷謂三廣大二乎舜禹一也。曰。古者百王之一二天下一。臣二諸侯一。未レ有下過二封内

曷をか廣きこと舜禹より大なりと謂ふぞ。曰く、古は百王の天下を一にし、諸侯を臣とする、未だ封内(一)千里に過ぐる者は有らざるなり。今秦は、南に乃ち沙羨(二)有りて、與に倶にす。是乃ち江南なり。北は胡貉(三)と隣を爲し、西は巴戎を有し、

千里者也。今秦。南乃有沙美。與俱。是乃江南。北與胡貊爲隣。西有巴戎。東在楚者。乃界於齊。在韓者。踰常山。乃有臨慮。在魏者乃據圉津。卽去大梁百有二十里耳。其在趙者。剡然有苓。而據松栢之塞。負西海而固常山。是地偏天下也。威動海內。彊殆中國。然而憂

東のかた楚(四)に在る者は、乃ち齊に界し、韓に在る者は、常山を踰えて、乃ち臨慮(五)有り。魏に在る者は、乃ち圉津(六)に據る、卽ち大梁を去ること百有二十里のみ。其の趙に在る者は、剡然(七)として苓を有して、松栢(八)の塞に據る。西海を負うて常山を固とす。是地天下に偏きなり。威は海内を動かし、彊は中國を殆くす。然り而して憂患勝げて校るべからず。諰諰然として、常に天下の一合して己を軋せんことを恐る。此れ所謂廣きこと舜禹より大なるなり。然らば則ち奈何。曰く、威を節(九)して文に反り、案ち夫の端誠信全の君子を用ひて、天下を治め、因りて之と國政に參し、是非を正し、曲直を治め、咸陽(一〇)に聽き、順ふ者は之を錯き、順はざる者は、後に之を誅せん。是の若くなれば、則ち兵は復塞外に出でずして、令は天下に行はれん。是の若くんば、則ち之が爲に明堂(一一)を築きて於塞外(一二)、諸侯を朝せしむと雖も殆ど可ならん。今の世に假(一三)りて地を益さんは、信を益すの務に如かざるなり。

患不レ可ニ勝校一也。諰諰然。常恐ニ天下之一合而軋一レ己也。此所レ謂廣ニ大乎舜禹一也。然則奈何。曰。節レ威反レ文。案用ニ夫端誠信全之君子一。治ニ天下一焉。因與レ之參ニ國政一。正ニ是非一。治ニ曲直一。聽ニ咸陽一。順者錯レ之。不レ順者而後誅レ之。若レ是。則兵不ニ復出ニ於塞外一。而令行ニ於天下一矣。若レ是。則雖下爲レ之築ニ明堂一(於塞外)而朝中諸侯上。殆可矣。假ニ今之世一。益レ地不レ如ニ益レ信之務一也。

(一) 封畿のうち (二) 江夏郡の一地名 (三) 胡は北に巴は西南に戎は西に在る蠻族 (四) 楚を侵して得たる土地 (五) 河南彰德府附近 (六) 圍津を正とす (七) 侵削の貌苓は地名 (八) 趙は秦界に松栢を樹えたり秦今之を併す (九) 禮文に反る (一〇) 秦の都名なり (一一) 王者が諸侯を朝せしめて政を聽く所 (一二) 以下三文字は衍ならん (一三) 至る意なり

應侯問ニ孫卿一曰。入レ秦何見。孫卿曰。其固塞險。形勢便。山林川谷美。天材之利多。是形勝也。入レ境觀ニ其風俗一。其百姓樸。其聲樂不ニ流汙一。其服不レ挑。甚

應侯は孫卿に問うて曰く、秦に入つて何をか見ると。孫卿曰く、其の固塞は險、(一)形勢は便、山林川谷は美、(二)天材の利は多し、是形勝なり。境に入つて其風俗を觀るに、其百姓は樸、其聲樂は流汙せず、其服は挑ならず。甚だ有司を畏れて順に、古の民なり。都邑官府に及ぶまで、其百吏(四)肅然として、恭儉敦敬忠信にして、(五)不楛ならざる莫く、(六)古の吏なり。其國に入りて、其士大夫を觀るに、其門を出でては、公門に入り、公門を出でては、其家に歸る。私事有ること無きなり。比周せず、朋黨せず。倜然として明通にして公ならざる莫し、古の士大夫

長有司而順。古之民也。及都邑官府。其百吏肅然莫不恭儉敦敬忠信而不楛。古之吏也。入其國。觀其士大夫。出於其門。入於公門。出於公門。歸於其家。無有私事也。不比周。不朋黨。倜然莫不明通而公也。古之士大夫也。觀其朝廷。其朝閒。聽決百事不留。恬然如無治者。古之朝也。故四世有勝。非幸也。數也。是所見也。故曰。佚而治。約而詳。

なり。其朝廷を觀るに、其朝閒(七)にして、百事を聽決して留めず、恬然として治無き者の如し、古の朝なり。故に四世(八)勝有ることは、幸に非ざるなり(九)。數なり。是見る所なり。故に曰く、佚にして治し、約にして詳、煩ならずして功あるは、治の至なり。秦は之に類す。然りと雖も、則ち甚だ其れ諰たること有り、數具(一〇)の者を兼ねて盡く之を有す。然り而して之を縣るに王者の功名(一一)を以てせんは、則ち倜倜然として、其れ及ばざること遠し。是何ぞや、則ち其れ殆ど儒無ければ(一二)か。故に曰く、粹なれば王たり、駁なれば(一三)霸たり、一も無ければ亡ぶと。此も亦秦の短とする所たり。

(一) 秦の相范雎なり (二) 天與の物產 (三) 卑猥に流れず (四) 妖冶奇異の服裝なし (五) 古代の良民の如しとなり (六) 堅固に同じ (七) 其は甚に作るべし朝字は衍ならん (八) 歷々前に出せり (九) 僥倖に非ずして當然の理數なり (一〇) 以上數個の條件 (一一) 王者の功名とは較すれば去ること遠しとなり (一二) 儒術なきが爲か (一三) 儒と術と混用するを謂ふ

不レ煩而功。治之至也。秦類レ之矣。雖レ然。則甚有二其諰一也。兼二數具者一而盡有レ之。然而縣レ之以二王者之功名一。則倜倜然。其不レ及遠矣。是何也。則其殆無レ儒耶。故曰。粹而王。駮而霸。無レ一焉而亡。此亦秦之所レ短也。

積レ微。月不レ勝レ日。時不レ勝レ日。歲不レ勝レ時。凡人。好敖二慢小事一。大事至然後興レ之務レ之。如レ是。則常不レ勝下夫熟二比於小事一者上矣。是何也。則小事之至也數。其縣日也博。其爲レ積也大。大事之至也希。其縣日也淺。其爲レ積也小。故善レ日者王。

(一)微を積むは、月は日に勝らず、時は日に勝らず、歲は時に勝らず。凡そ人、好んで小事を(二)敖慢し、大事至つて然して後に之を興し之を務む。是の如くなれば、則ち常に夫の小事に熟比する者に勝らず。是何ぞや、則ち小事の至るや數、其(三)縣日や博、其積爲るや大なり。大事の至るや(四)希、其縣日や淺、其積爲るや小なり。故に日を善くする者は王たり。時を善くする者は霸たり。(五)漏を補ふ者は危く、(六)大荒なる者は亡ぶ。故に王者は日を敬し、霸者は時を敬す。僅に存するの國は、危くして後に之を戚へ、亡國は亡に至つて而る後に亡を知り、死に至つて而る後に死を知る。國の禍敗、勝げて悔ゆべからざるなり。霸者の善く著はるゝも、時を以て(七)託すべきなり。王者の功名は勝げて日に志すべからざるなり。財物貨寶は、大を以て重と爲し、政教功名は是に反す。能く微を積む者は速に成る。詩に曰

善レ時者霸。補レ漏者危。大荒者亡。故王者敬レ日。霸者敬レ時。僅存之國。危而後戚レ之。亡國至レ亡而後知レ亡。至レ死而後知レ死。國之禍敗。不レ可ニ勝悔一也。霸者之善著焉。可ニ以レ時託一也。王者之功名。不レ可ニ勝日志一也。財物貨寶。以レ大爲レ重。政教功名反レ是。能積レ微者速成。詩曰。德輶如レ毛。民鮮ニ克擧一レ之。此之謂也。

く、(八)徳輶きこと毛の如きも、民克く之を擧ぐるもの鮮しとは、此れ之を謂ふなり。

(一)小事は日日之を謹しむべきをいふなり　(二)輕蔑侮慢す　(三)しば〳〵なる義、累日は日々かけ連ぬる意　(四)稀少なり　(五)日時を勤めずして缺漏ある時之を補綴する者　(六)荒廢久しきにわたる者　(七)記錄の意なり　(八)詩經大雅烝民の篇

凡姦人之所ニ以起一者。以ニ上之不一レ貴レ義。不レ敬レ義也。夫義者。所ニ以限ニ禁人之爲ニ惡與一レ姦者也。今上不レ貴レ義。不レ敬レ

凡そ姦人の起る所以の者は、上の義を貴ばず、義を敬せざるを以てなり。夫れ義とは、人の惡と姦とを爲すを限禁する所以の者なり。今上は義を貴ばず義を敬せず。是の如くんば、則ち下の人百姓は、(二)皆義を棄つるの志有り、姦に趨くの心有り。此れ姦人の起る所以なり。且つ上なる者は下の師なり。夫れ下の上に和するや、之を譬ふるに、猶ほ響の聲に應じ、影の形に像るがごとし。故に人の上爲

義。ㇾ是。則下之人百姓。皆有二棄ㇾ義之志一。有二趨ㇾ姦之心一矣。此姦人之所二以起一也。且上者下之師也。夫下之和ㇾ上。譬ㇾ之猶二響之應ㇾ聲。影之像ㇾ形也。故爲二人上一者。不ㇾ可ㇾ不ㇾ順也。夫義。者内節二於人一。而外節二於萬物一者也。上安二於主一。而下調二於民一者也。内外上下節。義之情也。然則凡爲二天下一之要。義爲ㇾ本而信次ㇾ之。古者禹湯本ㇾ義務ㇾ信。而天下治。桀紂棄ㇾ義。倍ㇾ信。而天下亂。故爲二人上一者。必將愼二禮義一務二忠信一。然後可。此君ㇾ人者之大本也。

る者は、順(二)しまざるべからざるなり。夫れ義とは、内は人を節(三)して、外は萬物を節する者なり。上は主を安んじて、下は民を調する者なり。内外上下節あるは、義の情(四)なり。然らば則ち凡そ天下を爲むるの要は、義を本と爲して、信之に次ぐ。古は禹湯は義に本づき、信を務めて天下治りぬ。桀紂は義を棄て信に倍いて天下亂れぬ。故に人の上爲る者は、必ず將に禮義を愼しんで、忠信を務めんとして、然して後に可なり、此れ人に君たる者の大本なり。

(一)限禁するもの無ければなり　(二)愼に作るべし　(三)節制して適度にする意　(四)實情を曰ふ

堂上不ㇾ糞則郊草不ㇾ瞻二曠芸一。白刃捍二乎

堂上(一)糞はずば、則ち郊草曠芸を瞻ず。白刃胷に捍(二)すれば、則ち目に流矢を見ず。拔戟首に加はれば、則ち十指も斷ずるを辭せず。此を以て務(三)と爲さざるに

冑。則目不ㇾ見ニ流矢。拔戟加ニ乎首。則十指不ㇾ辭ㇾ斷。非ㇾ不ニ以ㇾ此爲ㇾ務也。疾養緩急之有ニ相先者一也。

天行有ㇾ常。不ニ爲ㇾ堯存。不ニ爲ㇾ桀亡。應ㇾ之以ㇾ治則吉。應ㇾ之以ㇾ亂則凶。彊ㇾ本而節ㇾ用。則天不ㇾ能ㇾ貧。養備而動時。則天不ㇾ能ㇾ病。脩ㇾ道而不ㇾ貳。則天不ㇾ能ㇾ禍。故水旱不ㇾ能ㇾ使ニ之飢渴。寒暑

非ざるなり、(四)疾養緩急の相先んずる者有ればなり。

(一)自宅の掃除も出來ぬ位なれば郊外の草を刈る事出來る筈なしとなり瞭曠の二字は衍文なるべしといふ　(二)犯し至る意　(三)氣にかけぬには非ずとなり　(四)痛痒なり急を先にする人情をいふなり

天論篇第十七

(一)天行に常有り、堯の爲に存せず、桀の爲に亡せず。之に應ずるに治を以てすれば則ち吉、之に應ずるに亂を以てすれば則ち凶。本を彊めて用を節すれば、則ち天も貧にする能はず、(二)養備つて動くこと時なれば、則ち天も病ましむる能はず。道を脩めて(三)貳せざれば、則ち天も禍する能はず。故に水旱も之をして飢渴せしむる能はず。寒暑も之をして疾ましむる能はず、祆怪も之をして凶ならしむる能はず。(四)本荒んで用侈れば、則ち天も之をして富ましむる能はず、養略にして動くこと罕なれば、則ち天も之をして全からしむる能はず。道に倍いて妄に行へば、則ち天も之をして吉ならしむる能はず。故に水旱未だ至らずして飢渴し、寒暑未だ

不能使之疾。祅怪不能使之凶。本荒而用侈。則天不能使之富。養略而動罕。則天不能使之全。倍道而妄行。則天不能使之吉。故水旱未至而飢渴。寒暑未薄而疾。祅怪未至而凶。受時與治世同。而殃禍與治世異。不可以怨天。其道然也。故明於天人之分。則可謂至人矣。不爲而成。不求而得。夫是之謂天職。如是者。雖深其人不加慮焉。雖大不加能焉。雖精不加察焉。夫是之謂不與天爭職。

薄らずして疾み、祅怪未だ至らずして凶なり。(五)時を受くること治世と同じうして、殃禍は治世と異なり。以て天を怨むべからず、其の道然ればなり。故に天人の分に明かなれば、則ち至人と謂ふべし。爲さずして成り、求めずして得、夫れ是之を(六)天職と謂ふ。是の如き者は、深しと雖も其の人(七)慮を加へず、大なりと雖も能を加へず。精しと雖も察を加へず。夫れ是之を天と職を爭はずと謂ふ。

(一) 天道に同じ (二) 養生の道具備してよく運動す (三) 違はざるなり脩は順從の義なるべしとの說あり (四) 根本を忽諸にして財用に奢侈なる場合 (五) 治亂に關係なく四時の運行するを指す (六) 天の職任なり (七) 上述の至人を指す

天有其時。地有其財。人有其治。夫是之

天に其時有り、地に其財有り、人に其治有り。夫れ是之を能く參す(一)と謂ふ。其の參する所以を舍てて、其參する所を願ふは、則ち惑へり。列星隨ひ旋り、日月

謂ニ能參一。舍ニ其所ニ以參一。而願ニ其所ㇾ參則惑矣。列星隨旋。日月遞炤。四時代御。陰陽大化。風雨博施。萬物各得ニ其和一以生。各得ニ其養一以成。不ㇾ見ニ其事一而見ニ其功一。夫是之謂ㇾ神。皆知ニ其所ニ以成一。莫ㇾ知ニ其無形一。夫是之謂ㇾ天。唯聖人爲ㇾ不ㇾ求ㇾ知ㇾ天。天職既立。天功既成。形具而神生。

遞に炤し、四時代々御し、陰陽大いに化し、風雨博く施す。萬物各々其の和(二)を得て以て生じ、各々其の養を得て以て成る。(三)其の事を見ずして、其の功を見る夫れ是之を神と謂ふ。皆其の成る所以を知るも、其の無形を知ること莫し。夫れ是之を天と謂ふ。唯聖人は、天を知るを求めずと爲す。天職既に立ち、天功既に成り、形具りて神生じ、好惡喜怒哀樂藏す。(四)夫れ是之を天情と謂ふ。耳目鼻口形能、(五)各々接するところ有りて、而も相能くせざるなり。夫れ是之を天官と謂ふ。心中虛に居て、以て五官を治む、夫れ是之を天君と謂ふ。(六)財其の類に非ずして、以て其の類を養ふ。夫れ是之を天養と謂ふ。(七)其の類に順ふ者は之を福と謂ひ、其の類に逆らふ者は之を禍と謂ふ。夫れ是之を天政と謂ふ。其の天君を暗うし、其の天官を亂り、其の天養を棄てて其の天政に逆らひ、其の天情に背いて、以て天功を喪するは、夫れ是之を大凶と謂ふ。

(一) 天地に參す　(二) 天の和氣なり養は風雨の類を指す　(三) 給養の事を見ずして其の成功をのみ見るを得ること

好惡喜怒哀樂。臧焉。夫是之謂二天情一。耳目鼻口形能。各有レ接。而不二相能一也。夫是之謂二天官一。心居二中虛一。以治二五官一。夫是之謂二天君一。財非二其類一。以養二其類一。夫是之謂二天養一。順二其類一者。謂二之福一。逆二其類一者。謂二之禍一。夫是之謂二天政一。暗二其天君一。亂二其天官一。棄二其天養一。逆二其天政一。背二其天情一。以喪二天功一。夫是之謂二大凶一。

り　(四) その中に藏置せらる　(五) 能は態なり　(六) 地上の草木穀物の類をいふ　(七) 人類生活に順應する者　(八) 心と五官と以下皆前に出てたり

聖人淸二其天君一。正二其天官一。備二其天養一。順二其天政一。養二其天情一。以全二其天功一。如レ是。則知二其所一レ爲。知二其所一レ不レ爲矣。則天地官而萬物役矣。其行曲治。其養曲適。其生不レ傷。夫是之謂レ

聖人は其天君を淸くし、其天官を正しくし、其天養を備へ、其天政に順ひ、其天情を養うて、以て其天功を全うす。是の如くなれば、則ち其爲(一)す所を知り、其爲さざる所を知る。則ち天地官して萬物役す。其行は曲治し、其養は曲適し、其生は傷つかず。夫れ是之を天を知ると謂ふ。故に大巧(二)は爲さざる所に在り、大智は慮らざる所に在り。天に志す所の者は、其の見象(三)の以て期すべき者に已む。地に志す所の者は、其の見宜(四)の以て息ふべき者に已む。四時に志す所の者は、其の見數(五)の以て事とすべき者に已む。陰陽に志す所の者は、其の見知(六)の以て治むべき者に已む。官人は天を守りて、而も自ら道を守ることを爲す。

知レ天。故大巧在レ所レ不レ爲。大智在レ所レ不レ慮。所レ志二於天一者。巳下其見象之可二以期一者上矣。所レ志二於地一者。巳下其見宜之可二以息一者上矣。所レ志二於四時一者。巳下其見數之可二以事一者上矣。所レ志二於陰陽一者。巳下其見和之可二以治一者上矣。官人守レ天而自爲レ守レ道也。

㈠ 爲すべき所の意　㈡ つぶさに徧く能く治むるなり以下之に倣ふ　㈢ 現象を明にするのみにて其の現はれざる所に進まず　㈣ 現はれたる土宜の穀物を蕃殖せしむべきか否かを見る　㈤ 春作り秋收むる一定の數　㈥ 現はれて感知すべき和氣なり知は和の誤ならん

治亂天耶。曰。日月星辰瑞曆。是禹桀之所レ同也。禹以治。桀以亂。治亂非レ天也。時耶。曰。繁二啓蕃三長於春夏一。畜二積收三藏於秋冬一。是又禹桀之所レ同也。禹以治。桀以亂。治亂非レ時也。

治亂は天なるか。曰く、日月星辰瑞曆(一)は、是れ禹桀の同じうする所(二)なり。禹は以て治り、桀は以て亂る。治亂は天に非るなり。時なるか。曰く、春夏に繁啓蕃長(三)し、秋冬に畜積收藏す。是又禹桀の同じうする所なり。禹は以て治り、桀は以て亂る。治亂は時に非るなり。地か。曰く、地を得れば則ち生じ、地を失へば則ち死す。是又禹桀の同じうする所なり。禹は以て治り、桀は以て亂る。治亂は地に非ざるなり。詩に曰く、(四)天高山を作す、大王之を荒にす。彼作せるを、文王之を康くすと。此之を謂ふなり。

㈠ めでたき曆象　㈡ 聖王禹も惡王桀も同じく歲時を受くるを謂ふ　㈢ 多く開出し蕃茂成長す　㈣ 詩經周頌天作の篇參見

地耶。曰。得レ地則生。失レ地則死。是又禹桀之所レ同也。禹以治。桀以亂。治亂非レ地也。詩曰。天作二高山一。大王荒レ之。彼作矣。文王康レ之。此之謂也。

天不下爲二人之惡一レ寒也上而輟レ冬。地不下爲二人之惡二遼遠一也上而輟レ廣。君子不下爲二小人之匈匈一也上而輟レ行。天有二常道一矣。地有二常數一矣。君子有二常體一矣。君子道二其常一。小人計二其功一。詩曰。何恤二人之言一兮。此之謂也。

天は人の寒を惡むが爲にして冬を輟めず。地は人の遼遠(一)を惡むが爲にして廣を輟めず。君子は小人の匈匈(二)たるが爲にして行を輟めず。天に常道有り、地に常數有り、君子に常體有り。君子は其の常に道り、小人は其の功を計る。詩に曰く、(三)何ぞ人の言を恤へんと。此之を謂ふなり。

(一) 遼方なる意　(二) 喧囂してうるさきなり　(三) 逸詩なり道を守らんには何ぞ人言を恐れんとの意

楚王後車千乘。非レ知也。君子啜レ菽飮レ水。非レ愚也。是節然也。若夫心意脩。德行厚。

楚王は後車千乘なるも、知に非るなり。君子の菽を啜り水を飮むも、愚に非るなり。是れ節然(一)ればなり。若し夫れ心意脩り、德行厚く、知慮明かに、今に生れて古に志さば、則ち是其の我(二)に在る者なり。故に君子は其の己に在る者を敬して、其の天に在る者を慕はず。小人は其の己に在る者を錯(三)いて、其の天に在

知慮明。生ニ於今一而志ニ乎古一。則是其在レ我者也。故君子敬ニ其在レ己者一。而不レ慕ニ其在レ天者一。小人錯ニ其在レ己者一。而慕ニ其在レ天者一。君子敬ニ其在レ己者一。而不レ慕ニ其在レ天者一。是以日進也。小人錯ニ其在レ己者一。而慕ニ其在レ天者一。是以日退也。故君子之所ニ以日進一。與ニ小人之所ニ以日退一一也。君子小人之所ニ以相懸一者在レ此耳。

る者を慕ふ。君子は其の己に在る者を敬して、其の天に在る者を慕はず、是を以て日に進むなり。小人は其の己に在る者を錯いて、其の天に在る者を慕ふ、是を以て日に退くなり。故に君子の日進する所以と、小人の日退する所以とは、一なり(四)。君子小人の相懸る(五)ゝ所以の者、此に在るのみ。

(一)遇ふ所の時節　(二)我が範圍内の事　(三)捨て置いて顧みざるなり　(四)共に慕ふあり慕はざるあれば也　(五)懸隔する意

星墜木鳴。國人皆恐曰。是何也。曰。無レ何也。是天地之變。陰陽之化。物之罕至者

星墜(一)ち木鳴れば、國人皆恐れて曰く、是何ぞやと。曰く、何も無きなり。是天地の變、陰陽の化、物の罕に至る者なり。之を怪しむは可なるも、之を畏るゝは非なり。夫れ日月の蝕有る、風雨の時ならざる、怪異の黨ゝ見はるゝは、是世(二)として常に之有らざる無し。上明かにして政平かならば、則ち是世(三)を並べて起ると雖

也。怪之可也。畏之非也。夫日月之有蝕。風雨之不時。怪星之黨見。是無世而不常有之。上明而政平。則是雖並世起無傷也。上闇而政險。則是雖無一至者無益也。夫星之墜。木之鳴。是天地之變。陰陽之化。物之罕至者也。怪之可也。畏之非也。物之已至者。人祅則

も傷むこと無きなり。上闇うして政険ならば、則ち是一の至る者無しと雖も益無きなり。夫れ星の墜ち、木の鳴るは、是天地の變、陰陽の化、物の罕に至る者なり、之を怪しむは可なり、之を畏るゝは非なり。物の已だ至る者にして、人祅は則ち畏るべきなり。楛耕は稼を傷つけ、耘耨は歳を失ひ、政険は民を失ふ。田薉して稼惡しく、糴貴く民飢ゑ、道路に死人有るは、夫れ是之を人祅と謂ふ。政令明かならず、擧錯時ならず、本事理せざる、夫是之を人祅と謂ふ。禮義脩らず、内外別無く、男女淫亂にして、則ち父子も相疑ひ、上下も乖離し、寇難並び至るは、夫是之を人祅と謂ふ。祅は是亂に生ず、三者錯はれば安國無し。其の說甚だ邇うして、其の菑甚だ慘なり。勉力時ならざれば、則ち牛馬相生じ、六畜祅を作す、怪しむべきも、而も畏るべからざるなり。傳に曰く、萬物の怪は、書に說かず。無用の辯、不急の察は、棄てて治せずと。若し夫れ君臣の義、父子の親、夫婦の別は、則ち日に切瑳して舍かざるなり。

可v畏也。楛耕傷v稼。耘耨失v歲、政險失v民。田薉稼惡。糴貴民飢。道路有二死人一。夫是之謂二人祆一。政令不v明。擧錯不v時。本事不v理。夫是之謂二人祆一。禮義不v脩。內外無v別。男女淫亂。則父子相疑。上下乖離、寇難並至。夫是之謂二人祆一。祆是生二於亂一。三者錯無二安國一。其說甚邇。其菑甚慘。勉力不v時。則牛馬相生。六畜作v祆。可v怪也。而不v可v畏也。傳曰。萬物之怪。書不v說。無用之辯。不急之察。棄而不v治。若夫君臣之義。父子之親。夫婦之別。則日切瑳而不v舍也。

(一) 星落ちて偉人死し社木鳴りて偉人出づなどいふ傳說によりて迷信妖祥を破るなり (二) 何時の世にも常にある事なりとの意 (三) 一世の中に相並んで起るなり (四) 偏頗不公平をいふ (五) 人事の妖をいふ (六) 惡しき耕作法 (七) 楛耘して歲を失ふに作るべし惡しき耕作して豐年ならずとなり (八) 田地荒穢の義 (九) 買入るゝ米價 (一〇) 農桑を本業とするが故にいふ (一一) 以上に述べし三人妖交錯して到るなり (一二) 說は卑近にして災害は激甚なり (一三) 人民の勞役なり (一四) 牛と馬と相混じて生る (一五) 六經を指す (一六) 瑳は磋に同じ

雩而雨何也。曰。無v何也。猶二不v雩而雨一也。日月食而救v之。天旱而雩。卜筮而後決二大事一。非二以爲一v得v求也。以文v

雩(一)して雨ふるは何ぞや。曰く、何も無きなり。猶ほ雩せずして雨ふるがごときなり。日月食して之を救ひ(二)、天旱して雩し、卜筮して然る後に大事を決するは、以て求を得と爲すに非るなり、以て之を文る(三)なり。故に君子は以て文と爲し、百姓は以て神と爲す。以て文と爲せば則ち吉、以て神と爲せば則ち凶なり。

(一) 雨を請ふ儀式 (二) 里中の社に鼓を打つて日蝕を除かんとするをいふ (三) 形式を整ふる意

之也。故君子以爲レ文。而百姓以爲レ神。以爲レ文則吉。以爲レ神則凶。

在レ天者莫レ明ニ於日月一。在レ地者。莫レ明ニ於水火一。在レ物者莫レ明ニ於珠玉一。在レ人者莫レ明ニ於禮義一。故日月不レ高。則光輝不レ赫。水火不レ積。則輝潤不レ博。珠玉不レ睹ニ乎外一。則王公不ニ以爲一レ寶。禮義不レ加ニ於國家一。則功名不レ白。故人之命在レ天。國之命在レ禮。君レ人者。隆レ禮尊レ賢而王。重レ法愛レ民而覇。好レ利多レ詐而危。權謀傾覆幽險而亡矣。

天に在る者は日月より明なるは莫く、地に在る者は水火より明なるは莫し。故(一)物に在る者は珠玉より明なるは莫く、人に在る者は禮義より明なるは莫し。故に日月高からざれば、則ち光輝赫ならず。水火積まざれば、則ち輝潤(二)博からず。珠玉外に睹えざれば、則ち王公以て寶と爲さず。禮義國家に加はらざれば、則ち功名白ならず。故に人の命(三)は天に在り、國の命は禮に在り。人に君たる者は、禮を隆にし賢を尊んで王たり。法を重んじ民を愛して覇たり。利を好み詐を多くして危く、權謀傾覆幽險にして亡(四)ぶ。

(一)物品に於ての義　(二)光輝と濕潤と　(三)生命とする所　(四)一本亡字の上に權字あり

大レ天而思レ之。

(一)天を大として之を思ふは、物を畜へて之を制するに孰與ぞ。天に從つて之を頌

孰二與物畜而制レ之。從レ天而頌レ之。孰下與制二天命一而用上レ之。望レ時而待レ之。孰二與應レ時而使レ之。因レ物而多レ之。孰二與騁レ能而化レ之。思レ物而物レ之。孰二與理レ物而勿レ失レ之也。願三於物之所二以生一。孰四與有三物之所二以成一。故錯レ人而思レ天。則失二萬物之情一。

せんは、天命を制して之を用ふるに孰與ぞ。時を望んで之を待つは、(二)時に應じて之を使ふに孰與ぞ。物に因りて之を多とするは、(三)能を騁せて之を化するに孰與ぞ。(四)物を思うて之を物とするは、物を理めて之を失ふ勿きに孰與ぞ。(五)物の生ずる所以を願ふは、物の成る所以有るに孰與ぞ。故に(六)人を錯いて天を思へば、則ち萬物の情を失ふ。

(一)天の大を羨まんより自ら畜へし裁制するを可とすとなり以下皆倣ふ (二)春秋を待つのみにて働かざる意 (三)天然の物をのみ有り難しとして使用す (四)未だ得ざる物をも得たるが如く思ふなり (五)生は天より成は人なり こゝに之を較言せり (六)人事をさし置いて天をのみ考ふる能はずとなり

百王之無レ變。足三以爲二道貫一。一廢一起。應レ之以レ貫。理レ貫不レ亂。不レ知レ貫。

百王の變ずる無きは、以て道貫(一)と爲すに足る。一廢一起、之に應ずるに貫を以てす。貫を理すれば亂れず、貫を知らざれば、變(二)に應ずることを知らず。之が大體を貫すれば、未だ嘗て亡せざるなり。亂は其の差(三)に生じ、治は其の詳(四)に盡く。

不知應變。貫之大體。未嘗亡也。亂生其差。治盡其詳。故道之所善。中則可從。畸則不可爲。匿則大惑。水行者表深。表不明則陷。治民者表道。表不明則亂。禮者表也。非禮。昏世也。昏世大亂也。故道無不明。外內異表。隱顯有常。民陷乃去。

故に道の善なる所、中(五)なれば則ち從ふべく、畸なれば則ち爲すべからず、慝(六)なれば則ち大いに惑ふ。水行する者は深に表す(七)。表明かならざれば則ち陷る。民を治むる者は道に表す、表明かならざれば則ち亂る。禮なる者は表なり、禮を非とするは世を昏ますなり。世を昏ますは大亂なり。故に道に明ならざる無く、外內(八)表を異にし、隱顯常有れば、民陷(九)乃ち去る。

(一) 王道一貫の條綱なり卽ち禮を謂ふ (二) 百王の施設を指す (三) 條貫の差繆なり (四) 條貫の精詳なり (五) 適中不偏の正道なり畸は偏頗不公をいふ (六) 邪惡差謬をいふ (七) めじるしなり (八) 胡廷と後宮と (九) 人民陷溺すべき患害

萬物爲道一偏。一物爲萬物一偏。愚者爲一物一偏。而自以爲知。

萬物は道の一偏(一)爲り、一物は萬物の一偏爲り。愚者は一物の一偏爲り。而も自ら以て道を知ると爲すも、知ること無きなり。愼子(二)は後に見ること有りて、先に見ること無し。老子(三)は詘に見ること有りて、信に見ること無し。墨子(四)は齊に見るこ

道。無知也。慎子有見於後。無見於先。老子有見於詘。無見於信。墨子有見於齊。無見於畸。宋子有見於少。無見於多。有後而無先。則羣衆無門。有詘而無信。則貴賤不分。有齊而無畸。則政令不施。有少而無多。則羣衆不化。書曰。無有作好。遵王之道。無有爲惡。遵王之路。此之謂也。

と有りて、畸に見ること無く、宋子(五)は少に見ること有りて、多に見ること無し。後有りて先無ければ、則ち羣衆に門(六)無く、詘有りて信無ければ、則ち貴賤(七)分れず。齊有りて畸無ければ、則ち政令(八)施さず、少有りて多無ければ、則ち羣衆(九)化せず、書に曰く、(一〇)好を作すこと有る無れ、王の道に遵へ。惡を爲すこと有る無れ、王の路に遵へと、此れ之の謂なり。

(一) 一部分といふ程の義 (二) 愼到は消極主義の説を立てし人 (三) 老家も亦柔屈にして伸長の氣に乏しき學説なり (四) 墨翟は平等主義に偏して無差別なり (五) 宋鈃は寡欲を以て人の本性と唱へたり (六) 向上の道標無し (七) 皆屈して大に奮發する者無ければなり (八) 平無差別なればなり (九) 欲少き者は誘導し難しとなり (一〇) 尚書洪範に見えたり

世俗之爲レ說者曰。主道利レ周。是不レ然。主者民之唱也。上者下之儀也、彼將ニ聽レ唱而應。視レ儀而動。唱嘿則民無レ應也。儀隱則下無レ動也。不レ應不レ動。則上下無ニ以相有一也。若レ是則與レ無レ上同也。不祥莫レ大レ焉。

巻第十二

正論篇第十八

世俗の說を爲す者曰く、主道は周(一)なるに利しと。是れ然らず。主は民の唱なり、(三)上は下の儀なり。彼將に唱を聽いて應じ、儀を視て動かんとす。唱嘿(二)すれば則ち民應ずることなし、儀隱なれば則ち下動くことなし。(四)應ぜず動かざれば、則ち上下以て相有することなし。是の若くなれば、則ち上なきと同じ。不祥焉より大なるはなし。故に上は下の本なり。(五)上宣明なれば、則ち下治辨なり。(六)上端誠なれば、則ち下愿愨なり。上公正なれば、則ち(七)下易直なり。治辨なれば則ち一にし易し。愿愨なれば、則ち使ひ易し。易直なれば則ち知り易し。一にし易ければ則ち彊し。使ひ易ければ則ち功あり。知り易ければ則ち明なり。是れ治の由りて生ずる所なり。上周密なれば則ち下疑玄す。(八)(九)上幽險なれば則ち下漸詐な

故上者下之本也。上宣明。則上治辨矣。上端誠。則下愿愨矣。上公正。則下易直矣。治辨則易一。愿愨則易使。易直則易知。易一則彊。易使則功。易知則明。是治之所由生也。上周密則下疑玄矣。上幽險。則下漸詐矣。上偏曲則下比周矣。疑玄則難一。漸詐則難使。比

り。上偏曲なれば則ち下比周す。(一〇)疑玄なれば則ち一にし難し。漸詐なれば則ち使ひ難し。(一一)比周すれば則ち知り難し。一にし難ければ則ち彊ならず。使ひ難ければ則ち功あらず。知り難ければ則ち明ならず。是れ亂の由りて作る所なり。故に主道は明なるに利にして幽なるに利ならず、宣なるに利にして周なるに利ならず。故に(一二)主道明なれば則ち下安んず。主道幽なれば則ち下危ぶむ。故に下安んずれば則ち上を貴び、(一三)下危ぶめば則ち上を賤しむ。(一四)故に上知り易ければ則ち下上を親しむ。上知り難ければ則ち下上を畏る。下上を親しめば則ち上安し。下上を畏るれば則ち上危し。(一五)故に主道は知り難きより惡しきはなく、下をして己を畏れしむるより危きはなし。(一六)傳に曰く、之を惡む者衆ければ則ち危し、と。(一七)書に曰く、克く明德(一八)を明にす、と。(一九)詩に曰く、明明(二〇)として下に在り、と。故に先王は之を明にす。豈特に之を玄にせんや。

(一)周は密なり、其の情を隱匿して下をして知らしめざるを謂ふ也。利しとは、主道の利此の如きに在るを謂ふ也

周則難知。難一則不彊。難使則不功。難知則不明。是亂之所由作也。故主道利明不利幽。利宣不利周。故主道明。則下安。主道幽。則下危。故下安則貴上。下危則賤上。故上易知。則下親上矣。上難知。則下畏上矣。下親上則上安。下畏上則上危。故主道莫惡乎難知。莫危乎使下畏己。傳曰。惡之者衆則危。書曰。克明明德。詩曰。明明在下。故先王明之。豈特玄之耳哉。

(二) 民の先唱者なり (三) 下上の表儀に法るを謂ふ (四) 上其の下を道かざれば下以て上に効ふことなし、是れ相須たざる也 (五) 宣は露也、宣明は隠さゞるをいふ。辨は別也、下従ふ所を知れば、則ち事を明に別つ也 (六) 端誠は正しく誠なること、愿愨は正直也 (七) 敢て険曲ならざる也 (八) 玄は幽深にして知り難きを謂ふ。或は讀んで眩と爲す、惑也 (九) 幽は隠也、険は測り難き也。漸は進也、一説に漸は浸也、其の詐を浸成するを謂ふ (一〇) 比周は徒黨を結ぶ也 (一一) 人々私を懐いて相親比すれば、上其の情を知るべからず (一二) 下従ふ所を知れば安んじ、従ふ所を知らざれば自ら危ぶむ也 (一三) 貴ぶは愛すといふが如し (一四) 賤しむは悪むといふが如し (一五) 畏るれば上を謀る故なり (一六) 傳は古書也 (一七) 書は尚書康誥の篇 (一八) 明徳を天下に明らかにする也 (一九) 詩は大雅大明の篇 (二〇) 文王の德、明明として下に在る也

世俗之爲說者曰。桀紂有天下。湯武簒而奪之。是不然。以桀紂爲

世俗の說を爲す者曰く、桀紂天下を有せしに、湯武は簒して之を奪へり、と。是れ然らず。桀紂を以て常て(一)天下の(二)籍を有せりと爲すは、則ち然り。(三)親しく天下の籍を有すとするは則ち然らず。天下桀紂に在りと謂ふは則ち然らず。古は天子に

常有二天下之籍一則然。親有二天下之籍一則不レ然。天下謂レ在二桀紂一則不レ然。古者天子千官。諸侯百官。以二是千官一也。令レ行二於諸夏之國一謂二之王一。以二是百官一也。令レ行二於境內一。國雖レ不レ安。不レ至二於廢易遂亡一。謂二之君一。聖王之子也。有二天下一之後也。勢籍之所レ在也。天下之宗室也。然而

千官、諸侯に百官あり。是の千官を以てして、令(四)諸夏の國に行はるゝもの、之を王と謂ふ。是の百官を以てして、令境內に行はれ、國安からずと雖も、廢易遂亡(五)に至らざるもの、之を君と謂ふ。聖王の子、天下を有するの後、勢籍の在る所、天下の宗室なるも、然り而して(六)不材不中、內は則ち百姓之を疾み、外は則ち諸侯之に叛き、近くは境內一ならず、遙くは諸侯聽かず、令境內に行はれず、甚しき者は諸侯之を侵削し、之を攻伐す。是の若くなれば則ち未だ亡びずと雖も、(七)吾は之を天下なしと謂はん。(八)聖王沒して、(九)勢籍を有する者、(一〇)罷にして以て天下を縣く(一一)るに足らず。(一二)天下に君なし。諸侯能く德明らかに威積むものあれば、海內の民、得て以て君師と爲すことを願はざるなし。然り而して(一三)暴國獨侈なれば、安ち能く之を誅し、必ず無罪の民を傷害せず。暴國の君を誅すること(一四)獨夫を誅するが若し。是の若くなれば則ち能く天下を用ふと謂ふべし。能く天下を用ふるもの、之を王とふ。湯武は天(一五)下を取れるに非ざるなり。其の道を脩め、其の義を行ひ、天下の

不材不中。內則百姓疾レ之。外則諸侯叛レ之。近者境內不レ一。遙者諸侯不レ聽。令不レ行二於境內一。甚者諸侯侵削之。攻二伐之一。若レ是。則雖レ未レ亡。吾謂三之無二天下一矣。聖王沒。有二勢籍一者。罷不レ足三以縣二天下一。天下無レ君。諸侯有二能德明威積一。海內之民。莫レ不レ願三得以爲二君師一。然而暴國獨

同利を興し、天下の同害を除いて、天下之に歸するなり。桀紂（一六）は天下を去れるに非ざるなり。禹湯の德に反し、禮義の分を亂り、禽獸の行あり、其の凶を積み、其の惡を全うして、天下之を去るなり。天下之に歸する、之を王と謂ふ。天下之を去る、之を亡と謂ふ。故に桀紂（一七）は天下なくして、湯武（一八）は君を弑せざること、此に由りて之を效（一九）すなり。湯武は民の父母なり。桀紂は民の怨賊なり。今世俗の說を爲す者、桀紂を以て君と爲して、湯武を以て弑せりと爲す。然らば則ち是れ民の父母を誅して、民の怨賊を師（二〇）とするなり。不祥焉より大なるはなし。天下の合するを以て君と爲せば、則ち天下未だ嘗て桀紂に合せざるなり。然らば則ち湯武を以て弑せりと爲すは、則ち天下未だ嘗て說有らざるなり。直に之を隳（二一）つのみ。故に天子は唯其の人をす。天下は至重なり、至彊に非ざれば之に能く任ふることなし。至大なり、至（二二）辨に非ざれば之を能く分つことなし。至衆なり。至（二三）明に非ざれば之を能く和することなし。此の三至は、聖人に非ざれば之を能く盡す

修。安能誅之。必不傷害無罪之民。誅暴國之君。若誅獨夫。若是。則可謂能用天下矣。能用天下。之謂王。湯武非取天下也。脩其道。行其義。興天下之同利。除天下之同害。而天下歸之也。桀紂非去天下也。反禹湯之德。亂禮義之分。禽獸之行。積其凶。全其惡。而天

ことなし。故に聖人に非ざれば之に能く王たることなし。聖人は道を備へ美を全うする者なり。是れ天下(二四)を縣くるの權稱なり。桀紂は其の知慮至險なり。其の志意至闇なり。其の行爲(二五)至亂なり。親者は之を疏んじ、賢者は之を賤しみ、生民は之を怨む。禹湯の後なれども、而も一人の與(二六)を得ず。比干を刳し、箕子を囚へ、身死し國亡び、天下の大戮となり、後世(二七)の惡を言ふ者必ず稽ふ。是れ妻子(二八)を容れざるの數なり。故に至賢は四海(二九)を疇す。湯武是なり。至罷は妻子を容れず。桀紂是なり。今世俗の說を爲す者、桀紂を以て天下を有せりと爲して、湯武を臣なりとす。豈過の甚しきものならずや。之を譬ふるに、是れ猶ほ傴巫(三〇)跛匡の、大に自ら以て知ありと爲すがごとし。故に(三一)以て人の國を奪ふことあるべし。以て人の天下を奪ふことあるべからず。以て國(三二)を竊むことあるべし。以て天下を竊むことあるべからざるなり。以て之を奪ふべき者は以て、國を有すべくして、以て天下を有すべからず。竊むも以て國を得べくして、以て天下を得べからず。是れ何ぞや。

下去ㇾ之也。天下歸ㇾ之。之謂ㇾ王。天下去ㇾ之。之謂ㇾ亡。故桀紂無二天下一。而湯武不ㇾ弑ㇾ君。由ㇾ此效ㇾ之也。湯武者。民之父母也。桀紂者。民之怨賊也。今世俗之爲ㇾ說者。以二桀紂一爲ㇾ君。而以二湯武一爲ㇾ弑。然則是誅二民之父母一。而師二民之怨賊一也。不祥莫ㇾ大ㇾ焉。以二天下合一爲ㇾ君。則天下未三嘗

日く、國は小具（三三）なり。小人を以て有すべきなり。小道を以て得べきなり。小力を以て持すべきなり。天下は大具なり。小人を以て有すべからざるなり。小道を以て得べからざるなり。小力を以て持すべからざるなり。國は小人も以て之を有すべし（三四）。然り而して未だ必ずしも亡びずんばあらざるなり。天下は至大なり。聖人に非ずんば之を能く有することなきなり。

一 常は嘗に通ず 二 天下の圖籍を主るは即ち天下を有する也 三 當時親しく天下の籍を存せりと謂ふは不可なり、此の時民心既に桀紂を去りたればなり 四 夏は大也、中原の大國の義 五 遂は逐の誤 六 材能なく中庸の道を知らざる也 七 古は天下に千官より此の處まで、桀紂親しく天下を有せりと謂ふは則ち然らずの義を釋明せるなり 八 聖王は禹湯也 九 勢籍を有する者は禹湯の子孫を謂ふ 一〇 罷は弱にして事に任へざるを謂ふ 一一 縣は繫也 一二 桀紂天下を治むる能はず、是れ君なきなり 一三 暴國は即ち桀紂なり、侈は奢侈放縱なるを謂ふ 一四 天下皆去りて之を助くる者なし、一夫の如く然り 一五 桀紂の天下を奪へるに非ず 一六 天下自ら去るを言ふ也 一七 天下皆桀紂を去る、是れ天下なき也 一八 湯武は獨夫を誅するのみ、君を殺せるに非ず 一九 效は明也 二〇 師は長也 二一 古より未だ嘗て論說あらず、世俗の湯武を讒損するのみ 二二 至大なれば詳にし難し、故に小智の能く分別する所に非ず 二三 天下の人は至衆なり、極めて其の情僞を知るに非ざれば和輯すること能はず 二四 權衡の物の輕重を知るが如し 二五 原文行爲の間に之の字あり、衍文なり 二六 與は黨與

合於桀紂也。然則以湯武爲弒。則天下未嘗有說也。直墮之耳。故天子唯其人。天下者至重也。非至彊莫之能任。至大也。非至辨莫之能分。至衆也。非至明莫之能和。此三至者。非聖人莫之能盡。故非聖人。莫之能王。聖人備道全美者也。是縣天下之權稱也。桀紂者。其知慮至險也。其志意至闇也。其行(之)爲至亂也。親者疏之。賢者賤之。生民怨之。禹湯之後也。而不得一人之與。刳比干。囚箕子。身死國亡。爲天下之大戮。後世之言惡者必稽焉。是不容妻子之數也。故至賢疇四海。湯武是也。至罷不容妻子。桀紂是也。今世俗之爲說者。以桀紂爲有天下。而臣湯武。豈不過甚矣哉。譬之是猶傴巫跛匡。大自以爲有知也。故可以有奪人國。不可有以奪人天下。可以有竊國。不可有以竊天下也。可以奪之者可以有國。而不可以有天下。竊可以得國。而不可以得天下。是何也。曰。國小具也。可以小人有也。可以小道得也。可以小力持也。天下者大具也。不可以小人有也。不可以小道得也。不可以小力持也。國者小人可以有之。然而未必不亡也。天下者。至大也。非聖人莫之能有也。

なり　（二七）後世の惡を言ふ者皆桀紂を稽考して以て龜鑑と爲す也　（二八）妻子を保つ能はざるの道也　（二九）四海を以て疇域と爲す　（三〇）匡は當に尫に作るべし。傴巫跛尫は、せむしの巫、跛足の尫。尫は男巫　（三一）一國の人は服し易し、故に以て竊む者あるべし、天下の心は歸し難し、故に竊むことあるべからず。孟子に「不仁にして國を得る者は之あり、不仁にして天下を得る者は未だ之あらず」といへると同意　（三二）國を竊むは田常六卿の屬是なり　（三三）之を器具に譬ふれば、國は小器具なり。下の大具も之に準ず　（三四）小人以て國を有すべきも滅亡し易き也

世俗之爲說

世俗の說を爲す者曰く、（一）治古には（二）肉刑なくして（三）象刑あり。（四）墨は黥、（五）共嬰、（六）慅は艾

者曰。治古無二肉刑一。而有二象刑一。墨黥。慅嬰。共艾。畢菲。對屨。殺赭衣而不レ純。治古如レ是。是不レ然。以爲レ治耶。則人固莫レ觸レ罪。非二獨不一レ用二肉刑一。亦不レ用二象刑一矣。以爲三人或觸レ罪矣。而直輕二其刑一。然則是殺レ人者不レ死。傷レ人者不レ刑也。罪至重而刑至輕。庸人不レ知レ惡也。亂莫レ大レ焉。凡

畢菲(七)は、對屨(八)、殺は赭衣して純せず。治古是の如し、と。是れ然らず。以て治ると爲すか。則ち人固より罪に觸るゝことなし。獨り肉刑を用ひざるのみに非ず亦象刑をも用ひず。以て人或は罪に觸るゝも、直に其の刑を輕くすと爲すか。然らば則ち是れ人を殺す者死せず、人を傷つくる者刑せられざるなり。罪至重にして刑至輕なれば、庸人(九)惡むを知らず。亂焉より大なるはなし。凡そ人を刑するの本は、暴を禁じ惡を惡み、且つ其の未(一〇)を懲すなり。人を殺す者死せずして、人を傷つくる者刑せられざる、是を暴を惠して賊を寬すと謂ふ。惡を惡むに非ざるなり。故に象刑は殆んど治古に生ずるに非ずして、並に亂今(一一)に起れるなり。治古は然らず。凡そ爵列官職、賞慶刑罰は、皆報なり。(一二)類を以て相從ふなり。一物稱(一三)を失ふは亂の端なり。夫れ德位に稱はず、(一三)能官に稱はず、賞功に當らず、罰罪に當らざれば、不祥焉より大なるはなし。昔者武王有商(一四)を伐ちて紂を誅し、其の首を斷ちて之(一五)を赤旆に懸く。夫れ暴を征し悍を誅するは治の盛なるなり。人を殺

刑ㇾ人之本。禁ㇾ暴。惡ㇾ惡。且徵二其未一也。殺ㇾ人者不ㇾ死。而傷ㇾ人者不ㇾ刑。是謂二惠ㇾ暴而寬一ㇾ賊也。非ㇾ惡ㇾ惡也。故象刑殆非ㇾ生二於治古一。並起二於亂今一也。治古不ㇾ然。凡爵列官職。賞慶刑罰。皆報也。以ㇾ類相從者也。一物失ㇾ稱。亂之端也。夫德不ㇾ稱ㇾ位。能不ㇾ稱ㇾ官。賞不ㇾ當ㇾ功。罰不ㇾ當ㇾ罪。不祥莫ㇾ大ㇾ焉。昔者武王伐二有商一誅ㇾ紂。斷二其首一懸二之赤旆一。夫征ㇾ暴誅ㇾ悍。治之盛也。殺

す者死し、人を傷つくる者刑せらるゝは、是れ百王の同じき所にして、未だ其の由來する所を知る者あらざるなり。刑罪に稱へば則ち治り、罪に稱はざれば則ち亂る。故に治には則ち刑重く、亂には則ち刑輕し。(一六)治を犯すの罪固より重し、(一七)亂を犯すの罪固より輕し。(一八)書に曰く、刑罰(一九)は世に輕く世に重しと。此の謂なり。

(一)治古とは古の治世をいふ　(二)肉刑とは墨劓剕宮の刑をいふ　(三)象刑は章服を異にして其形貌を恥辱する刑なり　(四)墨は慅に作るべし、慅は巾也、墨刑を犯せる者には黑巾を蒙らすをいふ　(五)慅嬰の上に劓の字あるべし、又慅嬰は草纓に作るを可とす、劓刑を犯せる者には草にて造れる纓を用ひしむる也　(六)共は宮の誤、艾は蒼白色、畢は韠と同じ、韍也、即ち蔽膝也、宮刑を犯せる者は蒼白色の韍を用ひしむる也　(七)菲は剕の誤、對は當に紂に作るべし、枲也、剕刑を犯せる者は枲屨を用ひしむる也　(八)斬殺の刑を犯せる者は、赭衣にして領緣なきものを著す、赭は赤土を以て衣を染むる也　(九)庸人は常人也　(一〇)未は將來也徵は懲に同じ　(一一)亂今は亂れたる今の世なり　(一二)辟なる者其の辟報を得惡なる者其の惡報を得るを謂ふ　(一三)其の均衡を失ふ、即ち類相從はざる也　(一四)有商は殷也　(一五)赤旆は旗也　(一六)治世には法を犯す者少し、犯せば則ち衆之を恠む、故に刑重き也　(一七)亂世には法を犯す者多く、悉く重刑を用ふべからず、故に輕き也　(一八)書は甫刑　(一九)世に治亂あり、故に刑輕重ある也

人者死。傷レ人者刑。是百王之所レ同。未レ有ニ知下其所中由來上者一也。刑稱レ罪則治。不レ稱レ罪則亂。故治則刑重。亂則刑輕。犯レ治之罪固重。犯レ亂之罪固輕。書曰。刑罰世輕世重。此之謂也。

世俗之爲レ說者曰。湯武不レ能ニ禁令一。是何也。曰。楚越不レ受レ制。是不レ然。湯武者、至天下之善禁令者也。湯居レ亳。武王居レ鄗。皆百里之地也。天下爲レ一。諸侯爲レ臣。通達之屬莫レ不ニ振動從服。以化ニ順之一。曷爲楚越獨不レ受レ制也。彼王者之

世俗の說を爲す者曰く、湯武禁令(一)すること能せずと。是れ何ぞや。曰く、楚越制を受けずとは、是れ然らず。湯武は至つて天下の善く禁令する者なり。湯は亳に居り、武王は鄗に居る。皆(二)百里の地なり。天下一となり、諸侯臣となりては、通(三)達の屬、(四)振動從服して以て之に化順せざるはなし。曷爲れぞ楚越獨り制を受けざらんや。彼の王者の制や、(五)形勢を視て械用を制し、遠近を稱りて貢獻を等す。豈必ずしも齊しくせんや。故に魯人(六)は榶を以てし、衞人は柯を用てし、齊人は一革を用てす。土地の形勢同じからざる者は、械用備飾異ならざるべからざるなり。故に諸夏(七)の國は、服(八)を同じうし儀(九)を同じうす。蠻夷戎狄の國は、(一〇)服を同じうするも制を同じうせず。封內は(一一)甸服、(一二)封外は侯服、(一三)侯衞は賓服、(一四)蠻夷は要服、(一五)戎狄は荒服。甸服の者は祭(一六)す、侯服の者は祀(一七)す、賓服の者は享(一八)す、要服の者は貢(一九)す 荒服の者

制也。視二形勢一而制二械用一。稱二遠近一而等二貢獻一。豈必齊哉。故魯人以レ榶。衞人用レ柯。齊人用二一革一。土地形勢不レ同者。械用備飾不レ可レ不レ異也。故諸夏之國。同レ服同レ儀。蠻夷戎狄之國。同レ服不レ同レ制。封內甸服。封外侯服。侯衞賓服。蠻夷要服。戎狄荒服。甸服者祭。侯服者祀。賓服

は王す。(二〇) 日祭月祀時享歲貢終王す。(二一) 夫れ是を之れ形勢を視て械用を制し、遠近を稱りて貢獻を等すと謂ふ。是れ王者の至なり。(二二) 彼の楚越は、且つ時享歲貢終王の屬なり。必ず之を日祭月祀の屬に齊しうして、然る後に制を受くと曰はんや。是れ規磨の說なり、(二三) 溝中の瘠なり。(二四) 則ち未だ與に王者の制に及ぶに足らざるなり。語に曰く、淺は與に深を測るに足らず、愚は與に知を謀るに足らず、坎井の鼃は(二五) 與に東海の樂を語るべからずと。此の謂なり。

(一) 禁令を施すこと能はず故に至らざる所の者ありとの意 (二) 方百里の地也 (三) 車馬の通達する所をいふ (四) 振は震と同じ、恐るゝ也 (五) 其の地の形勢を視て器械を制す (六) 榶、柯、一革、皆未詳 (七) 諸夏の國は中國諸侯の國をいふ (八) 服は事なり、王者に服事するをいふ、即ち後文の甸服侯服等是也 (九) 儀は風俗を謂ふ (一〇) 同じく要服荒服なるも其の制度同じからず (一一) 封內は王畿の內也 (一二) 封外は畿外、甸服の外五百里の地をいふ (一三) 侯圻より衞圻に至るまで五圻、圻毎に五百里、五五二千五百里中國の界まで之を賓服といふ (一四) 衞服の外五百里を蠻服といひ、又其の外五百里を夷服といふ (一五) 夷服の外五百里を戎服といひ、又其の外五百里を狄服といふ (一六) 日に祭あり (一七) 月に祀あり (一八) 四時享あり (一九) 歲に貢あり (二〇) 一世に一たび朝見する也。原本王の上に終の字あるは衍文なり (二一) 日祭は祖考に食を上る也、月祀は、曾祖高祖に食を上る也、時享は二祧に食を上る也、歲貢は壇墠に供する也、終王は世終りて嗣王に朝するを謂ふ (二二) 至は制の誤 (二三) 規磨は

者享。要服者貢。荒服者終王。日祭月祀時享歲貢終王。夫是之謂下視ニ形勢一而制ニ械用一。稱ニ遠近一而等中貢獻上。是王者之至也。彼楚越者。且時享歲貢終王之屬也。必齊ニ之日祭月祀之屬一。然後曰レ受レ制耶。是規磨之說也。溝中之瘠也。則未レ足ニ與及ニ王者之制一也。語曰。淺不レ足ニ與測一レ深。愚不レ足ニ與謀一レ知。坎井之鼃不レ可ニ與語ニ東海之樂一。此之謂也。

差錯の義、規は正圓の器なるも、磨すること久しければ偏滅して圓ならず、其の正度を失ふ、故に錯誤の義と爲す 〔二三〕乞食の溝壑中に在りて羸瘠する者を謂ふ、以て智慮の淺きに喩ふ 〔二四〕坎井は壞井也、鼃は蛙に同じ

世俗之爲レ說者曰。堯舜擅讓。是不レ然。天子者。勢位至尊。無レ敵ニ於天下一。夫有誰與讓矣。道德純備。智慧甚明。南面而聽ニ天下一。生民之屬。莫レ不ニ振動從

世俗の說を爲す者曰く、堯舜は擅讓す〔一〕と。是れ然らず。天子は勢位至尊にして、天下に敵なし。〔二〕夫れ有誰と與に讓らん。道德純備し、智慧甚だ明に、南面して天下を聽き、生民の屬、振動從服して以て之に化順せざるはなし。天下隱士なく遺善なし、爲に同じき者は是なり、爲に異なる者は非なり。夫れ有惡〔三〕んぞ天下を擅らん。曰く、死して之を擅ると。是れ又然らず。聖王上に在れば、德を圖りて次を定め、能を量りて官を授け、皆民をして其の事を載うて各〻其の宜しきを得しめ、義を以て利を制すること能はず、僞〔四〕を以て性を飾ること能はざるは、

服。以化二順之一。天下無二隱士一。無二遺善一。同レ焉者是也。異レ焉者非也。夫有惡擅二天下一矣。曰。死而擅レ之。是又不レ然。聖王在レ上。圖レ德而定次。量レ能而授レ官。皆使下民載二其事一。而各得中其宜上。不レ能二以レ義制一レ利。不レ能二以レ僞飾一レ性。則兼以爲レ民。聖王已沒。天下無レ聖。則固莫レ足三以擅二天下一矣。天下

則ち兼ねて以て民と爲す。聖王已に沒し、天下聖なければ、則ち固より以て天下を擅るに足るものなし。(七)天下聖にして後に在る者あれば、則ち天下離れず、(八)朝位(九)を易へず、國制を更めず、天下厭然(一〇)として鄕と以て異なることなし。(一一)堯を以て堯に繼ぐ、夫れ又何の變ずることか之れあらん。(一二)聖後子に在らずして三公に在れば、則ち天下は歸るが如く(一三)、猶ほ復して(一四)之を振ふがごとし。天下厭然として鄕と以て異なることなし。堯を以て堯に易ふ、夫又何の變ずることか之れあらん。唯(一五)其れ朝を徙し制を改むるを難しと爲すのみ。故に天子生きては則ち天下隆(一六)を一にし、順を致して治め、徳を論じて次を定め、死すれば則ち能く(一七)天下に任へたる者必ず之を有す。夫れ禮義(一八)の分盡く、擅讓惡んぞ用ひんや。曰く、老衰して擅ると。是れ又然らず。血氣筋力は則ち衰ふることあり。若し夫れ智慮取舍は則ち衰ふることなし。曰く、老者は其の勞に堪へずして休するなりと。是れ又事を畏るゝ者の議なり。天子は勢至重にして形は至佚(二〇)なり、心は至愉にして志(二一)詘する所な

有二聖而在一レ後者一。則天下不レ離。朝不レ易レ位。國不レ更レ制。天下厭然與レ鄕無二以異一也。以レ堯繼レ堯。夫又何變之有矣。聖不レ在二後子一。而在三公一。則天下如レ歸。猶二復而振一レ之矣。天下厭然與レ鄕無二以異一也。以レ堯易レ堯。夫又何變之有矣。唯其徙レ朝改レ制爲レ難。故天子生。則天下一レ隆。致レ順

し。形勢するを爲さずして、尊きこと上なし。衣被(二二)は則ち五采を服して間色を雜へ、文繡を重ね、之を加飾するに珠玉を以てす。食飲(二三)は則ち大牢(二四)を重ねて珍怪を備へ、臭味(二五)を期め、曼(二六)して饋し、代睾(二七)して食ひ、雍(二八)して徹す。五祀(二九)に薦を執る者百人、西房(三〇)に侍す。居には則ち張容(三一)を設け、依(三二)を負うて坐し、諸侯堂下に趨走す。(三三)戸を出でて巫覡事あり、(三四)門を出でて宗祀事あり。(三五)大路に乘れば、(三六)越席以て安を養ひ、側に睪芷(三七)を載せて以て鼻を養ひ、前に錯衡(三八)ありて以て目を養ひ、和鸞(三九)の聲、歩すれば武象(四〇)に中り、騶れば韶護に中り、以て耳を養ひ、三公(四一)軛を奉じ納を持し、諸侯輪(四二)を持し、輿を挾んで先馬(四三)す。大侯(四四)後に編し、大夫之に次ぎ小侯(四五)元士之に次ぐ。庶士(四六)は介して道に坐し、庶人は隱竄して敢て望視することなし。居るときは大神の如く、動くときは天帝の如し。老を持し衰を養ふこと、猶ほ是より善き者あらんや。老者(四七)は休す。休すること猶ほ安樂恬愉是の如き者あらんや。故に曰く、諸侯には老あり、天子は老なし。國を擅ることあり、天下を

而治。論德而定次。死則能任天下者必有之矣。夫禮義之分盡矣。擅讓惡用矣哉。曰。老衰而擅。是又不然。血氣筋力則有衰。若夫智慮取舍則無衰。曰。老者不堪其勞而休也。是又畏事者之議也。天子者勢至重而形至佚。心至愉而志無所詘。形不爲勞。尊無上矣。

擅ることなし、古今一なり。夫の堯舜擅讓すと曰ふは、是れ虛言なり。是れ淺者の傳、陋者の說なり。逆順の理、（四八）小大至不至の變を知らざる者なり。未だ與に天下の大理に及ぶべからざる者なり。

（一）擅は禪と同じ　（二）讓るとは勢位敵する者の名なり、若し上下懸絶すれば與に讓ることなし　（三）隱藏不用の士なし　（四）僞は其の本性を矯むるを謂ふ、荀子は性惡といふ、故に本性を矯むるは即ち善なり　（五）兪く以て民と爲す也　（六）固より禪讓の事あるなし　（七）若し嗣子の聖にして其の後を繼ぐ者あれば天下の上に服すること前日と異なることなし　（八）天下離叛せず　（九）朝廷の百官其の位を易へず　（一〇）厭然は順從の貌鄉は往日也　（一一）位を繼ぎて相承くるも一堯と異なることなし、禪讓改變して他人に與へたりと爲すべからず　（一二）若し位を繼ぐべき聖人、嗣子に在らずして宰相に在るときは、天下又之に安んずること前日と異なることなし　（一三）歸るが如しとは家に歸るが如く之に安んずるをいふ　（一四）天下一旦去りて寢息せるを來復して振起せしむるが如し　（一五）舜禹相繼ぐこと父子と異なることなし、難んじて忍びざる所の者は朝を從し制を改むるに在るのみ。朝を從し制を改むるは徽號を殊にし制度を異にするを謂ふ　（一六）天下隆を一にするは天下に二尊なきを謂ふ　（一七）天下に任ふるは天下を治むるに任ふる也　（一八）天下に任へたる者を求めて之に傳ふるは禮義の分を盡す也　（一九）或る人勞苦を畏憚し、聖王も然りと思惟する也　（二〇）佚は逸に同じ、安樂也　（二一）詘は屈に同じ　（二二）被は寢衣をいふ　（二三）五色を備へ、又間色をも用ふるをいふ。禮記に衣は正色裳は間色とある是れなり　（二四）大牢は牛羊豕也　（二五）臭味は香味也　（二六）曼は當に萬に作るべし、萬舞を列して食を進むる也　（二七）睪は未詳、蓋し香草ならん、代は香

衣被則服五采。雜間色。重文繡。加飾之以珠玉。食飲則重大牢。而備珍怪。期臭味。曼而饋。代睪而食。雍而徹。五祀執薦者百人。侍西房。居則設張容。負依而坐。諸侯趨走乎堂下。出戶而巫覡有事。出門而宗祀有事。乘大路。越席以養安。側載睪芷以養鼻。前有錯衡以養目。和鸞之聲。步中武象。騶中韶護。以養耳。三公奉軛持納。諸侯持輪挾輿先馬。大侯編後。大夫次之。小侯元士次之。庶士介而坐道。庶人隱竄。莫敢望視。居如大神。動如天帝。持老養衰。猶有善於是者與。(不)老者休也。休猶有安樂恬愉如是者乎。故曰。諸侯有老。天子無老。有擅國。無擅天下。古今一也。夫曰堯舜擅讓。是虛言也。是淺者之傳。陋者之說也。不知逆順之理。小大至不至之變者也。未可與及天下之大理者也。

を焚き氣盡くれば代ふるに新を以てするをいふにや (二八) 雍は樂章の名、雍を奏して饌を撤する也 (二九) 五祀は四時に五行の氣を四郊に迎へて五德の帝を祭るをいふ、薦は供物也 (三〇) 西房は內廂也 (三一) 張は帳と通ず、容は屛風の類 (三二) 依は扆と同じ、戶牖の間をいふ (三三) 戶を出づるは內門を出づるをいふ、女を巫といひ、男を覡といふ、事あるは不祥を祓除する也 (三四) 門を出づるは車駕國門を出づるをいふ。宗は大宗伯にて祭祀の禮を掌る、祀は當に祝に作るべし、大祝也、福祥を祈るを掌る (三五) 大路は天を祭る時の車也 (三六) 越席は蒲を編んで席と爲せるをいふ (三七) 睪芷は香草 (三八) 錯衡は車の横木に文采ある者 (三九) 和鸞は車上の鈴也、鸞は衡に在り和は軾に在り (四〇) 武象、韶護は皆樂の名 (四一) 軛は轅前也、納は軜と同じ、驂馬の內轡軾の前に繫ぐ者をいふ (四二) 王の車に乘る時車輪を持する也 (四三) 先馬は導馬也 (四四) 大侯は大諸侯也 (四五) 小侯は僻遠の小國及附庸の國をいふ、元士は天子の上士也 (四六) 庶士は軍士也介して道に坐するは甲を被りて道側に坐し非常を禦ぐ也 (四七) 原文不の字は衍 (四八) 小は小國大は天下を謂ふ、至不至は當不當と言ふが如し

世俗之爲レ說者曰。堯舜不レ能二敎化一。是何也。曰。朱象不レ化。是不レ然也。堯舜至天下之善敎化者也。南面而聽二天下一。生民之屬。莫レ不三振動從服。以化二順之一。然而朱象獨不レ化。是非二堯舜之過一。朱象之罪也。堯舜者。天下之英也。朱象者。天下之嵬。一時之瑣也。今世俗之爲レ說

世俗の說を爲す者曰く、堯舜敎化を能くせずと。是れ何ぞや。曰く、朱象(一)化せずと。是れ然らざるなり。堯舜は至つて天下の善く敎化する者なり。南面して天下を聽き、生民の屬、振動從服して以て之に化順せざるはなし。然り而して朱象獨り化せず。是れ堯舜の過に非ずして、朱象の罪なり。堯舜は天下の英な(二)り。朱象は天下の嵬(三)、一時の瑣なり。今世俗の說を爲す者、朱象を怪まずして堯舜を非る。豈過の甚しきならずや。夫れ是を之れ嵬說(四)と謂ふ。羿(五)、蠭門は天下の善く射る者なれども、(六)撥弓曲矢を以て中つること能はず。(七)王梁、造父は天下の善く馭する者なれども、(八)辟馬毀輿を以て遠きを致すこと能はず。堯舜は天下の善く敎化する者なれども、嵬瑣をして化せしむること能はず。何の世にか嵬なからん。何の時にか瑣なからん。(九)太皞燧人より有らざるなきなり。故に(一〇)作す者は不祥、學ぶ者は其の殃を受く、(一一)非なる者は慶あり。(一二)詩に曰く、下民の孽、天より降るに匪ず。(一三)噂沓して背けば憎む。職として競ふは人に由る、と。此の謂

者。不ㇾ怪二朱象一。而非二堯舜一。豈不二過甚一矣哉。夫是之謂二嵬說一。羿蠭門者。天下之善射者也。不ㇾ能下以二撥弓曲矢一中上。王梁造父者。天下之善馭者也。不ㇾ能下以二辟馬毀輿一致上ㇾ遠。堯舜者。天下之善教化者也。不ㇾ能ㇾ使二嵬瑣化一。何世而無ㇾ嵬。何時而無ㇾ瑣。自二太皥燧人一莫ㇾ不ㇾ有也。故作者不祥。學者受二其殃一。非者有ㇾ慶。詩曰。下民之孽。匪ㇾ降ㇾ自ㇾ天。噂沓背憎。職競由ㇾ人。此之謂也。

なり。

(一) 堯の子丹朱、舜の子象、堯舜の教化に從はずと (二) 英は俊選の尤なる者をいふ (三) 嵬瑣の解は非十二子の篇に在り。嵬瑣の人は堯舜の治と雖も化すること能はざる也 (四) 嵬說は狂妄の說也 (五) 羿逢蒙は古の射を善くせし者門は蒙と通ず (六) 撥弓は反弓也 (七) 王梁造父は古の御を善くせし者 (八) 辟は躄と通ず (九) 太皥は伏羲氏燧人は太皥以前の帝王 (一〇) 作すは嵬瑣を作す也 (一一) 非なる者は嵬說に非ざる者也 (一二) 小雅十月之交の篇 (一三) 噂噂沓沓として相對して談語し、背けば則ち相憎む也。噂噂沓沓は多言の貌

世俗之爲ㇾ說者曰。大古薄葬。棺厚三寸。衣衾三領。葬田不ㇾ妨ㇾ田。故不ㇾ掘也。亂今

世俗の說を爲す者曰く、大古は薄葬す。棺の厚さ三寸、衣衾(一)三領。葬(二)、田を妨げず、故に掘(三)らざるなり。亂今は厚葬して棺を飾る、故に掘るなりと。是れ治道を知るに及ばずして、(四)抇不抇を察せざる者の言ふ所なり。凡そ人の盜むは必ず以て爲にすることあり。以て不足に備ふるに不ざれば、(五)則ち以て有餘を重ぬるなり。

厚葬飾レ棺。故掘也。是不レ及レ知二治道一。而不レ察二於抇不抇一者之所レ言也。凡人之盜也。必以有レ爲。不レ以備二不足一。(足)則以重二有餘一也。而聖王之生レ民也。皆使下當厚優猶知レ足。而不上レ得レ以二有餘一過レ度。故盜不レ竊。賊不レ刺。狗豕吐二菽粟一。而農賈皆能以二貨財一讓。風俗之美。男女自不レ取二於

而して聖王の民を生ずるや、皆當厚優猶足ることを知りて、有餘を以て度に過ぐることを得ざらしむ。故に盜竊(六)まず、賊刺さず、狗豕(七)菽粟を吐き、農賈皆能く貨財を以て讓り、風俗の美、男女自ら塗に取らずして、百姓遺(八)を拾ふことを羞づ。故に孔子曰く、天下道あれば、盜其れ先づ變ぜんかと。珠玉體に滿ち、文繡棺に充ち、黃金椁を充ち、之に加ふるに丹矸(九)を以てし、之に重ぬるに曾靑(一〇)を以てし、犀象以て樹(一一)と爲し、琅玕(一二)龍茲華覲以て實と爲すと雖も、人猶ほ且つ之を抇ることなきなり。是れ何ぞや。則ち利を求むるの詭緩(一三)にして、分を犯すの羞大なればなり。夫れ亂今而後は是に反す。上無法を以て使ひ、上無度を以て行ひ、知者も慮ることを得ず、能者も治むることを得ず、賢者も使ふ(一四)ことを得ず。是の若くなれば則ち上天性を失ひ、下地利を失ひ、中人和を失ふ。故に百事廢し、財物屈して、禍亂起る。王公は則ち不足を上に病へ、庶人は則ち下に凍餒羸瘠(一六)す(一五)是に於て桀紂(一七)羣居して、盜賊擊奪し、以て上を危くす。禽獸(一八)の行、虎狼の貪な

塗。而百姓羞レ拾レ遺。故孔子曰。天下有レ道。盜其先變乎。雖下珠玉滿レ體。文繡充レ棺。黃金充レ椁。加レ之以二丹矸一。重レ之以二曾青一。犀象以爲レ樹。琅玕龍玆華覲以爲上レ實。人猶且莫二之抇一也。是何也。則求レ利之詭緩。而犯レ分之羞大也。夫亂今而後反レ是。上以二無法一使。下以二無度一行。知者不レ

り、故に巨人(一九)を脯にして嬰兒を炙(二〇)にす。是の若くなれば、則ち有何ぞ人の墓を抇り、(二一)人の口を抉りて利を求むることを尤めんや。此倮にして之を埋むと雖も、猶ほ且つ必ず抇らん。安んぞ葬埋することを得んや。彼乃ち將に其の肉を食ひて其の骨を齕まんとす。夫の太古は薄葬す故に抇らず、亂今は厚葬す故に抇ると曰ふは、是れ特に姦人の亂說に誤られて以て愚者を欺き、之を潮陷(二二)して以て利(二三)を偸取するなり。夫れ是を之れ大姦と謂ふ。傳に曰く、人を危うして自ら安んじ、人を害して自ら利すと、此の謂なり。

(一)三領は三枚也　(二)原文葬田の田は衍也。田を妨げずとは耕作を妨げざる也　(三)抇は冢を發くをいふ　(四)抇は掘と通ず　(五)原文則の字の上に更に足の字あり、衍文也　(六)當は中を得るを謂ふ、當厚は相當に富む也。優猶は寛泰也　(七)狗豕も食を讓る也　(八)道に落ちたる物を拾ふことを恥づる也　(九)丹は丹砂也　(一〇)曾青は銅の精、形珠の如きもの　(一一)之を棺中に樹つる也　(一二)琅玕は玉の種類、龍玆は未詳、華覲の覲は當に瑾に作るべし、華は光華あるを謂ふ也、實は棺に實つる也　(一三)詭は詐、緩なるは急ならざるをいふ　(一四)位に在りて人を使ふことを得ざる也　(一五)財用不足する也　(一六)餧は餒に通ず、飢うる也　(一七)上位に在る者盡く桀紂の如くなるをいふ　(一八)原文禽獸の上に安の字あり、衍文たらん　(一九)巨人は大人也、脯は乾肉也　(二〇)炙は燔

得レ慮。能者不レ得レ治。賢者不レ得レ使。若レ是則上失二天性一。下失二地利一。中失二人和一。故百事廢。財物屈。而禍亂起。王公則病二不足於上一。庶人則凍二餒羸瘠於下一。於レ是桀紂羣居。而盜賊擊奪。以危レ上矣。（安、禽獸行。虎狼貪。故脯二巨人一。而炙二嬰兒一矣。若レ是。則有何尤下扣二人之墓一。抉二人之口一。而求レ利矣哉。雖二此倮而埋一レ之。猶且必扣也。安得二葬埋一哉。彼乃將下食二其肉一。而齕中其骨上也。夫曰二太古薄葬一。故不レ扣也。亂今厚葬。故扣也。是特姦人之誤二於亂說一。以欺二愚者一。而溺二陷之一以偸取レ利焉。夫是之謂二大姦一。傳曰。危レ人而自安。害レ人而自利。此之謂也。

肉也（一）死者の口中の珠を取る也（二）溺は淖の誤、泥中に陷る如く不仁不義に陷らしむる也（三）死者に背棄して苟も其の利を生者に取る也

子宋子曰。明二見レ侮之不一レ辱。使二人不一レ鬭。人皆以レ見レ侮爲レ辱。故鬭也。知三見レ侮之爲二不辱一。則不レ鬭矣。應レ之曰。然則亦以二人之情一爲レ不レ惡レ侮乎。

子宋子曰く、侮らるゝの辱たらざるを明にすれば、人をして鬭はざらしむ。人皆侮らるゝを以て辱と爲す、故に鬭ふなり。侮らるゝの不辱たるを知れば則ち鬭はずと。之に應へて曰く、然らば則ち亦人の情を以て侮を惡まずと爲すか。曰く、惡めども辱とせざるなり。曰く、是の若くなれば必ず求むる（一）所を得ざらん。凡そ人の鬭ふや、必ず其の之を惡むを以て說と爲す。其の之を辱とするを以て故と爲すに非ざるなり。今（二）俳優侏儒狎徒、詈侮せられて鬭はざる者、是豈

曰。惡而不レ辱也。曰。若レ是。則必不レ得レ所レ求焉。凡人之鬭也。必以二其惡一レ之爲レ說。非下以二其辱レ之爲上故也。今俳優侏儒狎徒。詈侮而不レ鬭者。是豈鉅知三見レ侮之爲二不辱一哉。然而不レ鬭者。不レ惡故也。今人或入二其央瀆一。竊二其猪彘一。則援二劍戟一而逐レ之。不レ避二死傷一。是豈以レ喪レ猪爲レ辱也哉。

鉅侮らるゝの不辱たるを知らんや。然り而して鬭はざる者は惡まざるが故なり。今人或は其の央瀆(三)に入りて、其の猪彘を竊まば、則ち劍戟を援いて之を逐ひ、死傷を避けざらん。是れ豈猪を喪ふを以て辱と爲さんや。然り而して鬭ふことを憚らざる者は、之を惡む故なり。侮らるゝを以て辱と爲すと雖も、惡まざれば則ち鬭はず。侮らるゝの不辱たるを知ると雖も、之を惡めば則ち必ず鬭ふ。然らば則ち鬭ふと鬭はざるとは、辱と不辱とに亡くして、乃ち惡むと惡まざるとに在るなり。夫れ今子宋子、人の侮を惡むことを解する能はずして、務めて人に說くに辱とすること勿れといふを以てす、豈過の甚しきならずや。金舌(四)蔽口すとも、猶ほ將に益なからんとす。其の益なきを知らざるは則ち不知なり。其の益なきを知りて、直に以て人を欺くは則ち不仁なり。不仁不知は、辱焉より大なるはなし。將以て人に益ありと爲さんか。則ち與(五)て人に益なきなり。則ち大辱を得て退かんのみ。說是より病ましきはなし。子宋子曰く、侮られて辱とせ

然而不レ憚レ鬭者。惡レ之故也。雖三以レ見レ侮爲二辱也一不レ惡則不レ鬭。雖レ知三見レ侮爲二不辱一惡レ之則必鬭。然則鬭與二不鬭一邪。亡三於辱之與二不辱一也。乃在三於惡之與二不惡一也。夫今子宋子。不レ能レ解二人之惡レ侮。而務説レ人以レ勿レ辱也。豈不二過甚一矣哉。金舌敝口猶將レ無レ益也。不レ知二其無レ益則不

ずと。之に應へて曰く、凡そ議必ず將に隆正(六)を立てて然る後に可ならんとす。隆正なければ則ち是非分れずして、辨訟決せず。故に聞く所に曰く、天下の大隆(七)や、是非の封界(八)、分職名象(九)の起る所、王制(一〇)是なり。故に凡そ言議期命是非は、聖王(一一)を以て師と爲す。而して聖王の分は榮辱是なり。是兩端あり。義榮なる者あり、勢榮なる者あり、義辱なる者あり。勢辱なるものあり。志意脩り、德行厚く、知慮明なる、是れ榮の中より出づる者なり。夫れ是を之れ義榮と謂ふ。爵列尊く、貢祿(一三)厚く、形勢勝り、上は天子諸侯たり、下は卿相士大夫たり。是れ榮の外より至る者なり。夫れ是を之れ勢榮と謂ふ。流淫(一四)汙漫、犯分亂理、驕暴貪利、是れ辱の中より出づる者なり。夫れ是を之れ義辱と謂ふ。詈侮捽搏(一五)、捶笞臏脚(一六)、斬斷枯磔(一七)、藉靡舌縪(一八)、是れ辱の外より至る者なり。夫れ是を之れ勢辱と謂ふ。是れ榮辱の兩端なり。故に君子は以て勢辱あるべくして、以て義辱あるべからず、小人は以て勢榮あるべくして、以て義榮あるべからず。勢榮ある

知。知ニ其無ヒ益也。直以欺レ人。則不仁。不仁不知。辱莫レ大レ焉。將以爲レ有レ益ニ於人一耶、則與レ無レ益ニ於人一也。則得ニ大辱一而退耳。說莫レ病レ是矣。子宋子曰、見レ侮不レ辱。應レ之曰、凡議必將レ立ニ隆正一然後可也。無ニ隆正一則是非不レ分。而辨訟不レ決。故所レ聞曰。天下之大隆也。是非之封界。分職

も堯たるに害なし、勢榮あるも桀たるに害なし、義榮勢榮は、唯君子にして後之を兼有す。義辱勢辱は、唯小人にして然る後之を兼有す。是れ榮辱の分なり。聖王(一九)以て法と爲し、士大夫以て道と爲し、官人以て守と爲し、百姓以て成俗と爲す。萬世易ふること能はざるなり。今子宋子は然らず、(二〇)獨り容を詘するを己と爲し、一朝にして之を改めんことを慮る。說必ず行れず。(二一)之を譬ふるに、是れ猶ほ摶塗(二二)を以て江海を塞ぎ、僬僥(二三)を以て太山を戴くがごとし。顚跌碎折(二四)頃を待たず。二三子の子宋子を善みする者、殆ど之を止むるに若かず。將に恐らくは其(二五)の體を傷つくるを得んとす。

(一) 闕はざらんことを求むるも得ざる也 (二) 俳優は戯を爲す者、侏儒は一寸法師、狎徒は人に狎昵する者 (三) 瀆は竇に通ず、決瀆はくゞり穴也 (四) 敝は當に弊に作るべし、金舌は弊れ難し、金舌の弊るゝ程に言辭を費すとも闕はざらしむるに益なき也 (五) 與と以と古通用す (六) 隆正は卽ち下文の王制是なり、王制を立てゝ以て權衡と爲し、之に合ふ者を以て是と爲し、合はざる者を以て非と爲す也 (七) 大隆は卽ち隆正也 (八) 封界は疆界也 (九) 身分と職掌と名と形と也 (一〇) 王制は王者の舊制をいふ (一一) 期は物の會する所なり命は名物なり、皆聖王を以

名象之所起。王制是也。故凡言議期命是非。以聖王爲師。而聖王之分。榮辱是也。是有兩端矣。有義榮者。有勢榮者。有義辱者。有勢辱者。志意脩。德行厚。知慮明。是榮之由中出者也。夫是之謂義榮。爵列尊。貢祿厚。形勢勝。上爲天子諸侯。下爲卿相士大夫。是榮之從外至者也。夫是之謂勢榮。流淫汙漫。犯分亂理。驕暴貪利。是辱之由中出者也。夫是之謂義辱。詈侮捽搏。捶笞臏脚。斬斷枯磔。藉靡舌縪。是辱之由外至者也。夫是之謂勢辱。是榮辱之兩端也。故君子可以有勢辱。而不可以有義辱。小人可以有勢榮。而不可以有義榮。有勢辱無害爲堯。有勢榮無害爲桀。義榮勢榮。唯君子而後兼有之。義辱勢辱。唯小人然後兼有之。是榮辱之分也。聖王以爲法。士大夫以爲道。官人以爲守。百姓以爲成俗。萬世不能易也。今子宋子案不然。獨詘容爲己。慮一朝而改之。說必不行矣。譬之是猶以塼塗而塞江海也。以僬僥而戴太山也。蹎跌碎折不待頃矣。二三子之善於子宋子者。殆不若止之。將恐得傷其體也。

て法と爲す 〔一二〕 聖王は榮辱を以て人の大分と爲す也 〔一三〕 貢は受くる所の貢賦をいふ、天子諸侯を謂ふ也、祿は君に受くるの祿を謂ふ、卿相士大夫也、形勢は勢位を謂ふ也 〔一四〕 流淫は放蕩也。漫は僈に作るべし 〔一五〕 捽は頭を持する也、搏は手擊つ也 〔一六〕 臏脚は其の膝骨を削るをいふ 〔一七〕 枯は棄市屍を暴す也、磔は車裂也 〔一八〕 藉靡は胥靡を謂ふ、刑徒の人鐵鎖を以て相連繫するを謂ふ。舌縪は未詳 〔一九〕 上下皆榮辱を以て治を爲すを言ふ也、士大夫は敎化を主る者官人は職事を守るの官 〔二〇〕 原文案の字あり、案は語助也 〔二一〕 容を屈し辱を受くるを亡の道と爲し、一朝にして聖王の法を改めんことを慮る 〔二二〕 塼は摶に通ず、摶塗は土を丸める也 〔二三〕 僬僥は短人、長三尺なる者 〔二四〕 長は顚と同じ、躓也、頃は少頃也 〔二五〕 大辱を受くるを謂ふ也

子宋子曰。人之情欲寡。而皆以己之情欲爲多。是過也。故率其羣徒。辨其談說。明其譬稱。將使人知情欲之寡也。應之曰。然則亦以人之情。爲目不欲綦色。耳不欲綦聲。口不欲綦味。鼻不欲綦臭。形不欲綦佚。此五綦者。亦以人之情。爲不欲乎。曰。人之情欲是已。曰。

子宋子曰く、人の情欲寡し。而るに皆己の情欲を以て多しと爲すは、是れ過なり。故に其の羣徒を率ゐ、其の談說を辨じ、其の譬稱を明にし、將に人をして情欲の寡きを知らしめんとするなり。之に應へて曰く、然らば則ち亦人の情を以て、目は色を綦むることを欲せず、耳は聲を綦むることを欲せず、口は味を綦むることを欲せず、鼻は臭を綦むることを欲せず、形は佚を綦むることを欲せずと爲すなり。此の五綦は、亦人の情を以て欲せずと爲すか。曰く、人の情是を欲するのみ。曰く、是の若くんば則ち說必ず行はれず。人の情を以て此の五綦者を欲して多きを欲せずと爲すは、之を譬ふるに、是れ猶ほ人の情を以て、富貴を欲して貨を欲せず、美を好んで西施を惡むと爲すがごとし。古の人之を爲すは然らず。人の情を以て多きを欲して寡きを欲せずと爲す。故に賞するに富厚を以てして、罰するに殺損を以てするなり。是れ百王の同じき所なり。故に上賢は天下を祿し、次賢は一國を祿し、下賢は田邑を祿し、愿愨の民は衣食を完う

若レ是。則說必不レ行矣。以二人之情一。爲下欲二此五綦一者而不上レ欲レ多。譬レ之。是猶丁以二人之情一。爲丙欲二富貴一而不レ欲レ貨也。好レ美而惡乙西施甲也。古之人爲レ之不レ然。以二人之情一。爲二欲レ多而不一レ欲レ寡。故賞以二富厚一。而罰以二殺損一也。是百王之所レ同也。故上賢祿二天下一。次賢祿二一國一。下賢祿二田邑一。愨愿之民完二衣食一。今子宋子以二是之情一。爲二欲レ寡而不一レ欲レ多。然則先王以二人之所レ不レ欲者一賞。而以二人之所レ欲者一罰耶。亂莫レ大レ焉。今子宋子嚴然而好レ說。聚二人徒一。立二師學一。成二文曲一。然而說不レ免下於以二至治一爲中至亂上矣。豈不二過甚一矣哉。

す。今子宋子是の情を以て、寡きを欲して多きを欲せずと爲す。然らば則ち先王人の欲せざる所の者を以て賞し、而して人の欲する所の者を以て罰するか。(四)亂焉より大なるはなし。今子宋子、(五)嚴然として說を好み、人徒を聚め、師學を立て、(六)文曲を成す。然り而して說至治を以て至亂と爲すを免れず。豈過の甚しきならずや。

(一)綦は極也　(二)殺は減也　(三)正直の民也　(四)宋子の說の如くなれば大亂の道なり　(五)嚴は讀んで儼と爲す、說を好むは自ら其の說を喜ぶ也　(六)文曲は文章也

禮起於何也。曰。人生而有欲。欲而不得。則不能無求。求而無度量分界。則不能不爭。爭則亂。亂則窮。先王惡其亂也。故制禮義以分之。以養人之欲。給人之求。使欲必不窮乎物。物必不屈於欲。兩者

卷第十三

禮論篇第十九

禮は何に起るや、曰く、人生れて欲あり、欲して得ざれば、則ち求むるなきこと能はず。求めて度量分界なければ、則ち爭はざること能はず。爭へば則ち亂れ、亂るれば則ち窮す。(一)先王其の亂を惡む、故に禮義を制して以て之を分ち、以て人の欲を養ひ、人の求を給し、(二)欲をして必ず物を窮めず、物をして必ず欲に屈せず、兩者相持して長からしむ。是れ禮の起る所なり。故に禮は養なり。芻豢稻粱五味調香は、口を養ふ所以なり。椒蘭芬苾は、鼻を養ふ所以なり。彫琢刻鏤(四)黼黻文章は、目を養ふ所以なり。鐘鼓管磬琴瑟竽笙は、耳を養ふ所以なり。疏(五)房檖貌越席牀笫几筵は、體を養ふ所以なり。故に禮は養なり。君子既に其の養を得、又其の別を好む。曷をか別と謂ふ。曰く、貴賤等あり、長幼差あ

相持而長。是禮之所起也。故禮者養也。芻豢稻粱五味調香。所以養口也。椒蘭芬苾。所以養鼻也。彫琢刻鏤黼黻文章。所以養目也。鐘鼓管磬琴瑟竽笙。所以養耳也。疏房檖貌越席牀笫几筵。所以養體也。故禮者養也。君子既得其養。又好其別。曷謂別。曰。貴賤有

り、貧富輕重皆稱(六)ある者なり。故に天子は大路越席、體を養ふ所以なり。側に睪芷(七)を載するは、鼻を養ふ所以なり。前に錯衡(八)あるは、目を養ふ所以なり。和(九)鸞の聲、歩するときは武象に中り、趨るとき韶護に中るは、耳を養ふ所以なり。龍(一〇)旗九斿は、信(一一)を養ふ所以なり。(一二)寢兕持虎蛟韅絲末彌龍は、威を養ふ所以なり。故に大路の馬は、必ず倍至(一三)り教順うて、然る後之に乘る。安を養ふ所以なり。夫の出(一四)死要節の生を養ふ所以なるを熟知し、夫の費用(一五)を出すの財を養ふ所以なるを熟知し、夫の恭敬(一六)辭讓の安を養ふ所以なるを熟知し、夫の禮義文理の情を養ふ所以なるを熟知す。故に人(一七)苟も生くるを見ることを爲せば、若き者は、必ず死す。(一八)苟も利するを見ることを爲せば、若き者は、必ず害せらる。苟も怠(一九)惰偸儒を安と爲せば、若き者は必ず危し。(二〇)苟も情說を樂と爲せば、若き者は必ず滅ぶ。故に人(二一)禮義に一なれば、則ち之を兩得す。情性(二二)に一なれば、則ち之を兩喪す。故に儒者は將に人をして之を兩得せしめんとする者なり。墨者(二三)は

等。長幼有ㇾ差。貧富輕重。皆有ㇾ稱者也。故天子大路越席。所ニ以養ㇾ體也。側載ニ睪芷一。所ニ以養ㇾ鼻也。前有ニ錯衡。所ニ以養ㇾ目也。和鸞之聲。步中ニ武象一。趨中ニ韶護一。所ニ以養ㇾ耳也。龍旗九斿。所ニ以養ㇾ信也。寢兕持虎蛟韅絲末彌龍。所ニ以養ㇾ威也。故大路之馬。必倍至敎順。然後乘ㇾ之。所ニ以養ㇾ安也。孰ニ知夫出死要節之所ニ以養ㇾ生也。孰ト知夫出ニ費用一之所中以養ㇾ財也。孰ニ知夫恭敬辭讓之所ニ以養ㇾ安也。孰ニ知夫禮義文理之所ニ以養ㇾ情也。故人苟生之爲ㇾ見。若者必死。苟利之爲ㇾ見。若者必害。苟怠惰偸懦之爲ㇾ安。若者必危。

將に人をして之を兩喪(りやうさう)せしめんとする者なり。是れ儒墨(じゆぼく)の分(ぶん)なり。

(一) 窮すとは計出づる所なきを謂ふ也 (二) 先王之が爲に中道を立て、欲物を兼さず物欲に竭きず、欲と物と相扶持して能く長久ならしむ (三) 芻豢は肉類也 (四) 解は富國篇に在り (五) 疏は通也疏房は通明の房をいふ、其下は未詳、第は牀棧也、越席は蒯蒲席也 (六) 稱あるは各其の宜しきに當るをいふ (七) 睪芷は香草也 (八) 錯衡は前篇に出づ (九) 和鸞武象韶護は皆前篇に出づ (一〇) 龍旗は龍を旗に畫く也、旗正幅を縿と爲す、斿は之を屬する所以の者なり (一一) 信は萬人をして見て之を信じ至尊たるを知らしむる也 (一二) 持は當に特に作るべし、寢兕特虎は輪に畫いて飾と爲す者なり、韅は馬腋の革、蛟韅は鮫魚皮を以て之を作る也、末は幦と同じ幦は車中の簟、絲末は絲を以て之を織る也 (一三) 倍は當に信に作るべし、馬をして車を熟識せしむるをいふ (一四) 出死は軍を出して寇難に死する也、要節は節を立つるをいふ (一五) 財用を費して禮を成すは、其の財を奉養して相侵奪せざらしむる所以なり (一六) 恭敬辭讓なければ亂れて安からず (一七) 苟も唯生くることのみを所見と爲し、出死要節することと能はざる者は必ず死する也 (一八) 苟も唯利を以て所見と爲し、財を用ひて以て禮を成すこと能はざる者は必ず害に遇ふ也 (一九) 隋は惰、儒は懦也。怠惰を以て安居と爲し、恭敬辭讓すること能はざる者は必ず危き也 (二〇) 苟も唯情悅を以て樂と爲し、禮義文理を知らざる者は必ず滅亡する也 (二一) 禮義に專一なれば禮義情性兩つながら得る也 (二二) 情性に專一なれば禮義情性兩つながら失ふ也 (二三) 墨者は墨翟の學を爲す者

苟情說之爲レ樂。若者必滅。故人一二之於禮義一。則兩二得之一矣。一二之於情性一。則兩二喪之一矣。故儒者將レ使三人兩二得之一者也。墨者將レ使三人兩二喪之一者也。是儒墨之分也。

禮有二三本一。天地者生之本也。先祖者類之本也。君師者治之本也。無二天地一惡生。無二先祖一惡出。無二君師一惡治。三者偏亡焉。無二安人一。故禮。上事レ天。下事レ地。尊二先祖一。而隆二君師一。是禮之三本也。故王者天二太祖一。諸侯不二敢壞一。大夫士有二常

禮に三本あり。天地は生の本なり、先祖は類の本なり。君師は治の本なり。天地なければ惡んぞ生ぜん、先祖なければ惡んぞ出でん、君師なければ惡んぞ治らん。三者偏亡すれば安人なし。故に禮は、上天に事へ、下地に事へ、先祖を尊んで君師を隆にす。是れ禮の三本なり。故に王者は太祖を天とす。諸侯は敢て壞たず。大夫士は常宗あり、始を貴ぶを別つ所以なり。始を貴ぶは、得の本なり。郊は天子に止り、社は諸侯に至り、道じて士大夫に及ぶ。尊者尊に事へ、卑者卑に事へ、宜しく大なるべき者は巨に、宜しく小なるべき者は小なるを別つ所以なり。故に天下を有する者は十世に事ふ。一國を有する者は五世に事ふ。五乘の地を有する者は三世に事ふ。三乘の地を有する者は二世に事ふ。手を持して食する者は宗廟を立つることを得ず。積厚を表する所以なり。積厚き者は流澤廣く

宗。所以別貴始。貴始。得之本也。郊止乎天子。而社至諸侯。道及士大夫。所以別尊者事尊。卑者事卑。宜大者巨。宜小者小也。故有天下者事十世。有一國者事五世。有五乘之地者事三世。有三乘之地者事二世。持手而食者。不得立宗廟。所以別積厚。積厚者流

積薄き者は流澤狹し。(一三)大饗は玄尊を尙にし、生魚を俎にし大羹を先にするは、食餘の本を貴ぶなり。(一四)饗は玄尊を尙にして(一五)酒醴を用ひ、黍稷を先にして稻粱を飯にす。(一六)祭は大羹を齊して庶羞に飽く。本を貴んで用を親むなり。本を貴ぶ之を文と謂ひ、用を親む之を理と謂ふ、(一七)兩者合して文を成し、以て(一八)大一に歸す。夫れ是を之れ(一九)大隆と謂ふ。故に尊の玄酒を尙にするや、俎の生魚を尙にするや、豆の大羹を先にするや、(二〇)一なり。(二一)利爵の醮さざるや、(二二)成事の俎嘗めざるや、(二三)三臭の食せざるや、一なり。(二四)大昏の未だ齊を發せざるや、大廟の未だ尸を入れざるや始卒の未だ小斂せざるや、(二五)一なり。(二六)大路の素にして未だ集めざるや、郊の(二七)麻絻するや、(二八)喪服の散麻を先にするや、一なり。三年の喪、(二九)之を哭して文ならざるや、(三〇)清廟の歌、一倡して三歎するや、一鐘を縣け、(三一)拊膈を尙にし、(三二)朱絃にして通越するや、一なり。凡そ禮は(三三)梲に始り、文に成り、(三四)悅に終る。故に至備は情文倶に盡く。其の次は(三五)情文代ゝ勝つ。其の下は情に復して以て大一に歸す。(三六)天地以て合

澤廣。積薄者流澤狹也。大饗尙二玄尊一。俎二生魚一。先二大羹一。貴二食飮之本一也。饗尙二玄尊一、而用二酒醴一。先二黍稷一。而飯二稻粱一。祭齊二大羹一。而飽二庶羞一。貴レ本而親レ用也。貴レ本之謂レ文。親レ用之謂レ理。兩者合而成レ文。以歸二大一一。夫是之謂二大隆一。故尊之尙二玄酒一也。俎之尙二生魚一也。豆之先二大羹一也。

ひ、日月以て明に、四時以て序し、星辰以て行り、江河以て流れ、萬物以て昌え、好惡以て節し、喜怒以て當る。以て下となれば則ち順、以て上となれば則ち明、萬物變じて亂れず。之に貳へば則ち喪ぶ。禮豈至らずや。(三七)隆を立てて以て極と爲し、天下之を能く損益することなし。本末相順ひ、終始相應じ、(三八)至文にして以て別あり、至察(三九)にして以て說ぶあり。天下之に從ふ者は治り、從はざる者は亂れ、之に從ふ者は安く、從はざる者は危く、之に從ふ者は存し、從はざる者は亡ぶ。小人は測ること能はざるなり。(四〇)禮の理誠に深し。堅白同異の察入りて溺る。其の理誠に大なり。(四一)擅作典制辟陋の說入りて喪ぶ。其の理誠に高し。(四二)暴慢恣睢輕俗の屬入りて隊つ。故に(四三)繩墨誠に陳ぬれば、則ち欺くに曲直を以てすべからず(四四)衡誠に縣れば、則ち欺くに輕重を以てすべからず。(四五)規矩誠に施せば、則ち欺くに方圓を以てすべからず。君子禮を審にすれば、則ち欺くに詐僞を以てすべからず。故に繩は直の至、衡は平の至、規矩は方圓の至、禮は人道の極なり。然り而して禮に法らず、禮に足ら(四六)

一也。利爵之不醮也。成事之俎不嘗也。三臭之不食也。一也。大昏之未發齊也。大廟之未入尸也。始卒之未小斂也。一也。大路之素未集也。郊之麻絻也。喪服之先散麻也。一也。三年之喪。哭之不文也。淸廟之歌。一倡而三歎也。縣一鐘。尙拊(之)膈。朱絃而通越也。一

ざる、之を無方の民と謂ふ。禮に法り禮に足る、之を有方の士と謂ふ。禮の中にして能く思索(四七)す、之を能く慮ると謂ふ。禮の中にして能く易ることなき、之を能く固しと謂ふ。能く慮り能く固く、加ふるに好くする者は、斯に聖人なり。故に天は高の極なり、地は下の極なり、無窮は廣の極なり、聖人は道の極なり。故に學なる者は、固より聖人たることを學ぶなり。特に無方の民たることを學ぶに非ざるなり。

(一) 偏亡は一、闕くを謂ふ (二) 太祖を天に配するをいふ (三) 祖廟を壞たざる也 (四) 常宗は百世不遷の太宗也 (五) 得は當に德に作るべし (六) 郊祭は天子に止る、社祭は天子より諸侯に至り、通じて士大夫にも及ぶ、たゞ大夫以下は群を成して社を立つ、之を置社といふ也 (七) 道は通也 (八) 十世は當に七世に作るべし、天子は七廟を立つる也 (九) 古は十里を成と爲し、成ごとに革車一乘を出す。五乘の地は大夫采地ある者をいふ。三世に事ふるは三廟を立つることを得る也 (一〇) 適士は二廟を立つることを得る也 (一一) 農工力に食む者をいふ (一二) 積は錯と同じ、功業也 (一三) 大饗は先王を祫祭する也、尙は上也、玄尊は玄酒、水也、大羹は肉汁鹽梅の味なき者也 (一四) 饗は享と同じ、四時廟に享するをいふ (一五) 酒醴を用ふるは酌獻するに酒醴を以てする也 (一六) 祭は月祭也、齊は嚌也、齒に至るをいふ (一七) 兩者相合して然る後文理を備成す (一八) 大讀んで太と爲す、太一は太古の時を謂ふ也 (一九) 大隆は禮の盛なる也 (二〇) 一は古に一なるを謂ふ (二一) 利爵は佐食者獻ずる所の爵也、利爵

也。凡禮始ニ乎梲ー。成ニ乎文ー。終ニ乎悅ー。(校)故至備。情文俱盡。其次。情文代勝。其下。復レ情以歸ニ大一ー也。天地以合。日月以明。四時以序。星辰以行。江河以流。萬物以昌。好惡以節。喜怒以當。以爲レ下則順。以爲レ上則明。萬物變而不レ亂。貳レ之則喪也。禮豈不レ至矣哉。立レ隆以爲レ極。而天下莫ニ之能損益ー也。本末相順。終始相應。至文以有レ別。至察以有レ說。天下從レ之者治。不レ從者亂。從レ之者安。不レ從者危。從レ之者存。不レ從者亡。小人不レ能レ測也。

は飲み盡さゞるを醮とす 〔二二〕 成事の俎は、禮成り尸出でゝ後室中の西北隅に徹するの俎なり 〔二三〕 三臭は三侑に作るを可とす禮は祭る時は必ず侑を立てて以て尸に食を勸む、三飯に至りて止む、飯每に侑一人あり故に三侑といふ、既に尸に食を勸む故に自ら食はざる也 〔二四〕 婚禮に先づ對席對黍稷對醬合巹を設け、夫婦齊しく之を陳す之を未だ齊といふ、發は開始也、其の婿婦を迎へて入り對筵をして坐し字を共にして食ひ巹を合せて酳むに及んで、夫婦の親始めて成る之を發齊といふ 〔二五〕 此三者は皆禮の初にして、始質にして未だ備らず、故に一なりと謂ふ也 〔二六〕 大路は殷の天を祭る車、王者の乘る所なり、未だ集めざるは丹漆を集めざる也 〔二七〕 麻絻は麻を績して冕と爲す、袞龍の冠を用ひざる也 〔二八〕 士喪禮に始めて死すれば主人散帶垂る長さ三尺とある是なり 〔二九〕 禮記に斬衰の哭は、往いて反らざるが若しとある是なり 〔三〇〕 清廟の歌は、工樂を以て清廟の篇を歌ふを謂ふ、一人倡へ三人歎ずるは和する者寡きを言ふ也 〔三一〕 拊膈は懸鐘格を謂ふ也、其の鐘を擊たずして其の格を拊つは、其の聲を取らず質を示す也 〔三二〕 朱絃は練朱絃也、練れば則ち聲濁る、越は瑟底の孔、其の聲を發越する所以、之を疏通するは聲を遲からしむる也 〔三三〕 梲は讀んで脫と爲す脫は脫略也 〔三四〕 悅は人情を和悅する也、原文校の字は衍 〔三五〕 文飾なしと雖も情に復して以て其の素に歸す、是亦禮なり 〔三六〕 禮能く上天時を順へ下人情を節するを言ふ也 〔三七〕 隆盛の禮を立てゝ人て人情を極盡し、天下をして更に能く損益せざらしむる也 〔三八〕 禮は至文にして尊卑貴賤の別あり 〔三九〕 至察にして而も人心を悅ばすに足る也 〔四〇〕 惠施鄧析を指す 〔四一〕 慎到田駢を指す 〔四二〕 它囂魏牟を指す 〔四三〕 繩墨はすみなは也 〔四四〕 衡は權衡也 〔四五〕 規はぶんまはし矩は曲尺也 〔四六〕 足は闕失なきをいふ 〔四七〕 無方は無道といふが如し

禮之理誠深矣。堅白同異之察。入焉而溺。其理誠大矣。擅作典制辟陋之說。入焉而喪。其理誠高矣。暴慢恣睢輕俗之屬入焉而隊。故繩墨誠陳矣。則不可欺以曲直。衡誠縣矣。則不可欺以輕重。規矩誠施矣。則不可欺以方圓。君子審於禮。則不可欺以詐僞。故繩者直之至。衡者平之至。規矩者方圓之至。禮者人道之極也。然而不法禮。不足禮。謂之無方之民。法禮足禮。謂之有方之士。禮之中焉。能思索。謂之能慮。禮之中焉。能勿易。謂之能固。能慮能固。加好者焉。斯聖人矣。故天者高之極也。地者下之極也。無窮者廣之極也。聖人者道之極也。故學者。固學爲聖人也。非特學爲無方之民也。

禮者以財物爲用。以貴賤爲文。以多少爲異。以隆殺爲要。文理繁。情用省。是禮之隆也。文理省。情用繁。是禮之殺也。文理情用。相爲內外表裏。並行而雜。是禮

禮は財物(一)を以て用と爲し、貴賤(二)を以て文と爲し、(三)多少を以て異と爲し、隆殺(四)を以て要と爲す。(五)文理繁く、情用省くは、是れ禮の隆なり。(六)文理省き、情用繁きは、是れ禮の殺なり。文理情用、內外表裏を相爲し、並行して雜るは、是れ禮の中(七)流なり。故に君子は、(九)上其の隆を致し、下其の殺を盡して、中其の中に處る。步驟馳騁厲鶩(一〇)、(八)是に外ならず。是れ君子の壇宇宮庭なり。人是あるは士君子(一一)なり、是に外なるは民(一二)なり。是の其の中に於て方皇周挾(一三)し、其の次序(一四)を曲得するは、是れ聖人なり。故に厚き(一五)は禮の積むなり、大(一六)なるは禮の廣まるなり、高き(一七)は禮の

之中流也。故君子。上致二其隆一。下盡二其殺一。而中處二其中一。步驟馳騁厲鶩。不レ外レ是矣。是君子之壇宇宮庭也。人有レ是士君子也。外レ是民也。於二是其中一焉。方皇周挾。曲二得其次序一。是聖人也。故厚者禮之積也。大者禮之廣也。高者禮之隆也。明者禮之盡也。詩曰。禮儀卒度。笑語卒獲。此之謂也。

隆なるなり、明なるは禮の盡くるなり。（一八）詩に曰く、禮儀卒く度あり、笑語卒く獲と、此の謂なり。

(一) 貢獻問遺の類を以て禮を行ふの用と爲す也 (二) 車服旗章を以て貴賤の飾と爲す也 (三) 多少制を異にするを以て上下を別つ也 (四) 隆は豐厚、殺は減降也 (五) 文理は威儀をいふ、情用は忠誠をいふ (六) 情文に過ぐ、減殺すと雖も是亦禮なり (七) 禮の中流は禮の中道をいふ (八) 君子は禮を知る者を謂ふ (九) 大禮には其の隆殺を極め、小禮には其の隆殺を盡し、中用には其の中を得、皆禮を失はざる也 (一〇) 厲鶩は疾く鶩する也 (一一) 壇宇宮庭は已に前に解せり (一二) 民なりとは無知なるをいふ (一三) 方皇は彷徨なり、徘徊といふが如し、挾は讀んで浹と爲す匝也 (一四) 曲得は委曲に得るなり (一五) 聖人の能く厚重なる所以は禮を積むるに由る也 (一六) 能く弘大なる所以は禮を廣むるに由るなり (一七) 崇高なるは禮を隆にするに由るなり (一八) 明察なるは禮を盡すに由るなり

禮者謹二於治一生死一者也。生人之始也。死

禮は生死を治むるに謹む者なり。生は人の始なり、死は人の終なり。終始俱に善なれば、人道畢る。故に君子は始を敬して終を愼む。終始一の如し。是

人之終也。終始俱善。人道畢矣。故君子敬ㇾ始而愼ㇾ終。終始如ㇾ一。是君子之道。禮義之文也。夫厚二其生一而薄二其死一。是敬二其有ㇾ知。而慢二其無ㇾ知也。是姦人之道。而倍叛之心也。君子以二倍叛之心一。接二臧穀一。猶且羞ㇾ之。而況以事二其所ㇾ隆親一乎。故死之爲ㇾ道也。一而不ㇾ可ㇾ得二再復一

れ君子の道、禮義の文なり。夫れ其の生を厚くして、其の死を薄くするは、是れ其の知るあるを敬して、其の知るなきを慢するなり。是れ姦人の道にして、倍叛(一)の心なり。君子倍叛の心を以て臧穀(二)に接するも、猶ほ且つ之を羞づ。而るを況んや以て其の隆する所の親に事ふるをや。故に死の道たるや、一にして再復すること(三)を得べからざるなり。臣の重きを其の君に致す所以、子の重きを其の親に致す所以、是に於て盡く。故に生に事へて(四)忠厚ならず、敬文ならざる、之を野(五)と謂ふ。死を送りて忠厚ならず、敬文ならざる、之を瘠(六)と謂ふ。君子は野を賤んで瘠を羞とす。故に天子は棺椁十重、諸侯は五重、大夫は三重、士は再重し、然る後皆衣衾多少厚薄の數あり。皆翣蔞文章(七)の等あり。以て之を敬飾し、生死終始一の若くならしめ、以て人の願を爲すに足らしむ。是れ先王の道、忠臣孝子の極(八)なり。天子の喪は四海を動かし、(九)諸侯を屬す。諸侯の喪は通國(一〇)を動かし、大夫を屬す。大夫の喪は一國(一一)を動かし、(一二)脩士を屬す。脩士の喪は一鄕(一三)を動かし、朋友を屬

也。臣之所以致重其君。子之所以致重其親。於是盡矣。故事生不忠厚。不敬文。謂之野。送死不忠厚。不敬文。謂之瘠。君子賤野而羞瘠。故天子棺椁十重。諸侯五重。大夫三重。士再重。然後皆有衣衾多少厚薄之數。皆有翣菨文章之等。以敬飾之。使生死終始若一。足以爲人願。是先王之道。忠臣孝子之極也。天子之喪。動四海。屬諸侯。諸侯之喪。動通國。屬大夫。大夫之喪。動一國。屬脩士。脩士之喪。動一鄉。屬朋友。庶

す。庶人の喪は族黨を合し、州里(一四)を動かす。刑餘罪人の喪は、族黨を合することを得ず、獨り妻子を屬す。(一五)棺椁は三寸、衣衾は三領、棺を飾ることを得ず、晝行くことを得ず、昏を以て殣し(一六)、凡緣(一七)して往いて之を埋む。反りて哭泣の節なく、衰麻の服なく、(一八)親疏月數の等なく、各々其の平に反り、各々其の始に復る。已に葬埋して、喪なき者の若くにして止む。夫れ是を之れ至辱と謂ふ。

(一) 倍叛は背叛に同じ、上にそむく也 (二) 臧穀は臧獲也、賤役の人 (三) 人の死するは一次のみ、再びすることを得べからず、故に君子たる者極重の道に於て盡さゞるべからざる也 (四) 忠厚は忠心篤厚、敬文は恭敬にして文飾ある也 (五) 野は野人禮を知らざる者なり (六) 瘠は薄也 (七) 翣菨は當に翣蔞に作るべし、翣蔞は棺の牆飾也 文章は翣の模様をいふ (八) 忠孝の極此に在る也 (九) 諸侯來皆りて會葬する也 (一〇) 通國は通好の國をいふ (一一) 一國は同じく朝に在る人をいふ (一二) 脩士は君道篇に見ゆ (一三) 一鄉は一鄉内の姻族をいふ (一四) 族黨は宗族鄉黨をいふ (一四) 二十五家を里と爲し、二千五百家を州と爲す (一五) 刑餘罪人の葬禮也 (一六) 殣は埋むといふが如し (一七) 凡緣は未詳、或は云ふ、其の妻子常日の服にて之を埋むるなりと (一八) 親疏喪に服する月數の差等なき也

人之喪。合二族黨一。動二州里一。刑餘罪人之喪。不レ得レ合二族黨一。獨屬二妻子一。棺椁三寸。衣衾三領。不レ得レ飾レ棺。不レ得二晝行一。以レ昏殣。凡緣而往埋レ之。反無二哭泣之節一。無二衰麻之服一。無二親疏月數之等一。各反二其平一。各復二其始一。已葬埋。若二無レ喪者一而止。夫是之謂二至辱一。

禮者謹二於吉凶一。不二相厭一者也。紸纊聽息之時。則夫忠臣孝子。亦知二其閔一已。然而殯斂之具。未レ有レ求也。垂涕恐懼。然而幸生之心未レ已。持レ生之事未レ輟也。卒矣然後作二具之一。故雖二備家一。必踰レ日然後能殯。三日而成レ服。

禮は吉凶を謹み、(一)相厭はざる者なり。(二)紸纊聽息の時は、則ち夫の忠臣孝子も、亦其の閔を知るのみ。然り而して(四)殯斂の具未だ求むることあらざるなり。垂涕(三)恐懼す。然り而して(五)生を幸ふの心未だ已まず、生を持するの事未だ輟まざるなり。卒りて然る後之を作具す。故に(六)備家と雖も、必ず日を踰えて然る後に能く殯し、三日にして服を成し、然る後遠きに告ぐる者出で、物を備ふる者作る。故に殯は久うして七十日を過ぎず、速にして五十日を(七)損せず。是れ何ぞや。曰く、遠き者以て至るべく、百求以て得べく、百事以て成るべし。其の(八)忠至れり、其の(九)節大なり、其の(一〇)文備れり。然る後(一一)月朝日を卜し、(一二)月夕宅を卜して、然る後葬るなり。是の時に當りてや、其の義止る、誰か之を行ふことを得ん。(一三)其の義行は

然後告レ遠者出矣。備レ物者作矣。故殯久不レ過二七十日一。速不レ損二五十日一。是何也。曰。遠者可二以至一矣、百求可二以得一矣。百事可二以成一矣。其忠至矣。其節大矣。其文備矣。然後月朝卜レ日。月夕卜レ宅。然後葬也。當二是時一也。其義止。誰得レ行レ之。其義行。誰得レ止レ之。故三月之葬。其貌以二生設一飾二死者一也。殆非下直留二死者一以安上レ生也。是致隆思慕之義也。

る、誰か之を止むることを得ん。故に三月の葬(一四)は、其の貌生設を以て死者を飾るなり。殆ど直に死者を留めて以て生を安んずる(一五)に非ざるなり。是れ隆を思慕するに致すの義なり。

(一) 相侵掩せざる也　(二) 紸纊は即ち屬纊也、死時に臨み新綿を鼻下に置き其の動靜を以て息の絕ふるや否やを調ぶる也　(三) 其の必ず憂慨に至るべきを知る也　(四) 殯はかりもがり、斂は斂棺也　(五) 生命を支持せんとの心未だ止まず　(六) 備家は不足なき家也　(七) 損は減也　(八) 忠は誠也　(九) 節は體節也　(一〇) 文は文章也　(一一) 月朝は月朔也、月夕は其の夕也　(一二) 宅は葬地也　(一三) 聖人禮を以て之を節制す、賢者も之に過ぐることを得ず、不肖者も及ばざることを得ざるなり　(一四) 貌は象也、其の象は生前に設けし所の器用を以て死者を飾る、三月にして乃ち能く之を備ふる也　(一五) 生を安んずるは生者の心を安んずる也

喪禮之凡、變而飾。動而遠。久而平。故死之爲レ道也。不レ飾則惡。惡則

喪禮の凡(一)は、變(二)じて飾り、動(三)いて遠くし、久しうして平なり。故に死の道たるや飾(五)らざれば則ち惡み、惡めば則ち哀まず。尒(六)けば則ち翫れ、翫るれば則ち厭ひ(七)、厭へば則ち忘り(八)、忘れば則ち敬せず。一朝にして其の嚴親を喪して、之を送葬

不レ哀。尒則翫。翫則厭。厭則忘。忘則不レ敬。一朝而喪二其嚴親一。而所三以送二葬之一者。不レ哀不レ敬。則嫌二於禽獸一矣。君子恥レ之。故變而飾、所二以滅一レ惡也。動而遠。所二以遂一レ敬也。久而平。所二以優一レ生也。禮者斷レ長續レ短。損二有餘一益二不足一。達二哀敬之文一。而滋二成行義之美一者也。故文飾麤惡聲

する所以の者、哀まず敬せずんば、則ち禽獸に嫌し。君子之を恥づ。故に變じて飾るは、惡を滅する所以なり。動いて遠くするは、敬を遂す所以なり。久しうして平なるは、生(九)を優する所以なり。(一〇)禮は長を斷ち短を續ぎ、有餘を損して不足を益し、哀敬の文を達して、行義の美を滋成する者なり。故に文飾と麤惡、聲樂と哭泣、恬愉(一一)と憂戚とは、是れ反なり。然り而して禮は兼ねて之を用ひ、時に擧げて代御ふ。故に文飾聲樂恬愉は、平(一二)を持し吉に奉ずる所以なり。麤衰哭泣憂戚は、險(一三)を持し凶に奉ずる所以なり。故に其の文飾を立つるや、窕冶(一四)に至らず、其の麤衰を立つるや、瘠弃(一五)に至らず。其の聲樂恬愉を立つるや、流淫惰慢に至らず。其の哭泣哀戚を立つるや、隘懾(一六)生を傷ふに至らず。是れ禮の中流(一七)なり。故に情貌の變、以て吉凶を別ち貴賤親疎の節を明にするに足れば、期(一八)に止む。是に外なるは姦なり。難しと雖も君子之を賤む。故に食(一九)を量りて之を食ひ、要を量りて之を帶し、相高(二〇)ぶるに毀瘠を以てするは、是れ姦人の道なり。禮義の文に非

樂哭泣。恬愉憂戚。是反也。然而禮兼而用之。時擧而代御。故文飾聲樂恬愉。所以持平奉吉也。麤衰哭泣憂戚。所以持險奉凶也。故其立文飾也。不至於窕冶。其立麤衰也。不至於瘠棄。其立聲樂恬愉也。不至於流淫惰慢。其立哭泣哀戚也。不至於隘懾傷生。是禮

ざるなり、孝子の情に非ざるなり。將に以て僞すことあらんとする者なり。故に說豫娩澤、憂戚萃惡は、是れ吉凶憂愉の情、顏色に發する者なり。歌謠謷笑、哭泣諦號は、是れ吉凶憂愉の情、聲音に發する者なり。芻豢稻粱、酒醴餰鬻、魚肉菽藿酒漿は、是れ吉凶憂愉の情、食飮に發する者なり。卑絻黼黻、文織資麤衰絰菲繐菅屨は、是れ吉凶憂愉の情、衣服に發する者なり。疏房檖䫉、越席牀第几筵、屬茨倚廬、席薪枕塊は、是れ吉凶憂愉の情、居處に發する者なり。兩情は人生固より端あり。若し夫れ之を斷ち之を繼ぎ、之を博くし之を淺くし、之を益し之を損し、之を類し之を盡し、之を盛にし之を美にし、本末終始をして順比せざることなからしめ、以て萬世の則と爲すに足るは、是れ禮なり。順孰脩爲の君子に非ざれば、之を能く知ることなし。故に曰く、性は本始材朴なり。僞は文理隆盛なり。性なければ則ち僞加ふる所なし、僞なければ則ち性自ら美なること能はず。性僞合して然る後聖人の名を成す。天下を一にするの功、是に於

之中流也。故情貌之變。足以別吉凶。明貴賤親疎之節。期止矣。外是姦也。雖難君子賤之。故量食而食之。量要而帶之。相高以毀瘠。是姦人之道也。非禮義之文也。非孝子之情也。將以有爲者也。故說豫娩澤。憂戚萃惡。是吉凶憂愉之情。發於顏色者也。歌謠謸笑。

て就るなり。故に曰く、天地合して萬物生じ、陰陽接して變化起り、性僞合して天下治ると。天能く物を生じて、物を辨ずること能はざるなり。地能く人を載せて、人を治むること能はざるなり。宇中萬物生人の屬、聖人を待つて然る後分るゝなり。(三八)詩に曰く、(三九)百神を懷柔し、河喬嶽に及ぶと。此の謂なり。

一 凡は常道をいふ 二 取扱の變る毎に飾を加ふる也 三 動く毎に遠くす、牖下に飯し、戸内に小斂し、阼に大斂し、客位に殯し、庭に祖し、墓に葬るを云ふ 四 久しければ哀情減殺して平常の如き也 五 飾らざるときは嫌惡の情を起さしむ、嫌惡すれば哀まざるに至る 六 介は邇と同じ、近づく也。翫は戯狎也 七 嫌は近似也 八 忘は當に怠に作るべし 九 生を優するは生を養ふ也、死を送る已むことあり、生に復する節あるを謂ふ也 一〇 賢不肖をして中を得しむるを謂ふ也 一一 賢者は哀敬の文を達して性を滅するに至らしめず、不肖者は此を用て行義の美を成して禽獸に至らしめざる也 一二 平は平時也持は扶助也 一三 險は平ならざる時をいふ 一四 窕冶は妖美也 一五 瘠弃は羸瘠自棄也 一六 隘は窮也、懾は猶は戚のごとし 一七 中流は中道也 一八 期は當に斯に作るべし 一九 食は飯也 二〇 禮義の節文孝子の眞情に非ずして、將に作爲して以て名を徼へ利を求めんとするをいふ 二一 說は悅なり、豫は樂なり、娩は媚なり、澤は顏色潤澤なり 二二 萃は顇と同じ、惡は顏色惡しき也 二三 謸は傲と同じ、戯は謔也 二四 諦は啼也 二五 餰は饘と同じ、鬻は粥也、かゆ 二六 卑絻は黼冕也、黼衣を衣て冕を服するを云ふ。天子に六服あり大裘を上と爲し其の餘を黼と爲す 二七 文織は絲を染め織りて文章を爲す也。資は齊と同じ、齊衰也、麤は麤布也 二八 菲は草衣、繐は繐衰、布の細くして疎なる者、

哭泣諦號。是吉凶憂愉之情。發於聲音者也。芻豢稻粱。酒醴餰鬻。魚肉菽藿酒漿。是吉凶憂愉之情。發於食飲者也。卑絻黼黻。文織資麤。衰絰菲繐菅屨。是吉凶憂愉之情。發於衣服者也。疏房檖貌。越席牀笫几筵。屬茨倚廬。席薪枕塊。是吉凶憂愉之情。發於居處者也。兩情者。人生固有端焉。若夫斷之繼之。博之淺之。益之損之。類之盡之。盛之美之。使本末終始莫不順比。足以爲萬世則。是禮也。非順孰脩爲之君子。莫之能知也。故曰。性者本始材朴也。僞者文理隆盛也。無性則僞之無所加。無僞則性不能自美。性僞合。然後成聖人之名。一天下之功。於是就也。故曰。天地合而萬物生。陰陽接而變化起。性僞合而天下治。天能生物。不能辨物也。地能載人。不能治人也。宇中萬物生人之屬。待聖人然後分也。詩曰。懷柔百神。及河喬嶽。此之謂也。

菅屨は斬衰者の草屨也 【二九】 屬茨は茨を連屬したる屋也、倚廬は木を倚せて廬と爲し一邊地に著ける者、即ちさしかけ小屋、皆喪中に居る所なり 【三〇】 席薪は薪を席とする也、枕塊は土塊を枕とする也 【三一】 兩情は吉と凶と憂と愉との情をいふ 【三二】 人自ら憂愉の情ありと雖も、必ず禮を以て節制進退して然る後終始宜しきに合ふ也 【三三】 順比は即ち宜しきに合ふ也 【三四】 順は從也、孰は熟也、脩は治也、爲は作也 【三五】 人の本性は純樸なり 【三六】 僞は文飾をいふ 【三七】 一は分散せざるをいふ 【三八】 詩は周頌時邁の篇 【三九】 王行いて巡狩し、其の方嶽の下に至るや、群神を來安し、山川に望秩し、皆尊卑の禮を以て之を祭るをいふ。喬は高也。喬嶽は岱宗をいふ

喪禮者。以生者飾死者也。大象其生。以

喪禮は、生者を以て死者を飾るなり。大に其の生に象りて、以て其の死を送るなり。故に死せるが如く生くるが如く、存するが如く亡するが如く、終始一なり。

送二其死一也。故如レ死如レ生、如レ存如レ亡、終始一也。始卒、沐浴鬠體飯唅、象二生執一也。不レ沐則濡櫛三律而止。不レ浴則濡巾三式而止。充レ耳而設レ瑱。飯以二生稻一。唅以二槁骨一。反二生術一矣。說二褻衣一。襲三稱。縉レ紳而無レ鉤レ帶矣。設二掩面儇目一。鬠而不二冠笄一矣。書二其名一置二于其重一。則名不レ見而

始め卒するとき、沐浴鬠體飯唅するは、生執に象るなり。沐せざれば則ち濡櫛三律して止む。浴せざれば則ち濡巾三式して止む。耳に充つるに瑱を設け、飯するに生稻を以てし、唅するに槁骨を以てするは、生術に反するなり。褻衣を說し、襲すること三稱、紳に縉して帶に鉤することなし。掩面儇目を設け、鬠して冠笄せず。其の名を書して其の重に置くは、則ち名見れずして柩獨り明なればなり。器を薦むれば、則ち冠に鍪ありて縰なく、罋甒虛にして實せず、簟席ありて牀第なし。木器斲を成さず、陶器物を成さず、薄器內を成さず。笙竽具へて和せず、琴瑟張りて均せず、輿は藏して馬は反る。用ひざるを告ぐるなり。生器を具へて以て墓に適くは、徙道に象るなり。略して盡さず、貌して功ならず、趨輿は之を藏し、金革轡靷は入れず。用ひざるを明にするなり。徙道に象るは又用ひざるを明にするなり。是れ皆哀を重んずる所以なり。故に生器は文にして功ならず、明器は貌して用ひず。凡そ禮は、生に事ふるは歡を飾るなり、死を送

柩獨明矣。薦レ器。則冠有レ鍪而毋レ縰。甕廡虛而不レ實。有二簟席一而無二牀第一。木器不レ成レ斲。陶器不レ成レ物。薄器不レ成レ內。笙竽具而不レ和。琴瑟張而不レ均。輿藏而馬反。告レ不レ用也。具二生器一以適レ墓。象二徒道一也。略而不レ盡。貌而不レ功。趨輿而藏レ之。金革轡靷而不レ入。明レ不レ用也。象二徒道一。又

るは哀を飾るなり、祭祀は敬を飾るなり、師旅は威を飾るなり、是れ百王の同じき所、古今の一なる所なり。未だ其の由來する所を知る者あらざるなり。故に壙(二八)壠は、其の貌室屋に象るなり。棺椁は、其の貌版蓋斯象拂(二九)に象るなり。無帾(三〇)絲歶縷翣は、其の貌以て菲帷幬尉(三一)に象るなり。抗折(三二)は、其の貌以て槾茨番閼(三三)に象るなり。故に喪禮は他なし。死生の義を明にし、送るに哀敬を以てして、終に周藏するなり。故に葬埋は其の形を敬葬するなり。祭祀は其の神に敬事するなり。其の銘誄繫世(三四)は、其の名を敬傳するなり。生に事ふるは始を飾るなり、死を送るは終を飾るなり。終始具して孝子の事畢り、聖人の道備る。

(一) 死を以て生に異にせず、亡を以て存に異にせざる也 (二) 髻は組を以て髮を束ぬる也、韅は瓜蔕の屬をいふ、飯唅は死者の口に米を含ましむる也 (三) 生執は生時持する所の事をいふ (四) 律は髮を理むる也 (五) 式は拭也 (六) 瑱は充耳、白纊を用ふ、[illegible]は新綿也 (七) 生稻は米也 (八) 槁骨は貝也 (九) 生の法に反する也 (一〇) 褻衣は身に近き衣也 (一一) 尸に衣を著すること三重也 (一二) 紳は大帶也、縉は搢と同じ、笏を大帶にはさむ也。帶に鉤せざるは復た解かざるを以てなり (一三) 掩面は練帛を以て面を掩ふ也、儇目は目を掩ふ也 (一四) たゞ髮を束ねて冠と笄とを加へざるなり (一五) 其の名を旌に書して重に置くは、死者を以て別つべからずと爲す故なり、重は

明不用也。是皆所以重哀也。故生器文而不功。明器貌而不用。凡禮。事生飾歡也。送死飾哀也。祭祀飾敬也。師旅飾威也。是百王之所同。古今之所一也。未有知其所由來者也。故壙壠。其貌象室屋也。棺槨。其貌象版蓋斯象拂也。無帾絲歶縷翣。其貌以象菲帷幬尉也。抗折。其貌以象槾茨番闕也。故喪禮者無他焉。明死生之義。送以哀敬。而終周藏也。故葬埋。敬葬其形也。祭祀敬事其神也。其銘誄繫世。敬傳其名也。事生飾始也。送死飾終也。終始具而孝子之事畢。聖人之道備矣。

木にて造る、長さ三尺 （一六）器を厲むるは明器を陳ぬる也。鍪は冠捲兜鍪の如き也、縰は髪を韜む者也 （一七）廡は甒と通ず、凡そ喪禮には鬼器と人器とを陳ぬ、鬼器は虚にして人器は實なり （一八）棺中簟席ありて牀笫なき也 （一九）薄器は竹葦の器、内を成さゞるは外形ありて内用ふべからざる也 （二〇）均せずは調せざる也 （二一）輿は柩軸を謂ふ、國君には之を輴と謂ふ、藏するは之を埋むる也 （二二）生器は用器也、徙道に象るは生時の遷徙に象る也 （二三）簡略にして備を盡さゞるを謂ふ （二四）形貌ありて功を加へ精好ならざる也 （二五）芻は芻靈、束人形の如き者、輿は蜃車也、藏するは埋むる也 （二六）金は和鸞也、革は車靷即ち車前の飾也、靷は馬胸にあるむながい也 （二七）孝子の哀を重んずる也 （二八）壙は墓中、壠は冢也 （二九）版は車上の障蔽をいふ、蓋は車蓋 斯は未詳、拂は卽ち茀也。象は衍文 （三〇）無は幠、尸を覆ふ者、帾は精、棺を覆ふ者、絲歶は蓋し喪車の飾ならん、縷は讀んで柳と爲す棺の飾也 （三一）菲は草を編んで門戸を障蔽する者、幬は帳也、尉は罻也、網也、帷帳網の如きをいふ （三二）抗は抗席、壙に加へて土を禦ぐ者折は抗席を承くる者 （三三）槾は杇也 茨は屋を蓋ふ也、番は讀んで藩と爲す、籬也、闕は門戸に風塵を壅閼する者 （三四）銘は其の功を器物に書する也、誄は其の行狀を誄して謚と爲す也、繫世は其の傳襲を書す今の譜諜の如き者

刻レ死而附レ生。謂二之墨一。刻レ生而附レ死。謂二之惑一。殺レ生而送レ死。謂二之賊一。大象二其生一以送二其死一。使二死生終始。莫レ不二稱レ宜而好善一。是禮義之法式也。儒者是矣。

死を刻して生に附する、(一)之を墨と謂ふ。(二)生を刻して死に附する、之を惑と謂ふ。(三)生を殺して死を送る、(四)之を賊と謂ふ。大に其の生に象りて以て其の死を送り、死生終始をして宜しきに稱うて好善ならざることなからしむるは、是れ禮義の法式なり。儒者是なり。

(一)刻は損減する也、附は増益する也　(二)墨は墨子の法也　(三)惑は惑亂して禮に過ぐる也　(四)殉葬をいふ

三年之喪何也。曰。稱レ情而立レ文。因以飾レ羣。別二親疏貴賤之節一。而不レ可二益損一也。故曰。無適不易之術也。創巨者其日久。痛

三年の喪は何ぞや。曰く、情に稱うて文を立て、因りて以て羣を飾り、親疎貴賤の節を別ちて、益損すべからざるなり。故に曰く、(一)無適不易の術なりと。創巨なる者は其の日久しく、痛甚しき者は其の愈ゆること遲し。三年の喪は、情に稱うて文を立つ、至痛の極と爲す所以なり。(二)齊衰苴杖、廬に居り、粥を食ひ薪を席にし塊を枕にするは、至痛の飾と爲す所以なり。三年の喪は、二十五月にして畢る、

甚者其愈遲。三年之喪。稱レ情而立レ文。所三以爲二至痛極一也。齊衰苴杖。居レ廬。食レ粥。席レ薪。枕レ塊。所三以爲二至痛飾一也。三年之喪。二十五月而畢。哀痛未レ盡。思慕未レ忘。然而禮以レ是斷レ之者。豈不レ以三送レ死有レ已。復レ生有上レ節也哉。凡生二乎天地之間一者。有二血氣一之屬。莫レ不レ有レ知。有知之屬。

哀痛未だ盡きず、思慕未だ忘れず。然り而して禮是を以て之を斷つ者は、豈死を送る已むことあり、(五)生に復する節あるを以てにあらずや。凡そ天地の間に生ずる者、血氣あるの屬、知あらざるなし。有知の屬、其の類を愛せざるなし。今夫れ大鳥獸、則ち其の羣匹を失亡し、月を越え時を踰えて、則ち必ず反鉛(六)して故郷を過ぐれば、則ち必ず徘徊(七)し、鳴號し、躑躅し、踟蹰して、然る後能く之を去るなり。小なる者是れ燕爵(九)も、猶ほ啁噍(八)の頃ありて、然る後能く之を去るなり。故に血氣あるの屬、人より知なるはなし。故に人の其の親に於けるや、死に至りて窮まることなし。(一〇)將に夫の愚陋淫邪の人に由らんとするか、則ち彼朝に死して夕に之を忘る。然り而して之を縱にすれば、則ち是れ曾て鳥獸にだも若かざるなり。彼安んぞ能く相與に羣居して亂るゝことなからんや。將に夫の脩飾の君子に由らんとするか、則ち三年の喪、二十五月にして畢るは、駟(一一)の隙を過ぐるが若し。然り而して之を遂げしむれば、則ち是れ窮なきなり。故に先王聖人、之(一二)が爲に中を立て

莫レ不レ愛二其類一。今夫大鳥獸。則失二亡其羣匹一。越レ月踰レ時。則必反鉛。過二故郷一。則必徘徊焉。鳴號焉。躑躅焉。踟蹰焉。後能去レ之也。小者是燕爵。猶有二啁噍之頃一焉。然後能去レ之也。故有二血氣一之屬。莫レ知二於人一。故人之於二其親一也。至レ死無レ窮。將レ由二夫愚陋淫邪之人一與。則彼朝死而

節を制し、一に以て文理を成すに足らしむれば、則ち之を舍く(一三)。然らば則ち何を以て之を(一四)分にするか。曰く、至親(一五)期を以て斷ず。是れ(一六)何ぞや。曰く、天地は則ち已に易り、四時は則ち已に徧し。其の宇中に在る者、更始せざるはなし。故に先王此を以て之に象るなり。然らば則ち三年するは何ぞや。曰く、焉に加隆して之を(一七)倍せしむ、故に再期(一八)するなり。九月(一九)より以下は何ぞや。曰く、及ば(二〇)ざらしむるなり。故に三年以て隆と爲し、緦麻(二一)小功以て殺(二二)と爲し、期、九月以て間(二三)と爲す。上象(二四)を天に取り、下象を地に取り、中則を人に取る。人羣居和一する所以の理盡せり。故に三年の喪は人道の至文なるものなり。夫れ是を之れ至隆と謂ふ。是れ百王の同じき所、古今の一なる所なり。君の喪三年を取る所以は何ぞや。曰く、君は治辨(二五)の主なり、文理(二六)の原なり、情貌(二七)の盡すなり。相率ゐて之を致隆する、亦可ならずや。詩に曰く、愷悌(二八)の君子は民の父母と。彼の君子は、固より民の父母たるの說あり。父能く之を生むも、之を養ふこと能はず。母能く之を食ふも、之

夕忘之。然而縱之。則是曾鳥獸之不若也。彼安能相與羣居而無亂乎。將由夫脩飾之君子與。則三年之喪。二十五月而畢。若駟之過隙。然而遂之。則是無窮也。故先王聖人安。爲之立中制節。一使足以成文理。則舍之矣。然則何以分之。曰。至親以期斷。是何也。曰。

を教誨すること能はず。君は已に能く之を食ひ、又善く之を教誨する者なり。三年畢らんや。乳母(二九)は之に飲食する者なり、而して三月す。慈母(三〇)は之に衣被する者なり、而して九月す。君は(三一)之を曲備する者なり、三年畢らんや。之を得れば(三二)則ち治り、之を失へば則ち亂る、文の至なり。之を得れば則ち安く、之を失へば則ち危し、情(三三)の至なり。兩の至れる者倶に積む。三年を以て之に事ふるも、猶ほ未だ足らざるなり。直之を進むるに由なきのみ。故に社は社(三四)を祭るなり、稷は稷(三五)を祭るなり、郊は百王を上天に幷せて之を祭祀するなり。三月の殯(三六)は何ぞや。曰く、之を大にするなり、之を重んずるなり、隆を致す所なり、親を致す所なり。將に之を擧錯し、之を遷徙し、宮室を離れて丘陵に歸せんとするなり。先王其の文ならざるを恐るゝや、是を以て其の期を繇(三七)にして之が日を足すなり。故に天子は七月、諸侯は五月、大夫士は三月。皆其をして須ちて以て事を容るゝに足り、事以て成るを容るゝに足り、成以て文を容るゝに足り、文以て備を容

天地則已易矣。四時則已徧矣。其在宇中者。莫不更始也。故先王案以此象之也。然則三年何也。曰加隆焉。案使倍之。故再期也。由九月以下何也。曰。案使不及也。故三年以爲隆。緦麻小功以爲殺。期九月以爲間。上取象於天。下取象於地。中取則於人。人所以羣居和一之理盡矣。故三年之喪。人道之至文者也。夫是之謂至隆。是百王之

るゝに足らしむ。曲容備物、之を道と謂ふなり。(三八)

(一) 群は粥の篇を謂ふ也 (二) 無適も亦不易の意 (三) 齊衰は當に斬衰に作るべし、三年の喪服也、苴杖は苴竹の死竹を以て杖と爲す也 (四) 飾は表章也 (五) 生に復するは生者の事に反るをいふ (六) 鉛は沿と同じ、循也、反鉛は反り巡る也 (七) 徘徊は同旋飛翔の貌、徘徊と鳴號とは鳥に就いていふ (八) 躑躅は足を以て地を擊つ也、踟躕は去ること能はざる貌、躑躅と踟躕とは獸に就いていふ (九) 燕爵は燕雀也、啁噍は哀鳴の貌 (一〇) 彼の愚陋淫邪の人はといふに同じ (一一) 四頭の馬が車に駕して間隙を過ぐるが如し (一二) 原文案の字あり、語助也 (一三) 喪を除く也 (一四) 分は半也、期の喪三年の喪の半にして終るをいふ (一五) 服の正至親と雖も容期を以て除くをいふ (一六) 服期を以て斷ずるは何ぞや (一七) 原文案の字あり、語助也 (一八) 期の二倍を服する也 (一九) 大功以下の喪をいふ (二〇) 其の恩父母に及ばざるなり、原文案の字あり、語助也 (二一) 緦麻は三月の喪、小功は五月の喪也 (二二) 殺は減也 (二三) 間は隆と殺との中間をいふ (二四) 象を天地に取るは其の變易に法るを謂ふ也、三年より以つて緦に至るまで皆議時の數なり (二五) 能く人を治めて辨別あらしむるを謂ふ (二六) 文理は法律儀貌也原は本也 (二七) 情は忠誠也、貌は恭敬也、致は至也。人忠敬を施す所君より盡す者なきを言ふ也 (二八) 懽愉は和悅也 (二九) 君は父母の恩を兼ぬ、三年を以て之に報ずるも猶は未だ畢らざる也 (三〇) 慈母は庶母の己を慈する者也 (三一) 飮食衣被を兼ぬるをいふ (三二) 文は法度をいふ (三三) 情は忠厚をいふ (三四) 社は土神也 (三五) 稷は百穀の神也 (三六) 大夫士は三月にして葬る、三月の殯とは殯に在ること三月なるを謂ふ也 (三七) 遂は讀んで遠と爲す、遠也 (三八) 道は委曲に物を容れ物を備ふる者なり

所同。古今之所一也。君之喪。所以取三年何也。曰。君者治辨之主也。文理之原也。情貌之盡也。相率而致隆之。不亦可乎。詩云。愷悌君子。民之父母。彼君子者。固有爲民父母之說焉。父能生之。不能養之。母能食之。不能教誨之。君者。已能食之矣。又善教誨之者也。三年畢矣哉。乳母飲食之者也。而三月。慈母衣被之者也。而九月。君曲備之者也。三年畢乎哉。得之則治。失之則亂。文之至也。得之則安。失之則危。情之至也。兩至者俱積焉。以三年事之。猶未足也。直無由進之耳。故社祭社也。稷祭稷也。郊者并百王於上天而祭祀之也。三月之殯。何也。曰。大之也。重之也。所致隆也。所致親也。將舉錯之遷徙之。離宮室而歸丘陵。先王恐其不文也。是以繇其期足之日也。故天子七月。諸侯五月。大夫三月。皆使其須足以容事。事足以容成。成足以容文。文足以容備。曲容備物之謂道矣。

祭者志意思慕之情也。愅詭唈僾而不能無時至焉。故人之歡欣和合之時。則夫忠臣孝子。亦愅詭而有所至矣。彼其所至者。甚大

祭は志意思慕の情なり。(一)愅詭唈僾、(二)時に至ることなき能はず。故に人の歡欣和合の時は、則ち夫の忠臣孝子も、(三)亦愅詭して至る所あり。彼其の至る所の者甚だ大に動く。(四)屈然として已むときは、則ち其の志意の情に於ては、(五)惆然として嗛らず、其の禮節に於ては闕然として具らず。故に(六)先王之が爲に文を立つ。尊を尊び親を親むの義至れり。故に曰く、祭は志意思慕の情なり、忠信愛敬の至なり、禮節文貌の盛なり。苟も聖人に非ざれば、之を能く知ることなきなり。聖人之を

動也。案屈然已。則其於二志意之情一者。惆然不レ嗛。其於二禮節一者。闕然不レ具。故先王案爲レ之立レ文。尊レ尊親レ親之義至矣。故曰。祭者志意思慕之情也。忠信愛敬之至。矣。禮節文貌之盛矣。苟非二聖人一。莫二之能知一也。聖人明二知之一。士君子安二行之一。官人以爲レ守。百姓以成レ俗。其在二

明知し、士君子之を安行し、官人以て守と爲し、百姓以て俗と爲す。其の君子に在りては、以て人道と爲す(七)、其の百姓に在りては、以て鬼事と爲す(八)。故に鐘鼓管磬琴瑟竽笙(九)、韶夏護武酌、桓箾簡象は、是れ君子の其の喜樂する所に爲す所以の文なり。齊衰苴杖(一〇)、盧に居り粥を食ひ、薪を席にし塊を枕にするは、是れ君子の其の哀痛する所に爲す所以の文なり。師旅制あり、刑法等あり、罪に稱はざるなきは、是れ君子の其の敦惡(一一)する所に爲す所以の文なり。卜筮して日を視、齋戒して塗を脩め、几筵し、饋し、薦し(一二)、祝に告ぐ。之を饗く(一三)ることあるが如し。物ごとに取りて皆之を祭る(一四)。之を嘗むることあるが如し。利(一五)爵を擧ぐることなく(一六)、主人尊あり。之を觴することあるが如し。賓出づれば、主人拜送し、反りて服を易へ、位に卽いて哭す(一七)。之を去ることあるが如し。哀するかな、敬するかな。死に事ふること生に事ふるが如く、亡に事ふること存に事ふるが如し。(一八)形影なきに狀す、然り而して文を成す。

君子以爲人道也。其在百姓以爲鬼事也。故鐘鼓管磬琴瑟竽笙。韶夏護武酌。桓箾簡象。是君子之所以爲悼詭其所喜樂之文也。齊衰苴杖。居盧食粥。席薪。枕塊。是君子之所以爲悼詭其所哀痛之文也。師旅有制。刑法有等。莫不稱罪。是君子之所以爲悼詭其所敦惡之文也。卜筮視日。齊戒脩塗。几筵饋薦。告祝。如或饗之。物取而皆祭之。如或嘗之。毋利擧爵。主人有尊。如或觴之。賓出。主人拜送。反易服。即位而哭。如或去之。哀夫。敬夫。事死如事生。事亡如事存。狀乎無形影。然而成文。

(一) 悼は變、詭は異、皆變異感動の貌、唈僾は氣舒びず憤鬱の貌 (二) 時ありて至る也 (三) 忠臣孝子感動して君親の同じく樂むことを得ざるを思ふ也 (四) 屈然は空然なり、屈然として已むは、祭祀の禮なく空然として已むをいふ (五) 惆然は悵然に同じ (六) 原文案の字あり、語助也 (七) 人道と爲せば則ち安んじて行ふ (八) 鬼事と爲せば則ち畏れて之に奉ず (九) 韶は舜の樂、護は湯の樂、武酌桓は皆周頌の篇の名、箾は未詳、象は周の武王紂を伐つの樂也 (一〇) 盧は廬に同じ、倚廬也 (一一) 敦は憝に通ず (一二) 尸、祝に命じて主人に嘏するをいふ (一三) 神其の祀を歆饗するが如し (一四) 之を啐嚌するを以て神の親ら嘗むるが如く然り (一五) 原文毋利擧爵は當に毋擧利爵に作るべし、即ち上文に云へる利爵の醮さざる也 (一六) 主人尊を設け酌んで以て尸に獻ず尸之を飲む神其の觴を飲むが如く然り (一七) 神の去るが如く然り (一八) 祭祀には鬼神を見ず、形影なき者に類するあり、然れども以て人道の節文を成すに足る也、狀は類也

夫樂者樂也。人情之所ニ必不ヒ免也。故人不レ能レ無レ樂。樂則必發ニ於聲音一形ニ於動靜一。而人之道。聲音動靜。性術之變盡レ是矣。故人不レ能レ不レ樂。樂則不レ能無レ形。形而不レ爲レ道。則不レ能レ無レ亂。先王惡ニ其亂一也。故制ニ

卷第十四

樂論篇第二十

夫れ樂は樂なり、(一)人情の必ず免れざる所なり。故に人樂なきこと能はず。樂(二)んで必ず聲音に發し、動靜に形る。而して人の道、聲音動靜、(三)性術の變是に盡く。故に人樂まざること能はず、樂めば則ち形るゝことなき能はず。(四)形れて道を爲さざれば、則ち亂るゝことなき能はず。先王其の亂るゝを惡む。故に雅頌の聲を制して以て之を道き、(五)其の聲をして以て樂むに足りて流れざらしめ、其の文をして以て辨ずるに足りて(六)諰せざらしめ、其の(七)曲直、繁省廉肉節奏をして以て人の善心を感動するに足らしめ、夫の邪汙の氣をして接するを得るに由なからしむ。是れ先王樂を立つるの方なり。(八)而して墨子之を非とするは奈何。(九)故に樂は宗廟の中に在りて、君臣上下同じく之を聽けば、則ち和敬せざるはなく、閨門(一〇)

雅頌之聲一以道レ之。使下其聲足二以樂一而不上レ流。使下其文足二以辨一而不上レ諰。使四其曲直繁省廉肉節奏。足三以感二動人之善心一。使二夫邪汙之氣無一レ由レ得レ接焉。是先王立レ樂之方也。而墨子非レ之奈何。故樂在二宗廟之中一。君臣上下同聽レ之。則莫レ不二和敬一。閨門之内。父子兄弟同聽レ之。則

の内、父子兄弟同じく之を聽けば、則ち和親せざるはなく、鄕里族長の中、長少同じく之を聽けば、則ち和順せざるはなし。故に樂は、一(一一)を審にして以て和を定むる者なり、物(一二)を比して以て節を飾る者なり、合奏して以て文を成す者なり。以て一道(一三)に率ふに足り、以て萬變(一四)を治むるに足る。是れ先王樂を立つるの術なり。而して墨子之を非とするは奈何。故に其の雅頌の聲を聽けば、志意廣きを得、其の干戚(一五)を執り、其の俯仰屈伸を習へば、容貌莊なるを得、其の綴兆(一六)を行き、其の節奏(一七)を要すれば、行列正しきを得、進退齊しきを得。故に樂は、出でては征誅する所以なり、入りては揖讓する所以なり。征誅揖讓、其の義一なり。出でて以て征誅すれば、則ち聽從せざることなく、入りて以て揖讓すれば、則ち從服(一八)せざることなし。故に樂は天下の大齊なり、中和の紀(一九)なり、人情の必ず免れざる所なり。是れ先王樂を立つるの術なり。而して墨子之を非とするは奈何。且つ樂は、先王の喜を飾る所以なり。軍旅鈇鉞は、先王の怒を飾る所以なり。

莫レ不二和親一。鄉里族長之中。長少同聽レ之。則莫レ不二和順一。故樂者。審レ一以定レ和者也。比レ物以飾レ節者也。合奏以成レ文者也。足三以率二一道一。足三以治二萬變一。是先王立レ樂之術也。而墨子非レ之奈何。故聽二其雅頌之聲一。而志意得レ廣焉。執二其干戚一。習二其俯仰屈伸一。而容貌得レ莊焉。行二其

先王の喜怒、皆其の齊しきを得。是の故に、喜んで天下之に和し、怒りて暴亂之を畏る。先王の道、禮樂[二一〇]正に其の盛なる者なり。而して墨子之を非とす。故に曰く、墨子の道に於けるや、猶ほ瞽の白黑に於けるがごとく、猶ほ聾[二一一]の清濁に於けるがごとく、猶ほ楚に之かんと欲して之を北に求むるがごとし。夫れ聲樂の人に入るや深く、其の人を化するや速なり。故に先王謹んで之が文[二一二]を爲す。樂中平なれば、則ち民和して流せず。樂肅莊なれば、則ち民齊ひて亂れず。民和齊なれば、則ち兵勁く城固く、敵國敢て嬰れざるなり。是の如くなれば、則ち百姓其の處に安んじ、其の鄉を樂み、以て其の上を至足とせざることなし。然る後に名聲是に於て白に、光輝是に於て大に、四海の民、以て師[二一三]と爲すを得んことを願はざるはなし。是れ王者の始なり。樂姚冶[二一四]にして以て險[二一五]なれば、則ち民流慢鄙賤なり。流慢なれば則ち亂れ、鄙賤なれば則ち爭ひ、亂爭すれば則ち兵弱く城犯され、敵國之を危くす。是の如くなれば、則ち百姓其の處に安んぜず、其の鄉を

綴兆。要二其節奏一。而行列得レ正焉。進退得レ齊焉。故樂者。出所三以征誅一也。入所二以揖讓一也。征誅揖讓。其義一也。出(所)以征誅。則莫レ不二聽從一。入(所)以揖讓。則莫レ不二從服一。故樂者。天下之大齊也。中和之紀也。人情之所二必不一レ免也。是先王立レ樂之術也。而墨子非レ之奈何。且樂者。

樂まず、其の上を足れりとせず。故に禮樂廢して邪音起る者は、危削侮辱の本なり。故に先王禮樂を貴んで邪音を賤む。其の序官に在つては、曰く、(二六)憲命を脩め、誅賞を審にし、淫聲を禁じ、時を以て順脩して、夷俗邪音をして敢て雅を亂さざらしむるは、太師の事なりと。墨子曰く、樂は聖王の非とする所なり、而して儒者之を爲すは過てりと。君子以て然らずと爲す。樂は聖人の樂む所なり、而して以て民心を善くすべし。其の人を感ずること深く、其れ風を移し俗を易ふ。故に先王之を導くに禮樂を以てして、民和睦するなり。

(一) 人の情歡樂の時あらざる能はざるをいふ (二) 內心の歡樂聲音に發するは嗟歎咏歌是れなり、動靜に形るゝは手舞ひ足蹈む是なり (三) 人生れて靜なるは天の性なり、物に感じて動くは性の術なり、咨嗟咏歎手舞ひ足蹈むは性術の變なり (四) 之を導かざれば則ち姦聲に感ず、姦聲人を感じて逆氣之に應ず、故に亂るゝ也 (五) 流るるは淫する也 (六) 諰は禮記史記に皆息に作る (七) 曲は聲音の廻曲をいふ、直は聲音の放直をいふ、繁は繁多をいふ、省は省約をいふ、廉は廉稜をいふ、肉は肥滿をいふ、節奏は或は作し或は止むをいふ (八) 方は道也 (九) 墨子非樂篇を作りて樂をそしる (一〇) 宮中の小門を闈といふ、其の內は父子兄弟の居る所なり (一一) 一は律をいふ (一二) 一道は律 (一三) 物を比するは金革土匏の屬を雜ふるを謂ふ、以て文を成すは五聲八音克く諧ひ相應和する也

先王之所以飾喜也。軍旅鈇鉞者。先王之所以飾怒也。先王喜怒。皆得其齊焉。是故喜而天下和之。怒而暴亂畏之。先王之道。禮樂正其盛者也。而墨子非之。故曰。墨子之於道也。猶瞽之於白黑也。猶聾之於清濁也。猶欲之楚而北求之也。夫聲樂之入人也深。其化人也速。故先王謹爲之文。樂中平。則民和而不流。樂肅莊。則民齊而不亂。民和齊。則兵勁城固。敵國不敢嬰也。如是。則百姓莫不安其處。樂其鄉。以至足其上矣。然後名聲於是白。光輝於是大。四海之民。莫不願得以爲師。是王者之始也。樂姚冶以險。則民流慢鄙賤矣。流慢則亂。鄙賤則爭。亂爭則兵弱城犯。敵國危之。如是。則百姓不安其處。不樂其鄉。不足其上矣。故禮樂廢而邪音起者。危削侮辱之本也。故先王貴禮樂而賤邪音。其在序官也。曰。脩憲命。審誅賞。禁淫聲。以時順脩。使夷俗邪音不敢亂雅。太師之事也。墨子曰。樂者。聖王之所非也。而儒者爲之過也。君子以爲不然。樂者。聖人之所樂也。而可以善民心。其感人深。其移風易俗。故先王導之以禮樂。而民和睦。

を謂ふ　（一四）事萬變すと雖も亦以て治むべき也　（一五）干は盾、戚は斧、武舞に執る所なり　（一六）綴兆は舞ふ者の周旋する位也　（一七）要は會也　（一八）原文所の字衍。入りての下亦同じ　（一九）紀は總要の名也　（二〇）齊しきを得るは喜怒節に中るを謂ふ也　（二一）清濁は音の清濁也　（二二）雅頌を制するを謂ふ　（二三）師は樂師也　（二四）姚冶は妖美也　（二五）險は平ならざる也　（二六）註は王制篇に出づ

夫民有好惡之情。而無喜怒之應則亂。

夫れ民好惡の情あり、而して喜怒の應なければ則ち亂る。先王其の亂るゝを惡む。故に其の行を脩め、其の樂を正して、天下焉に順ふ。故に齊衰の服、哭泣

先王惡ニ其亂一也。故脩ニ其行一。正ニ其樂一。而天下順レ焉。故齊衰之服。哭泣之聲。使ニ人之心悲一。帶レ甲嬰レ胄。歌ニ於行伍一。使ニ人之心傷一。姚冶之容。鄭衞之音。使ニ人之心淫一。紳端章甫。舞レ韶歌レ武。使ニ人之心莊一。故君子耳不レ聽ニ淫聲一。目不レ視ニ女色一。口不レ出ニ惡言一。此三者。君子愼レ之。凡姦聲感レ

の聲は、人の心をして悲ましむ。甲を帶び冑を嬰け、行伍に歌へば、人の心をして傷(二)ましむ。姚冶の容、鄭衞の音は、人の心をして淫せしむ。紳端(三)章甫し(四)韶を舞ひ武を歌へば、人の心をして莊ならしむ。故に君子は、耳に淫聲(五)を聽かず、目に(六)女色を視ず、口に惡言を出さず。此の三者は君子之を愼む。凡そ姦聲人を感じて、逆氣之に應ず。逆氣象を成して、亂生ず。正聲人を感じて、順氣之に應ず。順氣象を成して、治生ず(七)。唱和應あり、善惡相象る(八)。故に君子は其の去就する所を愼むなり。君子は鐘鼓を以て志を導き、琴瑟を以て心を樂ませ、動かすに干戚を以てし、飾るに羽旄(九)を以てし、從ふに磬管を以てす。故に其の清明は天に象り、其の廣大は地に象り、其の俯仰周旋は、四時に似たるあり。故に樂行はれて志清く、禮脩りて行成る。耳目聰明、血氣和平、風を移し俗を易へ、天下皆寧きは、樂より善きはなし。故に曰く、樂は樂なり。君子は其の道を得るを樂み、小人は其の欲を得るを樂む。道を以て欲を制すれば、則

人。而逆氣應ㇾ之。逆氣成ㇾ象。而亂生焉。正聲感ㇾ人。而順氣應ㇾ之。順氣成ㇾ象。而治生焉。唱和有ㇾ應。善惡相象。故君子愼三其所二去就一也。君子以二鐘鼓一導ㇾ志。以二琴瑟一樂ㇾ心。動以二干戚一。飾以二羽旄一。從以二磬管一。故其清明象ㇾ天。其廣大象ㇾ地。其俯仰周旋。有ㇾ似二於四時一。故樂行而志清。禮脩而行成。耳目聰明。血氣和平。移ㇾ風易ㇾ俗。天下皆寧。莫ㇾ善二於樂一。故曰。樂者樂也。君子樂ㇾ得二其道一。小人樂ㇾ得二其欲一。以ㇾ道制ㇾ欲。則樂而不ㇾ亂。以ㇾ欲忘ㇾ道。則惑而不ㇾ樂。故樂者。所二以導ㇾ樂也。金石絲竹者。所二以導ㇾ樂也。樂行而民鄕ㇾ方矣。故樂者治ㇾ人之盛者也。而墨子非ㇾ之。且樂也者。和之不ㇾ可ㇾ變者也。禮也者理之不ㇾ可ㇾ易者也。樂合同。禮別異。禮樂之統。管二乎人心一矣。

ち樂んで亂れず。欲を以て道を忘るれば、則ち惑うて樂まず。故に樂は樂を導く所以なり。金石絲竹(一〇)は樂を導く所以なり。樂行はれて民方(一一)に嚮ふ。故に樂は人を治むるの盛なる者なり。而して墨子之を非とす。且つ樂は和の變ずべからざる者なり。禮は理の易ふべからざる者なり。樂は合同し、禮は別異す。禮樂の統、人心を管す。

(一) 應は節に應ずる也　(二) 傷は當に壯に作るべし　(三) 紳は大帶也、端は玄端也、章甫は殷の冠也　(四) 韶は舞の樂、武は周頌の篇の名　(五) 淫聲は鄭衛の音をいふ、下の姦聲も同じ　(六) 女は當に汝に作るべし　(七) 象を成すは歌舞に形るをいふ　(八) 相象るは樂に象る也　(九) 羽はきじの羽、旄は旄牛の尾、舞人の執る所なり　(一〇) 金は鐘、石は磬、絲は琴、竹は簫管也　(一一) 方は道也

窮レ本極レ變。樂之情也。著レ誠去レ僞禮之經也。墨子非レ之。幾遇レ刑也。明王已沒。莫二之正一也。愚者學レ之。危二其身一也。君子明レ樂。乃其德也。亂世惡レ善。不二此聽一也。於乎哀哉。不レ得レ成也。弟子勉レ學。無レ所レ營也。

本を窮め變を極むるは、樂の情なり。誠を著し僞を去るは、禮の經なり。墨子之を非とす。幾んど刑に遇はん。明王已に沒して、之を正すものなきなり。愚者之を學べば、其の身を危うせん。君子樂を明にするは、乃ち其の德なり。亂世善を惡み、此を聽かざるなり。於乎哀いかな、成るを得ざるなり。弟子學を勉めて、營さることなかれ。(一)

(一) 營は熒と通ず惑也

聲樂之象。鼓大麗。鐘統實。磬廉制。竽笙簫和。筦籥發猛。塤篪翁博。瑟易良。琴婦

聲樂の象、鼓は大麗(一)、鐘は統實(二)、磬は廉制(三)、竽笙は簫和(四)、筦籥は發猛(五)、塤篪は(六)翁博、瑟は易良(七)、琴は婦好、歌は淸盡、舞意は天道兼ぬ(八)。鼓は其れ樂の君か。故に鼓は天に似たり、鐘は地に似たり、磬は水に似たり(九)、竽笙筦籥は星辰日月に似たり(一〇)、鞉柷拊鞷椌楬は萬物に似たり。曷を以て舞の意を知る。曰く、目自

好。歌清盡。舞意天道兼。鼓其樂之君耶。故鼓似天。鐘似地。磬似水。竽笙(簫)筦籥。似星辰日月。鞉柷拊鞷椌楬似萬物。曷以知舞之意。曰。目不自見。耳不自聞也。然而治俯仰詘信進退遲速。莫不廉制。盡筋骨之力。以要鐘鼓俯會之節。而靡有悖逆者。衆積譸譸乎。

ら見ず、耳自ら聞かざるなり。然り而して俯仰詘信進退遲速を治むる、廉制せざるはなし。筋骨の力を盡し、以て鐘鼓俯會の節を要えて、悖逆する者あるなし。衆積譸譸乎。（一二）

（一）麗は群音の附麗する所、萬象の天に麗くが如き也　（二）賓は氣作り充滿するをいふ、鐘は地に似たり故に銃といふ　（三）廉制は　の聲硜硜として隅角あるが如きを謂ふ　（四）簫は當に肅に作るべし　（五）筦は管と同じ、發は發强、猛は猛厲也　（六）土を塤といひ、竹を篪といふ、翁は蓊に通ず、蓊博は盛大の貌　（七）嫦好は柔婉をいふ　（八）鼓は五聲に當ることなくして五聲相せざるを得ず、故に樂の君といふ也　（九）水に似たるは其の聲清き也　（一〇）鞉柷は當に靴鼓に作るべく、拊鞷は當に拊革に作るべし、樂を節する者。椌楬は柷敔を謂ふ、樂を作止する者　（一一）俯は當に附に作るべし　（一二）此の一句は解し難し、錯誤あらん

吾觀於鄕。而知王道之易易也。主人親速賓及介。而

吾鄕に觀て、王道の易易たるを知るなり。主人親ら賓及び介を速いて、（一）衆賓皆之に從ふ。門外に至れば、主人賓及び介を拜して、衆賓皆入る。貴賤の義別な

衆賓皆從レ之。至二于門外一。主人拜二賓及介一。而衆賓皆入。貴賤之義別矣。三揖至二于階一。三讓以レ賓升。拜レ至。獻酬辭讓之節繁。及レ介省矣。至二于衆賓一升受。坐祭。立飮。不レ酢而降。隆殺之義辨矣。工入升歌三終。主人獻レ之。笙入三終。主人獻レ之。間歌三終。合樂三終。工告二樂備一。遂

り。三揖して階に至り、三讓して賓を以て升り、至るを拜し、（三）獻酬辭讓（四）の節繁し。介に及んでは省く。衆賓に至りては、升りて受け、坐して祭り、立ちて飮み酢せずして降る。隆殺（五）の義辨ず。工（六）入りて升歌三終す。主人之に獻ず。笙（七）入りて三終し、主人之に獻ず。間歌（八）三終し、合樂（九）三終す。工樂備ると告げ、遂に出づ。二人（一〇）觶を揚げ、乃ち司正（一一）を立つ。其の能く和樂して流れざるを知るなり。賓主人に酬し、主人介に酬し、介衆賓に酬し、少長齒を以てし、沃洗者に終る。其の能く長に弟にして遺すことなきを知るなり。降りて屨を脫し、升りて坐し、爵（一二）を脩むること數なし。飮酒の節は、朝（一三）朝を廢せず、暮夕を廢せず。賓出づれば主人拜送し、節文終遂す。其の能く安燕して亂れざるを知るなり。貴賤明に、隆殺辨じ、和樂して流れず、長に弟して遺すことなく、安燕して亂れず。此の五行は、以て身を正し國を安んずるに足る。彼の國安くして天下安し。故に曰く、吾鄕に觀て、王道の易易たるを知るなりと。

出。二人揚レ觶。乃立二司正一焉。知二其能和樂。而不レ流也。賓酬二主人一。主人酬レ介。介酬二衆賓一。少長以レ齒。終二於沃洗者一焉。知二其能弟レ長而無レ遺也。降脫レ屨。升坐。脩レ爵無レ數。飲酒之節。朝不レ廢レ朝。暮不レ廢レ夕。賓出主人拜送。節文終遂焉。知二其能安燕而不レ亂也。貴賤明。隆殺辨。和樂而不レ流。弟レ長而無レ遺。安燕而不レ亂。此五行者。足二以正レ身安レ國矣。彼國安而天下安。故曰。吾觀二於鄕一而知二王道之易易一也。

(一) 鄕飮酒の禮を觀て天下を治むるの易きを知る也 (二) 速くは家に就いて之を造すを謂ふ (三) 至るを拜すとは主人賓を以て升り、阼階の上、楣に當り北面再拜する也 (四) 初め主人先づ酌んで賓に獻ず、之を獻といふ、賓爵を卒り、酌んで主人に報ゆ、之を酢と謂ふ、次に主人酌んで自ら飮み、爵を洗うて又酌み以て賓に進む、之を酬といふ (五) 洗を拜せず自ら酌まざるの類 (六) 工は瞽矇也、三終は鹿鳴四牡皇皇者華を歌ひて三終する也 (七) 笙は笙を吹く者也、三終は南陔白華華黍を吹いて三終する也 (八) 間は猶は代のごとし、魚麗を歌ひ、由庚を笙し、南有嘉魚を歌ひ、崇丘を笙し、南山有臺を歌ひ、由儀を笙し、各代りて相起る故に間歌といふ (九) 合樂は歌樂衆聲と共に作るをいふ、其の詩は則ち周南の關雎葛覃卷耳三、召南の鵲巢采蘩采蘋也 (一〇) 鄕飮酒禮に、二人をして觶を賓介に擧げしむとあり (一一) 禮樂の正既に成り、特に賓を留めんとすれば、司正を立てゝ之を監せしむる也 (一二) 爵を修むること數なきは無算爵をいふ (一三) 朝を廢せず夕を廢せずとは、朝を終りて後に飮し、夕に先だちて罷む也、朝夕は朝廷治を聽くの時をいふ

亂世之徵。其服組。其容婦。其俗淫。其志利。其行雜。其

亂世の徵、其の服は組(一)、其の容は婦(二)、其の俗は淫、其の志は利、其の行は雜(三)、其の聲樂は險、其の文章は匿(四)にして采、其の生を養ふは度なく、其の死を送

聲樂險。其文章匿而采。其養生無度。其送死瘠墨。賤禮義而貴勇力。貧則爲盜。富則爲賊。治世反是也。

るは瘠墨、禮義を賤んで勇力を貴び、貧しければ則ち盜を爲し、富めば則ち賊を爲す。治世は是に反す。

㈠ 組は未詳 ㈡ 血氣態度女子に擬する也 ㈢ 利は貨財に汲々たる也 ㈣ 雜は雜汗也 ㈤ 匿は當に慝に作るべし、穢也、采は色也 ㈥ 死を送るに忠厚ならず敬文ならざるを瘠といふ、墨は墨子也

凡人之患。蔽於一曲。而闇於大理。治則復經。兩疑則惑矣。天下無二道。聖人無兩心。今諸侯異政。百家異說。則必或是或非。或理或亂。亂國之君。亂家之人。此其誠心。莫不求正而以自爲也。妬繆於

卷第十五

解蔽篇第二十一（一）

凡そ人の患は、一曲（二）に蔽はれて、大理に闇きなり。治むれば（三）則ち經に復し、兩疑（四）なれば則ち惑ふ。天下に二道（五）無く、聖人に兩心無し。今は諸侯政を異にし、百家說を異にするは、則ち必ず或は是にして或は非に、或は理にして或は亂ならん。亂國の君、亂家の人も、此れ其の誠心には、正を求めて以て自ら爲めざること莫し。道に妬繆（六）して、人其迨ぶ所を誘ふのみ。其積む（七）所に私して、唯其惡を聞かんことを恐れ、其私する所に倚りて、以て異術（八）を觀、唯其美を聞かんことを恐る。是を以て治と離走（九）して、己を是として輟まざるなり。豈一曲に蔽はれて、正を求むることを失するならずや。心使（一〇）めざれば、則ち白黑前に在るも、而も目は見ず。雷鼓（一一）側に在るも、而も耳は聞かず。況んや使むる（一二）者に於てをや。

道而人誘其所迨也。私其所積。唯恐聞其惡也。倚其所私。以觀異術。唯恐聞其美也。是以與治雖走。而是己不輟也。豈不蔽於一曲。而失正求也哉。心不使焉。則白黒在前。而目不見。雷鼓在側。而耳不聞。況於使者乎。德道之人。亂國之君非之上。亂家之人非之下。豈不哀哉。

道を徳るの人は、亂國の君は之を上より非とし、亂家の人は之を下より非とす。豈哀しからずや。(一三)

(一) 人心の他物に壅蔽せらるゝを通明にする意なり (二) 一部の曲説なり大理は天地の大道理 (三) 蔽を治めて去れば常道に復す (四) 二心ありて疑を抱く意 (五) 正ならざれば邪、直ならざれば曲なるを謂ふ (六) 疑惑して正道を憎み誤る意なり故に異端の人之を邪道に誘ひ入るとなり (七) 習慣となれる點 (八) 自己の信ずる以外の諸道 (九) 離走に作るべし治道に背馳するなり (一〇) 正道に使役するなり (一一) 雷の如き大聲を發する太鼓 (一二) 使は蔽に作るべしとの說あり (一三) 得に同じ

數爲蔽。欲爲蔽。惡爲蔽。始爲蔽。終爲蔽。遠爲蔽。近爲蔽。博爲蔽。淺爲蔽。古爲蔽。

蔽を爲すものを數ふるに、(一)欲は蔽を爲し、惡は蔽を爲し、始は蔽を爲し、終は蔽を爲し、遠は蔽を爲し、近は蔽を爲し、博は蔽を爲し、淺は蔽を爲し、古は蔽を爲し、今は蔽を爲す。凡そ萬物異なれば、則ち蔽を相爲さざること無し。(二)此れ心術の公患なり。昔は人君の蔽はれし者は、夏桀殷紂是なり。桀は末喜(三)・斯觀に

今爲レ蔽。凡萬物異。則莫レ不二相爲一レ蔽。此心術之公患也。昔人君之蔽者。夏桀殷紂是也。桀蔽二於末喜斯觀一。而不レ知二關龍逢一。以惑二其心一。而亂二其行一。紂蔽二於妲己飛廉一。而不レ知二微子啓一。以惑二其心一。而亂二其行一。故羣臣去レ忠而事レ私。百姓怨非而不レ用。賢良退處而隱逃。此其所下以

蔽はれて、關龍逢を知らず。以て其心を惑はして、其行を亂りき。紂は妲己・飛廉に蔽はれて、微子啓を知らず。以て其心を惑はして、其行を亂りき。故に羣臣は忠を去てて私を事とし、百姓は怨み非つて用とならず。賢良退處して隱逃しぬ。此れ其九牧の地を喪うて、宗廟の國を虚にせし所以なり。桀は亭山に死し、紂は赤旆に縣るに、身先づ知らずして、人又之を諫むるもの莫りき。此れ蔽塞の禍なり。成湯は夏桀に鑒む。故に其心を主として、愼んで之を治む。是を以て能く長く伊尹を用ひて、而も身に道を失はず。此れ其の夏王に代りて、九有を受けし所以なり。文王は殷紂に鑒みる、故に其心を主として、愼しんで之を治む。是を以て能く長く呂望を用ひて、身に道を失はず。此れ其の殷王に代りて、九牧を受けし所以なり。遠方も其珍を致さざる莫し、故に目に備色を視、耳に備聲を聽き、口に備味を食ひ、形は備宮に居り、名は備號を受け、生には則ち天下歌ひ、死には則ち四海哭す。夫是之を至盛と謂ふ。詩に曰く、鳳凰秋秋、其

喪二九牧之地一。而虛中宗廟之國上也。桀死二於亭山一。紂縣二於赤旆一。身不二先知一。人又莫二之諫一。此蔽塞之禍也。成湯鑒二於夏桀一。故主二其心一。而愼治レ之。是以能長用二伊尹一。而身不レ失レ道。此其所下以代二夏王一。而受中九有上也。文王鑒二於殷紂一。故主二其心一。而愼治レ之。是以能長用二呂望一。而身不レ失レ道。此其所下以代二殷王一。而受中九牧上也。遠方莫レ不レ致二其珍一。故目視二備色一。耳聽二備聲一。口食二備味一。形居二備宮一。名受二備號一。生則天下歌。死則四海哭。夫是之謂二至盛一。詩曰。凰鳳秋秋。其翼若レ干。其聲若レ簫。有レ鳳有レ凰。樂二帝之心一。此不レ蔽之福也。

翼干の若く、其聲簫の若し。鳳有り凰有り、帝の心を樂しましむと。此れ蔽はれざるの福なり。

(一) 宋本に故に作る故は何かと讀む (二) 甲は乙の蔽を爲し乙は甲の蔽を爲すとなり (三) 桀の寵姬と佞臣との名 (四) 亦紂の寵姬と奸佞の臣との名 (五) 紂の庶兄なり (六) 伯夷呂尙の類 (七) 九州に同じ各州に司牧の官あればなり (八) 墟に通ず荒廢せる古跡 (九) 鬲を誤寫せるか歷山なり (一〇) 武王紂の頭を斬り大白旗に懸けて赤旆といへり (一一) 九州に同じ (一二) 西旅の獒を献じ肅愼の楛矢を貢せし類 (一三) 最美完全の意 (一四) 逸詩なり秋々は蹌々といふに同じ

昔人臣之蔽者。唐鞅奚齊是也。唐鞅蔽二於欲レ權。而逐二載子一。奚齊蔽二

昔は人臣の蔽はれし者は、唐鞅・奚齊是なり。(一)唐鞅は權を欲するに蔽はれて、載子を逐ひ、(二)奚齊は國を欲するに蔽はれて、中生を罪しぬ。唐鞅は宋に戮せられ、奚齊は晉に戮せらる。(三)賢相を逐うて孝兄を罪とし、身は刑戮と爲るも然も知らず。

於欲レ國。而罪二申生。唐鞅戮二於宋。奚齊戮二於晉。逐二賢相。而罪二孝兄。身爲二刑戮。然而不レ知。此蔽塞之禍也。故以二貪鄙。背叛爭權。而不二危辱滅亡一者。自レ古及レ今。未二嘗有一之也。鮑叔甯戚隰朋。仁智且不レ蔽。故能持二管仲一。而名利福祿與二管仲一齊。召公呂望。仁智且不レ蔽。故能持二周公一。而名利福祿與二周公一齊。傳曰。知レ賢之謂レ明。輔レ賢之謂レ彊。勉レ之彊レ之。其福必長。此之謂也。此不レ蔽之福也。

此れ蔽塞の禍なり。故に貪鄙背叛爭權を以てして、危辱滅亡せざる者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗て之有らざるなり。(四)鮑叔・甯戚・隰朋は、仁智にして且蔽はれず。故に能く管仲を持して、名利福祿管仲と齊しかりき。(五)召公・呂望は、仁智にして且蔽はれず、故に能く周公を持して、名利福祿周公と齊しかりき。傳に曰く、賢を知る之を明と謂ひ、賢を輔くる之を彊と謂ふ、(六)之を勉め之を彊むれば、其福必ず長ずとは、此れ之の謂なり。此れ蔽はれざるの福なり。

(一) 宋の康王の臣なり、鞅は鞅に通ず、鞅子には數說ありて詳ならず韓非子內儲說を參照すべし (二) 晉の獻公の子なり兄の太子申生を罪に陷れし事左傳參照 (三) 鞅子を指す (四) 皆齊桓公の名臣なり (五) 召公奭と太公望呂尚と (六) 宋本には彊を能に作る

昔賓孟之蔽

昔は(一)賓孟の蔽はれし者は、(二)亂家是なり。(三)墨子は用に蔽はれて、文を知らず。(四)宋

者。亂家是也。墨子蔽二於用一。而不レ知レ文。宋子蔽二於欲一。而不レ知レ得。愼子蔽二於法一。而不レ知レ賢。申子蔽二於勢一。而不レ知レ知。惠子蔽二於辭一。而不レ知レ實。莊子蔽二於天一。而不レ知レ人。故由レ用謂二之道一。盡レ利也。由レ俗謂二之道一。盡レ嗛也。由レ法謂二之道一。盡レ數矣。由レ勢謂二之道一。盡レ便矣。由レ辭謂二之道一。盡レ論矣。

子は欲に蔽はれて、得を知らず。(五)愼子は法に蔽はれて、賢を知らず。(六)申子は勢に蔽はれて、知を知らず。(七)惠子は辭に蔽はれて、實を知らず。(八)莊子は天に蔽はれて、人を知らず。故に(九)用に由りて之を道と謂ふは利を盡すなり、俗に由りて之を道と謂ふは嗛を盡すなり。(一〇)法に由りて之を道と謂ふは(一一)數を盡すなり。勢に由りて之を道と謂ふは(一二)便を盡すなり。辭に由りて之を道と謂ふは論を盡すなり。天に由りて之を道と謂ふは(一三)因を盡すなり。此の數具は、皆道の(一四)一隅のみ。夫れ道とは、(一五)常に體して變を盡す、一隅は以て之を擧るに足らざるなり。(一六)曲知の人は、道の一隅を觀るも、猶未だ之を能く識らざるなり。故に以て足れりと爲して之を飾り、內は以て自ら亂し、外は以て人を惑はし、上は以て下を蔽ひ、下は以て上を蔽ふ。此れ蔽塞の禍なり。孔子は仁智にして且蔽はれず、故に(一七)亂術を學ぶも、以て先王を爲むるに足りしなり。一家もて(一八)周道を得て、擧げて之を用ふ、(一九)成積に蔽はれざればなり。故に德は周公と齊しく、名は三王と並びぬ。此れ蔽はれざるの福なり。

由天謂之道。盡因矣。此數具者。皆道之一隅也。夫道者。體常而盡變。一隅不足以擧之。曲知之人。觀於道之一隅。猶未之能識也。故以爲足而飾之。内以自亂。外以惑人。上以蔽下。下以蔽上。此蔽塞之禍也。孔子仁智且不蔽。故學亂術足以爲先王者也。一家得周道。擧而用之。不蔽於成積也。故德與周公齊。名與三王並。此不蔽之福也。

㈠ 周景王の佞臣なり一に曰く齊萌にて戰國時代諸侯に游説せし人々なりと ㈡ 世を亂せる墨宋以下の諸氏 ㈢ 墨翟を云ふ ㈣ 宋鈃なり非十二子篇參見 ㈤ 愼到は刑名の學を倡ふ ㈥ 申不害 ㈦ 惠施は詭辯を以て世に立てり ㈧ 莊周なり天とは無爲自然の道を指す ㈨ 實用實利 ㈩ 俗人の欲する所に從つて快を縦す ⑪ 術數の義 ⑫ 便宜なり ⑬ 自然のまゝの因襲 ⑭ 一端一部の意 ⑮ 一定不變を本質として一切事物の變化を盡す ⑯ 一端一部をのみ知る人々 ⑰ 諸說あれども今姑く楊註に從うて多才雜藝の意に採る ⑱ 一人にして周の治道を得たり ⑲ 當代既成の習慣風俗

聖人知心術之患。見蔽塞之禍。故無欲無惡。無始無終。無近無遠。無博無淺。無古無今。兼陳萬物而中懸

聖人は心術の患、蔽塞せらるゝの禍を知る。故に欲と無く惡と無く、始と無く終と無く、近と無く遠と無く、博と無く淺と無く、古と無く今と無く、萬物を兼陳して、中に衡を懸く。是故に衆異も相蔽うて以て其倫を亂ることを得ざるなり。何をか衡と謂ふ、曰く、道のみ。故に心は以て道を知らざるべからず、心にして道を知らざれば、則ち道を不可として、非道を可とす。人孰か恣を得んと欲して

衡焉。是故衆異不レ得三相蔽以亂二其倫一也。何謂レ衡。曰。道。故心不レ可二以不レ知レ道。心不レ知レ道。則不二可道一而可二非道一。人孰欲レ得レ恣。而守三其所二不可一。以禁二其所レ可。以下其不二可道一之心上取レ人。則必合二於不道人一。而不三知合二於道人一。以下其不二可道一之心上與下不二可道一之人上論二道人一。亂之本也。夫何以知。

其不可とする所を守りて、以て其可とする所を禁ぜんや。其道を不可とするの心を以て人(四)を取れば、則ち必ず不道の人に合して、知は道人に合せず。其道を不可とするの心を以て、道を不可とするの人(五)と道人を論ずるは、亂の本なり。夫れ何を以てか知ならんや。

(一) はかりなり萬物の中に一標準を設くとなり (二) 倫理秩序の意 (三) 欲を縦にせんことを望む (四) 人君として人材を擢用するなり (五) 一本不道の人に作る

曰。心知レ道。然後可レ道。可レ道然後能守レ道。以禁二非道一。以二其可レ道之心一取レ人。則合二於

(一)曰く、心に道を知つて、然る後に道を可とし、道を可として然る後に能く道を守り、以て非道を禁ず。其道を可とするの心を以て人を取れば、則ち道人に合して、不道の人に合せず。其道を可とするの心を以て、道人と非道(二)を論ずるは、治の要なり。何ぞ知らざる(三)を患へんや。故に治の要は、道を知るに在り。人何を以て道

道人。而不合於不道之人矣。以其可道之心。與道人論非道。治之要也。何患不知。故治之要。在於知道。人何以知道。曰。心。心何以知。曰。虚一而靜。心未嘗不臧也。然而有所謂虚。心未嘗不滿也。然而有所謂一。心未嘗不動也。然而有所謂靜。

を知るぞ、曰く、心もてす。心は何を以てか知るぞ、曰く、虚一にして靜なればなり。心は未だ嘗て(四)臧(五)せずんばあらざるなり、然り而して所謂虚といふもの有り。心は未だ嘗て滿(六)ならずんばあらざるなり、然り而して所謂一といふもの有り。心は未だ嘗て動かずんばあらざるなり、然り而して所謂靜といふもの有り。

(一) 兪氏は曰の字衍ならんといへり (二) 非道の人 (三) 道人を知るなり (四) 心に邪が無き意 (五) 藏と通ず觀念を包藏する意 (六) 兩に作るべし、兩は同時兼知の意なり。又複雑の義にも通ず

人生而有知。知而有志。志也者臧也。然而有所謂虚。不以所已臧。害所將受。謂

人生れて知(一)有り、知ありて志有り、志は臧なり。然り而して所謂虚有り。已(二)に臧する所を以て、將に受けんとする所を害せざる、之を虚と謂ふ。心生じて知有り、知ありて異有り。異なる者は同時に之を兼ね知る。同時に之を兼知るは、兩なり。然り而して所謂一(三)有り。夫の一を以て、此の一を害せざる、之を壹と謂

之虛。心生而有レ知。知而有レ異。異也者同時兼二知之一。同時兼二知之一。兩也。然而有レ所謂一。不下以二夫一一害中此一上。謂二之壹一。心臥則夢。偸則自行。使レ之則謀。故心未二嘗不一レ動也。然而有レ所レ謂靜。不下以二夢劇一亂上レ知。謂二之靜一。未レ得レ道而求レ道者。謂三之虛一而靜。作二之則一。將レ須レ道者。之虛則入。

ふ。心臥すれば則ち夢み、(四)偸すれば則ち自ら行き、之を使へば則ち謀る。故に心は未だ嘗て動かずばあらざるなり。然り而して所謂靜(五)といふもの有り。夢劇(六)を以て知を亂らざる之を靜と謂ふ。未だ道を得ずして道を求むる者は、之を虛一にして靜なること、之が(七)則と作ると謂ふ。將に道を須ひんとする者、之虛なれば則ち入り、(八)將に道を事とせんとする者、之一なれば則ち盡き、將に道を思はんとする者、靜なれば則ち察かなり。道を知つて察かに、(九)道を知つて行ふは、道を(一〇)體する者なり。虛一にして靜なるは、之を大清明(一一)と謂ふ。萬物形して見れざる莫く、見はれて論あらざる莫く、論ありて位を失ふこと莫し。室に坐して四海を見、今に處りて久遠を論じ、萬物を疏(一二)し觀て、其情を知り、治亂を參稽(一三)して、其度に通じ、天地を經緯して、萬物を材官(一四)し、大理(一五)を制割して、宇宙裏まる。恢恢廣廣、孰か其極を知らんや、睪睪廣廣(一六)、孰か其德を知らんや、涫涫紛(一七)紛、孰か其形を知らんや。明は日月に參し、大は八極(一八)に滿つ。是之を大人と謂

將ㇾ事ㇾ道者。之一則盡。將ㇾ思ㇾ道者。靜則察。知ㇾ道察。知ㇾ道行。體ㇾ道者也。虛一而靜。謂ニ之大清明ー。萬物莫ニ形而不ー見。莫ニ見而不ー論。莫ニ論而失ー位。坐ニ於室ー而見ニ四海ー。處ニ於今ー而論ニ久遠ー。疏ニ觀萬物ー而知ニ其情ー。參ニ稽治亂ー而通ニ其度ー。經ニ緯天地ー而材ニ官萬物ー。制ニ割大理ー而宇宙裏矣。恢恢廣廣。孰知ニ其極ー。睪睪廣廣。孰知ニ其德ー。涫涫紛紛。孰知ニ其形ー。明參ニ日月ー。大滿ニ八極ー。是之謂ニ大人ー。夫惡有ㇾ蔽矣哉。

ふ、夫れ悪んぞ蔽はるゝこと有らんや。

(一)感覺知覺の類志は記憶なり (二)舊觀念の浮動せずして新觀念を迎ふる意 (三)反對せる觀念などを指す (四)怠惰の時にも觀念の狂奔妄動するを指す (五)制御して使役すれば謀慮思考す (六)夢中の妄覺と倦慢時に妄動する觀念の類と (七)法則と爲す意 (八)外物を受納するなり一本人に作るは入の誤なり (九)道を盡す (一〇)體認して離れず (一一)壅塞せらるゝ所無きなり (一二)通觀の義 (一三)參考驗査 (一四)材質に因りて適用す (一五)天下の大治を制馭す (一六)暐々に同じ (一七)紛き亂るゝ貌 (一八)八方の極

心者形之君也。而神明之主也。出ㇾ令而無ㇾ所ㇾ受ㇾ令。自禁也。自使也。自奪也。自取

(一)心は形の君なり、神明の主なり。令を出すのみにして令を受る所無く、自ら禁じ、自ら使ひ、自ら奪ひ、自ら取り、自ら行き、自ら止る。故に口は劫りて墨(二)云せしむべく、形は劫りて(三)詘申せしむべきも、心は劫りて意を易へしむべからず。之を是とすれば則ち受け、之を非とすれば則ち辭す。故に曰く、心の容は、

也。自行也。自止也。故口可三劫而使二墨云一。形可三劫而使二詘申一。心不レ可二劫而使レ易レ意。是レ之則受。非レ之則辭。故曰。心容。其擇也無レ禁。必自見二其物一也。雜博。其精之至也。不レ貳。詩云。采二采卷耳一。不レ盈二頃筐一。嗟我懷人。寘二彼周行一。頃筐易レ滿也。卷耳易レ得也。然而不レ可三以貳二周行一。故曰。心枝則無レ知。傾則不レ精。貳則疑惑。以贊二稽之一萬物可二兼知一也。

(四)其擇ぶや禁無くして、必ず自ら其物を見ること雜博なるも、其精の至るや貳せず。詩に云ふ、(五)卷耳を采り采る、頃筐に盈たず。嗟我が懷ふ人は、彼の(六)周行に寘かると。頃筐は滿し易く、卷耳は得易し。然り而して以て周行に貳すべからず。故に曰く、心(七)枝すれば則ち知無く、傾けば則ち精しからず。貳すれば則ち疑惑す。(八)以て之を贊稽すれば、萬物も兼知すべきなり。

㊀心は形體精神の主君なり ㊁默すると語ると ㊂屈伸に同じ ㊃自己の意のまゝにして禁止するもの無く選擇自由なれども一旦精神の集注するや惑ふこと無しとなり ㊄詩經周南卷耳の篇卷耳はみゝな草なり頃筐は底淺き籠 ㊅道路の義、詩意は文王の外征を懷うて筐に滿す能はずとなり ㊆樹枝の如く分るゝ意 ㊇此間道に一なる意の句を脫せるに似たり

身盡二其故一則美。類不レ可レ兩也。故知者擇レ

(一)身に其故を盡せば則ち美なり、類は兩なるべからず。故に知者は一を擇んで(二)一にす、(三)農は田に精しきも、以て(四)田師と爲るべからず。賈は市に精しきも、以て市

一而一焉。農精於田。而不可以爲田師。賈精於市。而不可以爲市師。工精於器。而不可以爲器師。有人也。不能此三技。而可使治三官。曰。精於道者也。精於物者也。精於物者以物物。精於道者兼物物。故君子一於道。而以贊稽物。一於道則正。以贊稽物則察。以正

師と爲るべからず。工は器に精しきも、以て器師と爲るべからず。人有り、此三(五)技を能くせざるも、而も三官を治めしむべし。曰く(六)、道に精しければなり。物に精しければなり。物に精しき者は以て物を物とし、道に精しき者は物を物とすることを兼ぬ。故に君子は道に一にして、以て物を贊稽す。道に一なれば則ち正、以て物を贊稽すれば則ち察。正志を以て察論を行へば、則ち萬物官す(七)。昔は舜の天下を治むるや、事を以て詔げずして(八)、萬物成り、一に處りて(九)之を危ぶみ、其榮滿側す(一〇)。一を養うて之微に、榮なるも而も未だ知らず。故に道經に曰く、人心之(一一)危く、道心之微なりと。危微の幾は(一二)、惟明君子にして、而る後に能く之を知る。

(一) 壹なり　(二) 従事する事は唯一なるべし　(三) 専一の義　(四) 田園耕作の師長　(五) 田賈工の技は拙なるも田師以下の官吏たるを得べし　(六) 君子なり物に精しは物に精しきに非ずに作るべきに似たり或は曰く物に精しの句は器師云々の下に在るべしと　(七) 萬物其所を得るなり　(八) 一々に下民に諭示せず　(九) 身を専一に置き警戒し安寧満溢す　(一〇) 心を専一に養うて幾微を慎しむが故に人之を知らず　(一一) 古代に存せし書なるべし　(一二) きざしに同じ

志行察論。則萬物官矣。昔者舜之治天下也。不以事詔。而萬物成。處一危之。其榮滿側。養一之微。榮矣而未知。故道經曰。人心之危。道心之微。危微之幾。惟明君子。而後能知之。

故人心譬如槃水。正錯而勿動。則湛濁在下。而清明在上。則足以見鬚眉而察理矣。微風過之。湛濁動乎下。清明亂於上。則不可以得大形之正也。心亦如是矣。導之以理。養之以清。物莫之傾。則足

故に人心は譬へば(一)槃水の如し、正しく錯いて動かす勿れば、則ち(二)湛濁下に在りて、清明上に在り。則ち以て鬚眉を見て、理を察するに足る。微風之を過れば、湛濁下に動き、清明上に亂れ、則ち以て(三)大形の正を得べからざるなり。心も亦是の如し。之を導くに理を以てし、之を養ふに清を以てし、物の之を傾くること莫くんば、則ち以て是非を定め、嫌疑を決するに足る。(四)小物之を引けば、則ち其正は外に易り、其心は内に傾き、則ち以て(五)麤理を決するに足らざるなり。故に書を好む者は衆し、而も(六)蒼頡獨り傳はる者は、一なればなり。稼を好む者は衆し、而も(七)后稷獨り傳はる者は、一なればなり。樂を好む者は衆し、而も(八)夔獨り傳はる者は、一なればなり。義を好む者は衆し、而も舜獨り傳はる者は、一なれば

以定是非決嫌疑矣。小物引之。則其正外易。其心内傾。則不足以決庶理也。故好書者衆矣。而倉頡獨傳者。一也。好稼者衆矣。而后稷獨傳者。一也。好樂者衆矣。而夔獨傳者。一也。好義者衆矣。而舜獨傳者。一也。倕作弓。浮游作矢。而羿精於射。奚仲作車。乘杜作乘馬。而造父精於御。自古及今。未嘗有兩而能精者也。曾子曰。是其庭可以搏鼠。惡能與我歌矣。

なり。倕が弓を作り、浮游が矢を作り、羿は射に精しく、奚仲は車を作り、乘杜は乘馬を作り、造父は御に精し。古より今に及ぶまで、未だ嘗て兩にして能く精しき者は有らざるなり。曾子曰く、其庭に以て鼠を搏つべきものは、惡んぞ能く我と歌はんと。

(一) たちひの水　(二) 沈み濁る　(三) 物象の大體をも見るべからず　(四) 瑣小の物にても外より心を引き傾くるなり萬物に蔽はるゝを謂ふ　(五) 粗末簡短なる道理　(六) 黄帝の史官なり一は專一の義　(七) 名は稼周家の遠祖にして樹藝を司りき　(八) 舜帝の典樂たりし人名　(九) 舜代に弓を改制せし人名　(一〇) 夷羿の別名か未詳　(一一) 古代弓の名手　(一二) 夏禹王の車正　(一三) 契の孫相土なるべし四馬を用ひて曳かしむる車を作る　(一四) 古代の善御者　(一五) 二道に志ある人　(一六) 心思精靜ならずとの說と鼠の出る程靜閑なる境涯との二說あり

空石之中有

空石の中に人有り、其名を觙と曰ふ。其人と爲りや、射を善くして以て好んで思

人焉。其名曰レ觙。其爲レ人也。善レ射以好思。耳目之欲接。則敗二其思一。蚊虻之聲聞。則挫二其精一。是以闢二耳目之欲一。而遠二蚊虻之聲一。閑居靜思則通。思レ仁若レ是。可レ謂レ微乎。孟子。惡レ敗而出レ妻。可レ謂二能自彊一矣。有子。惡レ臥而焠レ掌。可レ謂二能自忍一矣。未レ及レ好也。闢二耳目之欲一。可レ謂二能自彊一

ふ。耳目の欲接すれば、則ち其思を敗り、蚊虻の聲聞ゆれば、則ち其精を挫く。是を以て耳目の欲を闢けて、蚊虻の聲に遠ざかり、閑居靜思するに則ち通じぬ。仁を思ふこと是の若きは、微と謂ふべきか。孟子は(二)敗を惡んで妻を出しぬ。能く自ら彊めたりと謂ふべし。(三)有子は臥を惡んで掌を焠けり。能く自ら忍ぶと謂ふべし。未だ好むものに及ばざるなり。耳目の欲を闢く、(四)能く自ら彊むと謂ふべし、未だ思ふものに及ばず。蚊虻の聲聞ゆれば、則ち其精を挫くとは、危と謂ふべし、未だ微と謂ふべからざるなり。(五)夫れ微なる者は至人なり、至人ならば、何をか彊め何をか忍び何をか危くせん。故に(六)濁明は外に景し、清明は内に景す。聖人の其欲を縦にし、其情を兼くして、焉を制する者は理なり。(七)夫れ何をか彊め何をか忍び何をか危くせん。故に仁者の道を行ふや爲すこと無きなり、聖人の道を行ふや彊むる無きなり。仁者の思は恭に、聖人の思は樂し。此れ心を治むるの道なり。

矣。未レ及レ思也。蚊虻之聲聞。則挫二其精一。可レ謂レ危矣。未レ可レ謂レ微也。夫微者至人也。至人也、何彊何忍何危。故濁明外景、清明内景。聖人縱二其欲一、兼二其情一。而制レ焉者。理矣。夫何彊何忍何危。故仁者之行レ道也。無レ爲也。聖人之行レ道也無レ彊也。仁者之思也恭、聖人之思也樂。此治レ心之道也。

(一) 石窟なり觙の事迹は未詳　(二) 德を敗るを懼れしなり　(三) 有若なり睡魔の襲ふを忌んで手を焼きて眠をさますなり　(四) この邊誤脱有るか楊註以下、諸家皆衍文多しといへり　(五) 精一微妙舜の如き至德の人　(六) 心境十分ならざる者は外界の事物に映射し、至人の境に入るものは精神界を透して映射すとなり

凡觀レ物。有レ疑中心不レ定。則外物不レ清。吾慮不レ清。則未レ可レ定二然否一也。冥冥而行者。見二寢石一以爲二伏虎一也。見二植林一以爲二後人一也。冥冥蔽二其明一也。醉者越二

凡そ物を觀るに、疑有りて中心定らざれば、則ち外物清からず。吾が慮清からざれば、則ち未だ然否(二)を定むべからず。冥々にして行く者は、寢石を見て以て伏虎と爲し、(三)植林を見て以て後人と爲す。冥冥其明を蔽へばなり。醉ふ者は百歩の溝を越えて、以て(四)蹞歩の澮と爲し、俯して城門を出でて、以て小の閨と爲す。酒其神を亂ればなり。目を厭うて視る者は、一を視て以て兩と爲し、耳を掩うて聽く者は、(六)漠漠を聽いて以て哅哅と爲す。(七)勢其官を亂ればなり。故に山上より牛を望めば羊の若けれども、而も羊を求むる者は下り牽かず。遠きこと其

百步之溝。以爲二顚步之澮一也。俯而出二城門一。以爲二小之閨一也。酒亂二其神一也。厭レ目而視者。視レ一以爲レ兩。掩レ耳而聽者。聽二漠漠一以爲二哅哅一。勢亂二其官一也。故從二山上一望レ牛者若レ羊。而求レ羊者不二下牽一也。遠蔽二其大一也。從二山下一望レ木者。十仞之木若レ箸。而求レ箸者不二上折一也。高蔽二其長一也。水動而影搖。人不三以定二美惡一。水勢玄也。瞽者仰視。而不レ見レ星。人不三以定二有無一。用精惑也。有レ人焉。以二此時一定レ物。則世之愚者也。彼愚者之定レ物。以レ疑決レ疑。決必不レ當。夫苟不レ當。安能無レ過乎。

大を蔽へばなり。山下より木を望めば、十仞の木も箸の若けれども、而も箸を求むる者は上り折らざるなり。高きこと其長を蔽へばなり。水動いて景搖けば、人は以て美惡を定めざるは、水勢玄(八)すればなり。瞽者の仰視して、星を見ずといふも、人は以て有無を定めざるは、用精(九)惑へばなり。人有り、此の時(一〇)を以て物を定めば、則ち世の愚者たらん。彼の愚者の物を定むるや、疑(一一)を以て疑を決し、決必ず當らず。夫れ苟も當らずば、安んぞ能く過無らんや。

(一) 然るか然らざるか (二) 日暮の晦昧なる時 (三) 立木なり後人は立人の誤か或は追者ならんと謂へり (四) 半步にも足らぬ小溝 (五) 細小なる宮中の小門 (六) 疑無きなり哅々は喧嘩をいふ (七) 事情が五官を亂り蔽ふを以てなり (八) 眩に通ず (九) 目精に作るべきに似たり (一〇) 他物に眩惑壅蔽せらるゝ時 (一一) 假量宋申の徒の如きを指す

夏首之南有レ人焉。曰二涓蜀梁一。其爲レ人也。愚而善畏。明月而宵行。俯見二其影一。以爲二伏鬼一也。卬視二其髮一。以爲二立魅一也。背而走。比レ至二其家一。失レ氣而死。豈不レ哀哉。凡人之有レ鬼也。必以二其感忽之間。疑玄之時一正レ之。此人之所二以無レ有而有レ無之時也。而已以正レ事。故傷二於濕一。而擊レ鼓鼓レ痺。則必有二敝レ鼓喪レ豚之費一矣。而未レ有二兪レ疾之福一也。故雖レ不レ在二夏首之南一。則無二以異一矣。

夏首の南に人有り、涓蜀梁と曰ふ。其人と爲りや、愚にして善く畏る。明月の宵行くに、俯して其影を見て、以て伏鬼と爲し、卬いで其髮を視て、以て立魅と爲し、背いて走り、其家に至る比ひ、氣を失つて死せり。豈哀しからずや。凡そ人の鬼有りとするや、必ず其感忽の間、疑玄の時を以て之を正とす。此れ人の有を無として、無を有とする所以の時なり。而も已に以て事を正む、故に濕に傷んで、鼓を擊つて痺を鼓すれば、則ち必ず鼓を敝り豚を喪ふの費有り。而も未だ疾を愈すの福有らざるなり。故に夏首の南に在らずと雖も、則ち以だ異るところ無し。

(一) 夏水の首 (二) 未詳或は曰く列仙傳に見えたる涓子ならんと (三) 恍惚として疑惑眩迷する時 (四) 眩惑の時に決定す (五) 下文誤脫あるべし濕しびれ病の時鼓を打つは當時の俗なりこゝは鼓を打ち豚を殺して神に祈るも無意味なりとの意ならん

凡以知人之性也。可以知物之理也。以可以知人之性。求可以知物之理。而無所疑止之。則沒世窮年不能偏也。其所以貫理焉雖億萬。已不足以浹萬物之變。與愚者若一。學老身長子。而與愚者若一。猶不知錯。夫是之謂妄人。故學也者。固學止之也。惡乎止之。

凡そ人の性を知るを以てせば、以て物の理を知るべし。以て人の性を知るべきを以てして、以て物の理を知るべきを求めて、之を疑止(一)する所無ければ、則ち沒世窮年(二)まで偏きこと能はざるなり。其理に貫ふ(三)所以億萬なりと雖も、以て萬物の變を浹くするに足らず、愚者と一の若きのみ。學んで身を老し子を長ずるも、而も愚者と一の若く、猶ほ錯く(四)ことを知らざるは、夫是を之れ妄人と謂ふ。故に學とは、固より學んで之に止るなり。惡んか之に止る。曰く、諸(五)の至足に止る。曷をか至足と謂ふ。曰く、聖なり。聖とは倫を盡す者なり、王とは制を盡す者なり(七)。兩つながら盡す者は、以て天下の極(六)と爲るに足れり。故に學者は聖王を以て師と爲し、案ち聖王の制を以て法と爲し、其法を治めて以て其統類(八)を求め、以て務めて其人に象效(九)す、是に嚮つて務むるは士なり、是に類して幾づくは君子なり。之を知るは聖人なり。故に知ること有りて非(一〇)を以て是を慮るを、則ち之を懼と謂ひ、勇有りて非を以て是を持するを、則ち之を賊と謂ひ、非を察孰(一一)して以て是

曰。止二諸至足一。曷謂二至足一。曰。聖也。聖也者盡レ倫者也。王也者盡レ制者也。兩盡者。足三以爲二天下極一矣。故學者以二聖王一爲レ師。案以二聖王之制一。爲レ法。治二其法一。以求二其統類一。以務象二效其人一。嚮レ是而務士也。類レ是而幾君子也。知レ之聖人也。故有レ知非レ以慮レ是。則謂二之懼一。有レ勇非レ以持レ是。則謂二之賊一。察二孰非一以分レ是。則謂二之篡一。多能非レ以脩二蕩是一。則謂二之知一。辯利非レ以言レ是。則謂二之詍一。傳曰。天下有レ二。非察レ是。是察レ非。謂レ合二王制一與レ不レ合二王制一也。天下有レ不三以レ是爲二隆正一也。然而猶有下能分二是非一治二曲直一者上耶。

を分てば、則ち之を篡と謂ひ、多能にして非を以て是を脩蕩すれば、則ち之を知(一二)と謂ひ、辯利にして非を以て是を言へば、則ち之を詍(一三)と謂ふ。傳に曰く、天下二(一四)有り、非には是を察し、是には非を察すと。王制に合すると王制に合せざるとを謂ふなり。天下是を以て隆正(一五)と爲さざること有り。然も猶ほ能く是非を分ち曲直を治むる者有らんや。

(一)定止疑止の意　(二)世を没し年壽を盡すまでの義　(三)慣に通ず　(四)無益の學を廢捨することを知らずとなり　(五)すべて至極圓滿の處　(六)人倫の道　(七)法則制度　(八)統體類例　(九)象り倣ふ　(一〇)智あるものが己の非を以て相手の是なるを慮るなり　(一一)深察して事情に精熟す　(一二)己の非を修飾して運用するなり　(一三)多言の貌　(一四)二道なり　(一五)王者に合すること

若夫非レ分二是

若し夫れ是非を分つに非ず、曲直を治るに非ず、治亂を辨ずるに非ず、人道を治

非。非治曲直。非辨治亂。非治人道。雖能之。無益於人。不能。無損於人。案直將治怪說。玩奇辭。以相撓滑也。案彊鉗而利口。厚顏而忍詬。無正而恣睢。妄辯而幾利。不好辭讓。不敬禮節。而好相推擠。此亂世姦人之說也。則天下之治說者。方多然矣。傳曰。析辭而爲察。

るに非ずんば、（一）之を能くすと雖も、人に益無く、能くせざるも、人に損無し。案ち直に將怪說を治め、奇辭を玩び、以て（二）相撓滑するのみ。案ち（三）彊鉗にして利口、厚顏にして詬を忍び、正無くして（四）恣睢、妄辯にして利に幾く、辭讓を好まず、禮節を敬せずして、好んで（五）相推擠するのみ。此れ亂世姦人の說なり。則ち天下の說を治むる者は方に多く然り。傳に曰く、（六）辭を析つて察と爲し、物を言つて辯と爲すは、君子は之を賤しむ。（七）博聞彊志、王制に合せざるは君子は之を賤しむとは、此れ之の謂なり。之を爲すも（八）成に益無く、之を求むるも得に益無く、之を憂戚するも（九）幾に益無し。則ち廣焉として能く之を棄てて、以て自ら妨げざるなり。少頃くも之を胸中に干さしめず、往を慕はず、來を閔へず、（一〇）邑憐の心無く、時に當りて則ち動き、物至りて應じ、事起つて辨ずれば、治亂可否、昭然として明かならん。

（一）上の四說を能くするなり　（二）擾きみだす意　（三）强ひ求むる意　（四）恣にして暴を逞しうす　（五）つき落す

言物而爲辯。君子賤之。博聞彊志。不合王制。君子賤之。此之謂也。爲之無益於成也。求之無益於得也。憂戚之無益於幾也。則廣焉能弃之矣。不以自妨也。不少頃干之胸中。不慕往。不閔來。無邑憐之心。當時則動。物至而應。事起而辨。治亂可否。昭然明矣。

義　(六)言辭を曲折するを精察なりと稱す　(七)强き記憶　(八)成道なり得は德なり　(九)行爲の發現する動機
(一〇)いたみ憐れむの心

周而成。泄而敗。明君無之有也。宣而成。隱而敗。闇君無之有也。故君人者周。則讒言至矣。而直言反矣。小人邇。而君子遠矣。詩曰。墨以爲明。狐狸其蒼。此言上

(一)周にして成り、泄れて敗るゝは、明君に之有ること無し。(二)宣にして成り、隱にして敗るゝは、闇君は之有ること無し。故に人に君たる者周なれば、則ち讒言至りて、直言反り、小人邇づきて、君子遠ざかる。詩に曰く、(三)墨以て明と爲せば、狐狸其れ蒼たりと。此れ上幽にして、下險なるを言ふなり。人に君たる者宣なれば、則ち直言至りて、讒言反り、君子邇づきて、小人遠ざかる。詩に曰く、(四)明明として下に在り、赫赫として上に在りと。此れ上明にして下化するを言ふなり。

(一)周密秘密の意　(二)通達公明　(三)逸詩なり闇黑を明と假定すれば狐狸舞ひ跳るとなり人君昧愚なれば小人時を得るに喩ふ　(四)詩經大雅大明の篇なり文王の德を頌ふ

幽而下險也。君人者宣。則直言至矣。而讒言反矣。君子邇。而小人遠矣。詩云。明明在下。赫赫在上。此言上明而下化也。

後王之成名。刑名從レ商。爵名從レ周。文名從レ禮。散名之加二於萬物一者。則從二諸夏之成俗。曲二期遠方異俗之鄕一。則因レ之而爲レ通。散名之在レ人者。生之所二以然一者。謂二之性一。性之和所レ生。精合感應。不レ事而自然。

巻第十六

正名篇第二十二(一)

(二)後王の成名は、刑名は商に從ひ、爵名は周に從ひ、文名は禮に從ふ。(三)散名の萬物に加はる者は、則ち諸夏(四)の成俗に從ひ、遠方異俗の鄕に曲期(五)すれば、則ち之に因りて通を爲す。散名の人に在る者は、生の然る所以の者は、之を性と謂ふ。(七)性の和の生ずる所にして、精合(六)し感應じ、事とせずして自然なる、之を性と謂ふ。性の好惡喜怒哀樂は、之を情と謂ふ。情然りとして而も心之が擇(八)を爲すを、之を慮と謂ひ、心慮りて、能く之が動を爲すを之を僞(九)と謂ふ。慮積み能習ひ、而して後に成る、之を僞と謂ふ。利を正(一〇)として爲すは、之を事と謂ひ、義を正として爲すは、之を行と謂ふ。知る所以の人に在る者は、之を知と謂ひ、知つて合(一二)する所有るは、之を智と謂ふ。(一一)知の能くする所以の人に在る者は、之を能と謂ひ、能くし

謂ニ之性一。性之好惡喜怒哀樂。謂ニ之情一。情然而心爲ニ之擇一。謂ニ之慮一。心慮。而能爲ニ之動一。謂ニ之僞一。慮積焉能習焉。而後成。謂ニ之僞一。正レ利而爲。謂ニ之事一。正レ義而爲。謂ニ之行一。所ニ以知一之在レ人者。謂ニ之知一。知有レ所レ合。謂ニ之智一。知所ニ以能一之在レ人者。謂ニ之能一。能有レ所レ合。謂ニ之能一。性傷謂ニ之病一。節遇謂ニ之命一。是散名之在レ人者也。是後王之成名也。

て合する所有るは、之を能と謂ふ。(一三) 性の傷ふは之を病と謂ひ、(一四) 節の遇ふは之を命(一五)と謂ふ。是れ散名の人に在る者なり、是後王の成名なり。

(一) 認識論の立場より概念の構成法を論明したる名辭制定法なり (二) 後代の名辭は刑罰名は殷に爵位名は周に節文威儀名は禮經に從ふとなり (三) 一般事物の名稱 (四) 中國に同じ (五) 委曲刻定するなり標準語を定めて四方に譯する義 (六) 人身に關するもの (七) 生の和の謂天地の生氣の和によりて人の生る、意 (八) 情に可として心に選擇するなり (九) 人爲の義眞僞の僞には非ず (一〇) 目標とするなり俗にあてとする意 (一一) 事理に許す (一二) 一に習に作る此字衍文ならん (一三) 一說能は耐に作るべしと謂へり (一四) 生の意に用ふ (一五) 時節の適合

故王者之制レ名。名定而實辨。道行而志通。則愼率レ民而一焉。故析レ

故に王者の名を制するや、名定りて實辨じ、(一) 道行はれて志通じ、則ち愼しんで民を率ゐて一にす。故に辭を析つて擅に名を作り、以て正名を亂り、民をして疑惑し、(二) 民をして辨訟多からしむれば、則ち之を大姦と謂ふ。其罪猶ほ符節度量を

辭擅作レ名。以亂二正名一。使三民疑惑。民多二辨訟一。則謂二之大姦一。其罪猶下爲二符節度量一之罪上也。故其民。莫下敢爲二奇辭一以亂中正名上。故其民愨。愨則。易レ使。易レ使則公。其民莫下敢爲二奇辭一。以亂中正名上。故一二於道レ法。而謹二於循レ令矣。如レ是則其迹長矣。迹長功成。治之極也。是謹三於守二名約一之

(三)爲るの罪のごとし。故に其民敢て奇辭を爲して、以て正名を亂ること莫し。故に其民(四)愨なり、愨なれば則ち使ひ易く、使ひ易ければ則ち公なり。其民敢て奇辭を爲して、以て正名を亂ること莫し。故に法に道るに一にして、令に循ふに謹しむ。是の如くなれば、則ち其迹(五)長し。迹長く功成るは、治の極なり。是名約(六)を守るを謹しむの功なり。今聖王沒して、名守(七)慢に、奇辭起り、名實亂る。是非の形明かならざれば、則ち守法の吏、誦數(八)の儒と雖も、亦皆亂る。若し王者の起ること有らば、必ず將に舊名(九)に循ふこと有りて、新名に作ること有らんとす。然らば則ち(一〇)名有りと爲す所と、緣りて同異有りとする所と、制名の樞要とは察せざるべからざるなり。

(一) 聖道行はれて民志通ず (二) 一本民を人に作る (三) 詐僞なり (四) 正直謹厚 (五) 成迹長久なり (六) 名は一種の約束のみ故に約といふ (七) 名の約を守らず (八) 聖經を誦說する學者 (九) 其名辭を循用して不適當のもののみ新に改定せん (一〇) 名辭制定の必要と名辭に差違ある根本理由と名辭制定の標準原則と

功也。今聖王沒。名守慢。奇辭起。名實亂。是非之形不レ明。則雖レ守法之吏。誦數之儒一。亦皆亂。若有二王者起一。必將下有レ循二於舊名一。有中作二於新名上。然則所レ爲レ有レ名。與レ所三緣有二同異一。與二制名之樞要一。不レ可レ不レ察也。

異形離心交喩。異物名實玄紐。貴賤不レ明。同異不レ別。如レ是。則志必有二不レ喩之患一。而事必有二困廢之禍一。故知者爲二之分別一。制レ名以指レ實。上以明二貴賤一。下以辨二同異一。貴賤明。同異別。如レ是。則志無二不レ喩之患一。

（一）異形は離心交喩し、（二）異物は名實玄に紐ぶ。貴賤明かならず、同異別たず。是の如くんば則ち（三）志に必ず喩らざるの患有りて、事に必ず（四）困廢の禍あり。故に知者は之が分別を爲し、名を制して以て實を指す。上は以て貴賤を明かにし、下は以て同異を辨ず。貴賤明かに、同異別つ。是の如くんば則ち志に喩らざるの患無く、事に困廢の禍無し。此れ（五）名有りと爲す所なり。然らば則ち何に緣つて以て同異せん。曰く、（六）天官に緣るなり。凡そ類を同じうし情を同じうする者は、其天官の物を意するや同じ。故に之が（七）疑似を比方して通ず。是其約名を共にして、以て相期する所以なり。（八）形體色理は目を以て異にし、聲音の清濁、（九）調竽の奇聲は耳を以て異にし、甘苦鹹淡、辛酸奇味は、口を以て異にし、香臭芬鬱、（一〇）腥臊洒酸

事無困廢之禍。此所爲有名也。然則何緣而以同異。曰。緣天官。凡同類同情者。其天官之意物也同。故比方之疑似而通。是所以共其約名。以相期也。形體色理。以目異。聲音清濁。調竽奇聲。以耳異。甘苦鹹淡。辛酸奇味。以口異。香臭芬鬱。腥臊洒酸奇臭。以鼻異。疾養滄熱。滑鈹輕重。以形體異。說故喜怒哀樂愛惡欲。以心異。

奇臭は、鼻を以て異にし、疾養滄熱、(一一)滑鈹輕重は、形體を以て異にし、說故喜怒(一二)哀樂、愛惡欲は、心を以て異にす。

(一)人各其形を異にし心亦離るゝも名定まれば各人の喩る所相同じとなり (二)名異れば物異に物異れば名異に名實各々深く相結合する義 (三)意志徹底せず通曉せしめ難し (四)通ぜず成らざる也 (五)名稱制定の必要 (六)耳目鼻口形態の官能 (七)一物に得し觀念を他に比較應用して通曉す (八)色澤文章 (九)調節の意 (一〇)生臭と油臭と腐敗臭の類洒酸は漏腐に作るべしとぞ (一一)痛く痒く冷たく熱く滑澀なると粗獷なるとの類 (一二)分說すると思考推理すると

心有徵知。徵知則緣耳而知聲可也。緣目而知形可也。然而徵知

心に徵知有り、徵知は則ち耳に緣りて聲を知るは可なり。目に緣りて形を知るは可なり。然り而して徵知は必ず將に天官の其類を當簿(一三)するを待つて、然る後に可ならんとするなり。五官之を簿するも知らず、心之を徵するも說無れば、則ち人

必將下待三天官之當二簿其類一。然後可上也。五官簿レ之而不レ知。心徵レ之而無レ說。則人莫レ不三然謂二之不一知。此所二緣而以同異一也。然後隨而命レ之。同則同レ之。異則異レ之。單足二以喩一則單。單不レ足二以喩一則兼。單與レ兼。無レ所二相避一則共。雖レ共不レ爲レ害矣。知二異實者之異名一也。故使二異實者莫レ

(三)然く之を知らずと謂はざること莫し。(四)此れ緣りて以て同異ある所たり。然る後に隨つて之に命じ、同は則ち之を同とし、異は則ち之を異とす。(五)單以て喩すに足れば則ち單にし、單以て喩すに足らざれば則ち(六)兼す。單と兼と相避くる(七)所無ければ則ち共す、共すと雖も害と爲さず。異實者の異名なるを知る、故に異實者をして異名ならざる莫らしめて、亂るべからざるなり。猶ほ異實者同名ならざる莫らしむるがごとし。故に萬物衆しと雖も、時有りてか之を(九)偏擧せんと欲するや、故に之を物と謂ふ。物なる者は大共名なり。(一〇)推して之を共にす。共にすれば則ち有共し、無共に至りて、然る後に止む。時有りてか之を(一一)偏擧せんと欲す、故に之を鳥獸と謂ふ。(一二)鳥獸なる者は大別名なり。推して之を別ち、別てば則ち有別ち、無別に至りて、然る後に止む。

(一)耳の印象を感覺に徵據して聲音を認識する類の知的作用 (二)五官が印象感覺を登錄し集類するなり (三)衍文なり省くべしといふ (四)以上異名を辯ず (五)單純名辭なり (六)複合名辭 (七)相衝突せざる時は共通したる名を用ふ (八)同實に作るを是とす (九)一切の事物を盡く擧げ示す (一〇)順次概括綜合して上位に進み最高

不ニ異名一也。不レ可レ亂也。猶レ使ニ異實者莫レ不ニ同名一也。故萬物雖レ衆。有レ時而欲ニ徧擧ニ之。故謂ニ之物一。物也者大共名也。推而共レ之。共則有共。至ニ於無共一。然後止。有レ時而欲ニ偏擧ニ之。故謂ニ之鳥獸一。鳥獸也者。大別名也。推而別レ之。別則有別。至ニ於無別一。然後止。

概念に至りて止む （二） 偏の義特殊を指す （三） 鳥といふ大名より順次雉鵰等の單獨概念に進むを言ふ

名無ニ固宜一。約レ之以命。約定俗成。謂ニ之宜一。異ニ於約一。則謂ニ之不宜一。名無ニ固實一。約レ之以命レ實。約定俗成。謂ニ之實名一。名有ニ固善一。徑易而不レ拂。謂ニ之善名一。物有ニ同レ狀而異レ所者一。有ニ異レ狀而

名に固宜無し（一）、之を約して以て命じ、約定り俗成る、之を宜と謂ふ。約に異れば、則ち之を不宜と謂ふ。名に固實無し、之を約して以て實に命じ、約定りて俗成る、之を實名と謂ふ。名に固善有り、徑易（二）にして拂らざる、之を善名と謂ふ。物に狀（三）を同じうして所を異にする者あり、狀（四）を異にして所を同じうする者有り別つて所を異にすと爲すべき者は、合すべしと雖も、之を二實（五）と謂ふ。狀は變るも實に別無く、而も異を爲す者は、之を化（六）と謂ふ。化有るも而も別無きは、之を一實と謂ふ。此れ事の實を稽へて數を定むる所以なり。此れ名（七）を制するの樞要なり。後王の成名は、察せざるべからざるなり。

同所者。可別也而爲異所者。雖可合。謂之二實。狀變而實無別。而爲異者。謂之化。有化而無別。謂之一實。此事之所以稽實定數也。此制名之樞要也。後王之成名。不可不察也。

(一) 本來の定名無し (二) 簡單平易にして實に一致するなり (三) 二疋の白猫の如き類 (四) 人の老幼變化する類 (五) 二猫同狀なれども二實なればなり (六) 變化なり實の數變ずるも一實たるが如し (七) 以上制名の規範を說く

見侮不辱。聖人不愛己。殺盜非殺人也。此惑於用名。以亂名者也。驗之所以爲有名。而觀其孰行。則能禁之矣。山淵平。情欲寡。芻豢不加甘。大鐘不加樂。此惑於用實。以亂

(一)侮られて辱とせず、(二)聖人は己を愛せず、(三)盜を殺すは人を殺すに非るなりと。此は名を用ふるに惑うて以て名を亂る者なり。(四)之を名有りと爲す所以に驗して、其の孰か行はるゝを觀ば、則ち能く之を禁ぜん。(五)山淵平かに、情欲寡く、芻豢は甘を加へず、大鐘は樂を加へずとは、此れ實を用ふるに惑うて、以て名を亂る者なり。之を緣りて以て同異あること無き所に驗して、其の孰か調ふかを觀ば(六)則ち能く之を禁ぜん。(七)非して謁し、楹に牛有り、馬は馬に非ずとは、此れ名を用ふるに惑うて、以て實を亂る者なり。之を名約に驗して、(八)其受る所を以て、(九)其辭する所に悖らば、則ち能く之を禁ぜん。凡そ邪說辟言の正道を離れて擅に作る

名者也。驗之所緣無以同異而觀其孰調。則能禁之矣。非而謁。楹有牛。馬非馬也。此惑於用名。以亂實者也。驗之名約。以其所受。悖其所辭。則能禁之矣。凡邪說辟言之離正道。而擅作者。無不類於三惑者矣。故明君知其分。而不與辨也。夫民易一以道。而不可與共故。故明君臨之以勢。道之以道。申之以命。章之以論。禁之以刑。故其民之化道也如神。辨勢惡用矣哉。

者は、三惑に類せざる者無し。故に明君は其分(一〇)を知つて、與に辨ぜざるなり。夫の民は一にするに道を以てし易くして、與に故(一一)を共にすべからず。故に明君は之に臨むに勢を以てし、之を道くに道を以てし、之を申ぬるに命を以てし、之を章にするに論を以てし、之を禁ずるに刑を以てす。故に其民の道に化するや神の如し。辯勢(一二)悪んぞ用ひんや。

(一)宋銒の語なり　(二)墨子の兼愛說による　(三)莊子の語なり　(四)名辭制定の本旨に照合するなり　(五)亦莊子宋子墨子の說によりて書けり　(六)前出名辭區分の根據に照す　(七)未詳馬非馬は公孫龍の詭辯なり楹有牛の牛は矢の誤か　(八)制名の規範に照す　(九)言と實と相當らざるを明にすとなり　(一〇)名分なり　(一一)事なり老子の所謂國の利器は人に示さゞる意なり　(一二)辯說の誤か

今聖王沒。天

今聖王沒して、天下亂れ、姦言起る。君子に勢の以て之に臨む無く、刑の以て之

下亂。姦言起。君子無勢以臨之。無刑以禁之。故辯說也實不喩。然後命。命不喩。然後期。期不喩。然後說。說不喩。然後辯。故期命辯說也者。用之大文也。而王業之始也。名聞而實喩。名之用也。累而成文。名之麗也。用麗俱得。謂之知名。名也者所以期累實也。辭也者

を禁ずる無し。故に辯說するなり。實喩らずして、然る後に命じ、命喩らずして然る後に期し、期喩らずして、然る後に說き、說喩らずして然る後に辯ず。故に期命辯說なる者は、用の大文なり、而して王業の始なり。名聞えて實喩るは、名の用なり。累ねて文を成すは、名の麗なり。用麗俱に得る、之を名を知ると謂ふ。名なる者は累實を期する所以なり、辭なる者は異實の名を兼ねて、以て一意を論ずるなり。辯說なる者は、實名を異とせずして、以て動靜を喩すの道なり。期命なる者は、辯說の用なり。辯說なる者は、心の象道なり。心なる者は、道の工宰なり。道なる者は、治の經理なり。心は道に合し、說は心に合し、辭は說に合し、名を正して期し、請を質して喩し、異を辨じて過たず、類を推して悖らず。聽けば則ち文に合し、辨ずれば則ち故を盡す。道を正して姦を辨ずること、猶ほ繩を引いて以て曲直を持するがごとし。是故に邪說も亂すこと能はず、百家も竄す所無し。兼聽の明有りて、奮矜の容無く、兼覆の厚有りて、德に伐るの色無し。說

兼二異實之名一。以論二一意一也。辯說也者。不レ異二實名一。以喩二動靜一之道也。期命也者。辯說之用也。辯說也者。心之象道也。心也者。道之工宰也。道也者。治之經理也。心合二於道一。說合二於心一。辭合二於說一。正レ名而期。質レ請而喩。辨レ異而不レ過。推レ類而不レ悖。聽則合レ文。辨則盡レ故。正レ道而辨レ姦。猶三引レ繩以持二曲直一。是故邪說不レ能レ亂。百家無レ所レ竄。有二兼聽之明一。而無二奮矜之容一。有二兼覆之厚一。而無レ伐レ德之色。說行則天下正。說不レ行則白レ道而冥窮。是聖人之辯說也。詩曰。顒顒卬卬。如レ珪如レ璋。令聞令望。豈弟君子。四方爲レ綱。此之謂也。

行はるれば則ち天下正しく、說行はれざれば則ち道を白にして冥窮す(一六)、是聖人の辯說なり。詩に曰く(一七)、顒顒卬卬、珪の如く璋の如く、令聞令望、豈弟の君子、四方綱と爲すと。此れ之の謂なり。

(一) 辯說の止むを得ざるを明にするなり (二) 實の不明なる物に名を命じ猶不明なるには形狀大小もて期會し猶不明なる時は辯明說示すとなり (三) 實用の大文飾 (四) 華麗の名を重ね連ぬるなり (五) 異實の誤ならん名辭は個々の異物を表示すとなり (六) 今の命題の意 (七) 同一律を守りて推理を進行するとき思想を運用する意なり (八) 言ふところと實と合致するなり (九) 思考進行の方途 (一〇) 主宰に同じ (一一) 治國の常條貫 (一二) 情なり實情を言ふ (一三) 法式に一致す (一四) 理由を完備す (一五) 得意の色を顏に現はし俄に誇りて氣を盛んにするなり (一六) 道を明白にして身を幽隱に隱す (一七) 大雅卷阿の篇なり華敬清尚玉の如く樂易なる君子は四方の法則となるとなり

辭讓之節得矣。長少之理順矣。忌諱不稱。祆辭不出。以仁心說。以學心聽。以公心辯。不動衆人之非譽。不治觀者之耳目。不賂貴者之權勢。不利傳辟者之辭。故能處道而不貳。吐而不奪。利而不流。貴公正而賤鄙爭。是士君子之辯說也。詩曰。長夜漫兮。永思騫兮。大古之不慢兮。禮義之不愆兮。何恤人之言兮。此之謂也。

辭讓の節得、長少の理順ひ、忌諱を稱せず、(一)祆辭を出さず。仁心を以て說き、(二)學心を以て聽き、(三)公心を以て辯じ、衆人の(四)非譽に動かされず、觀者の耳目に治はされず、貴者の權勢に賂びず、(五)傳辟者の辭を利とせず。故に能く道に處して貳あらず、吐して奪はれず、利して流れず、公正を貴んで鄙爭を賤しむ。是れ士君子の(六)辯說なり。詩に曰く、(七)長夜漫たり、永思騫たり。大古を之慢らず、禮義を之愆らず、何ぞ人の言を恤へんやと。此れ之の謂なり。

(一)妖言に同じ　(二)人に學ぶ心　(三)公平の心　(四)毀譽に同じ非は誹謗なり　(五)論語に所謂便辟者の誤なるべし　(六)論を出すを言ふとの說あれど如何にや利は和の誤なるべし　(七)逸詩なり騫は行き悩む貌なり詩意は辯說正を得ば人言を憂ふるに足らずとなり

君子之言。涉然而精。俛然而類。差差然

君子の言は、(一)涉然として精しく、(二)俛然として類し、(三)差差然として齊し。彼其名を正にし、其辭を當にし、以て務めて其志義を(四)白にする者なり。彼の名辭といふ者

而齊。彼正二其名一。當二其辭一。以務白二其志義一者也。彼名辭也者。志義之使也。足二以相通一則舍レ之矣。苟レ之姦也。故名足二以指一レ實。辭足二以見一レ極。則舍レ之矣。外レ是者謂二之訒一。是君子之所レ棄。而愚者拾以爲二己寶一。故愚者之言。芴然而粗。嘖然而不レ類。誻誻然而沸。彼誘二其名一。眩二其辭一。

は、(五)志義の使なり、以て相通ずるに足れば則ち之を舍く。之を苟にするは姦なり。故に名の以て實を指すに足り、辭の以て極を見はすに足れば、則ち之を舍く。是に外るゝ者は之を訒と謂ふ。(七)是君子の棄つる所にして、愚者は拾つて以て己が寶と爲す。故に愚者の言は、(八)芴然として粗に、(九)嘖然として類せず、(一〇)誻誻然として沸す。彼其の名に誘はれ、其辭に眩して、其志義に深きこと無きなり。故に窮藉して(一一)極り無く、甚勞して功無く、(一二)貪るも名無し。故に知者の言や、之を慮るに知り易く、之を行ふに安んじ易く、之を持するに立ち易し。成れば則ち必ず其好む所を得て、其惡む所に遇はず。愚者は是に反す。詩に曰く、(一三)鬼と爲り蜮と爲れば、則ち得べからず。靦たる面目有り、人を視ること極罔し。此の好歌を作つて、以て反側を極むと。此れ之の謂なり。

(一) 固く行きわたる貌 (二) 纏りつきて統類を成す (三) 複雜なるも齊一に歸す (四) 明白の意 (五) 志義の使者とも云ふべしとなり (六) 中正の點を指す (七) 說き難き不用の言 (八) 忽然に同じ (九) 爭ひ喧しき貌 (一〇) 多言喧噪の貌 (一一) 名辭を研究すれども要領を得ずとなり (一二) 名聞を貪る (一三) 詩經小雅何人斯の篇なり鬼蜮

而無深於其志義者也。故窮藉而無極。甚勞而無功。貪而無名。故知者之言也。慮之易知也。行之易安也。持之易立也。成則必得其所好。而不遇其所惡焉。愚者反是。詩曰。爲鬼爲蜮。則不可得。有靦面目。視人罔極。作此好歌。以極反側。此之謂也。

篇にも出てたり

凡語治而待去欲者。無以道欲。而困於有欲者也。凡語治而待寡欲者。無以節欲。而困於多欲者也。有欲無欲。異類也。生死也。非治亂也。欲之多寡。異類也。情之數也。非治

凡そ治を語つて欲(一)を去るを待つ者は、以て欲を道むること無くして、欲有るに困しむ者なり。凡そ治を語りて欲を寡くするを待つ者は、以て欲を節すること無くして、欲多きに困しむ者なり。欲有ると欲無きとは、異類なり、生死(二)なり、治亂に非るなり。欲の多寡は、異類なり、情(三)の數なり、治亂に非るなり。(四)欲は得べきを待たずして、求むる者は可とする所に從ふ。欲の得べきを待たざるは、天に受くる所なればなり。求むる者の可とする所に從ふは、心に受くればなり。(五)天に受くる所の一欲、心に受くる所の多に制せらる。固より天に受くる處に類し難し。

亂ㇾ也。欲不ㇾ待ㇾ可ㇾ得。而求者從ㇾ所ㇾ可。欲不ㇾ待ㇾ可ㇾ得。所ㇾ受ニ乎天一也。求者從ㇾ所ㇾ可。受ニ乎心一也。所ㇾ受ニ乎天一之一欲。制下於所ㇾ受ニ乎心一之多上。固難ㇾ類ㇾ所ㇾ受ニ乎天一。

(一) 人欲を去り盡さんと望むなり道は治の意　(二) 生者欲有り死者欲無きが爲なり　(三) 性情必然の數なるを指す　(四) 欲は自然的發作にして目的の必得を思慮せるに非ず求は理性に質して決行するなり　(五) 以下二十二字錯說有りて一定し難し刪去するに如かざるなり

人之所ㇾ欲ㇾ生甚矣。人之所ㇾ惡ㇾ死甚矣。然而人有ニ從ㇾ生成ㇾ死者一。非ㇾ不ㇾ欲ㇾ生而欲ㇾ死也。不ㇾ可ニ以生一。而可ニ以死一也。故欲過ㇾ之而動不ㇾ及。心止ㇾ之也。心之所ㇾ可。中ㇾ理。則欲雖ㇾ多。奚傷ニ於

人の欲する所は生を甚しとし、人の惡む所は死を甚しとす。然り而して人は生(一)に從りて死を成す者有り、生を欲せずして死を欲するに非ざるなり。以て生すべからずして、以て死すべければなり。故に欲之に過ぎて動及ばざるは、(二)心之を止むればなり。心の可とする所理に中れば、則ち欲は多しと雖も、奚ぞ治を傷らん。(三)欲及ばずして動之に過るは、心之を使むればなり。心の可とする所理を失へば、則ち欲は寡しと雖も、奚ぞ亂を止めん。(四)故に治亂は心の可とする所に在りて、情の欲する所に亡し。(五)之を其在る所に求めずして、之を其の亡き所に求む。我之を得と曰ふと雖も、之を失はんのみ。性なる者は天の就なり、(六)情なる者は性の質なり、(七)

治。欲不レ及而動過レ之。心使レ之也。心之所レ可失レ理。則欲雖レ寡。奚止二於亂一。故治亂在二於心之所一レ可。亡二於情之所一レ欲。不レ求二之其所一レ在。而求二之其所一レ亡。雖レ曰二我得一レ之。失レ之矣。性者天之就也。情者性之質也。欲者情之應也。以レ欲爲レ可レ得而求レ之。情之所二必不一レ免也。以爲レ可而道レ之。知所二必出一也。故雖レ爲二守門一。欲不レ可レ去。性之具也。雖レ爲二天子一。欲不レ可レ盡。欲雖レ不レ可レ盡。可二以近一レ盡也。欲雖レ不レ可レ去。求可レ節也。所レ欲雖レ不レ可レ盡。求者猶近レ盡。欲雖レ

欲なる者は情の應(八)なり。欲を以て得べしと爲して之を求むるは、情の必ず免れざる所なり。以て可と爲して之を道(みちび)くは、知の必ず出(いづ)る所なり。故に守門(しゆもん)(九)爲(た)りと雖も、欲は去るべからず、性の具(ぐ)なればなり。天子爲りと雖も、欲は盡すべからず(一〇)。欲は盡(つく)すべからずと雖も、以て盡すに近づくべし(一一)。欲は去るべからずと雖も、求は節(せつ)すべし。欲する所盡(つく)すべからずと雖も、求むる者は猶(な)ほ盡(つく)すに近く、欲は去るべからずと雖も、求むる所慮(おもんぱかり)を得ざる者は、欲の求(もとめ)を節(せつ)するなり。道なる者は、進めば則ち盡(つく)すに近く、退(しりぞ)けば則ち求(もとめ)を節す。天下之に若(し)くと莫(な)きなり。

(一) 生の道を求めて却つて死に到る (二) 誤れる生の道の爲に死の外無ければなり (三) 心の制裁なり (四) 亂を止め防ぐ能はず (五) 制欲によりて治政を求むるを笑ふなり (六) 天賦の自然に成るもの (七) 本質内容 (八) 感應作用 (九) 卑賤の職を指すのみ (一〇) 欲望は窮盡し得べき性質の物にあらず (一一) 道を知るによりて之を止むればなり

不レ可レ去。所レ求不レ得レ慮者。欲節レ求也、道者。進則近レ盡。退則節レ求。天下莫ニ之若一也。

凡人。莫レ不レ從ニ其所一レ可。而去ニ其所一レ不可。知三道之莫ニ之若一也。而不レ從レ道者。無ニ之有一也。假レ之有レ人。而欲レ南無レ多。而惡レ北無レ寡。豈爲ニ夫南者之不一レ可レ盡也。離ニ南行一而北走也哉。今人所レ欲無レ多。所レ惡無レ寡。豈爲ニ夫所レ欲之不一レ可レ盡也。離ニ得レ欲之道一。而取レ所レ

凡そ人は、其可とする所に從つて、其不可とする所を去てざるは莫し。道の(一)之に若く莫きことを知るも、而も道に從はざる者は、之有ること無し。(二)之を假ふるに人有り、南を欲すること多きこと無く、北を惡むこと寡きこと無くば、豈夫の南する者の(三)盡すべからざるが爲に、南行を離れて北走せんや。今人の欲する所多きこと無く、惡む所寡きこと無くば、豈夫の欲する所の盡すべからざるが爲に、欲するところを得るの道を離れて、惡む所を取らんや。故に道を可として之に從はば、奚を以て之を損して亂れんや。道を不可として之に離れれば、奚を以て之を益して治まらんや。故に知者は道を論ずるのみ。(六)小家珍說の願ふ所は皆衰へんのみ。

(一) 道の至上なるを知りながら之に從はざる者は無しとなり　(二) 譬喩の意　(三) 南方遠くとも之に往かんと欲し北方近くとも往くを欲せざるなり　(四) 南方を極盡し得ず　(五) 道に從へば欲を去らざるも亂れず道に從はざれば欲を去るも治まらずとなり　(六) 宋墨等が自ら其說を珍重するを謂ふ

惡也哉。故可レ道而從レ之。奚以損レ之而亂。不二可道一而離レ之。奚以益レ之而治。故知者論レ道而已矣。小家珍說之所レ願皆衰矣。

凡人之取也。所レ欲未嘗粹而來一也。其去也。所レ惡未二嘗粹而往一也。故人無三動而不二與レ權俱一。衡不レ正。則重縣二於仰一。而人以爲レ輕。輕縣二於俛一。而人以爲レ重。此人所三以惑二於輕重一也。權不レ正。則禍託二於欲一。而人以爲レ福。福託二於

凡そ人の取るや、欲する所未だ嘗て粋にして來らざるなり。(一)其去るや、惡む所未だ嘗て粋にして往かざるなり。故に人は動くとして權(二)と倶にせざること無し。衡正しからざれば、則ち重(三)の仰に縣るは、人以て輕しと爲し、輕の俛に縣るは、人以て重と爲す。此れ人の輕重に惑ふ所以なり。權正しからざれば、則ち(四)禍は欲に托して、人以て福と爲し、福は惡に託して、人以て禍と爲す。此れ亦人の禍福に惑ふ所以なり。道とは古今の正權なり、道を離れて内(五)に自ら擇ばば、則ち禍福の託する所を知らざらん。

(一) 人の好惡取舍は往來共に純全なる能はず (二) 權衡標準を用ふるの必要あり (三) 重き物も秤竿の上れる方に在る時は見て輕しとなす下文はその反なり (四) 欲に從つて禍も亦到るに係はらず人は欲を得て幸福なりと思惟す (五) 主觀的に決定せんとするなり

惡一而人以爲レ禍。此亦人所三以惑二於禍福一也。道者古今之正權也。離レ道而内自擇。則不レ知二禍福之所一レ託。

易者以レ一易レ一。人曰二無レ得亦無一レ喪也。以レ一易レ兩。人曰二無レ喪而有一レ得也。以レ兩易レ一。人曰二無レ得而有一レ喪也。計者取レ所レ多。謀者從レ所レ可。以レ兩易レ一。人莫二之爲一。明二其數一也。從レ道而出。猶三以レ一易二レ兩也。奚喪。離レ道而内自擇。是猶三

(一)易ふる者一を以て一に易ふれば、人は得も無く(二)亦喪も無しと曰ふ。一を以て兩に易ふれば、人は喪無くして得有りと曰ひ、兩を以て一に易ふれば、人は得無くして喪有りと曰ふ。(三)計る者は多とする所を取り、謀る者は可とする所に從ふ。兩を以て一に易ふるに、人の之を爲すもの莫きは、其數に明かなればなり。道に從つて出すは、猶ほ一を以て兩に易ふるがごとし、奚ぞ喪はん。道を離れて内に自ら(四)擇ぶは、是猶ほ兩を以て一に易ふるがごとし、奚ぞ得んや。其れ百年の欲を累ねて、(五)一時の嫌に易ふ。然も且つ之を爲すは、其數に明かならざればなり。有嘗試に深く其(六)隱にして其察し難き者を觀るに、(七)志の理を輕んじて、而も物を重んぜざる者は、之有ること無し。外に物を重んじて、内に憂へざる者は、之有ること無し。行は理を離れて、而も外危ふからざる者は、之有ること無し。外危くし

以レ兩易ニ一也。奚得。其累ニ百年之欲一。易ニ一時之嫌一。然且爲レ之。不レ明ニ其數一也。有嘗試深觀下其隱而難ニ其察一者上。志輕レ理。而不レ重レ物者。無ニ之有一也。外重レ物。而不ニ內憂一者。無ニ之有一也。行離レ理。而不ニ外危一者。無ニ之有一也。外危而不ニ內恐一者。無ニ之有一也。心憂恐。則口銜ニ芻豢一。而不レ知ニ其味一。耳

て内恐れざる者は、之有ること無し。心憂恐すれば、則ち口に芻豢(八)を銜むも、而も其味を知らず。耳に鐘鼓を聽くも、而も其聲を知らず。目に黼黻を視るも、而も其狀を知らず、輕煖平簟(九)なるも、而も體は其安を知らず。故に萬物の美を嚮くるも、而も嗛る能はざるなり。假ひ問うて之に嗛するも、則ち離るゝ能はざるなり。故に萬物の美を嚮けて盛に憂ひ(一〇)、萬物の利を兼ねて盛に害す。此の如き者は、其れ物を求むるか、生を養ふか、壽を粥ふか。故に其欲を養はんと欲して其情を縱(一一)にし、其性を養はんと欲して其形を危くし、其樂を養はんと欲して其心を攻め、其名を養はんと欲して、其行を亂る。此の如き者は、封侯せられて君と稱すと雖も、其れ盜と以て異なる無く、軒(一二)に乘り絻を戴くと雖も、其れ足無きものと以て異ること無し。夫れ是之を、己を以て物の役(一三)と爲すと謂ふ。

(一) 物品を交換する者　(二) 得失利害無し　(三) 數をはかり定む　(四) 可不可の數を識するなり儒道に從へば失敗

聽二鐘鼓一。而不レ知二其聲一。目視二黼黻一。而不レ知二其狀一。輕煖平簟。而體不レ知二其安一。故嚮二萬物之美一。而不レ能レ嗛也。假問而嗛レ之。則不レ能レ離也。故嚮二萬物之美一。而盛憂。兼二萬物之利一。而盛害。如レ此者。其求レ物也。養レ生也。粥レ壽也。故欲レ養二其欲一。而縱二其情一。欲レ養二其性一。而危二其形一。欲レ養二其樂一。而攻二其心一。欲レ養二其名一。而亂二其行一。如レ此者。雖二封侯稱一レ君。其與レ盜無二以異一。雖レ乘レ軒戴レ絻。其與レ無レ足無二以異一。夫是之。謂三以レ己爲二物役一矣。

なきを謂ふ（五）一時的の快樂滿足（六）隱微にして察し難き者を研覈す（七）内心に道理を　んずる者は必ず外物の欲に馳する義不重の間に外字あるべしと顧氏の說なり（八）美食なり以下美聲美服好坐席などを遞叙す（九）簟竹の坐席（一〇）問は間を正とす一本假問の間に而得の二字を夾む（一一）目的の奈邊に在るかを知らずとなり粥は養育の義（一二）高官者の乘るべき車と戴くべき冠と（一三）外物に使役せらるゝの謂なり

心平愉。則色不レ及レ傭。而可二以養一レ目。聲不レ及レ傭。而可二以養一レ耳。蔬食菜羹。而可二以養一レ口。麤布之衣。麤紃之履。而可二以養一レ體。屋室廬庾。葭稾

心平愉なれば、則ち色は傭るに及ばずして、以て目を養ふべし。聲傭るに（一）及ばずして、以て耳を養ふべし。蔬食菜羹にして、以て口を養ふべし。麤布の衣、麤紃の履にして、以て體を養ふべし。（三）屋室廬庾、葭稾の蓐、机筵を尙へて、以て形を養ふべし。故に萬物の美無くして、以て樂を養ふべく、（四）勢列の位無くして、以て名を養ふべし。是の如くにして天下に加ふれば、其天下の爲にすること多くして、其（五）和樂は少し。夫れ是之を己を重んじて物を役すと謂ふ。（六）無稽の言、不見の

蓐。倚二机筵一。而可二以養一レ形。故無二萬物之美一。而可二以養一レ樂。無二勢列之位一。而可二以養一レ名。如レ是而加二天下一焉。其爲二天下一多。其和樂少矣。夫是之。謂二重レ己役一レ物。無稽之言。不見之行。不聞之謀。君子愼レ之。

行、不聞の謀は、君子之を愼しむ。

㊀ 備字の誤か備色は前出 ㊁ 粗末なる麻布編の細 ㊂ 狭小の室家と蘆葦のすだれと藁の褥など ㊃ 勢位爵列 ㊄ 私樂に作るを正とすべし ㊅ 根據なき言語と公明正大ならざる行爲となり

人之性惡。其善者僞也。今人之性。生而有レ好レ利焉。順レ是。故爭奪生。而辭讓亡焉。生而有二疾惡一焉。順レ是。故殘賊生。而忠信亡焉。生而有二耳目之欲一。有レ好二聲色一焉。順レ是。故淫亂生。而禮義文理亡焉。然則從二

卷第十七

性惡篇第二十三

人の性は惡、其善なる者は僞なり。今人の性、生れながらにして利を好むこと有り、(一)是に順ふ、故に爭奪生じて、辭讓亡ぶ。生れながらにして(三)疾惡すること有り、(二)是に順ふ、故に(四)殘賊生じて、忠信亡ぶ。生れながらにして耳目の欲有り、(五)聲色を好むこと有り、是に順ふ、故に淫亂生じて、禮義文理亡す。然らば則ち人の性に從ひ、人の情に順へば、必ず爭奪に出で、(六)犯分亂理に合して、暴に歸せん。故に必ず將に師法の化、禮義の道有りて、然る後に辭讓に出で、文理に合して治に歸せんとす。此を用て之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明かなり。其善なる者は僞なり。故に(七)枸木は必ず將に檃栝烝矯を待ちて、然る後に直ならんとし、(九)鈍金は必ず將に礱厲を待つて、然る後に利ならんとす。今人の性の惡は、

人之性。順二人之情。必出二於爭奪。合二於犯分亂理。而歸二於暴。故必將下有二師法之化。禮義之道。然後出二於辭讓。合二於文理。而歸中於治上。用レ此觀レ之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。故拘木必將下待二檃栝烝矯。然後直上。鈍金必將下待二礱厲。然後利上。今人之性惡。必將下待二師法。然後正。得二禮義。然後治上。今人無二師法。則偏險而不レ正。無二禮義。則悖亂而不レ治。

必ず將に師法を待つて、然る後に正しく、禮義を得て、然る後に治まらんとす。今人に師法無ければ、則ち偏險にして正しからず。(一〇)禮義無ければ、則ち悖亂にして治まらず。

(一) 生れながらの自然の性は朴質粗惡なり (二) 是の好利の性に放任す (三) にくみ嫉む (四) そこなひ傷づく (五) 本文に非ざるに似たり註文の攙入せられたるなるべし (六) 分限を犯し條理を亂す (七) 曲木に同じ (八) ため木々蒸して正しくする矯正法 (九) なまくらの金屬は砥石にかけて磨く (一〇) 偏頗不平

古者聖王。以二人之性惡。以爲二偏險而不レ正。悖亂而不レ治。是以爲レ之起二禮義。制二法

古は聖王、人の性惡なるを以て、以て偏險にして正しからず、悖亂にして治らずと爲す。是を以て之が爲に禮義を起し、法度を制して、以て人の情性を矯飾(一一)して之を正し、以て人の情性を擾化(一二)して之を導き、皆治に出でて、道に合せしむるなり。今の人は師法に化し、文學を積み、禮義に道る者を君子と爲し、性情を縦

後。以矯二飾人之情性一而正レ之。以擾二化之情性一而導レ之也。使下皆出二於治一。合中於道上者也。今之人化二師法一。積二文學一。道二禮義一者。爲二君子一。縱二性情一。安二恣睢一而違二禮義一者。爲二小人一。用レ此觀レ之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。孟子曰。人之學者。其性善也。曰是不レ然。是不レ及レ知二人之性一。而不レ察二乎人之性僞之分一者也。凡性者天之就也。不レ可レ學。不レ可レ事。禮義者聖人之所レ生也。人之所二學而能一。所二事而成一者也。不レ可レ學。不レ可レ事而在レ人者。謂二之性一。可二學而能一。可二事而成一之在レ人者。謂二之僞一。是性僞之分也。

にし、恣睢(三)に安んじて、禮義に違ふ者を小人と爲す。此を用て之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明けし。其善なる者は僞なり。孟子曰く、(四)人の學ぶ者は其性善なればなりと。曰く是れ然らず、是人の性を知るに及ばずして、人の性僞(五)の分を察せざる者なり。凡そ性とは天の就(六)なり、學ぶべからず、事とすべからず。禮義とは、聖人の生す所なり。人の學んで能くする所、事として成す所の者たり。學ぶべからず事とすべからずして人に在る(七)者は、之を性と謂ひ、學んで能くすべく、事として成すべきの人に在る者は、之を僞と謂ふ。是性僞の分なり。

(一) 矯正し修飾す　(二) 馴らして化導す　(三) 我が儘勝手の意　(四) 人の學有るは適に其天性の善を成す所以にして矯むるに非ずとある語によるか　(五) 天性と人爲との區別差分　(六) 正名篇に見ゆ　(七) 人々自ら有するなり

今人之性。目可以見。耳可以聽。夫可以見之明。不離目。可以聽之聰。不離耳。目明而耳聰。不可學明矣。孟子曰。今人之性善。將皆失喪其性故也。曰。若是則過矣。今人之性。生而離其朴。離其資。必失而喪之。用此觀之。然則人之性惡明矣。所謂性善者。不離其朴而

今人の性、目以て見るべく、耳以て聽くべし。夫の以て見るべきの明は、目を離れず。以て聽くべきの聰は、耳を離れず。目明にして耳聰なるは、學(一)ぶべからざるや明かなり。孟子曰く、今人の性は善なり、將皆其性を失喪するが故なりと。曰く、是の若きは則ち過てり。今人の性、生れて其の朴(二)を離れ、其の資を離れ、必ず失(三)して之を喪す。此を用て之を觀れば、然らば則ち人の性惡なるや明かなり。所謂性善とは、其朴を離れずして之を美とし、其資を離れずして之を利とするなり。夫の資朴の美に於る、心意の善に於るをして、夫の以て見るべきの明目を離れず、以て聽くべきの聰耳を離れず、故に目明にして耳聰なりと曰ふが若くならしむるなり。今人の性は、飢ゑて飽かんことを欲し、寒えて煖ならんことを欲し、勞して休まんことを欲す。此れ人の情性なり。今人飢うるも、長(四)を見ては敢て先づ食はざる者は、將に讓る所有らんとすればなり。勞しても敢て息を求めざる者は、將に代(五)る所有らんとすればなり。夫れ子の父に讓り、弟の兄に讓り、子

美レ之。不レ離ニ其資一而利レ之也。使丁夫資朴之於レ美、心意之於レ善、若丙夫可ニ以見一之明不レ離レ目。可ニ以聽一之聽不レ離レ耳。故曰乙目明而耳聽甲也。今人之性。飢而欲レ飽。寒而欲レ煖。勞而欲レ休。此人之情性也。今人飢。見レ長而不ニ敢先一食者。將レ有レ所レ讓也。勞而不ニ敢求一レ息者。將レ有レ所レ代也。夫子之讓ニ乎父一。弟之讓ニ乎兄一。子之代ニ乎父一。弟之代ニ乎兄一。此二行者。皆反ニ於性一而悖ニ於情一也。然而孝子之道。禮義之文理也。故順ニ情性一則不ニ辭讓一矣。辭讓則悖ニ於情性一矣。用レ此觀レ之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。

の父に代り、弟の兄に代る。此の二行(六)の者は、皆性に反して情に悖るなり。然り而して孝子の道は、禮義(七)の文理なり。故に情性に順へば、則ち辭讓せず。辭讓すれば則ち情性に悖る。此を用て之を觀れば、然らば則ち人の性惡なること明けし、其善なる者は僞なり。

(一) 天性にして勉學の餘には非ずとなり　(二) 質朴なり資は資材　(三) 本性を喪失するが故に善となるを謂ふ　(四) 尊長を曰ふ　(五) 尊長の勞位に代らんと欲す　讓と代との二行爲　(七) 卽ち人爲の修飾にして天性に非ず

問者曰。人之性惡。則禮義惡生。應レ之曰。凡禮義者。是生ニ於聖人之

問ふ者曰く、人の性惡ならば、則ち禮義惡んか生ずると。之に應じて曰く、凡そ禮義なる者は、是聖人の僞(一)に生ず。故人の性に生ずるに非るなり。故に陶人(二)は埴を埏ねて器を僞る。然らば則ち器は工(三)人の僞に生ずるなり。故人の性に生ずる

僞。非三故生二於人之性一也。故陶人埏レ埴而爲レ器。然則器生二於工人之僞一。非三故生二於人之性一也。故工人斵レ木而成レ器。然則器生二於工人之僞一。非三故生二於人之性一也。聖人積二思慮一習二僞故一。以生二禮義一。而起二法度一。然則禮義法度者。是生二於聖人之僞一。非三故生二於人之性一也。若三夫目

に非るなり。故に工人は木を斵つて器を成す。然らば則ち器は工人の僞に生ずるなり。故人の性に生ずるに非るなり。聖人は思慮を積み、(四)僞故を習ひ、以て禮義を生じて法度を起す。然らば則ち禮義法度とは、是聖人の僞に生ずるなり。故人の性に生ずるには非るなり。夫の目の色を好み、耳の聲を好み、口の味を好み、心の利を好み、(五)骨體膚理の愉佚を好むが若きは、是皆人の情性に生ずる者なり。感じて自ら然り、(六)事を待つて而る後に之を生ずる者ならざるなり。夫れ感じて而も然ること能はず、必ず且に事を待つて而る後に然らんとする者は、(七)之を僞に生ずと謂ふ。是性僞の生ずる所、其同じからざるの徵なり。故に聖人は(八)性を化して僞を起す。僞起つて禮義を生じ、禮義生じて法度を制す。然らば則ち禮義法度といふ者は、是聖人の生ずる所たり。故に聖人の衆に同じうして、其の衆に異らざる所以の者は性なり、(九)異にして衆に過ぐる所以の者は僞なり。

(一) 人僞なり　(二) 燒物屋が泥土をこねて燒物を作る　(三) 陶人に作るを是とす　(四) 人僞の事物　(五) 皮膚の文

好レ色。耳好レ聲。口好レ味。心好レ利。骨體膚理好二愉佚一。是皆生二於人之情性一者也。感而自然。不二待レ事而後生レ之者一也。夫感而不レ能レ然。必且二待レ事而後然一者。謂二之生二於僞一。是性僞之所レ生。其不レ同之徵也。故聖人化レ性而起レ僞。僞起而生二禮義一。禮義生而制二法度一。然則禮義法度者。是聖人之所レ生也。故聖人之所二以同二於衆一。其不レ異中於衆上者。性也。所二以異而過一レ衆者。僞也。

理 (六) 學問事爲なくとも天性に然りとなり (七) 於生の二字不要なるに似たり (八) 本性を變化せしめて人爲の修飾を起す (九) 聖人の衆人と差違ある所以

夫好レ利而欲レ得者。此人之情性也。假三之有二弟兄資レ財而分者一。且下順二情性一。好レ利而欲上レ得。若レ是。則兄弟相拂奪矣。且レ化二禮義之文理一。若レ是。則讓二乎國人一

夫れ利を好んで得を欲する者は、此れ人の情性なり。之を弟兄の財を資りて分つ者有るに假へんに、且に情性に順ひ利を好んで、得を欲せんとせんか、是の若くんば、則ち兄弟相拂奪せん。且に禮義の文理に化せんとせんか、是の若くんば、則ち國人に讓らん。故に情性に順へば、則ち弟兄も爭ひ、禮義に化すれば、則ち國人に讓るなり。凡そ人の善を爲さんと欲する者は、性惡なるが爲なり。夫れ薄は厚を願ひ、惡は美を願ひ、狹は廣を願ひ、貧は富を願ひ、賤は貴を願ふ。苟も中に無き者は、必ず外に求む。故に富めば財を願はず、貴ければ勢を願はず。

矣。故順情性。則弟兄爭矣。化禮義。則讓乎國人矣。凡人之欲爲善者。爲性惡也。夫薄願厚。惡願美。狹願廣。貧願富。賤願貴。苟無之中者。必求於外。故富而不願財。貴而不願勢。苟有之中者。必不及於外。用此觀之。人之欲爲善者。爲性惡也。今人之性。固無禮義。故彊學而求有之也。性不知禮義。故思慮而求知之也。然則性而已。則人無禮義。不知禮義。人無禮義則亂。不知禮義則悖。然則性而已。則悖亂在己。用此觀之。人之性惡明矣。其善者僞也。

苟も中に有る者は、必ず外に及めず(四)、此を用て之を觀るに、人の善を爲さんと欲する者は、性惡なるが爲なり。今人の性、固より禮義無し。故に彊ひ(五)學んで之を有せんことを求む。性は禮義を知らず、故に思慮して之を知らんことを求む。然も則ち性のみなれば、則ち人に禮義無く、禮義を知らず。人に禮義無ければ則ち亂れ、禮義を知らざれば則ち悖る。然らば(六)則ち性のみなれば、則ち悖亂己に在り。此を用て之を觀れば、人の性惡なるや明けし、其善なる者は僞なり。

㊀相逆ひ爭ひ合ふ　㊁緣故もなき國內一般の人々　㊂輕薄なれば重厚を希望す　㊃求に作るべし　㊄勉強する意　㊅一本性を生に作れども從ふべからず

孟子曰。人之

孟子曰く、人の性は善と。曰く、是れ然らず。凡そ古今天下の所謂善なる者は、正理(一)

性善。曰。是不レ然。凡古今天下之所謂善者。正理平治也。所謂惡者。偏險悖亂也。是善惡之分也已。今誠以二人之性。固正理平治一邪。則有惡用二聖王一。惡用二禮義一矣哉。雖レ有二聖王禮義一。將曷加二於正理平治一也哉。今不レ然。人之性惡。故古者聖人。以二人之性惡一。以爲二偏險而不レ

平治なり、所謂惡なる者は、(二)偏險悖亂なり。是れ善惡の分なり。今誠に人の性は固より正理平治なりと以はんか、則ち有惡ぞ聖王を用ひん、惡ぞ禮義を用ひん。聖王禮義有りと雖も、將曷ぞ正理平治に加へんや。今は然らず、人の性は惡なり。故に古の聖人は、人の性は惡なるを以て、以て偏險にして正しからず、悖亂して治らずと爲す。故に之が爲に(三)君上の勢を立てて、以て之に臨み、禮義を明にして以て之を化し、(四)法正を起して以て之を治め、刑罰を重んじて以て之を禁じ、天下をして皆治に出でて、善に合せしむるなり。是聖王の治にして、禮義の化なり。今當試に君上の勢を去り、禮義の化を無し、法正の治を去り、刑罰の禁を無し、(五)倚つて天下民人の(六)相與するを觀んに、是の若くんば、則ち夫の彊き者は弱を害して之を奪ひ、衆き者は(七)寡を暴して之を譁し、天下の悖亂して相亡せんこと、(八)頃を待たざらん。此を用て之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明けし。其善なる者は僞なり。故に善く古を言ふ者は、必ず今に(九)節有り。善く天を言ふ者

正。悖亂而不ㇾ治。故爲ㇾ之立二君上之勢一。以臨ㇾ之。明二禮義一以化ㇾ之。起二法正一以治ㇾ之。重二刑罰一以禁ㇾ之。使下天下皆出二於治一。合中於善上也。是聖王之治。而禮義之化也。今當試去二君上之勢一。無二禮義之化一。去二法正之治一。無二刑罰之禁一。倚而觀二天下民人之相與一也。若ㇾ是。則夫彊者害ㇾ弱而奪ㇾ之。衆者暴ㇾ寡而譁ㇾ之。天下之悖亂而相亡。不ㇾ待ㇾ頃矣。用ㇾ此觀ㇾ之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。故善言ㇾ古者。必有ㇾ節二於今一。善言ㇾ天者。必有ㇾ徴二於人一。

は、必ず人に徴有り。(一〇)

(一) 正しく義理を治めて公平に治定するなり (二) 偏頗不正にして道に逆ひもとる (三) 君侯上長の勢位 (四) 法度規矩 (五) 傍觀の義 (六) 相互に關係交渉する意 (七) 喧譁して少數者を壓倒するなり (八) 須臾に同じ (九) 符節の意彼と此と相契合すとなり (一〇) 兆驗なりしるし

凡論者。貴下其有二辨合一有中符驗上。故坐而言ㇾ之。起而可ㇾ設。張而可二施行一。今孟子曰。人之性善。無二辨合符驗一。坐而

凡そ論は、其辨合(一)有り符驗あるを貴ぶ。故に坐して之を言ひ、起つて設くべく、張つて(二)施行すべし。今孟子曰く、人の性は善なりと。辨合符驗無くして、坐して之を言ふも、起つて設くべからず、張るも施行すべからず。豈過の甚しきならずや。故に性善なれば、則ち聖王を去りて、禮義を息む。性惡なれば、則ち聖王に與して、禮義を貴ぶ。故に隱栝(三)の生ずるは、枸木の爲なり。繩墨の起るは、

言レ之。起而不レ可レ設。張而不レ可二施行一。豈不二過甚一矣哉。故性善。則去二聖王一。息二禮義一矣。性惡則興二聖王一。貴二禮義一矣。故檃栝之生。爲二拘木一也。繩墨之起。爲二不直一也。立二君上一明二禮義一。爲二性惡一也。用レ此觀レ之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。直木不レ待二檃栝一而直者。其性直也。拘木必將レ待二檃栝烝矯一。然後直者。以二其性不直一也。今人之性惡。必將レ待二聖王之治。禮義之化一。然後皆出二於治一。合二於善一也。用レ此觀レ之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。

不直の僞なり。君上を立て禮義を明にするは、性惡なるが僞なり。此を用て之を觀るに、然らば則ち人の性惡なるや明けし。其善なる者は僞なり。直木の檃栝を待たずして直なる者は、其性直なればなり。枸木は必ず將に檃栝烝矯を待つて、然る後に直ならんとする者は、其性不直なるを以てなり。今人の性は惡、必ず將に聖王の治、禮義の化を待つて、然る後に皆治に出で、善に合せんとす。此を用て之を觀るに、然らば則ち人の性は惡なること明けし、其善なる者は僞なり。

(一)辯說理に合し符合し徵驗あるなり　(二)張りひろぐるなり　(三)前出ため木　(四)直ならざるが故なり

問者曰。禮義

問ふ者曰く、禮義は積僞なるも、是人の性なり。故に聖人能く之を生ずと。之に

積僞者。是人之性。故聖人能生レ之也。應レ之曰。是不レ然。夫陶人埏レ埴而生レ瓦。然則瓦埴豈陶人之性也哉。工人斲レ木而生レ器。然則器木豈工人之性也哉。夫聖人之於二禮義一也。辟亦陶埏而生レ之也。然則禮義積僞者。豈人之性也。哉。凡人之性者。堯舜之與二桀跖一其性一

應じて曰く、是然らず。夫れ陶人は埴を埏して瓦を生ず。然も則ち瓦埴は豈陶人の性ならんや。工人は木を斲して器を生ず。然も則ち器木は豈工人の性ならんや。夫れ聖人の禮義に於るや、辟へば亦陶の埏して之を生ずるのみ。然れば則ち禮義積僞は、豈人の性ならんや。凡そ人の性なる者は、堯舜と桀跖と、其性は一なり。君子と小人と、其性は一なり。今將に禮義積僞を以て、人の性と爲さんとせんか。然らば則ち有曷ぞ堯禹を貴んで、曷ぞ君子を貴ばんや。凡そ堯禹君子を貴ぶ所の者は、能く性を化し、能く僞を起し、僞起りて禮義を生ずればなり。然らば則ち聖人の禮義積僞に於けるや、亦陶の埏して之を生ずるがごときなり此を用て之を觀るに、然らば則ち禮義積僞なる者は、豈人の性ならんや。桀跖小人に賤しむ所の者は、其性に從ひ、其情に順ひ、恣睢に安んじ、以て貪利爭奪に出づればなり。故に人の性の惡なること明けし、其善なる者は僞なり。

(一) 禮義は人爲によりて生じたる者なれども人の本性に具るが故に外部に發生せしなりと (二) 埴土を瓦とするな

也。君子之與二小人一、其性一也。今將下以二禮義積僞一爲中人之性上邪。然則有曷貴二堯禹一。曷貴二君子一矣哉。凡所レ貴二堯禹君子一者。能化レ性。能起レ僞。僞起而生二禮義一。然則聖人之於二禮義積僞一也。亦猶二陶埏而生一レ之也。用レ此觀レ之。然則禮義積僞者。豈人之性也哉。所レ賤二於桀跖小人一者。從二其性一順二其情一。安二恣睢一以出二乎貪利爭奪一。故人之性惡明矣。其善者僞也。

り　㊂ 夏の桀王と大盜跖と

天非下私二曾騫孝己一而外中衆人上也。然而曾騫孝己。獨厚二於孝之實一。而全二於孝之名一者何也。以レ綦二於禮義一故也。天非下私二齊魯之民一而外中秦人上也。然而於二父子之義。夫

天は曾・騫・孝己に私して、衆人を外にするに非るなり。然り而して曾・騫・孝己のみ、獨り孝の實に厚くして、孝の名に全き者は何ぞや。禮義を綦むるを以ての故なり。天は齊・魯の民に私して、秦人を外にするに非るなり。然り而して父子の義、夫婦の別に於て、齊魯の孝具し敬父なるに如かざる者は何ぞや。秦人の情性に從ひ、恣睢に安んじ、禮義を慢んずるを以ての故なり。豈其性の異なるならんや。

㊀ 曾參閔子騫は共に孔門に孝を以て聞えし人孝己は殷代の孝子なり　㊁ 極盡の義　㊂ 共に周代の淳風美俗に近かりしなり　㊃ 孝恭敬文の誤ならんとの說あり

婦之別。不レ如二齊魯之孝具敬父一者何也。以下秦人之從二情性一、安二恣睢一、慢中於禮義上故也。豈其性異矣哉。

塗之人可二以爲レ禹。曷謂也。曰。凡禹之所二以爲レ禹者。以三其爲二仁義法正一也。然則仁義法正。有二可レ知可レ能之理一。然而塗之人也。皆有下可三以知二仁義法正一之質上。皆有下可三以能二仁義法正一之具上。然則其可二以爲レ禹明矣。今以二仁義法正一爲三固

塗(一)の人も以て禹爲るべしとは、曷の謂ぞや。曰く、凡そ禹の禹爲る所以の者は、其仁義法正を爲すを以てなり。然らば則ち仁義法正は、知るべく能くすべきの理有り。然り而して塗の人は、皆以て仁義法正を知るべきの質有り、皆以て仁義法正を能くすべきの具(二)有り、然らば則ち其以て禹たるべきや明かなり。今仁義法正を以て、固より知るべく能くすべきの理無しと爲んか。然らば則ち禹と唯(三)も、仁義法正を知らず、仁義法正を能くせざるなり。將に塗の人をして、固に以て仁義法正を知るべきの質無くして、固に以て仁義法正を能くすべきの具無らしめんとせんか、然らば則ち塗の人や、且に内は以て父子の義を知るべからず、外は以て君臣の正を知るべからざらんとす。然らず。今塗の人は、皆内は以て父子の義を知り、外は以て君臣の正を知るべし。然らば則ち其以て知るべきの質、以て能くす

無二可レ知可レ能之理一邪。然則唯レ禹。不レ知二仁義法正一。不レ能二仁義法正一也。將レ使丙塗之人。固無下可三以知二仁義法正一之質上。而固無乙可三以能二仁義法正一之具甲邪。然則塗之人也。

べきの具は、其れ塗の人に在ること明なり。今塗の人をして、其以て知るべきの質、以て能くすべきの具を以て、夫の仁義の知るべきの理、能くすべきの具に本づかしめんに、然らば則ち其以て禹爲るべきこと明なり。今塗の人をして、術に伏し(四)學を爲め、心を專にし志を一にし、思索孰察せしめ、日を加へて(五)久しきに縣け、善を積んで息まずんば、則ち神明に通じて、天地に參せん。故に聖人といふ者は、人の積んで致す所なり。

(一)道路通行の尋常人　(二)才能といふ程の義　(三)熟字に通ず　(四)業に通ず　(五)久しき時日を積みかさぬ

且下內不レ可三以知二父子之義一。外不レ可三以知二君臣之正一。不レ然。今塗之人者。皆內可三以知二父子之義一。外可三以知二君臣之正一。然則其可二以知一之質。可二以能一之具。其在二塗之人一明矣。今使下塗之人者。以下其可二以知一之質。可二以能一之具上。本乙夫仁義之可レ知之理。可レ能之具。然則其可二以爲一禹明矣。今使下塗之人。伏レ術爲レ學。專レ心一レ志。思索熟察上。加レ日縣レ久。積レ善而不レ息。則通二於神明一。參二於天地一矣。故聖人者。人之所二積而致一也。

曰。聖可二積而

曰く、聖は積んで致すべきか。然り而して皆積むべからざるは何ぞやと。曰く、

致。然而皆不レ可レ積何也。曰。可レ以而不レ可レ使也。故小人可三以爲二君子一。而不レ肯レ爲二君子一。君子可三以爲二小人一。而不レ肯レ爲二小人一。小人君子者。未二嘗不一レ可二以相爲一也。然而不二相爲一者。可レ以而不レ可レ使也。故塗之人。可二以爲一レ禹。則然。塗之人能爲レ禹。未二必然一也。雖レ不レ能レ爲レ禹。無レ害レ可二以爲一レ

以てすべくして使むべからざればなり。故に小人は以て君子と爲るべくして、君子爲ることを肯(二)んぜず。君子は以て小人爲るべくして、小人爲ることを肯んぜず。小人君子なる者は、未だ嘗て以て相爲すべからずんばあらざるなり。然り而して相爲さざる者は、以てすべくして使(一)むべからざればなり。故に塗の人、(三)以て禹と爲るべきことは、則ち然るも、塗の人能く禹と爲ることは、未だ必ずしも然らざるなり。禹爲ること能はずと雖も、以て禹と爲るべきには害無し。足は以て天下を偏行すべきも、然も未だ嘗て能く天下を偏行する者は有らざるなり。夫れ工匠農(四)賈は、未だ嘗て以て事を相爲すべからずんばあらざるなり。然り而して未だ嘗て能く事(五)を相爲さざるなり。此を用て之を觀るに、然らば則ち以て爲すべきもの、未だ必ずしも能くせざるなり。能はずと雖も、以て爲すべきには害無し。然らば則ち(六)能と不能と、可と不可とは、其同じからざるや遠し。其以て相爲すべからざるや明けし。(七)堯は舜に問うて曰く、人情何如と。舜對へて曰く、人情甚だ美な

禹。足レ可三以偏二行天下一。然而未下嘗有中能偏二行天下一者上也。夫工匠農賈。未二嘗不一レ可下以相中爲事上也。然而未三嘗能相二爲事一也。用レ此觀レ之。然則可二以爲一。未二必能一也。雖レ不レ能。無レ害レ可二以爲一。然則能不能。之與二可不可一。其不レ同遠矣。其不レ可二以相爲一明矣。堯問二於舜一曰。人情何如。舜對曰。人情甚不レ美。又何問焉。妻子具。而孝衰二於親一。嗜欲得而信衰二於友一。爵祿盈。而忠衰二於君一。人之情乎。人之性乎。甚不レ美。又何問焉。唯賢者爲レ不レ然。

らず、又何ぞ問はん。妻子具りて、孝は親に衰へ、嗜欲得て、信は友に衰へ、爵祿盈ちて、忠は君に衰ふ。人の情か、人の性か。甚だ美ならず、又何ぞ問はんと。唯賢者のみ然らずと爲す。

(一) 性惡なるが故に爲さしむべからず (二) 變化し通同し得るの素質ありとなす (三) 禹たるべき素質あれども人皆禹となる事は不可能なり (四) 徧く行きめぐる (五) 事業を交換しても爲し能はざるに非ずとなり (六) 能不能は實際なり可不可は道理なり (七) 管子にも出でたれど堯舜問答の實際なりや否やは定め難し (八) 妻子有れば父母に對する孝行衰ふ

有二聖人之知者一。有二士君子之知者一。有二小人之知者一。有二役夫之知者一。

聖人の知といふ者有り、士君子の知といふ者有り、小人の知といふ者有り、役夫の知といふ者有り。(一)多言なれば則ち文にして類あり、終日議するに、其之を言ふ所以のもの、千擧萬變して、其統類一なるは、是聖人の知なり。(二)少言なれば則ち

多言則文而類。終日議。其所以言之、千擧萬變、其統類一也。是聖人之知也。少言則徑而省。論而法。若佚之以縄。是士君子之知也。其言也諂。其行也悖、其擧事多悔。是小人之知也。齊給便敏而無類。雜能旁魄而毋用、析速粹熟而不急。不恤是非。不論曲直。以期勝人爲意。是役夫之知也。

徑にして省、論にして法あり、之を佚するに縄を以てするが若し。是士君子の知なり。其言は諂ひ、其行や悖り、其擧事に悔多きは、是小人の知なり。(三)齊給便敏にして類無く、雜能旁魄にして用毋く、(四)析速粹熟にして急ならず、是非を恤みず、曲直を論ぜず、人に勝つを期するを以て意と爲すは、是役夫の知なり。

(一)多言は棄れ易けれども聖人の言は文章粲然として矛盾混雜せず (二)言寡にして簡易倫次して秩序あり (三)辯論敏捷にして統類なく雜駁にして實用に適せず (四)辭を分析して捷給に精熟して急場に合に間はず

有上勇者。有中勇者。有下勇者。天下有中。敢直其身。先王有道。敢行其意。上不

上勇の者有り、中勇の者有り、下勇の者有り。天下に中有り、(二)敢て其身を直くし、先生道有り、敢て其意を行ひ、上は亂世の君に循はず、下は亂世の民に俗はず、(三)仁の在る所は貧窮無く、(一)仁の亡き所は富貴無く、天下之を知れば、則ち天下と同じく、之を苦樂せんと欲し、(四)天下之を知らざれば、則ち傀然(五)として天地の

循ニ於亂世之君一。下不レ俗ニ於亂世之民一。仁之所レ在無ニ貧窮一。仁之所レ亡無ニ富貴一。天下知レ之。則欲下與ニ天下一同。苦中樂之上。天下不レ知レ之。則傀然獨ニ立天地之間一而不レ畏。是上勇也。禮恭而意儉。大ニ齊信一焉。而輕ニ貨財一。賢者敢推而尚レ之。不肖者敢援而廢レ之。是中勇也。輕レ身而重レ貨。恬レ禍而廣解。苟不レ恤ニ是非然不然之情一。以レ期レ勝レ人爲レ意。是下勇也。

間に獨立して畏れざる、是上勇なり。(六)禮恭にして意儉に、(七)齊信を大として、貨財を輕んじ、賢者をば敢て推して之を尚び、不肖者をば敢て援いて之を廢するは、是中勇なり。身を輕んじて貨を重んじ、禍に恬んじて(八)廣解し、苟も是非然不然の情を恤へず、人に勝つを期するを以て意と爲すは、是下勇なり。

(一)中正なる禮義の道　(二)先王の道意を履行す　(三)沿字を是とすべし　(四)苦は共に作るべし　(五)獨立して人に倚らざるなり　(六)體字の誤なり　(七)忠信に同じ　(八)廣く自ら開解す

繁弱鉅黍。古之良弓也。然而不レ得ニ排檄一。則不レ能ニ自正一。桓公之葱。太

(一)繁弱鉅黍は、古の良弓なり。然り而して(二)排檄を得ざれば、則ち自ら正すこと能はず。桓公の葱(三)、太公の闕、文王の錄、莊君の曶、闔閭の干將莫邪、鉅闕辟閭は、此れ皆古の良劍なり。然り而して砥礪を加へざれば、則ち利きこと能はず。

公之闕。文王之錄。莊君之曶。闔閭之干將莫邪。鉅闕辟閭。此皆古之良劍也。然而不ㇾ加二砥礪一。則不ㇾ能ㇾ利。不ㇾ得二人力一。則不ㇾ能ㇾ斷。驊騮騹驥。纖離綠耳。此皆古之良馬也。然而前必有二銜轡之制一。後有二鞭策之威一。加ㇾ之。以二造父之馭一。然後一日而致二千里一也。夫人雖ㇾ有二性質美一。

人力を得ざれば、則ち斷つこと能はず。(四)驊騮騹驥、纖離綠耳は、此れ皆古の良馬なり。然り而して前に必ず銜轡(五)の制有り、後に鞭策の威有り。之に加ふるに、造父(六)の馭を以てして、然る後に一日にして千里を致すなり。夫れ人は性質の美有りて、心に辨知すと雖も、必ず將に賢師を求めて之に事へ、賢友を擇んで之を友とせんとす。賢師を得て之に事ふれば、則ち聞く所の者は、堯・舜・禹・湯の道なり。良友を得て之を友とすれば、則ち見る所の者は、忠信敬讓の行なり。身は日に仁義に進んで、而も自ら知らざる者は、靡(七)然らしむるなり。今不善人と處れば、則ち聞く所の者は、欺誣詐僞のみ、見る所の者は、汙漫淫邪貪利(八)の行なり。身且つ刑戮を加へられて、而も自ら知らざる者は、靡然らしむればなり。傳(九)に曰く、其子を知らずんば、其友を視よ、其君を知らずんば、其左右を視よと。靡(一〇)のみ、靡のみ。

(一) 左傳に見えたる良弓なり鉅黍は拒來の誤か史記に見ゆ　(二) 弓弩を正す器　(三) 以下皆古代の名劍なるべし

而心辨知上。必將下求二賢師一而事レ之、擇二賢友一而友レ之。得二賢師一而事レ之。則所レ聞者。堯舜禹湯之道也。得二良友一而友レ之。則所レ見者。忠信敬讓之行也。身日進二於仁義一。而不二自知一也者。靡使レ然也。今與二不善人一處。則所レ聞者。欺誣詐僞也。所レ見者。汙漫淫邪貪利之行也。身且加二於刑戮一。而不二自知一者。靡使レ然也。傳曰。不レ知二其子一。視二其友一。不レ知二其君一。視二其左右一。靡而已矣。靡而已矣。

(四)周穆王が八駿馬の名によりて書けり　(五)前にはくつわ手綱あり後には鞭あり　(六)古代の善馭者　(七)漸次に感化したる習慣　(八)汚れて人を詐り欺く義　(九)古語の傳はれるなるべし　(一〇)感染の大切なることを繰返し云ふなり

(一)君子篇第二十四

天子無レ妻。告二人無一レ匹也。四海之内無二客禮一。告レ無レ適也。足能行。待二相者一然後進。口能言。待二官人一然後詔。不レ視

(二)天子は妻無し、人に匹なきを告ふなり。四海の内に客禮無し、(三)適無きを告ふなり。足は能く行くも、(四)相者を待ちて然る後に進み、口能く言ふも、官人を待つて然る後に詔ぐ。視ずして見、聽かずして聽、言はずして信、慮らずして知、動かずして功あるは、(五)至備を告ふなり。天子なる者は、勢至重、形至佚、心至愈、(六)志は詘する所無く、形は勞する所無く、尊きこと上無し。詩に曰く、(七)普天の下、

而見。不ㇾ聽而聽。不ㇾ言而信。不ㇾ慮而知。不ㇾ動而功。告二至備一也。天子也者。勢至重。形至佚。心至愈。志無ㇾ所ㇾ詘。形無ㇾ所ㇾ勞。尊無ㇾ上矣。詩曰。普天之下。莫ㇾ非二王土一。率土之濱。莫ㇾ非二王臣一。此之謂也。

王土に非る莫く、率土の濱、王臣に非る莫しと。此之の謂なり。

㊀各篇皆頭字をとりて篇名となせるを見れば天子の誤ならんか ㊁妻は齊の意なり、天子は至尊齊等の匹あるべからざる義なり ㊂相對敵する者 ㊃禮を助くる者 ㊄天子盡く群下に委して周到なるを言ふ ㊅愉快の義 ㊆詩經小雅北山の篇

聖王在ㇾ上。分義行二乎下一。則士大夫無二流淫之行一。百吏官人無二怠慢之事一。衆庶百姓無二姦怪之俗一。無二盜賊之罪一。莫三敢犯二大上之禁一。天下曉然皆知二夫

聖王上に在り、(一)分義下に行はるれば、則ち士大夫に流淫の行無く、百吏官人に、怠慢の事無く、衆庶百姓に、姦怪の俗無く、盜賊の罪無く、敢て(二)大上の禁を犯すもの莫し。天下曉然、皆夫の盜竊(三)の人の以て富を爲すべからざるを知る。皆夫の(四)賊害の人の、以て壽を爲すべからざるを知る。皆夫の上の禁を犯すものは、以て安を爲すべからざるを知る。其道に由らざれば、則ち必ず其惡む所に遇ふ。是故に(五)刑罰綦めて省き、威の行はるゝこと流るゝが如く、世曉然として、皆夫の姦を爲せば、則ち隱竄逃亡すと雖も、(六)之由

盜竊之人。不レ可ニ以爲レ富也。皆知ニ夫賊害之人。不レ可ニ以爲レ壽也。皆知下夫犯ニ上之禁一。不レ可ニ以爲レ安也。由ニ其道一則人得ニ其所レ好焉。不レ由ニ其道一則必遇ニ其所レ惡焉。是故刑罰綦省。而威行如レ流。世曉然皆知下夫爲レ姦。則雖ニ隱竄逃亡一。之由不レ足ニ以免一也。故莫レ不ニ服レ罪而請一。書曰。凡人自得レ罪。此之謂也。

以て免るゝに足らざるを知る。故に罪に服して請(七)あらざること莫し。書に曰く、(八)凡そ人は自ら罪を得と。此之の謂なり。

(一)大義名分　(二)上の大禁に作るべし、或は大学衍なるか　(三)次句の人と共に削るべきに似たり　(四)自ら生命を賊害す　(五)刑罰を簡單にす　(六)是猶に同じ　(七)情を明して僞を申し立てざるなり　(八)書經康誥の字面なれどこゝには自白の意にとれり

故刑當レ罪則威。不レ當レ罪則侮。爵當レ賢則貴。不レ當レ賢則賤。古者刑不レ過レ罪。爵不レ踰レ德。故殺ニ其父一。而臣ニ其子一。殺ニ

故に刑の罪に當るは則ち威、罪に當らざるは則ち侮。爵の賢に當るは則ち貴、賢に當らざるは則ち賤。(一)古は刑は罪に過ぎず、爵は德に踰えず。(二)故に其父を殺して、其子を臣とし、其兄を殺して、其弟を臣とす。刑罰は罪に怒ぎず、爵賞は德を踰えず。(三)分然として各〻其誠を以て通ず。是を以て善を爲す者は勸め、不善を爲す者は沮み、刑罰綦め省いて、威の行はるゝこと流るゝが如く、政令致明に(四)

其兄。而臣二其弟。刑罰不怒罪、爵賞不踰德、分然各以其誠通。是以爲善者勸。爲不善者沮。刑罰綦省。而威行如流。政令致明。而化易如神。傳曰。一人有慶。兆民賴之。此之謂也。亂世則不然。刑罰怒罪。爵賞踰德。以族論罪。以世擧賢。故一人有罪。而三族皆夷。德雖如舜。不免刑均。是以族論罪也。先祖當賢。子孫必顯。行雖如桀紂。列從必尊。此

して、化易神の如し。傳に曰く、(六)一人慶有れば、兆民之に賴るとは、此之の謂なり。亂世は則ち然らず。刑罰は罪に怒ぎ、爵賞は德に踰え、(七)族を以て罪を論じ、(八)世を以て賢を擧ぐ。故に一人罪有れば、三族皆夷せらる。德舜の如しと雖も、(九)刑均を免れず、是族を以て罪を論ずればなり。先祖(一〇)當て賢なれば、子孫必ず顯はれ、行は桀紂の如しと雖も、列從(一一)必ず尊し。此れ世を以て賢を擧ぐればなり。族を以て罪を論じ、世を以て賢を擧ぐれば、亂るゝ無らんと欲すと雖も、得んや。詩に曰く、(一二)百川沸騰し、山冢崒崩し、高岸は谷と爲り、深谷は陵と爲る。(一三)哀し今の人、胡ぞ憯て懲む莫きと。此之の謂なり。

(一) 威儀あるなり侮は輕侮せらるゝなり (二) 罪に恰當す (三) 餘を殖して冉を用ふるの類 (四) 介然の誤か善惡判然の意 (五) 致は至に通ず (六) 書經甫刑篇に見ゆ (七) 一人の罪をその族人に及ぼす (八) 世襲の法に從ふ (九) 他人の如く罪に連坐す (一〇) 嘗に作るを是とす (一一) 地位の義 (一二) 詩經小雅十月之交篇なり冢は頂に通ず (一三) 小人の禍亂を爲す者を戒止する詩意

以レ世擧レ賢也。以レ族論レ罪。以レ世擧レ賢。雖レ欲レ無レ亂。得乎哉。詩曰。百川沸騰。山冢崒崩。高岸爲レ谷。深谷爲レ陵。哀今之人。胡憯莫レ懲。此之謂也。

論法二聖王一。則知レ所レ貴矣。以レ義制レ事。則知レ所レ利矣。論知レ所レ貴。則知レ所レ養矣。事知レ所レ利。則動知レ所レ出矣。二者是非之本。得失之源也。故成王之於二周公一也。無レ所二往而不一レ聽。知レ所レ貴也。桓公之於二管仲一也。國事無レ所二往而不一レ用。知レ所レ利也。吳有二伍子胥一。而不レ能レ用。國至二于亡一。倍レ道失レ賢也。故尊レ聖者王。貴レ賢者霸。敬レ賢

論(一)を聖王に法れば、則ち貴ぶ所を知り、義を以て事を制すれば、則ち利する所を知る。論に貴ぶ所を知れば、則ち養ふ所を知り、事に利する所を知れば、則ち動(二)に出づる所を知る。二者は是非の本、得失の源なり。故に成王の周公に於るや、往くとして聽かざる所無りき。貴ぶ所を知ればなり。桓公の管仲に於るや、國事は往くとして用ひざる所無りき。利する所を知ればなり。吳に伍子胥(三)有りしも、用ふる能はず、國亡に至りしは、道に倍いて賢を失へばなり。故に聖を尊ぶ者は王たり、賢を貴ぶ者は霸たり、賢を敬する者は存し、賢を慢る者は亡ぶ。古今一なり。

(一) 論議なり (二) 行動のより出づる所の方向なり、動の字は衍か (三) 伍員なり吳王夫差之を用ふる能はざりき

者存。慢レ賢者亡。古今一也。

故尙レ賢使レ能。等二貴賤一。分二親疏一。序二長幼一。此先王之道也。故尙レ賢使レ能。則主尊。下安。貴賤有レ等。則令行而不レ流。親疏有レ分。則施行而不レ悖。長幼有レ序則事業捷成。而有レ所レ休。故仁者仁レ此者也。義者分レ此者也。節者死二生此一者也。忠者敦二愼此一者也。

故に賢を尙び能を使ひ、貴賤を等しくし、親疏を分ち、長幼を序するは、此れ先王の道なり。故に賢を尙び能を使へば、則ち主尊く、下安し。貴賤等(一)有れば、則ち令行はれて流せず(二)。親疏分有れば、則ち施行はれて悖らず。長幼序有れば、則ち事業捷に成りて、休(三)する所有り。故に仁とは此(四)を仁する者なり、義とは此を分つ者なり、節とは此に死生する者なり、忠とは此に惇愼する者なり。此を兼ねて之を能くすれば備る。備りて矜らず、一に自ら善くする、之を聖と謂ふ。矜らず、夫故に天下與に能を爭はずして、善く其功を用ふることを致す(五)。有るも有りとせず、夫故に天下の貴と爲る。詩に曰く、(六)淑人君子、其儀忒はず。其儀忒はず、是の四國を正すと。此之の謂なり。

(一) 等級を言ふ (二) 留滯停頓せず (三) 休息の意 (四) 以上の五者をして愛悦せしむるを仁とし之を分別するを義としこのために死生するを名節としこの五者に順ふこと篤きを忠となす (五) 上文の道德才能を有するも有せざるが如くす (六) 詩經曹風鳲鳩の篇、四國は四方の國なり

兼此而能之備矣。備而不矜。一自善也。謂之聖。不矜矣。夫故天下不與爭能。而致善用其功。有而不有也。夫故為天下貴矣。詩曰。淑人君子。其儀不忒。其儀不忒。正是四國。此之謂也。

請成相。世之殃。愚闇愚闇。墮賢良。人主無賢。如瞽無相。何倀倀。請布基。愼聖人。愚而自專。事不治。主忌苟勝。羣臣莫諫。必逢災。論臣過。反其施。尊主安國。尙賢義。拒諫飾非。愚而上同。國必禍。曷謂罷。

卷第十八

成相篇第二十五（一）

請ふ相を成さん。世の殃は、愚闇愚闇の（二）、賢良を墮ればなり。人主に賢無ければ、瞽の相無きが如し（三）、何ぞ倀倀たる（四）。請ふ基を布かん（五）。愼んで人を聖け（六）。愚にして自ら專なれば、事治らず。主忌みて苟も勝たんとすれば（七）、羣臣諫むるもの莫くして、必ず災に逢はん。臣の過を論ぜんには、其施に反れ（八）。主を尊くし國を安んぜんには、賢義を尙べ。諫を拒み非を飾り、愚にして同を上べば（九）、國必ず禍あらん。曷をか罷と謂ふ（一〇）、國に私多く、比周して主を還はし（一一）、黨與を施す（一二）。賢を遠ざけ讒を近づけ、忠臣蔽塞すれば、主の勢移らん。曷をか賢と謂ふ、君臣を明にし、上は能く主を尊び、下民を愛するなり（一三）。主誠に之を聽かば、天下一と爲り、海內賓せん（一四）。

國多レ私。比周還レ主。黨與施。遠レ賢近レ讒。忠臣蔽塞。主勢移。曷謂レ賢。明ニ君臣一。上能尊レ主。愛ニ下民一。主誠聽レ之。天下爲レ一。海內賓。

(一) 勞役の際の音頭となる歌を相とす相歌に託して人君を戒しめし歌なり (二) 重ねて強く言ふなり (三) 盲者に手引なきが如し (四) 往く所無く困惑する貌 (五) 王者の基業を布くこと (六) 之字の誤ならん (七) 君主たるもの猜忌にして又人に勝たんと欲するなり (八) 施行する所に照して考へ合すべしとなり (九) 徒に上に雷同する者を尚ぶなり (一〇) 疲病にして役に立たざる人 (一一) 黨を組み阿附す (一二) 設けつくる (一三) 下は民を愛すに作るべきに似たり (一四) 賓服するなり

主之孽。讒人達。賢能遁逃。國乃蹶。愚以重レ愚、闇以重レ闇。成ニ爲桀一。世之災。妬ニ賢能一。飛廉知レ政。任ニ惡來一。卑ニ其志意一。大ニ其園囿一。高ニ其臺一。武王怒。師ニ牧野一。紂

主の孽(一)は、讒人達し、賢能遁逃し、國乃ち蹶り、愚以て愚を重ね、闇以て闇を重ね、桀(二)と成り爲るなり。世の災は、賢能を妬み、飛廉(三)政を知りて、惡來に任じ、其志意(四)を卑くし、其園囿を大にし、其臺を高くするなり。武王怒りて、牧(五)野に師すれば、紂の卒は鄕を易へて、啓(六)は乃ち下る。武王之を善し、之を宋に封じて、其祖を立てたり。世の衰は、讒人歸するなり。比干(七)は剖かれ、箕子は累せらる。武王之を誅し、呂尚(八)招麾して、殷の民懷きぬ。世の禍は、賢士を惡むなり。子胥(九)は殺され、百里(一〇)は徙さる。穆公之を得て、彊(一一)は五伯に配し、六卿を施

卒易レ郷。啓乃下。武王善レ之。封二之於宋一。立二其祖一。世之衰。讒人歸。比干見レ刳。箕子纍。武王誅レ之。呂尚招麾。殷民懷。世之禍。惡二賢士一。子胥見レ殺。百里徙。穆公得レ之。彊配二五伯一。六卿施。世之愚。惡二大儒一。逆斥不レ通。孔子拘。展禽三絀。春申道綴。基畢輸。請牧レ基。賢者思。堯在二萬世一。如レ見レ之。讒人罔レ極。險陂傾側。此之疑。

きぬ。世の愚は、大儒を惡むなり。逆斥(一二)して通ぜず、孔子拘はれ(一三)、展禽(一四)は三絀せられ、春申(一五)は道綴み、基畢く輸きぬ。請ふ基を牧せん(一六)、賢者を思ふ。堯は萬世に在るも、之を見るが如し(一七)。讒人の極り罔く、險陂傾側(一八)なるものは、此之をも疑ふ。

(一) 災に罹るをいふ (二) 桀王の如く成り了す (三) 飛廉と其子惡來と共に紂王の佞臣たりき (四) 遠慮なき義 (五) 武王が紂と戰ひし地名なり郷を易ふは方向を轉ずる義 (六) 微子啓は宋の祖たり (七) 紂王比干の胸を剖き又箕子を囚ふ (八) 大公望 (九) 伍子胥なり、前出 (一〇) 秦の百里奚 (一一) 前出六卿は天子の事なれども秦は之を置けり (一二) 拒み退く (一三) 孔子匡陳の厄を指す (一四) 柳下惠三たび士師となりて三たび黜けらる (一五) 荀子は春申君の知遇を受けしが春申死して敎道廢せり (一六) 養ひ治む (一七) 萬世の後にても目に見るが如し (一八) 偏屈頑固なる者共

基必施。辨二賢罷一。文武之道同二伏戲一。由レ之

基必ず施すには、賢罷(一)を辨ぜよ。文武の道は、伏戲(二)に同じ。之に由るものは治り、由らざる者は亂る。何をか疑ふことを爲ん。凡ふ相を成さん、法方(三)を辨ぜ

者治。不由者亂。何疑焉。凡成相。辨法方。至治之極復後王。愼墨季惠。百家之說。誠不詳。治復一。脩之吉。君子執之。心如結。衆人貳之。讒夫弃之。形是詰。水至平。端不傾。心術如此。象聖人。而有執。直而用抴。必參天。世無王。窮賢良。暴人芻豢。仁人糟糠。禮樂滅息。聖人隱伏。墨術行。

ん。至治の極は、後王（四）に復す。愼（五）・墨・季・惠、百家の說は、誠に不詳（六）なり。治は一（七）に復す、之を脩むるは吉なり。君子は之を執りて、心結ぶ（八）が如し。衆人は之（九）に貳し、讒夫は之を棄て、形を是詰む。水至平なれば、端しうして傾かず。心術此の如きは、聖人に象たり。而（一〇）勢有り、直にして抴（一一）を用ふれば、必ず天に參す。世に王無ければ、賢良を窮せしむ。暴人は芻豢（一二）して、仁人は糟糠なり。禮樂滅息して、聖人隱伏し、墨術（一三）行はる。

（一）賢か否か（二）文王武王の道は伏羲氏に同じ（三）政治の方法（四）文武王を指す（五）愼到墨翟なり季は惠施と同代莊子に見えたる人物か（六）不詳に通ず（七）禮法を指す（八）堅固なる義（九）禮法に專一なる能はず（一〇）而上に一字を脫せるに似たり（一一）非相篇に出でたり（一二）美食に飽くなり（一三）墨家の學術

治之經。禮與刑。君子以脩。百姓寧。明德

治の經は、禮と刑となり。君子以て脩め、百姓寧し。德を明にし罰を愼めば、國家既に治り、四海平なり。治の志は、勢富を後にす。君子之を誠にし、好ん

愼レ罰。國家既治。四海平。治之志。後ニ勢富一。君子誠レ之。好以待。處レ之敦固。有深藏レ之。能遠思。思乃精。志之榮。好而一レ之。神以成。精神相反。一而不レ二。爲ニ聖人一。治之道。美不レ老。君子由レ之。佼以好。下以教ニ誨子弟一。上以事ニ祖考一。成レ相竭。辭不レ蹷。君子道レ之。順以達。宗ニ其賢良一。辨ニ其殃孽一。

で以て待つ。之に處すること敦固にして、有深く之を藏し、能く遠く思ふ。思へば乃ち精、志之榮ゆ。好んで之を一にすれば、神以て成る。(三)精神相反し、一にして二ならざれば、聖人と爲る。治の道は、美にして老いず。(四)君子之に由りて、佼(五)にして以て好し。下以て子弟を教誨し、上以て祖考に事ふ。相を成すこと竭き、(六)辭は蹷かず。君子之に道れば、順にして以て達し、其賢良を宗として、其殃孽(七)を辨ぜん。

(一) 政治の大經大法 (二) 權勢の者富豪の者を後にす (三) 反は及に作るべし (四) 常に清新の氣象あり (五) 形貌の好美なる意 (六) 篇章終れども辭は窮盡せず (七) この句に三字を闕けり

請成レ相。道ニ聖王一。堯舜尙レ賢。身辭讓。許由

請ふ相を成さん、聖王に道らん。堯舜は賢を尙び、身辭讓し、(一)許由・善卷は、義を重んじ利を輕んじ、行顯明なり。堯は賢に讓りて、以て民の爲にす。(二)氾利兼

善卷。重義輕利。行顯明。堯讓賢。以爲民。氾利兼愛。德施均。辨治上下。貴賤有等。明君臣。堯授能。舜遇時。尚賢推德。天下治。雖有賢聖。適不遇世。孰知之。堯不德。舜不辭。妻以二女。任以事。大人哉舜。南面而立。萬物備。舜授禹。以天下。尚得推賢。不失序。外不避仇。內不阿親。賢者予。禹勞心力。堯有德。干戈不用。三苗服。舉舜畎畝。任之天下。身休息。

愛、德施均しく、上下を辨治して、貴賤等有り、君臣を明にす。堯は能に授け、舜は時に遇ふ。賢を尚び德を推し、天下治る。(三)賢聖有りと雖も、適に世に遇はずんば、孰か之を知らん。(四)堯は德とせず、舜は辭せず、妻はすに二女を以てし、任ずるに事を以てす。大人なる哉舜や、(五)南面して立ち、萬物備る。舜は禹に授くるに、天下を以てす。(六)得を尚び賢を推し、序を失はず。外は仇を避けず、(七)內は親に阿らず、賢者に予ふ。禹は心力を勞し、(八)堯は德有り。干戈用ひずして、(九)三苗服し、舜を畎畝に擧げて、之に天下を任じ、身は休息す。

(一) 許由は堯の讓を受けず善卷は舜の讓を受けざりし人　(二) 汎に同じ廣の義　(三) 荀子自ら歎ずるなり　(四) 天下を讓るも德とせず天下を受くるも辭讓せず　(五) 天子の位なり　(六) 德に通ず　(七) 鯀の子禹を避けず又我が子に私せず　(八) 洪水を治めしなり　(九) 南方の蠻族名

得二后稷一。五穀殖。夔爲二樂正一。鳥獸服。契爲二司徒一。民知二孝弟一。尊二有德一。禹有レ功。抑二下鴻一。辟二除民害一。逐二共工一。北決二九河一。通二十二渚一。疏二三江一。禹溥レ土。平二天下一。躬親爲レ民。行二勞苦一。得二益皐陶橫革直成一。爲レ輔。契玄王。生二昭明一。居二於砥石一。遷二于商一。十有四世。乃有二天乙一。是成湯。天乙湯。論擧當。身讓三卞隋二牟光一。道二古賢聖一。基必張。

后稷(一)を得て、五穀殖し、夔は樂正と爲りて、鳥獸服し、契は司徒と爲りて、民孝弟を知り、有德を尊ぶ。禹は功有り、鴻(二)を抑へ下す。民害を辟除して、(三)共工を逐ひ、北のかた九河を決して、十二渚を通じ、三江を疏く。禹は土を溥いて、天下を平にし、(四)躬親ら民の爲にして、勞苦を行ひ、益・皐陶・(五)橫革・直成を得て輔と爲せり。(六)契は玄王、昭明を生む。(七)砥石に居り、商に遷る。十有四世にして、乃ち天乙有り。是成湯なり。天乙は湯、(八)論擧當り、身は(九)卞隋と牟光とに讓る。古賢聖に道れば、基必ず張る。

(一) 書經參照 (二) 洪水を修治す (三) 共工を幽州に流す (四) 書經禹貢參照 (五) 呂氏春秋に見ゆ (六) 契の追號なり其子昭明 (七) 地名砥柱山なりとの說あり (八) 人を論じて擧ぐること當る (九) 共に莊子に見ゆ隋に隨は作るを正とす

願陳レ辭。世亂

願はくば辭を陳せん、世亂れて善を惡むも、此を治めず。(一)隱諱にして賢を疾み、

惡ㇾ善。不二此治一。隱諱疾ㇾ賢。良由二姦詐一鮮ㇾ無ㇾ災。患難哉。阪爲ㇾ先。聖知不ㇾ用。愚者謀。前車已覆。後未ㇾ知ㇾ更。何覺時。不二覺悟一。不ㇾ知ㇾ苦。迷惑失ㇾ指。易二上下一。忠不二上達一。蒙二揜耳目一。塞二門戶一。門戶塞。大迷惑。悖亂昏莫。不二終極一。是非反易。比周欺ㇾ上。惡二正直一。正直惡。心無ㇾ度。邪枉辟回。失二道途一。已無二尤人一。我獨自美。豈獨無ㇾ故。

良く姦詐を由ふれば、災無きこと鮮し。患難なる哉、阪(一)を先と爲す。聖知を用ひず、愚者と謀る。前車已に覆るも、後未だ更むるを知らず、何ぞ覺る時(三)あらん。覺悟せず、苦(四)を知らず。迷惑して指を失ひ、上下を易ふ。忠も上達せず、耳目を蒙揜して、門戶を塞ぐ。門戶塞つて、大いに迷惑し、悖亂(五)昏莫(六)して、終極あらず。是非反易し、比周して上を欺き、正直を惡む。正直を惡みて、心に度無く、邪枉辟回(七)にして、道途を失ふ。已に尤むる人無く、我獨り自ら美とす。豈獨り故無らんや。

(一) 陂險の意 (二) 反側偏僻の義 (三) 覺悟の時無からん (四) 災禍なり (五) 一本中に作る (六) 莫は冥寞の意 (七) 不正枉曲偏僻回邪の義

不ㇾ知ㇾ戒。後必

戒を知らざれば、後必ず恨(一)有り。後に過を遂げて、肯て悔いざれば、讒人多

有ㇾ恨。後遂ㇾ過。不二肯悔一。讒夫多進。反二覆言語一。生二詐態一。人之態。不ㇾ如ㇾ備。爭ㇾ寵嫉ㇾ賢。利二惡忌一。妬ㇾ功毀ㇾ賢。下斂二黨與一。上蔽匿。上壅蔽。失二輔勢一。任二用讒夫一。不ㇾ能ㇾ制。孰公長父之難。厲王流二于彘一。周幽厲。所二以敗一。不ㇾ聽二規諫一。忠是害。嗟我何人獨不ㇾ遇ㇾ時。當二亂世一。欲二衷對一。言不ㇾ從。恐爲二子胥一。身離ㇾ凶。進諫不ㇾ聽。剄以二獨鹿一。棄二之江一。觀二往事一。以自戒。治亂是非。亦可ㇾ識。託二於成相一。以喩ㇾ意。

く進み、言語を反覆して、詐態を生ず。(二)人の態に、備ふることを知らず。(三)寵を爭ひ賢を嫉み、惡忌を利とす。(四)功を妬み賢を毀ち、下は黨與を斂め、上は蔽匿す。上壅蔽すれば、輔勢を失ふ。(五)讒夫を任用して、制する能はず。孰公長父の(六)難に、厲王は彘に流されき。周の幽厲の、(七)敗れし所以は、規諫を聽かずして、忠を是害すればなり。嗟我何人ぞ、獨り時に遇はざる。亂世に當れり。衷もて對せ(八)んと欲するも、言は從はれず。恐らくは子胥と爲りて、身は凶に離ひ、進諫聽かれず、剄するに獨鹿を以てして、(九)之を江に棄てられん。往事を觀て、以て自ら戒む。治亂是非、亦識るべし。成相に託して、(一〇)以て意を喩す。

(一) 一本後必有として恨を下句に續く (二) 詐態の意 (三) 原文「知」は誤 (四) 忌み嫌ひ惡む (五) 輔弼の臣を失うて勢力上に在らず (六) 孰は郭の誤郭公長父は皆周厲王の嬖臣なり遂に亂を爲して王を逐へり (七) 幽王厲王 (八) 誠心もて時君に應對せんと欲す (九) 伍員が吳王より賜はりし屬鏤の劍 (一〇) 篇名參見

請成レ相。言二治方一。君論有レ五。約以レ明。君謹守レ之。下皆平正。國乃昌。臣下職。莫二游食一。務レ本節レ用。財無レ極。事業聽レ上。莫レ得二相使一。一二民力一。守二其職一。足二衣食一。厚薄有レ等。明二爵服一。利往卬レ上。莫レ得二擅與一。孰私レ得。君法明。論有レ常。表儀既設。民知レ方。進退有レ律。莫レ得二貴賤一。孰私レ王。君法儀。禁

請ふ相を成して、治方を言はん。君論五有り、(一)約するに明を以てす。君謹んで之を守らば、下皆平正にして、國乃ち昌ならん。臣下の職は、游食すること(二)莫し、本を務め用を節すれば、財極り無く、事業上に聽かれて、(三)相使ふを得る莫れば、民力を一にす。其職を守れば、衣食に足る。厚薄等有りて、爵服を明にす。(四)利往けば上を卬ぐ。擅に與ふることを得る莫くば、孰か得を私せん。(五)君の法明なれば、論に常有り。表儀既に設くれば、民方を知り、進退律有り。貴賤を得ること莫くば、孰か王に私せん。(六)君の法儀あれば、禁は爲さず。敎を悅ばざること莫く、(七)名は移らず。之を脩る者は榮え、之に離るゝ者は辱しめらる。孰ぞ他を師とせん。(八)刑陳に稱へば、其銀を守る。(九)下用ふるを得ざれば、私門を輕うす。罪禍律有りて、輕重を得る莫ければ、威分れず。

(一) 五法皆下に明せり (二) 遊食せざるなり是一法なり (三) 臣下が下民を使役する意 (四) 利害下民に普及すれば下民皆上を仰ぐ (五) 第二法なり論は倫なり (六) 王に佞して私福を求むる小人 (七) 名號他に移らず (八) 第三法なり刑が道法に叶つて分限を踰えざるなり銀は限の義 (九) 下吏の刑罰を專用せざるなり

不㆑爲。莫㆑不㆑說㆑敎。名不㆑移。脩㆑之者榮。離㆑之者辱。孰他師。刑稱㆑陳。守㆓其銀㆒。下不㆑得㆑用。輕㆓私門㆒。罪禍有㆑律。莫㆑得㆓輕重㆒。威不㆑分。

請牧㆑祺。明㆑有㆑基。主好㆓論議㆒。必善謀。五聽脩領。莫㆑不㆓理續㆒。主執持。聽之經。明㆓其請㆒。參伍明謹。施㆓賞刑㆒。顯者必得。隱者復顯。民反㆑誠。言有㆑節。稽㆓其實㆒。信誕以分。賞罰必。下不㆑欺㆑上。皆以㆑情言。明如㆑日。上通利。隱遠至。觀㆓法不法㆒。見㆓不視㆒。

請ふ祺(一)を牧せん、基有るを明にせよ。好主論議を好めば、必ず善く謀り、五聽(二)脩領して、理續せざる莫くば、主執か持せん。聽の經(三)は、其の請を明にす。參伍明謹(四)して、賞刑を施さば、顯者は必ず得て、隱者も復顯はれ、民は誠に反らん。言(五)に節有り、其實を稽へよ。信誕(六)以て分ち、賞罰必すれば、下は上を欺かず。皆情を以て言ひ、明なること日の如けん。上通利なれば、隱遠至る。法を不法に觀て、不視に見よ。耳目既に顯かなれば、吏は法令を敬んで、敢て恣(七)にする莫らん。君教(八)出づれば、行に律有り。吏は謹んで之を將ひ、鈹滑(九)すること無く、下は私請(一〇)せず、各宜しきを以てして、巧拙(一一)を舍かん。臣は謹脩(一二)し、君は變を制す。公に察して善く思はば、論亂(一三)れざらん。以て天下を治めば、後世之に法りて、律貫(一四)と成さん。

耳目既顯。吏敬ニ法令一。莫ニ敢恣一。君教出。行有レ律。吏謹將レ之。無ニ鈹滑一。下不ニ私請一。各以レ宜。舍ニ巧拙一。臣謹脩。君制レ變。公察善思。論不レ亂。以治ニ天下一。後世法レ之。成ニ律貫一。

(一) 祺は吉なり基字と顚倒せるに似たり　(二) 五法を指し謂ふ皆修治して修り績あるなり　(三) 聽政の要は賞罰を明にするにあり　(四) 錯綜の義材料を多くして調査を精密にするなり　(五) 第四法なり訟者の言の曲節を精察せよとなり　(六) 信實か虛誕か　(七) 第五法なり上長者の眼識銳利なる義　(八) 以上五聽の敎法　(九) 曲戾邪亂　(一〇) 私謁なり　(一一) 巧拙などに心を勞せざるなり　(一二) 謹循の誤か　(一三) 倫次秩序なり　(一四) 世々を一貫する定則なり

賦篇第二十六

爰有ニ大物一。非レ絲非レ帛。文理成レ章。非レ日非レ月。爲ニ天下明一。生者以壽。死者以葬。城郭以固。三軍以强。粹而王。駁

爰に大物有り、絲に非ず帛に非ざるも、文理章を成せり。日に非ず月に非ざるも、天下の明(一)爲り。生者は以て壽く、死者をば以て葬り、城郭は以て固く、三軍は以て彊し。粹(二)にして王たり、駁にして伯たり、一(三)無くして亡す。臣愚にして識らず、敢て之を王に請ふ(四)。王曰く、此れ夫れ文ありて采あらざる者か(五)。簡然として知り易く、致つて理有る者か。君子の敬する所にして、小人の不らざる所の者

而伯。無レ一爲
而亡。臣愚不レ
識。敢請二之王一。
王曰。此夫文
而不レ采者與。
簡然易レ知。而
致有レ理者與。
君子所レ敬。而
小人所レ不者與。性不レ得。則若二禽獸一。性得レ之。則甚雅似者與。匹夫隆レ之。則爲二聖人一。諸侯隆レ之。
則一二四海一者與。致明而約。甚順而體。請歸二之禮一。禮。

か。性得ざれば、則ち禽獸の若く、性之を得れば、則ち甚だ雅似なる者か。(六)匹夫之を隆べば、則ち聖人と爲り、諸侯之を隆べば、則ち四海を一にする者か。(七)致明にして約、甚順にして體すべし。請ふ之を禮に歸せんと。禮。

(一) 禮なりこの賦は禮を歌へるなり (二) 禮に純一なれば王たり雜駁なれば覇たり (三) この禮無きときは亡ぶ (四) 先王なり假設の辭 (五) 文采あるも華美ならず (六) 正しくして有道に似たる義 (七) 至明に同じ

皇天隆レ物。以
示二下民一。或厚
或薄。帝不二齊
均一。桀紂以亂。
湯武以賢。涽
涽淑淑。皇皇
穆穆。周二流四
海一。曾不レ崇レ日。

皇天物を隆へて、(一)以て下民に示ふ。或は厚く或は薄く、(二)帝に齊均ならず。桀紂は以て亂れ、湯武は以て賢に、(三)涽涽淑淑、皇皇穆穆。四海に周流するも、(四)曾ち日を崇へず。君子は以て脩め、(五)跖は以て室を穿つ。大は天に參し、精微にして形無し。行儀以て正しく、事業以て成る。以て暴を禁じ窮を足すべし。百姓之を待つて、而る後に寧泰なり。臣愚にして識らず、願くば其名を問はんと。曰く、此れ

君子以脩。跖以穿室。大參乎天。精微而無形。行義以正。事業以成。可以禁暴足窮。百姓待之。而後寧泰。臣愚而不識。願問其名。曰。此夫安寬平。而危險隘者耶。脩潔之爲親。而雜汙之爲狄者耶。甚深藏。而外勝敵者耶。法禹舜。而能揜迹者耶。行爲動靜。待之而後適者耶。血氣之精也。志意之榮也。百姓待之而後寧也。天下待之而後平也。明達純粹而無疵也。夫是之謂君子之知。知。

夫れ寛平に安くして險隘に危なる者か。(六)脩潔を之親しと爲して、雜汙を之狄しと爲す者か。(七)甚だ深く藏して外敵に勝つ者か。禹舜に法りて能く迹を揜ふ者か。行爲動靜、之を待つて而して後に適する者か。(八)血氣之精、志意之榮、百姓之を待つて而る後に寧く、天下之を待つて而る後に平に、明達純粹にして疵無きなり。夫れ是之を君子の知と謂ふ。知。

(一)脩なり一に曰く降に通ずと (二)常字の誤 (三)混々として清く澄み明美和順なり (四)一日もかゝらぬとなり (五)盜跖なり (六)寛平の事に安んじて險艱狹隘の手段を危ぶみ避く (七)雜駁汚濁のものを疎んじ遠ざく (八)君子の智あるが爲に血氣も精粹となり志意も榮華を受く

有物於此。居則周靜致下。動則綦高以

此に物有り、居れば則ち周靜にして(二)下を致し、動けば則ち高を綦めて以て鉅なり。圓なる者は規に中り、方なる者は矩に中る。大は天地に參し、德は堯禹より

鉅。圓者中レ規。方者中レ矩。大參二天地一。德厚二堯禹一。精二微乎毫毛一。而盈二大乎寓宙一。忽兮其極之遠也。攭兮其相逐而反也。卬卬兮天下之咸蹇也。德厚而不レ捐。五采備而成レ文。往來惛憊。通二于大神一。出入甚極。莫レ知二其門一。天下失レ之則滅。得レ之則存。弟子不敏。此之願レ陳。君子設レ

厚し。毫毛より精微にして、寓宙(二)に盈大す。忽として其極ることの遠き、攭(三)として其れ相逐うて反る。卬卬兮として(四)天下之咸塞る。德厚うして捐てず、五采備つて文を成す。往來惛憊(五)、大神に通ず。出入甚だ極にして、其門を知ること莫し。天下之を失へば則ち滅し、之を得れば則ち存す。弟子(六)不敏、此之を陳せんことを願ふ。君子辭を設けよ、請ふ之を測意せんと。曰く、此れ至大にして塞がらざる者か。大宇に充盈して窕(七)あらず、郄穴(八)に入りて偪らざる者か。遠に行くこと疾速にして、訊(九)を託すべからざる者か。往來惛憊して、固塞を爲すべからざる者か。暴(一〇)に殺傷に至りて、億忌せざる者か。功天下に被りて、私置(一一)せざる者か。地に託して宇に游び、風を友として雨を子とし、冬日は寒を作し、夏日は暑を作す。廣大の精神、請ふ之を雲に歸せん。雲。

(一) 周密完靜にして下方に在り　(二) 一本大寓に大盈すに作る　(三) 旋り反る貌　(四) 高くして雨を降さんとする貌天下皆之を望んで取り用ひんとする意　(五) 雲氣の昏昧測るべからざるを曰ふ　(六) 荀子自ら謂ふ　(七) 間隙なき義　(八) 隙穴に入るも押し合はず　(九) 音信を托送すべからず　(一〇) 雷霆震怒して萬物を殺傷すれども疑ひ忌

辭。請測意之。曰。此夫至大而不塞者與。充盈太宇而不窕。入郄穴而不偪者與。行遠疾速。而不可託訊者與。往來惛憊。而不可爲固塞者與。暴至殺傷。而不億忌者與。功被天下。而不私置者與。託地而游宇。友風而子雨。冬日作寒。夏日作暑。廣大精神。請歸之雲。雲。

む所なし　(一)偏頗なる處置をなさず

有物於此。儳儳兮其狀。屢化如神。功被天下。爲萬世文。禮樂以成。貴賤以分。養老長幼。待之而後存。名號不美。與暴爲鄰。功立而身廢。事成而家敗。弃其耆老。收其後世。人

此に物有り、(一)儳儳たる其狀、屢化すること神の如し。功は天下に被り、萬世の(二)文を爲す。禮樂以て成り、貴賤以て分る。老を養ひ幼を長ずる、之を待つて後に存す。(三)名號美ならず、暴と隣を爲す。(四)功立つて身廢り、事成れば家敗る。其(五)耆老を棄てて、其後世を收む。人屬の利とする所、飛鳥の害する所。臣愚にして識らず、請ふ之を(六)五帝に占せんと。帝之を占して曰く、此れ夫れ身は(七)女好にして、頭は馬首なる者か。(八)屢化して壽ならざる者か。壯に善くして老に拙なる者か。父母有りて牝牡無き者か。冬は伏して夏游び、桑を食うて絲を吐き、(九)前に亂れて後に治し、夏に生れて暑を惡み、(一〇)濕を喜びて雨を惡み、蛹を以て母と爲し、蛾を

屬所ㇾ利。飛鳥所ㇾ害。臣愚而不ㇾ識。請占ニ之五帝一。帝占ㇾ之曰。此夫身女好。而頭馬首者與。屢化而不ㇾ壽者與。善ㇾ壯而拙ㇾ老者與。有ニ父母一而無ニ牝牡一者與。冬伏而夏游。食ㇾ桑而吐ㇾ絲。前亂而後治。夏生而惡ㇾ暑。喜ㇾ濕而惡ㇾ雨。蛹以爲ㇾ母。蛾以爲ㇾ父。三俯三起。事乃大已。夫是之謂ニ蠶理一。蠶。

以て父と爲し、三たび俯して三たび起き、(一一)事乃ち大いに已るものか。夫れ是之を蠶理と謂ふ。(一二)蠶。

(一) 裸にして毛羽なき貌 (二) 文飾なり (三) 蠶は殘と音相似たるを謂ふ (四) 繭成つて身は殺され絲を出せば繭滅ぶ (五) 老蛾を棄て去る (六) 少昊以下五帝の占に驗せん (七) 柔婉の義 (八) 蠶の變化するを謂ふ (九) 繭のとき亂れて絲となれば治る (一〇) 蠶種を洗へども雨の日を忌むを曰ふ (一一) 三眠三起を謂ふ (一二) 蠶の義理

有ㇾ物ニ於此一。生ニ於山阜一。處ニ於室堂一。無ㇾ知無ㇾ巧。善治ニ衣裳一。不ㇾ盜不ㇾ竊。穿窬而行。日夜合離。以成ニ文章一。以能合從。又善連衡。下

此に物有り、山阜(一)に生じて、室堂に處る。知無く巧無く、善く衣裳を治め、盜せず竊せず、穿窬(二)して行き、日夜合離(三)して、以て文章を成す。以て能く合從(四)し、又善く連衡す。下のかた百姓を覆ひ、上つかた帝王を飾る。功業甚だ博きも、賢良とせられず。時用ふれば則ち存し、用ひざれば則ち亡す。臣愚にして識らず、敢て之を王に請ふと。王曰く、此れ夫れ始め生ずるや鉅に、其成功(五)小なる者か。

置二百姓一。上飾二帝王一。功業甚博。不レ見二賢良一。時用則存。不レ用則亡。臣愚不レ識。敢請二之王一。王曰。此夫始生鉅。其成功小者耶。長二其尾一。而銳二其剽一者耶。頭銛達而尾趙繚者耶。一往一來。結レ尾以爲レ事。無レ羽無レ翼。反覆甚極。尾生而事起。尾邅而事已。簪以爲レ父。管以爲レ母。既以縫レ表。又以連レ裏。夫是之謂二箴理一。箴。

其尾を長くして、其剽(六)を銳にする者か。頭は銛達(七)にして、尾は趙繚なる者か。一往一來、尾に結んで以て事を爲し、羽無く翼無きも、反覆甚だ極に、尾生じて事起り、尾邅りて事已む。(八)簪を以て父と爲し、管以て母と爲し、旣に以て表を縫ひ、又以て裏を連ぬる、夫れ是之を箴理と謂ふ。箴。

(一)鍼は鐵屬、山に生ず　(二)盜の壁を穿ち牆を踰つて入るが如し　(三)離れたる二布を縫合するなり　(四)たてを縫ひ横をぬふ　(五)針となりたる時　(六)針の尖端なり　(七)頭部は鋭利にして尾部は甚だ長し　(八)きりの類、針の孔を穿つもの管は針を收藏する器

天下不レ治。請陳二佹詩一。天地易レ位。四時易レ鄕。列星殞墜。旦暮晦盲。幽晦登昭。日月

天下治らず、請ふ佹詩(一)を陳べん。天地位を易へ、四時鄕(二)を易へ、列星殞墜し、旦暮晦盲す。(三)幽晦登昭し、日月下藏す。公正無私なるは、反つて從橫(四)とせらる。志公利を愛すべきに、(五)重樓疏堂をし、罪人に私する無きに、(六)革を憖し兵を貳す。道德純備なるも、讒口將將(七)たり。仁人は絀約し、敖暴は擅彊なり。(八)天下

下藏。公正無私。反見從横。志愛公利。重樓疏堂。無私罪人。憼革貳兵。道德純備。讒口將將。仁人絀約。敖暴擅彊。天下幽險。恐失世英。螭龍爲蝘蜓。鴟梟爲鳳皇。比干見刳。孔子拘匡。昭昭乎其知之明也。郁郁乎其遇時之不祥也。拂乎其欲禮義之大行也。闇乎天下之晦盲也。皓天不復。憂無彊也。千歲必反。古之常也。弟子勉學。天不忘也。聖人共手。時幾將矣。與愚以疑。願聞反辭。其小歌也。

幽險、恐らくば世英を失はん。螭龍を蝘蜓と爲し、鴟梟を鳳皇と爲す。比干は刳かれ、孔子は匡に拘へらる。(九)昭昭乎として其れ知の明なるか、郁郁乎として其れ時の不祥に遇ふか。拂乎として其れ禮儀の大いに行はれんことを欲するか、闇乎として天下の晦盲(一〇)なるか。(一一)皓天復せず、憂彊無し。千歲必ず反るは、古の常なり。弟子學を勉めば、天忘れざらん。(一二)聖人共手するも、時幾ど將らん。與愚にして以て疑ふ、願くば反辭を聞かん。其小歌に、

(一) 危殆の事を陳ずる詩 (二) 方向なり (三) 小人の高位に在るに喩ふ (四) 反覆從橫の人と稱せらる (五) 公利を愛せずして高樓大廈の私利を營む (六) 罪人を公平に制するに却つて人に惡まれて武器を準備する必要ありとなり貳は戒の誤 (七) 集り來る貌 (八) 天下幽暗險惡なり時賢恐らく用ひられざらん (九) 郁々と共に孔子の盛德について謂ふなり (一〇) 相合はずしてもとる貌前文の郁々と顚倒せり (一一) 天は正に復歸せず (一二) 天にして正に歸るを忘れずは聖人手を拱して待つとも必ず用ひらるゝ時來らんとなり

念彼遠方。何其塞矣。仁人詘約。暴人衍矣。忠臣危殆。讒人服矣。琁玉瑤珠。不知佩也。雜布與錦。不知異也。閭娵子奢。莫之媒也。嫫母刁父。是之喜也。以盲爲明。以聾爲聰。以危爲安。以吉爲凶。嗚呼上天。曷維其同。

彼の遠方(一)を念ふに、何ぞ其の塞がるや、仁人は詘約し、暴人は衍す。忠臣は危殆にして、讒人は服す。(二)琁玉瑤珠は、佩ることを知らず、布と錦とを雜ふるも、異ることを知らず。(三)閭娵・子奢をば、之が媒をなす莫く、(四)嫫母刁父をば、是之を喜ぶ。盲を以て明と爲し、聾を以て聰と爲し、危を以て安と爲し、吉を以て凶と爲す。嗚呼上天、(五)曷ぞ維れ其れ同じうせん。

(一) 大道の塞がれる爲に仁人困窮し暴人豐饒に忠臣危く讒人は般樂すとなり服は般の誤か (二) 赤き玉美なる珠なり君子に喩ふ (三) 古代の美女と美男なり子奢は子都に作るべし (四) 古代の醜女と醜男と刁字一本力に作る (五) 上天は必ず世の乖戾に與せざらんとなり

大略。君人者。隆禮尊賢而王。重法愛民而覇。好利多詐而危。欲近四旁。莫如中央。故王者必居天下之中。禮也。天子外屏。諸侯內屏。禮也。外屏。不欲見外也。內屏不欲見內也。諸侯召其臣。臣不俟駕。顛倒衣裳而走。禮也。詩曰。顛之倒之。自公召之。天子召

巻第十九

大略篇第二十七

大略（一）。人に君たる者は、禮を隆び賢を尊べば王たり。法を重んじ民を愛すれば覇たり。利を好み詐多ければ危し○四旁に近づかんと欲するも、中央に如くは莫し。故に王者は必ず天下の中に居る（二）。禮なり○天子は外に屏し（三）、諸侯は内に屏す、禮なり。外に屏するは、外を見んことを欲せざるなり。内に屏するは、内を見んことを欲せざるなり○諸侯其臣を召せば、臣は駕（四）を俟たず、衣裳を顛倒して走るは、禮なり。詩に曰く、（五）之を顛し之を倒す、公より之を召せばなりと。天子諸侯を召せば、諸侯は輿（六）を輦して馬に就くは、禮なり。詩に曰く、（七）我我が車を彼の牧に出す。天子の所より、我に来れと謂へばなりと○天子は山冕（八）し、諸侯は玄冠し、太夫は裨冕し、士は韋辨（九）するは、禮なり○天子は珽（一〇）を御し、諸侯は

諸侯。諸侯輦輿就馬。禮也。詩曰。我出我車。于彼牧矣。自天子所謂我來矣。天子山冕。諸侯玄冠。大夫裨冕。士韋弁。禮也。天子御珽。諸侯御荼。大夫服笏。禮也○天子彫弓諸侯彤弓。大夫黑弓。禮也。

荼を御し、大夫は笏を服するは、禮なり〇天子は彫弓(一一)、諸侯は彤弓、大夫は黑弓をもつは、禮なり。

(一) 本卷は荀子の語錄なり從つて雜駁にして一ならず大略は大凡の義なり (二) 都邑は偏僻の地に設くべからずとなり (三) 天子は門外に屏を設け諸侯は門内に目かくしを作る (四) 論語に駕を俟たずして行くと見ゆ (五) 詩經齊風東方未明の篇 (六) 輿を人にひかせて馬の所に至るとなり (七) 詩經小雅出車の篇 (八) 山形を畫ける冠玄は黑冠なり裨は富國篇に見えたり (九) なめし皮の冠 (一〇) 笏の最大なるもの荼は之に次ぐ (一一) 彫刻したる弓彤は朱塗

諸侯相見。卿爲介。以其敎出畢行。使仁居守。聘人以珪。問士以璧。召人以瑗。絕人以玦。反絕以環。

諸侯の相見ゆるや、卿を(一)介と爲し、(二)其敎出を以て畢く行き、(三)仁をして居守せしむ〇人を聘するに(四)珪を以てし、士を問ふに璧を以てし、人を召ぶに瑗を以てし、人を絕つに玦を以てし、絕に反すに環を以てす〇人主は仁心を設く(五)。知は其役なり、禮は其盡なり。故に王者は仁を先にして禮を後にす。天施然るなり〇(六)聘禮志に曰く、幣厚ければ則ち德を傷け、財侈なれば則ち禮を殄す。禮と云ひ禮と

人主仁心設焉。知其役也。禮其盡也。故王者先レ仁而後レ禮。天施然也。

聘禮志曰。幣厚則傷レ德。財侈則殄レ禮。禮云禮云。玉帛云乎哉。詩曰。物其指矣。唯其偕矣。不二時宜一。不二敬交一。不二驩欣一。雖レ指非レ禮也。

水行者。表レ深。使二人無一レ陷。治レ民者。表レ亂。使二人無一レ失。禮者其表也。先王以レ禮表二天下之亂一。今廢レ禮者。是去レ表也。故民迷惑而陷二禍患一。此

云ふ、玉帛(七)を云はんや。詩に曰く、物は其れ指し、唯其れ偕しと(八)。時宜ならず、敬交(九)ならず、驩欣せざれば、指しと雖も禮に非るなり○水行する者は、深に表(一〇)す。人をして陷ること無らしむ。民を治る者は、亂に表す。人をして失する無らしむ。禮とは其表なり。先王禮を以て天下の亂に表す(一一)。今禮を廢するは、是表を去るなり。故に民は迷惑して禍患に陷る。此れ刑罰の繁き所以なり○舜曰く、維予欲するに從つて治ると(一二)。故に禮の生ずるは、賢人より以下庶民に至るものの爲なり、聖と成るが爲には非るなり。然り而して亦聖を成す所以なり。學ばざれば成らず。堯は君疇に學び、舜は務成昭に學び、禹は西王國に學べり(一三)。

(一) 副として添ふ者　(二) 敎士の誤なるべし子弟を誨ふる意　(三) 仁厚の人物　(四) 上圓下方の玉を珪とし圓玉を璧とし一方に孔あるを瑗とし環の一所缺けたるを玦とす　(五) 施し設く　(六) 禮記の聘禮記なり　(七) 玉帛は禮の末節なりとなり　(八) 詩經小雅魚麗の篇　(九) 敬文の誤ならん　(一〇) 深き處に目標を建つ　(一一) 大亂の中にも目標を設爲すとなり　(一二) 心の欲する所に從つて治まる義、舜の咎陶に告げし語なり　(一三) 劉向の新序參照

刑罰之所二以繫一也○舜曰。維予從レ欲而治。故禮之生。爲三賢人以下至二庶民一也。非レ爲レ成レ聖也。然而亦所三以成二レ聖也。不レ學不レ成。堯學二於君疇一。舜學二於務成昭一。禹學二於西王國一。

五十不レ成レ喪。七十唯衰存。親迎之禮。父南鄕而立。子北面而跪。醮而命レ之。往迎二爾相一。成二我宗事一。隆率以敬。先妣之嗣。若則有レ常。子曰。諾。唯恐不レ能。敢忘レ命矣。夫行也者。行レ禮之謂也。禮也者。貴者敬焉。老者孝焉。

五十は喪を成さず、七十は唯衰存するのみ○親迎の禮に、父南鄕して立ち、子北面して跪く。醮して之に命ずらく、往いて爾が相を迎へ、我が宗事を成し、隆率して以て敬し、先妣に之嗣がしめん。若則ち常有れと。子曰く諾、唯恐らくは能はざらん、敢て命を忘れんやと○夫れ行とは、禮を行ふの謂なり。禮とは、貴者は敬し、老者は孝し、長者は弟し、幼者は慈し、賤者は惠す。其宮室に賜予するは、猶慶賞を國家に用ふるがごとし。其臣妾に忿怒するは、猶刑罰を萬民に用ふるがごとし○君子の子に於るや、之を愛して面にする勿れ、之を使ふも貌する勿れ、之を導くに道を以てして彊ふること勿れ○禮は人心に順ふを以て本と爲す。故に禮經に亡きも、人心に順ふ者は、禮に背く者ならんや（九）禮の大凡生に事ふるは驩を飾るなり、死を送るは哀を飾るなり、軍旅は威を飾るなり。

長者弟焉。幼者慈焉。賤者惠焉。賜㆓予其宮室㆒。猶㆑用㆓慶賞於國家㆒也。忿㆓怒其臣妾㆒。猶㆑用㆓刑罰於萬民㆒也○君子之於㆑子。愛㆑之而勿㆑面。使㆑之而勿㆑貌。導㆑之以㆑道而勿㆑彊○禮以㆑順㆓人心㆒爲㆑本。故亡㆓於禮經㆒。而順㆓人心㆒者。皆禮者也○禮之大凡。事㆑生飾㆑驩也。送㆑死飾㆑哀也。軍旅飾㆑威也。

(一)五十才に達せし人は父死するも定禮を行ふに及ばず、七十才なればたゞ衰服を服するのみ　(二)昏禮に壻が女の家に行き迎ふること　(三)酒を酌む　(四)宗廟の事を成す　(五)婦道を尙び従はしむ　(六)怫に同じ　(七)愛情を面に現はす　(八)氣の毒なりとの顔つきを見すべからず　(九)禮制を録せる書籍　(一〇)歡に同じ

親㆑親故㆑故。庸㆑庸勞㆑勞。仁之殺也。貴㆑貴尊㆑尊。賢㆑賢老㆑老長㆑長。義之倫也。行㆑之得㆓其節㆒。禮之序也。仁愛也。故親。義理也。故行。禮節也。故成。仁有㆑里。義有㆑

親を親とし故を故とし、庸を庸とし勞を勞とするは、仁の殺なり。貴を貴とし尊を尊とし、賢を賢とし(一)老を老とし長を長とするは、義の(二)倫なり。之を行うて其節を得るは、禮の序なり。仁は愛なり、故に親しむ。義は理なり、故に行ふ。禮は節なり、故に成る。仁に里有り、義に門有り。仁の其里に非ずして之に(三)處るは禮に非るなり。義の其門に非ずして之に由るは、義に非るなり。恩を推すこと理ならざれば、仁を成さず。理を遂げて敢てせざれば、義を成さず。節を審にして(四)知ならざれば、禮を成さず。(五)和して發せざれば、樂を成さず。故に曰く、仁義

門。仁非其里而處之。非禮也。義非其門而由之。非義也。推恩而不理。不成仁。遂理而不敢。不成義。審節而不知。不成禮。和而不發。不成樂。故曰。仁義禮樂。其致一也。君子處仁以義。然後仁也。行義以禮。然後義也。制禮反本成末。然後禮也。三者皆通。然後道也。

禮樂は、其致一なりと。君子の仁に處るや義を以てして、然る後に仁なり。義を行ふや禮を以てして、然して後に義なり。禮を制して本に反り末を成し、(六)然して後に禮なり。三者皆通じて、然る後に道なり。(七)

(一)功ある者　(二)等級の義　(三)居の誤なり　(四)知は和字に作るべきに似たり　(五)調和して行ふ　(六)仁義に反り禮節を成す　(七)上文の仁義禮を指す

貨財曰賻。輿馬曰賵。衣服曰襚。玩好曰贈。玉貝曰含。賻賵所以佐生也。贈襚所以送死也。送死不及柩尸。

貨財を賻と曰ひ、輿馬を賵と曰ひ、衣服を襚と曰ひ、玩好を贈と曰ひ、玉貝を含と曰ふ。(一)賻賵は生を佐くる所以なり、贈襚は死を送る所以なり。死を送るも柩(二)尸に及ばず、生を弔するも悲哀に及ばざるは、禮に非るなり。故に吉行は五十、(三)犇喪は百里。賵贈事に及ぶは、禮の大なり○禮は政の輓(四)なり、政を爲すに禮を以てせざれば、政行はれず。天子位に卽けば、上卿進んで曰く、(五)之を如何ぞ憂ふ

弔㆑生不㆑及㆓悲哀㆒。非㆑禮也。故吉行五十。犇喪百里。賵贈及㆑事。禮之大也。

禮者政之輓也。爲㆑政不㆑以㆑禮。政不㆑行矣。

天子卽㆑位。上卿進曰。如㆑之何㆒憂之長也。能除㆑患則爲㆑福。不㆑能㆑除㆑患。則爲㆑賊。授㆓天子一策㆒。中卿進曰。配㆑天而有㆓下土㆒者。先㆑事慮㆑事。先㆑患慮㆑患。先㆑事慮㆑

る(り)長き。能く患を除けば則ち福爲り。患を除く能はざれば、則ち賊爲らんと、天子に一策(六)を授く。中卿進んで曰く、天に配して下土を有つ者は、事に先つて事を慮り、患に先つて患を慮る。事に先つて事を慮る、之を接(七)と謂ふ。接なれば則ち事優に成る。患に先つて患を慮る、之を豫(八)と謂ふ。豫なれば則ち禍生ぜず。事至りて後に慮る者は、之を後ると謂ふ。後るれば則ち事擧らず。患至りて後に慮る者は、之を困と謂ふ。困なれば則ち禍は禦ぐべからずと。天子に二策を授く。下卿進んで曰く、敬戒して怠る無れ。(九)慶者堂に在り、弔者閭に在り。禍は福と鄰り、其門(一〇)を知ること莫し。豫なる哉豫なる哉、萬民之を望むと。天子に三策を授く。

(一) 死者に贈る物につきて解釋するなり　(二) 死者の柩尸に在る間に往弔すべしとなり　(三) 慶事には一日五十里喪事には一日百里の速度にて行くべしとなり　(四) 引き行く車　(五) 天子は天下安危の係る所速に悲哀を棄つべしとなり　(六) 警戒の辭を書したる竹片　(七) 知を以て物の來るを迎ふる意　(八) 豫想し豫防す　(九) 禍福相接して至るを意味す　(一〇) 禍福の出入に一定の門戶無し

事。謂之接。接則事優成。先患慮患。謂之豫。豫則禍不生。事至而後慮者。謂之後。後則事不舉。患至而後慮者。謂之困。困則禍不可禦。授天子二策。下卿進曰。敬戒無怠。慶者在堂。弔者在閭。禍與福鄰。莫知其門。豫哉豫哉。萬民望之。授天子三策。

禹見耕者耦立而式。過十室之邑必下。殺大蚤。朝大晚。非禮也。治民不以禮。動斯陷矣。平衡曰拜。下衡曰稽首。至地曰稽顙。大夫之臣。拜不稽首。非尊家臣也。所以辟君也。一命齒於鄉。再命齒於族。

禹は耕者の耦立するを見ては式し、十室の邑を過ぐれば必ず下る〇殺太だ蚤く、朝太だ晩きは、禮に非るなり。民を治るに禮を以てせざれば、動斯に陷る。平衡を拜と曰ひ、下衡を稽首と曰ひ、地に至るを稽顙と曰ふ〇大夫の臣、拜して稽首せざるは、家臣を尊ぶに非るなり、君を辟くる所以なり〇一命は鄉に齒し、再命は族に齒し、三命は族人七十と雖も、敢て先だたず。上大夫、中大夫、下大夫なり〇吉事には尊を尚び、喪事には親を尚ぶ〇君臣得ざれば尊からず、父子得ざれば親しからず、兄弟得ざれば須ならず、夫婦得ざれば驩びず。少者は以て長じ、老者は以て養ふ。故に天地之を生じ、聖人之を成す〇聘は問なり、享は献なり、私覿は私見なり。

(一) 二人並び耕す者の中に自己に勝る者あらんかと思うて車前の横木によりて敬意を表し十軒程の村に一は車より

三命族人雖二七十一。不二敢先一。上大夫。中大夫。下大夫。吉事尚レ尊。喪事尚レ親○君臣不レ得レ不レ尊。父子不レ得レ不レ親。兄弟不レ得レ不レ順。夫婦不レ得レ不レ驩。少者以長。老者以養。故天地生レ之。聖人成レ之○聘問也。享獻也。私覿私見也。

下る ㈡ 田獵を謂ふ朝は朝堂に出づるなり ㈢ 擧動皆禍を招く ㈣ 跪拜し頭を手に致すなり頭手に至るなり稽顙は頭の地に抵るなり ㈤ 大夫は其家臣をして最敬禮を行はしめず ㈥ 初任なり鄕人と年齒によりて坐するなり ㈦ 再任なればたゞ親族の間にて年齢を論じ三命に至れば七十の老人もその上位に在るを得ずとなり ㈧ 聖人の禮法を得ざるなり ㈨ 聘問なりこの時土產物を獻ずるを享とし公事了りて謁見するを私見とす

言語之美。穆穆皇皇。朝廷之美。濟濟鎗鎗。爲二人臣下一者。有レ諫而無レ訕。有レ亡而無レ疾。有レ怨而無レ怒。君於二大夫一。三問二其疾一。三臨二其喪一。於レ士一

言語の美は、穆穆皇皇(一)。朝廷の美は、濟濟鎗鎗(二)○人の臣下爲る者は、諫有るも訕る無く、亡(三)有るも疾む無く、怨(四)有るも怒る無し○君の大夫に於るや、三たび其疾を問ひ、三たび其喪に臨む。士に於るは、一び問ひ一び臨む。諸侯は疾を問ひ喪を弔するに非ざれば、臣の家に之かず○既に葬り、君若しくは父の友、之に食せしむれば則ち食す、粱(五)肉を辟けず。酒醴(六)有るときは則ち辭す○寢(七)は廟に踰えず、設衣(八)は祭服に踰えざるは、禮なり○易の咸(九)は、夫婦を見す。夫婦の道は、正しう

問一臨。諸侯非レ問レ疾弔レ喪。不レ之二臣之家一。既葬。君若父之友。食レ之則食矣。不レ辟二粱肉一。有二酒醴一則辭。

寢不レ踰レ廟。設衣不レ踰二祭服一。禮也。

易之咸。見二夫婦一。夫婦之道。不レ可レ不レ正也。君臣父子之本也。咸感也。以レ高下レ下。以レ男下レ女。柔上而剛下○聘士之義。親迎之道。重レ始也○禮者人之所レ履也。失レ所レ履則顚蹷陷溺。所レ失微。而其爲レ亂大者。禮也○禮之於レ正二國家一也。如二權衡之於二輕重一也。如二繩墨之於二曲直一也。故人無レ禮不レ生。事無レ禮不レ成。國家無レ禮不レ寧○和樂之聲。步中二武象一。趨中二韶護一○君子聽レ律習レ容。而後士。

せざるべからず。君臣父子の本なり。咸は感なり、高を以て下に下り、男を以て女に下り、柔上にして剛下なり○聘士の義、(一〇)親迎の道は、始を重んずるなり○禮は人の履む所なり、履む所を失へば、則ち顚蹷陷溺す。(一一)失ふ所微なるも、其亂を爲すこと大なる者は、禮なり○禮の國家を正すに於るや、權衡(一二)の輕重に於るが如く、繩墨(一三)の曲直に於るが如し。故に人は禮無くば生きず、事は禮無ければ成らず、國家は禮無ければ寧からず○和樂(一四)の聲は、步は武象に中り、趨は韶護に中る○君子は律を聽き容を習うて(一五)、而る後に士たり。

(一) 和順敬恭にして美明なること (二) 多士の並び行く貌 (三) 逃亡するなり (四) 禮記に君臣禮を爲すの語あり (五) 美味なる米肉 (六) 酒は顏色を變ぜしむればなり (七) 居室は祖廟の飾に踰ゆべからず (八) 燕衣の禮常の服なり (九) 艮下兌下の卦少男少女の卦なり (一〇) 士を聘するの禮と妻を迎ふるの禮と (一一) 蹙きて顚倒す (一二) はかりの類 (一三) すみ繩は曲直をはかる器 (一四) 樂は軍の舞、正論篇參照 (一五) 音樂を修め容儀を習ふ

霜降逆レ女。冰泮殺。內十日一御。坐視レ膝。立視レ足。應對言語視レ面。立視レ前六尺。而大レ之六六三十六。三丈六尺。文貌情用。相ニ爲內外表裏一。禮之中焉能思索。謂ニ之能慮一。禮者。本末相順。終始相應。禮者以ニ財物一爲レ用。以ニ貴賤一爲レ文。以ニ多少一爲レ異○下臣事レ君以レ貨。中臣事レ君以レ身。上臣事レ君以レ人○易曰。復自レ道。何其咎。春秋賢ニ穆一。以レ爲ニ能變一也。

(一)霜降つて女を逆へ、冰泮けて殺す。內は十日に一御す○(二)坐には膝を視、立には足を視、應對言語には面を視る。立てば前を視ること六尺、之を大にすれば六六三十六、三丈六尺なり○(三)文貌情用は、內外表裏を相爲す。禮の中にして能く思索する、之を能く慮ると謂ふ。禮なる者は、本末相順ひ、終始相應ず。禮なる者は、財物を以て用と爲し、貴賤を以て文と爲し、多少を以て異と爲す○下臣は君に事ふるに貨(四)を以てし、中臣は君に事ふるに身を以てし、上臣は君に事ふるに人(五)を以てす○易に曰く、(六)復して道に自らば、何ぞ其れ咎あらんと。(七)春秋に穆公を賢とせるは、能く變ずと爲すを以てなり。

(一) 農暇に嫁娶の事を成し春には止むる義なり內は內人の略、妻ありとも性慾を節すべしとなり　(二) 下文は君父の前に於ける作法なり　(三) 禮論篇に文理情用とあるに同じ下文皆同篇に見ゆ　(四) 聚斂と珍異を献ずる類と　(五) 人才を推薦するなり　(六) 小畜の卦に見ゆ過つて改むる義なり　(七) 公羊傳に秦の穆公の賢を稱せり

士有妒友。則賢交不親。君有妒臣。則賢人不至。蔽公者。謂之昧。隱良者。謂之妒。奉妒昧者。謂之交譎。交譎之人。妒昧之臣。國之薉孽。口能言之。身能行之。國寶也。口不能言。身能行之。國器也。口能言。身不能行。國用也。口言善。身行惡。國妖也。治國者。敬其寶。愛其

士に妒友(一)有れば、則ち賢交親しまず。君に妒臣有れば、則ち賢人至らず。公を蔽ふ者は之を昧と謂ひ、良を隱す者は之を妒と謂ひ、妒昧を奉(二)ずる者は、之を交(三)譎と謂ふ。交譎の人、妒昧の臣は、國の(四)薉孽なり〇口能く之を言ひ、身能く之を行ふは、國の寶なり。口言ふこと能はず、身能く之を行ふは、國の器なり。口能く之を言ふも、身行ふこと能はざるは、國の用なり。口に善を言ふも、身に惡を行ふは、國の妖なり。國を治る者は、其寶を敬し、其器を愛し、其用に任じ、其妖を除く〇富まざれば以て民情を養ふこと無く、敎へざれば以て民性を(五)理すること無し。故に家ごとに五畝の宅、百畝の田ありて、其業を務めしめて、(六)其時を奪ふ無きは、之を富ます所以なり。大學を立て、(七)庠序を設け、(八)六禮を脩め、十敎を明にするは、之を道く所以なり。詩に曰く、(九)之に飮ませ之に食はし、之を敎へ之を誨ふと。王事具る。

(一) 嫉妒猜忌する友人　(二) 主旨とする義　(三) 狡猾譎詐　(四) 穢らはしき妖孽　(五) 治に同じ　(六) 耕稼の時期

器一。任二其用一。除二其妖一。不レ富無三以養二民情一。不レ教無三以理二民性一。故家五畝宅。百畝田。務二其業一。而勿レ奪二其時一。所三以富レ之也。立二大學一。設二庠序一。脩二六禮一。明二十教一。所三以導レ之也。詩曰。飲レ之食レ之。教レ之誨レ之。王事具矣。

を妨げざるなり　(七)學校に同じ　(八)六禮七教皆禮記の王制に出づ十教は七教の誤ならん　(九)詩經小雅緜蠻の

武王始入レ殷。表二商容之閭一。釋二箕子之囚一。哭二比干之墓一。天下鄕レ善矣。天下國有二俊士一。世有二賢人一。迷者不レ問レ路。溺者不レ問レ遂。亡人好レ獨。詩曰。我言維服。勿二以爲レ笑。先民有レ言。詢二于

武王始めて殷に入るや、(一)商容の閭を表し、箕子の囚を釋し、比干の墓に哭して、天下善に鄕へり○(二)天下は國ごとに俊士有り、世ごとに賢人有り。迷ふ者の路を問はず、溺るゝ者の(三)遂を問はず、亡人の獨を好めばなり。詩に曰く、(四)我言維服すべし、用て笑と爲すこと勿れ。先民言へる有り、(五)芻蕘に詢ると。博く問ふを言ふなり○法有る者は法を以て行ひ、法無き者は(六)類を以て擧ぐ。其本を以て其末を知り、其左を以て其右を知る。凡そ百事の(七)理を異にして相守るや、慶賞刑罰、類を通じて後に應じ、政教習俗、相順うて後に行はる○八十の者は一子(八)事へず。九十の者は家を擧げて事へず。廢疾にして人に非れば養はれざる者は、一人事

芻蕘。言ニ博問一也。有レ法者以レ法行。無レ法者以レ類擧。以ニ其本一知ニ其末一。以ニ其左一知ニ其右一。凡百事異レ理而相守也。慶賞刑罰。通レ類而後應。政教習俗。相順而後行○八十者。一子不レ事。九十者。擧レ家不レ事。廢疾非レ人不レ養者。一人不レ事。父母之喪。三年不レ事。齊衰大功。三月不レ事。從ニ諸侯一不。與ニ新有レ昏。朞不レ事。

へず。父母の喪には、三年まで事へず、(九)齊衰大功には、三月まで事へず。諸侯に從つて不ると、(一〇)新に昏有るとは、朞まで事へず。

(一) 殷末の賢人なり其閭門に旌表せしを曰ふ (二) 上位の人の用ふる能はざるを恥しむ意 (三) 水山徒渉すべき徑路 (四) 詩經大雅板の篇 (五) 草刈り薪採りの如き賤者 (六) 類例の義 (七) 事理を異にして相扶調するなり (八) 子女のうち一人は政に從はずして老人に侍するなり (九) 總論篇參照 (一〇) 來者の誤なり朞は一年なり

子謂ニ子家駒一。續然大夫。不レ如ニ晏子一。晏子功用之臣也。不レ如ニ子產一。子產惠人也。不レ如ニ管仲一。管仲之爲レ人。力レ功

(一一)子は子家駒を謂ふらく、(一二)續然として大夫たりと。(一三)晏子に如かず。晏子は功用の臣なり、(一四)子產に如かず。子產は惠人なり、(一五)管仲に如かず。管仲の人と爲りや、功を力めて義を力めず、知を力めて仁を力めず、野人のみ。以て天子の大夫爲るべからず○孟子三たび(一六)宣王に見えて事を言はず。門人曰く、曷爲れぞ三たび齊王に遇うて、而して事を言はざると。孟子曰く、我先づ其の邪心を攻むるなりと○(一七)公行

不レ力レ義。力レ知不レ力レ仁。野人也。不レ可三以爲二天子大夫一。

孟子三見二宣王一不レ言レ事。門人曰。曷爲三遇二齊王一而不レ言レ事。孟子曰。我先攻二其邪心一。

公行子之之レ燕。遇二曾元於塗一。曰。燕君何如。曾元曰。志卑。忍卑者輕レ物。輕レ物者不レ求レ助。苟不レ求レ助。何能擧〇氏羌之虜也。不レ憂二其係壘一也。而憂二其不一レ焚也。利二夫秋豪一。害靡二國家一。然且爲レ之。幾爲レ知レ計哉。

子の燕に之くや、曾元(八)に塗に遇ふ。曰く、燕君は何如と。曾元曰く、志卑し。志卑き者は物を輕んず、物を輕んずる者は助を求めず。苟も助を求めずば、何ぞ能く擧げん(九)と〇氏羌の虜(一〇)となるや、其係壘を憂へずして、其焚かれざるを憂ふ。夫の秋豪(一一)を利とする、害は國家を靡(一二)するも、然も且之を爲す。幾(一三)計を知ると爲さんや。

(一)孔子なり　(二)剛强不屈大丈夫の節あるなり　(三)晏嬰字は平仲　(四)鄭の公族僑　(五)齊桓公の相たりし管夷吾　(六)齊の宣王なり事は政事　(七)齊の大夫か孟子に見ゆ　(八)曾元の子なり　(九)政治を擧げ行はんとの義　(一〇)西夷なり捕虜となれば繫累せらるゝを患へずして焚殺せられざるを患ふ火葬は西夷の俗なればなり　(一一)秋毫に同じ　(一二)靡弊せしむる義　(一三)豈字に通ず

今夫亡レ箴者。終日求レ之而不レ得。其得レ之。

今夫れ箴を亡ふ者は、終日之を求むるも得ず。(一)其之を得るは、目の明を益すに非るなり、(二)眸もて之を見ればなり。心の慮に於るも亦然り。義と利とは、人の兩つ

非二目益一レ明也。眸而見レ之也。心之於レ慮亦然。義與レ利者。人之所二兩有一也。雖二堯舜一。不レ能レ去二民之欲一レ利。然而能使下其欲レ利。不上レ克二其好一レ義也。雖二桀紂一。亦不レ能レ去二民之好一レ義。然而能使下其好レ義。不上レ勝二其欲一レ利也。故義勝レ利者爲二治世一。利克レ義者爲二亂世一。上重レ義。則義克レ利。上重レ利。則利

ながら有する所なり。堯舜と雖も、民の利を欲するを去ること能はず。然り而して能く其利を欲するものをして、其義を好むものに克たざらしむ。桀紂と雖も、亦民の義を好むを去ること能はず。然り而して能く其義を好むものをして、其利を欲するものに勝たざらしむ。故に義の利に勝つ者を治世と爲し、利の義に克つ者を亂世と爲す。上義を重んずれば、則ち義は利に克ち、上利を重んずれば、則ち利は義に克つ。故に天子は(三)多少を言はず、諸侯は利害を言はず、大夫は得喪を言はず、士は財貨を(四)通ぜず。國を有つの君は、牛羊を(五)息せず、(六)質を錯くの臣は、雞豚を息せず。(七)冢卿は幣を修めず、大夫は(八)場園を爲めず。士より以上は、皆利を羞ぢて民と業を爭はず。分施を樂しんで積藏を恥づ。然る故に民は財に困せず、(九)貧窶の者も其手を竄する所有るなり。

(一) 偶然に拾得するなり　(二) ひとみもて凝視する意　(三) 財貨に據あればなり　(四) 融通し利殖す　(五) 蕃殖蕃育　(六) 質を執りて人臣となる意　(七) 上卿は破れし垣根をも修理せずとなり。幣は敝に作るべしといふ　(八) 稼穡すべき土地。場は圃を正とす　(九) 貧乏の者も手をつくべき仕事あり

克レ義。故天子不レ言二多少一。諸侯不レ言二利害一。大夫不レ言二得喪一。士不レ通二財貨一。有レ國之君。不レ息二牛羊一。錯レ質之臣。不レ息二雞豚一。冢卿不レ修レ幣。大夫不レ爲二場園一。從レ士以上。皆羞レ利而不下與レ民爭上レ業。樂二分施一而恥二積藏一。然故民不レ困レ財。貧窶者有レ所レ竄二其手一。

文王誅レ四。武王誅レ二。周公卒レ業。至二成康一則案無レ誅已。多積レ財而羞レ無レ有。重二民任一而誅二不能一。此邪行之所二以起一。刑罰之所二以多一也。上好レ羞。則民闇飾矣。上好レ富。則民死レ利矣。二者亂之衢也。民語曰。欲レ富乎。忍レ恥

文王は四を誅し、武王は二を誅し、周公は業を卒ふ。(二)成康に至りては、則ち案ち誅無し○多く財を積んで(三)有無きを羞ぢ、民の任を重くして不能を誅す。此れ邪行の起る所以、刑罰の多き所以なり○上羞を好めば、(四)則ち民は闇に飾り、上富を好めば、則ち民は利に死す。二者は亂の衢なり。民の語に曰く、(五)富を欲するか、恥を忍べ、絶を傾けよ、故舊と絶て、義と分背せよと。○湯は旱のとき禱りて曰く、政節あらざるか、民をして疾ましむるか、何を以て雨らざること斯の極に至るぞ。(六)宮室榮するか、婦謁盛なるか。何を以て雨らざること斯の極に至るぞ。(七)苞苴行はるゝか、讒夫興るか。何を以て雨らざること斯の極に至るぞと。

(一)仲尼篇參照　(二)成王康王の頃には刑措いて用ひざりき　(三)財無きを恥づるふりするなり　(四)義字の誤か

矣。傾レ絶矣。絶二故詘一矣。與レ義分背矣。上好レ富。則人民之行如レ此。安得レ不レ亂○湯旱而禱曰。政不レ節與。使二民疾一與。何以不レ雨至二斯極一也。宮室榮與。婦謁盛與。何以不レ雨至二斯極一也。苞苴行與。讒夫興與。何以不レ雨。至二斯極一也。

闇飾は人の見ざる所にて行爲を修飾するなり　(五)以下當時の民謠なるべし絶は施の誤との說あり施與せざるなり
分背は分れそむき去るなり　(六)宮殿美大に過ぎ女人の請謁行はるゝか　(七)賄賂橫行するか

天之生レ民。非レ爲レ君也。天之立レ君。以爲レ民也。故古者列レ地建レ國。非下以貴二諸侯一而已上。列二官職一差二爵祿。非下以尊二大夫一而已上。主道知レ人。臣道知レ事。故舜之治二天下一。不二以レ事詔一而萬物成。

天の民を生ずるや、君の爲にするに非るなり。天の君を立つるや、以て民の爲にするなり。故に古は地を列して國を建つる、以て諸侯を貴ぶのみに非ず。官爵を列して爵祿を差する(一)、以て大夫を尊ぶのみに非るなり○主道は人を知り、臣道は事を知るなり。故に舜の天下を治るや、事(二)を以て詔げずして、萬物成りき○(三)農は田に精しきも、以て田師と爲すべからず、工賈も亦然り○賢を以て不肖に易ふれば、(四)卜を待つて而る後に吉を知らず。治を以て亂を伐てば、戰を待つて而る後に克を知らず○齊人魯を伐たんと欲し、(五)卞莊子を忌んで、敢て卞を過らず。晉人衞を伐たんと欲す。(六)子路を畏れて、敢て蒲を過らず○知らざれば堯舜に問

農精於田。而不可以爲田師。工賈亦然。以賢易不肖。不待卜而後知吉。以治伐亂。不待戰而後知克。齊人欲伐魯。忌卞莊子。不敢過卞。晉人欲伐衛。畏子路。不敢過蒲。不知而問堯舜。無有而求天府。先王之道。則堯舜已。六貳之博。則天府已。

ひ、有る無ければ天府に求む(七)。先王の道は、則ち堯舜のみ。六貳(八)の博は、則ち天府のみ。

(一)差等を設く　(二)毎事に命令すること無し　(三)解蔽篇參照　(四)卜筮せずとも其の不祥を知るべし下句之に准す　(五)魯の勇力者　(六)孔門の仲由、賢にして多力なり時に蒲城の宰なりき　(七)六藝の藏れる所　(八)六藝の誤なるべし

君子之學如蛻。幡然遷之。故其行效。其立效。其坐效。其置顏色。出辭氣效。無留善。無宿問。善學者盡其理。善行者究其

君子の學は蛻(一)の如し、幡然として之に遷る。故に其行くや效ひ(二)、其立つや效ひ、其坐すや效ひ、其顏色を置き辭氣を出すや效ふ。善を留る無く、問を宿する無(三)し。善く學ぶ者は其理を盡し、善く行ふ者は其難を究む○君子の志を立るや窮(四)するが如し、天子三公の問と雖も、正に是非を以て對ふ○君子は隘窮(五)なるも失はず、勞倦するも苟もせず。患難に臨むも細席(六)の言を忘れず○歲寒からざれ

難一。君子立レ志如レ窮。雖ニ天子三公問一。正以ニ是非一對。君子隘窮而不レ失。勞倦而不レ苟。臨ニ患難一。而不レ忘ニ細席之言一。歲不レ寒。無三以知ニ松柏一。事不レ難。無三以知ニ君子一。無ニ日不一レ在レ是○雨小。漢故潛。夫盡レ小者大。積レ微者著。德至者色澤洽。行盡而聲聞遠。小人不レ誠ニ於內一而求ニ之於外一。

ば、以て松柏を知る無く、事難からざれば、以て君子を知る無し。日として是に在らざること無し(七)○雨小なるも、漢は故に潛す(八)。夫れ小を盡す者は大に、微を積む者は著れ、德至る者は色澤洽く、行盡る而(九)は聲聞遠し。小人は內に誠ならずして、之を外に求む。

(一)蟬のぬけがら　(二)坐立進退すべて之を學ぶを謂ふ　(三)直に問うて隱す所無し　(四)意志主張を枉げず故に變通無きに似たりとなり　(五)困窮するも操守を失はず　(六)平生茵席にて誓ひたる言語　(七)一日として道を忘れずとなり　(八)小雨も積めば漢水をあふれしむ　(九)而は者に作るを正とす

言而不レ稱レ師。謂ニ之畔一。敎而不レ稱レ師。謂ニ之倍一。倍畔之人。明君不レ內レ朝。

言つて師を稱せざる、之を畔と謂ひ(一)、敎へて師を稱せざる、之を倍と謂ふ。倍畔の人は、明君は朝に內れず、士大夫諸(二)に塗に遇ふも、與に言はず○(三)行に足らざる者は說過ぐればなり、信に足らざる者は言を誠にすればなり(四)。故に春秋は胥

士大夫遇諸塗不與言。不足於行者說過。不足於信者誠言。故春秋善胥命。而詩非屢盟。其心一也。善爲詩者不說。善爲易者不占。善爲禮者不相。其心同也。

命ずるを善として、詩に屢〻盟ふを非とせり。其心は一なり。善く詩を爲むる者は說かず、善く易を爲むる者は占せず、善く禮を爲むる者は（六）相せず。其心同じきなり〇曾子曰く、孝子は（七）言聞くべきを爲し、行見るべきを爲す。言聞くべきを爲すは、遠を說ばしむる所以なり。行見るべきを爲すは、近を說ばしむる所以なり。近き者說べば則ち親しみ、遠き者說べば則ち附く。近を親しみて遠を附くるは、孝子の道なりと。

㈠ そむく義　㈡ この倍畔の人と途中に出合ふ　㈢ 行爲に不足を感ずる人は其言說餘りに多過ぐればなり　㈣ 行を誠にする能はざる意　㈤ たゞ相約すればよし誓ふに及ばずとの義　㈥ 賛け成すなり　㈦ 他人の聞いて佳とする言語を發す

曾子曰。孝子言爲可聞。行爲可見。言爲可聞。所以說遠也。行爲可見。所以說近也。近者說則親。遠者說則附。親近而附遠。孝子之道也。

曾子行。晏子

曾子行く、晏子は（一）郊に從つて曰く、嬰之を聞く、君子は人に贈るに言を以てし、

從二於郊一曰。嬰聞レ之。君子贈レ人以レ言。庶人贈レ人以レ財。嬰貧無レ財。請假二於君子一。贈二吾子一以レ言。乘輿之輪。大山之木也。示二諸檃栝一三月五月。爲二幬菜敝一。而不レ反二其常一。君子之檃栝。不レ可レ不レ謹也。愼レ之。蘭茝槀本。漸二於蜜醴一。一佩易レ之。正君漸二於香酒一。可二讒而得一也。君子之所レ漸。不レ

庶人は人に贈るに財を以てすと。嬰貧にして財無し。請ふ君子に假りて、吾子に贈るに言を以てせん。乘輿の輪は、大山の木なり、諸を檃栝(二)に示くこと三月五月。(四)幬菜敝るゝを爲すも、而も其常に反らず 君子の檃栝(三)は、謹まざるべからざるなり、之を愼しめよ。(五)蘭茝槀本、蜜醴に漸せば、(六)一佩もて之に易ふ。正君にして香酒に漸されば(七)、讒すとも得べけんや。君子の漸す所は、愼まざるべからざるなりと。人の文學に於るや、猶玉の琢磨に於るがごとし。詩に曰く、(八)切るが如く瑳ぐが如く、琢つが如く磨くが如しと。學問を謂ふなり。(九)和の璧は、井里の厥のみ。玉人之を琢つて、天子の寶と爲りき。(一〇)子贛・季路は、故鄙人のみ。文學を被り禮義を服して、天下の列士(一一)と爲りき。學問厭はず、士を好んで倦まざるは、是大府なり。(一二)

(一) 孔子家語に送に作る、正なり　(二) 君子に假託す　(三) ため木前出せり　(四) 幬革に作るべし、ため木にて木を矯むれば革の破るゝ迄使用するも木は元に返らずとなり　(五) 芳香氣高き草本　(六) 一の佩玉もて之と交換す　(七) 良臣の感化を言ふなり　(八) 詩衞風淇澳の篇　(九) 和氏の名玉も其初は里門のしきみと同一なりき　(一〇)

可レ不レ愼也。人之於二文學一也。猶三玉之於二琢磨一也。詩曰。如レ切如レ瑳。如レ琢如レ磨。謂二學問一也。和之璧。井里之厥也。玉人琢レ之。爲二天子寶一。子贛季路。故鄙人也。被二文學一服二禮義一。爲二天下列士一。學問不レ厭。好士不レ倦。是天府也。

子貢端木賜と、子路仲由と　(二) 朝に列する好士　(三) 得る所多き義

君子疑則不レ言。未レ問則不レ立。道遠日益矣。多知而無レ親。博學而無レ方。好多而無レ定者。君子不レ與。少不レ諷。壯不二論議一。雖レ可未レ成也。君子壹レ教。弟子壹レ學。亟成。君子進則能益二上之譽一。而

君子疑へば則ち言はず、未だ問はざれば則ち立たず。(一) 道遠くして日に益す○多知にして親無く、(二) 博學にして方無く、好多くして定ること無き者は、君子與せず○少にして諷せず、(三) 壯にして論議せざれば、可なりと雖も未だ成らざるなり。君子教に壹に、(四) 弟子學に壹なれば、亟に成る○君子進めば則ち能く上の譽を益して、下の憂を損す。不能にして之に居るは誣なり、(五) 無益にして厚く之を受くるは竊なり○學者は必ずしも仕の爲にするに非ず、(六) 而も仕ふる者は必ず學に如てす。

(一) 立も亦言に作るべし　(二) 師友等の如く親密なる者　(三) 詩書を諷誦せず　(四) 專心一意の義　(五) 君を誣ひ欺く　(六) 仕へんが爲に學を爲すに非ず

損二下之憂一。不能而居レ之。誣也。無益而厚受レ之。竊也〇學者非二必爲一レ仕。而仕者必如レ學。

子貢問於孔子一曰。賜倦二於學一矣。願息レ事レ君。孔子曰。詩云。溫恭朝夕。執レ事有レ恪。事レ君難。事レ君焉可レ息哉。然則賜願息レ事レ親。孔子曰。詩云。孝子不レ匱。永錫二爾類一。事レ親難。事レ親焉可レ息哉。然則賜願息二於妻子一孔子曰。詩曰。刑二于寡妻一至二于兄弟一。以御二

子貢孔子に問うて曰く、賜は學に倦めり、願くば君(一)に事ふることに息はんと。孔子曰く、詩に云ふ、溫恭(二)にして朝夕し、事を執るに恪み有りと。君に事ふること難し、君に事ふるに焉ぞ息ふべけんやと。然らば則ち賜は願くは親に事ふるに息はんと。孔子曰く、詩に云ふ、孝子(三)匱しからず、永く爾に類を錫ふと。親に事ふるは難し、親に事ふるに焉ぞ息ふべけんと。然らば則ち賜は願はくは妻子に息せんと。孔子曰く詩に云ふ、(四)寡妻に刑り、兄弟に至り、以て家邦を御むと。妻子難し、妻子焉ぞ息すべけんと。然らば則ち賜は願くは朋友に息せんと。孔子曰く、詩に云ふ、(五)朋友の攝する所、攝するに威儀を以てすと。朋友は難し、朋友焉ぞ息すべけんと。然らば則ち賜は願はくは耕に息はんと。孔子曰く、詩に云ふ、(六)晝は爾于きて茅かれ、宵は爾索を綯へ。亟に其れ屋に乘り、其れ始めて百穀を播せと。耕は難し、耕焉ぞ息ふべけんと。然らば則ち賜は息ふべき者無きかと。孔子曰

于家邦。妻子難。妻子爲可息哉。然則賜願息於朋友。孔子曰。詩云。朋友所攝。攝以威儀。朋友難。朋友爲可息哉。然則賜願息耕。孔子曰。詩云。晝爾于茅。宵爾索綯。亟其乘屋。其始播百穀。耕難。耕焉可息哉。然則賜無息者乎。孔子曰。望其壙。皋如也。嵮如也。鬲如也。此則知所息矣。子貢曰。大哉死乎。君子息。小人休焉。

く、(八)其壙を望めば皐如たり、嵮如たり。鬲如たり。此れ則ち息ふ所なるを知らんと。子貢曰く、大なる哉死や、君子も息し、小人も休すと。

(一)君に仕ふる間は學を止めて休息せんとなり下文皆同じ (二)詩經商頌那の篇 (三)詩經大雅既醉の篇 (四)詩經大雅思齊の篇 (五)亦既醉篇に出づ (六)詩經豳風七月の篇 (七)家に上りて敝れ漏る場所を修治するなり (八)墓所の高く土の蔽ひ上小下大なる貌を叙す、孔子の意は生前には休息すべき所無しとなり

國風之好色也。傳曰。盈其欲而不愆其止。其誠可比於金石。其聲可內於宗廟。小雅不以於汙上。自引而

(一)國風の色を好むや、傳に曰く、其欲を盈てて其(二)止を愆らず。其誠は金石に比すべく、其聲は宗廟に內るべし。(三)小雅は汙上に以ひられず、自ら引いて下に居り、今の政を疾んで、以て往者を思ふ。其言は文有り、其聲には哀有りと○國將に興らんとするや、必ず師を貴んで傳を重んず。師を尊んで(四)傳を重んずれば、則ち法度存す。國將に衰へんとすれば、必ず師を賤しんで傳を輕んず。師を賤しんで

居レ下。疾二今之政一。以思二往者一。其言有レ文焉。其聲有レ哀焉。○國將レ興。必貴レ師而重レ傅。貴レ師而重レ傅。則法度存。國將レ衰。必賤レ師而輕レ傅。賤レ師而輕レ傅。則人有レ快。人有レ快。則法度壞。古者匹夫五十而士。天子諸侯子。十九而冠。冠而聽レ治。其教至也。○君子也者而好レ之。其人。其人也而不レ教。不祥。非二君子一而好レ之。非二其人一也。非二其人一而教レ之。齎二盜糧一。借二賊兵一也。

傅を輕んずれば、則ち人に快(五)有り。人に快有れば、則ち法度壞る○古は匹夫は五十にして士(六)へ、天子諸侯の子は、十九にして冠す。冠して治を聽くは、其教(七)至ればなり○君子たる者ありて之を好むは、(八)其れ人なり。(九)其人なるに教へざるは不祥なり。君子に非ざるを之を好むは、其人に非るなり。其人に非ずして之を教ふるは、盜(一〇)に糧を齎し、賊に兵を借すものなり。

(一) 詩經關雎の篇に就いて說くなり　(二) 欲を適度にす　(三) 周の幽厲を刺りて文武を思ふ詩なり故に行書云々と曰へり　(四) 守役たるべき人物　(五) 意を恣にするなり　(六) 仕に通ず　(七) 敎化の十分に行屆けるが故なり　(八) 君子を好むは敎ふべき人物なり　(九) この人物を敎へざるは不祥事なり　(一〇) 盜賊に食糧を與へ賊に兵器を貸すがごとし

不三自嗛二其行一者。言濫過。古之賢人。賤

(一)自ら其行を嗛らずとせざる者は、言濫に過ぐ○古の賢人は、賤しきこと布衣爲り、貧しきこと匹夫たり。食は則ち饘粥(二)も足らず、衣は則ち豎褐(三)も完からず。

爲二布衣一。貧爲二匹夫一。食則饘粥不レ足。衣則豎褐不レ完。然而非レ禮不レ進。非レ義不レ受。安取レ此。

子夏貧。衣如二縣鶉一。人曰、子何不レ仕。曰。諸侯之驕レ我者。吾不レ爲レ臣。大夫之驕レ我者。吾不二復見一。

柳下惠與二後レ門者一同レ衣。而不レ見レ疑。非二一日之聞一也。

爭レ利如二蚤甲一。而喪二其掌一。

然り而して禮に非れば進まず、義に非れば受けず。安ぞ此に取らん(四)○子夏は貧にして、衣は縣鶉(六)の如し。人曰く、子何ぞ仕へざると。曰く、諸侯の我に驕る(五)者は、吾臣と爲らず、大夫の我に驕る者は、吾復見ずと(七)○柳下惠が門に後るゝ者と衣を同じうして、疑はれざるは、一日の聞に非ればなり○利を爭ふと蚤甲(八)の如くにして、其掌を喪ふ○人に君たる者は、以て臣を取ることを愼まざるべからず。匹夫は以て友を取ることを愼しまざるべからず。友なる者は相有する(九)所以なり。道同じからずば、何を以て相有せんや。薪を均しくして火を施せば、火は燥(一〇)に就き、地を平にして水を注げば、水は溼に流る。夫れ類の相從ふや、此の如く之れ著しきなり。友を以て人を觀ば、焉ぞ疑ふ所あらん。友を取るに善人をす。愼しまざるべからず、是德の基なり。詩に曰く、大車(一一)を將くる無れ、維塵冥冥と。小人と處る無らんことを言ふなり。

(一) 行爲の不足を殘念と考へざる者は言多くして行を顧みず　(二) 薄き粥の類　(三) 短く粗末なる衣服　(四) 起句

君レ人者不レ可ニ以不一レ愼レ取レ臣。匹夫者。不レ可ニ以不一レ愼レ取レ友。友者所ニ以相有一也。道不レ同。何以相有也。均レ薪施レ火。火就レ燥。平レ地注レ水。水流レ溼。夫類之相從也。如レ此之著也。以レ友觀レ人。焉所レ疑。取レ友善人。不レ可レ不レ愼。是德之基也。詩曰。無レ將ニ大車一。維塵冥冥。言レ無下與ニ小人一處上也。

の自ら嗛せざる者に比するなり　(五) 孔門の子夏　(六) 被服の整はざるを形容す　(七) 門限に後れし婦人と自己との衣を同じうして入門せしも守門者咎めざりき、柳の潔白は天下の知る所なればなり　(八) 爪の甲の如く小なるを喩ふ　(九) 相保有する意、友と有と音相通ず　(一〇) 燥ける方の薪に早くうつり燃ゆ　(一一) 詩經小雅無將大車の篇なり將は推し助くるなり

藍苴路作。似レ知而非。懦弱易レ奪。似レ仁而非。悍戇好レ闘。似レ勇而非。仁義禮善之於レ人也。辟レ之。若ニ貨財粟米之於一レ家也。多有レ之者富。少有レ之者貧。至ニ

(一)藍苴路作は、知に似て非なり。懦弱奪ひ易きは、仁に似て非なり。悍戇闘を好むは、勇に似て非なり○(二)仁義禮善の人に於るや、之を辟ふるに、(三)貨財粟米の家に於るが若し。多く之を有する者は富み、少く之を有する者は貧しく、有る無き者に至りては窮す。故に(四)大なる者を能くせず、小なる者は爲さざるは、是國を弃て身を損つるの道なり○凡そ物(五)乘じて來ること有り。(六)乘じて其れ出る者は、是其の反る者なり○(七)流言をば之を滅し、貨色をば之を遠ざく。禍の由り生ずる所

無レ有者一窮。故大者不レ能。小者不レ爲。是弃レ國捐レ身之道也。

凡物有二乘而來一。乘其出者。是其反者也。

○流言滅レ之。貨色遠レ之。禍之所二由生一。生レ自二纖纖一也。是故君子蚤絕レ之。言之信者。在二乎區蓋之間一。疑則不レ言。未レ問則不レ立。

○知者明二於事一達二於數一。不レ可下以二不誠一事上也。故曰。君子難レ說。說レ之不レ以レ道不レ說也。語曰。流丸止二於甌臾一。流言止二於智者一。此家言邪學之所三以惡二儒者一也。是非疑。則度レ之以二遠事一。驗レ之以二近物一。參レ之以二平心一。流言止焉。惡言死焉。

は、纖纖(八)より生ず。是故に君子は蚤く之を絕つなり○言の信なる者は、區蓋の間に在り。疑へば則ち言はず、未だ問はざれば則ち立たず○知者は事に明にして、數(一〇)に達す。不誠を以て事ふべからざるなり。故に曰く、君子は說ばしめ難し。之を說ばすに道を以てせざれば說ばざるなり。語に曰く、流丸(一一)は甌臾に止り、流言は智者に止ると。此れ家言邪學(一二)の儒者を惡む所以なり。是非に疑あれば、則ち之を度るに遠事を以てし、之を驗するに近物を以てし、之を參するに平心を以てするに、流言は止り、惡言は死す。(一三)

(一) 意義未詳 (二) 懦弱なること (三) 兇悍愚昧 (四) 仁義禮[illegible]の大小を謂ふなり (五) つけ入る義なり (六) 己に出づる者は己に反るといふに同じ (七) 流轉不定の言 (八) 微細の貌 (九) 丘蓋に作るべし明確に知らざる言語なり (一〇) 一定せる道理 (一一) 狹小にして小高き土手にて甌臾を指すなるべし (一二) 一家の偏見にて言を成すもの (一三) 斷盡するなり

曾子食レ魚有レ餘。曰。泔レ之。門人曰。泔レ之傷レ人不レ若レ奥レ之。曾子泣涕曰。有二異心一乎哉。傷二其聞之晩一也。

無下用二吾之所一レ短。遇中人之所上レ長。故塞而避レ所レ短。移而從レ所レ仕。疏知而不レ法。察辯而操僻。勇果而亡レ禮。君子之所二憎惡一也。多言而類。聖人也。少言而法。君子也。多少無レ法而流。喆然雖レ辯小人也。○國法禁レ拾レ遺。惡下民之串中以レ無レ分得上也。有二分

曾子魚を食うて餘有り。曰く、之を泔せよと。(一)門人曰く、之を泔すれば人を傷る、之を奥せんに若かずと。(二)曾子泣涕して曰く、異心有らんやと。(三)其聞くの晩きを傷むなり○吾の短なる所を用て、人の長ずる所に遇する(四)無れ。故に塞いで(五)短なる所を避け、移りて仕ふる所に從ひ、疏知(六)して法あらず、察辯にして操辟し、勇果にして禮亡きは、君子の憎惡する所たり○多言にして類(七)なるは聖人なり。少言にして法あるは君子なり。多少(八)法無くして流すれば、喆然(九)として辯ずと雖も小人のみ○國法に(一〇)遺を拾ふを禁ずるは、民の分無きを以て得るに串ふを惡めばなり。分義有れば、則ち天下を容るゝも治り、分義(一一)無ければ、則ち一妻一妾にても亂る。

(一) 米汁に漬くるなり (二) 燠なり炙る義 (三) 人を傷ふ心もて命ぜしに非ずと謝するなり (四) 對抗す (五) 我が短所を蔽ひ塞ぐ (六) 通曉するも正しからず巧辯なるも操守偏し多數なれども禮に從はざるなり (七) 規範類例に合致す (八) 一本多言に作る (九) 知ある貌喆は哲に同じ (一〇) 路に落ちたるを拾ふべからずとなり (一一) 權利なくして得る惡習を恐る

義。則容二天下一而治。無二分義一。則一妻一妾而亂。

天下之人、雖二各特二意哉一。然而有レ所二共予一也。言レ味者予二易牙一。言レ音者予二師曠一。言レ治者。予二三王一。三王既已定二法度一。制二禮樂一而傳レ之。有二不レ用而改自作一。何以異下於變二易牙之和一。更中師曠之律上。無二三王之法一。天下不レ待レ亡。國不レ待レ死。

飲而不レ食者

天下の人、各〻意を特にすと雖も、然も共に予す所有り(一)。味を言ふ者は易牙(二)に予し、音を言ふ者は師曠(三)に予し、治を言ふ者は、三王に予す。三王既已に法度を定め、禮樂を制して之を傳ふ。用ひずして改めて自ら作る有るは、何を以て易牙の和を變じて、師曠の律を更ふるに異らん。三王の法無くば、天下は亡を待たず(四)、國は死を待たじ○飲んで食はざる者は蟬なり、飲まず食はざる者は蜉蝣(五)なり。虞(六)舜・孝己は、孝なれども親愛せず。比干(七)・子胥は、忠なれども君用ひず。仲尼(八)・顏淵は、知なるも世に窮せり○暴國に劫迫(九)せられて、而も之を辟る所無ければ、則ち其善を崇び、其美を揚げ、其長とする所を言つて、其短なる所を稱せず。惟惟(一〇)して亡する者は誹なり、博にして窮する者は訾なり。之を淸まして兪〻濁る者は口なり○君子(一一)は能く貴ぶべきを爲すも、人をして必ず己を貴ばしむる能はず。能く用ふべきを爲すも、人をして必ず己を用ひしむること能はず○誥誓(一二)

蟬也。不レ飲不レ飲者蜉蝣也。虞舜孝己。孝而親不レ愛。比干子胥。忠而君不レ用。仲尼顏淵。知而窮二於世一。

劫二迫於暴國一。而無レ所レ辟レ之。則崇二其善一。揚二其美一。言二其所レ長。而不レ稱二其所レ短也。惟惟而亡者誹也。博而窮者訾也。淸レ之而愈濁者口也。○君子能爲レ可レ貴。不レ能レ使二人必貴一レ己。能爲レ可レ用。不レ能レ使二人必用一レ己。○誥誓不レ及二五帝一。盟詛不レ及二三王一。交二質子一不レ及二五伯一。

は五帝に及ばず、盟詛は三王に及ばず。質子を交ふるは、五伯に及ばず。

(一) 相承認する意 (二) 齊桓公の宰夫たり (三) 晉平公の樂師 (四) 待つに暇あらずして亡び去らんとなり (五) 朝生夕死のかげろふ (六) 舜と孝己と (七) 殷の比干と吳の伍員 (八) 孔子と顏回と (九) 追害せらるゝなり臣道篇に見えたる文と小異あるのみ (一〇) 唯々に同じ人々に聽從するも藉口をきくが爲に亡ぼさるゝなり (一一) 德を修むるは己に任れども遇ふ所は命なる意 (一二) 五帝の民は誓を待たずして化し、三王の民は誓より盟に近づき、五覇の時は人質を交換する迄に推移せるを言ふなり

孔子觀ニ於魯桓公之廟一。有ニ欹器一焉。孔子問ニ於守廟者一曰。此爲ニ何器一。守廟者曰。此蓋爲ニ宥坐之器一。孔子曰。吾聞宥坐之器者。虛則欹。中則正。滿則覆。孔子顧謂ニ弟子一曰。注レ水焉。弟子挹レ水而注レ之。中而正。

卷第二十

宥坐篇第二十八(一)

孔子魯の桓公の廟を觀るに、欹器(二)有り。孔子守廟の者に問うて曰く、此は何の器と爲すかと。守廟者曰く、此は蓋し宥坐(三)の器爲りと。孔子曰く、吾聞く宥坐の器は、虛なれば則ち欹き、(四)中なれば則ち正しく、滿つれば則ち覆ると。孔子顧みて弟子に謂つて曰く、水を注げと。弟子水を挹んで之に注ぐ。中にして正しく、滿ちて覆り、虛にして欹ちき。孔子喟然として嘆じて曰く、吁、惡ぞ滿ちて覆らざる者有らんやと。子路曰く、敢て問ふ、(五)滿を持するに道有りやと。孔子曰く、聰明聖知も、之を守るに愚を以てし、功天下に被るも、之を守るに讓を以てし、勇力世を掩(六)ふも、之を守るに怯を以てし、富四海を有つも、之を守るに謙を以てす。此れ所謂挹(七)みて之を損するの道なりと。

滿而覆。虛而欹。孔子喟然而嘆曰。吁。惡有二滿而不一レ覆者一哉。子路曰。敢問。持レ滿有レ道乎。孔子曰。聰明聖知。守レ之以レ愚。功被二天下一。守レ之以レ讓。勇力撫レ世。守レ之以レ怯。富有二四海一。守レ之以レ謙。此所謂挹而損レ之之道也。

(一) 本篇以下皆荀子及門人の見聞せる雜事なり宥坐は第一章に取りて名く (二) そばだち傾ける器 (三) 宥は侑なり勸戒の義なりといふ或は曰く坐右の義なりと (四) 七八分通りに水を注ぎし時 (五) 滿に居て之を維持し危からざるなり (六) 蓋掩の意 (七) 斟酌して極端に至るを豫防す

孔子爲二魯攝相一。朝七日而誅二少正卯一。門人進問曰。夫少正卯魯之聞人也。夫子爲レ政。而始誅レ之。得レ無レ失乎。孔子曰。居吾語二汝其故一。人有二惡者五一。而盜竊不レ與焉。

孔子魯の攝相(一)と爲り、朝すること七日にして少王卯を誅す。(二)門人進み問うて曰く、夫少正卯は魯の聞人(三)なり。夫子政を爲すに、始に之を誅するは、失たる無きを得んやと。孔子曰く、居れ吾汝に其故を語らん。人に惡なる者五有り、盜竊は與らず。一に曰く、心達(四)にして險、二に曰く、行辟(五)にして堅、三に曰く、言僞にして辯、四に曰く、記醜(六)にして博、五に曰く、非(七)に順つて澤。此の五者人に一有れば則ち君子の誅を免るゝを得ず。而るに少正卯は之を兼有せり。故に居處は以て徒を聚め羣を成すに足り、言談は以て邪を飾り衆を營はすに足り、彊は以て是(八)に

一曰。心達而險。二曰。行辟而堅。三曰。言僞而辯。四曰。記醜而博。五曰。順非而澤。此五者有一於人。則不得免於君子之誅。而少正卯兼有之。故居處足以聚徒成羣。言談足以飾邪營衆。彊足以反是獨立。此小人之桀雄也。不可不誅也。是以湯誅尹諧。文王誅潘止。周公誅管叔。太公誅華仕。管仲誅付里乙。子產誅鄧析史付。此七子者。皆異世同心。不可不誅也。詩曰。憂心悄悄。慍于羣小。小人成羣。斯足憂矣。

反して獨立するに足る。此れ小人の桀雄なり。誅せざるべからざるなり。是を以て湯は尹諧を誅し、文王は潘止を誅し、周公は(九)管叔を誅し、太公は(一〇)華仕を誅し、管仲は付里乙を誅し、子產は鄧析史付を誅す。此の七子は、皆世を異にして心を同じうす。誅せざるべからざるなり。詩に曰く、(一一)憂心悄悄、羣小に慍らると。小人の羣を成すは、斯に憂ふるに足れりと。

(一) 司寇となりしを言ふ　(二) 家語には子貢となせり　(三) 有名なる人物　(四) 諸事に通達して險惡　(五) 行爲邪僻にして頑固　(六) 惡事を記憶す　(七) 非邪を行つて外面を飾るなり　(八) 善に背反す　(九) 家語に管蔡に作る　(一〇) 韓非子に見ゆ湯と文との事蹟は未詳　(一一) 詩經邶風柏舟の篇

孔子爲魯司寇。有父子訟者。孔子拘之。

孔子魯の司寇と爲る。父子訟ふる者有り、孔子之を拘ふ。三月まで別たず。(一) 其父止めんことを請ふ。孔子之を舍す。季孫之を聞いて悦びず。(二) 曰く、是の老や予

三月不レ別。其父請レ止。孔子舍レ之。季孫聞レ之不レ悦。曰。是老也欺レ予。語レ予曰。爲二國家一。必以レ孝。今殺二一人一。以戮二不孝一。又舍レ之。冉子以告。孔子慨然歎曰。嗚呼。上失レ之下殺レ之。其可乎。不レ教二其民一。而聽二其獄一。殺二不辜一也。三軍大敗。不レ可レ斬也。獄犴不レ治。不レ可レ刑也。罪不レ在レ民故也。嫚レ

を欺く。予に語りて曰く、國家を爲むるや、必ず孝を以てすと。今は一人を殺して、以て不孝を戮すべきに、又之を舍せりと。(三)冉子以て告ぐ。孔子慨然として歎じて曰く、嗚呼、上之を失つて、(四)下之を殺さば、其れ可ならんや。其民を敎へずして、其獄を聽くは、不辜を殺すなり。三軍の大敗は、斬るべからず。(五)獄犴の治らざるは、刑すべからず。罪の民に在らざるが故なり。(六)令を嫚んじて誅を謹しむは賊なり。今生ずるや時有り、斂むるに時無きは暴なり、敎へずして成功を責むるは虐なり。(七)此三者已くして、然る後に刑卽くべきなり。書に曰く、義もて刑し義もて殺し、庸ひて以て(八)予に卽くこと勿れ。維れ未だ(九)順事有らずと曰へと。敎を先にするを言ふなり。故に先王既に陳するに道を以てし、上先づ之に服す。若し可ならざれば、賢を尙んで以て之に綦ふ。(一〇)若し不可なれば、不能を廢して以て之を單す。(一一)綦ふること三年にして百姓往はん。(一二)邪民從はずして、然る後に之を俟つに刑を以てすれば、則ち民は罪を知らん。詩に曰く、(一三)尹氏大師たり、維周の

令謹レ誅。賊也。今生也有レ時。斂也無レ時。暴也。不レ教而責二成功一。虐也。已二此三者一。然後刑可レ即也。書曰。義刑義殺。勿二庸以即一レ予。維曰レ未レ有二順事一。言レ先レ教也。故先王既陳之以レ道。上先服レ之。若不レ可。尚レ賢以綦レ之。若不可。廢二不能一以單レ之。綦三年而百姓往矣。邪民不レ從。然後俟レ之以レ刑。則民知レ罪矣。詩曰。尹氏大師。維周之氐。秉二國之均一。四方是維。天子是庳。卑二民不一レ迷。是以威厲而不レ試。刑錯而不レ用。此之謂也。

氐。國の均を秉り、四方是維ぎ、天子是庳け、民をして迷はざらしむと。是を以て威厲にして試みず、刑錯いて用ひず。此れ之の謂なり。

(一) 裁判を決定せず　(二) 魯の大勢力家　(三) 冉求時に季氏の宰たり　(四) 道を失ふなり　(五) 犴も亦獄なり　(六) 平素の教令を怠りて誅罰のみ嚴にす　(七) 百物の生ずるには時機有り　(八) 書經康誥に見ゆ　(九) 自己の思ひの儘に從ふ　(一〇) 甚に作るべし教の義なり　(一一) 十分に盡す意　(一二) 從の誤か　(一三) 詩經小雅節南山の篇、氐は基本なり

今之世則不レ然。亂二其教一。繁二其刑一。其民迷惑而墮レ焉。則從而制レ之。是以刑彌繁。而

今の世は則ち然らず。其教を亂り、其刑を繁くし、其民迷惑して焉に墮つれば、則ち從つて之を制す。是を以て刑彌繁くして、邪に勝へず。三尺の岸にして、而も虚車登ること能はざるなり、百仞の山にして、任負の車も登る。何となれば則ち陵遲なるが故なり。數仞の牆にして民踰えず、百仞の山にして豎子馮つて

邪不レ勝。三尺之岸。而虛車不レ能レ登也。百仞之山。任負車登焉。何則陵遲故也。數仞之牆。而民不レ踰也。百仞之山。而豎子馮而游焉。陵遲故也。今夫世之陵遲亦久矣。而能使二民勿一レ踰乎。詩曰。周道如レ砥。其直如レ矢。君子所レ履。小人所レ視。眷焉顧レ之。潸焉出レ涕。豈不レ哀乎。詩曰。瞻二彼日月一。悠悠我思。道之云遠。曷云能來。子曰。伊稽首。不二其有一レ來乎。

遊ぶ。陵遲なるが故なり。今夫れ世の陵遲するや亦久し。而も能く民をして踰ゆること勿らしめんや。詩に曰く、(五)周道砥の如く、其直きこと矢の如し。君子の履む所、小人の視る所、眷焉として之を顧み、潸焉として涕を出すと。豈哀しからずや。(六)詩に曰く、彼の日月を瞻れば、悠悠として我思ふ。道の云に遠き、曷ぞ云に能く來らんと。(七)子曰く、伊稽首す、其れ來ること有らざらんやと。

(一) 刑字の誤なるべし (二) 三尺の低き土堤すらも空車之に登る能はず (三) 重きを負へる車 (四) 勾配の緩やかなる意 (五) 詩經小雅大東の篇 (六) 詩經邶風雄雉の篇 (七) 孔子曰く我の德あるにより彼來つて稽首す遠方と雖も來らざらんやと

孔子觀二於東流之水一。子貢問二於孔子一曰。君子之所下以

孔子東流の水を觀る。子貢は孔子に問うて曰く、君子の(一)大水を見れば必ず觀する所以の者は、是何ぞやと。孔子曰く、夫れ水は大いに徧く(二)諸生を與へて爲すこと

見二大水一必觀上焉者。是何。孔子曰。夫水。大徧與二諸生一而無レ爲也。似レ德。其流也。埤下裾拘。必循二其理一。似レ義。其洸洸乎不二淈盡一。似レ道。若有二決行一レ之。其應佚若二聲響一。其赴二百仞之谷一不レ懼。似レ勇。主レ量必平。似レ法。盈不レ求レ概。似レ正。淖約微達。似レ察。以出以入。以就鮮絜。似二善化一。其萬折也必東。似レ志。是故。君子見二大水一必觀焉。

無きは、徳に似たり。其流るゝや、(三)埤下裾拘して、必ず其理に循ふは、義に似たり。其(四)洸洸乎として淈盡せざるは道に似たり。若し決して之を行かしむる有れば、其應の佚きこと(五)聲響の若く、其百仞の谷に赴いて懼れざるは勇に似たり。(六)量に主いで必ず平なるは法に似、盈ちて(七)概を求めざるは正に似、(八)淖約として微達するは察に似、(九)以て出で以て入り、以て就きて鮮絜なるは、善化に似、其萬折するに、必ず東するは志に似たり。是の故に君子は大水を見れば、必ず觀すと。

(一)大字衍なるに似たり　(二)萬物を生ずる義　(三)卑きに下りて或は方或は曲たるなり　(四)涌き出でて光あり竭盡する事なし　(五)聲音に響あるが若し　(六)坑に注いで必ず滿たす　(七)とかきなり枡を平にする器　(八)やさしくして細微の點にも浸入す　(九)萬物水に入れば必ず鮮潔となることをいふ

孔子曰。吾有レ恥也。吾有レ鄙也。吾有レ殆也。

孔子曰く、吾恥づること有り、吾鄙しむこと有り、吾殆ぶむこと有り、幼にして彊め學ぶ能はず、老いて以て之を教ふる無きは、吾之を恥づ。其故郷を去り、君に

幼不能彊學。老無以敎之。吾恥之。去其故鄕。事君而達。卒遇故人。曾無舊言。吾鄙之。與小人處者。吾殆之也。

孔子曰。如垤而進。吾與之。如丘而止。吾已矣。今學曾未如肬贅。則具然欲爲人師。

事へて達し、卒に故人に遇うて、曾て舊言(一)無きは、吾之を鄙しむ。小人と處る者は、吾之を殆ぶむと○孔子曰く、垤(二)の如くにして進まば、吾之に與せん。丘(三)の如くにして止まらば、吾已まん。今學は曾ち未だ肬贅(四)にも如かずして、則ち具然として人師爲らんと欲すと。

(一)舊時歡好の言　(二)蟻づかなり　(三)丘陵の如く大なりとも進志無き者　(四)猶ほ疣の類なり具然は滿足の貌

孔子南適楚。厄於陳蔡之間。七日不火食。藜羹不糂。弟子皆有飢色。子路進問之曰。由聞之。爲善者。天報

孔子南のかた楚に適き、陳蔡の間に厄あり。七日まで火食せず、藜羹(一)して糂せず、弟子皆飢色有り。子路進んで之に問うて曰く、由之を聞く、善を爲す者は、天之に報ずるに福を以てし、不善を爲す者は、天之に報ずるに禍を以てすと。今夫子は德を累ね、義を積み美行を懷くの日久し。奚ぞ居の隱(二)なるやと。孔子曰く由や識らず、吾汝に語げん。汝は知者を以て必ず用ひらるゝと爲るか、(三)王子比干

之以レ福。爲二不善一者。天報レ之以レ禍。今夫子累レ徳積レ義。懷二美行一之日久矣。奚居之隱也。孔子曰。由不レ識。吾語レ汝。汝以二知者一爲二必用一耶。王子比干不レ見レ剖レ心乎。汝以二忠者一爲二必用一耶。關龍逢不レ見レ刑乎。汝以二諫者一爲二必用一耶。伍子胥不レ磔二姑蘇東門外一乎。夫遇不遇者時也。賢不

は心を剖かれざらん。汝は忠者を以て必ず用ひらるゝと爲るか、關龍逢(四)は刑せられざらん。汝は諫者を以て必ず用ひらるゝと爲るか、伍子胥(五)は姑蘇の東門外に磔せられざらん。夫れ遇と不遇とは時なり、賢と不肖とは材なり。君子の博學深謀にして、時に遇はざる者は多し。是に由りて之を觀れば、世(六)に遇はざる者も衆し、何ぞ獨り丘のみならんや。夫れ芷蘭(七)の深林に生ずるや、人無きを以て芳しからずんばあらず。君子の學は、通ぜんが爲に非るなり。窮するも困せず、憂ふるも意衰へず。禍福終始を知りて、心惑はざらんが爲なり。夫れ賢不肖とは材なり、爲不爲とは人なり、遇不遇とは時なり、死生とは命なり。今其人有るも、其時に遇(八)はざれば、賢なりと雖も其れ能く行はれんや。苟も其時に遇はば、何の難きことか之有らん。故に君子は博學深謀して、身を脩め行を端しうし、以て其時を俟つと。孔子曰く、由よ、居れ、吾汝に語げん。昔は晉の公子重耳の霸心は、曹(九)に生じ、越王句踐の霸心は、會稽(一〇)に生じ、齊の桓公小白の霸心は、莒(一一)に生じたり。

肖者材也。君子博學深謀。不遇時者多矣。由是觀之。不遇世者衆矣。何獨丘也哉。夫芷蘭生於深林。非以無人而不芳。君子之學。非爲通也。爲窮而不困。憂而意不衰也。知禍福終始。而心不惑也。夫賢不肖者材也。爲不爲者人也。遇不遇者時也。死生者命也。今有其人。不遇其時。雖賢其能行乎。苟遇其時。何難之有。故君子博學深謀。脩身端行。以俟其時。孔子曰。由居。吾語汝。昔晉公子重耳霸心。生於曹。越王句踐霸心。生於會稽。齊桓公小白霸心。生於莒。故居不隱者。思不遠。身不佚者。志不廣。女庸安知吾不得之桑落之下乎哉。

故に居の隱ならざる者は、思遠からず、身の佚せざる者は、志廣からず。女庸安ぞ吾が之を桑落(一二)の下に得ざるを知らんやと。

(一) 雜草のあつものに米粒を加へざるものを食す (二) 困窮をいふ家語には窮に作る (三) 殷の賢人なり紂王の爲に胸を剖かれき (四) 夏の忠臣なり桀王の爲に殺されき (五) 既に數回前に出でたり (六) 博學深謀にしての語を加へ見るべし (七) 香草なり勸學篇にも見ゆ (八) 善を爲すと爲さざると (九) 重耳流亡の時曹の共公之を裸にして其駢脅を觀たり (一〇) 句踐が夫差に敗られし地名 (一一) 桓公小白齊の亂に莒に逃れしが襲せられざりし事實あるによる (一二) 困窮の義なり

子貢觀於魯廟之北堂。出而問於孔子

子貢は魯廟の北堂を觀し、出でて孔子に問うて曰く、鄕には賜、太廟の北堂を觀し、未だ既さずして輟め、還つて復九蓋(二)を瞻るに、彼皆繼てり。彼に說有りや、

曰。鄕者賜。觀二於太廟之北堂一。未レ既輟。還復瞻二九蓋一。彼皆繼。彼有レ說耶。匠過絕耶。孔子曰。太廟之堂。亦嘗有レ說。官致二良工一。因麗二節文一。非レ無二良材一也。蓋曰レ貴レ文也。

匠過つて絕てりやと。孔子曰く、太廟の堂は、亦嘗て說有り、(四)官は良工を致し因りて節文を麗せり。良材無きに非ざるなり、蓋し文を貴ぶを曰ふなりと。

(一) 魯の太廟の神主の在る處 (二) 北のとびらなり九は北に作るべし (三) 彼皆絕に作るべし絕の古字と繼と似たるにより誤寫せるならん (四) 良工を集めて作らしめ其文飾をつとめたり卽ち良材無きに非ずして殊更に木を截斷して飾をなせるなりとの意

子道篇第二十九(一)

入孝出弟。人之小行也。上順下篤。人之中行也。從レ道不レ從レ君。從レ義不レ從レ父。人之

入りては孝出でては弟とは、人の小行なり。上順に下篤きは、人の中行なり。道に從つて君に從はず、義に從つて父に從はざるは、人の大行なり。若し夫れ志は禮を以て安んじ、言は類を以て接すれば、(二)則ち儒道畢る。舜と雖も、毫末を是に加ふる能はず〇孝子の命に從はざる所以のもの、三有り。命に從へば則ち親危ふ

大行也。若夫志以レ禮安。言以レ類接。則儒道畢矣。雖レ舜不レ能レ加二毫末於レ是一矣。

孝子所二以不一レ從レ命有レ三。從レ命則親危。不レ從レ命則親安。孝子不レ從レ命。乃衷。從レ命則親辱。不レ從レ命則親榮。孝子不レ從レ命。乃義。從レ命則禽獸。不レ從レ命則脩飾。孝子不レ從レ命。乃敬。故可二以從一而不レ從。

く、命に從はざれば卽ち親安きとき、孝子の命に從はざるは乃ち衷(三)なり。命に從へば則ち親辱かしめられ、命に從はざれば則ち親榮ゆるとき、孝子の命に從はざるは乃ち義なり。命に從へば則ち禽獸たり、命に從はざれば則ち脩飾なるとき、孝子の命に從はざるは乃ち敬なり。故に以て從ふべくして從はざるは、是不子(四)なり、未だ以て從ふべからずして從ふは、是不衷なり。從不從の義に明にして、能く恭敬忠信端愨を致し、以て之を愼行するは、則ち大孝と謂ふべし。傳に曰く、道に從つて君に從はず、義に從つて父に從はずと。此れ之の謂なり。故に勞苦彫萃(五)して、能く其敬を失ふこと無く、災禍患難あるも、能く其義を失ふこと無し。則し不幸にして不順もて惡まるゝも、而も能く其愛を失ふこと無きは、仁人に非ざれば能く行ふこと無し。詩に曰く(六)、孝子匱しからずと。此れ之の謂なり。

(一) 孝子の道を述ぶ　(二) 一本使字に作る　(三) 中心の眞心を以て親に事ふるなり　(四) 子たる道を守らざる不孝の子　(五) 傷悴苦勞す　(六) 大雅既醉篇に見ゆ

是不子也。未レ可二以從一而從。是不衷也。明二於從不從之義一。而能致二恭敬忠信端愨一。以愼二行之一。則可レ謂二大孝一矣。傳曰。從レ道不レ從レ君。從レ義不レ從レ父。此之謂也。故勞苦彫萃。而能無レ失二其敬一。災患禍難。而能無レ失二其義一。則不幸不順見レ惡。而能無レ失二其愛一。非二仁人一莫二能行一。詩曰。孝子不レ匱。此之謂也。

魯哀公。問二於孔子一曰。子從二父命一。孝乎。臣從二君命一。貞乎。三問孔子不レ對。孔子趨出。以語二子貢一曰。鄉者君問レ丘曰。子從二父命一。孝乎。臣從二君命一。貞乎。三問而丘不レ對。賜以爲二何如一。子貢曰。子從二父命一。孝矣。臣從二

魯の哀公、孔子に問うて曰く、子の父命に從ふは、孝なりや、臣の君命に從ふは、貞なりやと。三たび問ふ。(一)孔子對へず。孔子趨り出で、以て子貢に語げて曰く、鄉には君は丘に問うて曰く、子の父命に從ふは孝なりや、臣の君命に從ふは貞なりやと。三問あれども丘は對へざりき。賜は以て何如と爲すぞと。子貢曰く、子の父命に從ふは孝なり、臣の君命に從ふは貞なり。夫子有(二)奚ぞ焉に對へんと。孔子曰く、小人なる哉賜や、(三)識らざるか。昔は萬乘の國に、(四)爭臣四人有れば、則ち封彊削られず、千乘の國に、爭臣三人有れば、則ち社稷危ふからず。百乘の家に、爭臣二人有れば、則ち宗廟毀たれず。父に爭子有れば、無禮を行はず、士に爭友有れば、不義を爲さず。故に子の父に從ふは、奚ぞ子の孝ならん、臣の君に

君命。貞矣。夫子有奚對焉。孔子曰。小人哉賜。不識也。昔萬乘之國。有爭臣四人。則封疆不削。千乘之國。有爭臣三人。則社稷不危。百乘之家。有爭臣二人。則宗廟不毀。父有爭子。不行無禮。士有爭友。不爲不義。故子從父。奚子孝。臣從君。奚臣貞。審其所以從之。之謂孝。之謂貞也。

従ふは、奚ぞ臣の貞ならん、其之に従ふ所以を(五)審にするを、之れ孝と謂ひ、之れ貞と謂ふなりと。

(一) 問を失せるを以てなり　(二) 答ふること何か有らんとの義　(三) 汝は予の答へざる理由を知らざるか　(四) 家語に爭臣七人に作る　(五) 従ふべきは之に従ひ従ふべからざるは之に従はず

子路問於孔子曰。有人於此。夙興夜寐。耕耘樹藝。手足胼胝。以養其親。然而無孝之名。何也。孔子曰。意者身不敬與。辭

子路は孔子に問うて曰く、此に人有り、夙に興き夜に寐ね、(一)耕耘樹藝し、手足胼胝して、以て其親を養ふも、然而も孝の名無し。何ぞやと。孔子曰く、意ふに身の不敬なるか、辭の不遜なるか、色の不順なるか。古の人言へる有り、曰く、(二)衣か繆か、女を聊んぜずと。今夙に興き夜に寐ね、耕耘樹藝し、手足胼胝して、以て其親を養うて、此の三者無くば、則ち(三)何以爲ぞ孝の名無らんやと。孔子曰く

不遜與。色不順與。古之人有レ言。曰。衣與繆與。不二女聊一。今夙興夜寐。耕耘樹藝。手足胼胝。以養二其親一。無二此三者一。則何以爲而無二孝之名一。也。孔子曰。由。志レ之。吾語レ汝。雖レ有二國士之力一。不レ能三自擧二其身一。非レ無レ力也。勢不可也。故入而行不レ脩。身之罪也。出而名不レ章。友之過也。故君子入則篤レ行。出則友レ賢。何爲而無二孝之名一也。

由よ、之を志せ。吾汝に語げん。國士の力有りと雖も、自ら其身を擧る能はず。力無きに非るなり、勢不可なればなり。故に(四)入りて行の脩らざるは、身の罪なり、出でて名の章(五)はれざるは、友の過なり。故に君子入りては則ち行を篤くし、出でては則ち賢を友とせば、何爲れぞ孝の名無らんと。

(一)耕へし耘り植えつけて手足はひゞあかぎれに困しむ　(二)以の字不要　(三)衣服の供給も十分に盡力盡策も至り盡せども不敬不遜不順なる時は父母は之に信頼せずとなり　(四)家に在ると出で仕ふるとを入出といふ　(五)彰明顯著の義

子路問二於孔子一曰。魯大夫。練而牀禮耶。孔子曰。吾不レ知也。子路出。

子路は孔子に問うて曰く、魯の大夫、練して牀するは禮かと。孔子曰く、吾知らざるなりと。子路出づ。子貢に謂つて曰く、吾夫子を以て知らざる所無しと爲せしに、夫子も徒に知らざる所有りきと。子貢曰く、汝何をか問へると。子路曰く、

謂二子貢一曰。吾以二夫子一爲レ無レ所レ不レ知。夫子徒有レ所レ不レ知。子貢曰。汝何問哉。子路曰。由問。魯大夫練而牀禮邪。夫子曰。吾不レ知也。子貢曰。吾將二爲レ汝問一レ之。子貢問曰。練而牀禮耶。孔子曰。非レ禮也。子貢出。謂二子路一曰。汝謂二夫子一爲レ有レ所レ不レ知乎。夫子徒無レ所レ不レ知。汝問非也。禮居二是邑一。不レ非二其大夫一。

由問ふらく、魯の大夫の練して牀するは禮かと。夫子曰く、吾知らざるなりと。子貢曰く、吾將に汝が爲に之を問はんとすと。子貢問うて曰く、練して牀するは禮かと。孔子曰く、禮に非るなりと。子貢出で、子路に謂つて曰く、汝夫子を謂つて、知らざる所有りと爲すも、夫子は徒に知らざる所無し、汝の問非なるのみ。禮に(三)是の邑に居れば、其大夫を非らずとありと。

(一)三年の喪に一年を終りし後の喪服なり此を着して床に臥するは禮に非ず　(二)閲に同じ　(三)家語に此の間に作る

子路盛服。見二孔子一。孔子曰。由。是裾裾何也。昔者江出二於岷山一。其始

子路盛服(一)して孔子に見ゆ。孔子曰く、由や、是の裾裾たるは何ぞや。昔は江の岷山に出づる、其始め出るや、其源は以て(二)觴を濫ぶべし。其江の津に至るに及べば、(三)放舟せず、風を避けざれば、則ち渉るべからざるなり。維下流は水多きに

出也。其源可以濫觴。及其至江之津也。不放舟。不避風。則不可渉也。非維下流水多耶。今汝服既盛。顏色充盈。天下且孰肯諫汝矣。由。子路趨而出。改服而入。蓋猶若也。孔子曰。志之。吾語汝。奮於言者華。奮於行者伐。色知而有能者。小人也。故君子。知之曰知之。不知曰不知。言之要也。能之曰能之。不能曰不能。行之至也。言要則知。行至則仁。既知且仁。夫惡有不足矣哉。

非ずや。今汝の服は既に盛に、顏色充盈せり、天下且孰か肯て汝を諫めん。由やと。子路趨りて出で、服を改めて入る。蓋し猶若たり。孔子曰く、之を志せ、吾汝に語げん。言に(七)奮ふ者は華に、行に奮ふ者は伐る。色知にして能有りとする者は、小人なり。故に君子は、之を知るを之を知ると曰ひ、知らざるを知らずと曰ふ。言の要なり。之を能くするを之を能くすと曰ひ、能くせざるを能くせずと曰ふ。(八)行の至なり。言要なれば則ち知、行至れば則ち仁。既に知にして且仁ならば、夫れ惡ぞ足らざること有らんやと。

(一)盛裝を謂ふ (二)華麗盛美の貌 (三)一本艪に作る (四)涓々たる小流なれば酒盃を浮ぶるも顚覆せざるなり (五)舟し筏するなり或は曰く方舟にて舟を並ぶるなりと (六)悠然たる貌 (七)能に矜る意とする說と奮は愼なり華伐の上に各不字あるべしとの說とあり (八)言語上の肝要樞機なり

子路入。子曰。由。知者若何。仁者若何。子路對曰。知者使ニ人知レ己。仁而使ニ人愛レ己。子曰。可レ謂レ士矣。子貢入。子曰。賜。知者若何。仁者若何。子貢對曰。知者知レ人。仁者愛レ人。子曰。可レ謂ニ士君子一矣。顏淵入。子曰。回。知者若何。仁者若何。顏淵對曰。知者自知。仁者自愛。子曰。可レ謂ニ

子路入る。子曰く、由や、知者は若何、仁者は若何と。子路對へて曰く、知者は(一)人をして己を知らしめ、仁者は人をして己を愛せしむと。子曰く、士と謂ふべしと。子貢入る。子曰く、賜や、知者は若何、仁者は若何と。子貢對へて曰く、(二)知者は人を知り、仁者は人を愛すと。子曰く、士君子と謂ふべしと。顏淵入る。子曰く、回や、知者は若何、仁者は若何と。顏淵對へて曰く、知者は自ら知り、仁者は自ら愛すと。子曰く、明君子と謂ふべきなりと〇子路は孔子に問うて曰く、(三)君子も亦憂有りやと。孔子曰く、君子は其未だ得ざるや、則ち其意を樂しみ、既已に之を得れば、又其治を樂しむ。是を以て終身の樂有りて、一日の憂無し。小人は其未だ得ざるや、則ち得ざるを憂ひ、既已に之を得れば、又之を失はんことを恐る。是を以て終身の憂有りて、一日の樂だも無きなりと。

(一) 自己の他に知られんことを求むる意　(二) 對他的に云ふのみ家語には雅士に作る　(三) 內省的の說事なり老子に自ら知る者は明とあり　(四) 治を爲す意なり理想の實現を豫想して樂しむなり

明君子一矣。○子路問二於孔子一曰。君子亦有レ憂乎。孔子曰。君子其未レ得也。則樂二其意一。既已得レ之。又樂二其治一。是以有二終身之樂一。無二一日之憂一。小人者。其未レ得也。則憂レ不レ得。既已得レ之。又恐レ失レ之。是以有二終身之憂一。無二一日之樂一也。

公輸不レ能レ加二於繩一。聖人莫三能加二於禮一。禮者。衆人法。而不レ知。聖人法而知レ之。

曾子曰。無二內人之疏一。而外人之親一。無二身不善而怨一レ人。無二刑已至而呼一レ天。內人之疏。而外人之

法行篇第三十(一)

公輸(二)も繩に加ふる能はず、聖人も能く禮に加ふること莫し。禮なる者は衆人法るも、而も知らず、聖人のみ法つて之を知る○曾子曰く、(三)內人を之疏んじて、外人を之親しむ無れ。身不善にして人を怨むる無れ。刑已に至りて天を呼ぶ無れ。內人を之疏んじて、外人を之親しむは、亦遠(四)からずや。身不善にして人を怨むは、亦反(五)せずや。刑已に至りて天を呼ぶは、亦晩からずや。詩(六)に曰く、涓涓たる源水、雝がず塞がず。(七)轂已に破碎して、乃ち其輻を大にし、事已に敗れて、乃ち重ねて大息すとも、其れ云に益あらんやと○曾子病あり、(八)曾元足を持す。曾子曰く、元之を志せ、吾汝に語げん。夫れ魚鼈黿鼉は、猶ほ淵を以て淺しと爲して、其中に

親。不㆓亦遠㆒乎。身不善而怨㆑人。不㆓亦反㆒乎。刑已至而呼㆑天。不㆓亦晩㆒乎。詩曰。涓涓源水。不㆑雝不㆑塞。轂已破碎。乃大㆓其輻㆒。事已敗矣。乃重大息。其云益乎 ○ 曾子病。曾元持㆑足。曾子曰。元志㆑之。吾語㆑汝。夫魚鼈黿鼉。猶以㆑淵爲㆑淺。而堀㆓其中㆒。鷹鳶猶以㆑山爲㆑卑。而巣㆓其上㆒。及㆓其得㆒也。必以㆑餌。故君子。苟能無㆓以㆑利害㆒㆑義。則恥辱亦無㆓由至㆒矣。

堀す。鷹鳶は猶ほ山を以て卑しと爲して、其上に巣つくる(九)。其得らるゝに及ぶや、必ず餌を以てす。故に君子、苟も能く利を以て義を害する無くんば、則ち恥辱も亦由り至ること無らん。

(一) 禮に基づく法度の行爲を說く (二) 昔の巧工公輸般も繩墨以外に加ふること能はず (三) 內に疎にして外に親しむを戒しむ (四) 迂遠の義 (五) 道に背反す (六) 逸詩なり雝は壅なり (七) 車の心木の折れたるにひのやを大にするも無益なりとの義 (八) 曾子の長子 (九) 一本巣上に增字あり

子貢問㆓於孔子㆒曰。君子之所㆓以貴㆑玉而賤㆒㆑珉者。何也。爲㆓夫玉之少。而珉之多㆒耶。

子貢は孔子に問うて曰く、君子の玉を貴んで珉を賤しむ所以は何ぞや。夫の玉の少うして、珉の多きが爲かと。孔子曰く、惡賜や、是何の言ぞや。夫れ君子は豈多きを之賤しみ、少きを之を貴ばんや。夫玉は君子德を比す(一)。溫潤にして澤あるは仁なり、縝栗(二)にして理あるは知なり、堅剛にして屈せざるは義なり、廉(三)に

孔子曰。惡。賜。是何言也。夫君子豈多而賤レ之。少而貴レ之哉。夫玉者君子比德焉。溫潤而澤仁也。縝栗而理知也。堅剛而不レ屈義也。廉而不レ劌行也。折而不レ撓勇也。瑕適並見情也。扣レ之。其聲清揚而遠聞。其止輟然。辭也。故雖レ有二珉之彫彫一。不レ若二玉之章章一。詩曰。言念二君子一。溫其如レ玉。此之謂也。

して劌せざるは行なり、折れて撓まざるは勇なり、瑕適(五)並に見はるゝは情なり。之を扣けば、其聲清揚にして遠く聞え、其止むや輟然(六)たるは辭なり。故に珉の彫(七)彫たる有りと雖も、玉の章章(八)たるに若かざるなり。詩に曰ふ、言(九)君子を念ふに、溫として其れ玉の如しと。此之の謂なりと。

㈠ 玉に似て非なる石 ㈡ 比擬するなり ㈢ ひきしまりて堅し ㈣ 角あれども物を傷づけず ㈤ 適も亦瑕なり、疵を謂ふ ㈥ 聲音の絶止する貌 ㈦ 雕飾して文采あり ㈧ 明潔の貌 ㈨ 詩經秦風小戎の篇

曾子曰。同遊而不レ見レ愛者。吾必不仁也。交而不レ見レ敬者。吾必不長也。臨レ財而不レ

曾子曰く、同遊して愛せられざる者は、吾必ず不仁なればなり。交りて敬せられざる者は、吾必ず不長(一)なればなり。財に臨んで信ぜられざる者は、吾必ず不信なればなり。三者身に在らば、曷ぞ人を怨まん。人を怨む者は窮し、天を怨む者は識(二)無し。之を己に失うて、諸を人に反する、豈亦迂ならずやと。○(三)南郭惠子は子貢

見レ信者。吾必不レ信也。三者在レ身。曷怨レ人。怨レ人者窮。怨レ天者無レ識。失二諸己一而反二諸人一。豈不二亦迂一哉。

南郭惠子問二於子貢一曰。夫子之門。何其雜也。子貢曰。君子正レ身以俟。欲レ來者不レ距。欲レ去者不レ止。且夫良醫之門多二病人一。櫽栝之側多二枉木一。是以雜也。

孔子曰。君子

に問うて曰く、(四)夫子の門、何ぞ其の雜れるやと。子貢曰く、君子は身を正しうして以て俟ち、來を欲する者は距まず、去を欲する者は止めず。且つ夫良醫の門には病人多く、(五)櫽栝の側には枉木多し。是を以て雜れるなりと○孔子曰く、君子に三恕有り。君有るも事ふる能はず、臣有りて其(六)使を求むるは、恕に非るなり。親有るも報ずる能はず、子有りて其孝を求むるは、恕に非るなり。兄有るも敬する能はず、弟有りて其令を聽かんことを求むるは、恕に非るなり。士此の三恕に明ならば、則ち以て身を(七)端すべしと○孔子曰く、君子に三思有り、思はざるべからざるなり。少にして學ばざれば、長じて能無し。老いて敎へざれば、死して思はるゝ無し。(九)有りて施さざれば、窮して與へらるゝ無し。是故に君子(八)少くして長を思へば則ち學び、老いて死を思へば則ち敎へ、有りて窮を思へば則ち施すと。

(一) 長ずる所無き意不能に同じ　(二) 天命を知らず　(三) 說苑に南郭子惠に作る　(四) 孔子を指す　(五) 木の曲枉

有ニ三恕一。有ㇾ君不ㇾ能ㇾ事。有ㇾ臣而求ニ其使一。非ㇾ恕也。有ㇾ親不ㇾ能ㇾ報。有ㇾ子而求ニ其孝一。非ㇾ恕也。有ㇾ兄不ㇾ能ㇾ敬。有ㇾ弟而求ニ其聽ㇾ令。非ㇾ恕也。士明ニ於此三恕一。則可ニ以端ㇾ身矣。○孔子曰。君子有ニ三思一。而不ㇾ可ㇾ不ㇾ思也。少而不ㇾ學。長無ㇾ能也。老而不ㇾ教。死無ㇾ思也。有而不ㇾ施。窮無ㇾ與也。是故。君子少思ㇾ長則學。老思ㇾ死則教。有思ㇾ窮則施。

を矯正するため木　(六) 君のために使役するを謂ふ　(七) 端正の端なり正しき義なり　(八) 死後に門人其徳を懐慕せず　(九) 財有るなり

哀公篇第三十一 (一)

魯哀公。問ニ於孔子一曰。吾欲下論ニ吾國之士一與ㇾ之治ㇾ國。敢問何ニ如之一耶。孔子對曰。生ニ今之世一。志ニ古之道一。居ニ今之俗一。服ニ古之服一。舍ㇾ此而爲ㇾ非

魯の哀公、孔子に問うて曰く、吾吾が國の士を論じ、之と國を治めんと欲す。敢て問ふ之を何如かせんと。孔子對へて曰く、今の世に生れて、古の道に志し、今の俗に居て、(二)古の服を服す。(三)此に舍て非を爲す者は、亦鮮からずやと。哀公曰く、然らば則ち夫の(四)章甫絇屨、紳して笏を搢む者は、此れ賢なるかと。孔子對へて曰く、必ずしも然らず。夫れ(五)端衣玄裳、絻して路に乘る者は、志は葷を食ふに在らず。(六)斬衰菅屨、杖して粥を啜る者は、志は酒肉に在らず。今の世に生

者。不亦鮮乎。哀公曰。然則夫章甫絇屨。紳而搢笏者。此賢乎。孔子對曰。不必然。夫端衣玄裳。絻而乘路者。志不在於食葷。斬衰菅屨。杖而啜粥者。志不在於酒肉。生今之世。志古之道。居今之俗。服古之服。舍此而爲非者。雖有不亦鮮乎。哀公曰。善。

れて、古の道に志し、今の俗に居て、古の服を服す。此に舍りて非を爲す者は、有りと雖も亦鮮からずやと。哀公曰く、善しと。

(一)主として魯の哀兵と孔子との問答を叙す　(二)先王の法服をいふ　(三)此の如くしての義　(四)殷代の冠と飾りある履となり紳は大帶　(五)齋戒時の禮服を着て大車に乘る者は葷韮などを食はんとは思はず　(六)喪服なり禮論參照

孔子曰。人有五儀。有庸人。有士。有君子。有賢人。有大聖。哀公曰。敢問。何如斯可謂庸人矣。孔子對曰。所謂庸人者。口不

孔子曰く、人に五儀(一)有り。庸人有り、士有り、君子有り、賢人有り、大聖有りと。哀公曰く、敢て問ふ、何如か斯れ(二)庸人と謂ふべきと。孔子對へて曰く、所謂庸人とは、口に善言を道ふ能はず、心に色色(三)を知らず。賢人善士を選んで、其身を託することを知らず。以て己が憂と爲し、勤行に務めん所を知らず、止交(四)に定めん所を知らず。日に物を選擇するも、貴ぶ所を知らず。物に從ふこと流るゝ如

能レ道二善言一。心不レ知二色色一。不レ知下選二賢人善士一。託中其身上焉。以爲二己憂一。勤行不レ知レ所レ務。止交不レ知レ所レ定。日選二擇於物一。不レ知レ所レ貴。從レ物如レ流。不レ知レ所レ歸。五鑿爲レ正。心從而壞。如レ此則可レ謂二庸人一矣。哀公曰。善敢問。何如斯可レ謂レ士矣。孔子對曰。所謂士者。雖レ不レ能レ盡二道術一。必有レ率也。

くなるも、歸せん所を知らず。(五)五鑿正を爲せども、心は從つて壞る。此の如きは則ち庸人と謂ふべしと。哀公曰く、善し。敢て問ふ、何如なるか斯れ士と謂ふべきぞと。孔子對へて曰く、所謂士とは、道術を盡す能はずと雖も、必ず(六)率ふこと有り。美善を偏くする能はずと雖も、必ず處ること有り。是故に知は多きを務めず、務めて其知る所を(七)審にし、言は多きを務めず、務めて其謂ふ所を審にし、行は多きを務めず、務めて其由る所を審にす。故に知は既已に之を知り、言は既已に之を謂ひ、行は既已に之に由れば、則ち性命(八)肌膚を易ふべからざるが若し。故に富貴も以て益すに足らず、卑賤も以て損するに足らず。此の如きは則ち士と謂ふべしと。哀公曰く、善し。敢て問ふ、何如なるか斯れ君子と謂ふべきと。

(一) 五等の類別 (二) 平凡の人物なり (三) 邑々の誤か悒鬱不安の意 (四) 止立の誤か起居なり (五) 五情なり正は政なり種々に作用すとなり (六) 道義に循行す (七) 當に知るべき點 (八) 性命は我の所有動かすべからざる類なり

雖レ不レ能レ徧ニ美善一、必有レ處也。是故知不レ務レ多。務審ニ其所レ知。言不レ務レ多。務審ニ其所レ謂。行不レ務レ多。務審ニ其所レ由。故知既已知レ之矣。言既已謂レ之矣。行既已由レ之矣。則若ニ性命肌膚之不レ可レ易也。故富貴不レ足ニ以益一也。卑賤不レ足ニ以損一也。如レ此。則可レ謂レ士矣。哀公曰。善。敢問。何如斯可レ謂ニ君子一矣。

孔子對曰。所謂君子者。言忠信而心不レ德。仁義在レ身。而色不レ伐。思慮明通。而辭不レ爭。故猶然如レ將レ可レ及者。君子也。哀公曰。善。敢問。何如斯可レ謂ニ賢人一矣。孔子對曰。所謂賢人者。行中ニ規繩一。而不レ傷ニ於本一。

孔子對へて曰く、所謂君子とは、言忠信にして心に德とせず(一)。仁義身に在るも、色に伐らず。思慮明通にして、辭は爭はず。故に猶然(二)として將に及ぶべからんとするが如き者なり。君子なりと。哀公曰く、善し。敢て問ふ、何如なるか斯れ賢人と謂ふべきと。孔子對へて曰く、所謂賢人とは、行(三)は規繩に中りて、本を傷けず。言は天下に法たるに足りて、身を傷けず。富天下を有てども怨財(四)無く、天下に布施するも貧を病へず。此の如きは、則ち賢人と謂ふべしと。哀公曰く、善し。敢て問ふ、何如なるか斯れ大聖と謂ふべきと。孔子對へて曰く、所謂大聖とは、知は大道に通じ、變に應じて窮らず、萬物の情性を辨する者なり。大道とは、萬物を變化遂成する所以なり、情性とは、(五)然不取舍を理する所以なり。是

言足レ法二於天下一。而不レ傷二於身一。富有二天下一。而無二怨財一。布二施天下一。而不レ病レ貧。如レ此。則可レ謂二賢人一矣。哀公曰。善。敢問。何如斯可レ謂二大聖一矣。孔子對曰。所謂大聖者。知通二乎大道一。應レ變而不レ窮。辨二乎萬物之情性一者也。大道者。所三以變二化遂二成萬物一也。情性者。所三以理二然不取一舍一也。是故其事。大辨二乎天地一。明察二乎日月一。總二要萬物於風雨一。繆繆肫肫。其事不レ可レ循。若二天之嗣一。其事不レ可レ識。百姓淺然。不レ識二其鄰一。若レ此。則可レ謂二大聖一矣。哀公曰。善。

故に其事や、大は天地に辨く(六)、明は日月より察に、萬物を風雨に惣要し(七)、繆繆(八)肫肫として、其事循ふべからず。(九)天の嗣の若く、其事識るべからず。百姓淺然(一〇)として、其鄰を識らず。此の若きは、則ち大聖と謂ふべしと。哀公曰く、善しと。

(一) 總有りと爲さず (二) 悠たる義 (三) 規矩繩墨に中れども本質を傷るに至らずとなり (四) 蘊たる財なるべし (五) 然るか否か取るべきか舍つべきか (六) 普遍の意 (七) 一本總要に作る (八) 錯雜多端の貌なり衆人之に從ふ能はざるなり (九) 萬化を司る義嗣は司に通ず (一〇) 淡然に作るべし人民は其輪郭をも知らずとなり

魯哀公。問二舜冠於孔子一。孔子不レ對。三問。不レ對。哀公曰。寡人問二舜冠

魯の哀公、舜の冠を孔子に問ふ。孔子對へず。三び問へども對へず。哀公曰く、寡人舜の冠を子に問ふに、何を以て言はざると。孔子對へて曰く、古の王者は、(一)務して拘領する者有り。其政は生を好んで殺を惡む。是を以て(二)鳳は列樹に在

於子。何以不レ言也。孔子對曰。古之王者。有ニ務而拘領者一矣。其政好レ生而惡レ殺焉。是以鳳在ニ列樹一。麟在ニ郊野一。烏鵲之巢可ニ俯而窺一也。君不ニ此問一。而問ニ舜冠一。所ニ以不レ對也。

り、麟は郊野に在り。(三)烏鵲の巢も、俯して窺ふべかりき。君此を問はずして、舜の冠を問ふ、對へざる所以なりと。

(一) 帽子を冠して曲れる襟をつく　(二) 鳳凰麒麟は共に聖人の時に出づ　(三) 人々害心なければ鳥恐れざるなり

魯哀公。問ニ孔子一曰。寡人生ニ於深宮之中一。長ニ於婦人之手一。未ニ嘗知レ哀也、未ニ嘗知レ憂也。未ニ嘗知レ勞也。未ニ嘗知レ懼也。未ニ嘗知レ危也。孔子曰。君之所レ問。聖君

魯の哀公、孔子に問って曰く、寡人深宮の中に生れ、婦人の手に長じ、未だ嘗て哀を知らず、未だ嘗て憂を知らず、未だ嘗て勞を知らず、未だ嘗て懼を知らず、未だ嘗て危を知らざるなりと。孔子曰く、君の問ふ所は、(一)聖君の問なり。丘は小人、何ぞ以て之を知るに足らんと。曰く、(二)吾子に非ずば、之を聞かん所無きなりと。孔子曰く、君の廟門に入つて右するや、(三)阼階より登り、(四)榱棟を仰視し、几筵を俛見す。其器存して其人は亡す。君此を以て哀を思はば、則ち哀將焉ぞ至らざらんや。君(五)昧爽にして櫛冠し、平明にして朝を聽く、一物(六)應ぜざるは、亂の端な

之問也。丘小人也。何足以知之。曰。非吾子無所聞之也。孔子曰。君入廟門而右。登自胙階。仰視榱棟。俛見几筵。其器存其人亡。君以此思哀。哀將焉不至矣。君昧爽而櫛冠。平明而聽朝。一物不應。亂之端也。君以此思憂。則憂將焉不至矣。君平明而聽朝。日昃而退。諸侯之子孫。必有在君之末庭者。君以此思勞。俱勞將焉不至矣。君出魯之四門。以望魯四郊。亡國之虛。則必有數蓋焉。君以此思懼。則懼將焉不至矣。且丘聞之。君者舟也。庶人者水也。水則載舟。水則覆舟。君以此思危。則危將焉不至矣。

り。君此を以て憂を思はば、則ち憂將焉ぞ至らざらん。君平明にして朝を聽き、日昃いて退く。諸侯の子孫、必ず君の末庭にある者有らん。君此を以て勞を思はば、則ち勞將焉ぞ至らざらん。君魯の四門を出で、以て魯の四郊を望まば、亡國の虛、則ち必ず數有らん蓋焉。君此を以て懼を思はば、則ち懼將焉ぞ至らざらん。且丘之を聞く、君は舟なり、庶人は水なり。水は則ち舟を載せ、水は則ち舟を覆すと。君此を以て危を思はば、則ち危將焉ぞ至らざらんと。

(一)盛德ある君主にして發すべき好問題なりと (二)君といふ程の義 (三)主人の昇降する階段 (四)家のたるきや棟木 (五)夜明のまだ薄暗き時に起きて髮を整理す (六)順應の意 (七)諸侯の子孫が逃亡して魯朝の末座に在るを指す (八)城の四方の門 (九)墟に通ず (一〇)不要の文字なり

魯哀公。問ニ於孔子ニ曰。紳委章甫。有レ益ニ於仁ニ乎。孔子蹴然曰。君號然也。資衰苴杖者。不レ聽レ樂。非ニ耳不レ能レ聞也。服使レ然也。黼衣黻裳者。不レ茹レ葷。非ニ口不レ能レ味也。服使レ然也。且丘聞レ之。好レ肆不レ守レ折。長者不レ爲レ市。竊ニ其有レ益與ニ其無レ益。君其知レ之矣。

魯哀公。問ニ於孔子ニ曰。請ニ問

魯の哀公、孔子に問うて曰く、紳委(一)章甫、仁に益有りやと。孔子蹴(二)然として曰く、君號ぞ然るや。資衰苴杖(三)する者は、樂を聽かず。耳の聞く能はざるに非るなり、服の然らしむるなり。黼(四)衣黻裳する者は、葷を茹はず。口味ふこと能はざるに非るなり、服然らしむればなり。且つ丘之を聞く、肆(五)を好めば折を守らず、長者は市を爲さずと。其益有ると益無きとを竊(六)せば、君其れ之を知らんと○魯の哀公、孔子に問うて曰く、人を取ることを請ひ問はんと。孔子對へて曰く、健(七)を取る無れ、詌を取る無れ、口啍を取る無れ。健は貪なり、詌は亂なり、口啍は誕なり、故に弓調(八)して後に勁を求め、馬服(九)して後に良を求め、士信愨にして後に知能を求む。士信愨ならずして、有知能多きは、之を譬ふるに其れ豺狼なり。身を以て尒(一〇)くべからずと○語に曰く、桓公は其賊(一一)を用ひ、文公は其盜(一二)を用ふと。故に明主は、計に任じて怒に信せず。闇主は、怒に信せて、計に任ぜず。計の怒に勝つ者は彊、怒の計に勝つ者は亡。

取レ亡人。孔子對曰。無レ取レ健。無レ取レ詌。無レ取二口啍一。健貪也。詌亂也。口啍誕也。故弓調而後求レ勁焉。馬服而後求レ良焉。士信愨而後求二知能一焉。士不二信愨一。而有二多知能一。譬レ之其豺狼也。不レ可二以レ身尒一也。○語曰。桓公用二其賊一。文公用二其盜一。故明主。任レ計不レ信レ怒。闇主信レ怒。不レ任レ計。計勝レ怒者彊。怒勝レ計者亡。

(一)委は周冠なり他は前出 (二)色を變ずる貌 (三)喪服なり前出 (四)祭時の盛服前出 (五)市販を好むものは貨財を折耗せず、温厚の德ある人は市販をなさず (六)察知するなり (七)强力者なり詌は人を脅して言はざらしむる者、啍は多言の者なり (八)調節して度にかなはしむ (九)よく慣して (一〇)近づくる義 (一一)桓公は己を射たる管仲を用ひたり (一二)文公は宦豎頭須の罪を赦して之を用ひたり

定公問二於顏淵一曰。東野子之善馭乎。顏淵對曰。善則善矣。雖レ然其馬將レ失。定公不レ悅。入謂二左右一曰。君子固讒レ人乎。三日而校來謁曰。

定公は顏淵に問うて曰く、東野子(一)は善く馭するかと。顏淵對へて曰く、善は則ち善なり、然りと雖も其馬將に失せん(二)とすと。定公悅びず。入りて左右に謂つて曰く、君子固に人を讒するかと。三日にして校(三)は來り謁げて曰く、東野畢の馬失す。(四)兩驂列し、兩服厩に入ると。定公席を越えて起つて曰く、趨に駕もて顏淵を召せと。顏淵至る。定公曰く、前日寡人が吾子に問ふや、吾子曰く、東野畢の馭、善は則ち善なるも、然りと雖も其馬將に失せんとすと。識らず吾子は、何を

東野畢之馬失。兩驂列。兩服入レ廐。定公越レ席而起曰。趨駕召二顏淵一。顏淵至。定公曰。前日寡人問二吾子一。吾子曰。東野畢之馭。善則善矣。雖レ然其馬將レ失。不レ識吾子。何以知レ之。顏淵對曰。臣以レ政知レ之。昔舜巧二於使一レ民。而造父巧二於使一レ馬。舜不レ窮二其民一。造父不レ窮二其馬一。是舜無二失民一。造父無二失馬一也。今東野畢之馭。上レ車執レ轡。銜體正矣。步驟馳騁。朝禮畢矣。歷レ險致レ遠。馬力盡矣。然猶求レ馬不レ已。是以知レ之也。定公曰。可レ得二少進一乎。

以てか之を知れると。顏淵對へて曰く、臣は(五)政を以て之を知れり。昔は舜は民を使ふに巧にして、(六)造父は馬を使ふに巧なりき。舜は其民を窮せしめず、造父は其馬を窮せしめず。是をもて舜に失民無く。造父に失馬無りき。今は東野畢の馭や、車に上り轡を執るに、(七)銜體正し。步驟馳騁に、(八)朝禮畢す。險を歷り遠を致して、馬力盡く。然も猶馬に求めて已まず。是を以て之を知りきと。定公曰く善し、(九)少しく進むを得べきかと。顏淵對へて曰く、臣之を聞く、鳥窮すれば則ち啄み、獸窮すれば則ち攫み、人窮すれば則ち詐ると。古より今に及ぶまで、未だ其下を窮せしめて、而も能く危無き者は有らざるなりと。

(一) 當時の善馭者 (二) 逸に通ず (三) 馬を掌る校人 (四) 兩服の外馬は分裂して奔逸し中馬は引かれて廐に入るとなり列は裂なり (五) 制馭の方法 (六) 古代の善馭者 (七) 御者の姿勢なるべし (八) 朝廷の禮に滿足に適し出る (九) 其說を進めて更に述ぶる所あれと希望するなり

顔淵對曰。臣聞レ之。鳥窮則啄。獸窮則攫。人窮則詐。自レ古及レ今。未レ有下窮ニ其下一而能無レ危者上也。

堯問ニ於舜一曰。我欲レ致ニ天下一。爲レ之奈何。對曰。執レ一無レ失。行レ微無レ怠。忠信無レ倦。而天下自來。執レ一如ニ天地一。行レ微如ニ日月一。忠誠盛ニ於内一。賁ニ於外一。形ニ於四海一。天下其在ニ一隅一耶。夫有何足レ致也。魏武侯。謀レ事

堯問篇第三十二(一)

堯は舜に問うて曰く、我天下を致さんと欲す、之を爲すを奈何と。對へて曰く、一を執りて失ふ無れ、微を行つて(二)怠る無れ。忠信にして倦む無くば、天下(三)自ら來らん。一を執るは天地の如く、微を行ふは日月の如く、忠誠内に盛んに、外に賁し(四)、四海に形はる。天下は其れ一隅(五)に在らん、夫れ有何ぞ致すに足らんやと〇魏の武侯、事(六)を謀りて當る。羣臣能く逮ぶもの莫し。朝より退いて喜色有り。呉起進んで曰く、亦嘗て楚の莊王の語を以て、(七)左右に聞する者有りやと。武侯曰く、楚の莊王の語は何如と。呉起對へて曰く、楚の莊王事を謀りて當る、羣臣逮ぶもの莫し。朝より退いて憂色有り。(八)申公巫臣進み問うて曰く、王朝して憂色有るは何ぞやと。莊王曰く、(九)不穀事を謀つて當るに、羣臣は能く逮ぶも

而當。羣臣莫能逮。退朝而有喜色。吳起進曰。亦嘗有以楚莊王之語。聞於左右者乎。武侯曰。何如。吳起對曰。楚莊王謀事而當。羣臣莫逮。退朝而有憂色。申公巫臣進問曰。王朝而有憂色。何也。莊王曰。不穀謀事而當。羣臣莫能逮。是以憂也。其在中蘬之言也曰。諸侯自爲得師者王。得友者覇。得疑者存。自爲謀。而莫己若者亡。今以不穀之不肖。而羣臣莫吾逮。吾國幾於亡乎。是以憂也。楚莊王以憂。而君以憙。武侯逡巡再拜曰。天使夫子振寡人之過也。

の莫し。是を以て憂ふるなり。其れ中蘬（一〇）の言に在りては曰く、諸侯自ら師を得る者は王たり、友を得る者は覇たり。疑（一一）を得る者は存し、自ら謀を爲して、己に若くこと莫き者は亡ぶと。今は不穀の不肖を以てして、羣臣吾に逮ぶもの莫し、吾國亡に幾きか、時を以て憂ふるなりと。楚の莊王は以て憂へしに、而るに君は以て憙ぶかと。武侯逡巡（一二）再拜して曰く、天夫子をして寡人の過を振はしむと。

（一）堯舜以下古聖賢の問答を述す　（二）取る事　（三）專心一意の義　（四）飾りあるなり　（五）一隅は擧ぐるに容易なればなり　（六）計劃施設皆宜に適ふなり　（七）王に話し聞かせし人　（八）楚の申邑の大夫　（九）楚王の自ら稱する辭　（一〇）仲虺なり書經參照　（一一）疑惑を決する博識達識の人物　（一二）だち〳〵と後退するなり

伯禽將ㇾ歸二於魯一。周公謂二伯禽之傅一曰。汝將ㇾ行。盍ㇾ志二而子美德一乎。對曰。其爲ㇾ人寬。好自用以愼。此三者。其美德也已。周公曰。嗚呼。以二人惡一爲二美德一乎。君子好以二道德一。故其民歸ㇾ道。彼其寬也。出ㇾ無ㇾ辨矣。汝又美ㇾ之。彼其好自用也。是所二以窶小一也。君子力如ㇾ牛。不二與ㇾ牛爭一ㇾ力。

伯禽(一)將に魯に歸らんとす。周公は伯禽の傅(二)に謂つて曰く、汝將に行かんとす、盍ぞ而(三)が子の美德を志さざると。對へて曰く、其人と爲りや寬、好んで自ら用ひて以て愼しむ。此の三者は其の美德なりと。周公曰く、嗚呼、人の惡を以て美德と爲すか。君子は好むに道德を以てす、故に其民は道に歸す、彼其れ寬なるは、辨(四)無きに出づるなり。汝又之を美とす。彼其好んで自ら用ふるは、是窶(五)小なる所以なり。君子は力牛の如きも、牛と力を爭はず。走ること馬の如きも、馬と走ることを爭はず。知は士(六)の如くなるも、士と知を爭はず。彼の爭なる者は、均(七)しき者の氣なるに、汝又之を美とす。彼其の愼なるや、是其淺(八)き所以なり。之を聞く、曰く、越踰(九)して士を見ざる無れと。士を見ては問うて曰く、乃ち察(一〇)ならざること無きかと。聞かざれば卽ち物至ること少く、至ること少なければ則ち淺し。彼の淺なる者は、賤人の道なるに、汝又之を美とするか。

(一) 周公の子始めて魯に封ぜられし人　(二) 守役なり　(三) 汝が傅たる所の伯禽の美點を誌せとなり　(四) 善惡を

走如馬。不與馬爭走。知如士。不與士爭知。彼爭者。均者之氣也。汝又美之。彼其愼也。是其所以淺也。聞之。曰。無越踰不見士。見士問曰。無乃不察乎。不聞即物少至。少至則淺。彼淺者。賤人之道也。汝又美之。

辨知せず　(五)人物の小なるを謂ふ　(六)卑下にして事を掌る者　(七)相匹敵する者　(八)智慮遠近なり　(九)日を越えて士を見ざること無れに作るべし、一日と雖も士を見ざる勿れとなり　(一〇)壅蔽を懼るゝなり

吾語汝。我文王之爲子。武王之爲弟。成王之爲叔父。吾於天下不賤矣。然而吾所執贄而見者十人。還贄而相見者三十人。貌執之士者。百有餘人。欲言而請畢事者。千有

吾汝に語げん。我は文王には之子爲り、武王には之弟爲り、成王には之叔父爲り。吾は天下に於て賤しからず。然り而して吾が贄を執りて見る所の者十人あり。(一一)贄を還して相見る者は三十人あり。(一二)貌執の士は、百有餘人。言はんと欲して(一四)事を畢べんと請ふ者は、千有餘人なり。是に於て吾は僅に三士を得て、以て吾身を正しうして、以て天下を定めき。吾が三士を得し所以の者は、十人と三十人との中に亡くして、乃ち百人と千人との中に在りき。故に上士は、吾(一五)薄く之が貌を爲し、下士には、吾厚く之が貌を爲す。人皆我を以て、(一三)越踰して士を好むと爲すも、然も故に士至りぬ。士至りて後に物を見、物を見て然る後に、其是非の在る所

餘人。於ㇾ是吾僅得二三一焉。以正二吾身一以定二天下一。吾所三以得二三士一者。亡下於十人與二三十人一中上。乃在下百人與二千人一之中上。故上士吾薄爲二之貌一。下士吾厚爲二之貌一。人皆以ㇾ我。爲二越踰好一ㇾ士。然故士至。士至而後見ㇾ物。見ㇾ物然後。知二其是非之所一ㇾ在。戒ㇾ之哉。汝其以二魯國一驕ㇾ人幾矣。夫仰ㇾ祿之士。猶可ㇾ驕也。正ㇾ身之士。不ㇾ可ㇾ驕也。彼正ㇾ身之士。舍ㇾ貴而爲ㇾ賤。舍ㇾ富而爲ㇾ貧。舍ㇾ佚而爲ㇾ勞。顏色黎黑。而不ㇾ失二其所一。是以天下之紀不ㇾ息。文章不ㇾ廢也。

を知る。之を戒しめよや。汝其れ魯國を以て人に驕らば(七)幾からん。夫れ祿を仰ぐの士には、猶驕るべし、身を正すの士には驕るべからざるなり。彼身を正すの士は、貴を舍てて賤を爲し、富を舍てて貧を爲し、佚を舍てて勞を爲し、(八)顏色黎黒なるも、其所を失はず。是を以て天下の(九)紀息まず、文章廢らざるなりと。

(一) 周公の自ら贄を執りて尊敬する人物 (二) 先方の贄を還して敢て當らずと辭するなり (三) 禮貌を整へて接待する者 (四) 卑賤の士にも十分に其説を述べ盡さしむるなり (五) 中心の恭敬を致す故に貌を輕うす (六) 越えすぐるなり前出 (七) 危に通ず (八) 勞苦して顏色黒くなるも履行する禮義を失はず (九) 綱紀なり

話曰。繒丘之封人。見二楚相孫叔敖一曰。吾

語に曰く、(一)繒丘の封人、楚の相孫叔敖を見て曰く、吾之を聞く、官に處ること久しき者は、士之を妬み、祿厚き者は、民之を怨み、位尊き者は、君之を恨む

聞レ之也。處レ官久者。士妬レ之。祿厚者。民怨レ之。位尊者。君恨レ之。今相國有二此三者一。而不レ得二罪楚之士民一。何也。孫叔敖曰。吾三相レ楚。而心愈卑。每レ益レ祿。而施愈博。位滋尊。而禮愈恭。是以不レ得二罪於楚之士民一也。

子貢問二於孔子一曰。賜爲二人下一。而未レ知也。孔子曰。爲二人

と。今相國は此の三者有りて、而も罪を楚の士民に得ざるは何ぞやと。孫叔敖曰く、吾三たび楚に相として、心愈〻卑しく、祿を益す每に、施愈〻博く、位滋〻尊くして、禮愈〻恭し。是を以て罪を楚の士民に得ざるなりと○子貢は孔子に問うて曰く、賜は人の下爲るも、未だ知らざるなりと。孔子曰く、人の下爲る者は、其れ猶土のごときか。深く之を扫りて、甘泉を得。之に樹ゑて五穀蕃し、草木殖し、禽獸育す。生るれば則ち立ち、死すれば則ち入り、其功を多くして息とせず。人の下爲る者は、其れ猶土のごとしと○昔は虞は宮之奇を用ひずして晉之を幷せ、萊は子馬を用ひずして、齊之を幷せ、紂は王子比干を刳いて、武王之を得たり。賢を親しみ知を用ひず、故に身死して國亡びたり。

(一) 地名郚丘に作るべし封人は疆域を守る官人 (二) 人の下たるも未だ下たるの道を知らずと (三) 掘るに同じ (四) 人生るれば地に立ち死すれば地に入る (五) 德とせざる義 (六) 左傳參照 (七) 子馬の事蹟未詳左傳說苑などに萊の亡せし記事あり參照すべし

下一者。其猶レ土也。深扣レ之。而得二甘泉一焉。樹レ之而五穀蕃焉。草木殖焉。禽獸育焉。生則立焉。死則入焉。多二其功一而不レ息。爲二人下一者。其猶レ土也。○昔虞不レ用二宮之奇一。而晉并レ之。萊不レ用二子馬一。而齊并レ之。紂刳二王子比干一。而武王得レ之。不レ親レ賢用レ知。故身死國亡也。

爲レ説者曰。孫卿不レ如二孔子一。是不レ然也。孫卿迫二於亂世一。鰌二於嚴刑一。上無二賢主一。下遇二暴秦一。禮義不レ行。教化不レ成。仁者詘約。天下冥冥。行全刺レ之。諸侯大傾。當二是時一也。知者不レ得レ慮。能者不レ得レ治。賢者不レ得レ使。

説を爲す者は曰く、孫卿は孔子に如かずと。是然らざるなり。孫卿は亂世に迫(一)られ、嚴刑に鰌(二)せられ、上は賢主無く、下は暴秦に遇ふ。禮義行はれず、教化成らず。仁者は詘約(三)し、天下冥冥として、行全きも之を刺り、諸侯大いに傾く。是の時に當りてや、知者も慮ることを得ず、能者も治ることを得ず、賢者も使ふことを得ず。故に君上蔽はれて觀る無く、賢人距(四)まれて受けられず。然らば則ち孫卿、聖を懐ふの心を將ち、佯狂の色を蒙り、天下に視すに愚を以てするのみ。詩に曰く、既(五)に明に且哲、以て其身を保つと。此之の謂なり。是其の名聲白(六)ならず、徒與衆からず、光輝博からざりし所以なり。今の學者、孫卿の遺言餘教を得ば、以て天下の法式表儀と爲すに足らん。存する所の者は

故君上蔽而無レ覩。賢人距而不レ受。然則孫卿。將ニ懷レ聖之心一。蒙ニ佯狂之色一。視ニ天下一以レ愚。詩曰。既明且哲。以保ニ其身一。此之謂也。是其所ニ以名聲不レ白。徒與不レ衆。光輝不レ博也。今之學者。得ニ孫卿之遺言餘教一。足ニ以爲ニ天下法式表儀一。所レ存者神。所レ過者化。觀ニ其善行一。孔子弗レ過。

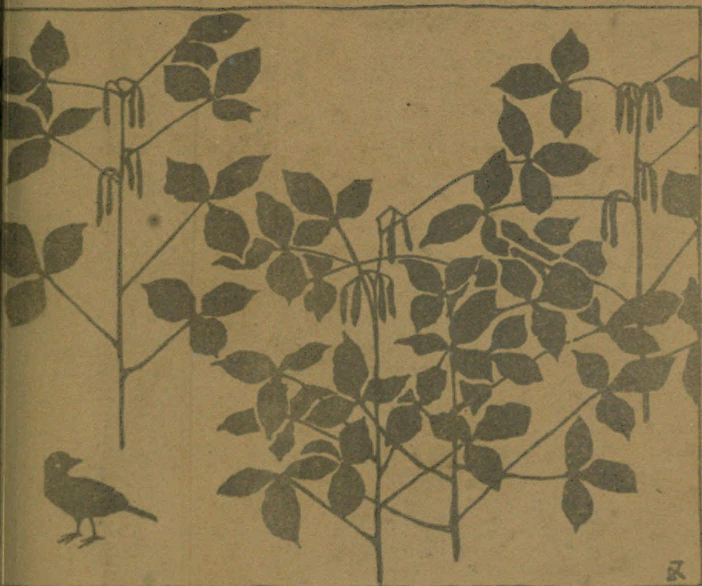
神、過ふ所の者は化す。其善行を觀るに、孔子も過ぎず。世詳に察せずして、聖人に非ずと云ふは奈何。天下治らざるは、孫卿が時に遇はざればなり。德は堯禹の若くなるも、世之を知ること少く、方術用ひられず、人の疑ふ所と爲りき。其知至明にして、道を脩め行を正しうし、以て(七)綱紀爲るに足りき。嗚呼賢なる哉。宜しく帝王と爲るべし。(八)天地知らず、桀紂を善として、賢良を殺し、比干は心を剖かれ、孔子は匡に拘はれ、(九)接輿は世を避け、(一〇)箕子は佯狂し、(一一)田常は亂を爲し、(一二)闔閭は彊を擅にせり。惡を爲すものは福を得、善者は殃有り。今の說を爲す者、又其實を察せず、乃ち其名のみを信ず。時世同じからず。譽は何に由りて生ぜん。政を爲すを得ず、功安ぞ能く成らん。志脩り德厚くば、孰か賢ならずと謂はんや。

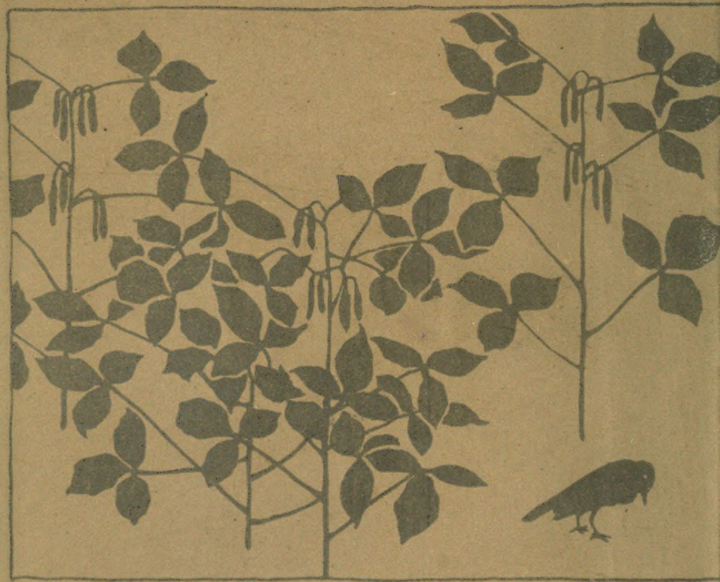
(一)荀子の弟子が荀子を贊せし語なり　(二)議兵篇に出づ　(三)屈伏せられて自由を失ふ　(四)拒否せられて受入るゝ者なし　(五)詩經大雅烝民の篇　(六)明白高大　(七)一本綱紀を紀綱に作る　(八)天地は荀卿の如き大賢あるを知らず即ち善を知らずとなり　(九)楚の賢人なり佯り狂して世を避く　(一〇)殷紂の庶父なり亦佯狂せり　(一一)

世不詳察。云非聖人。奈何。天下不治。孫卿不遇時也。德若堯禹。世少知之。方術不用。爲人所疑。其知至明。脩道正行。足以爲綱紀。嗚呼賢哉。宜爲帝王。天地不知。善桀紂。殺賢良。比干剖心。孔子拘匡。接輿避世。箕子佯狂。田常爲亂。闔閭擅彊。爲惡得福。善者有殃。今爲説者。又不察其實。乃信其名。時世不同。譽何由生。不得爲政。功安能成。志脩德厚。孰謂不賢乎。

陳敬仲の後にして齊を篡ひし人　㈡ 吳王なり

荀子終






EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02969 5541

